

二〇一四年度～二〇一八年度  
科学研究費補助金・基盤研究B(課題番号26284095)  
研究成果報告書

幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩

二〇一九年三月

研究代表者 岩城卓二(京都大学人文科学研究所)

二〇一四年度～二〇一八年度

科学研究費補助金・基盤研究B(課題番号26284095)

研究成果報告書

幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩

二〇一九年三月

研究代表者 岩城卓二(京都大学人文科学研究所)

## 本書の内容

本書は、科学研究費補助金・基盤研究B(課題番号26284095)「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」(研究期間二〇一四・四・一〜二〇一九・三・三一)の研究報告である。

本研究は、幕府の軍事拠点としての大坂・大坂城という視点から、幕末期における大坂と畿内・近国藩の関係を分析し、幕末期大坂論の構築を目指したもので、以下の四点を具体的な課題とした。

- (1) 幕末期(天保年間から慶応年間)に大坂城守衛の任を負う定番・在番・加番を務めた播磨山崎藩一万石本多家、但馬豊岡藩一万五〇〇石(幕末期)京極家、近江水口藩二万五〇〇石加藤家の関係史料を調査し、本多家文書は史料集を作成。
- (2) 幕末新設の軍事職の役割、將軍京坂滞在時・長州戦争時の幕府支配機構・広域支配の研究。
- (3) 大坂湾海防に動員された畿内・近国藩の研究。
- (4) 西国諸藩、とくに九州諸藩の蔵屋敷を例に、西国藩と大坂の関係についての研究。

史料調査・研究は(1)〜(4)ごとに担当を決め、本書では、その成果を「畿内・近国支配」「蔵屋敷」「畿内・近国藩」「大坂湾海防」の四つにまとめた。それぞれの調査の概要・成果については、本報告書所収の各論文を読んできたいが、以下、各論文ではふれられなかった点を中心に、成果をまとめておきたい。

(1)については、山崎藩本多家の藩政文書と豊岡藩京極家の家臣舟木家文書を調査した。ともに新出文書を確認し、目録を作成した。畿内・近国には五万石以下の中小藩が多く、まとまった藩政文書はあまり残されていないとされてきたが、近年、それらの藩政文書や藩士の文書が確認されている。本多家と舟木家の文書は、その代表といえ、本科研では、前者は藩政日記のデジタルデータ化・翻刻、新たに確認された近世・近代文書の整理、後者は写真の撮影と文書目録を作成し、本書には書簡類を中心とする約一〇〇〇点の目録を掲載した。目録を作成し、一部の文書をデジタルデータ化したことで、今後の研究の基盤整備ができたと考ええる。

研究成果においては、藩政日記の史料としての性格、藩政にとって加番を務めることの意味、小藩の政治的・軍事的位位置など、幕末における畿内・近国藩研究に新しい論点を提示できたと考える。また、書簡の分析により、家老クラスの藩士と儒学者との交流を明らかにできた。こうした藩を越えた交流は山崎藩の藩政日記からも確認できる。一方で、当初、予想していなかった多くの新出文書が発見され、その整理に時間を費やされたため、両文書の相互比較から幕末期における中小藩の藩政を検討することはできなかった。

なお、仮目録ではあるが、山崎本多家藩記念館所蔵文書・但馬豊岡藩士舟木家文書目録を掲載した。

近江水口藩加藤家については調査ができなかったが、摂津尼崎藩の幕末関係文書を翻刻した。尼崎藩は大坂城守衛に関わり、畿内・近国の幕末期を考える上で重要な藩であるが、まとまった同藩の藩政史料は確認されていない。そこで本科研では、幕末期の尼崎藩政において重要な位置を占めた服部元彰の關係史料が残されている早稲田大学図書館所蔵服部文庫から「伺手控 二」を翻刻した。同史料は諸研究でも用いられてきたが、翻刻したことによって今後の研究に資すると考える。

(2)については、大坂城代土屋寅直の關係史料と、公益財団法人三井文庫所蔵の將軍上洛・在坂時關係史料の調査を行った。

幕末期に大坂城代を務めた土屋寅直の關係史料は、国文学研究資料館・大阪市立中央図書館に所蔵されている。すでに諸研究で用いられているが、これらの文書の全貌を把握した上での利用とはいえない。そこで本科研では、幕末政治史と関連させながら、史料の性格付けを行った。今後、これらの文書を利用する上での指針を提示できたと考える。

大坂城代の文書の検討が必要なように、近年の諸研究に学べば、(2)の課題に取り組み上で、幕府側の文書の検討が不可欠である。そこで、本科研では国立公文書館所蔵『諸用留』より關係史料を収集・翻刻した。断片的な文書が多いが、加番願や大塩の乱関係の文書も多く含まれており、今後の研究に資すると考える。

將軍上洛・在京・在坂に関わる史料は、さまざまな文書群に散見され、研究も進められているが、取り組むべき課題は將軍が江戸を離れて在京・在坂することによる財政構造の変容であろう。三井文庫に關係史料が残されていることから、本科研では大坂を拠点にした幕府勘定奉行・勘定所役人の動向について検討した。今後、上方が財政支出の中心地になるという財政の側面から幕末史を考えることについての問題提起ができたと考ええる。

畿内・近国では個別領主支配に加えて、幕府の広域支配が行われていたことはよく知られているが、幕末期における変容や、近代の行政への継承については、解明されてこなかった。そこで、本科研では、幕末期の大坂町奉行所による医療行政、とくに種痘行政を中心に検討した。慶応三年(一八六七)の除痘館公館化を画期として、大坂町奉行所の種痘行政の性格が質的に変化したこと、新しい医療行政を生み出すテコとなつたのは、大坂町奉行所が有していた広域支配権であったことなど、幕末における幕府広域支配の研究に新しい論点を提示できたと考える。

長州戦争に関わる史料は、明治大学博物館所蔵日向延岡藩内藤家文書、福岡県立図書館所蔵黒田家文書をはじめ關係史料を収集したが、具体的な研究には取り組めなかった。

その他、幕末における大坂城の位置についての研究に取り組み、今後の幕末政治史研究が共有すべき基本的事項を提示できた。

(3)については、七万石の外様大名である豊後岡藩の大坂湾海防について、大分県竹田市所蔵の藩士熊田文書の調査と、重要史料の翻刻を行った。大坂湾海防を担ってきた他の外様大名に比べると小藩である岡藩が海防を担った背景として、朝廷との関係性が考えられることを指摘し、關係史料を翻刻したことで、大坂湾海防研究は一層の広がりを持ち、進展すると考える。

大坂湾海防研究では、絵図史料の活用が必要となる。そこで本科研では、関連する絵図史料のデータを収集した。作成した大坂湾海防関係絵図データは、今後の研究に資するであろう。

大坂湾海防研究を進める上で、幕府軍艦や外国船など蒸気船の燃料となる石炭の確保は重要な問題である。そこで本科研では、生野銀山の石川家文書より高取山石炭関係史料を収集し、検討した。絵図と合わせて、石炭関係史料の発掘は、今後の重要な課題となろう。

(4)については、明治大学博物館内藤家文書の大坂蔵屋敷関係文書を調査し、マイクロフィルムの紙焼きを収集した。幕末期ではないが、陸奥磐城平より日向延岡への転封を契機に蔵屋敷が設けられたことの意味について検討したことで、西国大名にとっての大坂の位置を考える論点を提供できたと考える。内藤家文書には、国元と江戸藩邸で交わされた御用状の記録がまとまって残されており、両地の中継点としての大坂の役割が知られる。江戸と国元の中継点としての大坂は、播磨山崎藩でも確認でき、情報伝達が活発となる幕末の研究でも有効な視点になると考える。

また『諸用留』より大塩の乱の鎮圧における蔵屋敷の動向が知られる文書を収集し、翻刻した。拝領屋敷である江戸の藩邸が江戸の諸門の警衛を始め軍役を担うのに対して、大坂蔵屋敷は武力保持の必要がなく、大塩の乱における鎮圧への動員に戸惑っていることは、幕末における大坂・京都の警衛・守衛を考える上で重要な視点になろう。

その他、福岡県立図書館所蔵黒田家文書より幕末の大坂蔵屋敷関係文書を収集した。京都警衛、とりわけ親兵について興味深い史料を収集できたが、本科研では活用できなかった。

当初の予想を上回る多数の新出史料を確認したため、その整理と個別研究に時間を費やし、幕末の大坂論の構築には至らなかったが、今後の研究の基盤を整備することはできたと考える。

なお本科研は、以下のメンバーで進めた。

研究代表者 岩城卓二(京都大学人文科学研究所)

研究分担者 小倉 宗(関西大学文学部)・添田 仁(茨城大学人文社会科学部)・日比佳代子(明治大学文学部)・藤本仁文(京都府立大学文学部)・村田路人(大阪大学大学院文学研究科)・藪田 貫(関西大学)

研究協力者 河野未央(尼崎市立地域研究史料館)・菅 良樹(淳心学院中・高等学校)・高久智広(神戸市教育委員会)

研究会は、大坂諸藩研究会と共催した。末筆ながら研究会開催にあたってご協力いただいた浅井雅氏、史料調査において御高配を賜った関係機関のみなさま、山崎藩藩政日記を翻刻していただいた上原駿一氏・佐藤一希氏・綱澤広貴氏・戸田靖久氏・藤尾隆志氏に御礼を申し上げます。

(岩城卓二)

目  
次

## 畿内・近国支配

幕末の政局と大坂城

宮本 裕次

3

大坂城代土屋寅直の関係史料

小倉 宗

9

『諸用留』に記録される畿内・近国支配および畿内・近国藩関係文書

岩城 卓二

21

大坂加番願について

岩城 卓二

47

三井文庫所蔵の將軍上洛・在坂時関係史料について

藤本 仁文

73

幕末期における大坂町奉行所の広域支配と医療行政―種痘事業の検討から―

村田 路人

77

## 蔵屋敷

内藤藩の大坂屋敷―延享四年の転封を基点に―

日比 佳代子

89

大塩の乱の鎮圧における畿内・近国藩と大坂蔵屋敷の動員

岩城 卓二

101

## 畿内・近国藩

播磨山崎藩本多家の藩政文書

岩城 卓二

149

山崎藩本多家の幕政における政治的・軍事的役割

菅 良樹

207

但馬豊岡藩士舟木家文書について

1 舟木家文書調査の概要

藪田 貫

231

2 舟木氏の代々―挟箱收藏古文書の分析を中心に―

高久 智広

235

3 舟木氏文書のうち鎧櫃收藏古文書について

高久 智広

242

4 舟木家当主と儒者との交流―薬箱收藏文書を中心に―

藪田 貫

251

5 舟木家文書のうち薬箱所蔵文書目録

257

服部文庫「伺手控 二」について

河野 未央

319

## 大坂湾海防

豊後岡藩の大坂湾海防関係史料について

添田 仁

365

大坂湾防備と絵図史料

高久 智広

415

高取山石炭関係史料について ―生野銀山「石川家文書」の紹介―

添田 仁

431



畿内・近国支配

## 幕末の政局と大坂城

宮本裕次

大坂城は元和五年（一六一九）に幕府の直轄となり、翌年、二代将軍徳川秀忠の命によって再築工事が開始された。あわせて在坂、在城の役職が整えられるとともに兵糧や武器弾薬も常備され、大坂城は幕府による西国支配の拠点としての実質を備えていく。こうした体制は以後の泰平の世にあつて、他の組織と同様緊張感を低下させ、自己目的化の傾向を強めていく。しかしながら江戸時代を通じて幕府の拠点だったことは、この城が幕末政治の舞台に躍り出る前提となつた。

嘉永六年（一八五三）のペリー来航と翌年に締結された日米和親条約により、外交の唯一の窓口としての長崎、および外交情報の中継拠点としての大坂城の役割は変容を余儀なくされる。さらに同七年（安政元年）のロシア・プチャーチンの大坂・天保山沖来航を機に、西欧諸国と対峙しその圧力から朝廷を守るという役割が加わつた。これまで果たしてきた役割の延長ではあるが、存在感と発言力を強める西南雄藩に対する抑止力も改めて重視されていく。

こうした様々な要請が加わる中、幕末の大坂城は揺れ動く政局に対応するためいかなる場として使われ、歴史の舞台になつたか。ここではそれを將軍（十四代家茂、十五代慶喜）の来城を軸に素描する。

### 徳川家茂の大坂来城

十四代将軍徳川家茂は、在職中に大きくわけて三度、大坂城に入った。はじめは文久三年（一八六三）で、將軍としては家光以来二百二十九年ぶ

りである。ただしこの時の目的は上洛で、大坂城滞在は一時的だった。

家茂は三月四日に陸路の上洛して二条城に入った。当初の上洛目的は和宮との婚儀に対する天皇への答礼、公武一和と政務委任の確認だったのだが、高まる尊王攘夷運動の中、朝廷はこれを好機に攘夷の決行を幕府に迫り、家茂は京都にとどめられ苦境に立たされた。世間は、天皇と將軍の上下関係を改めて確認した。

この間、一時的に家茂が京都を離れた先が大坂だった。城に入ったのは四月二十一日の夜。御座所は本丸御殿の中の銅御殿である。翌月十一日に再び上洛するまで家茂は城内の櫓を巡視し、海上に赴いて大坂湾の巡視を行った。大坂夏の陣で大坂城が落城した日にあたる五月七日には天守台にのぼり、側近とゆかりの地などを遠望している。大坂城は寛文五年（一六六五）の火災により天守を失っていた。また同日、筋鉄門内側に設けられていた訓練場を視察した。

家茂が江戸に戻つたのは六月で、同月九日に京都を發して大坂城に入り、十三日に海路江戸へ向かつた。幕府の蒸気船順動丸による数日の航海である。西洋式艦船によって、將軍が江戸と大坂という幕府の両拠点を、京都を経ず数日で往復できることが証明されたのである。この年八月十八日には政変が起こり、朝廷の尊王攘夷派が掃された。

次の来城は翌文久四年（元治元年、一八六四）の一月と五月である。一月八日に家茂は海路大坂に到着し、入城の上、十四日に上洛する。目的は有力諸侯を構成員とする参預会議への支援だったが、参預会議は内部分

裂する。家茂はこれにより幕府独裁による旧来型の体制強化を志向し、天皇の支持を取り付けて京都を離れ、五月七日に大坂に至った。そして十一日から翌日にかけて再び大坂湾巡視をしたのち、十六日に出立して江戸へ戻る。大坂湾巡視の際、家茂は勝海舟の進言を入れて海軍の組織改革を許可した。勝は大坂城において海軍奉行に任命され大坂船手は廃止された。

#### 長州戦争の司令部

家茂が江戸に戻ってから二か月後の元治元年（一八六四）七月、禁門の変が起きた。長州藩は御所へ突入をはかって会津藩・薩摩藩をはじめとする幕府軍に撃退され、孝明天皇の怒りを買う。これにより第一次長州戦争が始まった。

將軍の指揮のもと動員された諸大名が朝敵の大名を攻めるのは、独裁強化をめざす幕府にとって絶好の機会である。しかし諸大名は戦意に欠け、消耗をかえりみず幕府への忠節を競うような状況が生まれなかったため、体制づくりは難航した。

総督となった元尾張藩主の徳川慶勝は十月二十二日、大坂城に諸大名の重臣クラスを集め、軍議を開いた。慶勝は十一月一日に宿所の北御堂（本願寺津村別院）から出陣する。しかしこの戦争は西郷隆盛の奔走によって直接対決に至らず、長州藩の恭順という形で決着をみた。ともあれ大坂城が西国への出撃拠点となり、総督が城内で將軍の軍令を伝達するといった場面がここに出現したのである。

しかし間もなく長州藩内では高杉晋作を中心とするクーデターが起こり、同藩は再び幕府への対決姿勢を取り始める。第一次長州戦争の収束を幕府の権威回復ととらえていた幕府は、再度長州の征伐を決断し、家茂は翌慶応元年（一八六五）五月十六日に江戸を発ち上洛した。大坂城には閩

五月二十五日に入る。目論見ではすみやかに勅許を得てこの城で指揮を執るつもりだったのだが、勅許引き出しの難航や長州藩の交渉引き延ばしなどにより、結局家茂は翌年の死去まで大坂城にとどまることになる。この間に彼は九月十五日から二十三日まで、また十月三日から翌十一月三日まで大坂城を不在にした。前者は勅許を得るための上洛、後者は条約締結・兵庫開港などをめぐって朝廷と衝突し、將軍辞表を出して江戸に戻ろうとしたためである。

在城の間、家茂は精力的に戦いの指揮を執る將軍の姿をアピールし、自軍を鼓舞した。城内の視察のほか、玉造講武所における訓練の視察も繰り返し行っている。しかし戦闘が慶応二年六月に始まったころには体調が悪化。敗報が次々にもたらされる中、七月二十日に死去した。家茂は大坂城で生涯を終えた唯一の徳川將軍である。死は八月二十日まで秘せられた。

この時期の家茂の動静を伝える「昭徳院殿御在坂日次記」（『続徳川実紀』収録）によると、彼は六月二十五日に大広間に出たのを最後に御座の間から出ていない。死去十日前の七月十日条には「八つ半時過ぎ、この程の御様子、表御役人にも御案じ申し上げるべしと思し召され、御目見え仰せ付けられ候間、寄せ候様仰せ付けらる。御用掛衆へ御達し申し、ほどなく御座所御二の間へ、陸軍奉行溝口伊勢守、大目付滝川播磨守・川勝美作守、御勘定奉行小笠原摂津守、大坂町奉行松平大隅守・竹内日向守、御目付戸川伊豆守（以下目付八名略）、右召し出され、お目見え仰せ付けらる。御側近くまで罷り出、御様子篤と拝見仰せ付けらる。種々御沙汰これあり。一同ことのほか有り難がり、ほどなく引き申し候」とある。死去前日の十九日条には「八つ時過ぎ、伊賀守殿（板倉勝静）はじめ御年寄衆、若年寄衆、御側衆まで残らず御座所へ出らる。御人私御用これあり。ほどなく引かれ申し候」とある。二十日以降は見舞いや診療の記事が中心で、八

月二十日の死去の公表では本丸御殿の「御料理之間」で死去したと記されているが、七月十九日条からも実際は御座所(銅御殿)だった可能性が高い。

#### 徳川慶喜と大坂城(宗家相続まで)

ここでは彼が將軍職を継承する前、將軍後見職ついで禁裏守衛総督・摂海防衛指揮を務めていた頃の来坂・来城をまとめる。

文久三年(一八六三)、八月十八日の政変で公武合体派が主導権を握ると、国家の方針にかかわる合議機関として「参預会議」が京都で組織され、慶喜が呼び出された。慶喜は十一月二十一日、海路大坂に至り、二十六日に京都へ向かった。

しかし参預会議は翌元治元年(一八六四)三月に解体した。慶喜は有力大名の国政参加を拒絶したい幕府の意向に沿い、解体に手を貸している。同月慶喜は將軍後見職を免ぜられて禁裏守衛総督、摂海防衛指揮となり、五月には家茂とともに来坂し、大坂湾巡見にも同行した。十六日には家茂の江戸帰還を見送り、二十日に京都に戻る。七月に起きた禁門の変では禁裏守衛総督として幕府軍を指揮し、長州軍を撃退した。

翌慶応元年(一八六五)閏五月二十五日に家茂が大坂城に入ると、慶喜は六月二日に京都から来坂し、登城して家茂に着坂の挨拶をした。その後頻繁に京坂間を往来し、大坂城の家茂と連携して長州再征の勅許を朝廷から得るための運動を行う。しかし勅許が得られたのとはほぼ同時に、將軍の大坂滞在を好機とみた諸外国が大坂湾に来航し、兵庫開港を求めて圧力をかけた。大坂の幕府はこれを独断で受け入れ朝廷と対立してしまう。朝廷の介入に嫌気がさした家茂が將軍辞職を申し出て江戸に戻ろうとするのを押しとどめ、大坂城に戻す役割を果たしたのは慶喜だった。彼は粘り強

く朝廷に説き、兵庫開港の勅許は得られなかったが七年前の安政の五か国条約の勅許を得ることに成功した。十二月には十三日から二十二日まで在坂し、長州との交渉について家茂と協議を重ねている。

家茂が翌慶応二年七月二十日に死去する前後に慶喜は大坂に赴いており、十七日・十八日・二十三日に登城した。彼は家茂の死が秘せられている間、將軍にかわつて長州戦争指揮の構えを見せたが、小倉口での幕府軍敗戦の報を受けて戦闘の中止を画策する。その結果八月二十日に家茂の死と慶喜の宗家相続が公表され、戦闘中止の勅命が出された。相続の場となったのは家茂が死去した大坂城で、この日慶喜は京都から来坂して大坂城西の丸の大坂城代屋敷に入り、公表後は本丸に移っている。江戸城での方式に準じ西の丸から本丸への移徙を大坂城で行ったのかもしれない。家茂の遺骸は翌月二日大坂城を出て海路江戸へ移送され、慶喜はこれを見送ったあと翌五日に京都へ戻った。

#### 徳川慶喜と大坂城(宗家相続後)

慶喜は宗家相続後も、將軍職に就いた同年十二月五日以後も江戸に戻っていない。彼の拠点はそれまでと同様に京都であり、宗家相続後は大坂城を外交拠点とした。

彼は將軍職につく前の十一月、外国公使に対し会見を大坂城で行う旨を通知した。これは孝明天皇の死去(十二月二十五日)により延期されたが、翌慶応三年(一八六七)三月二十八日から四月一日かけて公式会見が実現する。相手はイギリス・オランダ・フランス・アメリカの四か国(会見順)である。慶喜は外交上の元首である立場を利用し、会見場となった本丸御殿大広間において兵庫開港を自らの責任で実現させることを諸外国に明言した。各国公使は慶喜の指導力を高く評価する。彼が江戸城ではな

く大坂城を会見場として選んだのは、西国雄藩を制しつつ自身のめざす積極的な開国に朝廷を巻き込む意図があったからだろう。この時点で開港の勅許は得られていなかったが、五月二十三日に勅許を引き出すことに成功した。

この時期、慶喜は親密だったフランス公使のロッシュをしばしば大坂城に招いて会談し、彼の提案を受けて將軍権力の強化をはかる改革に取り組んだ。この動きに薩摩藩をはじめとする討幕派は強く反発し、実力行使による局面の打開が検討されていく。彼らにとっては、幕府が大坂・大坂城を拠点としつつ兵庫を幕府主導で開港し、これに朝廷がお墨付きを与えるような状態になることに耐えられなかったのである。

こうした動きを背景に慶喜は、武力衝突を避け、優越性を確保しつつ新たな政権樹立を主導する見通しをもって十月十四日に大政奉還を表明した。彼は政権を投げ出したわけではなく、京都を離れてもいない。

当時慶喜のブレインだった西周が同年十一月にまとめた「議題草案」（国立国会図書館所蔵）によると「大君は行法の権の元首と立て、公府を大坂において開かずべし。公府と官僚を置かせられ、天下の大政をおこなわせられ候事。右につき、江戸は御領の政府とあいなり候事」とある。これが幕府主導で描かれた新政府の青写真であり、大坂は国政の拠点、江戸は徳川家の拠点と位置づけられている。

#### 戊辰戦争と慶喜の大坂城脱出

武力討幕を目指す勢力は、慶喜の大政奉還を受け国政の主導権を慶喜から奪うために画策する。これが十二月九日の王政復古クーデターに結実し、幕府の廃止と慶喜の辞官納地が決定された。

二条城にいた慶喜は決定を受けて京都を退去し、十二月十一日の深夜に

大坂城に入った。目的は拠点である大坂城から京都へ圧力をかけ、政治工作によってクーデターを骨抜きにして自身の政権参加を実現させることだった。十二月十六日には大坂城に各国公使を呼び、新たな体制が定まるまでは自らの責任で外交に当たる旨を伝えている。しかし結局は実力行使による京都奪回が選択され、慶応四年（明治元年、一八六八）一月三日に鳥羽・伏見の戦いが勃発した。旧幕府軍はこれに敗北してしまった。

その後も次々ともたらされる敗報を大坂城で聞いた慶喜は、自軍に戦闘継続の能力がまだあり、大坂湾の制海権も握っていたにもかかわらず一月六日の深夜に城を脱出し、海路江戸へ向かった。大坂城の放棄は畿内と西国における支配権の放棄であり、これにより全国政権としての幕府は滅亡したことになる。在坂の兵は四散し、大坂城は一月九日に炎上し新政府軍に接収された。畿内以西の譜代大名は競って新政府への恭順を誓う。以後の戊辰戦争は政権争いではなく、西の官軍が東の賊軍を討ち、徳川家を屈服させるという構図で進行した。

大坂城は幕末の社会変動の中、国家の内政外交拠点としての性格を急速に強めていった。従来果たしてきたこの城の役割とは規模も次元も大きく異なるが、変化や違いを鮮明にとらえるためにも、政治動向との関連づけが欠かせない。

もう一つ注意したいのは、この時期の幕府は衰退の道をひたすら歩んでいたのではなく、逡巡しつつも最後まで近代国家への道筋をつけ牽引者になるための自己変革に取り組んでいたことである。兵庫の開港や大坂の開市はその代表的な成果であり、これは新政府への最大の置き土産になった。この時期の大坂城、あるいは畿内近国支配についても、新しい体制に向けた変革の要素を見出し意義づけしていく作業がなお一層必要と考える。

徳川家茂・慶喜の来坂および大坂来城

	家茂	慶喜	備考	
文久3年 (1863)	4月	21日着(二条城より石清水八幡宮経由) 23日～大坂湾巡見(舞子・加太・淡路島など)	11日、孝明天皇が石清水八幡宮へ攘夷祈願に赴く。 20日、家茂が朝廷へ攘夷期限を5月10日とすると回答する。	
	5月	～5日大坂湾巡見 11日発(京都へ)		
	6月	9日着(京都より) 13日発(海路江戸へ)	8日、家茂が参内し、江戸に戻る許可を得る。	
	8月		18日、公武合体派が宮中の攘夷派を一掃する(8月18日の政変)。	
	11月		21日着(海路江戸より) 26日発(京都へ)	
	12月		30日、慶喜を含めた参預会議が結成される。	
元治元年 (1864)	1月	8日着(海路江戸より) 14日発(京都へ)	21日、家茂が上洛し参内する。	
	3月		9日、参預会議が解体する。	
	5月	7日着(京都より) 11～12日 大坂湾巡見(天保山・兵庫・堺) 16日発(海路江戸へ)	8日着(京都より) 11～12日 大坂湾巡見 20日京都着	14日、大坂船手が廃止される。勝海舟が軍艦奉行となる。
	7月			18日、禁門の変が起き、京都市中大火。 23日、長州藩追討の朝命が出される(第1次長州戦争)。
	10月			15日、征長総督の徳川慶勝が来坂する(22日大坂城で軍議)。
	11月			11日、長州藩が降伏する。 21日、薩長同盟が結ばれる。
慶応元年 (1865)	1月		22日、家茂が江戸より上洛し、参内する。	
	閏5月	25日着(京都より)		
	6月	在大坂城	2日着、登城 3日・4日・10日登城 14日発(京都へ) 21日着(京都より) 22日・23日・24日・26日・29日登城	
	7月	在大坂城	1日・4日登城 6日発(京都へ) 22日着(京都より) 26日・27日 登城	
	8月	在大坂城	3日・4日・7日登城 15日京都着	
	9月	15日発(京都へ) 23日着(京都より)	26日着(京都より)、登城 27日京都着	21日、家茂が参内し、長州再征の勅許を得る。
	10月	3日発(京都へ)		2日、家茂が特軍職辞表を提出し、大坂から江戸へ戻ろうとする。
	11月	3日着(京都より)		
	12月	在大坂城	13日着(京都より) 14日・15日・17日・18日・20日・21日 登城 22日発(京都へ)	
	慶応2年 (1866)	1月	在大坂城	
		2月	在大坂城	
		3月	在大坂城	
4月		在大坂城		
5月		在大坂城		14日、大坂市中にて打ちこわし発生する。
6月		在大坂城		7日、幕府と長州藩との戦闘が始まる(第2次長州戦争)。
7月		20日在大坂城(没)	17日着(京都より)、登城 18日登城、発(京都へ) 22日着(京都より) 23日登城 24日京都着	20日、家茂が死去する。
8月		20日着(京都より)	20日、家茂死去と、慶喜の宗家相続が公表される。	
9月	3日 遺骸大坂城発	5日発(京都へ)	2日、長州との戦闘が中止される。	
12月			5日、慶喜が征夷大将軍となる。 25日、孝明天皇が没する。	
慶応3年 (1867)	1月		9日、明治天皇が踐祚する。	
	2月		6日・7日、慶喜が大坂城にてフランス公使ロッシュと会見を行う。	
			5日着(京都より) 8日発(京都へ) 19日着(京都より) 21日発(京都へ)	20日、慶喜が大坂城にてロッシュと会見を行う。
	3月		22日着(京都より)	28日～4月1日、慶喜が大坂城において英・仏・蘭・米各国公使と公式会見を行う。
	4月		3日発(京都へ)	
	7月		24日着(京都より) 25日安治川口へ赴く 27日発(京都へ)	10日、東西大坂町奉行所が統合される。
	10月			14日、慶喜が大政奉還の上表書を提出する。
12月			7日、兵庫開港、大坂開市。 9日、王政復古クーデターが起こされ、幕府廃止が決まる。	
明治元年 (1868)	1月		11日深夜着(京都より)	
		6日深夜発(海路江戸へ)	2日、慶喜が在坂の幕府軍が京都へ進軍させる。 3日、鳥羽・伏見の戦いが始まる。幕府軍が敗北する。	

参考:『続徳川実紀』4、『徳川慶喜公伝』ほか

## 大坂城代土屋寅直の関係史料

小倉 宗

### 一 常陸国土浦藩と譜代大名土屋家

土浦藩は、常陸国新治郡土浦（現茨城県土浦市）の居城を拠点とし、新治・筑波・信太・茨城の各郡にわたる城付地を中心に領有した譜代の中藩である。慶長六年（一六〇二）、徳川家康の子結城秀康の領地であった土浦に、松平（藤井）信一が三万五〇〇〇石で入封したことに始まる。その後、松平（藤井）家から西尾家・朽木家へと藩主が代わり、寛文九年（一六六九）六月に老中の土屋数直が四万五〇〇〇石で入封した。

土屋家は、もと甲斐国武田家の家来で、初めて土屋を称した昌恒は、武田勝頼に従って討死したという。その子忠直は、家康に見出されて徳川秀忠の近習となり、慶長七年、上総国久留里二万石の大名となった。忠直の次男数直は、徳川家光の近習から小姓組番頭を経て、寛文二年に若年寄、同五年に老中へ進んだ。禄高は、寛永元年（一六二四）の蔵米五〇〇俵から寛文二年に一万石、同四年に一万五〇〇〇石、同六年に三万五〇〇〇石と増加し、同九年、四万五〇〇〇石を領する土屋家の初代土浦藩主となった。

数直の子である二代藩主の政直も、家督を継いだ延宝七年（一六七九）に幕府より奏者番を命じられ、貞享元年（一六八四）に大坂城代、同二年に京都所司代となり、同四年から享保三年（一七一八）までの三〇年余老中の職にあった。この間さらに増加され、老中を退いた享保三年には禄高が九万五〇〇〇石にのぼった。また、政直は、天和元年（一六八

一）に駿河国田中城受け取りの上使を命ぜられ、同二年、そのまま田中に転封となった。これに対して、奏者番の松平（大河内）信興が二万二〇〇〇石で土浦に入り、この地を四年半支配したが、貞享四年、老中となった政直が六万五〇〇〇石で再び入封する。

以後も土屋家が代々土浦藩主となり、陳直・篤直・寿直・泰直・英直・寛直・彦直（よしなお）・寅直（ともなお）・挙直（しげなお）と続いて明治維新にいたる。また、有力な譜代大名として、当主の大半が幕府の奏者番や寺社奉行に任じられ、一〇代寅直は、嘉永三（安政五年）一八五〇（五八）に大坂城代もつとめた。

なお、寅直の父である九代彦直は、寛政一〇年（一七九八）に六代水戸藩主徳川治保の子として生まれ、文化八年（一八一二）、土屋家へ養子に入っており、九代水戸藩主徳川斉昭の叔父でもあった。さらに、慶応四年（一八六八）に寅直の養子となった一一代の挙直も、徳川斉昭の子である。このように、江戸後期以降の土浦藩は、同じ常陸国に所在するという地理的な近さだけでなく、藩主家同士も親戚となったことから、水戸藩と密接な関係にあった。

挙直は、明治二年（一八六九）の版籍奉還で土浦藩知事となり、のち宮内省・内務省・農商務省へ出仕して、同一七年には子爵に叙された。一方、土浦藩は、明治四年の廢藩置県で土浦県となり、その後、新治県を経て同八年に茨城県へ編入された。

## 二 大坂城代と土屋寅直<sup>※二</sup>

大坂城代は、老中や京都所司代に次ぐ幕府の重職で、元和五年（一六一九）に幕府の直轄地となった大坂へ伏見城代の内藤信正が移り成立する。三〇〇石の譜代大名一名が、任期の定めなく大坂城中に居住・勤務し、大坂における幕府の長官として定番・町奉行以下の番衆や役人を指揮するとともに、大坂城の守衛、大坂市中や上方の地域支配、西国諸大名の監視などにあたった。城代の在任期間は、通常二〜五年程度であり、幕末までに約六〇名が任じられた。

土屋寅直は、文政三年（一八二〇）二月二四日に九代土浦藩主彦直の長男として生まれた。天保九年（一八三八）二月七日、家督を継いで一〇代藩主になると、天保の飢饉後の混乱に対処し、藩校郁文館を新築して教育制度を整備するなど藩政を改革した。同一四年一月三〇日に奏者番、嘉永元年（一八四八）正月二三日に寺社奉行見習、同年一〇月一八日に寺社奉行となる。そして、同三年九月一日から安政五年（一八五八）一月二六日にかけて大坂城代をつとめた。

寅直は大坂城代に在職中、内政・外交をめぐるさまざまな課題に取り組んだ。【表1 土屋寅直大坂城代在任中の主要事項】は、寅直が城代として関わった主な事項について、東京大学史料編纂所の「大日本史料総合データベース」<sup>1</sup>「維新史料綱要データベース」<sup>2</sup>を用い、年（和暦・西暦）、月、日、内容などを整理し、通し番号を付したものである。【表1】を一覧すると、①ロシア船の大坂来航、②大坂湾の沿岸防備、③大坂の開港問題、④水戸藩との交流や戊午の密勅、の四つが柱であったことが読み取れる。

このうち①ロシア船の大坂来航については、嘉永七年九月十八日、プチャーチン提督の率いるロシア軍艦のディアナ号が大坂に到来したことを受けて、幕府は城代の寅直と紀州藩主の徳川慶福や岸和田藩主の岡部長発らに出兵・警備を命じ、翌一九日、寅直と大坂定番の米倉昌寿・田沼意尊、近隣の大名、大坂蔵屋敷の諸藩留守居などが、それぞれ要衝に出兵して厳重に警戒している。また、同月二四日には、寅直が大坂町奉行の佐佐木頭発・川村修就らと協議し、プチャーチンの持参した文書をしりぞけ、下田へ回るよう諭すべき旨を決め、各自の意見を付して幕府に上申した。ロシア船の大坂来航に際しては、寅直が江戸と密接に連絡をとりながら、現地の最高責任者として警備や交渉にあたったことがわかる。

②大坂湾の沿岸防備については、嘉永七年二月二六日、摂津・和泉・播磨三国の海岸防備に関する意見を、安政二年九月一三日、大坂近海の測量に関する調査を、それぞれ寅直が幕府に上申した。さらに、同三年七月一八日には、安治・木津の両川口に砲台を築造し、洋式のボート二〇艘を建造するよう幕府が寅直に命じている。寅直がプチャーチンの来航以前より大坂湾の沿岸防備に関する検討を進め、両川口の台場建設に力を尽くしたことが知られる。

③大坂の開港問題については、嘉永七年一〇月二〇日、三開港場以外における外国船の碇泊を禁止すべき旨を、安政三年九月二八日、天皇のいる京都に近いため大坂を開港すべきでない旨を、同四年九月二五日、アメリカ総領事のハリスが江戸に上つて大坂の開港を迫る可能性を考慮し、開港を不可とすべき旨を、それぞれ寅直が幕府に上申している。また、同五年二月九日、寅直は大坂町奉行久須美祐雋の建議をふまえ、大坂とその付近の開港を不可とすべき旨を老中の堀田正睦にあらためて上



申した。江戸時代最大の港湾都市であり、天皇・朝廷の所在する京都に近い大坂をめぐるには、寅直（をはじめとする大坂の幕府役人）が、欧米諸国に対する開港に一貫して反対した様子がうかがえる。

④水戸藩との交流や戊午の密勅については、安政五年正月二十六日、前水戸藩主の徳川斉昭が城代の寅直に書状を送り、公武の融和に努めるよう願っている。さらに、同年八月一日には、孝明天皇から水戸藩と幕府に出された攘夷の実行を求める勅書（戊午の密勅）の写しが内大臣の一条忠香より城代の寅直に伝えられた。

先述のとおり、九代土浦藩主の土屋彦直は徳川治保の子で徳川斉昭の叔父、一一代藩主の挙直は斉昭の子であり、江戸後期以降の土浦藩は水戸藩と密接な関係にあった。それゆえ、大坂城代という京都に近い幕府の重職にあった一〇代土浦藩主の寅直は、前藩主斉昭が攘夷を強く主張した水戸藩や、同藩に攘夷の実行を期待する朝廷の関係者と交流をもつことになったが、それは、安政五年四月二三日に大老となった井伊直弼の意向と相容れないものであった。

こうした状況のもと、寅直は、同年一月二十六日、通常のように京都所司代や老中へ昇任することなく、病免・雁之間詰として実質的に降格となる形で城代の職を免じられた。なお、同七年三月三日、井伊直弼は桜田門外の変において水戸藩の浪士らに殺害されたが、のちの元治元年（一八六四）九月一日、寅直は、寺社奉行に再び任じられている。そして、幕末・維新の激動を乗りこえ、明治二年（一八九五）十一月三日に七十六歳で死去した。

### 三 土浦藩士大久保要

土浦藩士の大久保家は、祖の親信が小田原の後北条家に従い、親家のとき水野長勝に仕えたという。その子満親（延宝元年（一六七三）没）が土屋数直に召し出されると、禄高三〇〇石で代々土屋家に仕えている。その後の当主は、親安―親庸―親次―親善―親修（脩）―親仁―親春―親正―親誠と続くが、親安（元文五年（一七四〇）没）が用人・番頭・家老を歴任したのを筆頭に、大久保家には藩の用人をつとめた者が多い。なかでも幕末に活躍した親春（要）は有名である。

大久保親春は、寛政一〇年（一七九八）六月一日に親修の長男として土浦に生まれた。通称は要（以下、要に表記を統一）。文政元年（一八一八）に中小性として出仕し、のち江戸へ遊学した。帰藩後、馬廻り・目付役・町奉行などを経て藩の要路に加わる。天保八年（一八三七）、藩校郁文館の新築に尽力して館頭（および兵学教授）となり、藩士の教育にあたった。同九年、土屋寅直が藩主に就任すると、農村の復興や藩士の教育、軍制の整備など藩政の改革を推進し、寅直の側近として重要な役割を果たした。

嘉永三年（一八五〇）、寅直が大坂城代に任じられると、要はその公用人として藩主を補佐し、諸藩との交渉や大坂湾の沿岸防備など、多様な課題に向き合った。同七年、プチャーチンの率いるロシア軍艦が来航した際には、これとの折衝に当たり、大坂を退去させている。

また、要は、嘉永元々二年に水戸藩と幕府の間を仲介し、前水戸藩主徳川斉昭の冤罪をすくよう支援した。さらに、安政五年（一八五八）には、戊午の密勅を水戸藩へ降下させる運動にも関与している。【表一】に参考として掲げたが、勅書に先立つ同年五月六日、要は、ひそかに大

坂を訪れた公家の大原重徳と面会し、公武合体と攘夷の策を斉昭に問うため江戸へ赴くべきかとの相談に応じている（その際、要は不可である旨を答えた）。

かねてより水戸藩や朝廷の関係者と交わり、戊午の密勅をはじめとする尊王（勤皇）・攘夷の運動に関わった要は、井伊直弼の主導する幕府から疑念をもたれる。安政六年一〇月二七日、安政の大獄のなかで永押込の処分が下され、同年一二月三日、土浦の獄舎において六二歳で死去した。なお、明治二四年（一八九一）には従四位が追贈されている。

#### 四 国文学研究資料館所蔵「常陸国土浦土屋家文書」※

国文学研究資料館（旧史料館）所蔵の「常陸国土浦土屋家文書」は、土浦藩主の土屋家に伝来した史料群である。江戸後期のものを中心に、寛永元年（一六二四）から昭和六年（一九三一）にわたる四六八〇点の史料を収録する。これらは、東京の土屋家屋敷に伝えられた文書や記録が昭和五年に土浦の同家屋敷内に新設された宝物庫へ移されたもので、その主体は土屋家の（大名）家文書であり、土浦藩の藩庁文書（藩政史料）は少ない。

土屋家文書は、①幕府への勤役関係（参勤交代・国役金・祝儀言上など）、②幕府の役職関係（「御役儀」）、③土浦藩の藩政関係、④土屋家の家関係、の大きく四つに分かれる。先述のように、土屋家は有力な譜代大名として、奏者番や寺社奉行にしばしば任じられ、大坂城代・京都所司代・老中などの重職を命じられた当主もいることから、②「御役儀」には、奏者番や寺社奉行に在任した藩主の職務日記をはじめ、幕府

の役職に関する史料がまとまった形で残されている。また、②「御役儀」のうち「大坂城代」の項目に分類される史料の大部分は、一〇代藩主の寅直時代のものである。

なお、土屋家文書の一部は、同じ土浦の宝物庫に架蔵されていた土浦藩士の大久保家文書（「常陸国土浦大久保家文書」）との間で混入・錯乱がみられる。土屋家文書に含まれる大久保家文書は、寅直が大坂城代在任中に公用人をつとめた要（親春）に関するものが中心であり、幕末の政治情勢や異国船の渡来、大坂湾の沿岸防備策などを記した史料が存在する。一方、大久保家文書でも、要に関するものを集めた「親春（要）関係」のうち「大坂城代公用人中記録」の項目には、寅直の城代在任中に関する史料が収められている。さらに、本来土屋家文書に含まれていたと推定される寅直の大坂城代在職に関する記録の一部が、現在、大阪市立中央図書館に所蔵されている。以上の諸史料は、相互に深く関連しており、一体として把握・検討する必要がある。

さて、【表2 国文学研究資料館所蔵の大坂城代土屋寅直関係史料】は、国文学研究資料館が所蔵する大坂城代土屋寅直関係の史料について、『史料館所蔵史料目録 第十五集』の「常陸国土浦土屋家文書目録」「土屋家中大久保家文書」、および同館・収蔵歴史アーカイブズデータベースの「常陸国土浦土屋家文書」「常陸国土浦大久保家文書」に掲載された情報をもとに、史料群の名称（土屋家文書または大久保家文書）、それぞれの史料群において分類（のうえ上・中・下の三段に階層化）された各項目、各項目に収められた史料の点数などを整理し、通し番号を付したものである。

【表2】によると、史料群「常陸国土浦土屋家文書」における大坂城代土屋寅直関係の史料は、「御役儀」―「大坂城代」に属する項目のう

ち「転任」の三点、「勤役中書類(寅直)」の一四点、「外国事情」の七点、「異国船渡来一件・海防」の三〇点、「大坂湾開港・警備一件」の三〇点、「大坂湾・川口絵図」の一八点と、「御役儀」―「大坂城代以後公用人記録」に属する項目のうち「嘉永六年」の一〇点、「安政元年」の一七点、「安政二年」の五点、「安政四年」の二点、「安政五年」の四点、などがある。

また、【表1】でみたように、寅直が城代在任中に関わった主な事項としては、①ロシア船の大坂来航、②大坂湾の沿岸防備、③大坂の開港問題、④水戸藩との交流や戊午の密勅、の四つがあった。そこで、【表2】に整理した土屋家文書のなかから、四つの事項に関する具体的な史料をいくつかあげると、①では、嘉永七年(一八五四)一〇月四日、安治川沖に渡来したロシア船を退去させて下田沖へ向かわせるよう老中が城代の寅直に指示した文書の写し(「安治川沖江渡来魯西亜船退帆取計方二付老中御書附写〔下田沖江可為罷越〕」〔大坂湾開港・警備一件〕)、②では、嘉永七年、大坂近海に異国船が渡来した際の防備について、大坂町奉行の石谷穆清と佐々木頭発が城代寅直に提出した上申書と、それへの対応について寅直が老中に提出した伺書(「大坂表近海異国船渡来之節防禦筋之儀二付相伺候書付、附大坂町奉行差出進達控」〔大坂湾開港・警備一件〕)、安政三年(一八五六)一〇月二八日、木津・安治の両川口における台場の改築について、大坂町奉行の佐々木頭発と久須美祐雋が寅直に提出した伺書の写しと台場の絵図(「木津川安治川海口御台場模様替之儀二付伺書類写、附御台場絵図」〔大坂湾開港・警備一件〕)、③では、安政五年二月、アメリカが要求する大坂の開港について、大坂町奉行の久須美祐雋が城代の寅直に提出した意見書(「亜墨利加官吏申立之内大坂表開港之儀二付愚見之趣申上候書付」〔大坂湾開港・警備一

件〕)、④では、安政五年三月、京都周辺の政治情勢について、寅直が前水戸藩主徳川斉昭にあてた書状の下書(「土屋寅直書状下書」〔京辺情勢〕)〔外国事情〕)、などがある。

## 五 国文学研究資料館所蔵「常陸国土浦大久保家文書」

国文学研究資料館所蔵の「常陸国土浦大久保家文書(土屋家中大久保家文書)」は、土浦藩士(土屋家中)の大久保家に伝来した史料群である。江戸後期以降の親修(脩)―親仁―親春―親正に関するものを中心に、貞享三年(一六八六)より明治二六年(一八九三)にわたる一五八点の史料を収録する。

本文書は、大久保家に伝わった史料のうち土浦の土屋家宝物庫に移してあったものと、東京の大久保家でそのまま保管されたものとの二つからなる。宝物庫に移された大久保家文書は、同じ宝物庫に保管されていた「常陸国土浦土屋家文書」との間で混入・錯乱がみられる。なお、大久保家文書のうち土屋家文書の一部であったと思われる史料は、現在、土屋家文書に戻されているが、土屋家文書のうち大久保家文書の一部であったと思われる史料は、そのまま土屋家文書に編入されている。

大久保家文書は、①土浦藩の役職関係、②明治維新期の公職関係、③大久保家の家関係、の大きく三つに分かれる。このうち③には、要(親春)に関するものを分類した「親春(要)関係」の項目があり、幕末の国内政局や外交事情を記した文書・記録が存在する。また、「親春(要)関係」では、一〇代藩主寅直の大坂城代在任中に要がその公用人をつとめた際の史料を集めた「大坂城代公用人中記録」の項目と、その前後を

含めた時期に関する史料を集めた「国事鞅掌中書類」の項目がある。【表2】をみると、「常陸国土浦大久保家文書」の「親春（要）関係」に属する項目のうち「大坂城代公用人中記録」に三五点、「国事鞅掌中書類」に二七点の史料が収められている。両者は、互いに関連するとともに、土屋家文書の「大坂城代」や「大坂城代以後公用人記録」の項目に分類された史料とも関連・補完するものが多い。

さらに、【表2】に整理した大久保家文書のなかから、【表1】にみられた寅直の城代在任中の主要事項に関する具体的な史料をあげると、②大坂湾の沿岸防備では、（年未詳）七月四日、大坂湾岸の警備について、老中が城代の寅直に指示した文書の写し（「老中御書附写〔大坂海岸筋警備〕」〔大坂城代公用人中記録〕）、④水戸藩との交流や戊午の密勅では、安政五年（一八五八）八月二日、勅書の前後における京都の政治情勢について、水戸藩士の鵜飼吉左衛門が大久保要に送った書状の写し（「鵜飼吉左衛門書状写〔勅諭前後京都事情〕」〔国事鞅掌中書類〕）、などがある。

## 六 大阪市立中央図書館所蔵の大坂城代土屋寅直関係史料

大阪市立中央図書館は、土屋寅直が大坂城代をつとめる嘉永三〜安政五年（一八五〇〜五八）の時期に作成された記録二三冊を所蔵している。その内訳は、①「御先用日次」（嘉永三年一〇月〜同四年正月）一冊、②「大坂御城代被仰付江戸出立迄之覚書」（嘉永三年一月〜同四年正月）一冊、③「御用留」（嘉永四年二月〜安政四年一二月）一一冊、の計一三冊である。いずれも寅直が城代に就任・在勤した状況や職務の内

容が明らかとなる貴重なものである。また、国文学研究資料館所蔵「常陸国土浦土屋家文書」に収められる歴代藩主の職務日記は、寅直が城代に在任した時期を欠くため、本史料は、その部分を補うことができる。さらに、①「御先用日次」一冊は、野高宏之氏が『大坂御城代公用人諸事留書（下）』（大阪市史料第三十九輯）に翻刻・解説し、これを作成したのは公用人の大久保要であると推定している。

さて、これら一三冊について、史料名、請求番号、対象とする時期、丁数、法量、破損の状況、形式・内容などを整理し、通し番号を付すと、【表3】 大阪市立中央図書館所蔵の大坂城代土屋寅直関係史料 のようになる。【表3】は、『史料館所蔵史料目録 第十五集』の「常陸国土浦土屋家文書目録解題」に掲載された「大阪市立図書館所蔵 大坂城代土屋氏御用留一覽」（古西義麿氏の調査による）と、国文学研究資料館・収蔵歴史アーカイブズデータベース「常陸国土浦土屋家文書（マイクログフィルム収集）」の情報に、筆者が調査・確認した内容を加えたものである。（「大坂」でなく「大阪」とする）史料名は、大阪市立中央図書館の表記に従った。

【表3】のうち史料名は、3〜13がいずれも「（大坂城代土屋氏）御用留」であるのに対し、1は「（大坂城代土屋氏）御先用日次」、2は「大坂御城代被仰付江戸出立迄之覚書」とある。また、丁数は、2〜13が三七三〜六〇〇丁（厚さ約六〜九・五センチメートル）である一方、1が七六丁（厚さ約一・五センチメートル）である。名称や分量の面からは、1、2、3〜13がそれぞれ異なった内容・性格をもつ史料であることがうかがえる。

つぎに、対象とされた時期をみると、いずれも三〜四か月程度の期間である（嘉永五年に閏二月、同七年に閏七月、安政四年に閏五月がある）。

三〜四か月の記録であっても、1以外は、三七三〜六〇〇丁にわたる大部の冊子となっており、半年や一年といった、より長い期間の分を一冊に綴じることには、物理的に難しい状況である。さらに、寅直が城代に任じた嘉永三年九月〜安政五年一月のうち、嘉永四年九〜十二月、同五年六月〜十二月、同六年正〜四月、同七年（十一月二十七日、安政に改元）正〜十二月、安政二年四〜七月、同年一〜十二月、同三年五〜十二月、同四年四〜九月、同五年正〜十一月の部分が欠落しており、一三冊の記録は、八年余の在任期間の半分強をカバーするにすぎない。しかし、すでに翻刻・紹介された1を除く2〜13の各冊も、幕末における国内外の重要問題に対処した大坂城代の正式かつ詳細な記録であり、その史料的な価値はきわめて高い。

法量は、いずれも二三センチメートル×一六センチメートルであり、タテ・ヨコの大きさが同じ冊子に仕立てられている。とくに2〜13は、筆跡や料紙・装丁もほぼ統一されている。また、1〜13のいずれにも「土浦記録方」の印が捺されており、これらの史料は、（幕末・維新期の）土浦藩における文書管理局の「記録方」が、公的な職務記録として作成・筆写したものと想定される。さらに、2の小口には、朱筆で「坤」とある。

破損の状況では、1は若干少ないが、いずれの記録もある程度の虫損がみられる。そして、6・8・13のように、表紙が失われたものも一部ある。ただし、水損や腐敗によって開披できない部分や、丁の大半において文字が読めない著しい虫損などはあまりなく、おおむね良好な保存状態である。

形式・内容についてみると、2は、藩主寅直が大坂城代に任命され、江戸を出発するまでの時期にやりとりされた文書、3〜13は、寅直が

城代として大坂に在勤中にやりとりされた文書をそれぞれ書き留めたものである。また、2〜13は、いずれも美しい御家流の書体で記された清書本で、多数の文書を収録した大部の史料である。原則として文書の留帳であるが、日付や文書の発給過程、儀礼などに関する記載も若干みられる。

これに対して、1は、藩主に先立って（「御先用」として）任地へ赴き、前任者からの引き継ぎを受けつつ、寅直の大坂入りにそなえた家来（公用人）が、各種の業務や儀礼などを「日次」の形式で箇条書きにしたものである。2〜13のような藩主の視点で作成された幕府役人の職務記録というよりは、藩主のもとで幕府関係の業務に従事する家来の視点で作成された土浦藩内の記録と評価しうる。さらに、美しい御家流で書かれた史料でなく、丁数もそれほど多くないなど、他の一二冊とは性格が異なる。

なお、国文学研究資料館所蔵「常陸国土浦土屋家文書」のうち「御役儀」―「大坂城代」―「勤方例書」の項目には、寅直以前に大坂城代をつとめた諸藩の作成する各種の先例書が収められているが、そこには、歴代城代（文化元年〔一八〇四〕就任の阿部正由、同一二年就任の松平輝延、天保二年〔一八三一〕就任の松平信順）の家来によって作成された「御先用日次」と題する帳面が三冊ある。大阪市立中央図書館所蔵の1も、近い形式や内容を有することから、これらを参考に作成されたものと推測される。

※「常陸国土浦土屋家文書目録解題」『史料館所蔵史料目録 第十五集』史料館、一九六九年。国文学研究資料館・史料情報共有化データベース「常陸国土浦土屋家文書1」。岩崎宏之「土浦藩」木村 礎・藤野 保・村上 直編『藩史大事典 第2巻 関東編』雄山閣出版、一九八九年。高柳光寿ほか編集顧問『新訂寛政重修諸家譜 第二』続群書類従完成会、一九六四年、一八三〜一九二頁。雨谷 昭「土浦藩」「土屋氏」「土屋政直」『国史大辞典』吉川弘文館。瀬谷義彦「土浦藩」『日本大百科全書』小学館。

※内田九州男「徳川時代の大阪城―將軍の城―」『大阪城ガイド』保育社、一九八三年。藤井讓治「幕府領と大名領」『大阪府史 第五巻』大阪府、一九八五年。野高宏之「解説」大阪市史編纂所編『大坂御城代公用人諸事留書(下)』(大阪市史料第三十九輯)大阪市史料調査会、一九九四年。小倉 宗「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』五九五号、二〇一二年。小倉「御黒印長持有之候御書付写」―江戸時代前半期の大坂における幕府の軍事機構に関する史料の紹介と分析―『名城法学』第六七巻第二号、二〇一七年。前掲「常陸国土浦土屋家文書目録解題」。前掲岩崎「土浦藩」。「土屋寅直」『日本人名大辞典』講談社。東京大学史料編纂所「大日本史料総合データベース」『近世編年データベース』「維新史料綱要データベース」『近世史編纂支援データベース』。

※三「土屋家中大久保家文書目録解題」前掲『史料館所蔵史料目録 第十五集』。国文学研究資料館・史料情報共有化データベース「常陸国土浦大久保家文書」。前掲岩崎「土浦藩」。前掲野高「解説」。前掲「大日本史料総合データベース」『維新史料綱要データベース』。木戸田四

郎「大久保要」『国史大辞典』吉川弘文館。井上 勲「大久保要」『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞出版。佐久間好雄「大久保要」『日本大百科全書』小学館。前掲雨谷「土浦藩」。

※四「常陸国土浦土屋家文書目録」前掲『史料館所蔵史料目録 第十五集』。前掲「常陸国土浦土屋家文書目録解題」。前掲「常陸国土浦土屋家文書1」。国文学研究資料館・史料情報共有化データベース「常陸国土浦土屋家文書2」。国文学研究資料館・収蔵歴史アーカイブズデータベース「常陸国土浦土屋家文書」。「常陸国土浦土屋家文書(マイクロフィルム収集)」。前掲野高「解説」。

※五「土屋家中大久保家文書目録」前掲『史料館所蔵史料目録 第十五集』。前掲「土屋家中大久保家文書目録解題」。前掲「常陸国土浦大久保家文書」。国文学研究資料館・収蔵歴史アーカイブズデータベース「常陸国土浦大久保家文書」。

※六前掲「常陸国土浦土屋家文書目録解題」。前掲「常陸国土浦土屋家文書1」。「常陸国土浦土屋家文書2」。前掲「常陸国土浦土屋家文書」。「常陸国土浦土屋家文書(マイクロフィルム収集)」。前掲野高「解説」。前掲『大坂御城代公用人諸事留書(下)』。

#### 【付記】

本稿を作成するにあたり、史料の調査・閲覧につきましては、国文学研究資料館、大阪市立中央図書館のみなさまに、まことにお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

【表1 土屋寅直大坂城代在任中の主要事項】

	和暦	西暦	月	日	内容
1	嘉永6	1853	8		大坂城代土屋寅直は、他の大名等とならんで米国国書に対する意見を幕府に上申した。
2	嘉永7	1854	2	26	大坂城代土屋寅直は、摂津・和泉・播磨三国の海岸防禦に関する意見を幕府に上申した。
3	嘉永7	1854	9	18	ロシア船1隻が大坂に到来したことを受けて、幕府は大坂城代土屋寅直と紀州藩の徳川慶福や岸和田藩の岡部長発らに出兵・警備させた。
4	嘉永7	1854	9	19	大坂町奉行組与力応接掛太田資五郎らは、ロシア船のディアナ号に来港の意図を質問したのに対し、ロシア使節のプチャーチンは書翰の受理を求めた。 大坂城代の土屋寅直と大坂定番の米倉昌寿・田沼意尊、近隣の大名・大坂蔵屋敷の諸藩留守居らは、それぞれ要衝に出兵して厳重に警戒した。
5	嘉永7	1854	9	24	大坂城代土屋寅直は、大坂町奉行の佐佐木顕発・川村修就等と協議し、ロシア使節のプチャーチンが持参した文書をしりぞけ、下田へ廻航するよう諭すべき旨を決め、それぞれの意見を付して幕府に上申した。
6	嘉永7	1854	10	20	大坂城代土屋寅直は、3開港場以外における外国船の碇泊を禁止すべき旨を幕府に建議した。
7	安政2	1855	9	13	大坂城代土屋寅直は、大坂近海の測量に関する調書を幕府に上申した。
8	安政3	1856	1	9	幕府は大坂城代土屋寅直に対し、ロシア船が大坂湾に来航した際の対応が適切であったとして褒賞した。
9	安政3	1856	7	18	幕府は大坂城代土屋寅直に対し、安治・木津両川口に砲台を築造し、洋式のボート20艘を建造するよう命じた。
10	安政3	1856	9	28	大坂城代土屋寅直は、天皇のいる京都に近いので大坂を開港すべきでない旨の意見を幕府に上申した。
11	安政4	1857	9	25	大坂城代土屋寅直は、アメリカ総領事のハリスが江戸に上って大坂の開港を迫る可能性を考慮し、前もって開港の不可を幕府に上申した。
12	安政5	1858	1	26	前水戸藩主の徳川斉昭が大坂城代土屋寅直に書状を送り、公武の融和に尽力するよう願った。
13	安政5	1858	2	9	大坂城代土屋寅直は、大坂町奉行久須美祐雫の建議をふまえ、大坂とその付近の開港を不可とすべき旨を老中の堀田正睦に上申した。
参考	安政5	1858	5	6	(大原重徳がひそかに大坂を訪れて大坂城代土屋寅直の公用人大久保要と面会し、公武合体と攘夷の策を前水戸藩主の徳川斉昭に問うため江戸へ赴くべきかと相談したところ、大久保要は不可である旨を答えた。)
14	安政5	1858	8	10	大坂城代土屋寅直は、孝明天皇から幕府と水戸藩に出された勅書の写を内大臣の一条忠香より伝えられた。

注：東京大学史料編纂所「大日本史料総合データベース」「近世編年データベース」「維新史料綱要データベース」「近世史編纂支援データベース」による。

【表2 国文学研究資料館所蔵の大坂城代土屋寅直関係史料】

	史料群	階層1	階層2	階層3	階層4	点数
1	常陸国土浦土屋家文書	御役儀	大坂城代	転任		3
2				勤役中書類	寅直	14
3				外国事情		7
4				異国船渡来一件・海防		30
5				大坂湾開港・警備一件		30
6				大坂湾・川口絵図		18
7			大坂城代以後公用人記録	嘉永六年		10
8				安政元年		17
9				安政二年		5
10				安政四年		2
11				安政五年		4
12	常陸国土浦大久保家文書	親春（要）関係	大坂城代公用人中記録			35
13			国事鞅掌中書類			27

注：「常陸国土浦土屋家文書目録」「土屋家家中大久保家文書目録」（『史料館所蔵史料目録 第十五集』史料館、1969年）、国文学研究資料館・収蔵歴史アーカイブズデータベース「常陸国土浦土屋家文書」「常陸国土浦大久保家文書」による。



【表3 大阪市立中央図書館所蔵の大坂城代土屋寅直関係史料】

史料名	請求番号	時期	丁数	法量	破損	形式・内容
1 (大坂城代土屋氏) 御先用日次	貴重書庫/9D大阪和装/210/100	嘉永3年10月~4年正月	76	23×16 (センチ)	虫損少しあり。	「土浦記録方」の印あり。 大阪市立図書館に所蔵される他の大坂城代土屋寅直関係文書とは筆跡や分量、形式・内容などが異なる(美しい御家流で書かれたものではなく、厚さもそれほど大部でない)。 やりとりされた文書(の写)はほとんど収録されず、日々の業務や儀礼などを日次の箇条書きにしたもの。 藩主の大坂城代就任に関わる業務に従事し、藩主に先だてて任地に赴いた(「先用」)の家来が今後の先例とするために作成した藩内の職務記録。
2 大坂御城代被仰付江戸出立迄之覚書	貴重書庫/9D大阪和装/210/100/1850	嘉永3年11月~4年正月	474	同上	虫損あり。	「土浦記録方」の印あり。側面には朱筆で「坤」とあり。 土屋寅直が大坂城代に任命され、江戸より赴任する時期にやりとりされた文書を書き留めた史料。美しい御家流の清書本。多数の文書が収録された大部のもの。 原則として文書の留帳であり、日次の箇条書きにした記録ではないが、日付や文書の発給・儀礼などの経緯に関する記載も若干あり。
3 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1851-2	嘉永4年2月~4月	552	同上	同上	「土浦記録方」の印あり。 大坂城代土屋寅直の在勤中にやりとりされた文書を書き留めた史料。美しい御家流の清書本。多数の文書が収録された大部のもの。 原則として文書の留帳であり、日次の箇条書きにした記録ではないが、日付や文書の発給・儀礼などの経緯に関する記載も若干あり。
4 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1851-5	嘉永4年5月~8月	380	同上	同上	同上
5 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1852-1	嘉永5年正月~閏2月	458	同上	同上	同上
6 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1852-3	嘉永5年3月~5月	423	同上	虫損あり。 表紙欠。	同上
7 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1853-5	嘉永6年5月~8月	510	同上	虫損あり。	同上
8 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1853-9	嘉永6年9月~12月	600	同上	虫損あり。 表紙欠。	同上
9 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1855-1	安政2年正月~3月	458	同上	虫損あり。	同上
10 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1855-8	安政2年8月~10月	413	同上	同上	同上
11 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1856-1	安政3年正月~4月	586	同上	同上	同上
12 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1857-1	安政4年正月~3月	597	同上	同上	同上
13 (大坂城代土屋氏) 御用留	貴重書庫/9D大阪和装/210/100:S6/1857-10	安政4年10月~12月	373	同上	虫損あり。 表紙欠。	同上

注:「常陸国土浦土屋家文書目録解題」『史料館所蔵史料目録 第十五集』(史料館、1969年)、国文学研究資料館・収蔵歴史アーカイブズデータベース「常陸国土浦土屋家文書(マイクロフィルム収集)」、および筆者の調査による。

## 『諸用留』に記録される畿内・近国支配および畿内・近国藩関係文書

岩城卓二

国立公文書館内閣文庫には、老中御用部屋の記録として『諸事留』・『雑留』・『諸事伺之留』・『留帳』・『諸用留』などが収蔵されている。これら老中御用部屋の記録については、『諸事留』を収録する『内閣文庫所蔵史籍叢刊』八五巻（汲古書院、一九八八年）の解題に詳しく、御用部屋では諸書付を適宜分類し、書名を異にして保存した、と考えられている。このうち『諸用留』以外は、すでに国立公文書館ウェブサイトにおいて画像が公開されている。また、『大日本維新史料稿本』に収録されているものもある。

内閣文庫には、表の通り享和三年（一八〇三）六月から文久二年（一八六三）十二月まで四七冊の『諸用留』（請求番号二六四一〇〇六八）が収蔵されている。「諸御用留」として一ヶ月単位で作成されており、享和三年六月のように一冊のこともあれば、天保六年（一八三五）三月のように三冊のこともある。天保六年十二月『諸用留』（五・六・七冊）は、「諸願」「諸伺」「諸届」「縁組願」「御役御免願」「小普請入願」「屋鋪相對替願」「諸所引替願」「男子丈夫届」「風雨損毛届」「唐船漂着届」「書付」「書付口上」「証文裏判」「廻し申渡」「宅申渡」「謁差出」「留書」「人止人通」「誓詞」「頭書」「案詞往返」「病死之儀書付」「年中見合」の二四の部に分けて諸書付が記録されているが、この区分は年次・月によって異なる。たとえば天保八年三月には、この二四に加えて、「名改・御目見・月代・滞府・御番入・御入人・歩行・足袋・御城内杖・乗輿」「七ヶ条」「舳

留」「覚」が設けられている。ただし、「覚」は独立した項目ではなく、「年中見合」に含まれる可能性もある。

この『諸用留』には、幕府の畿内・近国支配や畿内・近国大名に関わる諸書付も記録されている。幕府の畿内・近国支配には火消をはじめ畿内・近国大名が動員されていたが、そのなかには老中への届・伺を必要とするものもあった。京都火消はその一つであるし、幕末の京坂警衛は軍役であったため、その動員には老中が関わったことは、藤本仁文『将軍権力と近世国家』（塙書房、二〇一八年）に詳しい。

すでにほぼ同内容の別の文書が確認されているものもあり、『諸用留』に記録された書付の原文書や、大名側の文書などとあわせて検討が必要であろうが、畿内・近国の大名文書が十分に発見・調査されていない現状では、これら諸書付も重要な史料といつてよい。

また、大坂で現地支配を担った大坂城代・定番・加番・町奉行の権限、江戸の老中との関係等々、上方支配機構の枠組は近年、急速に明らかにされているが、これら研究を進展させる上でも、諸藩から老中に提出された諸書付が記録される『諸用留』は活用に値するであろう。そして、『畿内・近国支配を幕府制度のなかで位置付けた小倉宗』『江戸幕府上方支配機構の研究』（塙書房、二〇一一年）や、前掲藤本著書をふまえると、『畿内・近国藩関係文書は幕府側、あるいは老中を務めた家の文書群に含まれていることも示唆してくれる。

すでに「京都火消・警衛」に関わる文書は、拙稿「老中御用部屋日記『諸用留』に記録される京都火消役と京都警衛に関わる史料」（二〇一四）二〇一七年度科学研究費補助金基盤研究（C）（研究代表者母利美和・研究課・題番号26370805）研究課題報告書『近世中後期上方支配における山城国淀藩の基礎的研究』で紹介した。

そこで、以下には『諸用留』に記録される畿内・近国支配、畿内・近国大名関係文書について、「大坂城守衛」・「鉄砲製造・移動」・「畿内・近国藩」・「損毛届」に分類して翻刻した。

「大坂城守衛」には、大坂在番・加番を拝命した大名・旗本の出立伺、在番士の相続、定番拝命後の拝料金・献上品に関わる文書を掲載した。本書所収の拙稿「播磨山崎藩本多家の藩政文書」でふれるように、本多忠鄰は加番・定番を拝命し、その時期の藩政日記が残されている。それによると、拝命後、大坂入りする前に国元に帰国することがあり、それは藩政との関係で理解すべき事柄であることが知られる。ここに掲載した文書は、いずれも断片的ではあるが、拝命から着任までの過程を知る一助になる。また、在番士が在坂中に死去した場合の手続きについても知られる。

鉄砲の製造地として、和泉の堺や近江の国友がよく知られているが、『諸用留』によると、大坂でも製造されていたことが知られる。また、大名が海防や地域防衛を命じられることと関係するのかは不明であるが、『諸用留』には鉄砲の移動に関わる文書も多く記録されている。ここでは、これらのなから畿内・近国大名に関わる文書を掲載した。

「畿内・近国藩」には、岸和田城修復、幕末期における畿内・近国大名の警衛に関わる文書、江戸藩邸および所領における軍事訓練に関わる文書を掲載した。ここでは畿内・近国大名に限ったが、嘉永七年（一八

五四）正月のペリー来航直後の『諸用留』（二四冊）には、江戸の藩邸および所領で軍事訓練を行うことについての伺に対する記録が多く確認できる。

「損毛届」には、前掲拙稿に掲載できなかった山城淀藩のものをあわせて、畿内・近国藩の所領損毛届を掲載した。『諸用留』には、諸藩からの損毛届が記録されているが、自然災害の被害を幕府に届けることの意味は、畿内・近国研究だけではなく近世を考える論点となる。

## 凡例

- 一、史料の体裁は一部改変した箇所がある。
- 一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、固有名詞など、一部原文のまま使用した。
- 一、かなは現行のひらがな、カタカナを用いたが、江・茂・者などの一部の助詞は原文のままとした。
- 一、合字は平仮名に改めた。
- 一、朱書は、『』で示した。
- 一、読解上、疑問は残るものの原文通りとする部分には（ママ）、推定判読した部分には（難読カ）を右傍に付した。
- 一、原文で訂正され、判読不明な箇所は■とした。
- 一、『右同断』については、\*にその内容を記した。

## 大坂城守衛

旗本・直諒

出立に付大坂在番永井直諒より伺

【一冊・享和三年六月「諸窺留」】

『松平丹後守忌中罷在、在番御暇未被下候得共定日出立之積可相心得哉 伺』

『同』

『市橋下総守持参』

『永井大和守』

松平丹後守、私当秋大坂在番二付来月廿四日より兩組中段々出立、丹後守儀同廿八日出立仕候、然ル処丹後守妹病死仕、同五日迄忌中罷在候、未御暇不被 仰出候得共、定而出立之積相心得候様可仕哉、奉伺候、以上

付札

伺之通可被相心得候

六月廿七日

永井大和守

『同断』

『例書』

『同』

『永井大和守』

## 例書

- 一、宝永三戌年大坂在番先登森川紀伊守父同年六月七日病死仕、御暇之時節相障候二付、以後之例ニも相成候間、可相成儀御座候者、紀伊守忌明一同御暇被下置様仕度段其節御用番大久保加賀守殿江申上候処、紀伊守忌明、本多肥後守并兩組一同七月廿八日御暇被 仰出、即日御奉書・御証文被成御渡、翌廿九日より八月四日迄二追々出立仕候
- 一、寛保三亥年堀式部少輔・朽木和泉守、大坂在番二付七月廿三日より

段々出立可仕候処、式部少輔伯父六月廿一日病死仕、七月十日迄忌中

罷在候、其節御暇不被 仰出候得共、定日出立之積相心得候様可仕

哉之段御用番土岐丹後守殿江申上候処、六月晦日忌 御免被成候間、

月代仕、登 城仕候様御奉書至来仕、初立朔日御暇被 仰出候

一、安永四年稻葉紀伊守・高木主水、大坂在番二付七月廿四日より段

々出立可仕候処、先登紀伊守母六月朔日病死仕候、七月廿一日迄忌中

罷在候付、忌明、一同御暇願等之儀可申上旨御用番松平右京大夫殿江

主水正奉窺候処、可為伺之通旨伺書江以御附札被仰渡、七月廿二日紀

伊守忌明二付御暇願申上候処、同廿八日御暇被 仰出、同晦日御奉書

・御証文被成御渡、八月二日より同七日迄追々出立仕候

一、同五申年松平石見守・小堀備中守、大坂在番二付七月廿四日より段

々出立可仕候、石見守祖母六月十五日病死仕、七月十五日忌中罷在、

其節御暇不被 仰出候得共、定日出立之積相心得候様可仕哉之段御用

番松平周防守殿江申上候処、可為伺之通旨以御附紙被仰渡、六月廿九

日忌 御免被成候間、月代仕、登 城仕候様御奉書到来仕、翌朔日

御暇被 仰出候

一、寛政七卯年近藤石見守・建部内匠頭、大坂在番二付七月廿二日より

段々出立可仕候、内匠頭養方伯母六月廿一日病死仕、七月十日迄忌中

罷在、其節御暇不被 仰出候得共、定日出立之積御用番安藤对馬守

殿江申進相下候処、被成御承知候旨被仰聞、六月晦日忌 御免被成

候間、月代仕、登 城仕候様御奉書至来仕、翌朔日御暇被仰出候

右之通御座候、以上

六月廿七日

永井大和守

### 大坂加番代に付常陸下館藩主石川総管より帰国願

【三一冊・安政四年閏五月「諸願」】

『当春在所江之御暇初而被下置候処、大坂加番代被 仰付候付、未在所江罷越不申

候間、御暇被下置、在所江罷越、從彼地大坂表江罷登候様致度、願之通御暇被

下置候者誓詞之儀願』

『閏五月三日』

『金田式部持參』

『石川若狭守』

私儀当春在所江之御聴初而被下置候処、大坂御加番代被 仰付候付、

在府同席並之通相勤罷在候、然ル処未在所江罷越不申候間可相成儀御

座候者以御序御暇被下置、在所江罷越仕度仕、從彼地大坂御表江罷登

候様仕度奉存候、願之通御聴被下置候者誓詞之儀茂被 仰付被下置候

様奉願候、以上

閏五月三日

石川若狭守

『同断、右類例書共出、即日持出』

『閏五月三日』

『金田式部持參』

『石川若狭守』

『類例書』

類例書

私儀当秋大坂御加番代被 仰付候、未在所江罷越不申候間、前々御暇

順年之儀ニも御座候付、可相成儀御座候者以御序御暇拝領仕、在所江

罷越仕度仕、最寄ニも御座候間、從彼地大坂表江罷登候様仕度奉存候、

願之通御暇被下置候者誓詞之儀も被 仰付被下置候様奉願候、以上

四月十八日

〔志摩島羽藩主稲垣長明〕  
稲垣撰津守

右之通弘化二巳年四月十八日御用番之節御先手奥津甚右衛門を以差出

候処、同月廿五日在所江之御暇被下置、五月十一日於評定所誓詞被

仰付候由ニ御座候、以上

閏五月三日

石川若狭守

大坂加番代に付播磨安志藩主小笠原貞幹より帰国願

【一冊・安政四年閏五月「諸願」】

『当秋大坂加番代就被 仰付候、御暇拝領致し在所江罷越、從彼地大坂江罷登候様致し度、願之通御暇被下置候者誓詞之儀願』

『閏五月三日』

『甲斐庄喜右衛門持參』

『小笠原信濃守』

私儀当大坂御加番代就被 仰付候、可相成儀御座候者以御序御暇拝領仕、在所江罷越支度仕、向寄ニも御座候間、從彼地大坂江罷登候様仕度奉存候、願之通御暇被下置候者誓詞之儀茂被 仰付被下候様奉願候、以上

閏五月三日

小笠原信濃守

『同断』

『閏五月三日』

『甲斐庄喜右衛門持參』

『小笠原信濃守』

例書

私儀当秋大坂御加番代被 仰付候付、可相成儀御座候者以御序御暇拝領仕、在所江罷越支度仕、向寄ニも御座候間、從彼地大坂江罷登候様仕度奉存候、願之通御暇被下置候者誓詞之儀茂被 仰付被下候様奉願候、以上

二月十一日

(伊勢神部藩主本多忠寛) 本多伊予守

右之通弘化四丁未年二月十一日本多伊予守在所江之御暇願書、御用番阿部伊勢守殿江御先手内藤遠江守を以差出候処、同十五日在所江之御暇被下置、同廿五日於評定所誓詞被 仰付候由御座候、以上

閏五月三日

小笠原信濃守

大坂在番士相続に付大坂在番久貝正典より願

【二冊・弘化四年三月「七ヶ條」】

『三月廿七日』

『遠山安芸守持參』

跡目願

大坂在番

久貝因幡守

大御番

久貝因幡守組

高四百石

加藤左京

未歳四十三

御目見未仕候

実子惣領

加藤精一郎

未歳十七

右之外男子無御座候

右左京儀去年八月為大坂御番罷登候処、当正月中旬より脚氣ニ而相勝不申候二付、私手医師殿木槐庵薬服用仕、押而相勤罷在候処、兎角同篇之内逆上塞強御座候二付、御城入医師小泉隆逸・堀出雲守手医師佐々木貞順薬二転養生仕候得共、転取兼候二付、又候私手医師殿木槐庵二転、色々養生仕候得共、此節ニ至別而相勝不申、寒熱往来、差込強、眩暈怔忡仕、食事一向進無御座、追日草臥相増、病氣段々差重候旨組頭共申聞候二付、昨十七日出雲守私左京小屋江罷越病体見申

候処、本服可仕躰無御座候、依之跡目願書差出候間、判元見届請取置  
申候、然ル処左京儀養生不相叶今晚寅刻死去仕候、左京願置候通実子  
惣領加藤精一郎江跡式無相違被下置候様仕度奉存候、以上

未三月十八日

大坂在番

久貝因幡守

『三月廿七日』

『遠山安芸守持参』

『加藤左京』

『右二通、廿七日出、翌日持出』

大坂在番士相続に付大岡忠愛より願

【一七冊・嘉永三年三月「七ヶ條」】

『三月四日』

『逸見甲斐守持参』

大坂在番

大岡紀伊守

跡目願  
覚

大御番

大岡紀伊守組

高二百五拾俵

河野鎌三郎

戊歳六十二

実子惣領

河野鏑之丞

戊歳三十五

御目見仕候

次男

一橋殿新番頭過人

茂八郎惣領

同屋形勘定奉行助

高野伝之丞養子

高野悦次郎

戊歳二十三

右悦次郎儀茂八郎惣領高野伝之  
丞男子無御座候二付、続者無御  
座候得共孫賀養子仕度段高野伝  
八郎相願候処、嘉永元年十一月  
月廿九日願之通被申付候旨於一  
橋殿屋形申渡有之候二付、同二  
酉年四月十七日養祖父高野茂八  
郎方江差遣申候

三男

河野錦之助

戊歳二十

父手前罷在候

右之外男子無御座候

右鎌三郎儀去酉八月為大坂御番罷登候処、同九月中旬より時候二相中  
寒熱往来、気分共相勝不申候二付、米倉丹後守手医師藤沢元朝薬服用  
仕、押候而相勤罷在候処、兎角同篇二付、御城入医師小出立圭江転薬  
仕、無油断養生仕候処、同十二月下旬より腹痛仕、痢病二相変、追々疲  
労相増、別而相勝不申候間、私手医師田村元瑞薬転療養仕候得共、此節  
二至胸痛強、気分差塞、食事一向進無御座、次男草臥相増、病氣追々差  
重候旨組頭共申聞候二付、昨廿一日稻葉兵部少輔私鎌三郎小屋江罷越、  
病躰見申候処、本服可仕躰無御座候、依之跡目願書差出候二付判元見届  
請取置申候、然ル処鎌三郎儀養生不相叶、今晚七時死去仕候、鎌三郎願  
置候通実子惣領河野鏑之丞江跡式無相違被下置候様仕度奉存候、以上

戊二月廿二日

大坂在番

大岡紀伊守

播磨山崎藩主本多忠鄰大坂定番關係諸願・伺

【三冊・安政四年閏五月「諸願」】

『御金拝借願』

『閏五月四日』

『本多肥後守』

私儀大坂玉造口御定番就被 仰付候、家来共迄引越申候、兼々手前不如意罷在候付、前々之通御金三千兩拝借仕度奉願候、以上

閏五月四日

(播磨山崎藩主・本多忠鄰)  
本多肥後守

『四日出、即日持出』

『御願之同心対羽織出来候様申聞候書付』

『閏五月四日』

『本多肥後守』

口上覚

今度私儀大坂玉造口御定番就被 仰付候、御預之同心百人対羽織も出来候様御細工頭江被 仰渡可被下候、以上

閏五月四日

本多肥後守

『同断』 \* 「四日出、即日持出」のこと

『御役料之内当年夏之分渡候様致し度旨願』

『閏五月十九日』

『本多肥後守』

口上覚

私儀御役料之内当年夏之分可相成儀御座候者、何卒於此表御渡被下候様仕度奉存候、此段奉願候、以上

閏五月十九日

本多肥後守

『十九日左之例書共出、即日持出』

『例書』

例書

田沼玄蕃頭嘉永六丑年十二月十六日大坂御定番被 仰付、御役料之内於江戸表請取度旨同廿八日松平伊賀守殿江以書付奉願候之処、願之通被 仰付、御役料之内此表ニ而請取申候、以上

閏五月十九日

本多肥後守

(老中・越後長岡藩主牧野忠雅カ)  
扣 備前守

本多肥後守渡

本多肥後守

口上覚

私儀御役料之内当年夏之分可相成儀御座候者何卒於此表御渡被下候様仕度奉存候、此段奉願候、以上

閏五月十七日

本多肥後守

付札

可為願之通候、尤御勘定奉行可被談候

『六月九日持帰』

【三冊・安政四年閏五月「諸伺」】

『大坂御定番被 仰付罷登候ニ付妻并四男・五男共引越候様致度旨伺』

『閏五月十二日』

『本多肥後守』

口上覚



私儀大坂御定番被 仰付罷登候二付、妻并四男・五男共引越候積仕度奉存候、此段奉伺候、以上

閏五月十二日

本多肥後守

『可為伺之通候』

『同断、岩崎秀之助江同人渡之』

之通可仕候哉奉伺候、以上

閏五月十二日

本多肥後守

『伺之通可有献上候』

『十二日出、即日持出、同断江同人渡之』

『土用中差上物伺』

『閏五月十二日』  
『本多肥後守』

『例書』

例書

口上覚

私儀大坂御定番被 仰付罷登候二付、妻并二男・娘三人引越候様仕度奉存候、此段奉伺候、以上

閏正月二日

(相模荻野山中藩主大久保教孝)  
大久保出雲守

右之通文政五年閏正月二日御用番土井大炊頭殿江以使者差出候処、可為伺之通旨御附札相濟候由御座候、以上

閏五月十二日

本多肥後守

『大坂御城入為御礼差上物伺』

『閏五月十二日』

『本多肥後守』

覚

鯛 一箱

昆布 一箱

御樽 一箱

右之通大坂御定番之者御城入為御礼以使者前々差上来候由、私儀茂右

右者大坂御定番先役之者差上来候由及承候、前々之通差上可申哉奉伺候、以上

『可為先格之通候』

『同断、同人江同人渡之』

『九月中差上物渡』

『閏五月十二日』  
『本多肥後守』

覚

栗 一箱

九月中

右者大坂御定番先役之者差上来候由及承候、前々之通差上可申候哉奉伺候、以上

閏五月十二日

本多肥後守

『可為先格之通候』

『同断、同人江伺、同人渡之』

【三冊・安政四年閏五月「書付口上」】

(老中・越後長岡藩主牧野忠雅カ)  
扣 備前守

(勘定奉行・松平近直)  
松平河内守渡

御勘定奉行江

大坂御定番

本多肥後守

右大坂江引越候二付願之通金三千兩拜借被 仰付候間、得其意可被相

渡候、返納之儀者可為先格之通候

『七日、持帰』

大坂定番拜借金返納に付近江三上藩主遠藤胤統家来より届

【五冊・天保六年十二月「諸届」】

『拜借金上納届』

『十二月廿六日』

『遠藤但馬守家来』

口上覚

遠藤但馬守去ル巳年大坂御定番被 仰付候節金三千兩拜借被 仰付、  
返納之儀者去午より卯迄拾年賦之内当末年分三百兩今日上納仕候、此  
段御届申上候、以上

遠藤但馬守家来

山本頼母

十二月廿六日

『同断』 『廿六日出、翌日持』

鉄砲製造・移動

鉄砲移動に付近江彦根藩主井伊直亮より裏印願

【三冊・弘化四年三月「証文裏判」】

またき

井伊掃部頭裏印之儀申聞候鉄砲証文二

覚

一、鉄砲

百六拾三挺

百目筒式挺

六拾目筒壹挺

五拾目筒壹挺

但、内式拾目筒壹挺

四匁筒百五拾挺

三匁八分筒五挺

三匁筒三挺

右者從近江国彦根江戸屋敷迄陸地指下申候、今切御関所無相違相通候  
様御裏印被成可被下候、以上

(近江彦根藩主井伊直亮)  
井伊掃部頭印判

弘化四丁未年二月廿五日

(老中・備後福山藩主阿部正弘)

阿部伊勢守殿

(老中・越後長岡藩主牧野忠雅)

牧野備前守殿

(老中・丹波篠山藩主青山忠良)

青山下野守殿

(老中・下野宇都宮藩主戸田忠温)

戸田山城守殿

表書之鉄砲百六拾三挺関所無相違可相通候、断者本文有之候、以上

山城印

下野印

備前印

伊勢印

今切  
関所番中

鉄砲移動に付大坂在番安房館山藩主稻葉正巳より裏印願

【一三冊・弘化四年三月「証文裏判」】

『鉄砲証文裏印之儀申聞候書付』 『三月廿一日』

『遠山安芸守』

月番

(大番頭・遠山景尚)  
遠山安芸守

一、鉄砲

覚

五挺

但内 百目筒式挺  
拾匁筒三挺

右者從近江国彦根江戸屋敷迄陸地指下申候、今切御関所無相違相通候  
様御裏印被成可被下候、以上

弘化四丁未年二月十八日

井伊掃部頭印判

四人殿

『右二通、十日出、即日持出、同夕令裏印持帰、宅江留守居呼、安中半右衛門江定  
之丞渡之』

表書之鉄砲五挺関所無相違可相通候、断者本文有之候、以上

山城印

下野印

備前印

伊勢印

今切  
関所番中

二條在番稻葉兵部少輔今度於泉州表新規鉄砲拾挺為張差下申度旨、依  
之今切御関所鉄砲証文壹通差下申候間進達仕候、御裏書御印被成下候  
様仕度奉存候旨兵部少輔より申越候二付申上候、当夏二條在番先登番  
頭森川紀伊守持参仕、交代之節兵部少輔江相渡候儀二御座候、紀伊守  
来ル廿九日爰許発足仕候、定日二御座候間、可相成儀二御座候者右出  
立以前迄二御裏書御印被成御渡被下候様仕度奉存候、此段申上候、以  
上

未

三月廿一日

月番

遠山安芸守

『廿一日左之証文共出、即日持出、同夕令裏印持帰、宅江家来呼、永田新助江喜内  
渡之』

またき

稻葉兵部少輔裏印之儀申聞候鉄砲証文

今度從京都江戸江差下申候鉄砲之覚

一、鉄砲拾挺

内

稻葉兵部少輔

壹挺筒長式尺三寸

玉目三拾目

六挺筒長式尺五寸

玉目拾匁

壹挺筒長三尺三寸

玉目三匁五分

式挺筒長三尺三寸 玉目三奴

右之鉄炮者今度於泉州新規為張差下申候間、今切御関所無相違罷通候様御裏印申請度奉存候、為後日如斯御座候、以上

弘化四丁未年四月

稲葉兵部少輔印判

四人殿

裏書之鉄炮拾挺関所無相違可相通候断者本文有之候、以上

山城印

下野印

備前印

伊勢印

今切

関所番中

備前守殿

御扣

土屋紀伊守

新規製造鉄砲移動に付大坂在番久貝正典より伺

【四冊・弘化四年五月「諸伺」】

『於大坂玉目百目之鉄砲新規為張候而持下り申度旨伺』

『五月廿八日』

『九鬼式部少輔持参』

『久貝因幡守』

此度私儀於爰許玉目百目之鉄砲新規為張候而持下り申度奉存候、然ル処是迄同役とも別紙目方之鉄砲者持下り候処、其余目方之鉄砲持下り候先例見当り不申候得共、可相成儀ニ御座候者右鉄砲新規為張、持下り候之様仕度奉存候、不苦儀ニ御座候哉此段御内慮奉伺候、以上

大坂在番

五月十五日

久貝因幡守

『廿八日左之別紙とも出、即日御持出』

『五月廿八日』

『九鬼式部少輔持参』

『久貝因幡守』

『別紙』

覚

天保十四年八月

一、玉目三拾目鉄砲壹挺

同年同月

一、玉目三拾目鉄砲壹挺

一、玉目式拾目鉄砲壹挺

弘化二巳年四月

一、玉目五拾目鉄砲壹挺

一、玉目三拾目鉄砲式挺

右之通新規鉄砲為張、持下申候、以上

五月十五日

大坂在番  
久貝因幡守

鉄砲製造に付山城淀藩主稲葉正邦家来より届

【七冊・嘉永三年三月「諸届」】

『鉄砲壹挺・鉄張筒玉目式百目、此度新規張立申付候旨届』

『三月七日』

『稲葉長門守家来』

覚

鉄砲

壹挺

但、鉄張筒玉目式百目

右者此度浅草阿部川町罷在候国友庄角与申者江新規張立申付候、長門守在邑二付此段御届申上候、以上

三月七日

『七日出、即日持出』

稻葉長門守家来  
飯塚郷左衛門

【一七冊・嘉永三年三月「諸届」】

『鉄炮老挺鉄張筒玉目式百目、此度新規張立申付候旨届』

『三月七日』

『稻葉長門守家来』

覚

鉄炮

但、鉄張筒玉目式百目

右者此度浅草阿部川町罷在候国友庄角与申者江新規張立申付候、長門守在邑二付此段御届申上候、以上

三月七日

『七日出、即日持出』

稻葉長門守家来  
飯塚郷左衛門

**鉄砲製造に付摂津尼崎藩主松平忠英より届**

【一八冊・嘉永三年四月「諸届」】

『六貫目玉唐銅筒初筆寄合医師小野西節厄介叔父小野金三郎江相頼、武州川口宿鋳物師安次郎江新規申付候旨届』

覚

一、六貫目玉唐銅筒

老挺

一、百五拾目玉唐銅筒

老挺

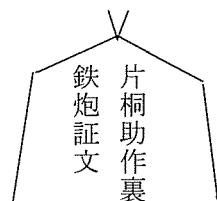
右之通此度寄合御医師小野西節様御厄介御叔父小野金三郎様江御頼申、元御代官大熊善太郎様御支配所武州川口宿鋳物師安次郎江新規申候、遠江守在邑二付此段御届申上候、以上

四月廿二日

松平遠江守家来  
下見純輔

**鉄砲移動に付大和小泉藩主片桐貞照より裏印刷願**

【一九冊・嘉永三年四月「証文裏判」】



覚

一、鉄炮

六挺

内

玉目三拾目筒

老挺

玉目拾匁筒

五挺

右者今度在所従大和小泉江戸屋鋪迄取寄申候、今切御関所無相違罷通候様被成御裏印可被下候、以上

嘉永三庚戌年四月四日

幼年二付印形相用候  
片桐助作印

五人殿

『右四日出、即日持出裏書令調印持帰、同夕宅江留守居呼藤林直記江勘三郎渡

之』

表書之鉄炮六挺関所無相違可相通候、断者本文有之候、以上

(老中・信濃上田藩主松平忠徳)

伊賀

(老中・三河西尾藩主松平乘全)

和泉

(老中・下野宇都宮藩主戸田忠温)

山城

(老中・越後長岡藩主牧野忠雅藩主)

備前

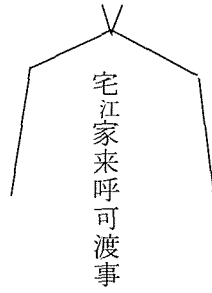
(老中・備後福山藩主阿部正弘)

伊勢

今切  
関所番中

鉄砲移動に付大坂鈴木町代官竹垣直道より裏印願

【一九冊・嘉永三年四月「証文裏判」】



宅江家来呼可渡事

御代官  
竹垣三右衛門

一、鉄炮八挺

玉目拾匁

同六匁

同三匁五分

四挺

式挺

式挺

右三右衛門所持之鉄炮大坂鈴木町御役宅ニ差置候处、此度支配所場所

替被 仰付、依之同所より右鉄炮取寄候二付、箱根今切御関所無相

違罷通候様御裏印被成可被下候、以上

嘉永三戌年四月

(勘定奉行・池田頼方) 印

(勘定奉行・久須美祐明) 印

(勘定奉行・松平近直) 印

(勘定奉行・松平内守) 印

(勘定奉行・石河政平) 印

石河土佐守居判

阿部伊勢守殿

牧野備前守殿

戸田山城守殿

松平和泉守殿

松平伊賀守殿

戌 四月 伊賀

和泉

山城

備前

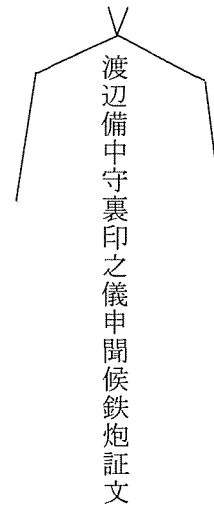
伊勢

箱根  
今切  
関所番中

『右者四日持帰』

鉄砲移動に付和泉伯太藩主渡辺章綱より裏印願

【一九冊・嘉永三年四月「証文裏判」】



渡辺備中守裏印之儀申聞候鉄砲証文

一、鉄砲

内

覚

七挺

玉目百目

壹挺

玉目五拾目

壹挺

玉目拾目

五挺

(大)

右者此度從和泉国伯戸江戸屋敷迄差越申候、今切御関所無相違罷通候様被成御裏印可被下候、以上

嘉永三庚戌年四月

渡辺備中守判印

五人殿

『右廿二日出、即日持出左之通令裏書調印持帰、同夕宅江留守居呼福地銀左衛門江勘左衛門渡』

表書之鉄砲七挺関所無相違可相通候、断者本文有之候、以上

伊賀

和泉

山城

日光江相越候付無加印

備前

日光江相越候付無加印

今切

関所番中

新規製造鉄砲移動に付大番頭加納久徴より裏印願

【二一冊・嘉永三年七月「証文裏判」】

『鉄砲証文裏印之儀申聞候書付』

『七月十一日』

『加納備中守』

月番

加納備中守

大坂在番稻葉兵部少輔・大岡紀伊守於大坂表新規為張候鉄砲今度差下申度旨、依之今切御関所鉄砲証文差下、御裏書御印被成下候様仕度奉存候段從兵部少輔・紀伊守申越候間右証文進達仕候、大坂在番為代罷登候先番頭土岐丹波守持参仕、交代之節兵部少輔・紀伊守江相渡候儀二御座候、丹波守来ル廿二日爰許発足仕候、定日御座候間可相成儀二御座候者右出立以前迄二御裏書御印被成御渡被下候様仕度奉存候、此段申上候、以上

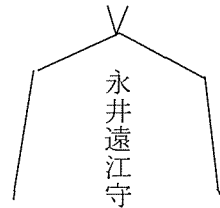
戊七月十一日

月番  
加納備中守

『十一日左之証文共出、即日持出、同夕裏書令調印持帰、宅江兵部少輔留守居呼、藤浪兔宅江助八郎渡之』

鉄砲移動に付摂津高槻藩主永井直輝より裏印願

【二四冊・嘉永七年二月「証文裏判」】



永井遠江守裏印儀申聞候鉄砲証文

覚

- 一、百目玉唐銅筒 式挺
- 一、八匁筒 壹挺
- 一、七匁五分筒 廿挺
- 一、六匁筒 拾壹挺
- 一、三匁筒 五挺

右者此度從撰津国高槻江戸屋鋪迄差越申候、今切御関所無相違罷通候様被成御裏印可被下候、以上

嘉永七甲寅年二月十日

永井遠江守判<sup>印</sup>

六人殿

鉄砲製造に付山城淀藩主稻葉正邦より届

【二四冊・嘉永七年二月「宅申渡」】

稻葉長門守

一、唐銅筒壹挺、但、三貫目玉ホーイツスル、右之通京都山鼻ニ罷在候鉄砲師乾庄兵衛与申者方ニ而新規鑄立申付候旨届

鉄砲製造に付日向延岡藩主内藤正義より届

【二五冊・嘉永七年三月「諸届」】

『三貫目玉唐銅筒初筆於撰州大坂南瓦屋町仏具屋善兵衛細工場鑄立申付候旨届』

『三月十五日』

『内藤能登守』

覚

- 一、三貫目玉唐銅筒 壹挺
- 一、壹貫目玉唐銅筒 壹挺

右今度於撰州大坂南瓦屋町仏具屋善兵衛細工場鑄立申付候、此段御届申上候、以上

二月十一日

内藤能登守

『十五日出、翌日持出』

新規製造鉄砲移動に付大番頭大久保より裏印願

【二五冊・嘉永七年三月「証文裏判」】

今度從京都江戸江差下申候鉄砲之覚

- 一、鉄砲拾三挺

大久保因幡守

壹挺筒長三尺六寸七分	玉目八匁
貳挺筒長貳尺三寸三分	玉目八匁
叁挺筒長貳尺三寸	玉目八匁
肆挺筒長貳尺三寸三分	玉目七匁
伍挺筒長貳尺三寸	玉目六匁
陸挺筒長貳尺八分	玉目六匁



一、鉄炮老挺 筒長貳尺三寸 大久保因幡守組  
玉目拾匁 横地左近太郎

一、鉄炮老挺 筒長貳尺五寸 同組  
玉目拾匁 松平清左衛門

一、鉄炮老挺 筒長貳尺三寸 同組  
玉目拾匁 服部茂之丞

一、鉄炮老挺 筒長三尺四寸 同組江  
堀田豊前守組より代人  
玉目八匁 服部又一郎

一、鉄炮老挺 筒長貳尺三寸 同組江  
玉目拾匁 小笠原加賀守組より代人  
多門鎌之助

一、鉄炮老挺 筒長貳尺三寸 同組江  
玉目拾匁 小笠原加賀守組より代々人  
遠山三十郎

合七挺

都合鉄炮貳拾挺

右之鉄炮者今度於城州・泉州新規為張差下申候間、今切御関所無相違  
罷通候様御裏印申請度奉存候、為後日如斯御座候、以上

嘉永七甲寅年四月

大久保因幡守判印

六人殿

### 畿内・近国藩

岸和田城修復に付和泉岸和田藩主岡部長和より伺

【一四冊・弘化四年五月「諸伺」】

『和泉国岸和田城石垣土居修補伺』

『五月廿四日』

『岡部内膳正』

私在所和泉国岸和田城二曲輪東中門内石垣老ヶ所・捻曲輪西北之間石垣式箇所・同所北東之間石垣老ヶ所、孕三曲輪北東之間水敵之土居老ヶ所・捻曲輪北東之間水敵之土居老ヶ所崩候付修補仕度、右式ヶ所之土居堀江崩込候付、浚之儀絵図朱印之通以連々如元申付度奉頼候、依之以下絵図奉伺候、宜御差図可被成下候、以上

五月十一日

岡部内膳正

『同日左之絵図とも出、翌日持出、廿六日令附札持帰、同夕宅江留守居呼』

『此通可被調候』

和泉国岸和田城絵図

『五月廿四日』

岡部内膳正

和泉大鳥郡松屋新田海岸加勢に付河内狭山藩主北条氏燕より届

【三三冊・安政二年九月「諸届」】

『在所前寄海岸加勢之儀兼而被 仰付有之候処、駿府加番被 仰付、在所表人少罷成候間、加勢之儀加番中差出兼候旨届』

『九月十四日』

『北条美濃守』

在所前寄泉州大鳥郡松屋新田御代官所海岸御加勢之儀兼而被 仰付御座候所、駿府御加番被 仰付、高並之武器・人数召連候二付、在所表人少罷成候間右同所御加勢之儀御加番中差出兼申候、此段御届申上候、以上

九月十四日

北条美濃守

摂津警衛に付摂津三田藩主九鬼隆義家来より願

【四五冊・文久二年十二月「諸願」】

九鬼長門守家来差出候書付

周防守

長門守儀兼而泉州大鳥郡警衛之儀被 仰付、其節差上候書付之通用意仕候、然ル処右大鳥郡警衛之節、万々一騷立候得者在所江之通路相絶可申困難之儀も可有御座哉与甚心配仕候、且又大坂者要枢之地ニ御座候得者、猶更嚴重之御固メ可有御座付而者、夷賊共丹波地より直ニ京都江出候事も不被凶儀与奉存候、長門守在所之儀者其街路ニ当候得者、其節ニ至り大鳥郡警衛旁力合シ不勢均小勢之処、双方共如何与心配仕候、依之摂州八部兵庫より北折之路天王峠、同州免原郡御影より北折之路大利ヶ原与申右南路之為固メ、摂州有馬郡唐櫃、同州八部郡谷上

辺江出張仕候様御振替ニ被 仰付被下候得者、迎も行届候儀者無御座候共御役ニも相立可申哉与奉存候、此儀者兼而も奉願度罷在候処、外国共近々大坂江入津上京之志御座候由風聞ニ御座候故、取留候儀ニ者有御座間敷候得共、不取敢奉願候様長門守在所表より申付越候間、此段奉願候、以上

九鬼長門守家来

十二月廿二日

江口駒三郎

摂津尼崎藩主松平忠栄より調練伺に付申渡【二四冊・嘉永七年二月「宅申渡」】

松平遠江守

一、在所摂州尼崎ニ而先年より於領内歩卒足並之駈引為試来候得共、可相成者以来不事立様野服・陣羽織等着用、弓・鉄炮・長柄・鎗取交、旗下之類為持貝・鉦太鼓之合図を以進退駈引調練いたし、城内おゐてハ折々質素ニ甲冑をも相用、内試為致候而茂不音入、并甲冑相用人数駈引調練為致度旨伺、同断達済

【二四冊・嘉永七年二月「宅申渡」】

松平遠江守

一、鉄炮洲居屋敷并本所新大橋向下屋敷ニ而歩卒足並調練為致度、其節目印・貝・鉦・太鼓相用、折節ハ着具をも為用事ケ間敷無之様習練之儀不苦哉伺、同断達済

山城淀藩主稻葉正邦より調練伺に付申渡【二四冊・嘉永七年二月「宅申渡」】

稻葉長門守

一、渋谷於下屋鋪步率足並調練為習、目印・貝鐘・太鼓取交、空鉄炮放等為致、時宜寄着具をも相用、勿論事々間敷儀無之様折々習練為致度候、尤右下屋敷之儀者赤坂御門より道法三十町余有之候、且又三器音入之儀者兼而伺濟御稽古仕来候旨伺、可為伺之通候、甲冑相用候節者届可被申聞旨達濟

【二四冊・嘉永七年二月「宅申渡」】

稲葉長門守

一、在所山城国淀之儀者海岸附二者無之候得共、飛地領分泉州泉郡忠岡村与申候者海岸附二も有之、若異国船相見候節者固人数差出候手当兼而申付置候得共、進退不行届之儀も可有之哉心配いたし候、依之年申事立不申候様城内外広場ニおゐて野服・陣羽織等着用、弓・鉄炮・長柄・鎗取交、旗印類為持、貝鐘・太鼓之相図を以進退駈引調練為致、於城内者折々甲冑をも相用内試為致度候、不苦儀二候哉伺濟

近江膳所藩主本多康融より調練伺に付申渡

【二四冊・嘉永七年二月「宅申渡」】

本多隱岐守

一、領分江州膳所之儀海岸者無之候得共、最寄海岸万一異国船渡来之砌時宜二寄援兵杯被 仰付候儀も可有之候哉、且又異変之節者京地火防之姿を以 禁裏守護之心得專二相心得候儀二付、臨期之節進退調練不行届之儀有之候而者恐入甚以心配罷在候、依之可相成儀有之候者年中事立不申候様領内山野於閑地時々野服・陣羽織取交着用、貝鉦・太鼓之相図を以弓・鉄・長柄鎗、其外武器・紙玉・竹刀之類相用、手

輕之旗印等相建人数駈引調練為致、在邑之砌者一ヶ年二一兩度鹿狩等之姿二而罷出申度、且又於城内者可相成丈質素二甲冑着用、行軍・陣取等内試為致度不苦有之候哉

但、城内閑地外見茂無之山野ニ而駈引調練之砌、甲冑為相用候儀不苦有之候哉

一、水球・水馬之儀湖水、或者川下与唱勢多川筋ニ而是迄稽古為致候得共、甲冑相用稽古為致候而茂不苦儀二有之候哉内意伺、内意之通相心得不苦旨達濟

『右六月八日和泉殿江追而送り遣』

調練に付撰津麻田藩主青木一咸より伺 【二五冊・嘉永七年三月「諸伺」】

『在所於撰津国麻田人数駈引調練等為致度儀二付初筆伺』

『三月二日』

『青木甲斐守』

私在所於撰津国麻田人数駈引調練為仕度、依之領分山野之於閑地野服・陣羽織等着用、貝・太鼓・旗印相用、弓・鉄炮・鎗等取交進退駈引調練為仕度、且居所構内ニ而者折々甲冑茂相用内試為仕度奉存候

一、三田古川端於居屋敷、貝・太鼓・旗印相用、質素二步率足並調練為仕度奉存候、尤貝・太鼓音入之儀者兼而伺濟ニ而稽古仕来候得共、不苦儀御座候哉此段奉伺候、以上

三月二日

青木甲斐守

『何茂可為伺之通候』

『二日出、翌日持出、六月十八日令附札持帰、宅江留守居呼、宮本半蔵江轍渡之』

調練に付摂津三田藩主九鬼隆義より伺

【三五冊・万延元年四月「諸伺」】

『在所摂津国三田陣屋構於内外之内人数足並駈引相試度、其節野服・陣羽織等相用、時二寄甲冑・旗指物等相用不苦哉伺』

【四月十二日】

『九鬼長門守』

私在所摂津国三田陣屋構於内外之内人数足並駈引相試申度奉存候、其節野服・陣羽織等相用、時二寄着具、為稽古甲冑・旗指物・鳴物をも相用申度、此段不苦儀御座候哉奉伺候、以上

四月十二日

九鬼長門守

『陣屋構外二於而甲冑相用候儀者難相成、其外伺之趣不苦候』

『十二日左之例書共出、翌三日持出、八月廿四日令附札持帰、同夕宅江留守居呼、江口幸三郎江左一郎渡之』

【四月十二日】

『九鬼長門守』

類例書

私在所大和国小泉陣屋構於内外之内人数足並駈引相試申度奉存候、其節野服・陣羽織等相用、時二寄着具、為稽古甲冑・旗指物・鳴物を茂相用申度、此段不苦儀二御座候哉奉伺候、以上

四月十日

片桐助作

御附札

可為伺之通候、尤構外二而甲冑相用候節可成丈質素可被致候

右之通嘉永四亥年四月十日御用番松平和泉守殿江差出候処、同月廿九日以御附札御差図相濟候由御座候、以上

四月十二日

九鬼長門守

損毛届

播磨龍野藩主脇坂安董・安宅より損毛届

【六冊・天保六年十二月「風雨損毛届」】

『在所播州龍野并作州真壁郡損毛届』

【十二月七日】

『脇坂中務大輔』

私在所播州龍野并作州真壁郡之内共稲作植附後雨天勝二而虫附多、生立不宜、実入之時節二至兩度烈風雨二而痛強、此節收納二至高七千六百八拾石三斗余損毛仕候、其段御届申上候、以上

十二月七日

（播磨龍野藩主脇坂安董）  
脇坂中務大輔

【一五冊・弘化四年八月「風雨損毛届」】

『領分水破損所先届』

【八月十七日】

『脇坂淡路守』

私領分播州龍野当七月廿一日・廿二日強雨降続、川之出水堤切、家中侍屋敷・在町水押入、潰家有之、田畑水湛、橋落、堰崩、其外破損所多御座候、尤城内別條無之、人馬怪我無御座候旨申越候、猶又委細之儀者相糺、田畑損毛等追而御届可申上候得共、先此段御届申上候、以上

八月十七日

（播磨龍野藩主脇坂安宅）  
脇坂淡路守

【十七日出、即日持出】

撰津高槻藩主永井直与・直矢より損毛届

【六冊・天保六年十二月「風雨損毛届」】

『在所損毛届』

『十二月十五日』

『永井飛騨守』

私在所撰州高槻嶋上郡・嶋下郡・住吉郡、丹州桑田郡之内当夏田方植付之頃雨繁、地底之場所植付難出来、少々地高二而植付候向者相応生立候処、七月下旬閏七月上旬風強、痛毛有之、其上八月二至冷気勝二而実入不宜、高田之向茂一躰順気悪敷、虫付株痛等二而取実少、損毛高此節吟味候処左之通御座候

高老万千五百石余

内

撰州嶋上郡之内 四拾壹ヶ村

同国嶋下郡之内 貳拾四ヶ村

同国住吉郡之内 貳ヶ村

丹州桑田郡之内 拾五ヶ村

右之段御届申上候、以上

十二月十五日

(撰津高槻藩主永井直与)

永井飛騨守

【一冊・天保八年十二月「風雨損毛届」】

『十二月十日』

『永井飛騨守』

私在所撰高槻領嶋上郡・嶋下郡・住吉郡、丹州桑田郡之内当夏田方旬能植附相濟候処、其頃より旱続、高田之分旱痛多、八月中旬大風雨

『領分損毛届』

有之、其後雨降続、淀川筋壹丈余之洪水及度々、下田之向水腐、虫付等二而取実少、損毛高此節吟味仕候処、左之通御座候

高九千三百石余

内

撰州嶋上郡之内

同国嶋下郡之内

同国住吉郡之内

丹州桑田郡之内

右之段御届申上候、以上

十二月十日

『十一日持出』

(撰津高槻藩主永井直与)

永井飛騨守

【四七冊・文久二年十二月「風雨損毛届」】

『十二月廿一日』

『永井飛騨守』

私在所撰州高槻領嶋上郡・嶋下郡・住吉郡、丹州桑田郡之内当夏植付之頃雨無之、其後潤雨有之候二付、乍緩高低地所共植付出来候処、七月下旬并閏八月下旬淀川筋壹丈余之出水兩度有之、其上九月中旬より雨勝二而内水相堪、地底之間水冠芽出多有之、此節收納二至、吟味仕候処損毛高左之通

内

撰津国嶋上郡之内

同国嶋下郡之内

同国住吉郡之内

四拾三ヶ村

貳拾七ヶ村

貳ヶ村

丹州桑田郡之内

拾五ヶ村

右之通御座候、此段御届申上候、以上

十二月九日

(棋津高槻藩主・水井直矢)  
永井飛驒守

『廿一日出、翌日持出』

山城淀藩主稻葉正守より損毛届 【一冊・天保八年十二月「風雨損毛届」】

『領分損亡届』

『十二月十五日』

『稻葉丹後守』

私領分山城国・河内国・近江国・和泉国之内、当八月大風雨二而川々出水仕、田畑水入・水押・内水支二而損毛・破損所、并下総国・常陸国・上野国之内同夏中照続水不足ニて稻毛生立不宜損毛之覚

山城国 久世郡 綴喜郡之内 紀伊郡

一、高式千式百四拾壹石余

但、新田共

此反別百八拾九町壹反四畝歩余

内

高千九百式拾四石余

田方

此反別百六拾町三反三畝歩余

高三百拾七石余

畑方

此反別式拾八町八反壹畝歩余

河内国 淀川郡 若江郡之内

一、高九百五拾七石余

畑方

此反別九拾五町七反四畝歩余

野洲郡

近江国 栗太郡之内

浅井郡

一、高式百七石余

田方

此反別拾五町歩余

下総国

印旛郡 埴生郡之内 香取郡

一、高千五百三石余

田方

此反別百六拾五町三反三畝歩余

常陸国真壁郡之内

一、高百三拾七石余

田方

此反別拾貳町四反六畝歩余

上野国勢多郡之内

一、高七百三石余

田方

此反別六拾壹町貳反歩余

高合千七百四拾八石余

此反別五百三拾八町八反七畝歩余

内

高四千四百七拾四石余

田方

此反別四百拾四町三反式畝歩余

高千式百七拾四石余

此反別百貳拾四町五反五畝歩余

一、小橋南之方、西手ニ而御橋少々浮橋申候

一、大橋芥除杭式拾六本之内壹本倒掛り、五本流出仕候

一、大橋間小橋別条無御座候

城州久世郡之内

一、国役堤崩八ヶ所

此間数式百九拾五間

同郡之内

一、国役堤欠所式ヶ所

此間数百式拾間

一、国役堤切壱ヶ所

此間数式拾六間

同郡之内

一、国役門樋壱ヶ所流出

一、同郡之内伏見往還堤

一、国役堤欠所式ヶ所

此間数拾五間

一、樋損壱ヶ所

一、樋損壱ヶ所

一、樋損壱ヶ所

一、樋損壱ヶ所

同郡之内

一、堤切壱ヶ所

此間数式拾五間

一、堤切壱ヶ所

此間数五拾五間間半

同郡之内

一、堤欠所拾ヶ所

此間数百八間

一、潰家式間

一、江州甲賀郡之内

此間数百八拾七間

同郡之内

一、堤切所壱ヶ所

此間数九拾間

一、堤切壱ヶ所

此間数拾間半

一、堤切壱ヶ所

此間数三拾間

同郡之内

一、蛇籠刎拾五ヶ所流出

一、堤切四ヶ所

此間数五拾三間

同郡之内

一、堤欠所式ヶ所

此間数式拾七間

一、蛇籠四ヶ所流出

同郡之内

一、樋壱ヶ所流出

一、城内二之丸門内迄水押入申候

一、城内外高塀壁所々損申候

一、家中屋敷并二長屋町家共所々破損仕、地底之処床江水押揚申候

一、怪我人并牛馬流死等無御座候

右者先達而上方領分出水之儀御届申上置候、水引落候以後相改候処、田畑損毛并破損所等、且又関東領分田方損毛書面之通御座候、此段御届申上候、以上

十二月朔日

『十五日出、翌日持出』

(山城淀藩主稲葉正守)  
稲葉丹後守

【一四冊・弘化四年五月「風雨損亡届」】

『領分出水破損所先届』

『五月廿三日』

『稲葉丹後守』

私領分城州淀去月九日夜より風雨強、翌十日朝より川々出水仕、同夜より少々充引水ニ相成申候、水高堤切并所々破損等之覺

木津川水高凡壹丈壹尺六寸

内 常水三尺  
堀水八尺六寸

宇治川高凡壹丈壹尺三寸

内 常水貳尺  
増水九尺三寸

桂川水高凡壹丈貳尺

内 常水貳尺  
増水壹丈

一、大橋・小橋別条無御座候

一、城内二之丸門内迄水押入申候

一、家中屋敷并長屋町家共地底之所床上江水押揚申候

城州久世郡之内

一、国役堤崩拾ヶ所

城州紀伊郡之内

一、国役堤欠所貳ヶ所

同郡之内伏見往還堤

一、国役堤崩四ヶ所

同郡之内

一、国役水刃崩壹ヶ所

城州久世郡之内

一、堤崩壹ヶ所

城州綴喜郡之内

一、溜池堤欠所壹ヶ所

泉州泉郡之内

一、堤欠所壹ヶ所

一、水刃蛇籠拾壹ヶ所流出

泉州日根郡之内

一、水刃蛇籠七ヶ所流出

江州伊香郡之内

一、堤切壹ヶ所

江州浅井郡之内

一、堤切壹ヶ所

同郡之内

一、水門壹ヶ所流出

一、摂州・河州之儀者別条無御座候

且又田畑損毛之儀者追而收納之上御届可申上候

一、怪我人并牛馬流死等無御座候

右之段先御届申上候、以上



五月十一日

稲葉丹後守

『廿三日出、即日持出』

大和郡山藩主柳沢保申より損毛届

〔二八冊・安政七年正月「風雨損毛届」〕

『領分損毛届』

『正月八日』  
『松平時之助』

私領分和州・江州之内去八月十三日大雨洪水<sup>ニ</sup>而田畑水押、砂入・水腐等有之、損毛左之通

一、高四万五千七百九拾壹石七斗九升六合

此反別式千四百九拾三町壹反九畝貳拾九步

訳

和州

高三万七千三百三拾六石八升六合

此反別式千百三拾三町四反九畝貳步

江州

高八千四百五拾五石七斗壹升

此反別三百五拾九町七反貳拾七步

右之通御座候、此段御届申上候、以上

正月八日

松平時之助

『八日出、翌日持出』

和泉伯太藩主渡辺章綱より損毛届

〔三〇冊・安政七年二月「風雨損毛届」〕

『領分損毛届』

『二月十五日』  
『渡辺丹後守』

私領分泉州大鳥郡・泉郡、河州古市郡・丹北郡、江州野洲郡之内村々昨春植附以来、其後六月中旬頃<sup>ニ</sup>至、冷氣・雨天勝<sup>ニ</sup>而八月中旬頃より虫附強儀打倒、田畑共作物生立不宜、昨暮收納<sup>ニ</sup>至、四千貳百三拾石六斗壹升四合七勺損毛御座候、此段御届申上候、以上

二月三日

渡辺丹後守

『十五日出、翌日持出』

表 『諸用留』

冊	年	月	地の記載	冊	年	月	地の記載
1	享和3	6	二冊之内 諸用 享和三癸亥年六月	25	嘉永7	3	諸用 嘉永七寅三月 二冊之内
2	文政6	4	諸用 文政六 未四月『三冊之内』	26	嘉永7	5	諸用 嘉永七寅五月 二冊之内 上
3	文政7	3	諸用 文政七申三 二冊之内	27	嘉永7	5	諸用 嘉永七寅五月 二冊之内 下
4	文政7	3	諸用 文政七申三 二冊之内	28	安政7	正	諸用 安政七申正月 全
5	天保6	12	諸用 天保六未十二月 三冊之内天	29	安政7	2	諸用 安政七申二月 二冊之内
6	天保6	12	諸用 天保六未十二月 三冊之内地	30	安政7	2	諸用 安政七申二月 二冊之内
7	天保6	12	諸用 天保六未十二月 三冊之内人	31	安政4	閏5	諸用 安政四閏五月 二冊之内
8	天保8	3	諸用 天保八酉三月 三冊之内天	32	安政2	9	諸用 安政二卯九月 三冊之内
9	天保8	3	諸用 天保八酉三月 三冊之内地	33	安政2	9	諸用 安政二卯九月 三冊之内
10	天保8	3	諸用 天保八酉三月 三冊之内人	34	万延元	3	諸御用留 万延元申三月 『乾』
11	天保8	12	諸用 天保八酉十二月 三冊之内中	35	万延元	4	諸用 万延元申四月 二冊之内
12	弘化4	3	諸用 弘化四未三月 二冊之内	36	万延元	4	諸用 万延元申四月 二冊之内
13	弘化4	3	諸用 弘化四未三月 二冊之内	37	万延元	5	諸用 万延元申五月 坤
14	弘化4	5	諸用 弘化四未五月 二冊之内上	38	万延元	5	諸御用留 万延元申五月 乾
15	弘化4	5	諸用 弘化四未五月 二冊之内下	39	万延元	6	諸用 万延元申六月 諸御用留 『坤』
16	弘化4	8	諸用 弘化四未八月 全	40	万延元	6	諸御用留 万延元申六月 『乾』
17	嘉永3	3	諸用 嘉永三戌三月 二冊之内上	41	万延元	7	諸用 万延元申七月 二冊之内
18	嘉永3	4	諸用 嘉永三戌年四月 貳冊之内 『乾』	42	万延元	7	諸用 万延元申七月 二冊之内
19	嘉永3	4	諸用 嘉永三戌年四月 貳冊之内 『坤』	43	文久2	10	諸用 文久二戌十月
20	嘉永3	6	嘉永三戌六月 諸御用留 二冊之内 『乾』	44	文久2	11	諸用 文久二戌十一月 『坤』
21	嘉永3	7	諸用 嘉永三戌七月 二冊の内	45	文久2	12	諸用 文久二壬戌年十二月 『三冊之内』
22	嘉永7	正	諸用 嘉永七正月 二冊の内 上	46	文久2	12	諸用 文久二壬戌年十二月 三冊之内
23	嘉永7	正	諸用 嘉永七寅正月 二冊の内 下	47	文久2	12	諸用 文久二壬戌年十二月 三冊之内
24	嘉永7	2	諸用 嘉永七甲寅年二月『坤』				

備考：『 』は朱書。

## 大坂加番願について

### はじめに

幕府の軍事拠点である大坂城は、大名・旗本が務める城代、京橋口・玉造口定番、大御番衆二組、加番によって守衛されていた。一七世紀において城代以下の役割は徐々に制度化されていき、一八世紀にはおおむね次のようになった。

原則として城代は五、六万石以上の譜代大名、両定番は一〇二万石の大名が就いた。ともに任期は決められていない。大御番衆は幕府大番組一二組の内二組が一年交替で在坂した。各組には大名あるいは旗本が就く大御番頭が置かれ、旗本が務める組頭二人・大御番衆五〇人を率いた。大御番衆には、大坂地付の与力・同心が加わる。加番はこれらを補強する軍事力で、山里・中小屋・青屋口・雁木坂の四加番からなる。

大坂加番については、松尾美恵子の一連の研究があり、以下、その成果をまとめると次のようになる。

大坂加番は大名に対する軍役であり、延享三年、次のように選定基準が定められた。すなわち、山里は役高二万七千石で本高二万七千〇五万石の「御譜代」「詰衆」から、中小屋は役方一万八千石で本高一万八千〇二万六千石の「御譜代」「詰衆」「詰衆並」から、青屋口は役高一万石で本高一万〇七千石の「御譜代」「外様」「詰衆並」から、雁木坂は役高一万石で本高一万〇七千石の「御譜代」「外様」「詰衆並」から選

### 岩城卓二

ばれた。「御譜代」は幕府役職に就いていない帝鑑間の大名、「外様」は柳間の大名、「詰衆」は雁間の大名、「詰衆並」は菊間椽類詰の大名が相当する。本高の規定は厳守されていたわけではなく、「外様」が中小屋加番を務めていることもあるが、「外様」は対象者数に比して就任する率は低かったと考えられている。

加番は、まず奥右筆が加番を課すことができる大名を書き出し、それをもとに老中が評議したうえで將軍に伺い、その承認を得て正式に決定した。守衛役であるため年令・健康状態、加番経験の有無・頻度が選考を判断した。

大坂加番には役高の一倍物成の合力米が支給(米・大豆・金で支給)されるため、加番就任を願う大名が少なくなかった。加番就任を願う大名は老中に加番願を出し、享保期には加番願を書き留めた「加番願之帳」が調えられていた。そして、加番願を出しておく優先的に審議、選考されたが、出願者だけから選考するのは好ましくないと考えられていた。

この加番願は財政難↓加番就任↓合力米↓財政回復という筋道で認められている。大名は合力米を藩財政の糧とみなし、財政窮乏を理由に加番就任を願い出、幕府側も大名のこうした意識・行為を疑問視することなく受理していた。そして大名は老中・奥右筆に対して就任運動を行った。

松尾はその後、大坂加番の勤務実態を明らかにした<sup>2</sup>。それは平時の軍役の意味を考えさせる意義深い仕事であったが、その後、自治体史等で加番史料が紹介されることはあったが、大坂加番への研究関心は低かった。大坂加番に再び光を当てたのは大阪城天守閣による加番を務めた藩の日記の翻刻であり、加番と大坂市中の關係、藩政との連関、城代・定番等幕府支配機構のあり方が検討されるようになった<sup>3</sup>。

これらの研究においても加番就任を願出る大名がいたことは確認されており、加番願は藩関係文書にも散見できる。では、大名たちが財政を補填する手立てとして軍役である加番を捉えていたとすれば、加番願において財政問題と軍役負担はどういう文脈で結びつけられていたのか。逼迫する藩財政を補填するための役負担としての加番という理解が幕府と大名双方に共有されていたのであれば、それは平時における軍役の意味という近世史の全体像に関わる問題群ともつながろう。加番願を収集し、比較検討することは、重要な課題であろう。

老中御用部屋で記録された『諸用留』には、天保六年(一八三五)十二月(五冊)・安政二年(一八五五)九月(三三冊)・安政七年正月(二八冊)の「諸願」の部に、諸藩主から老中に差し出された大坂加番願がまとまって留められている。すなわち、天保六年十二月は一四件一三藩(史料番号1~14、以下、史料番号のみを記す)、安政二年九月は三件三藩(15~17)、安政七年正月は一〇件八藩(18~27)の計二七件二四藩である。

以下、『諸用留』の加番願を紹介し、いくつかの論点を提示していきたい。なお、御用番老中は天保六年十二月が丹後宮津藩主本莊伯耆守宗発、安政二年九月が越後長岡藩主牧野忠雅、安政七年正月が三河西尾藩主松平和泉守乗全である。また、各藩・藩主の加番就任年については、『徳川時代大坂城関係史料集』第一号に掲載される「大坂加番大名一覧」に従

った。

## 一 加番願

加番願は出羽松山藩主酒井忠方(1)のように、「来申秋大坂御加番代相勤申度」と記される「大坂加番願」と、大坂加番の就任を願い出るにいたった「勝手向不如意」の現状、合力米による「余力」によって幕府への奉公を続けたいということが記される「勝手より差出候書付」(以下、「書付」と記載)からなる。これに、伊勢菰野藩主土方雄興(5)・播磨安志藩主小笠原貞幹(23)のように「別紙」が添えられることもあった。土方雄興の「別紙」には歴代藩主の加番勤、小笠原貞幹の「別紙」には近年の風水損被害・公儀御奉公が記されている。

「大坂加番願」・「書付」の差出人は藩主、つまり大名本人で、藩主の直書で願い出たかったが差し控えた旨が記される志摩鳥羽藩の「書付」のみが家臣名である(21)。志摩鳥羽藩主稲垣長明はすでに弘化二年(一八四五)・嘉永五年(一八五二)、そして直近の安政四年(一八五七)にも大坂加番を務めている<sup>4</sup>。頻繁な加番願をばかり家臣名で差し出されたとも思われるが、安房館山藩主稲葉正巳のように、天保五年秋からの加番を務めた直後、直書で加番を願い出ていることもある(6)。「御領分之儀者大洋ニ臨船掛之御場所故、異船之御手当も及御力候丈者御心掛」るべきという事情から、藩主稲葉長明が直書で願出ることを控えたのであろうか。

出羽松山藩主酒井忠方の「大坂加番願」(1)は、御先手鉄砲頭吉松庄左衛門が持参したことが朱書きで記されている。御先手鉄砲頭による持参は、他に九例(2・3・5・6・7・15・16・17・20)ある。

これら一〇例は、陸奥福島藩主板倉勝頼(20)除いて、「書付」とあわせ提出されている。「書付」は出羽松山藩主酒井忠方であれば「酒井石見守勝手より差出候書付」と朱書きされ、御先手鉄砲頭が持参した旨は記されていない。ただし、「大坂加番願」・「書付」とも十二月三日に老中本莊宗弼に提出され、本莊が御用部屋、あるいは奥右筆部屋に持参したと思われることから、両通とも御先手鉄砲頭が老中に提出したとも考えられる。

この点は後日の検討に期したいが、加番願に御先手鉄砲頭が関与していることは興味深い。平時における大坂加番の仕事が大坂城に備えられる武器・武具の整備であり、鉄砲の磨・錆留塗もそのひとつであった。<sup>(5)</sup>弘化二年において、大坂城には一万八千挺もの鉄砲が備えられており、その維持・修復を担う加番の選定に御先手鉄砲頭もながしかの関与をしていたのであろうか。

二七件の加番願はA「加番願」のみ、B「加番願」と「勝手より差出候書付」、C「勝手より差出候書付」のみの三つに分けることができる。

A・B・Cの内訳は、Aが陸奥福島藩主板倉勝頼のみ一件(20)、Bが出羽松山藩主酒井忠方等九件(1・2・3・5・6・7・15・16・17)、Cが陸奥泉藩主本多忠知等一七件(4・8・9・10・11・12・13・14・18・19・21・22・23・24・25・26・27)である。Cが多いのは「書付」に、「再応申上候茂恐入」(8)・「先達而茂御歎」(14)・「旧冬中茂委細歎願」(25)・「昨年中より再三奉願」(22)等と記されているように、「加番願」の後、「書付」だけが何度も提出されたためである。たとえば、陸奥福島藩主板倉勝頼は天保六年十二月七日に「加番願」と「書付」(3)、同月二十四日には「書付」(12)のみと、一ヶ月の間に二回、加番就任を願っている。また、下総結城藩主水野勝任は安政七年正月に二回「書付」(22

・26)のみを提出している。

天保六年十二月『諸用留』に加番願が記される一三藩主の内、陸奥福島藩主板倉勝頼(3・12)は天保五年、伊勢菰野藩主土方雄興(5)・下総結城藩主水野勝進(14)は天保六年に家督相続をしたばかりである。また、陸奥泉藩主本多忠知(4)は、文政三年(一八二〇)に大坂加番を務めた後、「其後茂年々御加番代奉願」、そして「当年<sup>老中・遠江浜松藩主水野忠雄</sup>茂十月中御用番越前守殿江願書進達仕、其節難渋之次第趣意書を以申上候通之儀ニ而誠当惑難渋仕候」と、聞届けられるまで何度も差出ししている。四藩主家は代々の藩主が大坂加番を務めたいわば常連である。

家督相続直後に加番願を提出した水野勝進の父勝愛は享和元年(一八〇一)、文化九年(一八二二)、文化十二年、文政元年(一八一八)、文政五年、文政九年、天保四年(一八三三)と、寛政十二年(一八〇〇)より天保六年(一八二二)までの藩主在任二十四年間に六回も大坂加番を務めている。このうち三回が中小屋加番、三回が青屋口加番であったが、天保六年十二月の勝進の「書付」では中小屋加番の就任が願い出られている。特定の加番を願い出ているのは同藩のみであるが、これは中小屋の合力米が多かったためだと思われる。

おそらく水野勝進は、以後も加番願を続けたと思われる、天保九年に青屋口加番に就いている。同人は、弘化元年(一八四四)と嘉永三年(一八五〇)にも加番に就任したが、ともに青屋口屋加番であった。家督を継いだ勝任も安政七年(一八六〇)正月の加番願では中小屋を願い出、同年と文久二年(一八六二)は中小屋加番を務めている。

安政二年九月は三藩すべて、天保六年十二月は一三藩中六藩が「加番願」と「書付」を合わせて提出しているが、安政七年正月の場合は陸奥福島藩主板倉勝頼以外はすべて「書付」のみで、「猶又奉歎願」(18)・「先

達而中より奉願上」(27)と、それ以前に何度も願い出ていたことが知られる。

わずかな事例からではあるが、加番願は、その年の大坂加番が大坂着任直後の九月頃から、次の加番が決まる三月頃までの間、まずは「加番願」、あるいは「加番願」に加えて「書付」が差し出され、その後は「書付」のみが何度も差し出されたものと思われる。

大坂加番を代々務める家筋があつたことはよく知られているが、『諸用留』に記録される加番願はそうした家筋の藩主のものが多い。

天保六年十二月の「諸願」で確認できる一三藩主の内、出羽松山藩主酒井忠方(1)が文政十二年(一八二九)に大坂加番を務めているように、七藩主(1・2・4・6・10・11・13)が経験者である。そして、陸奥福島藩主板倉勝頭(3・12)・伊勢菰野藩主土方雄興(5)・三河挙母藩主内藤政優(7)・武蔵金沢藩主米倉昌寿(8)・下総結城藩主水野勝進(14)の五藩主は父の代に大坂加番を経験している。一方、本人・父ともに経験がないのは出羽亀田藩主岩城隆喜(9)のみで、大坂加番の経験は万治二年(一六五九)の重隆にまで遡る。

安政二年九月では、三藩主のうち出羽上山藩主松平信宝(16)・三河挙母藩主内藤政文(17)は経験者、上総館野藩主保科正益は父正丕が務めている。

安政七年正月の八藩主のうち出羽上山藩主松平信宝(18)・陸奥福島藩主板倉勝頭(20)・志摩鳥羽藩主稲垣長明(21・24)・播磨安志藩主小笠原貞幹(23)は経験者である。また、三河西大平主大岡忠敬(19)・下総結城藩主水野勝任(22・26)・備中庭瀬藩主板倉勝弘は父が大坂加番を務めている。本人・父ともに未経験なのは上総佐貫阿部正恒(25)のみであるが、同藩も享保九年(一七二四)と明和二年(一七六五)に大坂加番を務めた経

験はある。そして、阿部正恒もこの加番願の翌々年、文久元年(一八六一)に大坂加番を務めている。

大坂加番は父の代を含めて未経験者も任じられたが、上述の通り諸用留三カ月分で確認できる加番願は経験者が多い。そして天保六年十二月では播磨安志藩主小笠原長武(11)・越前大野藩主土井利忠(13)、安政二年九月では上総飯野藩主保科正益(15)、安政七年正月では出羽上山藩主松平信宝(18)・三河西大平藩主大岡忠敬(19)・下総結城藩主水野勝任(22)が加番願を差し出した翌年に大坂加番を務めている。小笠原長武・土井利忠は二回目、松平信宝は六回目の務めであつた。一方で、伊勢菰野藩土方家のように歴代の藩主が大坂加番を務めた経験があつても(5)、天保九年に土方雄興が死去し、跡を継いだ藩主が幼少あるいは病弱であるという事情を抱えると、大坂加番を任じられていない。同藩の事情からすると、加番願も差し出されなかつたのではなからうか。

武蔵金沢藩主米倉昌寿(8)は天保七年に大坂京橋口定番、出羽亀田藩主岩城隆喜は弘化元年に駿府加番を務めている。播磨山崎藩主大久保忠鄰が大坂加番、大番頭として大坂・京都の在番、そして大坂加番から大坂定番に転じているように、大坂加番の選任基準は各藩の事情や番方の他職の就任とあわせて検討する必要がある。

## 二 「勝手向不如意」と加番拝命

各藩主の「書付」は、松尾美恵子が指摘する財政難←加番就任←合力米←財政回復という筋道で認められている。各藩、あるいは藩をこえて蓄積された例書を参考にして作成されたものと思われるが、「書付」からは出羽松山藩酒井忠方(1)のように、「勝手向不如意」「勝手元必至与行

詰、如何共手段無之」に陥った中小藩の財政状態の一端を窺い知ることが出来る。

「勝手向不如意」となった要因は藩領内を襲った「稀成凶作」「大地震」「洪水」(1)や「居城二・三ノ曲輪、其外土蔵類・侍屋敷・寺院・町屋迄多分焼失」(2)等の災害、「呉服橋居屋敷并下谷中屋敷不残類焼、右以來ハ別而物入相嵩」(3)・「両屋敷類焼ニ而家中一統手当等莫大之物入」(15)といった江戸屋敷の類焼等々である。

『諸用留』には「風雨損毛届」が項目立てされており、藩領内を襲った災害による被災状況は幕府に届けられていたことが知られる。たとえば、陸奥泉藩主本多忠知(4)は天保六年閏七月の「大風雨・出水ニ而田畑水冠・砂入、其外数ヶ所之破損」となった奥州領内の被災状況、同年の冷害によって奥州・上州・武州領内が「田方実入不宜一円不熟仕、当秋收納ニ至高八千八百八拾五石三斗九升五合余損毛」となったことを老中に届け出ている。「格別之損所茂無御座候間御届者不申上」と、被害をともなわなかった場合は届けられなかったようであるが、被害があった場合は、同年を例にすれば山城淀藩稲葉正守のような大坂加番を務めることはない知行高の藩主も領内の被災状況を報告している。大坂加番の選任にあたって、こうした被災による「勝手向不如意」が、どの程度考慮されたかは不明であるが、本多忠知が加番願でこの届のことに触れているように、幕府への被災報告は大坂加番選任の一つの判断基準になった可能性はある。

「勝手向不如意」の要因として、領地の所在場所による不利をあげる藩主がいる。出羽上山藩主松平信宝は、天保六年十二月には「私人代以前越中守信通代迄者上方筋・関八州之内ニ而領地拝領罷在候間可也取続」いたこと、「上方・関東筋ニ引競候得者全物成半減之姿ニ而当年迄百四拾

年来漸々ニ必迫」していること(10)、安政二年九月には「羽州領分之儀者山間之土地ニ而常々米価昇、其上不運送」(16)と記している。また陸奥福島藩主板倉勝頼は、「元禄十五年拝領仕候奥州福島領地之儀者半石半永之場所ニ而年々收納不足者損毛ニ不抱莫大之儀ニ而難渋仕候、寛政四年三州ニ而老万石村替被 仰付、右を以漸取続可也ニ御奉公相勤罷在候得共、前文ニ茂申上候通領地之儀者三万石高並之收納ニ無御座難渋」(3)と、奥州福島領の土地柄の厳しさと、三河国内で与えられた領地が「勝手向不如意」を助けたことを記している。

これらの要因が重なり合って「收納を以 公務・暮方不行届」になり「勝手向連年不如意」になると、「御用金并他之借財を以漸取続」ける(4)ことになるが、「勝手向不如意」となった場合、親類の世話によってそれを凌ぐことがあったようである。「本文ニ申上候通従来難渋仕候付而者父仙山実家与 申旧縁茂御座候付、松平三河守先代より当代相成候而も私勝手向内外相談世話勝ニ罷成漸取続」(10)、「且又私家之儀者新規御取立之儀ニ而本家、或者近親等ニ而引受世話致し呉候者茂無御座途方暮罷在候」(19)が、具体的にどのような行為を指すかは不明であるが、藩財政を考えるにあたって、親類筋の世話は検討すべき点であろう。

そして、幕府の公金貸付や拝借金に「勝手向不如意」を凌ぐための重要な手立てとなっていたことが窺える。「馬喰町御用屋敷御貸付金三千兩 拝借奉願候処、御貸出ニ相成候御金無御座候得共、再三申立候次第茂御座候付、格別之以 御慈許御金五百兩 拝借被 仰付、勝手元取賄迄者不行届候得共窮民相救、差当危急之難場為相凌」(1)、「莫大之拝借金被 仰付冥加至極難有仕合奉存候、右之以 御手当、漸城普請、其外無余儀場所計可也ニ補理仕」(13)、「拝借金奉願上候処、出格之以 思召金千兩 拝借被 仰付、夫々手当可申付」(17)と、幕府が「勝手向不如意」に陥

った中小藩を救っていたことが知られる。

大坂加番の就任は、「御仁惠拝借金被 仰付、且大坂御加番茂被 仰付、右之 御恩沢ニ而追々普請も仕掛」(2)と記されるように、公金貸付・拝借金と並んで「勝手向不如意」を乗り切る方策となっていた。「大坂御加番代奉願候処、家督以来文政十二丑年初而大坂御加番代被 仰付、誠以難有往々取凌」(1)、「私勝手向不如意ニ御座候付、代々奉願大坂御加番相勤、以御余沢取続」(5)、「父丹後守文化之度願之通大坂御加番代被 仰付、御軍役之外敵敷省略仕、以余分家中・領分手当申付、忝度者難波相凌冥加至極」(8)、「私勝手向極不如意ニ而追々借財多端ニ相成、如何共難凌相成当惑痛心仕候、毎々申上候通大坂御加番之 御恵而已ニ而相凌、先代迄者隔年ニ被 仰付候儀も有之候程」(18)、「私勝手向年来困窮仕候処近来別而差迫当惑仕候、旧年も再申上候通去ル寅年在所地震洪波之災莫大之物入必至難洪仕候処、去ル巳年大坂御加番代被 仰付難有仕合奉存候、右 御恩沢を以急場之儀相凌候」(24)等々、大坂加番で凌いだ経験が記されている。

そして大坂加番を務めることができたならば、「以 御恩沢家中扶助并 窮民共手当」(2)、「御役料之余光を以取続、 公務無滞、家中扶助・領中撫育仕度奉存候」(4)、「御余沢を以勝手向取直之基ニ仕、一家相続仕、困苦罷在候臣民共迄も可也手当仕遣、其外難洪之廉々如何躰ニも取計、往々御奉公向相勤」(27)と、大坂加番によって得られる役料の残余で江戸城門番・日光祭礼奉行等の公務、「家中扶助」、「窮民手当」・「領中撫育」に努め、「勝手向不如意」から脱却することが記されている。また「先祖より持伝候武器類乍不本意修復行届兼歎敷奉存候得共、平常者不任心底、毎々御加番御役中手入手当等仕漸持伝」(10)と、平時においても加番の就任によって武力を維持していたことが窺える。藩財政における武力の

維持経費について検討することが必要であろう。

そして、対外問題の緊張が高まる安政二年九月には、「如何様ニ茂取続、公務并海岸警衛向、猶又手厚ニ行届可申」(15)、「以御恩沢武器等連々取揃、全備可仕」(16)、「当今不容易御時節ニ候得者聊以猶予不相成候間、武備專要ニ心掛、不足之器械等相補弥以公務大切ニ奉存、且家中扶助、領内生育仕、当極難相凌度」(17)と武備の充実の充てることが記されている。

### おわりに

加番願は選考の一つの材料だったのであるが、安房館山藩主稲葉正巳が天保五年秋からの加番を務めた直後に加番願(6)を提出しているように、一九世紀においては何度も加番願を出すことが加番就任には必要であったように思われる。また、大坂加番の就任は大坂定番・駿府加番等との関係性も視野に入れて検討する必要がある。

各藩の実例に則した検討が不可欠ではあるが、「書付」からは大坂加番を務める中小藩の財政が窮乏する要因、加番合力米の「余沢」が公務への奉公、家中扶助、領内撫育、武力維持・充実といった幕藩領主の責務を果たすための重要な財源となっていたことが窺える。戦時に対応できるよう支給される合力米は、出羽松山藩主酒井忠方の「書付」の文言を借りると、軍役以外の支出を厳しく抑えれば「余力」ができる、つまり平時には十分な支給高だったのである。『諸用留』では「余沢」という表現が用いられていることも多い。この「余力」・「余沢」は「勝手向不如意」に苦しむ中小藩にとって、松尾美恵子が指摘するように藩財政を再建する手立てとして認識されていたことは、『諸用留』に記録される諸藩の「書付」からも確かであったといえよう。



「書付」において大名・藩の責務として認識されているのは百姓成立と家中扶助であり、これに武力の維持や、幕末期であれば海防のための武備充実が加えられていることもある。加番願から窺える中小藩主の認識は、「勝手向不如意」のためこれら責務を果たすには大坂加番合力米の「余力」「余沢」が必要だということである。これは平時における軍役という課役の意味を考えさせる。そして、家中扶助は家中成立と言い換えることができ、財政窮乏に陥った藩は家中の給米を圧縮する一方で、家中成立も果たさなければならなかったことが窺える。

幕末における諸藩、とりわけ中小藩の軍事力と軍拡を検討する場合、藩財政の解明は不可欠である。「書付」に記されるような大名の責務を果たすための経費は藩財政でどの程度の割合を占め、推移していたのかを問う必要がある。

また、大坂加番就任を願い出る中小藩にとって町人・百姓による大名貸以外に、幕府からの拝借金・公金貸付が藩財政上で大きな位置を占めていたことが窺える。幕府からの拝借金、公金貸付といった公儀の役割と藩財政の関係は、中小藩研究において検討すべき課題であろう。

このように加番願は、中小藩の藩政事情を知る一つの手がかりになる。「加番願」の収集と、その記述内容を藩政史料等に即して検討することが求められる。そして大坂加番の合力米が幕藩領主の責務遂行を補完していたことは、平時における軍役の意味を考えさせるといふ点で、近世の「平和」を問うという大きな問題群にもつながるであろう。

- (1) 松尾美恵子「大坂加番制について」(徳川林政史研究所昭和四九年度『研究紀要』一九七四年)、「公儀勤役の選考方法について―大坂加番の場合―」(徳川林政史研究所昭和五〇年度『研究紀要』一九七六年)。

- (2) 松尾美恵子「大坂加番の一年―豊城加番手控―」(『大阪春秋』三四、一九八二年)、「近世末期大坂加番役の実態―三河田原藩を例に―」(徳川林政史研究所昭和五七年度『研究紀要』)。

- (3) 徳川時代大坂城関係史料集第一号『大坂加番記録(一)―安永九年八月(天明元年八月、雁木坂加番京極高久―)』、同史料集二号で青屋口加番京極高久、六号で山里加番稲垣長明、八号で青屋口加番本多忠鄰の家臣によって記された日記を翻刻している。同史料集では城代・定番・大御番頭の日記も翻刻されており、近世大坂城研究に新しい局面を開いた。これをうけ、菅良樹は、「最後の大阪加番―青屋口加番・播磨国山崎藩本多家―」(『歴史と神戸』二四四、二〇〇四年)、拙稿「在坂役人と大坂町人社会―大御番頭・大御番衆・加番を中心に―」(大阪教育大学『歴史研究』三九、二〇〇二年、後に同『近世畿内・近国支配の構造』、柏書房、二〇〇六年に所収)等が著され、加番をはじめ城代・定番の役割についての関心も高まってきた。小倉宗『江戸幕府上方支配機構の研究』(塙書房、二〇一一年)は、その到達点であろう。また、自治体史では、『上山市史』上巻(上山市、一九八〇年)、上山市史編集資料三一集『上山藩大坂加番資料』(上山市、一九八〇年)が早くに大坂加番に注目しているのははじめ、大坂加番に関わる史料が掲載されているものも少なくない。

- (4) 本稿では、加番の在勤について前掲『徳川時代大坂城関係史料集』第一号に掲載されている「大坂加番大名一覧」に従った。ただし、加番の担当箇所は山里・青屋口・中小屋・雁木坂の順で掲載とされるが、正しくは山里・中小屋・青屋口・雁木坂の順と訂正されており、ここではその訂正に従った。

- (5) 前掲松尾「近世末期大坂加番役の実態―三河田原藩を例に―」。

凡例

- 一、史料の体裁は一部改変した箇所がある。
- 一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、固有名詞など、一部原文のまま使用した。
- 一、かなは現行のひらがな、カタカナを用いたが、江・茂・者などの一部の助詞は原文のままとした。
- 一、合字は平仮名に改めた。
- 一、朱書は、『』で示した。
- 一、読解上、疑問は残るものの原文通りとする部分には（ママ）、推定判読した部分には（難読カ）を右傍に付した。
- 一、原文で訂正され、判読不明な箇所は■とした。
- 一、『右同断』については、\*にその内容を記した。

天保六年十二月『諸用留』（五冊）「諸願」

1【出羽松山藩主酒井忠方（二万五千石）】

『十二月三日』

（御先手鉄砲頭・吉松正徳）  
『吉松庄左衛門持参』

『来秋大坂加番願』

『酒井石見守』

私儀来申秋大坂御加番代相勤申度奉存候、可相成儀御座候者被 仰付被下候様奉願候、以上

十一月十七日

酒井石見守

『酒井石見守勝手より差出候書付』

（老中・丹後宮津藩本庄宗堯）  
伯耆守』

私儀追年勝手向不如意之儀者兼而申上置候儀故分而申上候儀ニ者無御座候得共、近年必至与差間難渋仕候ニ付大坂御加番代奉願候処、家督以来文政十二丑年初而大坂御加番代被 仰付、誠以難有往々取凌蔑可仕候処、去ル寅年領分出羽国飽海郡・田川郡・村山郡之内田方植付之頃より雨降続、冷気勝、稲育不宜、一躰不順之季候、虫付実法兼青立皆無之場所所有之、其上村山郡之儀者大雨川々出水、山崩、民家流出、水除堤切数ヶ所有之、上野国勢多郡之儀茂植付時分より土用中雨天続、稻生立時候後不熟ニ相成、半高余之損毛ニ相成申候、然処天保二卯年桜田組方角被 仰付、其後同三辰年六月二丸火之番被 仰付、同年飽海郡・田川郡・村山郡・上州勢多郡違作半高余之損毛ニ罷成、去々巳年奥羽稀成凶作、其上大地震・洪水ニ而田畑損所夥敷、餓死人等茂可有之哉与心痛仕、馬喰町御用屋敷御貸付金三千兩拝借奉願候処、御貸出ニ相成候御金無御座候得共、再三申立候次第茂御座候付、格別之以御慈許御金五百兩拝借被 仰付、勝手元取賄迄者不行届候得共、窮民

相救、差当危急之難場為相凌、偏二 御威光与難有仕合奉存候、其以来引統勝手元必至与行詰、如何共手段無之候処、去ル午年十一月桜田組方角被 仰付相勤申候、当未年亦候領分飽海郡・田川郡・村山郡之内田方植付之頃より冷気勝、雨降統、稻育不宜、不順之季候、虫付実法兼候処、其後兩度之大風<sup>ニ</sup>而稻穂吹落、青立皆無之場所<sup>ニ</sup>有之、村山郡之儀者深山幽谷之場所、別而青立皆無之場所多<sup>ニ</sup>有之、上野国勢多郡之儀茂植付時分より不順季、実法悪敷、是又兩度之大風<sup>ニ</sup>而皆無同様之場所<sup>ニ</sup>有之、一躰時候後不熟<sup>ニ</sup>相成、高老万九千五百式拾三石九斗壺升三勺損毛<sup>ニ</sup>相成、不一方時節 公務之儀茂差間可申哉与心痛仕、家来共江差遣置候扶持并手当之内より割合を以年限中引上、細々取賄候得共、村方江手当不仕候得者離散退轉之窮民<sup>ニ</sup>出来可仕哉与亦々馬喰町御貸付金拝借之儀奉願置申候、前段申上候去々巳年之儀者稀成凶作、大地震・洪水<sup>ニ</sup>而荒所・川欠・田畑欠崩候場所暫時茂難打捨置、早速普請取掛可申候、逆茂難渋之時節難及自力無余儀捨置候故、雪解出水之度毎二崩所・川欠多甚以歎敷奉存候得共、勝手向必至与差詰、中々以難尽申上難渋此節<sup>ニ</sup>迫り如何共術計<sup>ニ</sup>尽苦心仕罷在候、依之来秋大坂御加番代被 仰付被下置候様仕度奉願候、左候得者御軍役之外嚴敷省略仕、右御余力を以取統御奉公申上度心願<sup>ニ</sup>御座候、右之段を御憐察被成下、内願之通被 仰付被下置候様偏<sup>ニ</sup>奉願候、以上

十一月十七日

酒井石見守

『右一通三日出、即日持出』

## 2 【下野大田原藩主大田原愛清（一万一四〇〇石）】

『十一月三日』

（御先手鉄砲頭・井上正路）  
『井上左大夫持参』

『来秋大坂加番願』  
『大田原飛驒守』  
私儀来秋大坂御加番相勤申度奉存候、可相成儀御座候者被 仰付被下候様奉願候、以上

十一月廿六日

大田原飛驒守

『大田原飛驒守差出候書付』

伯耆守

年来勝手向不如意罷在、領分百姓困窮<sup>ニ</sup>而人別・家別年々相減、田畑荒所多分<sup>ニ</sup>相及候間、如何様<sup>ニ</sup>敷手当可仕心配仕候処、去ル酉年春居城<sup>ニ</sup>・三ノ曲輪、其外土藏類・侍屋敷・寺院・町屋迄多分焼失難渋至極仕候、其節以 御仁恵拝借金被 仰付、且大坂御加番茂被 仰付、右之 御恩沢<sup>ニ</sup>而追々普請も仕掛、類焼之者<sup>ニ</sup>江茂少々宛手当仕候内、去ル丑年四月中此表居屋敷不殘類焼仕、其後普請之儀茂今以出来兼候始末、猶又去ル巳年凶作皆無同様之違作<sup>ニ</sup>而窮民共漸助命相凌候始末、人別・家別猶以相減、民力相衰、田畑手余、荒所弥増候而收納相減、勝手向者猶以不宜、如何様共計方無之十方<sup>ニ</sup>暮罷在候処、当春中侍下々屋敷・寺院并町屋大半焼失仕候処、手当も不行届、如何歎心配至極罷在候処、当年猶又違作七千石余損毛相及、借財之儀者多分<sup>ニ</sup>相成、重々難渋之儀無此上、如何様<sup>ニ</sup>も家中扶助茂仕兼、窮民共相救候手段更<sup>ニ</sup>無之当惑至極仕候、右<sup>ニ</sup>付来年参府仕候<sup>ニ</sup>而茂 公務并家中扶助茂無覚東恐入心配至極仕候、依之可相成儀<sup>ニ</sup>御座候ハ、大坂御加番代被 仰付被下置候者右以 御恩沢家中扶助并窮民共手当茂可相成奉存候間、何卒格別之以 御仁恵来秋大坂御加番代被 仰付被成下候様御評儀之程此段偏奉願候、以上

十一月廿六日

大田原飛驒守

『右一通三日出、即日持出』

### 3 【陸奥福島藩主板倉勝頼(三万石)】

留仕候 (奥右筆組頭  
田中吉藏)

『十二月七日』

(御先手鉄砲頭・千村頼見)  
『千村弾正少弼持参』

『板倉刑部少輔』

私儀来秋大坂御加番相勤申度奉存候、可罷成儀御座候者此段奉願候、以上

十二月七日

板倉刑部少輔

『七日出、即日持出』

『板倉刑部少輔勝手より差出候書付』

伯耆守』

私勝手向從來極難渋至極之儀者兼々申上候通二付諸事借財等を以取賄罷在候処、文化三寅年吳服橋居屋敷并下谷中屋敷不殘類焼、右以来八別而物入相嵩難渋至極御座候、抑困窮之次第者、元禄十五年拝領仕候奥州福島領地之儀者半石半永之場所二而年々收納不足者損毛二不抱莫大之儀二而難渋仕候、寛政四年三州二而老万石村替被 仰付、右を以漸取続可也二御奉公相勤罷在候得共、前文二茂申上候通領地之儀者三万石高並之收納二無御座難渋仕候処、追々打続損毛有之、其上天保元年猶又中屋敷類焼仕、一昨巳年之儀者奥州領分皆無同様之凶作、其上城下追々之大火等二而更二手当茂不行届候処、私儀去年家督被 仰付候後手重之御場所打重り相勤候付而八物入茂差湊必至難渋差逼り、此節二至り候而者術計尽果聊之融通筋茂相整兼候次第二成行、此通二而者自然 公務茂無覺束程之儀二而誠日夜寢食も不安心痛当惑仕候、依而者何卒以御慈悲来秋大坂御加番被 仰付被下置候得者、右余分を以公務者勿論家中扶助等茂出来、如何計敷 御厚恩之程難有仕合奉存候、乍去家督後

為差御奉公茂不相勤、在所江之御暇茂未申上内奉願候茂深く奉恐入候得共、誠前件二申上候通之次第累年々困窮相重り候儀二付、何卒出格之以 思召来秋大坂御加番是非共私江被 仰付被下置候様偏奉願候、以上

十二月七日

板倉刑部少輔

『七日出、即日持出』

### 4 【陸奥泉藩主本多忠知(二万石)】

『本多弾正少弼勝手より差出候書付』

伯耆守』

私儀勝手向連年不如意二付大坂御加番代奉願、十六ヶ年以前去ル文政三辰年被 仰付、無滞相勤翌巳年帰府仕、右御役料之余光を以取続難有仕合奉存候、然処毎度申上候通高式万石之内在所奥州菊多郡領分年来收納相減居候上、損毛茂打続、收納を以 公務・暮方不行届、御用金并他之借財を以漸取続候次第故、其後茂年々御加番代奉願、当年茂十月申御用番越前守殿江願書進達仕、其節難渋之次第趣意書を以申上候通之儀二而誠当惑難渋仕候、七ヶ年以前去ル丑年築地下屋敷不殘類焼仕候処、又候去二月大火之節同様類焼仕、御番所勤番之節入用諸道具等も不殘焼亡仕、土蔵壱ヶ所相殘候而已、打続候火災損失差湊、普請之儀茂中々以不行届、今二仮囲而已三仕置候仕合、此上万一居屋敷類焼等御座候而茂立退罷在候仮住居茂無之氷心仕候、然処去々巳年在所奥州并上州勢多郡之内領分近年稀成凶作、武州埼玉郡三千石之場所是又違作二而高式万石之内損毛者半高余二御座候得共、三ヶ所領分共困民共種々願筋有之、不行届とて捨置候得者及飢渴、潰二相成候者共多く、難渋之中種々才覚、借財を以莫大之手当差遣、漸為相凌候仕合故、公務・暮方・家中扶助弥以差詰、不得止事、借財過分二相嵩、其上米

価格別高直之砌、家中扶持米買入等彼是去々年中之收納皆無同様之儀  
 二相当り無此上当惑心配罷在候、一躰近年臨時入用茂差湊極々差詰り  
 候上、右躰損毛之上入用多之儀有之、家来共宛行茂無抛連年借上増申  
 付置候上、不得止事猶又敷敷借上申付、非格之儉約相用候得共、一躰  
 家来共人少故是等之減人仕候而者公務并領中海岸異国船之手配等茂猶以  
 不行届次第故、如何様茂必至二為取統申度日夜心配罷在候、去々年  
 之儀者作方相応二而例年減石之外者收納御座候得共、麦作違作致し、其  
 上奥州領分村々之内四月頃雨天勝二而田方苗腐多く、追蒔為致、是以  
 窮民共不行届種并違作二而夫食差支、猶又種・夫食共手下下ケ遣候処、  
 夏中之旱二而追蒔植付、其外天水場之分日痛不作も有之、窮民共内損  
 相痛、去々年中之凶作難渋之上故、去々年年種々願筋有之、難捨置、年  
 賦納金等口々年延致し遣去年之收納も相減候、其上当未年之儀奥州・  
 武州・上州之内領分共田方植付も無難二而相応之様子二相見候処、奥  
 州領分当閏七月中大風雨・出水二而田畑水冠・砂入、其外数ヶ所之破  
 損等出来仕、八月御用番和泉守殿江先御届申上置候、右損所難捨置場  
 所者普請取繕之入用茂有之、武州・上州領分之方茂同様二而田畑共水押  
 ・水冠候処、格別之損所茂無御座候間御届者不申上候得共田畑共相痛、  
 其上当夏中土用後俄二冷氣相成、三ヶ所領分共田方実入不宜一円不熟  
 仕、当秋收納二至高八千八百八拾五石三斗九升五合余損毛相成、先月  
 御用番加賀守殿江御届申上置候、并皆無之村々者損毛之上来春之種・  
 夫食等手当差遣、去々巳年之凶作以来年賦納金等も村々不行届、無是  
 非暫休年用捨致し遣、彼是御届申上候外打続收納相減、弥以必至与差  
 詰難渋当惑至極御座候、是又前段之通大借返済方中々以不行届、此上  
 公務・暮方・家中扶助引当無之、難立行、家来共一同当惑心痛罷在  
 候、依之何卒来秋大坂御加番代被 仰付被下置候様再応奉歎願候、蒙

仰候得者右御役料之余光を以取続、公務無滞、家中扶助・領中撫  
 育仕度奉存候、何分二茂難渋之程 御憐察被成下、幾重二茂以御執成願  
 之通被 仰付被下置候様仕度伏而奉願候、以上

十二月三日

本多弾正少弼

『九日出、翌日持出』

5 【伊勢菰野藩主土方雄興(一万一千石)】

留仕候 田中吉藏

『十二月十一日』

〔御先手鉄砲頭・羽太正卷  
 『羽太左京持參』

『土方主殿』

私儀来秋大坂御加番代相勤申度奉存候、可相成儀二御座候者被 仰付  
 被下候様奉願候、以上

十一月廿七日

土方主殿

『十一日、左之別紙共三通即日持出』

『十二月十一日』

『羽太左京持參』

『土方主殿』

『別紙』

大坂御加番相勤候覚

一、私高祖父土方河内守父土方丹後守、正徳五乙未年十二月為急代被  
 仰付候

仰付候

一、高祖父土方河内守父土方丹後守、享保三戊戌年二月大坂御加番被  
 仰付候

仰付候

一、高祖父土方河内守、享保十六辛亥年二月大坂加番被 仰付候

一、高祖父土方河内守、延享二乙丑年二月大坂御加番被 仰付候

一、高祖父土方丹後守(雄房)之、延享四丁卯年二月大坂御加番被 仰付候

一、曾祖父土方主殿頭(雄端)、宝曆二壬申年二月大坂御加番被 仰付候

一、祖父土方近江守(雄牛)、明和九壬辰年二月大坂御加番被 仰付候

一、祖父土方近江守(雄牛)、安永三甲午年二月大坂御加番被 仰付候

一、養父土方丹後守儀者安永十辛丑年十月十一日大坂御加番代願書差出候処、翌年死去仕候付、大坂御加番代不被 仰付候

右之通父土方大和守家督後初而大坂御加番願書寛政九丁巳年十一月御用番戸田采女正殿江差出候節、右之通例書差出申候

一、父土方大和守(義苗)、寛政十一己未年二月、其後文化二乙丑年二月兩度大坂御加番被 仰付候  
右之通御座候、以上

十一月廿七日

土方主殿

『土方主殿勝手より差出候書付

伯耆守』

私勝手向不如意ニ御座候付、代々奉願大坂御加番相勤、以御余沢取続難有仕合奉存候、然共元来在所勢州薦野領荒地多之場所ニ而人別茂少、水旱之愁甚敷、殊ニ山寄之地ニ而猪鹿多出、昼夜防等申付候得共作毛ヲ荒、旁以収納無難之年者無御座候、尤川筋多、山川之儀ニ御座候得者少々之雨天ニ而茂水勢強、出水之度毎々押出、永荒・当荒之場所茂不少、堤川除毎々破損所多、其節々修復申付候得共難及自力、無抛国役御普請相願、以御憐愍度々御普請被 仰付難有仕合奉存候、乍然右出水之度毎ニ者差当候急破防方手当等之費莫大之儀ニ而、水押・砂入・永荒・当荒之場茂年々ニ相増、捨置候而者亡所ニ茂相成、不得止事手当救米等申付、既当閏七月大風雨ニ而余程之損所茂御座候付中々以行届兼難渋仕候、其上東海道四日市宿・石薬師宿人馬助郷相勤候村方多、一同難渋

村ニ而人別少ニ御座候上、宿方江道法遠、三、四里、或者村方ニ寄五里

程茂隔居候故、猶更費多、次第二及困窮候儀ニ御座候、江州領分之儀

茂同様之趣ニ而従来水払底、天水ニ而作付候地茂御座候付、引方多、無

難成年茂収納相減、是又草津宿助郷相勤候得者、勝手向不如意之上無抛

手当等も申付候間、借財茂相増、近年別而難渋仕候故、居屋敷破損茂其

俣打捨置候処、殊之外及大破候間、無抛江戸并在在所住居所・長屋等建

修復も仕、彼是物入多、追々借財相嵩當時必至与差支、何程嚴敷省略申付候而茂入用多、旧借・当借等手ニ余り手段ニ尽候付、無抛不儀理ニ

茂相成候事故、最早懸合仕候方も無御座、難渋至極当惑仕、公務茂甚無覚束誠以奉恐入候、依之可相成儀ニ御座候者来秋大坂御加番代奉願候、以 御憐愍願之通被 仰付被下候者御軍役之外嚴敷省略仕、以御余沢差当候難渋相凌、家中扶助・領分撫育仕、取続御奉公相勤申度此段奉願候、幾重ニ茂御勘弁被下候様偏奉願上候、以上

十一月廿七日

土方主殿

### 6 【安房館山藩主稻葉正巳(一万石)】

留仕候 田中吉藏

『十二月十三日』

〔御先手鉄砲頭・深津正英〕  
〔深津弥七郎持参〕

『稻葉兵部少輔』

私儀来秋大坂御加番代可相成儀ニ御座候者被 仰付被下候様奉願候、以上

十二月十三日

稻葉兵部少輔

『十三日出、左之別紙共ニ通、即日持出』

『稻葉兵部少輔勝手より差出候書付』

伯耆守

私勝手向之儀従前々不如意御座候付、亡父播磨守大坂加番相勤申度段奉願候処、文政二卯年願之通大坂御加番被 仰付、則在番仕罷在候処、同年十二月六日於彼地病死仕候付家来之者共御城中引払罷下申候、且其頃者米価下落ニ而御合力米者半年分頂戴仕候得共、家来共俄之引払ニ而甚混雜仕、猶更借財茂相高難渋仕候間、私家督後敵敷儉約相用、祖父播磨守代文化四卯年十二月廿七日近所より出火之節、居屋鋪・下屋敷共類焼、住居向并武器蔵、其外土蔵等不残焼失仕候付連々普請取掛り、武器等ニ至迄文政二卯年迄漸皆出来仕候処、文政十二丑年三月廿一日神田佐久間町辺より出火之節風烈ニ而火勢強、又候居屋敷・下屋敷共一時二類焼仕、武器蔵・米蔵、其外土蔵、都合九箇所盡く焼失仕候付、本所中屋敷ニ少々住居向御座候間、祖父越中入道并私母、其外厄介向不残同居仕候処、甚以手狭ニ御座候故、築地居屋敷早速ニ茂普請仕度候処、従前々困窮御座候間出来仕兼候付、長谷相建住居仕候得共、天保三辰年六月 御目見奉願候間、漸仮成ニ表向而已普請仕、且焼失仕候武器等之内御門番相勤候節之武器等者不残新規申付候得共、其余者中々行届不申、非常之備手薄ニ付是非々如元相調置申度、家来之者共迄茂同様、新規之儀御座候得者手当難行届、前書申上候通連年不如意罷在候処、居屋敷・下屋敷等度々之類焼ニ而莫大之借財相成、必至与難渋仕罷在候処、去々八月朔日之大風雨ニ而莫大之損毛茂有之、此上家中扶助無覚束、実々御奉公向ニ茂相抱候程之儀、寢食茂不安心痛至極当惑仕候得共、公辺勤向者無滞取続申度心願ニ御座候而去秋大坂御加番代奉願候処、願之通被 仰付、無滞相勤難有仕合奉存候、然ル処去春二月十日大火之砌又候居屋敷不残類焼仕候、前書奉申上候通文化四卯年より昨午年迄廿八年之間居屋敷三度類焼仕、其上上総領分之

内去冬度々之火災ニ而夫々手当差遣、収納之内茂引方等有之重々難渋仕候、且当時居屋敷・住居向普請茂行届兼、長屋内ニ仮住居仕候程之事故、前書申上候武器等如元手当之儀も中々以出来不仕候、依之何卒格別之以 御憐愍来秋大坂御加番代被 仰付候様仕度奉願候、願之通被 仰付候得者猶又敵敷省略仕、公辺勤向者不及申、武器手当并勝手向取続之手段、家中扶助、其外家作等茂出来申度奉存候、此段幾重ニ茂御憐愍評議被成下候様仕度奉願候、以上

十二月十三日

稻葉兵部少輔

\*本人が天保五年務め

### 7 【三河拳母藩主内藤政優(二万石)】

留仕候 田中吉蔵

『十二月十三日』

〔御先手鉄砲頭・井上正將  
〔井上左大夫持参〕

『来秋大坂加番願』

『内藤丹波守』

私儀来秋大坂御加番代相勤申度奉存候、可罷成儀御座候者何卒被 仰付被下置候様奉願候、以上

十二月十三日

内藤丹波守

『十三日出、左之別紙共ニ通、即日持出』

『内藤丹波守勝手より差出候書付』

伯耆守

私在所三河国拳母之儀者矢作川上ニ而先年山崩以来川底高相成、数度之洪水ニ付奉願引城仕候程之場所ニ而人民困窮仕、年々救手当撫育申付人勢養候得共、自然与収納相減、毎年御届申上候通領分打続損毛有之難渋至極仕候、依之養父山城守儀大坂御加番代奉願、両度被 仰付候

得共、折悪敷両度共居屋敷・住居向・土蔵・長屋等迄不殘類焼仕候付、  
仮成夫々普請仕罷在候後、麴町居屋敷御用ニ付差上、三田老丁目江屋  
敷地被下置候付、右同所江住居向初土蔵・長屋等迄取崩運送仕、仮成  
取建候得共、度々之普請ニ而物入多、旧来不如意之勝手向御座候間猶  
更差支心痛仕候、其上山城守儀病身ニ付御奉公難相勤、無拋養子仕隠  
居奉願、私江願之通家督被下置難有仕合奉存候、右ニ付而茂格別之物入  
相重候付、家事万端取約、頗而之生育申付候得共、累年之余時相嵩、  
右ニ准弥借財相増、必至之難渋可取続手段当惑至極仕候、何卒御奉公  
向取続相勤、家中扶助、領内生育仕、当難相凌申度奉存候、偏ニ御憐  
察被成下、来秋大坂御加番代之儀以御仁恵被 仰付被下置候様幾重ニ  
茂奉願上候、以上

十二月十三日

内藤丹波守

### 8 【武蔵金沢藩主米倉昌寿(二万二千石)】

『米倉丹後守勝手より差出候書付』

伯耆守

再応申上候茂恐入奉存候得共、先達而申上候通養曾祖父長門守代より  
荒地亡所多分ニ而百姓共衰微困窮仕、手当行届兼、年増ニ損毛打続、  
其上年数茂無御座内度々之代替、勝手向連々不如意相成、尤質素儉約  
相用來候得共年毎臨時物入多、借財相嵩困窮誠以心痛仕候、養  
父丹後守文化之度願之通大坂御加番代被 仰付、御軍役之外敵敷省略  
仕、以余分家中・領分手当申付、老度者難渋相凌冥加至極難有仕合奉  
存候、其後私急養子願之通家督被 仰付難有仕合奉存候、乍去前後物  
入多、且私儀日光御祭礼奉行三度相勤、度々 御宮拜礼仕、誠以冥加  
至極難有奉存候、其後御法事勤番相勤、文化之度武州金沢私居所之内  
焼失仕多分之物入有之候、文政四巳年六千石余損毛、同八酉年七千石

余損毛、一昨巳年六千石余損毛、私家督以前より式拾四、五ヶ年以来  
損毛打続、都合三ヶ年分程茂收納皆無ニ相当仕、誠必至与困窮仕候、  
私儀年来多病ニ而是迄遠国御用茂不奉願候得共、右損毛高連々相響、来  
年之儀者弥以家来扶助・領分撫育行届兼、公務ニ茂可相障与深心痛仕  
候得共此上手段無御座歎敷奉存候、依之何共恐入奉存候得共来秋大坂  
御加番代被 仰付被下置候様偏ニ奉願候、以 御慈悲願之通被 仰付  
被下置候者御軍役之外敵敷省略仕、御奉公精勤仕、右以余分家来扶助  
・領分撫育仕度、且撰州天王寺町鳳林寺ニ先祖之墓所御座候処、私儀  
未墓參不仕候間兼而墓詣仕度心願御座候、旁以自由ケ間敷奉存候得共  
何卒御執成以 御憐愍来秋大坂御加番代願之通被 仰付被下置候様仕  
度此段幾重ニも奉願候、以上

十二月

米倉丹後守

『十三日出、翌日持出』

### 9 【出羽亀田藩主岩城隆喜(二万石)】

『岩城伊予守勝手より差出候書付』

伯耆守

私儀勝手向不如意難渋之処、累年領分不作続困窮難黙止、前々申上候  
茂奉恐入候得共大坂御加番代奉願上候外他事無御座、無拋先達而茂奉願  
上候通ニ御座候、私家督以來猶更不慮之諸失墜莫大ニ而非常之差支難  
渋仕候処、年々大雨洪水・山崩・川欠等ニ而荒地出来、追々收納高之  
内相減迷惑仕候、近年者別而過分之損毛打続、文政子年より去年年  
迄<sup>(僅カ)</sup>七ヶ年之内文政十一子年老万三千貳百石余、同十三寅年老万六百  
石余、天保三辰年老万四千三百石余、同四巳年老万九千四百石余、同  
五午年老万五百石余、右年々御届申上候通五ヶ年半高以上之損毛高之  
内一昨巳年之儀者古今稀成凶作、皆無同様ニ而領民夫食者猶更、家中扶



助茂不行届次第二付、諸寺院御貸附・御用金等迄拝借仕、高価之米并雜穀等遠国より買廻危急相救申候処、此節二至り右代金過分相積、其外旧借財莫大之事ニ而利金之手段茂無之当惑仕候、且当作合之儀夏中より不順季候ニ而七月中迄雨天続、其後大風吹続、田畑共ニ作毛吹倒、無程冷氣ニ相成、山添谷間者勿論稲草青立ニ而実入無之、皆無之場所多く、当收納ニ至老万五千式百石余之損毛高、先達而御届申上候通御座候、右之通打続損毛ニ御座候得共家中扶助并領民夫食不行届甚以歎敷当惑仕候、依之格別之以 御仁惠来秋大坂御加番代被 仰付被下置度奉願上候、右以 御 恩沢 公務并家中扶助・領民救極非常取凌可仕難有仕合奉存候、此段幾重ニ茂 御憐察之 御評議被成下候様奉願上候、以上

十二月四日

岩城伊予守

『十九日出、即日持出』

## 10 【出羽上山藩主松平信宝(三万石)】

『松平山城守勝手より差出候書付二通』

伯耆守』

私勝手向累年不如意之儀者先達而茂奉歎願候通、去ル辰年迄度々大坂御加番代被 仰付候莫大之以 御恩沢可也御奉公・家中扶助仕難有仕合奉存候、其砌茂申上候去々已年領分絶作同様之折柄、右以 御恩沢飢渴相救候段別而難有仕合奉存候、然処一昨年秋より去春中迄越後領分收納米江猶又多分之他領米買入、最上川三拾六里引船ニ而為積登、上山迄陸地五里之場所人馬之勞を以取入、一旦夫食手当者仕候得共、右諸雜費不輕儀ニ御座候而此節取続必至ニ罷成、当秋中より定府家来之者多分在所引越等申付種々痛心仕候処、又々当年も先達而御届申上候通式万八百五拾九石余損毛御座候得者一昨年以來之難洩可申上様茂無之、

殊上山領分之儀者羽州<sup>(僻)</sup>地之山中ニ御座候而四方運送之弁利至而不宜、一昨年通之凶作等ニ罷成候節者夫食用他領より引入候事更難相叶、既当年半高余之損毛相成候得者明年之夫食ニ差支候程成、至而不融通之場所柄ニ而領民共之難洩不便共難尽申上候、右様凶作等之節為救兼而覚悟可仕筈御座候得共、從私人代以前越中守信通代迄者上方筋・関八州之内ニ而領地拝領罷在候間可也取続、家来共手当行届候趣申伝候得共、其後元禄九年上山江得替被 仰付、再城主ニ被成下、家格元ニ復結構被 仰付候段是迄之代々者勿論於私難有仕合奉存候、依之如何様ニ茂遂艱難御奉公可仕筈之処、在所之儀者從往昔米価至而早場所ニ御座候上、極繩詰・打詰与申、殊東藏王山麓之領分ニ御座候間度々山崩等ニ而悪水出、岩石押流、場所不相応之荒所出来仕候得共、中々以人力難及儀ニ付永荒・空地与罷成、年々川筋相變弥増領民困窮仕候、且以前より同所物成平均三ツ一、二分ニ相当仕、外ニ諸運上物無御座候得者、上方・関東筋ニ引競候得者全物成半減之姿ニ而当年迄百四拾年来漸々ニ必迫仕、先祖利長・信一以來旧功之士共初當時家来共江差遣候処高百石之者江年不本意六、七人扶持遣置候得者、男女共農家同様諸作物・蚕飼等ニ而漸取続罷在候次第御座候得者、大坂御加番代被 仰付被下置候砌乍少分夫々手当等仕、領分川除普請等少々宛為取繕候程之仕合ニ罷成、申上候茂甚以不本意之儀重々奉恐入候得共、中々凶作手当兼而貯等仕兼、無抛去々年急救ニ差懸、前後打捨莫大之入用を以廻米等仕候得者猶更勝手差湊、當時必至与難洩仕候次第罷成候、此段厚被成下御憐察来秋大坂御加番代被 仰付被下置候得者、右以 御恩沢取続可也御奉公仕、家中扶助・領分手当茂可仕与難有仕合奉存候、何卒願之通被 仰付被下置度偏奉願候、以上

十二月十一日

松平山城守

『廿一日出、左之別紙共二通、即日持出』

以別紙再応歎願申上候茂恐入奉存候得共、本文ニ申上候通從來難渋仕(美作津山藩主松平康談五男・松平信行)候付而者父仙山実家(美作津山藩主松平齊良)与申旧縁茂御座候付、松平三河守先代より当代相成候而も私勝手向内外相談世話勝ニ罷成漸取続、其上大坂御加番代被仰付被下置候以 御恩沢是迄可也御奉公并家来扶助仕候処、三河守方ニ茂是迄種々物入統御座候上、去年近火ニ而類焼仕、莫大之不時物入相嵩候続、先般同人結構被 仰付候段猶私茂難有仕合奉存候、右ニ付而茂物入等御座候而是迄通相談茂相成兼候段無余儀次第深察仕候旁同人より茂添願奉申上候仕合罷成候、右程ニ難渋仕候付而者先祖より持伝候武器類乍不本意修復行届兼歎敷奉存候得共、平常者不任心底、毎々御加番御役中手入手当等仕漸持伝候次第御座候得者、私取続、且者右等之手当心掛茂仕度不顧恐再三以別紙奉歎願候、去々年夫食手当私不相応之物入、其上上山領上方筋・関東辺収納高二引競候得者格別之減少を以百四拾年来漸々必迫難渋之次第被成下 御憐察、願之通被 仰付被下置度偏奉願候、以上

十二月十一日

松平山城守

### 11 【播磨安志藩主小笠原長武(一万石)】

『小笠原信濃守勝手より差出候書付』

伯耆守

私儀勝手向累年難渋仕、莫大之借財ニ相成候付、文政八酉年大坂御加番代願之通被 仰付、以御余沢相凌、御奉公相勤難有仕合奉存候、然ル処其後茂是迄年々奉願奉恐入候得共、一躰領分播州安栗郡安志郷村之儀辺鄙山川多、所々ニ飛放、何事茂不弁勝ニ而諸入用多分相懸、其上家別人少御座候間、手余・荒地等出来之折柄、年々少々宛之損毛等茂

有之、領分撫育等難行届心痛仕候、然ル処一昨年諸国不作之節領分之儀者格別之儀も無御座候得共、近郷物騒敷、領分飛々之場所ニ御座候間夫々江手当等茂仕、莫大之物入、多分之損毛同様之儀ニ而誠ニ以難渋仕候、依之私身分者勿論、供立等迄も格外省略仕、家来末々迄一同敷儉約仕取続御奉公仕度奉存候之処、去二月下屋敷類焼仕、母之住居向并長屋迄茂焼失仕極々難渋仕候処、去九月日光御祭礼奉行被 仰付、御宮拜礼仕誠ニ以難有仕合奉存候、然ル処兼々申上候通困窮之上入用等茂又々相増猶更難渋仕候、依之可相成儀御座候ハ、来秋大坂御加番代被 仰付被下置候様奉願候、願之通被 仰付被下置候者 御軍役之外敷敷用省略、右以御余沢家中扶助・領分撫育等も仕、取続御奉公相勤度奉存候、何卒格別之以 御仁惠願之通被 仰付被下候様奉願候、以上

十二月七日

小笠原信濃守

『廿三日出、即日持出』

### 12 【陸奥福島藩主板倉勝頼(三万石)】

『板倉刑部少輔勝手より差出候書付』

伯耆守

兼々申上置候通私勝手向之儀者從來極難渋至極ニ付諸事借財等を以漸取賄罷在候、抑元禄十五年拝領仕候奥州福島領知之儀者半石半永之場所ニ而年々収納不足者損毛ニ不抱莫大之儀ニ而難渋当惑仕候、寛政四年三州ニ而壹万石村替被 仰付、右を以漸是迄ハ可也取続御奉公相勤罷在候得共、前文ニ茂申上候通領知之儀者参万石高並之収納無御座、数十年來不通難渋仕候処、追々打続損毛、其上一昨巳年之儀者奥州一躰之儀ニ者候得共、私領知ハ皆無同様ニ而殊ニ城下追々之大火等ニ而更ニ手当茂不行届候処、私儀者去年家督被 仰付候後、手重之御役場打続

相勤候付而八種々物入差湊、借財高莫大相嵩、追々調達申付候者共茂相  
断必至与難洪、此節二至候而者実々術計尽果、聊之融通筋も相整兼候次  
第二成行、此上者如何可相成哉与十方二暮、唯々日夜心痛当惑仕候、  
依而者何卒格別之以、思召、来秋大坂御加番被、仰付被下置候得者右余  
分を以公務者勿論家中扶助等茂相整、如何計敷、御厚恩之程難有仕合  
奉存候、乍去家督後為差御奉公茂不相務、在所江之御暇も未申上内奉  
願候茂重々奉恐入候得共、誠二前段二茂申上候通之仕合、累年之貧困差  
逼候儀幾重二茂御憐察被成下、来秋大坂御加番、是非々私江被、仰付被  
下置候様精々奉願上候、以上

十二月廿四日

板倉刑部少輔

『廿四日出、即日持出』

### 13 【越前大野藩主土井利忠(四万石)】

『土井能登守勝手より差出候書付』

伯耆守

私領分越前国大野之儀者前々より申上候通山間而已之土地二而何方江も  
回米等相成兼、平年四万石之高二而夫米・小物成迄合凡俵数式万七、  
八千内外之収納高二御座候上、年々米直段茂地払之儀故至而下直二御  
座候、江戸表家中扶助米・諸色共都而江戸買上二仕、万事差支而巳多難  
洪至極仕候付、代々大坂御加番代奉願、二代目甲斐守五度、曾祖父能登守  
儀八ヶ度、養父甲斐守儀茂奉願候之通被、仰付、右之以、御余恵取統  
御奉公相勤候処、全躰不如意之勝手向故少茂無油断勘略質素二相暮候  
得共、度々代替、引続不時之物入相嵩、其上在所近来両度之大火二必  
至与行詰当惑仕候処、別段之以、御仁恵莫大之拝借金被、仰付冥加至  
極難有仕合奉存候、右之以、御手当、漸城普請、其外無余儀場所計可  
也二補理仕、其後日光、御名代迄無滞相勤事、全文政十三寅年大坂御

加番代被、仰付被下置候、御恩沢故之儀与重々難有仕合奉存候、然処  
近年度々之洪水二而莫大之損毛打続、就中去ル巳年八五十年以来無之  
凶作二而漸五千俵程之収納二相成、昨午年茂半高余之損毛二相成候処、  
追々御届申上候通又々当未五月十四日夜中より翌十五日迄大風雨、同  
六月十八日朝より翌十九日夜中迄、同閏七月廿一日より翌廿二日終日  
大風雨二御座候処、其節者別而烈敷、一躰其以前両度之洪水二而所々及  
大破候付、難捨置場所無扱種々差繰を以追々普請等茂取掛可也二出  
来寄候処、右閏七月之大風雨二而川除、其外夥敷損所有之、刈置候早  
稲迄茂流失仕、中稲・晚稲吹荒、就中山畑一面吹倒・吹折竹木等茂数  
多二而皆無之場所茂御座候付、此度御届申上候通収納二至式万千七百七  
拾石余損毛御座候、前段申上候通近年凶災打続候内巳・午・未三ヶ年  
者莫大之損毛相重、極々困窮仕、且暮痛心仕候、每度申上候通文政十  
亥年内櫓・多門不残類焼之節、元祖大炊頭利勝より讓請候以来漸々  
調置候武器類悉焼亡仕候後以今一向調置候手段も無御座、右類焼之節土  
蔵卅九戸前・内初蔵五戸前・米蔵七戸前焼失仕候、其後困入候稲迄去  
ル巳年凶作二付伺之上不残手当差出、昨午年より詰戻候付、当未年茂  
割合之通困戻可申出、前文申上候通当五月・六月・閏七月、三度之大  
風雨二而莫大之破損所出来、田畑不熟皆無之場所茂有之、格外之損毛高  
二相成候付而者右川除土手切、其外大破難捨置場所、且救民夫食等者何  
事を差置候而茂夫々相心二手当不申付候半而者難相濟、前文之通三度之  
洪水二御座候得者其節々入用彼是莫大之散財二相成、困窮弥増二相成  
候之間、右困戻之儀茂手段尽果当惑仕候付、御用困戻之事二御座候得  
共眼前救民之手当等必至与行詰候付不得止事、伺之上去ル巳年不残式  
千石手当二差出、此節詰戻二至、彼是差支之儀申上候段猶更重々奉恐  
入候得共、前段申上候次第二而術計尽果候付、甚乍自由当年詰戻年延

之儀此度御勘定奉行江家来之者より無扨相願候、右躰之始末ニ御座候故代々無油斷質素ニ相暮候儀者勿論、家来共江之宛行等茂極々手薄之儀ニ付格外之内職等勝手次第第二為仕、取続而已專ニ申付候次第第二付、私始家内之者平日綿服着用仕、飲食等茂右ニ準、都而節儉相用申候、且江戸在勤中伺之上供人数相減、年々旅行之節茂同様供人減少召連、聊之所迄茂勘略仕候得共、代々不如意之上、元来在所運送不弁利之土地共万端江戸買上仕候処、近年者別而諸色高価ニ相成候付弥以困窮仕候、私家督後より火災・水損・凶年打続、平常ニ而茂取続兼候処、度々之天災ニ而誠難洩至極仕候、前文之通破損場所如何様ニ茂修復不申付候半而者難相济候得共、差当家中扶助・窮民夫食之手当申付候上之儀与種々勘弁仕候処、代々之借財打嵩、当時必至与差支、公辺御貸附方ニ而拝借之口々迄茂数多不納ニ相成、度々家来共御呼出等有之、於私重々奉恐入候間是非聊宛茂上納為仕候半而者不相济儀与日夜当惑仕候間、何卒別格之以、御慈悲来秋大坂御加番代被、仰付被下置候様偏奉願候、以上

十二月

土井能登守

『廿五日出、翌日持出』

#### 14 【下総結城藩主水野勝進（二万八千石）】

『水野日向守勝手より差出候書付』

伯耆守』

私勝手向従前々不一通不如意御座候処、当年茂川々出水ニ而田畑共水押・砂入・川欠等有之、甚不熟仕、高老万三百八拾七石余之損毛ニ御座候而必至与差支難洩当惑仕候、先達而茂御歎申上候通領分荒地多、其上連年水旱之災ニ而従文化九申年昨年迄式拾三ヶ年之間年々万石前後之損毛打続候付、暮方、其外共格外ニ省略仕候得共收納ニ引合不申候

付、無扨以他借相凌候事故漸々困窮弥増候処、当年茂夥敷損毛有之、私分限ニ而者莫大之儀、此上勤仕向ニ茂相抱候程之難洩ニ而実々当惑痛心仕候、且又領分旧来之荒地開發之儀代々心願ニ御座候間、此度精々申付度奉存候得共、夥敷入用相懸容易ニ難取懸心配仕候、右付兼々奉願上候通何卒来秋大坂御加番代中小屋被、仰付被下候者御軍役之外者万端格外ニ省略仕、右以御余潤如何様ニ茂取続精勤仕、且荒地開發手当申付窮民撫育仕度奉存候、每度自由ケ間敷儀奉恐入候得共不得止事再応奉願儀ニ御座候、何卒格別之以、御憐愍願之通被、仰付被下候様偏奉願候、以上

十二月

水野日向守

『廿六日出、翌日持出』

#### 安政二年九月『諸用留』（三三冊）「諸願」

#### 15 【上総飯野藩主保科正益（二万石）】

『来秋大坂御加番願』

留仕候

（奥右筆組頭）  
志賀金八郎

『九月十日』

（御先手鉄炮頭）

『下曾根金三郎持參』

『保科弾正忠』

私儀来秋大坂御加番代相勤申度奉存候、可相成儀御座候者被、仰付被下候様偏奉願候、以上

保科弾正忠

保科彈正忠勝手より差出候書付二

(老中・越後長岡藩主牧野忠輝  
備前守)

私儀累年勝手向不如意御座候処、去ル巳年両屋敷類焼ニ而家中一統手  
当等莫大之物入有之候処、翌午年異国船渡来ニ付浦賀表江家来共出張、  
警衛向武備手当等多分之用相嵩、其上近年打続領分不作之上、先年  
兩度御用ニ付村替被 仰付候村々之内皆無同様之損毛等茂有之必至与  
差支、公務并家中扶助茂無覺束程ニ而深心痛仕候、既ニ先代故能登守上  
り就右無余儀不得止事大坂御加番代相勤申度奉歎候之処、右願之通去  
ル未年大坂御加番代被 仰付被下置難有仕合奉存候、然ル処能登守儀  
病氣ニ而翌申年五月中於彼地病死仕候、其節及末期家来共江申置候者、  
病氣仕躰ニ而者速茂存命之程無覺束、御加番をも相勤不終病死仕候而者  
奉対 公込江何共奉恐入候儀奉存候、依而者万一病死仕候而家督被下置  
候後、私儀旅先之御役等相勤候程之年齡ニも相成候者右御加番代奉願  
候而相勤、奉報 御高恩候様吳々茂申残置候間終ニ於彼地病死仕候、  
依而者遠路御役先之儀万端之物入莫大之失財相成、殊ニ引続俄之家督ニ  
而借財等差湊次第弥増誠以難洩至極仕候、且又去ル亥年四月日光御祭  
礼奉行被 仰付被下置、冥加至極難有仕合奉存候、然ル処右御用等も  
数十年程経候事故万端手当向存外用多御座候上、其節ニ御届申上候  
通去ル亥年・子年・丑年引続領分損毛有之、并丑年六月中異国船渡来  
ニ付而者公込より防禦筋之儀追々被 仰出茂有之、右ニ付領分上総国青  
木浦海岸嚴重ニ手当申付置候処、昨寅年正月申異国船渡来中右同浦江  
陣場炮台等も取建、其後六月中異国船度々渡来之節ニも固人数嚴重ニ  
差出、尤其節度々御届申上候儀ニ御座候、且同年十一月可稀成地震之  
節も領分其外破損等ニ而失財不少、前条之廉々相嵩莫大之借財ニ相成、

此節ニ至候而者公務向并家中扶助茂仕兼、実以難洩至極心痛仕候、依之  
何共自由ケ間敷奉恐入候得共、亡父能登守申置候儀も御座候間、可相  
成候儀御座候者来秋大坂御加番代被 仰付被下置候様仕度偏ニ奉願候、  
左候ハ、如何様ニ茂取続、公務并海岸警衛向、猶又手厚ニ行届可申与難  
有仕合奉存候、尤右異国船渡来之節者御加番代被 仰付候而茂警衛之儀  
候ハ、家来共江申付置候間聊茂差支等無御座候、依之何卒以 御憐愍  
右願之通被 仰付被下置候様御執成之程幾重ニ茂奉願候、以上

九月十日

保科彈正忠

私儀兼々異国船渡来之節領分上総国周准郡青木浦海岸江差出候人数兼  
而御届申上候通手当仕備置、万一渡来候者家老共差配仕、江戸表より茂  
家来差加警衛嚴重相心得候様申付置候儀ニ御座候、尤追々別而嚴重之  
被 仰出茂御座候得者猶又人数等も一廉手厚ニ申付置候儀ニ御座候間、  
来秋大坂御加番代被 仰付被下置候共聊差支無御座候間此段御聞置、  
別紙内願之通被 仰付被下置候様偏奉願候、以上

九月十日

保科彈正忠

### 16 【出羽上山藩主松平信宝(三万石)】

『来秋大坂加番願』

『九月十一日』

(奥右筆組頭・水谷勝得)

『御先手鉄砲頭・水谷持参』

『松平山城守』

留仕候

(奥右筆組頭)  
東條平左衛門

私儀来秋大坂御加番代何卒可相成儀御座候者被 仰付被下置候様奉願  
候、以上

九月十一日

松平山城守

松平山城守勝手より差出候書付

備前守

私勝手向累代必迫難渋之儀者毎度申上被成下御承知、大坂御加番茂度々被 仰付、鴻大之 御恩沢ニ困窮相凌、家来共迄扶助仕候儀格別之 御仁恵与難有仕合奉存候、然ル処兼々申上候通羽州領分之儀者山間之土地ニ而常々米価昇、其上不運送御座候故借財向茂跡引ニ而已相成、新借相高弥増難渋、公務筋ニ茂差支確与痛心仕候、先年居屋敷類焼仕、無理成当借を以住居向丈可也補理仕候得共、其後玄関・書院向普請手段之目当茂無御座打過罷在候儀甚歎ケ敷奉存候、此度表玄関・書院向漸補理仕候儀全御加番之 御恩沢与難有仕合奉存候、当節海防之御手当向茂専被 仰出候処、先年類焼之節武器類不残焼亡、此節追々調達仕度候得共一時之難及力甚歎息深痛心仕候、其上当領分当夏中雨不足仕、其後弥照統潤雨無之、田畑旱損ニ而生立不宜場所多有之、收納之上如何成行可申哉心配仕候、是迄茂数度打続 御加番茂被 仰付被下置候得共、毎事申上候之通僻地之領地ニ而年々半高余之損毛御座候得者、願之通御加番被 仰付候御恩沢ニ一杲を相凌候外他事無御座候、当年歸府仕、猶又奉願茂奉恐惑候得共来秋大坂御加番代被 仰付被下置候者右以御恩沢武器等連々取揃、全備可仕与難有仕合奉存候、何卒厚被成下 御憐愍幾重ニ茂願之通来秋大坂御加番代被 仰付被下置度奉歎願候、以上

九月十一日

松平山城守

17 【三河拳母藩主内藤政文(二万石)】

留仕候

(奥右筆組頭)  
東條平左衛門

『来秋大坂加番願』

『九月廿七日』

(御先手鉄炮頭)

『下曾根金三郎持参』

『内藤山城守』

私儀来秋大坂御加番代相勤申度奉存候間、可成儀御座候者何卒被 仰付被下置候様奉願候、以上

九月十五日

内藤山城守

内藤山城守勝手より差出候書付

備前守

私在所三河国拳母之儀者毎度申上候通引城奉願候程之水難場所ニ而、城下町在共及困窮難渋ニ陥候処、去々秋大坂御加番代被 仰付、当難相凌難有仕合奉存候、然処異国船渡来ニ付而者追々被 仰出候御趣意茂御座候付、旁以質素節儉誠精相尽武備一凶ニ心掛罷在候得共、年来勝手向不如意之上、去々丑年・昨寅年凶作ニ而及收納兩年平均損毛高式万式千六百四拾式石壺斗八升余相成、私拝領高二取候而者莫大之損毛相立不成一心配仕候、且又昨年十一月四日地震ニ而兼而御届申上候通拳母城内外家中・在町ニ至迄過半大破ニ相成、并遠州領分者陣屋始其外共別而潰家等多有之候而難捨置、早速補理可申附筈ニ候得共、何分難及自力心配仕候付不得止事、御時節をも不顧拝借金奉願上候処、出格之以 思召金千兩拜借被 仰付、夫々手当可申付場ニ至誠ニ以難有仕合奉存候、然処下地困窮之上年々損毛打続、借財相嵩、甚心痛罷在候処江去月十三日先御届申上候通、去々月廿六日夜五ツ時頃より晚ニ至り風雨甚敷、翌廿七日期五時頃城下矢作川上川筋一丈四尺余出水、堤下水吹出し候場所茂有之、早々防留、無程雨止、水茂次第ニ相引候処、廿八日雨天ニ而廿九日朝五時過より猶又大雨無絶間、川水壺丈八尺余

二及ひ、水勢烈敷堤通処々危き場所手を尽し相防候折柄、夜六時過水嵩忽式丈尺余二至り水勢弥増烈敷相成、堤所々推切、水門、或者内堤等一度二推抜、剩堤上数ヶ所より溢越、端の一面二水推、下之城下町家并田畑一円水灑り入、町方者家根上迄水附、田方者砂礫大木流れ入、堤通者昨冬之地震ニ而下地本より相弛ミ居候哉、切所・欠所・崩所ニ相成候外惣ひ、われ、町方者流失家・潰家等も有之、且又北山手村方并設楽郡之内領分村々茂大雨ニ而山崩・欠所等多分有之趣候得共、相隔候場所故未夕委敷難相知候、孰茂委細之儀者追而御届可申上旨申上候程之儀、度々之災危ニ而殆当惑仕候、乍然旧臘茂奉申上候通、当今不容易御時節ニ候得者聊以猶予不相成候間、武備專要ニ心掛、不足之器機等相補弥以公務大切ニ奉存、且家中扶助、領内生育仕、当極難相凌度奉存候間、何卒格別之被成下御賢察、是非々々来秋御加番代被 仰付被下置候様奉蒙 御仁恵 偏奉願上候、以上

九月十五日

内藤山城守

『右式通廿七日出、即日持出』

### 安政七年正月『諸用留』(二八冊)「諸願」

#### 18 【出羽上山藩主松平信宝(三万石)】

松平山城守勝手より差出候書付

(老中・三河西尾藩主松平乗全  
和泉守)

乍恐猶又奉歎願候、私勝手向極不如意ニ而追々借財多端ニ相成、如何共難凌相成当惑痛心仕候、毎々申上候通大坂御加番之 御恵而已ニ而相

凌、先代迄者隔年ニ被 仰付候儀も有之候程御座候、去ル寅年御加番被 仰付候後七ヶ年ニも相成候間、此節之難渋深被成下御憐察、何卒当秋御加番代願之通被 仰付被下度乍恐再四奉歎願候、以上

正月十一日

松平山城守

#### 19 【三河西大平藩主大岡忠敬(一万石)】

大岡越前守勝手より差出候書付

和泉守

私勝手向從來不如意之処近年別而困窮相成、領分之儀者極荒地故収納高年々莫大之損毛ニ而家中之扶助・下民之手当行届不申、殊 公務茂無覚束、此上勝手暮方如何可仕哉与朝暮深心痛仕候、且又私家之儀者新規御取立之儀ニ而本家、或者近親等ニ而引受世話致し呉候者茂無御座途方暮罷在候、依之先般委細奉歎願候通先代越前守多年之御役相勤、引続死去仕家督被 仰付難有仕合奉存候、乍併追々之物入相高候上震風損ニ而今以住居向并家中長屋共破損之候ニ相成居候ニ付、領分村々江相談仕聊補理仕度候得共、是又年々之違作損毛ニ而下民凌方出来兼、他国江離散茂仕候仕合ニ付如何ニ茂勘考尽果申候、依之再三奉願候者何共奉恐入候得共当秋大坂御加番代被 仰付被下置候様幾重ニも 御憐愍之程奉歎願候、左候者右之御余沢を以 公務專一二心掛領分手当、家中之扶助者不及申、武器等ニ至迄相嗜申度候間、此段御差含之程偏ニ奉願候、以上

正月十一日

大岡越前守

『右一通十一日出、即日持出』

#### 20 【陸奥福島藩主板倉勝頼(三万石)】

留仕候 上倉彦左衛門  
(與右筆組頭)

『正月十三日』

(御先手鉄炮頭)

『大久保喜右衛門持參』

『板倉内膳正』

『当秋大坂加番願』

私儀当秋大坂御加番相勤申度奉存候、可罷成儀ニ御座候者此段奉願候、以上

正月十三日

板倉内膳正

『十三日出、即日持出書入致し持帰』

## 21 【志摩鳥羽藩主稻垣長明(三万石)】

稻垣信濃守家来勝手より差出候書付

和泉守

信濃守様当秋大坂御加番御願之儀者兼々御歎願御書面之通ニ而、委細之儀者御事長一々被仰立候儀却而恐入被思召候得共、必至御難渋ニ付不被得止事被仰上度、一体御領分之儀者大洋ニ臨船掛之御場所故、異船之御手当も及御力候丈者御心掛被成候儀ニ付而者年々多分之御物入も有之、且又去ル寅年御在所地震洪波ニ而御本城・櫓・多門・二之丸・御書院・御住居向、其外御城内外侍屋敷・町在共破損流失不少、溺死怪我人等も御座候程之儀、就中海岸附村方之儀者民家流失皆無相成候場所も有之、右御救方御修復向等莫大之御物入ニ付御時節柄御拝借金御願被成候処、御願之通被蒙 仰誠ニ以難有思召候、其後去ル巳年大坂御加番代とも被蒙 仰難有思召候、右之以 御恩沢急場之儀者御凌被成候得共、不容易御物入ニ而急々御取戻難相成、実々以御当惑御心痛被成候、尤是迄格別之御奉公も不被成御勤恐入思召候処、昨年四月日光廿日 御名代被蒙 仰誠ニ以難有思召候、従来御難渋之上前頭之通

寅年地震洪波之災御物入莫大之儀故何分年々跡引相成、其上打続御領分御損毛、且御城下町家焼失種々之災害ニ而御物入弥増之処、昨年も八千石余之御損毛有之、旁以必至御難渋之御場合ニ落入極々御困窮、今年之御取続如何様ニも御手段無之、依之当秋大坂御加番代何分ニも被蒙 仰候様被成度思召候、此段以御直書御願被成度思召候得共、却而<sup>(恐之)</sup>入思召ニ付御差扣被成候、前條之趣幾重ニも厚 御含被進候様被成度此段各様迄申上候様被仰付越候、以上

稻垣信濃守様御家来

正月十三日

鈴木仲右衛門

## 22 【下総結城藩主水野勝任(二万八千石)】

水野日向勝手より差出候書付

和泉守

私儀当秋大坂御加番代被 仰付被下置候様昨年中再三奉願候節、委細心願之趣以書取申上候通昨秋兩度之暴風雨ニ而半高余之損毛仕候上、城内住居向・土屋敷・三之丸長屋向・惣曲輪并堀柵矢来等悉吹潰、風破之分今以仮繕之俣打捨置候場所も有之、且累年永荒地・潰地之分見分仕取頻而開発之手段申付度奉存候得共急々難行届、従来之窮民近来別而衰弊仕候付撫育方手当申付度心配仕罷在候、天災与者乍申年々打続候上之儀、此節より当収納迄之取続方如何様ニも術斗無御座候而御奉公向ニも差支候程之難渋難尽筆紙、実々進退失途候之仕合当惑仕候付、再応自由ケ間敷奉願候段奉恐入候得共、前書申上候通極々難渋之訳柄ニも御座候間、格別之以 御憐愍御救旁当秋大坂御加番代中小屋被仰付被下候様仕度此段幾重ニも御憐察被成下候様偏ニ奉願候、以上

正月十一日

水野日向守



『右二通十三日出、翌日持出』

### 23 【播磨安志藩主小笠原貞幹(二万石)】

小笠原信濃守勝手より差出候書付二

和泉守

当秋大坂御加番代可相成儀二候者被 仰付被下置候様旧冬奉願、其節委細申上候領分之儀者山間二挾、所々飛離、無年貢同様之場所所有之、違作、就中去ル丑寅兩年之儀者村々稀成早魃<sup>ニ</sup>而多分之損毛仕、勝手向困窮仕詰候折柄、去ル卯辰兩年震災・大風雨兩度之災害引続、如何共難行届唯々心痛仕罷在候処、不奉存寄 禁裏 御所方 御造宮御用被 仰付難有仕合奉存候、右必至之場合<sup>ニ</sup>者御座候得共、重 御用筋之儀何事も捨置上納仕、無滞相勤冥加至極之儀奉存候、右等者高並御奉公筋之儀奉申上候も奉恐入候得共、猶巳午年兩年も御届申上候通半高余損毛仕、又々昨未年も不季候<sup>ニ</sup>而実登悪敷枯穂勝<sup>ニ</sup>相成、收納<sup>ニ</sup>至高式千九百八拾七石余損毛<sup>ニ</sup>相成候所而已兼々奉申上候、在所陣屋向之儀も次第二大破<sup>ニ</sup>相成如何共致方無之、勝手向猶更弥増之難渋困難差迫、既<sup>ニ</sup>公務并家来共少分之宛行向<sup>ニ</sup>も必至<sup>与</sup>差支、実<sup>ニ</sup>計策<sup>ニ</sup>も尽果十方二暮心痛心配罷在候、何卒出格之以 御慈悲当秋大坂御加番代被 仰付被下置候者無此上茂 御仁恩<sup>与</sup>誠<sup>ニ</sup>以難有仕合奉存候間、幾重<sup>ニ</sup>も以 御賢慮願之通被 仰付被下置候様唯願奉歎願候、以上

正月

小笠原信濃守

『十六日左之別紙共出、即日持出』

別紙

一、嘉永六丑年

一、安政元寅年

右兩年者半高余之損毛仕候

一、安政二卯年十月震災<sup>ニ</sup>而上下屋敷皆潰同様

一、同年十一月妻死去、案外物入仕候

一、同年十二月、禁裏 御所方御造宮御用被 仰付、金子千六百六拾

三兩余上納仕候

一、同三辰年八月大風雨<sup>ニ</sup>而震災後仮建物悉吹倒

一、同四巳年高四千八百八石三斗六升余損毛仕候

一、同五午年五千百拾石老斗八升余損毛仕候

一、同年八月養母死去、存外之物入仕候

一、同六未年式千九百八拾七石五斗六升余損毛仕候

右之通御座候

### 24 【志摩鳥羽藩主稲垣長明(三万石)】

稲垣信濃守勝手より差出候書付

和泉守

私勝手向年来困窮仕候処近来別而差迫当惑仕候、旧年も再応申上候通去ル寅年在所地震洪波之災莫大之物入必至難渋仕候処、去ル巳年大坂御加番代被 仰付難有仕合奉存候、右 御恩沢を以急場之儀相凌候得共不容易物入<sup>ニ</sup>而実々以当惑至極仕候、尤是迄格別之御奉公茂不相勤奉恐入候、然ル処昨年四月日光廿日 御名代被 仰付誠<sup>ニ</sup>以難有仕合冥加至極奉存候、從來難渋之上前顛之通寅年之災急々取戻難相成処、昨年も八千石余之損毛有之極難之上不時之災害、其上損毛打続旁以必至難渋之場合<sup>ニ</sup>落入、公務を始家中扶助、救民手当向万事必至<sup>与</sup>行詰、

猶又領分海岸手当向之儀年々多分之入用も有之、今年之取凌方如何様  
二も手段無之心痛苦心仕候、旧冬委細奉願上候通難洪之次第被成下  
御憐察、出格之以 御仁惠当秋大坂御加番代被 仰付被下置候様奉  
願上候、右以 御恩沢夫々手当仕取続候様仕度再三奉願候儀奉恐入候  
得共今年之処必至窮迫仕候付猶又奉歎願候、此段何卒被成下御聞届候  
様一向奉願上候、以上

正月四日

稲垣信濃守

『十六日出、翌日持出』

## 25 【上総佐貫藩主阿部正恒（一万六千石）】

阿部因幡守勝手より差出候書付

和泉守

私勝手向從來不如意御座候処此程二至必至与差支難洪仕候、旧冬中茂  
委細歎願仕候通取凌方之儀甚以当惑心配仕候間、祖父駿河守相勤候以  
来大坂御加番代五拾ヶ年余右躰之御奉公相勤不申、私儀為冥加相勤申  
度何分二も出格之以 御仁惠当秋大坂御加番代被 仰付被下置候様幾  
重二も奉願候、以上

正月十七日

阿部因幡守

『十七日出、翌日持出』

## 26 【下総結城藩主水野勝任（一万八千石）】

水野日向守勝手より差出候書付

和泉守

私儀当秋大坂御加番代中小屋被 仰付被下置候様昨年中より再々奉願  
候節々以書取歎願仕候通領分莫大之損毛仕從來不如意御座候処、天災

後年々損毛打続候上之儀ニ而潰地之分取頻開發仕度候得共、衰弊仕候  
領民共撫育方手段之殊<sup>(マ)</sup>ニ世上不融通ニ而、此節より収納迄之取続方術  
計無御座候段申上候通之次第御座候而、御奉公与難相勤程之難洪当惑  
至極仕候、家督後自由間敷儀再応奉願恐入候得共、誠不得止事極々難  
洪之次第御座候間、出格之以 御憐愍何卒当秋大坂御加番代中小屋  
被 仰付被下置候様偏奉願候、右願之通被 仰付被下候者万端格別省  
略仕御奉公向精勤仕、窮民共相救開發之手段仕度奉存候間、此段御憐  
察被成下候様幾重二も奉願上候、以上

正月十六日

水野日向守

『十九日出、翌日持出』

## 27 【備中庭瀬藩主板倉勝弘（二万石）】

板倉撰津守勝手より差出候書付

和泉守

先達而中より奉願上置候当秋大坂御加番代之儀再応御歎申上候段甚以  
奉恐入候得共、元来私勝手向極々必至之難洪ニ而取続兼候処、近年引  
続数度之代替ニ而吉凶打続、莫大之物入多借財向相嵩、此節之模様ニ而  
者第一勤仕向取続難出来、日用暮方聊之儀ニも差支実々以困窮相迫候  
仕合ニ御座候、右ニ准し家来下々迄多年之不手当ニ候得者最早此上可  
及餓渴躰ニ罷成、見聞難忍日夜苦心仕候、乍併 公務之儀者如何様ニ  
も相勤申度心願ニ御座候間、何卒格別之以御憐愍当秋御加番代被 仰  
付被下置候様奉歎願候、内願之通被 仰付被下置候者御余沢を以勝手

向取直之基二仕、一家相統仕、困苦罷在候臣民共迄も可也手当仕遣、  
其外難渋之廉々如何躰二も取計、往々御奉公向相勤、莫大之 御仁慈  
重々難有仕合奉存候、何分先達而中申上候通之儀二御座候間、乍憚被  
成下御憐察願之通被仰付被下置候様幾重二も御執成之程偏奉願上候、  
再忘申上候段奉恐入候得共前文之始末無抛御歎申上候、以上

正月五日

板倉撰津守

『廿八日出、翌日持出』

## 三井文庫所蔵の將軍上洛・在坂時関係史料について

藤 本 仁 文

### 一 將軍上洛・在坂と三井両替店

三井両替店は幕府の大坂御金藏銀御為替御用を請け負って御為替三井組を結び、その後多くの幕府御用を請け負うことになった。その基本的概要に関しては『三井事業史』(1)に丁寧な記述がなされている。特に幕末期にその御用は増大し、外国方御金御用達や箱館産物会所の掛屋御用などがこれにあたるが、さらに將軍の上洛や長州征伐など政治の中心が京都に移るにしたがい、京都での財政支出の機関としての役割を果たすようになっていった。

このような情勢下で作成されたのが、京両替店作成主要帳簿の中に残る文久二年(一八六二)・三年「前御上洛御用留」、文久三年「再御上洛御用留」、慶応元年(一八六五)―同三年「御進発御用留」、慶応三年「御上洛御用留」、大坂両替店作成主要帳簿類の中に残る文久三年―慶応三年「御上洛御用留」などである(2)。このほか、文久三年―慶應二年「一橋様御用留」、文久三年―慶応三年「御守護職御役屋舖御普請請掛御用留」、元治元年(一八六四)―慶応三年「八幡山崎御閉門御修築請掛御用留」、慶応元年「見廻組調達一件」など、特定の業務や案件に関する史料も残されている(3)。

右の史料を用いた先行研究としては、先述した『三井事業史』の他に

は、賀川隆行「文久・慶応期の御為替三井組」(4)があげられる。賀川氏は幕末期に限らず幅広い分析をすでに行っているが、特に当該論文では幕末期の京都・大坂における幕府の御用達としての御為替組の機能について詳細に分析している。その中で万延元年(一八六〇)一二月に上納させた御用金を為替の形をとらないで現送し、さらに文久三年一二月に江戸から軍艦でもって現送を行うようになることを明らかにし、上洛費用の輸送の様相などを詳細に分析している。また大坂における將軍滞在により増大する出費が江戸からの金銀の現送では追いつかなくなり、江戸からの為替送金が企図されたことも明らかにしている。

以上のように、將軍が大坂に滞在するという事態になり、財政構造が従来とは大きく変わり、その激動する政局の中で新たな役割を担うことになった御為替組に注目した賀川氏の研究視角・成果は、幕末・維新时期の畿内近国論を発展させていくうえで不可欠なものである。江戸ではなく上方が政治のみならず財政支出の中心地になり、従来の財政・経済構造が大きく変わり、その結果として畿内近国地域にどのような影響をもたらされたかを明らかにする必要があるからである。

また賀川氏とは少し異なる視角から興味深い史料を紹介しているのが、樋口知子「史料紹介 「新撰組金談一件」」(5)である。当該史料は慶応二年の新撰組からの借金の申し入れに対し、京都の三井両替店

がどのように対応したか、その過程を記述したものである。樋口氏は、三井両替店が新撰組から金一〇〇〇両の一時的な立替を申し込まれたり、新撰組の出入御用達となることを要請されたりした過程を明らかにした。その分析に際して、慶応元年「見廻組調達一件」という史料を用いて、幕臣で構成される見廻組と会津藩主松平容保の京都守護職を後ろ盾にした浪士組織である新撰組との社会的評価の違いに注目して、三井両替店の対応の違いも明らかにしている。幕末期京都の世情が生々しく描写され、また三井家が幕府財政の末端にまでその役割を拡大させていかざるをえない状況がよく分かり興味深い。

右の樋口氏の史料紹介も賀川氏同様に、幕末期の畿内近国論を發展させるという点で重要な視角・成果であると考えられる。次項では、これらの史料を用いて賀川・樋口氏とは異なる視角からの新しい論点について述べることにする。

## 二 幕末期將軍畿内滞在態勢と幕府勘定所

近年、幕末維新期の畿内近国論が新しい研究潮流を生み出しつつあり、特に『日本史研究』六〇三号にて「特集 畿内から見た幕末維新期の社会―直轄都市を中心に―」（6）が生まれ、従来の研究が農村を中心とした社会像を描いてきたのに対し、都市論から見た幕末・維新期の位置付けを行っている。特に岩城卓二氏が、多数の武家人口を抱える江戸が、武家屋敷の維持、諸物資・労働力の調達等の幕府政治の遂行が可能となるような社会構造を持っていたことを明らかにしてきた江戸研究の視角・成果を組み込みながらの幕末政治史研究の必要性を指摘している（7）。岩城氏が提起した右の論点に関連して、久住真也氏による「畿内を主

要な基盤とした慶喜政権は、家茂期に育まれた將軍畿内滞在態勢という道筋の延長上にあつたと言ふことができよう（中略）江戸と分離した巨大な幕府組織をいかに運営するかという問題。つまり財政・軍事・外交などの主要部門のあり方を、長期的な將軍畿内滞在を前提としたものへと改変してゆかねばならない」（8）という指摘とその研究視角・成果が必要になってくるものと考えられる。幕末政治史・国家史研究と社会構造・畿内近国論の架橋が必要不可欠であり、ここではその一事例として、三井文庫所蔵史料から抽出できる幕末期幕府勘定所に関する論点を提示しておきたい。

まず、大坂町奉行から在坂の勘定奉行への昇進、あるいは大坂町奉行と勘定奉行を兼任する事例に注目したい。「御上洛御用留」元治元年（一八六四）五月一五日条には「此度東町御奉行（有馬則篤）御勘定奉行被蒙仰候二付、恐悦御勤」と記述されており（9）、これを承けてと思われるが、同月二五日には勘定奉行竹内保徳が大坂町奉行の兼任を命じられている（10）。なおこの一連の人事は、同月一六日に將軍家茂が大坂を発して江戸に帰ることになったために発令されたものであつたと考えられる。当該期の大坂町奉行と勘定奉行の職務・職権に連動性があつたものと思われ、人員数の都合もあると考えられるが、両職を兼任する必要性があつたり、さらに言えば一人の人物が両職を兼任する方が利点があつたものと考えられる。なお京都町奉行と勘定奉行を兼任する事例はなく、この点は幕末期の上方を一括りで論じるのではなく、京都町奉行と大坂町奉行の相違点、さらには都市論として当時の京都と大坂の相違点や役割の違いに注目した研究が必要であると考えられる。

右の事例は、辞典類に掲載される就任者一覧表からも推測できる点であるが、「御上洛御用留」などの三井文庫所蔵史料からは、さらにその

歴史的背景や当時の幕府勘定所の機能に関する解明の必要性を感じさせる。さらには従来注目されたことがなかったが、將軍上洛・在坂時の大坂町奉行所の機能・役割に関して分析が必要であることが分かる。次の【史料1】は大坂両替店で作成された「御上洛御用留」慶応元年（一八六五）一〇月の記述、【史料2】は京都両替店で作成された「御進發御用留」慶応元年（一八六五）一〇月晦日の記述である。

【史料1】（11）

一、十月十九日当番二付、御城内江恒三郎出勤いたし候事

十月十八日出京、本状より通達有之処、左二

一、御役替有之候処、左之通

御勘定奉行

京都町奉行

小栗下総守様

御勘定奉行

大坂町奉行

大坂町奉行兼帯

井上主水正様

（中略）

一、十月廿七・廿八日当番二付、御城内江久治郎出勤いたし候事

但、十月廿八日より御城内御引払、明廿九日より東御奉行井上主

水正様御役宅二而御勘定相立、御用伺参上不仕候段、御普請役よ

り被仰渡、尚亦後藤太兵衛様御旅宿より御呼出同様被仰渡候事

【史料2】（12）

十月廿九日出大坂別紙より申来ル

一、御上洛後、大坂御城内御勘定所相立候付、大竹庫三郎御内沙汰有之、

兩組申合候而、日々御用伺ニ出勤仕候処、今朝御勘定方之内後藤太兵

衛様御旅宿より当組御呼出二付、則耆人罷出候処、今日より御城内勘

定所御引払相成、東町奉行井上主水正宅二而御勘定所相立候二付、御

城内同様御用伺出勤可致段被仰渡候、此段為御心得申入候、

【史料1】では大坂町奉行井上義斐が勘定奉行兼帯を命じられたこと、さらに傍線部からはこれを承けてと思われるが、一〇月二八日に大坂城内を引き払い、大坂東町奉行井上の役宅に「御勘定所相立」たことが記述されている。大坂城内に詰めていた勘定方役人が井上の役宅に移ったものと考えられる。【史料2】では一〇月二十九日に大坂両替店から出された書状が書き留められており、將軍上洛以後「大坂御城内御勘定所相立」ていたが、これを引き払って大坂東町奉行井上の役宅に「勘定所」を設置したことが記述されており、【史料1】の記述内容と一致する。以上の点から一人の人物が形式的に両職を兼帯しているわけではなく、大坂城内にあった勘定所機能が大坂町奉行役宅内に移設されている点は重要であろう。

次の【史料3】は「御上洛御用留」慶応二年九月の記述であるが、ほぼ同様の内容である。

【史料3】（13）

（九月朔日）

一、西町御奉行松平大隅守事、御勘定所奉行次席二被仰付、当分御勘定奉

行之御用筋於当地取扱被仰渡御触出有之、

（九月五日）

一、次郎右衛門様御廻勤被遊、御供由兵衛参候、西町御奉行松平大隅守様

此程御勘定御奉行次席二被為成、御用筋御取扱二付、御殿御勘定所

今日より西町御奉行所仮御勘定所被遊、御役人様御詰被遊候二付（後

略）

大坂西町奉行松平信敏が勘定奉行次席を命じられ、西町奉行所が「仮御勘定所」とされたことが記述されている。この人事は同年八月二一日の將軍家茂死去（14）がその背景にあったものと思われる。以上のよ

うに、一人の人物が大坂町奉行と勘定奉行を兼帯していたという表面的な事実にとらわれずに、勘定所機構として上方に存在したからこそ、大坂町奉行による勘定奉行兼帯が可能であったという点を掘り下げて分析する必要があるだろう。江戸から離れた上方に具体的にどのような形で勘定方役人が滞在したのか、三井越後屋らの機能・役割とともにその具体像の解明が必要であるといえるだろう。

### 三 今後の課題と展望

本稿では三井文庫所蔵史料である「前御上洛御用留」、「御進発御用留」などの史料紹介を行いつつながら、幕末期畿内近国論に新しい研究視角の提示を行った。具体的には、将軍上洛とともに同行し、特に大坂を拠点にした幕府勘定奉行・勘定所役人に関して簡単な論点提示を行った。ただ彼らの任務・活動を支えた三井越後屋・用達の役割・機能を無視することはできず、近世社会における経済的側面の中間支配機構の発達を念頭において分析が必要である。以上の分析を進めることで、徳川政権の長期滞在を可能にした幕府官僚制機構・財政機構の特質、畿内の社会構造の具体像に関する解明が行われ、日本近世社会の到達点を考えるうえで非常に重要な論点を提示できるものと考えられる。

#### 【注】

- (1) 『三井事業史』本篇第一巻（財団法人三井文庫、一九八〇）。
- (2) 「前御上洛御用留」（三井文庫所蔵史料、本二三六）、「再御上洛御用留」（同前、本二三八）、「御進発御用留」（同前、本二三九）、「御上洛

御用留」（同前二四〇）、「御上洛御用留」（本二三七）。

(3) 「二橋様御用留」（三井文庫所蔵史料、本一三〇一）、「御守護職御役屋舖御普請請払御用留」（同前、本三六一）、「八幡山崎御関門御修築請払御用留」（同前、本五三八―四）、「見廻組調達一件」（同前、続一四三四）。

(4) 賀川隆行「文久・慶応期の御為替三井組」（『三井文庫論叢』三〇、一九九六）。

(5) 樋口知子「史料紹介 新撰組金談一件」（『三井文庫論叢』三七、二〇〇三）。

(6) 『日本史研究』六〇三（日本史研究会、二〇一一）。

(7) 岩城卓二「研究展望 幕末期畿内社会論の視点」（『日本史研究』六〇三、二〇一一）。

(8) 久住真也「将軍畿内滞在態勢への道」（同『長州戦争と徳川将軍―幕末期 畿内の政治空間―』（岩田書院、二〇〇五））三四五頁。

(9) 「御上洛御用留」（三井文庫二三七）。

(10) 『維新史料綱要』第五卷二七八頁。

(11) 「御上洛御用留」（三井文庫二三七）。

(12) 「御進発御用留」（三井文庫二三九）。

(13) 「御上洛御用留」（三井文庫二三七）。

(14) 『維新史料綱要』第六卷五九三頁。

# 幕末期における大坂町奉行所の広域支配と医療行政―種痘事業の検討から―

村田 路人

はじめに

近世の上方八カ国では、二種の支配が展開していた。一つは、それぞれの領主による所領支配、すなわち個別領主支配、いま一つは、幕府またはそれに準ずる機関による、幕領・私領の別を問わない支配、すなわち広域支配である。

広域支配の内実については、安岡重明氏の非領国論提起(安岡重明『日本封建経済政策史論―経済統制と幕藩体制―』有斐閣、一九五九年、のち一九八五年、晃洋書房より増補新版)以来、これまでかなりの程度明らかにされてきたが(藪田貫「『撰河支配国』論―日本近世における地域と構成―」〔脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』御茶の水書房、一九八〇年、のち藪田「近世大坂地域の史的研究』清文堂出版、二〇〇五年に収録)、村田路人『近世大坂地域の研究』大阪大学出版会、一九九五年、同「幕府上方支配機構の再編」〔大石学編『日本の時代史16 享保改革と社会変容』吉川弘文館、二〇〇三年)、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年など)、幕末期にそれがどのような変容を見せるのか、またそれが近代の行政にどのようなつながっていくのかについては、ほとんど解明されていないといつてよい。本稿では、幕末期の大坂町奉行所による医療行政、具体的には種痘行政を手掛かりに、この問題について考えてみたい。

幕末期の大坂の種痘事業や種痘行政についての研究としては、古いと

ころでは松本端の手になる「大阪市種痘歴史」(もとは明治四十二年(一九〇九)八月から翌年十一月にかけ、『刀圭新報』第一巻第一号〜第二巻第四号に分割掲載されたものであるが、のち、有坂隆道・古西義磨・浅井允晶編「松本端編纂『大阪市種痘歴史』(上)」、同編「松本端編纂『大阪市種痘歴史』(下)」〔有坂隆道・浅井允晶編『論集 日本の洋学』I・II、清文堂出版、一九九三年・一九九四年)として新たに翻刻された)がある。これは、緒方洪庵らとともに種痘事業を推進した松本俊平の長男で、幕末・明治期の大坂(大阪)の種痘事業に関わった松本端(一八四九〜一九一八)が大坂(大阪)における種痘事業・種痘行政の展開をまとめたもので、多数の関係史料も掲載している。また、近年の研究としては、古西義磨『緒方洪庵と大坂の除痘館』(東方出版、二〇〇二年)や、浅井允晶氏の「除痘館体制の確立と種痘舎」(有坂隆道編『日本洋学史の研究』VII、創元社、一九八五年)をはじめとする一連の研究がある。しかし、いずれも大坂町奉行所による広域支配という観点からの考察はなされていない。

大坂町奉行は元和五年(一六一九)に設置され、大坂市中(大坂三郷)および摂津・河内両国(享保七年(一七二二)以降は摂津・河内・和泉・播磨四カ国)を支配した。大坂市中に対する支配は、幕府直轄都市大坂の行政を担当する機関としてのものであり、個別領主支配に属する。一方、撰河両国または撰河泉播四カ国に対する支配は、広域支配に属するものである。



同奉行の広域支配権を法制的側面から確認しておくならば、承応三年（一六五四）八月、老中から大坂城代・大坂定番に与えられた一カ条の「定」（「武家殿制録」四六号「石井良助編『近世法制史料叢書第三武家殿制録・庁政談』創文社、一九五九年」）の第七条「摂州・河州万事仕置之儀、如有来曾我丹波守・松平隼人正可申付之、和泉国八石川土佐守可申付事」がその根拠となっている。曾我丹波守（古祐）・松平隼人正（重次）は、ともに大坂町奉行であるが、この「万事仕置」が同奉行の広域支配である。

なお、本テーマに関わって、筆者はすでに「種痘事業の展開と大坂町奉行所」（『適塾』四二号、二〇〇九年一月）および「幕末期大坂地域と洪庵・適塾―種痘事業を中心に―」（『適塾』四八号、二〇一五年一月）を発表している。いずれも一般向けの講演を原稿化したものであるが、本稿の論点はすでに示されている。ご参照頂きたい。

### 一 牛痘種痘法とその特質

牛痘種痘法は、一七九八年にイギリスのジェンナーが発表したものである（以下、日本において牛痘種痘法が普及するまでの経緯については、緒方洪庵記念財団除痘館記念資料室編『緒方洪庵没後150周年記念 大阪の除痘館（改訂・増補第2版）』緒方洪庵記念財団除痘館記念資料室、二〇一三年、アン・ジャネット著、廣川和花・木曾明子訳『種痘伝来―日本の（開国）と知の国際ネットワーク』岩波書店、二〇一三年を参照した）。牛は、人がかかる天然痘に似た病気、すなわち牛痘にかかることがあるが、この牛痘のワクチン（牛痘苗）を人に接種することにより免疫を生じさせ、天然痘にかかりにくくするというものである。これ

はそれ以前に行われていた、天然痘のウイルスを人に接種する人痘種痘法に較べ、極めて安全かつ効果的であったため、急速に世界に広まった。日本では、後述の嘉永二年（一八四九）まで牛痘種痘が普及することにはなかったが、その知識は早くから蘭医学者の間では知られていた。ロシアに漂流して文化九年（一八一二）に帰国した中川五郎治が牛痘種痘書を持ち帰り、文政三年（一八二〇）、蛮書和解御用に仕出していた馬場佐十郎がそれを『遁花秘訣』と名付けて翻訳している。

嘉永二年六月、バタビアから長崎に牛痘苗がもたらされ、長崎の子どもに牛痘種痘が行われた。これは成功し、以後、この牛痘苗が各地に伝えられることになる。

牛痘種痘の具体的な手順は、①子どもの腕に牛痘苗を接種する、②被接種者が善感した場合、接種したところが腫れて漿液を生ずるが、これを取り、他の子どもの腕に直接接種する、というもので、この①②を繰り返すのである。なお、遠隔地に牛痘苗を送らざるを得ないこともあるが、その場合は、乾苗（発痘後採取した漿液を乾燥させたもの）や痘痂（牛痘苗を接種し、漿液が生じたあと、数日を経るとかさぶたが生じ、剥がれ落ちるが、そのかさぶたのことをいう）の形で送ることになる。しかし、この方法をとったとしても、そのあとの手順は①②の繰り返しであった。

牛痘種痘法の基本が子どもから子どもへと牛痘苗を植え継いでいくことであった以上、絶えず被接種者となる子ども（痘児）が確保されることが必要となる。牛痘苗の植え継ぎが途絶えることを絶苗というが、絶苗という事態に立ち至ると、再び牛痘苗を入手しなければならなくなる。痘児を常時安定的に確保することが種痘事業継続の前提条件であった。

## 二 大坂における種痘事業と除痘館の官許

前述のように、日本における牛痘種痘普及の起点は嘉永二年（一八四九）六月である。上方には、同年十月に牛痘苗が伝わり、まず京都で、次いで大坂で牛痘種痘事業（以下、牛痘種痘を単に種痘と呼ぶことにする）が始まった。大坂では、同年十一月に大坂古手町に種痘所である除痘館が設立された。これは、町人大和屋伝兵衛宅を借りたものであった。設立の中心となったのは、大坂過書町の蘭医学者で、蘭学塾である適塾を主宰していた緒方洪庵と、その同志数名である。しかし、牛痘種痘に対する世間の偏見は強く、痘児の確保は容易ではなかった。そのため、洪庵たちは大坂町奉行所の支援を求めようとした。その間の経緯は「除痘館記録」（大阪大学適塾記念センター所蔵〔緒方惟之家旧蔵〕。なお、緒方洪庵記念財団除痘館記念資料室編『緒方洪庵の「除痘館記録」を読み解く』思文閣出版、二〇一五年に全文の写真と釈文が掲載されている）に記されている。

「除痘館記録」は、万延元年（一八六〇）十月、除痘館を古手町から大坂尼崎町一丁目に移転させた際、洪庵が嘉永二年以来一年間にわたる種痘事業への取り組みとその間の労苦を綴ったものであり、大坂の種痘事業の歴史を知る上で貴重な史料である。洪庵は、同史料において、事業発足から三〇四年はなかなか世間の理解を得ることができず、多額の米銭を費やして痘児確保に努め、「辛して綿々其苗を連続」させたこと、その間、社中では退社する者も出たこと、しかし社中の苦勞を思い、協力する者もいたことなどを述べたあと、次のように記している（【内は割注表記部分】）。

### 【史料1】

抑々此館を設て都下の一ヶ所に定メ、普く諸医を茲ニ集めて之を行ハしめんとするの趣意ハ、其良術の猥りに眩醫の徒の手に陥らんことを恐るゝと、其佳苗の連綿して絶ゆること勿らんことを希ふとニあり、洪庵幸ニ御町奉行并力ニ懇家多キに依て此趣意を以て内願せること數十ケ度ニ及び、又大和屋喜兵衛名前にて表向キ願立しことありといへとも、其新奇にして旧例無之を以て官許を得かたく、空敷十年の星霜を経し内、安政五年戊午春戸田伊豆守殿御町奉行之節、改て出席医師より願書可差出旨内沙汰有之、社中山田金江のミ市中住居の名前あるを以て同人を願主とし書附差出せしに、早速御聞濟ニ相成、同年四月廿四日三郷町中へ口達御触書出で、種痘の害なきことを懇ニ被論、且種痘所ハ古手町一ヶ所ニ限ることを許されたり【願書及ヒ御触書写しハ別ニ記録す、堺の種痘所官許ハ安政六年夏なり、江戸種痘所ハ万延元年七月ニ許されたり、故ニ種痘の官許を得しハ大坂を始とす】、（以下略）

洪庵によれば、除痘館を設立して大坂市中唯一の種痘所とし、市中各地の医師を集めてそこで種痘を行わせようとしたそもその趣旨は、種痘法が「眩醫の徒」（ここでは、医師を金儲けの道具とするような者のことをいうのであろう）の金儲けの手段にならないようにすること、良質な牛痘苗が絶えることなく連綿と伝えられるようにすること、の二つであったという。

しかし、除痘館設立の二つの目的は、一民間施設である除痘館の活動だけでは十分果たすことはできない。「眩醫の徒」が種痘を行うことや、医師がそれぞれ種痘を行うことを完全に防ぐことは不可能であった。そ

のため、洪庵たちは大坂町奉行所の「官許」を得ようとした。洪庵は、医師という立場上、大坂町奉行や同奉行所与力と親しかったため、その関係を利用して内願を繰り返し、また除痘館の活動を財政面で支援していた町人大和屋喜兵衛の名で正式に願ったこともあったが、牛痘種痘は新奇で先例がないとして取り上げられることはなかった。

こうして、「空敷十年の星霜を経」たが、安政五年（一八五八）春に転機が訪れる。大坂町奉行所より官許の願書を提出しよう内沙汰があり、除痘館社中の一人である山田金江の名前で書付を提出したところ、早速許可が下りた。同年四月二十四日、大坂町奉行は大坂市中に町触を出し、種痘所は古手町の除痘館一カ所に限定することを認めた。

以上が「除痘館記録」に記された除痘館官許に至る経緯であるが、文中に見える山田金江が大坂町奉行所に提出した書付を合わせ検討すると、官許を求めた洪庵らの意図がよりはっきりする。安政五年三月二十七日付で「堂島新地中三丁目播磨屋仁三郎借家 医師山田金江」が年寄河内屋彦兵衛奥印のもと、「御奉行様」（大坂町奉行）に提出した「種痘に付御触渡御願」（「松本端編纂『大阪市種痘歴史』（上）」）は、以下の通りである。

#### 【史料2】

（略）

右之通伝兵衛方を種痘所に仕候義は、不断人より人え種継ぎ不申ては断絶に及候事故、銘々自宅にて懇意・知音之もの而已相弘め候位の事にては手狭にて、続苗之程無覚束候に付、諸医志有之もの一所に集会仕、銘々懇意・知音之小児呼寄相行候はゞ、自ら手広にて痘苗を失ひ候患有之間敷と存附、必竟種痘之会所に仕候義に御座候、然る処、始之程は存念通り市中医師数輩相集り、夫々懇意家之小児

を呼寄、種痘仕候得共、或は仁術之志深からず、或は利慾に迷い候て約定に不随、外々にて勝手に相行候輩多く相成、果して小児足り不申、已に絶苗に及ばんと致候事数度有之候を、相残り候有志之者共種々苦辛を尽し、漸く細々連綿仕候内、此節に至り其效驗自然と相頭れ候、猶近年は信仰仕候て頼出候ものも相応にて有之候得共、右之如く外々にて勝手に種痘仕候に付ては、医師而已ならず、或は薬種屋之類、無学鄙劣之者迄も猥りに右之術を售り候て、遂には診察を誤り、再び流行痘に懸り候もの有之由、実に人命に拘り候義、容易ならざる次第と奉存候、其上、是が為に世間の俗人大に信仰を失ひ、種痘之妙効を疑ひ、猶予仕候内、已に此節流行痘にて死去仕候小児不少候由及承、重々歎息仕候事に御座候、（以下略）

除痘館設立の二つの目的のうちの一つである、種痘法が「眩醫の徒」の金儲けの手段にならないようにすることについては、牛痘種痘法が天然痘予防に顕著な効果がある「良術」（史料1）であるだけに、その効果が世間に理解されるようになると、今度は牛痘種痘法についての確かな技量を持ち合わせていない者が金儲けを目的に種痘を行うようになるのは自然の成り行きである。史料2では、かつてとは違い、種痘を望む者も相当の敷に上っていた安政五年に近い段階では、「薬種屋之類、無学鄙劣之者」までも種痘を行うようになっていたという。このような者が種痘を行えば、実際には種痘が成功していないにもかかわらず、種痘が成功したと誤認し、その結果、警戒心の緩みから天然痘に罹患することもある。もちろん、未熟な種痘技術では痘児の体を損ねることもあっただろう。洪庵たちは、種痘医の水準確保という見地から、種痘を実践するだけでなく、種痘事業の管理・統制が必要と考えたのである。

除痘館設立の今ひとつの目的である、良質な牛痘苗が絶えることなく連綿と伝えられるようにすることは、種痘医が個別分散的に種痘を行うという形は、痘児の安定的確保という点で問題があった。そのため、大坂市中の種痘所を除痘館だけに限定し、組織的な痘児確保を狙ったものである。ただ、史料2にあるように、除痘館発足当初は、大坂市中の医師が数人集まり、それぞれが懇意にしている家のこどもを集めて種痘を実施していたが、そのうち約定に背いて勝手に種痘をする者が多くなり、その結果、痘児の確保に支障を来し、絶苗の危機に瀕したことが数度あったという。

以上のことからわかるように、除痘館は単なる牛痘苗接種の場にとどまらず、種痘事業の管理・統制センター―史料2の表現では「種痘之会所」―として構想され、設立されたのであった。実際、除痘館では分苗（牛痘苗の分与）を願う者に対して正しい種痘術を伝授した上で分苗を行うとともに、次に示すような種痘医認定証というべき文書（緒方洪庵記念財団除痘館記念資料室編『緒方洪庵没後150周年記念 大阪の除痘館〈改訂・増補第2版〉』掲載写真より）を発行している。

### 【史料3】

此度牛痘種法於撰州住吉相弘度旨被申立令分苗候、真仮鑑定之口訣等被得其意、仁術之本意を守り、疎漏無之様可被心得候、以上

大坂

除痘館（印）

日野葛民

嘉永二年

己酉十二月

晩（花押）

緒方洪庵

章（花押）

掛り

山本河内

轍（花押）

津田玄吾殿

堀脩吉殿

これは、除痘館発足の翌月に、撰津国住吉で牛痘種痘を広めようとした津田玄吾・堀脩吉の両名に対し、除痘館の日野葛民・緒方洪庵・山本河内が発行したもので、除痘館が両名に伝授した具体的な種痘法（「真仮鑑定之口訣等」）に則って種痘を行うこと、「仁術之本意」を守り、手抜かりのないようにすることを求めている。

とはいえ、種痘は除痘館でのみ実施すると決めても、それは限定された医師たちの申し合わせにすぎなかった。一般の仲間組織とは異なり、それに違反したからといっても医師仲間から排除されたり、医師としての活動を停止させられたりすることはない。この申し合わせは、あくまでも彼らの良識と善意の上に立ったものであった。そのため、史料2に記載されているように、約定に違反する医師が続出したのである。このような問題を解決するために計画されたのが除痘館の官許であった。

洪庵らの願いが聞き届けられ、四月二十四日に出された実際の町触（「御触及口達」〔『大阪市史』第四下、大阪市、一九一三年〕）の文言は、以下の通りである。

### 【史料4】

口達

当表古手町御靈筋西へ入大和屋伝兵衛居宅二而、去ル酉年方当地住居之医師緒方洪庵・山田金江其外之医師申合、相ひろめ候うへほう

その義ハ、たしかなるかき物も是あり、あやしむへき物にこれなく、小児之両うでにうゆれば、その所のみほうそうをはつし、あそびながら通例日かすの通り十二日相立かせをち、いかほどほうそうはやり候てもうつることなし、此せつもつはらほうそうはやり、小児をうしのふ者多きよし、むざん之事二付、ふれしらせ候間、銘とあやぶみなく、右伝兵衛方へ小児つれゆき、うへほうそういたすべく候、もちろん世上たすけのため二候へば、身うすなんじうのものハ礼物さしだすにをよバす、其余身元よろしき者二ても、礼物をむさぼり候義ハ無之筈に候間、心持次第たるべく候、右小児種痘之義、紛敷施術も有之哉二相聞候二付、以来右古手町種痘之所壱ヶ所二限り施術可致候、右二付而者市中住居之医師、漢蘭之無差別、仁術之志厚心得、一己之見識を不相立、懇意手寄之小児ハ右種痘所江致誘引、施術いたし、自宅ニ而窃ニ致施術候義可為無用候

右之通相触候間、三郷町中末と迄も不洩様早と可申聞事

午四月

「大和屋伝兵衛居宅」とは除痘館のことである。「除痘館記録」の記述通り、洪庵や山田金江らが取り組んでいる種痘（「うへほうそう」〔種痘〕）は安全であるので、除痘館に子どもを連れて行き、種痘を受けさせるべきことが、町触には異例ともいえる平仮名を多用したわかりやすい文章で述べられている。同時に、今後は種痘を除痘館だけで行うようにし、それぞれの医師のもとで種痘を行うことを禁じている。

除痘館官許が認められた背景には、この年の正月に江戸で種痘所開設の許可が下りたこと、文中にある「此せつもつはらほうそうはやり、小児をうしのふ者多きよし」や、史料2の「此節流行痘にて死去仕候小児

不少候由」に示されているように、当時天然痘が流行していたことがあると思われる。

ともあれ、安政五年四月に至り、ようやく大坂町奉行所は洪庵らの種痘事業の支援に乗り出したのである。では、町触に見る種痘の奨励と種痘事業一元化の推進を大坂町奉行所による種痘行政ととらえた場合、それはどのように位置づけられるだろうか。

まず、除痘館官許の触は大坂市中に対してのみ触れられ、大坂以外の地には触れられなかったと思われる。たとえば、大坂周辺農村である摂津国嶋下郡嶋村には安政五年と同年の触を写した触留帳（茨木市嶋区有文書）が残されているが、この触は載せられていない。つまり、除痘館官許の触の発布にうかがえるこの種痘行政は、あくまでも個別領主としての幕府が、その所領である大坂に対して行ったものであり、個別領主支配に属するものであったといえるのである。

次に、この種痘行政において大坂町奉行所が果たした具体的な役割といえば、端的にいえば、史料4の町触を出したことにとどまるといってよいだろう。大坂町奉行所が、洪庵たちの事業に対して財政的援助を与えたというような事実はないし、施設面で何らかの担当をしたということもない。また、この町触では除痘館以外の場所での種痘行為を禁じているが、それは違法であるとする表現や、そのような行為を見つけた場合、逮捕・吟味を行うとする表現などは見られない。この点については今後検討の余地があるが、おそらく大坂町奉行所は町触を出したこと以上の行政は行っていないとしてよいだろう。

とはいえ、この町触は、洪庵ら有志による種痘事業の円滑な推進を大いに後押ししたことは間違いないだろう。前述のように、この段階になると、世間では種痘に対する偏見や無理解がかなり減少し、種痘は天然

痘の惨禍から遁れることのできる「良術」（史料1）と認識されるようになっていたというものの、まだまだこれを恐れる者も多かったと考えられる。大坂町奉行が町触をもって公に種痘の効能を宣言したことは、種痘に対する正しい理解を広める上で大きな効果があったと思われる。

### 三 除痘館の公館化と種痘行政の変化

前述のように、除痘館は万延元年（一八六〇）十月に古手町から大坂尼崎町一丁目に移転する。十一月朔日、大坂町奉行所は町触（「御触及口達」）を出してこのことを市中に知らせた。町触では、安政五年（一八五八）四月の除痘館官許町触（史料4）を掲げ、今後は新たに種痘所となった尼崎町一丁目の脇屋文助支配借家で種痘を受けるよう述べたあと、「且敢前相触置候趣、末之中心ニハ不心得者も有之哉ニ相聞、右ハ全其所之家主・町役人共世話不行届故之義ニ而、以之外之更ニ候」と記している。除痘館官許町触段階から一歩進み、町奉行所はすべての子どもが種痘を受けるべきとの認識を前提に、種痘事業を推進させようとしていることは明らかである。ここでは、種痘事業における家主と町役人の責任を強調しているが、このような表現は除痘館官許町触には見られない。

とはいえ、前章の最後で指摘した大坂町奉行所の種痘行政の本質は、この段階でもまったく変わっていない。それは、依然として個別領主支配の枠内に留まるものであり、基本的には町触を出したという行為に尽きるものであった。

ところが、慶応三年（一八六七）五月、除痘館は公館、すなわち幕府機関となったことで、大坂町奉行所の種痘行政は質的に変化する。まず、

除痘館公館化を触れた大坂町触を掲げよう。

#### 【史料5】

先年方三郷町中江度と触書差出候大坂尼崎町壹丁目種痘所之義、年来右場所江致出席候有志之医師共、聊貪利名聞等を離れ、仁術之志厚く、誠実ニ施術致し候二付、小兒流行痘被犯、醜態不具之患を免れ、或者患痘之ため二天年を損し、命を殞候もの無之、実二世救相成候良法二付、今般右種痘所を公館ニ被仰出、是迄出席いたし候医師共江、其儘施術被仰付候間、難有御趣意之程一同厚相心得、町在共いまた疱瘡不相濟小兒者、早と右御場所江召連出、種痘相願候様可致候

一大坂市中者不及申、町統其外撰河泉播在と二而も、無謂壳菓渡世之者、又者仁術之志薄く、唯利欲くため猥ニ張紙或者建札忤致し、伝来不分明之痘苗を以術售、一己之決議ニ而遂ニ診察を誤り、再ひ流行痘ニ罹り候ものも有之哉ニ相聞、以之外不埒之至ニ候、今般右躰公館ニ御引直し相成候上者、以来他所おいて種痘致し候もの者、右館方分苗并施術之免状相授候筈付、縦令是迄種痘所より分苗相請、種痘いたし居候者二而も、此度改而右館江入門いたし免状請、右館之規則を急度相守、施術いたすべく候、尤遠方手遠之場所者、最寄弁利之場所江、分苗又者出張所等茂取建可相成候間、此旨を存、是迄一己ニ致種痘居候もの者早と相止、猥ニ致施術候義不相成候、若以後心得違、相触渡之趣相背候者有之候ハ、急度可令沙汰候

右之趣三郷町中可触知もの也

卯五月

伊勢（大坂町奉行小笠原長功）

日向（同柴田剛中）

前半では、尼崎町一丁目の種痘所（除痘館）の種痘事業を高く評価したあと、このように種痘は「世救相成候良法」であるので、このほど右の種痘所を公館とする、施術を行う医師はこれまで通りとする、これらで天然痘に罹患したことがない子どもには種痘を受けさせるようにと述べている。また、「一大坂市中者不及申」以下の一つ書きでは、大坂および摂河泉播四カ国を対象に、このほど種痘所が公館となったからには、種痘を施そうとする者は、種痘所から牛痘苗の分与と施術の免状を受けることを命じ、これまで種痘所とは関わりなく単独で種痘を行ってきた者は早々にその活動を中止するようにと述べている。

この町触と同内容の触は、大坂以外の地にも触れられた。一橋徳川家領であった和泉国泉郡南王子村に触れられたものは、以下の通りである（慶応三年和泉国泉郡南王子村「御触書写帳」〔奥田家文書研究会編〕『奥田家文書』第四巻、大阪府同和事業促進協議会・大阪部落解放研究所、一九七一年）による）。

#### 【史料6】

（史料5の本文〔先年方三郷町中江〕から「急度可令沙汰候」まで）  
とほぼ同文、略）

右之趣触知せ候間、村と令承知、尤御料・社領・寺領等入組有之村方之分へ、其力所二不洩様、庄屋・年寄・寺社家承知之段、肩書令印形、郡切村次順と無遅滞相廻可申候、依之、別紙村名前書差添遣し候間、留村方日向守番所江可持参者也

慶応三

卯五月

日向（大坂町奉行柴田剛中）

伊勢（同小笠原長功）

右七<sup>五ッ</sup>月廿七日午中刻二到来、但一条院村方持参仕

史料6の触は、郡内全村を対象に村から村へと回達される、いわゆる郡触形式をとっている（村田路人「近世の地域支配と触」〔『歴史評論』五八七、一九九九年三月〕）。南王子村にこの触をもたらした一条院村は岸和田藩岡部氏預所であった。同内容の郡触は、高槻藩永井氏預所であった摂津国嶋下郡新在家村の慶応二年〜三年「御公儀様・御地頭様御触書留帳」（「史料」触留帳・触写帳と万留帳）〔摂津市総務部市史編さん室編〕『新修摂津市史 史料と研究』第二号、摂津市、二〇一六年三月）にも書き留められている。「大坂市中者不及申、町続其外摂河泉播在と二而も」とあるところから、この除痘館公館化の触は摂河泉播四カ国の村々に対して触れられたことは間違いない。

除痘館公館化の触が出されたことにより、大坂町奉行所の種痘行政は大坂のみを対象とするものから、大坂も含め、その「万事仕置」国である摂河泉播四カ国を対象とするものに変化した。これは、同奉行所が個別領主支配としての種痘行政だけでなく、広域支配としての種痘行政をも行うようになったことを意味する。摂河泉播四カ国のうちであれば、その地が誰の所領であるかは関係なく、種痘を行う者は種痘館（公館化により、除痘館は種痘館と称するようになった）から分苗を受け、かつ施術の免状も得る必要があった。摂河泉播四カ国内の種痘医は、すべて種痘館の一元管理のもとに置かれるようになったのである。

ここで、種痘館が発行した種痘医免状（大阪大学適塾記念センター所蔵）を紹介しておこう。

#### 【史料7】

今般牛痘之施術及真假鑑定之口決等得其意候ニ付令分苗候、以来本館之規則者勿論、仁術之本旨相守、疎漏無之様可相心得候、以上

慶応三年 大阪

卯五月 種痘館(印)

徳川信哉組合

撰州川辺郡小浜村

山中良真方

牛痘種痘法を会得したので分苗することを記したあと、今後は種痘館の規則はもちろん、仁術の本旨を守り、手抜かりのないようにすること命じている。除痘館時代の種痘医認定証(史料3)では、種痘を広めたいと申し立てられたので分苗する、「真假鑑定之口訣等」に則って種痘を行い、「仁術之本意」を守り、手抜かりのないように心得られよという表現であったが、ここでは「牛痘之施術及真假鑑定之口決等」を会得したので分苗する、という表現になっている。発行主体が民間機関から幕府機関に変わったことによる言葉遣いの変化は当然のことであるが、前者が分苗を受けた者が今後種痘事業を進めるにあたっての心得を示すという形をとっているのに対し、後者が種痘医としての資格を得たので分苗するという形をとっていることについては注意が必要である。文面上のことではあるが、種痘医認定の基本的姿勢が異なっているのである。ともあれ、大坂町奉行の「万事仕置」国では、除痘館公館化により、官による公的かつ直接的な種痘医の資格認定制度が始まったとしてよい。

また、除痘館公館化を触れた町触(史料5)本文末尾の「若以後心得違、相触渡之趣相背候者有之候ハ、急度可令沙汰候」にも注目する必要がある。触の趣旨に背いた場合は処罰をすることが明言されているの

である。これは安政五年四月の除痘館官許の町触(史料4)との大きな違いである。法令違反者に対して実際にどのような処罰が行われたのかという点の検討が必要であるが、種痘事業に対する大坂町奉行所の姿勢が大きく変化したことは明らかである。

除痘館公館化により、種痘館が摂河泉播四カ国の種痘行政を担うことになったが、それによって大坂町奉行所は種痘行政に関与しなくなったわけではない。公館化にあたり、東西町奉行所からそれぞれ与力一名と同心二名が種痘館掛となった(「松本端編纂『大阪市種痘歴史』(上)」。これは除痘館医師たちの歎願を幕府が受け入れたものであるが、以後、大坂町奉行所と種痘館の両者によって種痘行政が進められることになったのである。

以上、除痘館公館化により大坂町奉行所の種痘行政が質的に変化したことを見た。種痘館となっても、種痘事業に関わる経費を幕府が負担するようになったわけではないが、除痘館で行われていた活動は幕府の公的な活動と位置づけられるとともに、大坂町奉行所と種痘館による種痘行政は、摂河泉播四カ国に対する広域支配として行われるようになった。また、違反者に対する措置も、町触に明記された。これにより、種痘館による当該地域の種痘医の一元管理は飛躍的に進んだことと思われる。

#### おわりに

幕末期における大坂町奉行所の種痘行政の変遷について述べてきた。慶応三年(一八六七)五月の除痘館公館化を画期として、その性格が質的に変化したことが理解されたことと思う。除痘館の公館化は、本来的に個別領主支配に基づいて行われていた医療行政のあり方を変えたもの



であり、近代的な医療行政につながるものであった。そして、新たな医療行政を生み出すテコとなったのは、本来大坂町奉行所が有していた広域支配権であった。

翌慶応四年正月の鳥羽・伏見の戦いを経、二月には大坂町奉行所が廃止されるに至る。除痘館公館化からわずか九ヵ月後のことであった。しかし、種痘館の活動は続き、明治三年（一八七〇）四月に大阪医学学校病院附属種痘館となった（「松本端編纂『大阪市種痘歴史』（下）」）。最幕末期に開始された新たな種痘行政は近代に引き継がれたのである。近世の広域支配と近代的行政との関連については、ほとんど検討されていないといつてよい。今後、上方で展開していた広域支配について、そのような観点から検討を進めていきたいと考えている。

蔵屋敷

## 内藤藩の大坂屋敷―延享四年の転封を基点に―

日比佳代子

はじめに

内藤藩は延享四年（一七四七）に陸奥国磐城平から日向国延岡に転封を命じられた。先稿において（1）、転封を告げられてから城受け渡しを完了するまでの具体的な経緯を明らかにしたが、この中で内藤藩が転封を機に新たに大坂屋敷を持った事にも触れた。明暦から延享期の大坂蔵屋敷の変遷を分析した森泰博氏の研究によれば（2）、明暦元年（一六五

五）時点で大坂に蔵屋敷を設置していた全六六大名の内、六一大名が畿内以西の大名であり、残りの五大名家も、その内の三家は転封により中部以東に移動する事になった大名だという。この時点で九州の大名は八割近くが大坂に蔵屋敷を持っており、中部以東の大名のほとんどが大坂に蔵屋敷を持っていないという事実と好対照である。その後、中部以東の大名も徐々に大坂に蔵屋敷を持つ様になるが、内藤家が磐城平から延岡へ転封した延享四年時点でも、大坂に蔵屋敷を持つ大名九〇家の内、中部以東の大名は一四家（一五％）、さらに東北大名に限定すれば二家のみ（二％）であった。磐城平時代に内藤家が大坂に活動の拠点を持っていたいなかったのは、自然な事だったと言える。

大坂蔵屋敷の移転について検討した豆谷浩之氏は、蔵屋敷の流動性に注意を促し、大坂蔵屋敷の移転、新設、廃止に際しては、大名の領地が変動することが契機として重要である事を指摘する（3）。豆谷氏は、内藤藩の転封に伴う大坂屋敷の新設についても触れており、その所在地は、

延享五年時点で常安裏町、宝暦六年（一七五六）時点で小倉屋仁兵衛町、明和元年（一七六四）時点で常安裏町、安永六年（一七七七）時点で堂島五丁目、以後変化がなく、天保一四年（一八四三）時点でも堂島五丁目だった事を明らかにしている。また、日向延岡藩は、有馬家↓三浦家↓牧野家↓内藤家と藩主が交代するが、大名間で屋敷を引き継いでいく様な事はしていないという。

なお、内藤家は転封を命じられた時点では、本所に抱屋敷を所持しており、国元からの廻米を運び込む「本所御蔵」として使用していた。延岡への転封後は、江戸藩邸で消費する米も主に江戸で購入したため、必要性が低くなり、安永八年に下総古河藩の土井家に売り渡している（4）。この様に大名の領地の移動と大坂屋敷所持の問題が深く関わるといっ指摘がある一方で、転封を機に大坂に屋敷を持つ事になった藩は、どのような形で大坂に関わっていくのかについては明らかにされていない。さらに、転封を契機として大坂屋敷を持つ事になった藩の場合に限らず、他の多くの藩も含め、大坂屋敷の組織や運営体制自体が十分に論じられているとはいえない（5）。本稿では、藩政組織の一部としての大坂屋敷に注目するという立場に立ち、延享四年に東北から九州に転封して、新たに大坂に屋敷を持つ事になった内藤藩を素材に、転封時にどのような形で大坂とかかわりを持ち始めるのか、転封後に内藤藩の大坂屋敷がどのような形で運営されていくのかを検討する（6）。

## 一章 転封と大坂

### 一節 国元、江戸での動き

延享四年三月十九日、内藤政樹磐城平七万石、牧野貞通日向国延岡八万石、井上正経常陸国笠間六万石の三方領地替えが命じられ、内藤家は延岡へ、牧野家は笠間へ、井上家は磐城平へ転封する事になった。幕府から転封の命がくだると、近国なら三ヶ月、遠国なら四ヶ月後に、幕府の使者のもとで、旧領主と新領主は、城の受け渡しを行う。延享四年の内藤藩の転封について、藩内部の転封への対応を中心に、城受け渡しまでの流れをまとめると表一の様になる(7)。

転封が命じられたその日から内藤家は関係各所に使者を出しているが、上方関係では、十九日に京都所司代、大坂城代、翌二十日に大坂町奉行、大坂御船奉行、京都町奉行、伏見奉行、堺奉行、長崎奉行、浦賀奉行に使者を出している(8)。そして、転封の命から一週間ほど後、三月二十六日付と二十七日付の江戸発磐城平宛書状では、大坂表を引き受ける役人を派遣する必要性について触れている。早々に役人を大坂表に派遣し、牧野家の大坂留守居と万端を打ち合わせ、延岡への船路の手配を担当させねば埒が明かないとし、この役は江戸留守居の様な要素を持つため、その人選については「御留守居勤之者は田舎を被遣候而者他所勤相勤り兼可申候」とする(9)。だが、江戸には適任者がいなかったため、国元で本役を務めていた加藤勘兵衛に、大坂での引越御用が命じられた。二十九日の事である(10)。なお、加藤勘兵衛(二五〇石)には、差添として斎藤儀左衛門(八〇俵)と、下役二名として鈴木直右衛門(一五俵)と荻野数右衛門(一五俵二人扶持)がつけられている(11)。彼らは五月頭には江戸に登り、打ち合わせの後に大坂に入るように指

示されており、四月二十九日に、家族と共に磐城平を立っている(12)。一ヶ月の間に家財をまとめ、一家で磐城平を旅だったのである。さらに、加藤はこの間に父休馬が死亡しており、七日間の忌中を経て、四月二十六日に家督相続を命じられての慌ただしい出発だった(13)。転封の際、移動の費用は藩が工面するものだが、彼らも大坂までの移動費用(「引料」として、加藤が金五〇両錢一八七文と御貸人足輕一人中間二人、斎藤が金二〇両一分錢四〇八文と御貸人足輕一人中間一人、鈴木・荻野が金一四両一分銀八一七文と御貸し人中間一人を支給されている。加藤達は、五月四日に江戸に到着し、御用懸頭取の佐々木三郎右衛門から御用の内容について説明を受け、打ち合わせを行った。また、江戸では、大坂への出発前に不時御用金として三百両も渡されている(14)。

この時期には、大坂で関係を持つことになる商人についても動きがある。西尾藩三浦義理の出入商人である大坂の尾張屋新右衛門から売り込みがあり、三浦家家中からの取り持ちもあつたため、尾張屋に大坂御用向一式を請けおわせ、加藤らの宿の手配も任せる事になった。三浦家は幾度か転封をした藩で、元禄五年(一六九二)から正徳二年(一七一一)は延岡藩主である。この縁で、尾張屋からの売り込みがあつたと考えられる。この他、出入商人として代々関係のあつた京都松屋嘉兵衛からも売り込みがあり、大坂表出店に御蔵本掛屋を命じている(15)。

### 二節 大坂での動き

加藤達は、本来は五月下旬に大坂に到着するべきであつたが、打ち合わせのため江戸滞在が長引き、五月二十七日に大坂へ旅立った(16)。途中、内藤家中の移動で世話になるとして、蔵宿から大津宿までの宿駅の

3.19	幕府から転封の命が下る。
3.20	幕府から郷村高帳作成の指示が出される。
3.20	江戸留守居宇野與太夫、御用懸に命じられる。
3.21	国元に転封の知らせ届く。
3.24	佐々木三郎右衛門が御用懸頭取に、杉山八兵衛が吟味方御用懸に命じられる
3月末	上使（城受け渡し担当）、代官（郷村受け渡し担当）、井上方受け取り方面々、内藤家渡し方面々が、城受け渡し時に使用する宿の手配について、検討が始まる。
4月頭	家中の引越について、幕府から中山道通行が認められる。
4.4	磐城平城の上使は使番建部傳右衛門、書院番石巻権右衛門、延岡城の上使は使番牧野織部、小姓組松平藤九郎に決まる。
4.7	磐城平渡し方家老を穂鷹吉兵衛、延岡受け取り方家老を内藤治部左衛門とする事を幕府に報告する。
4月中旬	上使から、磐城平領の城邑に関する情報、絵図、延岡受け取り方役人の人員などについて提出を求められる。（→7月1日には提出完了）
4.15	蔵本兵庫屋弥兵衛、同兵庫屋治兵衛、御用商人柳屋源兵衛に御用金を命じる。
4.18	家中へ引料（藩が支給する引越の費用）が示される。
4.24	江戸の和田平兵衛が、延岡受け取り方の留守居代に命じられる。
4月下旬	渡し方（磐城平に残り城引き渡しに立ち会う役人）、受け取り方（早めに延岡入りし城受け取りに立ち会う役人）、御先御用役人（早めに延岡入りし業務引継を行う役人や家中引越の段取りなどを行う役人）の人选が進む。
5.2	荷物廻船請負人が日本橋の井上重右衛門に決まった旨、国元に連絡がある。
5月中旬	家中引越の通路が決まる。
5月中旬	磐城平から大坂までの道程宿割の検討が行われる。
5月中旬	荷物の浦賀番所通船について、武具改めへの対応を検討する。
6.2	御先御用役人が磐城平を出立。
6.5	城受け取り渡し日8月7日とする旨、上使から伝えられる。
6.5	幕府が郷村高帳を受領する。
6.8～15	受け取り方役人が磐城平を出立。
6.13	幕府に閑所通行の家中女惣人高帳面を提出。
6.18	受け取り方留守居代和田平兵衛が江戸を出立。
6.20頃 ～7月20日頃	渡し方、受け取り方、御先御用に関わらない家中が、磐城平を出立。
7.1	磐城平領は上知、代官預かりとなる。
7.2	新たに受け取る延岡領の領知村付帳と目録を渡される。
7.12	幕府に浦賀番所通船鉄砲并武具員数証文を提出する。
7.18	【延岡】留守居代和田、御先御用増田、延岡入り。受け取りに関わる他の内藤家家臣らも追って到着。
7月下旬	磐城平、延岡、共に両家の役人が会合を持ち、引き継ぎを進める。
8.2	【磐城平】代官到着。
8.2	【延岡】代官到着。
8.5	【磐城平】上使、磐城入。
8.7	【磐城平】城引き渡し。代官宿にて郷村帳引き渡し。
8.10	【延岡】上使、延岡の宿に入る。（船の遅延のため、予定より遅れる）
8.12	【延岡】城受け渡し。代官宿にて郷村帳引き渡し。
8.14	【延岡】代官により、幕領の引き渡し。

表1 転封の流れ

問屋に下物を渡しながら木曾路を通過、予定より遅く六月十六日に大坂に到着している。大坂での宿は、中之島の常安裏町で、加藤が和泉屋権七屋敷、斎藤が紙屋五兵衛屋敷、鈴木が和泉屋権七の別家、荻野が紙屋五兵衛の別家であった。

加藤の大坂到着は、牧野備後守の大坂役人である大目付榎並文右衛門、本々役林田孫四郎に伝えられ、同十八日に牧野方の屋敷で面談をしている。この後、榎並と林田には、江戸で指示を受けていた通りに、「諸事承合世話二相成候付」として三〇〇疋を渡している。また、転封相手の牧野家以外では、岸和田藩岡部家にも世話になっている。これは、磐城平藩六代目藩主内藤政樹の実の祖父にあたる三代目藩主内藤義概の娘が、岸和田藩の先々代藩主岡部長泰に嫁いでいる縁だと考えられる。既に岡部家の江戸留守居を通じて話が通っており、加藤は大坂到着後岡部家大坂留守居沖市兵衛と近づきになって、万端を頼んでいる。内藤家が大坂の幕府役人や武士社会へ接触する過程では、岡部家の力を借りており、大坂城代阿部正福、大坂城番森川俊方、大坂西町奉行久松定郷、大坂東町奉行小浜隆品、大坂御船奉行奥田八郎右衛門方へは沖と共に

挨拶に行き、大坂の御留守居組合へも沖の取り持ちで加入している。

大坂に派遣された役人の主たる御用は、まずは内藤家臣を滞りなく延岡入りさせる事であり、これには商人達の働きが重要になる。大坂到着後、加藤は松屋大坂手代武右衛門、尾張屋新右衛門と面談をし、「御引越御用之諸品入札等」を申しつけている。内藤家中の移動の各行程には担当の役人がつき、大坂の加藤と相談しながら業務を進めるが、船や宿の実際の手配は商人が担っており、伏見から大坂までの川船の手配を伏見御船宿丹波屋仁兵衛が、大坂での宿の手配を京屋忠兵衛・若松屋善助が、延岡への乗船の手配を細屋仁兵衛が担当する事になった。加藤は、既に御用金として三〇〇両を江戸から持参しているが、この後、引料渡金としてさらに八〇〇両が江戸から大坂へ送られている。それでも必要額には足りないらしく、残金は追って送ると添えられており、家中の移動に関してかなりの費用がかかった事が分かる(20)。

続いて、七月にもなると、大坂を経由してゆく者達への対応をするという仕事が始まる。直前の六月二十九日には、延岡領の大庄屋吉本辰右衛門と町別当の吉田嘉治郎が町在の惣代として、加藤の旅宿にやってきて、御祝儀として酒樽と肴を上納している。七月一日には延岡城の受取方留守居代和田平兵衛が大坂に到着し、加藤と諸事に打ち合わせをした上で、延岡に向けて出船していった。この後、御先御用を勤める内藤家中の大坂到着が続き、城受け渡しの饗応で使用する道具なども大坂で調達している。

七月十三日、延岡城受け渡しの上使が大坂の宿に到着し、十五日に延岡へ向かって大坂を出船した。上使の移動状況は城受け渡しの準備をしている延岡の牧野家と内藤家にとって重要情報であり、この事はすぐに延岡に伝えられている。上使は、船の遅延のため予定よりも遅れて、八

月十日に延岡の宿に着き、十二日に城の受け渡しを終了した。

## 第二章 転封後の大坂屋敷

### 一節 大坂三役職とその差し止め

転封後の内藤藩は、大坂屋敷をどの様に運営しているのだろうか。この問題を検討するための基礎作業として、本章で主要役職がどの様に整備されていくのかを見ていく。内藤家伝来の藩政文書の中には、国元の役人の分限帳や江戸屋敷役人の分限帳が残されているが、大坂屋敷の役人だけで構成された分限帳はない。内藤藩の江戸・国元・大坂における支出内訳が記された「江戸延岡大坂御地面一ヶ年御暮方銀穀本払帳」(21)で、家臣の禄の支給に関する記載を確認した。すると、国元分の支出には「延岡御家中知行扶持切米被下人之数、御出入被下共ニ」、江戸分の支出には、「御家中知行扶持切米御出入渡方共ニ」との記載がある。一方、それに対応する大坂の記載は「御出入知行御扶持方渡」となっており、「御家中」の文言がない。この事から、大坂の経費に家中藩士の禄は含まれていないと考えられる。であれば、「延岡御家中知行扶持切米」に含まれていると考える方が自然であるから、大坂役人の独立した分限帳は存在していなかったと考えた方がよいのだろう。

藩全体の主要役職就任者を書き上げた嘉永元年(一八四八)作成の「御役人前帳」(22)には、大坂という名称が付く役職として三つの項目が上げられている。大坂留守居、大坂本役、大坂目付である。その記載から就任者と就任時期をまとめたものが表二である(巻末に提示)。「御役人前帳」の記載では、安永元年までには三役職が差し止められ、その

後天明四年（一七八四）に大坂留守居が、翌年に大坂本 $\Delta$ 役が復活する。ここでは、安永元年までを表二一として、天明四年以降を表二二として作成した。表二一では、転封業務を行った者には名前の前に $\star$ をつけている。表二一に登場する人物について、役職に就任した時点での禄高と、 $\star$ が付く者はその仕事の内容を表三にまとめた(20)。大坂屋敷が動き出したばかりの時期には、転封業務を担った者が大坂に配置される傾向がある事が分かる。

天明期から留守居と本 $\Delta$ 方を勤める四屋についてはひとまずおき、本節では役職が全て一旦差し止めとなる安永元年までを見てゆく。表二一を見る限りでは、転封後に大坂に三役職が置かれているが、就任者がいない時期もある。この辺りの事情を窺うため、内藤家中の由緒を書き上げた由緒書から、大坂の三役職を勤めていた者の記載を確認し、表四を作成した(巻末に提示)(21)。役職ごとに、表二の「御役人前帳」の情報(網掛けで表記)を上段に記し、下段に由緒書から得られた情報を対応させた。また、大坂目付に關しては「御役人前帳」の関連記載を追加している。この点は後述する。転封の年、延享四年の段階では、役職者として名前が上がるのは加藤勘兵衛だけである。「御役人前帳」には

名前	転封関係業務	
加藤勘兵衛	大坂御先御用(一章参照)	250石
加藤善兵衛	磐城平での渡方、大御目付	150石
村上勘助	大坂表での家中乗船世話役	130石
福嶋理左衛門	宗門改役として先行して延岡入	150石
猪狩惣兵衛		100石
加藤傳左衛門		250石

表3 転封業務との関わりと禄高  
\*加藤傳左衛門は加藤勘兵衛の、村上勘助は村上勘助の息子

### 大坂本 $\Delta$ 役

一、延享四卯五月延岡御引移大坂御用相勤、直二定詰、御留守居兼役

寛延元辰三月大坂定詰、同二巳四月願之上御免

加藤勘兵衛

とある。延岡への家中移動について大坂御用を命じられ、定詰となり、大坂本 $\Delta$ 役、留守居兼役をつとめたとある。その後、「御役人前帳」によれば、翌年の二月に、国元の目付である「大目付役」が一人増員になり、延享三年から大目付役を勤めていた加藤善兵衛が大坂詰になる。表四の「大目付」の項に、この情報を示した。先述した「御役人前帳」の記載の追加とは、この部分を指す。延享五年(寛延元年)二年二月に大目付が増員され、大坂定詰として派遣された事、同年三月に加藤勘兵衛に改めて大坂定詰が命じられている事を踏まえると、延享五年に大坂屋敷の役職が臨時の体制から脱し始めると考えられる。

ただし、「御役人前帳」には大目付の大坂派遣について「大坂詰老人ツ、善兵衛相詰、後、村上勘助大坂定御目付被 仰付、詰相止」と記されており、寛延二年に大坂目付が新設され、村上がその任につくと、大目付から一名を大坂へ派遣するという体制は終了する。由緒書によれば、加藤善兵衛は、寛延二年(一七四九)四月二十八日に大坂一年詰を命じられ、その後、「大坂定詰本 $\Delta$ 役加藤勘兵衛跡」を仰せ付けられたという。大坂目付に村上が就任し、加藤善兵衛は、加藤勘兵衛跡に置き換えとなった訳である(22)。

役職としては三役職あるものの、その後も、加藤善兵衛と村上勘助、村上勘助と猪狩惣兵衛、村上勘助と福嶋理左衛門、福嶋理左衛門と村上勘治といった形で、実質二名がその役を担っている。この点から考えて、大坂の三役職の職域が、どこまで明確に設定されていたのかは検討の余地がある。さらに、宝暦一〇年六月七日に、村上が延岡勝手本 $\Delta$ 役

を命じられ延岡へ移ると、大坂目付の役職は差し止めとなる。この後、福嶋理左衛門の息子長八郎が御用を手伝うという時期をへて、加藤傳左衛門一人が残った二役を担う体制になり、明和九（安永元）正月二日に加藤傳左衛門が定府を命じられると、大坂本々役も大坂留守居役も差し止めになる。

これらの役については、「本々下役鈴木太左衛門、御留守居役勤方も当分引受候様被仰付」（283）とされ、本々下役の鈴木太左衛門が引き受ける事になった。由緒書の記載によれば、鈴木太左衛門の大坂勤めは、宝暦八年二月の大坂三年詰から始まり、翌年には大坂定詰になる。この時の禄高は切米五五俵だが、かなり有能な人物だったのであろう、その後一〇〇俵まで加増され、明和八年には本々方頭取、吟味役兼役となり、同九年正月に「大坂御留守居役、当分被差止候付、跡御用向茂引請可相勤旨」を命じられている。その後、安永二年に新知一〇〇石、大坂吟味役になるが、同三年に御役御免、不都合があつたとしてその翌年には閉門になっている（294）。

## 二節 大坂留守居役跡御用の担い手

安永期以降、内藤家の大坂屋敷では、大坂留守居役は一時期を除き空席が続く。由緒書を素材にして、鈴木太左衛門が引き受けた大坂留守居役跡御用が誰に引き継がれていくのかをまとめたのが表五である（巻末に提示）（295）。鈴木太左衛門の後、福嶋甚五左衛門と四屋文右衛門は大坂留守居に命じられているが、それ以降の人物については、大坂留守居は空席のまま、前任者の御用向きを引き受けるといふ形で役職についている。表五では、就任時の禄高、退任時の禄高、備考に家督相続時の

禄高も記した。

鈴木太左衛門の後、二代続いて禄高一五〇石の福嶋と四屋が大坂留守居に就いており、揺り戻しがあるが、寛政九年（一七九七）以降に前任者の御用を引き受けるという形で役についた者は、多くが切米取の下級武士である。文政二年（一八一九）から役職に付く鈴木條太夫は一〇〇石で、傾向が異なるが、父親の條太夫は切米二〇俵二人扶持からスタートしており、もともとは下級武士の家である。家督相続時の禄高、就任時の禄高、退任時の禄高を見ると、父親の鈴木條太夫の事例を初め、加増を受けている者が多い事も傾向として上げられる。特に加増が著しいのが、父親の鈴木條太夫と川井庄太夫で、切米二〇〇〜三〇俵クラスから一〇〇石以上の知行取りになっている。この様な加増状況を踏まえると、この役には能力の高い藩士が配置されていたと見られ、禄高のばらつきをみても、能力重視の人选がされていたと考えられる。

## おわりに

本稿では、延享四年の転封を契機に大坂に屋敷を持つ事になった内藤藩を事例に、一章で転封時にどのような形で大坂とかわりを持ち始めるのかを、二章で大坂屋敷の主要役職の整備状況から転封後に内藤藩の大坂屋敷がどのような形で運営されていくのかを検討した。

転封時に大坂に派遣された藩士の主な業務は、内藤家臣を滞りなく延岡入りさせる事であったが、それ以外にも、転封の相手方である牧野家の大坂役人と対面して話を聞き情報を入手し、親類筋にあたる岸和田藩岡部家の大坂留守居役の仲介で大坂留守居組合に加入している事などが



明らかになった。

また、転封後の大坂屋敷の体制については、安永元年以前と以後で大きく体制が変わり、特に寛政九年以後は、多くの場合、下級藩士が前任者の御用向を引き受けるという形で、大坂留守居役の代行をしている事が判明した。組織の小ささ、大坂定詰の少なさも影響しているのであるが、この時期の大坂屋敷は、家産と連動した明確な組織配置を行っていないのである。表五に見られる禄高のばらつき、大幅加増を受けた人物の存在を踏まえれば、実態としては、大坂留守居役の代行者はより能力重視の人選になっていたとみられる。

本稿では、大坂屋敷の主要役職についての検討に限定したため、下役の構成については触れていない。下役も含め大坂屋敷の組織と業務の全体像を明らかにする事を今後の課題としたい。

- (1) 拙稿①「転封実現過程に関する基礎的考察―延享四年内藤藩の磐城平・延岡引越を素材として―」（『明治大学博物館研究報告』一六号、二〇一一年）。
- (2) 森泰博「大坂蔵屋敷の変遷」（『商學論究』三八―四、一九九一年）、同「解説」（『蔵屋敷Ⅱ』大阪商業大学商業史博物館資料叢書、第二巻、二〇〇一年）。
- (3) 豆谷浩之①「蔵屋敷の配置と移転に関する基礎的考察」（『大阪市文化財協会研究紀要』四、二〇〇一年）、同②「大坂蔵屋敷の所有と移転に関するノート」（『大阪歴史博物館研究紀要』一三、二〇一五年）。
- (4) 拙稿②「内藤家の江戸屋敷」（展示図録『藩領と江戸藩邸』明治大学博物館、二〇一五年）。購入した土井家の方は内藤家とは逆の事情があり、宝暦一二年（一七六二）に肥前・唐津から下総古河に転封をしている。豆谷氏は、この転封に伴う様に蔵屋敷の場所が堂島新地四丁目から天満魚屋町に移動している事を指摘し、肥前唐津藩主時代ほどの蔵屋敷の規模は必要でなくなり、適切な規模の蔵屋敷に移ったのだろうと推測する（前掲、豆谷論文①）。土井家は、大坂での蔵屋敷の規模を縮小させる一方で、内藤家から江戸の本所屋敷を購入し、領地に適合した体制を整えたという事になる。両家の事例は、屋敷所有の流動性という問題は、対象地を大坂に限定するものではなく、江戸も含めたものである事を示している。
- (5) 森泰博「府内藩大坂蔵屋敷の業務」（『大阪の歴史』二五、一九八八年）、泉正人「藩庁文書の伝来秩序と藩職制」（『藩世界の意識と関係』岡山藩研究会編、岩田書院、二〇〇〇年）などが、大坂屋敷の職制を論じるが、さらに、国元の藩政組織との関係、職制の変化やどの様な人物が大坂屋敷に配置されるのか等、明らかにすべき課題は多い。
- (6) なお、上田長生氏は、天和二年（一六八二）、越後大野の松平直明六万石が、赤石に入封する際に大坂留守居を設置し、大坂留守居は、着坂後に大坂の幕府役人へ挨拶に出向いた事などを紹介している（『蔵屋敷』（『大坂の歴史』七一、二〇〇八年）より）。
- (7) 表一は拙稿①から作成。
- (8) 「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」（内藤家文書一―二〇―三二三）より。
- (9) 「延享四年万覚帳」（内藤家文書一―七―三五）より。よりを示す。

- (10) 「奥州岩城ヨリ日州延岡江御所替ニ付万留書」(「内藤家文書一―二〇―三二二―」より。なお、内藤藩の役人の名前を書き上げた「御役人前帳」(内藤家文書二―一―一九二)において、本々役は「諸役所江遂対談諸事取約候」と説明されている。この事から、本々役は、全体調整、取りまとめを行う役職だと考えられる。
- (11) 各人の禄高は「古由緒書」(内藤家文書一―三〇―二)より。
- (12) 「延享四年案詞」(内藤家文書一―四―一〇三)より。ただし、荻野に関しては、両親が老齢で、妻が眼病だったため、一人で江戸に登っている。この詳細については、拙稿「転封こぼれ話」(『ミュージアムアイズ』六八号、二〇一七年)参照。
- (13) 前掲「延享四年万覚帳」、前掲「延享四年案詞」より。
- (14) 前掲「延享四年万覚帳」より。
- (15) 前掲「延享四年万覚帳」より。
- (16) 本節の記載は、断らない限り前掲「奥州岩城平日州延岡御所替覚帳」による。
- (17) 前掲「延享四年万覚帳」より。
- (18) 明和五年作成カ「江戸延岡大坂御地面一ヶ年御暮方銀穀本払帳」(内藤家文書一―三二―四八四)より。
- (19) 前掲「御役人前帳」。
- (20) 前掲「延享四年万覚帳」、前掲「古由緒書」より作成。
- (21) 前提「古由緒書」より作成。本節で分析に用いた由緒書とは全て本史料を指す。由緒書の就任・退任に関する記載は、役職を命じられた日が書かれているもの、大坂に着任した日が書かれているもの、月しか記されていないものなど様々で、統一した形式にはなっていない。このため、実態とは若干齟齬がある可能性がある。

が、表四及び後に示す表五の作成にあたっては、史料上分かる範囲で就任・退任日を記入した。

- (22) 村上勘助が大坂留守居役に就任した寛延三年以前について、由緒書の記載では、大坂留守居役を誰が勤めているのかを示す事ができない。「御役人前帳」では、大坂本々役に加藤勘兵衛が留守居兼役とされているので、加藤勘兵衛の在任中は彼が大坂留守居を勤め、その後は、跡を命じられた加藤善兵衛が大坂留守居を勤めていたのであろう。

- (23) 前掲「御役人前帳」
- (24) 御役御免、閉門については、前掲「御役人前帳」より。
- (25) 前提「古由緒書」、「新由緒書」(内藤家文書一―三〇―三)、由緒書」(内藤家文書一―三〇―四)より作成。芳賀の死亡年月は「天保年間大坂状案詞」(内藤家文書一―一五―一〇)より。

本稿は『明治大学博物館研究報告』第二二号(二〇一七年三月刊)に発表した論文に、若干の加筆をおこなったものである。また、レイアウトの都合上、表の位置を変更している。

就任期間	名前	就任時点で大坂で役職を持っている場合		就任時の辞令名	就任中に役職が代わった場合、役職と日付	就任時の禄高	退任時の禄高	備考、家督相続時の禄高
		大坂屋敷での初役職と日付	就任時点で勤めていた役職					
安永1.1.1 ～安永3年	鈴木太左衛門	宝暦8.2.18大坂三年詰	本ノ方頭取、御吟味兼役	「大坂御留守居役当分被差止候付、跡御用向茂引請可相勤」	安永2.10.23大坂御吟味役（「御役人前帳」より）	100俵	100石	55俵
安永3.7.23 ～天明4.7.20	福岡甚五左衛門 （初長八郎）	宝暦11.6.11親理左衛門差合之節、京大坂御使者勤、御公用共ニ手代り相勤（留守居福岡理左衛門の息子）*明和5.3.20～安永3.7.22は大坂詰ではない。		御軍使役大坂定詰御留守居兼帯		150石	150石	150石
天明4.8.1 ～寛政9.11.9	四屋文右衛門			大坂定詰留守居	天明5.7.11本ノ兼帯	150石	200石	150石
寛政9.11.9 ～文化2.8.11 （病死）	鈴木條太夫	宝暦8.12.3大坂御役所嫡子見習（大坂定詰御勘定人鈴木兵次右衛門の息子）。*安永4.5.28～天明4.12.19は大坂詰ではない。	本ノ方頭取役、御勘定頭格、御吟味兼帯	「大坂御留守居役当分被差止候付、只今迄四屋文右衛門勤来候御用向之方茂引請相勤候様」	文化1.10.26大坂本ノ役、御留守居兼帯据置	100石	120石	20俵2人扶持
文化3.2.11 ～文化6.8.29 （死亡）	秋山利左衛門	享和2.8.1本ノ下役本役大坂三年詰	同左	「大坂御留守居役追而被 仰付候迄鈴木條太夫勤来候御用向都而私江当分引請被 仰付」	文化5.10.1御吟味役格	20俵4人扶持	50俵4人扶持	確認可能な寛政3.9.11段階で13俵2人扶持
文化8.12.18 ～文政2.4.12 （死亡）	小野倉次郎	文化3.7.12本ノ下役本役大坂三年詰	同左	「大坂御留守居役追而被 仰付候迄ハ秋山利左衛門勤来候御用向都而当分引受被 仰付」	文化10.6.28本ノ方頭取役格、文政1.10.8本ノ方頭取役	30俵4人扶持	40俵4人扶持	25俵3人扶持
文政2.5.9 ～天保5.9.1	鈴木條太夫	文化14.3.25大坂当分詰*文政2.2.19～5.8は大坂詰ではない。		大坂当分詰、「同所御留守居役追而被 仰付候迄ハ小野倉次郎勤来候御用向都而当分引請被 仰付」	文政2.9.12本ノ方頭取役、大坂当分詰据置、同12.1大坂定詰、「且又大坂御留守居役御用向都而引受被 仰付」、文政4.11.10吟味役格、文政7.1.10御吟味役	120石	130石	鈴木條太夫の息子、120石
天保5.9.1 ～天保13.3 （死亡）	芳賀仙左衛門			本ノ方頭取役、大坂定詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄者鈴木條太夫勤来候御用向都而引請被 仰付」		40俵4人扶持	50俵4人扶持	35俵4人扶持
天保13.4.13 ～嘉永2.4.3	安藤仁左衛門			本ノ方頭取役、大坂当分詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄芳賀仙左衛門勤来御用向都而引請被 仰付」	天保14.5.28大坂定詰	63俵4人扶持	70俵4人扶持	60俵4人扶持
嘉永2.4.4 ～嘉永3.3.2	加藤太郎			大坂定詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄安藤仁左衛門勤来御用向都而引受被 仰付」		11人扶持	11人扶持	9人扶持
嘉永3.2.18 ～安政2.8.14	川井庄太夫			御吟味役、大坂定詰、「大坂御留守居役被 仰付候迄加藤太郎勤来御用向都而引受被 仰付」	嘉永3.3.21御内用方兼帯	35俵4人扶持	110石	35俵4人扶持
安政2.10.15 ～安政5.4.28	川澄角之丞	天保8.11.9大坂定詰勘定人	御吟味役	「大坂御留守居役追而被 仰付候迄川井庄太夫勤来候御用向都而引受被 仰付」		50俵5人扶持	50俵5人扶持	23俵2人扶持
安政5.4.28 ～	小林祐藏			本ノ方頭取役、大坂定詰、「大坂御留守居役追而被 仰付候迄川澄角之丞勤来候御用向都而引受被 仰付」		27俵3人扶持		27俵3人扶持

表5 安永以後の大坂屋敷役職

役職名	延享4	寛延1	2	3 宝暦1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 明和1	2	3	4	5	6	7	8 安永1	
大坂留守居	★加藤勤兵衛(5月~)			★村上勘助(2.20~)						(~1.20) 伴代番							★福嶋理左衛門(9.29~)			病死 (~2.22)			加藤傳左衛門(8.7~)	(~1.1)
大坂本役	★加藤勤兵衛(5月~)定詰御先御用、留守居兼役	(3月~)定詰	(~4月)★加藤善兵衛(4.18~)定詰	★村上勘助(2.1~)						★福嶋理左衛門(1.20~)													加藤傳左右衛門(3.6~)	(~1.1)
大坂目付			★村上勘介(4.28~)	猪狩與惣兵衛(2.1~)					★福嶋理左衛門(3.25~)				村上鶴治(1月~)			(~6月)								大坂御目付相止

表2-1 大坂屋敷役職 \*破線の矢印は兼帯を表す。大坂目付村上勘介の介の字は史料のまま。

役職名	天明4	5	6	7	8 寛政1	2	3	4	5	6	7	8	9
大坂留守居	四屋文右衛門(8.1~)	(8.4~)本兼帯											(~11.8) 隠居
大坂本役		四屋文右衛門(8.4~)											
大坂目付													

表2-2 大坂屋敷役職 \*破線の矢印は兼帯を表す。

役職名	延享4	寛延1	2	3 宝暦1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13 明和1	2	3	4	5	6	7	8 安永1		
大坂留守居	★加藤勤兵衛(5月~)			★村上勘助(2.20~)						(~1.20) 伴代番							★福嶋理左衛門(9.29~)			病死 (~2.22)			加藤傳左衛門(8.6~)	(~1.1)	
				★村上勘助(2.20~)						(~1.20)															
										村上鶴治(1.20~) 添役				(~6.7)											
										★福嶋理左衛門(1.20~) 本兼帯								(10.9~) 本兼帯			病死 (~2.22)				
																								加藤傳左衛門(8.17~) 本兼帯	(~1.1)
																								福嶋長八郎(6.11~) 手代り	(~3.19)

大坂 本 $\neq$ 役	★加藤勤兵衛(5月~)御先御用/留守居兼役 (3月~)定詰	→	(~4月) ★加藤善兵衛(4.18~)定詰	→	★村上勤介(2.1~)	→	★福嶋理左衛門(1.20~)	→	加藤傳左衛門(3.6~)	→	(~1.1)			
	★加藤勤兵衛(3月~)大坂定詰	→	(~4月)											
		→	★加藤善兵衛(4.28~)大坂一年詰	→	(~2.21)									
							★福嶋理左衛門(1.20~)留守居兼役	→	(10.9~)留守居本役	→	病死(~2.22)			
								福嶋長八郎(6.11~)手代り	→	(~3.19)	加藤傳左衛門(2.6~)大坂定詰	→	(8.17~)本 $\neq$ 兼役	→
大目付	★加藤善兵衛(2.12~)大坂詰	→												
大坂 目付		→	★村上勤介(4.28~)大坂定御目付	→	猪狩与惣兵衛(2.1~)	→	★福嶋理左衛門(3.25~)	→	村上綱治(1月~)	→	(~6月)			
		→	★村上勤助(4.18~)大坂定詰	→	(~2.20)									
				→	猪狩与惣兵衛(2.1~)	→	(~4.15)							
							★福嶋理左衛門(3.26)大坂定詰	→	(~1.20)					
							→	村上綱治(1.20~)	→	(~6.7)				

表4 安永以前の大坂屋敷役職 \* 破線の矢印は兼帯を、細い線の矢印は「添役」、「手代り」を表す。

## 大塩の乱の鎮圧における畿内・近国藩と大坂蔵屋敷の動員

岩城卓二

### はじめに

大塩の乱では、玉造口定番与力坂本弦之助に代表される大坂定番勢や大坂町奉行勢が鎮圧に尽力したが、畿内・近国藩や大坂市中に所在した諸藩蔵屋敷も幕府より要所警衛の加勢が求められた。しかし、鎮圧した側の動向については不明な点が多く、大坂玉造口定番与力坂本弦之助について一定の研究が蓄積されている程度であろう。<sup>(1)</sup>それは、大塩の乱の研究では大塩平八郎をはじめ鎮圧された側への関心が高かったことに起因すると思われる。

大塩の乱は、非武装の百姓一揆とは異なる武力蜂起であり、幕府側が武力で応戦・鎮圧した点で、近世の「平和」を揺るがす一大事であった。大塩の乱は、幕府の「武威」に挑戦することになったのであり、幕府の御威光に関わる重大事であったという視点から、鎮圧過程を明らかにしておくことは、大塩の乱研究の課題であろう。

畿内・近国藩や諸藩蔵屋敷の鎮圧への動員は、幕府の畿内・近国支配を城代・町奉行だけでなく、諸領主も含めた統一的支配として位置づけるべきだという横田冬彦の議論とも関わろう。<sup>(2)</sup>

国立公文書館所蔵の天保八年三月の『諸用留』(八・九・一〇冊)には、<sup>(3)</sup>大塩の乱において動員された諸藩・家臣より幕府への届が多数、記録さ

れている。

この届には出兵・撤兵の日時、警衛場所、警衛の指示者等々が記されている。乱が起こった天保期には、摂津尼崎藩による大坂火消、山城淀藩・大和郡山藩などによる京都火消の体制も確立されていたが、<sup>(4)</sup>鎮圧やその後の首謀者の探索、要所の警衛ではこの火消の体制が機能している。また、諸藩蔵屋敷詰の家臣の動向も知られる。

そこで本稿では、『諸用留』に記録される諸大名・家臣より幕府に出された届を紹介し、大坂市中の有事、大塩の乱の諸史料で用いられる言葉を借りると「異変」における畿内・近国大名および大坂蔵屋敷の動員・役割について、いくつかの論点を提示していきたい。

### 一 『諸用留』に記録される届

大塩の乱に関わる諸藩よりの届は、天保八年三月『諸用留』の「届留」(史料番号1〜34)・「年中見合」(35〜46)・「覚」(47〜98)に収められている。

「届留」は、諸藩の届の内容をほぼ原文通り書き留めていると思われる。各届ごとに朱書きで、届の概要や老中への差出日などが追記されている。「覚」は「届留」に留められるような届があったことが記録されている。二月二十一日付の摂津高槻藩主永井直与の届を例にすると、「届留」

(1)では差出人永井直与が主語のため「私儀京都警衛之手当」となっている箇所が、「覚」の記録(65)では、「私」がなく「京都警衛之手当」となり、末尾も「大炊頭より申越候間人数引取候、此段御届申上候」(1)が、「大炊頭より申越候間人数引取候旨届」(65)と改められている。

「届留」三五件はすべて「覚」にも記されており、いま述べたような違いはあるものの、内容はほぼ同じである。一方、「覚」五二件の前半八件(47〜64)は「届留」に記載されていない。また、「覚」には「届留」のような朱書による追記もない。

「年中見合」も「覚」と同じ体裁で、諸藩主・家臣より届があつたことが書き留められている。そして「覚」の前半一八件と同じく、「年中見合」全一二件も「届留」には記載されていない。

これら『諸用留』に記される諸藩主・家臣よりの届からは、大塩の乱における畿内・近国大名と大坂蔵屋敷に詰めていた諸藩家臣に対する幕府からの軍事動員について多くの知見が得られる。

すでに諸藩の動向については、国立国会図書館所蔵『塩逆述』(請求番号一二九一四四)、国立公文書館所蔵『塩賊騒乱記』(請求番号一六六一四九六)をはじめ諸史料からも窺い知ることができる。とくに、国立公文書館所蔵『大坂一揆諸家届写』(請求番号一六六一四三八)は、大塩の乱に関わつて諸大名・家臣より幕府に出された届がまとまつて記されていることから、その動向を知る上で重要な史料の一つと言つてよい。

『大坂一揆諸家届写』は『大阪編年史』一九卷(大阪市立中央図書館、一九七五年)にも採録されているが全文ではない。『大坂一揆諸家届写』の外題は『大坂乱妨届書 全』で、丁数は四三丁。一丁目に「浅草文庫」の朱印が押印されている。前半の三七丁は『大坂一揆諸家届写』、後半の六丁は『大塩賊徒風説記』で、末尾に「右者川口氏蔵也、嘉永五壬子年

五月初旬写成」 「七十五翁 小葉研齋書」と記されている。

『大坂一揆諸家届写』には、表のとおり三六件の届・書状が記録されており、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺以外は『諸用留』にも記載されている。

『諸用留』に確認できない五件の内①は、二月二十六日、御用番老中水野忠邦より「大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共、百姓共徒党致し、火矢等相用、大坂町中所々江火ヲ掛及乱妨候二付、早々人数差出召捕可申、仕儀次第打払、切捨二致し、着込をも相用候儀勝手次第可致候」旨の沙汰があつたことを、二月二十八日に播磨姫路藩主酒井忠学・摂津尼崎藩主松平忠栄・丹波篠山藩主青山忠良・大和郡山藩主松平(柳沢)保泰・和泉岸和田藩主岡部長和が幕府に出した届である。五藩主の内、柳沢保泰・岡部長和の二人の届は江戸詰の家中小り幕府へ届けられている。

天保八年二月の『諸用留』が残されていないため、三月の『諸用留』では確認できないが、この沙汰が国元に届けられ、各藩が出兵の準備をしたことは三月の『諸用留』から知られる(9・14・16・18・63等)。

②は、差出人・宛名を欠くが、文中に「私共并犬塚太郎右衛門早々出馬」と、大坂目付である犬塚太郎右衛門と行動をともにしていること、「大坂御目付代中川半左衛門家来手紙」の文書題が付される②の内容と齟齬がないことから、大坂目付中川半左衛門の書状と思われる。

大坂目付の動向は『塩賊騒乱記』をはじめ諸史料にも記され、この書状も幕府役人の動向が知られるという点で興味深い。書状であることから『諸用留』の記録対象外であつたと思われる。この点で②も同じである。

③⑤は③④播磨姫路藩主酒井忠学届に続いて「右同断」と記されるのみで、本文・日付を欠く。③④は三月十九日、老中水野忠邦の沙汰に従い大坂に向かった姫路藩兵が大坂東町奉行跡部良弼の内達によって国元に引き揚げたことに關する酒井忠学の届である。丹波篠山藩主青山忠良も老中より出兵を命じられており、③④姫路藩と同じであれば途中で引き返したか、あるいは出兵を見送ったとも思われるが、篠山藩の動向については定かではない。また、青山忠良は在府しており、三月十九日前後に同様の届を老中に提出していれば『諸用留』に記載されるであろうが、確認できない。

③⑥は三月二十七日付大坂城代土井利位の届であり、江戸の老中に届くのは四月以降と思われるため、三月の『諸用留』には記載されていないのであろう。

このように天保八年三月『諸用留』には、『大坂一揆諸家届写』に収録される三六件の内③⑤および書状を除いて、三月に老中に報告されたと思われる届はすべて記録されており、当然のことながら『大坂一揆諸家届写』では確認できない届も多い。この点で『諸用留』に記載される諸届は、各藩の史料との突き合わせが必要なものの、大塩の乱研究にとって貴重な史料といつてよからう。

「届留」の摂津高槻藩主永井直与の二月二十一日付の届(一)は、追記によつて三月朔日に老中に届けられたことが知られる。この時間差は藩主の在府・在国によつて生じるものであり、在府していた播磨姫路藩主酒井忠学の三月朔日付の届(二)は、同日に老中に届けられている。この時間差から、『諸用留』に届が留められている畿内・近国大名の内、天保八年二月に在国していたのは摂津高槻藩主永井直与・大和郡山藩主柳沢保泰・和泉岸和田藩主岡部長和であったことがわかる。先述した二月二

十六日の老中水野忠邦の沙汰において、柳沢保泰と岡部長和には「様子二寄出馬をも可被致」と記されているのも、五藩主のうち兩藩主が在国していたからであろう。

## 二 畿内・近国藩の動員

### 1 大坂城代・大坂町奉行による動員命令

#### ① 摂津尼崎藩

大塩の乱勃発後、畿内・近国藩は大坂城代土井利位および大坂東町奉行跡部良弼・同西町奉行堀利賢の命をうけて大坂市中に出兵するが、摂津尼崎藩の出兵に至る経緯は他藩と異なる。すなわち藩の判断で、まず火消として大坂に入り、その火消が鉄炮・弓・具足で武装し、城代・町奉行の指示に従っているのである。

尼崎藩主松平忠栄の届(38)によると、天満与力町における出火が大火になったことを知った尼崎藩は家臣を大坂入りさせて「御城際二相詰」めていたところ、兩大坂町奉行より武装した徒党の者が乱暴を働いているため「具足・弓・鉄炮を為持、早々人数差出」すように命じられた。通常においても尼崎藩は大火を察知すると、大坂市中に「火消御人数」を派遣していた。次の史料は、天保五年七月火災における尼崎藩主松平忠栄の届である。

昨十一日寅中刻大坂堂嶋北中町より出火及大火候、然ル所岡部内膳正去ル七日在所到着二付私儀早速在所発足可仕候処、持病之痔疾、其上中暑罷在候二付暫養生仕、少も快御座候ハ、早速発足可仕旨御届申上置候、依之彼地江人数斗差出申候処、今十二日辰刻過火鎮候二付人数



引取申候、此段御届申上候、以上

七月十二日

松平遠江守

これは『文政雜記・天保雜記(一)』(汲古書院、一九八三年)に収録されているもので、松平忠榮より幕府への届だと思われる。

撰津尼崎藩と和泉岸和田藩は大坂城守衛の任を果たすため、どちらかの藩主が在国しているよう交互に参勤交代していた。一次史料ではないが、通常、和泉岸和田藩主が江戸から戻るとすぐに在国していた尼崎藩主は江戸に向かわねばならなかったが病中のため快復後に発足する旨を幕府に届けていること、そのためこのときの火災では「人数」だけを大坂に向かわせたこと、その「人数」は鎮火したため引き揚げたことが知られる。

大坂城守衛の具体的役割は大坂火消であったが、一七世紀半ば以降、岸和田藩が火災で大坂入りしたことはないと岸和田藩内でも認識されており、尼崎藩のみが大坂火消として家臣や百姓からなる火消を大坂入りさせていた。しかし、尼崎藩大坂火消の具体的あり方はよくわかっておらず、断片的な史料によると、家老が率いる「火消御人数」は用人・物頭・使番・普請奉行・目付・大小姓・給人・徒目付・徒士・小頭・足軽・中間・大工等からなり、足軽には「火消道具足軽」がいたこと、「火消」の任を果たすため消御札・大鋸・竹階子を持参していたことなどがわかるに過ぎない。<sup>(6)</sup>

この尼崎藩の「火消御人数」は火災場所で消火活動にあたるのではなく、まずは「御固場」に詰めたものと思われる。「御固場」とは「追手」・「玉遣口」・「京橋口」の大坂城三門前であり、「高麗橋・本町橋・八軒屋、其外町口」が「御固場」となることもあった。大坂城三門前の詰場

所は決まっておらず、追手は「御備ヨリ二、三丁向腰掛左右見斗往来之指支二不相成候場所」、玉遣口は「御堀際御備ヨリ二、三丁西」、京橋口は「御備二、三丁向芝段」であった。そして、「追手御固北火事之節御橋台南詰三十間斗南へ御固、西南火事之節八御橋台三十間斗北へ御固」と、消火活動よりも大坂城への延焼を防ぐことと、「御固場」に詰め大坂城をはじめ要所を警衛することが尼崎藩の役目であった。大塩の乱において大坂入りした尼崎藩勢が「御城際二相詰」めたのは、こうした通常あり方を踏襲したのである。<sup>(7)</sup>

届(38)によると、一番手が「御城際二相詰」めていたところ、両町奉行より徒党が武装の上暴れているため具足・弓・鉄炮で武装したうえで出兵、城代よりは「彼地町与力大塩平八郎起一揆及乱妨」と具体的に事情が説明されて出兵が命じられた。加えて、城代よりは籠城に備え後詰||二番手の準備も命じられている。

武装し、大筒も持参した二番手は、大坂城代の指示によって「大手江相詰」めた。そして、京橋口警衛の応援、守口・吹田への探索を担った。尼崎藩の派兵人数届は、天保八年三月『諸用留』「届留」の部(34)、「年中見合」の部(45)、「覚」の部(98)に記録されており、「届留」と「覚」は人数の構成・総人数が一致し、「年中見合」は総人数が大きく異なる。

「届留」・「覚」・「年中見合」何れも末尾の総人数は内訳人数の総計と合わないが、一番手に武具奉行がいる点は共通する。通常の「火消御人数」では武具奉行は確認できず、もし尼崎藩の一番手に最初から武具奉行が加わり、大筒も持参していたとすれば、それは尼崎藩がいつ天満与力町の火災を通常の火災とは違う「異変」と認識したかにも関わろうが、二番手が一番手と同じく大坂城堀際に詰めた際、大塩平八郎勢が武装していることを承知した尼崎藩は一番手と二番手の再編成を行い、一番手

・二番手ともに武装体制が整ったため、人数構成にも変化があったのではなからうか。つまり『諸用留』に記載される尼崎藩の人数届は、通常の火消から再編成後のものであり、その構成は京橋口警衛への応援、徒党者の探索などによって日々、変化していたものと思われる。

撤兵は大坂城代の指示により二月二十一日に二番手、二十二日に同藩大坂蔵屋敷に残していた一番手が引き揚げている(44)。また、所領が大坂に近かったため、城内・海岸・領分境を警衛している(42)。

#### ②和泉岸和田藩

和泉岸和田藩は、おそらく二月十九日中に、城代・両町奉行より「大坂表火事ニ付防人数武器用意可差出」ことを命じられた。そして城代より大塩平八郎の一揆につき後詰り二番手の出兵を命じられている(35)。

二番手は城代より大坂市中南に位置する天王寺辺りでの待機を命じられ、二月二十一日に岸和田に引き揚げている。一番手は大坂入りしたと思われ、城代の指示で同藩蔵屋敷で待機した後、撤兵している(36・37)

#### ③摂津高槻藩

摂津高槻藩は、二月十九日夜、大坂城代より大火と大塩平八郎の一揆につき出兵を命じられた。しかしながら同藩は京都警衛を理由に多勢の出兵を断り、三二〇人程が出兵するものの、鎮圧されたため城代の指示で引き返している(1・65)。高槻藩が大坂市中に入ったとする記録もあるが、この届では途中で引き返した事になっている。

#### ④大和郡山藩

大和郡山藩は、二月十九日に天満与力町の火災が大火になったことを知り、「兼而用意之一番手人数」を出兵した。「兼而用意」の意味、および同藩勢がいつ武装したかは不明であるが、一番手から大坂城近くの火災で「御場所柄大切の様子」との報を受け取った同藩は二番手・三番手

を繰り出し、大和と河内の国境に位置する暗峠で待機させた。そして城代に指示を仰いだところ、「出火而已ニも無之、異変」につき弓・鉄炮等で武装の上、出兵を命じられ、一番手・二番手は追手門北の堀際の警衛、三番手は玉造口の警衛についている(70)。そして、鎮火・鎮圧後の二月二十一日には撤兵を完了している(6)。

#### ⑤丹波亀山藩

丹波亀山藩は大坂城代よりの高槻藩への出兵命令を知り、城代に指示を仰いでいる。亀山藩は高槻藩とともに京都火消を担っていたため、出兵の有無について伺いを立てたのであろうが、実際に出兵したかは不明である。

#### 2老中による出兵命令

大坂の異変を知った江戸では、御用番老中水野忠邦が播磨姫路藩主酒井忠学(18・82)・丹波篠山藩主青山忠良(14・78)・摂津尼崎藩主松平忠栄(9・73)・大和郡山藩主柳沢保泰(64)・和泉岸和田藩主岡部長和(16・80)に対して、「於大坂徒党之者乱妨ニ及候付在所より人数差出召捕可申」(18)ことを命じた。先述したように、五藩主の内、柳沢保泰・岡部長和は在国中であつたため「様子ニ寄出馬」(16)を指示されている。

播磨姫路藩の国元は、三月三日にこの老中の出兵命令を受け取ると、同日に一番手、翌日に二番手を出兵させた(18・25・82)。しかし、静謐が取戻された大坂に武装した藩兵が乗り込むことを忌避する町奉行跡部良弼の内達が届けられると、一番手は摂津西宮、二番手は摂津兵庫で待機し、諸藩の藩兵が大坂入しているとの報に接していたため、城代に進退について伺ったところ、やはり静謐になったことを理由に大坂入りに及ばずとの言を得たため引き揚げている。

大和郡山藩は先述の通り異変直後に出兵して二月二十一日には撤兵していたが、老中の命を受け取ると、三月二日、再度、一番手を暗峠に出兵させた(64)。城代の指示を仰いだところ「乱妨之者共今以行衛不相分候得共先穩有之候間人数勝手次第引取」る指示を受けたため、三月三日に撤兵している(8)。

丹波篠山藩は三月三日に老中の命を受け取ると、出兵の用意を調べ、城代に指示を仰いだ(14・78)。一番手は出兵しようであるが、その動向は不明である。

摂津尼崎藩は、老中の命を受け取ると、城代に伺いを立てた。すると、城代より「騒動之砌人数差出、殊此節者追々相鎮候事故最早人数差出候二者及不申」との回答を得ている(9・73)。また、和泉岸和田藩も「追々御静謐相成候付人数手当等仕置、土井大炊頭差図次第可仕心得」(16・80)と、城代の指示を待っている。

### 3 京都所司代の命令による警衛

大塩の乱の現場は大坂市中であったため、畿内・近国藩の大坂出兵・固場所などは城代・町奉行が指示しているが、残党が丹波山中に楯籠もるといふ風聞に接した京都所司代松平信順は、諸藩に対して出兵に備えるよう指示した。

二月二十三日、丹波亀山藩に対して、大塩残党が丹波山中に楯籠もった場合は京都東町奉行梶野良材が出張ること、その際のために出兵の準備をすることを命じている(4・68)。また、梶野良材よりも、摂津の神峰寺に楯籠もっているという風聞があり、急な出兵に備えるよう命じられている。

所司代・町奉行ともに、摂津と山城の国境に位置する交通の要衝であ

る山崎への出兵を想定している。結局、出兵するような事態はなく、三月三日頃には出兵の準備は解かれているが(28・92)、山崎が京都警衛上、枢要の地であったことが窺える。

この残党の情報源は城代であったが、出兵・警衛の対象が丹波、および山城の山崎であったため、所司代・京都町奉行管轄になったのである。同様の出兵準備は摂津高槻藩(11・75)・丹波園部藩(17・81)・山城淀藩(50)・大和郡山藩(63)・近江膳所藩(24・88)にも命じられているが、何れも所司代・京都町奉行による。これら五藩は京都火消の任を担っていることから、山崎の警衛もその枠組での対応が目論まれたものと思われる。また所領が山崎に近い高槻藩には城内手配と領分境の固めも命じられている。

所司代は、出兵に際して「洛中者火事具、途中者甲冑ニ而茂其様子次第武器取揃為持可申」(17・81)、「洛中ハ火事装束、野間者無差別相心得」(50)、「途中火事具着用、其時之模様ニ而土佐守差図次第武器具着用之積手当可致」(63)と、洛中に入る場合は火事具の着用を求めている。老中の命をうけて出兵した播磨姫路藩に対して、大坂町奉行跡部良弼が武装した藩兵が大坂に入ることを忌避したように、戦闘体制をとる武装兵は静謐の対極にあるものと認識されていたことが窺える。静謐が回復した以上、市中において武装兵が人々の目に入ることは人心を乱すと認識されていたのであろう。

### 4 奈良奉行所与力による出兵命令

大和郡山藩は南都奉行所与力の求めにも応じ、暗峠に出兵している(7・30・71)。

出兵に至る経緯は、鎮圧後、大塩平八郎等首謀者の探索を続ける大坂

町奉行所与力より大和国内に逃げ込んだ場合の捕縛を要請された奈良奉行所与力が在町・暗峠の探索を開始し、異変が生じた場合は出兵を要請することを大和郡山藩に連絡してきたからである。そして暗峠の手配が手薄なため出兵を要請され、弓・鉄炮・長柄で武装した大和郡山藩兵が出兵した。

このとき奈良奉行の本多繁親は在府中で不在のため、出兵要請は奈良奉行所の与力が行っている。

### 三 蔵屋敷の動員

『諸用留』からは、大塩の乱において諸藩の蔵屋敷にも加勢が求められていたことが知られる。蔵屋敷の加勢は諸史料からも知られるが、『大坂一揆諸家届写』には蔵屋敷の加勢が知られる届は限られている。

一方、『諸用留』には、諸藩大坂蔵屋敷の動員が知られる届が多数、記録されている。また、諸藩文書にも、動員に関わる史料が残されている。

そこで、まず日向延岡藩内藤家蔵屋敷の動向について明治大学博物館所蔵日向延岡藩内藤家文書を用いて述べ、それをふまえ『諸用留』から知られる諸藩蔵屋敷の動向をみていくことにしよう。

#### 1 日向延岡藩

日向延岡藩内藤家の天保八年『大坂徒士目付所日記』によると、同藩大坂蔵屋敷は、次のような対応をとっている（\*ミセケチは―で表記）。

今朝五ツ時過天満与力屋敷より出為知ヲ折候二付、御館入与力有之候  
二付同心兩人・人足差遣シ候処、即刻同心罷帰り申聞候ニ者、北組町

惣年寄伊勢村三左衛門申聞候ニ者、今朝より之出火、変時出火二付御心得被成候様両三度申聞候二付、  
引取申付、与力屋敷之模様為伺候  
処、鎗・太刀何れも拔身ヲ持振り廻シ〇席候申聞候二付早々引取候  
段申聞候、右二付先ツ扣居候様申付置候、從御在所之御用状相達、即日仕出二付御役所彼是取込罷在候、  
出来候二付御仕出有之候内、次  
第二火勢強相成居候内川向千葉出火ト相成ル、是ハ大坂与力大塩平八郎・同苗格之助手勢ひを以大筒江大矢仕掛、鴻池・三井、其外豪家焼打二致候、左候内廻状相廻ル、左之通

只今両御奉行所より御差図御座候、右者今朝より之変時大火二付早々御人数被差出候様、尤 御城代并両御奉行所江向被差出候様被仰付候、尤手向候者有之候ハ、打捨候而も不苦候旨是又御差図二御座候、此段可得御意如此御座候、以上

二月十九日

松平遠江守内  
稲垣左近右衛門

諸家様

御留守中様

御役人中様

\*ミセケチは―で表記

右二付土井大炊頭様御中屋敷江芳賀仙左衛門・矢山平太罷出候、仙左衛門即刻引取、平太為代佐藤忠吾罷出相詰居候、又々為代松本与兵衛罷出相詰申候、翌廿日夕七時頃引取申候、左之内肥前平戸御留守葉山左内殿より芳賀氏江文通、左之事  
東御番所固メ場所江持セ来拜見仕候、今朝加勢と申来候二付人数召連出張候処、山城守様御合有之、厚ク御挨拶、直々御代官所西ノ角焼跡手薄二付固メ候様御頼二付固メ罷在候、只今火勢猶又強ク候二付御全

快被成候ハ、早々御出張被成度奉存候、纏無之候而者不見分御座候、  
私鉄炮五丁・弓・具足相持七居申候、右貴答早々、以上

二月廿日

延岡様

尚々玉葉、御番所より御渡相成申候、以上

肥前平戸  
葉山佐内

⑦ 右二付即刻芳賀仙左衛門、御勘定人堤唯治・同心式人、鉄炮三挺為持  
罷出申候、右為代山名十右衛門、御勘定人之方佐藤覚治罷出申候、廿  
一日 ■ 少時 ■ 引取申候、廿日夜四時過火鎮申候

去ル十九日以廻状相廻ル、左之通  
以廻状致啓上候、然者今十九日大坂市中及乱妨候奸賊元大坂町奉行組  
与力大塩平八郎・同苗格之助・瀬田濟之助・近藤梶五郎・庄司儀左衛  
門、其外之もの共逃去候二付人相書、左之通

人相書

大塩平八郎

一、年頃四十五六才

一、顔細長く、白キ方

(中略)

⑧ 右之者共当地并御領内ニ而見合次第被召捕、又者及仕儀打捨有之候とも  
不苦候間、早々御領内御吟味有之、怪敷もの入込候ハ、仮令人違ニ而  
不苦候間召捕、大坂町奉行所江被差出候様右之趣朝岡助之丞を以被  
仰出候、尤各様江者從拙者可 ■ 通達之旨被 仰付候条如斯御座候、即  
刻御順達之上御見留様より御返却可被下候、以上

二月十九日

諸家様  
御留守中江

松平遠江守内  
稻垣左近右衛門

天満与力屋敷の出火を誰が報知したのかは不明であるが、出火を知つた延岡藩蔵屋敷は同藩の大坂町奉行所館入与力に同心・人足を派遣し、事情を伺つた(傍線①)。その際、北組惣年寄伊勢村三左衛門より「変時出火二付御心得」と聞かされ、人足が天満与力町に向かつたところ鎗・太刀等抜き身を振り回している者たちがいたため近づくことができず引き取つてきた旨の報告があつた(②)。

そこで同藩蔵屋敷はまずは待機し、国元へ対応を伺うことにした、しかしその間に火勢が強まり大火となり、これが大塩平八郎などによる鴻池をはじめ豪商への焼討に起因することを知つた(③)

事の次第を掌握した頃、摂津尼崎藩大坂蔵屋敷留守居よりの廻状が届いた(④)。廻状には、「変時大火」につき城代・両町奉行所に人数差し出すことと(④―1)、手向かう者に対しての打ち捨てを許可する旨(④―2)の町奉行の差図が記されていた。

そこで同藩蔵屋敷は城代中屋敷に藩士を派遣し、二十七日まで同所に詰めた(⑤)。

この間、肥前平戸藩蔵屋敷留守居葉山佐内より延岡藩蔵屋敷詰芳賀仙左衛門に書状が届く(⑥)。それは東町奉行跡部良弼の命により、二十日朝から代官所西角を守衛していたが、火勢が強まったため芳賀の出張、つまり加勢を求めるものであつた(⑥―1)。そして葉山など平戸藩士は鉄炮・弓・具足で武装し、玉葉は町奉行所より渡されていた(⑥―2)。二十日には平戸藩蔵屋敷に対して守衛の加勢が求められるような事態になつており、藩兵は武装していたことが知られる。

この平戸藩蔵屋敷留守居の要請に応じ、延岡藩は芳賀等が鉄炮持参の上、平戸藩蔵屋敷に加勢した(⑦)。

そして、十九日中に首謀者大塩平八郎等の人相書と捕縛を命じる廻状が尼崎藩大坂蔵屋敷留守居より諸藩蔵屋敷に通達されている(8)。

## 2 諸藩蔵屋敷

日向延岡藩や肥前平戸藩以外の諸藩蔵屋敷も、城代・町奉行の差図により要所の警衛にあたった。

先述したように播磨姫路藩は、老中の命をうけて三月三日に国元より出兵するが、すでに大坂は静謐を回復していたため、大坂入りすることなく途中で引き返している。一方、同藩大坂蔵屋敷の藩兵は乱勃発直後より所々の警衛にあたっていた(22・82)。

出兵は「町御奉行跡部山城守様より去月十九日彼地ニ差置候雅楽頭家来之者江御達」によるものとされるが、これが町奉行の人数差出命令を記す尼崎留守居廻状のことか、あるいは町奉行より直接の達をうけてものかは判然としない。いずれにせよ命をうけて、十九日は「火防人数」、大塩一統による一揆であることが判明した二十日には武器を用意のうえ出兵することが求められた。そこで甲冑に火事羽織を着た大坂蔵屋敷の家臣は鉄炮を持参の上、天満橋北詰、二十二日には東町奉行所庭先を警衛している。さらに蔵屋敷を警衛するため国元姫路より藩士が到着したことを届け出たところ、出雲藩に替わって東町奉行所西手の靱蔵の警衛を任された。

加賀金沢藩蔵屋敷は、「松平遠江守様御家来より廻状を以両町御奉行様より御差図之由ニ而今朝より変時大火ニ付即刻人数差出候様、尤御城代并両御奉行所江人数相向候様申来候付、即刻同所詰合罷在候家来等火防之手配を以人数差出」と、摂津尼崎藩大坂蔵屋敷留守居の廻状によって、藩士は城代・両町奉行所の「火防」についている(10・74)。

讃岐高松藩も尼崎藩蔵屋敷留守居廻状によって城代・両町奉行の「差図」を知り、城代中屋敷に藩士を向かわせたことが知られるが(62)、肥前平戸藩の「御城代屋敷・両町奉行所三ヶ所之内江人数差出候様申来」(46)伊予松山藩「大坂天満与力町より出火ニ付彼地屋敷より火消之人数差出候」(52)、豊後岡藩「御城代屋敷并両町奉行所之内江人数差出候様達有之」(54)、等々、誰からの通達によって行動を始めたのか記されていないことも多い。尼崎藩蔵屋敷留守居廻状ではなく、町奉行から直接、「人数差出」しを求められた藩もあるかもしれない。各蔵屋敷が火災・異変を察知してから市中各所の警衛に動員されるまでの過程については、日向延岡藩のように各藩の史料からの分析が必要であろう。

加賀金沢藩蔵屋敷も、播磨姫路藩蔵屋敷と同じく、十九日は「火防」、二十日は「飛道具為持人数」を差し出している。「火防」から弓・鉄炮への武装という変化がいつ起こったのかは不明であるが、飛道具による武装は東町奉行跡部良弼の命によるが、それは町奉行単独の判断と言うよりも城代の許可を得てのものであったと思われる。

飛道具によって武装した諸藩蔵屋敷の藩士は城代・両町奉行所等幕府役所・屋敷や市中要所の警衛にあたった。伊予大洲藩は天満橋口の守衛(56)、出雲松江藩は東町奉行所の北手靱蔵、後手馬場・庭先(21・85)、伊予松山藩は東町奉行所牢屋敷門前、同町奉行役宅裏手、大坂城番場入口往還、天満橋等(52)である。

これら蔵屋敷の藩士は伊予大洲藩「飛道具持参、東町奉行所江相詰」(56)のように、まずは東町奉行所に集まり、その後、各所の警衛を命じられたものと思われる。東町奉行所は大川を挟んで天満与力町の対岸に位置したことから、ここが幕府の指揮の中心地となつたのである。『諸用留』の記述からは、集まった蔵屋敷藩兵に対する差図も町奉行跡部良弼が行

つたように思われるが、それは『浮世の有様』等で狼狽したと評される  
同人の姿とは異なる。大塩の乱における跡部良弼の行動と役割について  
は、一次史料からの検討が必要であらう。

また、幕府への届には記されていないが、諸藩蔵屋敷は城代・町奉行  
の指図に従うだけでなく、互いに加勢を要請し、館入与力や出入商人の  
もとに向向していたようである。たとえば美作津山藩蔵屋敷は、城代・  
町奉行の指図に従い藩士が出兵するとともに、「御館入山本三次郎・鴻池  
庄兵衛・紙屋光宅等危趣ニ付是又人数差出」している。

### 3 蔵屋敷の武力

このように諸藩蔵屋敷は城代・町奉行の命をうけて要所の警衛にあた  
ったが、蔵屋敷の武力は総じて手薄であった。

筑前福岡藩蔵屋敷は町奉行跡部良弼による町奉行所の警衛命令に対し  
て、「同所江召置候家来ハ非常之手当筋ニ差遣置候儀ニも無之候付、飛道  
具等無之候間鉄炮借用致し度旨申聞候処、先鎗持参罷出候様との儀」(55)  
と、蔵屋敷は「非常手当」に対応できないこと、蔵屋敷では鉄炮・弓等  
の飛道具を所持していないこと、ゆえに出兵に際して同藩は町奉行に鉄  
炮の借用を求めている。また安芸広島藩は「蔵屋敷之儀ニ而鉄炮等差置  
不申、人少」(15)、讃岐高松藩は「蔵屋敷之儀ニ付格別人数差置不申」(62)、  
等々、対応に苦慮したことが窺える。

日向延岡藩蔵屋敷も十分な武力を保持していなかった。<sup>(9)</sup>「東町御奉行  
より諸家江固メ御頼有之候由之処、大坂役所定渡御鉄炮・塗弓等損、用  
立兼」と武力の不十分さを認識した同藩は、「引替并御兵具類増為御御登  
之儀」と国元より大坂蔵屋敷への武器移送を検討し、四匁筒鉄炮十挺・  
塗弓五張・御小姓具足六領等が国元で用意された。大坂蔵屋敷が現有す

る鉄炮は八匁筒五挺であったが、国元では用意できなかったため、四匁  
筒一〇挺の内五挺を八匁筒と交換し、五挺を増強することで対応しよう  
としている。また塗弓も三張が交換分、二張は増強分であった。

さらに延岡藩は、先手一〇人を増援しようとするが、大塩一統の捕縛  
等が報知されたため見送られている。

江戸屋敷が拝領屋敷であるのに対して、大坂蔵屋敷は町人屋敷の名義  
を借りていたことはよく知られている。動員をかけられた諸藩蔵屋敷が  
「非常之手当」を備えていないと対応に苦慮しているように、軍役に対  
応できるような武力も、人員もおかれていなかった。この点が江戸屋敷  
との大きな違いであらう。

そのことは大坂城代・町奉行もよく承知していたと思われ、肥前平戸  
藩の加勢に対して、町奉行は「厚ク御挨拶、直々御代官所西ノ角焼跡手  
薄ニ付固メ候様御頼」(前掲史料⑥—1)という対応をとっている。

### 四 畿内・近国藩と蔵屋敷の武力

『諸用留』は諸藩からの幕府への届であり、日向延岡藩蔵屋敷のよう  
に諸藩側の史料に基づいた検討が必要であることはいままでもないが、  
大塩の乱における畿内・近国藩、大坂蔵屋敷の動向について一定の見通  
しと、検討すべき課題の提示はできたのではなからうか。

鎮庄のため大坂市中に派兵した畿内・近国藩は、いずれも城持であつ  
た。摂津尼崎藩は通常の火災の対応通り自藩の判断で大坂入りし、大坂  
城堀際に詰めたこと。大和郡山藩も交通の要衝である暗峠までは自藩の  
判断で出向いたと思われること。城代は摂津尼崎藩・和泉岸和田藩の大  
坂火消二藩に加えて、京都火消を担う摂津高槻藩にも出兵を求めたこと。

高槻藩は京都警衛を理由に多勢の加勢を断っていること。丹波山中と城州山崎の警衛は京都所司代が丹波亀山藩・丹波園部藩・大和郡山藩・近江膳所藩・山城淀藩・摂津高槻藩に命じていること。大坂市中や山崎における現場では町奉行が諸藩を指示すること。

これらは、幕府の畿内・近国支配、とりわけ軍事的役割という点で、畿内・近国藩を一律に扱うことができないことを示唆しよう。統合的支配であったが、現地での指揮系統は異なったのである。そして動員にあたっては享保七年（一七二二）に確定するいわゆる「支配国」の枠組をふまえているという点で、「支配国」の意味も考えさせてくれよう。

一方で大坂に近接するものの、京都警衛に関わる摂津高槻藩には城代・所司代の双方から出兵の指示がなされていることは、「支配国」という枠組だけでは幕府の畿内・近国支配が捉えきれないことも教えてくれる。幕府の畿内・近国支配における高槻藩の位置づけは検討すべき課題であろう。また暗峠に出兵した大和郡山藩も藩主在国中であつたための行動かは検討を要するものの、京都火消だけでは捉えきれない畿内・近国における同藩の位置を考えさせてくれる。

城代・所司代が「支配国」の枠組をふまえているのに対して、江戸の老中は播磨姫路藩・丹波篠山藩・摂津尼崎藩・大和郡山藩・和泉岸和田藩の五藩に出兵を命じている。藩主が在国していたのは大和郡山藩・和泉岸和田藩の二藩であつたが、「支配国」に関係なく、五藩に出兵が命じられたことは江戸と畿内・近国では畿内・近国藩に対する認識が異なっていた可能性を示唆しているといえようか。

畿内・近国藩および大坂蔵屋敷には二月十九日に「人数差出」が命じられているが、当初は「火防」であり、その後武装が求められるという展開は、鎮圧した幕府側から大塩の乱を位置付けるときの重要な視点、

換言すれば武力行使がいつ解禁されたのかは大塩の乱の位置づけにも関わる重要問題であろう。そして、「甲冑之上江火事羽織着用罷出」(21)、「甲冑之上火事羽織着用人数召連」(22)、「火事羽織下着込着人数差出」(39)、そして「洛中者火事具、途中者甲冑ニ而茂其様子次第」(17)等々、大坂城代・京都所司代ともに甲冑の着用には慎重であつた。そして静謐を取戻した大坂に武装兵が入ることが忌避されている。大塩の乱から二七年後の禁門の変において、戦闘態勢に入った武士の姿に庶民が驚いたように、戦闘態勢を調えた武装兵の存在自体が、人々を不安に陥れる要因であつたように思われる。「火防」から武装への転換、そして武力蜂起となり、武力で対抗することになった大塩の乱の意味は、「平時」から「戦時」への移行という点からも位置付ける必要があるのではなからうか。

大塩の乱は、畿内・近国における軍事指揮系統を検討する素材でもある。本稿では十分な区別ができていないが、城代・町奉行の「達」に対して畿内・近国藩、蔵屋敷はどのような対応をし、指揮下に入ったのであろうか。「跡部山城守様より安芸守同所屋敷江差置候家来方江以御使者昨今之変時奸賊之者共及乱妨候付、武器用意加勢之儀御頼被仰越候」(15・79)、「奉行所御役宅内固メ可申旨山城守様御頼被仰聞」(21・85)、「御使者を以残党防為手当武器用意罷出候様御頼申来」(22・86)等々、町奉行は蔵屋敷に対して出兵を「頼」というあり方は、蔵屋敷の武力の意味を考えさせよう。

大塩の乱の鎮圧では、玉造口定番与力坂本弦之助に代表される両定番の働きが大きかった。また狼狽したと評される東町奉行跡部良弼も、諸藩に適宜指示を下している。『諸用留』からは、大坂山里加番である土井利忠が城代の命により京橋内定番屋敷を固めたこと(3・67)、幕府の焰硝蔵が所在した摂津国豊島郡長興寺村に鉄炮奉行が来村し、領主である



上総飯野藩の浜村陣屋に加勢を要請したこと(57)なども知られ、鎮圧に至るまで幕府諸役人や諸藩にさまざまな指示が下されていたことが窺える。非常事態ではあるが、この指揮系統を明らかにすることで、大坂における幕府支配機構の研究は一層の深みをもつであろう。また、諸藩蔵屋敷の動向も検討すべき課題であろう。

大塩の乱の鎮圧過程を考えることは、膨大かつ豊かな蓄積を持つ大塩研究の主流から外れるのではあるが、幕府軍、畿内・近国藩、蔵屋敷を動員した武力発動という点で、大塩の乱は「平和」な近世における軍事体制を考える重要な対象になると考えている。

- 1 松永友和「大塩の乱後の坂本鉉之助について―(武)〈知〉(家)の視点から―」『大塩平八郎の総合的研究』、和泉書院、二〇一一年。岩城卓二「下级武士の身分上昇―大塩の乱と能勢騒動における武功―」(『大塩研究』八〇、二〇一九年掲載予定)。
- 2 横田冬彦『非領国』における譜代大名」(『地域史研究』二九一二、二〇〇〇年)。
- 3 『諸用留』については、本書所収の拙稿『諸用留』に記録される畿内・近国支配および畿内・近国大名関係文書』で述べている。
- 4 拙著『近世畿内・近国支配の構造』(柏書房、二〇〇六年)、藤本仁文『將軍権力と近世国家』(塙書房、二〇一八年)。
- 5 浅草文庫については、樋口秀雄「浅草文庫の創立と景況」(『参考書誌研究』四、一九七二年)。
- 6 前掲4拙著。
- 7 尼崎市史編纂過程で収集された「火消御人数行列数」・「追手・玉造・京橋御固の節御先手斗固数」。

8 明治大学博物館所蔵内藤家文書「日記 大坂御徒目付所」『明治大学所蔵内藤家文書目録』一九六五、請求番号・第一部一一日記 六六一三。

9 同右、「天保年間大坂状案詞」(請求番号・第一部一五大坂状案詞一〇)。

凡例

- 一、史料の体裁は一部改変した箇所がある。
- 一、漢字は原則として常用漢字を用いたが、固有名詞など、一部原文のまま使用した。
- 一、かなは現行のひらがな、カタカナを用いたが、江・茂・者などの一部の助詞は原文のままとした。
- 一、合字は平仮名に改めた。
- 一、朱書は、『』で示した。
- 一、読解上、疑問は残るものの原文通りとする部分には(ママ)、推定判読した部分には(難読カ)を右傍に付した。
- 一、原文で訂正され、判読不明な箇所は■とした。
- 一、『右同断』については、\*にその内容を記した。

天保八年三月(八冊)「届留」

1 【撰津高槻藩主永井直与より届】

『去月十九日大坂表出火、一揆及乱妨候付加勢人数可差出旨土井大炊頭より申越、人数途中迄罷越候儀ニ付届』

『三月朔日』

『永井飛驒守』

一、一昨十九日巳刻頃大坂表出火之處追々大火ニ相成、其上与力共之内一揆及乱妨候ニ付武具着用、加勢人数可差出旨同日夜御城代土井大炊頭より申越候処、私儀京都警衛之手当茂有之候付多人数難差出候段相断、別紙之通人数差出途中迄罷越候処、火鎮、徒党之者共逃去候付人数繰戻候様大炊頭より申越候間人数引取候、此段御届申上候、以上

二月廿一日  
永井飛驒守

『朔日出、左之人数書共二通、翌日持出』

『三月朔日』

『永井飛驒守』

『人数書』

覚

惣奉行  
忝人  
物頭  
式人  
目付  
忝人  
使番  
忝人  
給人

六人

士 貳拾七人

醫師 壹人

小役人 拾貳人

足輕 六拾人

惣人数

三百拾人

右之通差出申候、以上

二月廿一日

## 2【播磨姫路藩主酒井忠学より届】

『此度於大坂徒党之奸賊放火乱妨ニ及候付、土井大炊頭より彼地ニ差置候家来之者江達有之、人数差出、且大塩平八郎其外逃去候付町奉行より人相書相渡、捕方申渡候儀ニ付届』

『三月朔日』

『酒井雅楽頭』

一、此度於大坂徒党之奸賊放火乱妨ニ及候次第二付、御城代土井大炊頭より彼地ニ差置候家来之者江達有之候付早速居合之人数差出候処、徒党之賊者追々被召捕候由ニ候得共、大塩平八郎・大塩格之助・瀬田濟之助・渡辺良左衛門・近藤梶五郎・庄司儀右衛門<sup>(左)</sup>逃去候付、町奉行より人相書相渡、彼地船着場所等敵敷可致吟味、且仮令人違<sup>ニ</sup>而茂不苦候間召捕可申旨達有之候、尤人相書彼地より早速在所江申達候由、其旨浦々江敵重ニ吟味申付、怪敷船等見請候者早速捕押へ候様申渡候段在

所家来之者より去月廿二日之日附ニ而申越候付、此段御届申候、以上

三月朔日

『朔日出、翌日持出』

酒井雅楽頭

## 3【大坂山里加番・越前大野藩主土井利忠より届】

『去月十九日大坂出火徒党相企候者茂有之由ニ付、翌廿日京橋内御手薄ニ付御定番屋敷固申渡、人数召連相詰可申段土井大炊頭より達有之候儀ニ付届』

『三月二日』

『土井能登守』

一、一昨十九日朝大坂天満辺より出火、翌廿日迄火鎮不申、其上徒党相企候者茂有之候由ニ付、同日夕差懸京橋内御手薄ニ付御定番屋敷固被仰付、尤人数召連相詰可申段土井大炊頭より達御座候付、人数召連相詰申候、此段御届申上候、以上

二月廿一日

土井能登守

『同断』 \* 二日出、翌日持出』

## 4【丹波亀山藩主松平信豪より届】

『大坂表徒党之者共丹波山奥ニ立籠候風聞有之候付、武器人数用意いたし置候様松平伊豆守・梶野土佐守より達有之候儀ニ付届』

『三月二日』

『松平紀伊守』

去月廿三日所司代松平伊豆守殿より家来之者召呼、今度大坂表大火、且變時有之、大鉢鎮候得共徒党之者共丹波山奥ニ立籠候風聞有之候旨、右御城代土井大炊頭より伊豆守殿江申遣、弥立籠候者猶又大坂表より申越次第山崎江京町奉行梶野土佐守出張可有之候間、左候者老番手武器用意、山崎江人数可差出旨沙汰可有之候ニ付、其用意可致置段御内

意之旨公用人を以御達有之候、且又梶野土佐守より茂同日家来之者呼出、口達書を以前段徒党及乱妨候奸賊共撰州神峯山寺二立籠居候風聞有之、右辺城州山崎辺手近二付、其次第二寄奉行所より達次第不時二人数差出可申候積致用意居候様所司代より茂御達可有之哉二候得共、手組茂可有之、尤其次第二寄出役之者より申聞候者速ニ手配可致旨達有之候、依之人数相揃武器用意罷在候段在所役人共より申越候、此段以使者御届申上候、以上

三月二日

松平紀伊守

『同断』 \* 「二日出、翌日持出」

### 5 【丹波亀山藩主松平信豪より届】

『松平紀伊守勝手より差出候書付』

(老中・丹後宮津藩主本庄宗堯  
伯耆守)

去ル十九日五時大坂天満与力町大塩平八郎宅より出火、追々及大火、且変時有之、右二付土井大炊頭より永井飛驒守江甲胄着用、加勢人数差出候様相達候趣京都二差置候家来之者より申越候、不容易儀二付早速大炊頭江使者差出候处、大手御番所諸役人具足着用ニ付差出候家来之者茂同様用意可致哉之旨番士江承合候处、着用可致旨差函ニ付、則相用申候段在所役人共より申越候、此段御聞置可被下候、以上

三月二日

松平紀伊守

『同断』 \* 「二日出、翌日持出」

### 6 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

『去月十九日大坂大火ニ付用意之人数差出候处、同廿一日及消火ニ茂候付人数

引取可申旨土井大炊頭より達有之、人数追々帰着之旨届』

『三月三日』

『松平甲斐守』

当十九日辰下刻大坂天満与力町より出火之处及大火候之趣ニ付、兼而用意之一番手人数差出候处、御城近辺迄出火、御場所柄大切之様子ニ有之段一番手人数より申越候付二番手人数差出、引続三番手人数倉銀峠迄差出置、使者を以翌廿日朝土井大炊頭江御用筋も有之候者可申聞旨申達候之处、同日九時過以書付出火最早鎮り寄りニ者相成候得共、折角心配人数差出候儀ニ付追手先迄可差出旨、尤江戸表江茂言上可致段相達候、依之早々一番手・二番手人数追手先迄繰込申候、尤弓・鉄炮等致用意候趣茂申達候处、此度者出火而已ニも無之、異変之儀ニ付弓・鉄炮等早々繰込候様相達候間、差函之通追手北之方御堀際固罷在候、三番手人数重役之者引纏玉造口迄扣罷在候、同夜九時頃大炊頭家来之者場所江申聞候者追々消火ニ茂及候得共夜中之处ハ固居候様何れ明朝否之儀可申達旨申聞、同廿一日晚七時過人数之内より老人差出候様申越候付使番罷出候处、追々消火ニ茂及、殊ニ大雨ニも有之候付固人数引取可申旨相達候之間、廿一日夜五半時頃迄二人数追々致帰着候、此段御届申上候、以上

二月廿三日

松平甲斐守

『三日出、左之人数書共ニ通、即日御持出』

『三月三日』

『松平甲斐守』

『人数書』

一番手

物頭

老騎

使番	式騎	徒目付組頭	老人
目付	老騎	徒目付	老人
注進役兼	三騎	用金方	老人
用金方	老人	徒目付	式人
徒目付	式人	二番手	
番頭	老騎	番頭	老騎
物頭	老騎	物頭	老騎
使番	老騎	使番	老騎
注進役兼	式騎	注進役兼	式騎
用金方	老人	用金方	老人
医者	老人	医者	老人
徒目付	老人	徒目付	老人
厩小頭	老人	厩小頭	老人
三番手		三番手	
年寄	老騎	年寄	老騎
物頭	老騎	物頭	老騎
番方組頭	老騎	番方組頭	老騎
馬廻	五人	馬廻	五人
大小姓	五人	大小姓	五人
武具方	三人	武具方	三人
具足師	老人	具足師	老人
武具師	老人	武具師	老人

7【大和郡山一五万石余藩主柳沢保泰より届】

『去月十九日大坂表出火之処徒党及乱妨候者有之、南都奉行与力より家来江以書取相達、倉銀峠迄人数差出置候旨届』

以上

徒目付組頭	老人
徒目付	老人
用金方	老人
中間小頭	老人
代官手代	老人
物書	老人

『三月三日』

『松平甲斐守』

於南都奉行所与力より私家来江相渡候書取、左之通

大坂表一昨十九日より大火、右者自火ニ而者無之、徒党及乱妨候もの有之哉ニ風聞有之候得共取留候儀茂無之処、昨廿日夜彼地与力より及乱妨候奸賊大坂町御奉行元組力大塩平八郎、同苗格之助、瀬田濟之助、同組同心渡辺良左衛門・近藤梶五郎・庄司義左衛門、其外之もの共追々敵敷捕方手配申付候処、多分逃去候哉、今以生死難分、次第ニ而者当地江立入候哉茂難斗間、格別厚ク手配之上召捕引渡候様致度、万一及手向候ハ、其仕儀次第打捨ニ取斗候而も不苦旨申越候間、和州在町敵敷致手配、国境關峠辺、其外江拙者共仲間之内出張

居候、右者不容易異変之儀ニ付急速人数入用之儀茂自然有之候ハ、出役先、又者御役所より可及御懸合候間、及臨時差支無之様取斗御座候様致度、丹下在府中ニ候得共兼而申越置候趣茂御座候間此段及御懸合置候、尤右及御懸合候趣者京都町奉行衆江申達、在府丹下方江も可申遣儀ニ御座候

但、弓・鉄炮等品ニ寄借用之儀可及御懸合も難斗候間、此段も御承知置被下度候事

酉

二月廿一日

右之通相達候、其後南都より倉銀峠江致出役居候者共人少ニ付、人数差出置呉候様猶又家来之者江申聞候付、為手充同所迄弓・鉄炮・長柄等致用意人数差出置申候、此段御届申上候、以上

二月廿三日

松平甲斐守

『同断』 \* 三日出、左之人数書共ニ通、即日御持出』

『人数書』

倉根峠迄差出置候

物頭	老騎
使番	老騎
目付	老騎
長柄頭	老騎
注進役兼	老騎
武具方	老人
徒目付組頭	老人
徒目付	老人

『三月二日』

『松平甲斐守』

8 【大和郡山一五万石余藩主柳沢保泰より届】

『人数倉銀峠迄差出候旨土井大炊頭江申達置候処、先格ニ有之候間引取可申、尤此上仕儀ニ寄早々人数可差出旨差図ニ付、追々人数致帰着候旨猶又届』

『三月九日』

『松平甲斐守』

以上

代官手代

老人

今朝申上候一番手人数倉銀峠迄差出候旨使番を以土井大炊頭江申達置候処、乱妨之者共今以行衛不相分候得共先穩有之候間人数勝手次第引取可申候、尤此上仕儀ニ寄早々人数可差出旨差図有之候付、今夕七半時過迄追々人数致帰着候、此段猶又御届申上候、以上

三月三日

松平甲斐守

『九日出、翌日持出』

9 【撰津尼崎四万石藩主松平忠栄より届】

(老中・遠江浜松藩主水野忠邦)

『去月十九日大坂表徒党之者騒立候ニ付越前殿より達之趣在所江申遣、土井大炊頭江家来之者相伺候候、最早人数差出候ニ者及不申旨大炊頭申聞候儀ニ付届』

『三月九日』

『松平遠江守』

松平遠江守

去月十九日大坂表徒党之者騒立候付、同廿六日御用番水野越前殿より御達書之趣在所表江以早追申遣、彼地ニ而御城代土井大炊頭江家来之者罷出相伺候候、騒動之砌人数差出、殊此節者追々相鎮候事故最早人数差出候ニ者及不申候旨大炊頭申聞候由在所家来之者より申越候付此

段御届申上候、以上

三月九日

『同断』 「九日出、翌日持出」

松平遠江守

10【加賀金沢藩主前田齊泰家来本保平大夫より届】

『於大坂加賀守藏屋敷詰人之者江前月十九日夕七時頃松平遠江守家来より廻状を以兩町奉行差函之由ニ而人数差出候様申来候ニ付、人数差出候儀ニ付届』

『三月十日』

『松平加賀守』

『家来』

於大坂加賀守藏屋敷詰人之者江前月十九日夕七時頃松平遠江守様御家来より廻状を以兩町御奉行様より御差函之由ニ而今朝より変時大火ニ付即刻人数差出候様、尤御城代并兩御奉行所江人数相向候様申来候付、即刻同所詰合罷在候家来等火防之手配を以人数差出、堀伊賀守様御差函を請火防仕、御指函之上人数引揚候処、翌廿日夕跡部山城守様より御使者を以人数加勢并飛道具等為持差出候様仰越、飛道具為持人数差出、山城守様御役所江相詰、御同人様依御差函御門前相堅罷在、翌廿一日御差函ニより同日五時過人数引取候処、又候押返候様山城守様御差函申来、引返、未引取不申段同所詰人家来之者より追々飛脚を以国許江申越候段加賀守旅中より告越申候、此段御届申上候、以上

松平加賀守内

本保平大夫

三月十日

『同断』 「十日出、即日持出」

11【摂津高槻藩主永井直与より届】

『大坂表徒党之者共丹波山奥ニ立籠候風聞有之候付、武器人数致用意置候様松

平伊豆守・梶野土佐守より達有之候儀ニ付届』

『三月十日』

『永井飛驒守』

一昨廿三日所司代松平伊豆守殿より家来之者被召呼、此度大坂表大火変時有之、先鎮り候得共徒党之者共丹波山奥江立籠候風聞有之候付、殊ニ寄京都町奉行梶野土佐守出張可有之、左候者武器用意、山崎江人数可差出旨致用意置候様御内意之趣御達御座候、并同日梶野土佐守より茂家来之者呼出、前段徒党之者摂州神峯山寺ニ立籠居候風聞有之候間、右者城州山崎辺手近ニ付其次第二寄達次第人数差出可申致用意居候様所司代より茂御達可有之候得共、手組茂可有之、其次第二寄出役之者より申聞候者早速可致手配旨達有之候、依之人数相揃武器等用意仕置候、且右ニ付而者程近之儀ニ茂御座候間城内手配并領分境等固手当嚴重申付置候、此段御届申上候、以上

二月廿五日

永井飛驒守

『同断』 \* 「十日出、即日持出」

12【大坂城代・下総古河藩主土井利位より届】

『領分河州茨田郡門真三番村百姓惣助初筆大塩平八郎江相加り候趣相聞候付、一通り相糺候上、去二日跡部山城方江差出候儀ニ付届』

『三月十日』

『土井大炊頭』

私儀大坂御城代ニ付領知替被 仰付候領分

河州茨田郡

門真三番村百姓

惣助

九郎兵衛

彦右衛門

伊助

惣七

惣八

磯七

又右衛門

惣兵衛

庄三郎

佐兵衛

清助

久五郎

徳兵衛

甚七

右之者共此度大塩平八郎江相加り候趣相聞候付召捕一通相糺候処、平八郎より去月初旬頃受施行候由、右恩儀茂有之候付火事見舞ニ罷越候処、同村九右衛門与申者致差凶葛籠様之物荷参候様申聞、違背いたし候得者打捨候杯町口ニ居候者共申聞候付逃去儀難相成、不得止事付添参候得共、余り恐敷様子ニ付思々ニ逃帰り候趣申聞候、尤又右衛門儀者施行者受不申候得共九右衛門罷出候様申聞罷越候処、前同様之申口ニ御座候

摂州東成郡

貝脇村百姓

友七

右者前同様受施行候付罷出、葛籠様之物持参候様名所不存者申聞候付、高麗橋边迄荷参、外人足江相渡逃帰申候之趣申聞候

右之者共摂州平野郷於役場一通始末相糺候処、手限之吟味難相成候付

昨日跡部山城守方江家来相添差出申候、此段御届申上候、以上

三月三日

『十日出、翌日持出』

土井大炊頭

### 13 【大和郡山一五万石余藩主柳沢保泰より届】

『大坂変時ニ付城州山崎辺江人数差出候様相達候処、一揆之者悉ク召捕之場ニ者至り不申候得共、人数差出候ニ者不及旨松平伊豆守相達候儀ニ付届』

『三月十日』

『松平甲斐守』

昨三日夕京都所司代松平伊豆守公用人より京都私屋敷ニ罷在候留守居之者呼出候而、此度大坂変時ニ付城州山崎辺江人数差出候様内意先月廿三日相達候処、此度之一揆之者今以悉く召捕之場ニ者至り不申候得共、人数差出候ニ者不及旨伊豆守相達候由、公用人田原衛士申聞候段彼地留守居之者より申越候、此段御届申上候、以上

三月四日

松平甲斐守

『同断』 \* 『十日出、翌日持出』

### 14 【丹波篠山藩主青山忠良より届】

『大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百姓共致徒党及乱妨候付人数差出之儀、越前殿より達之趣在所江申遣、先一番手人数繰出、二番手人数等も夫々手配いたし候旨届』

『三月十日』

『青山因幡守』

大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百姓共致徒党及乱妨候付、人数差出之儀先月廿六日御用番水野越前守殿江



家来之者被召呼以御書付被仰渡候趣、早速在所表江申遣候処、当月三日相達候付、即日使役之者在所表差立人数并武器等致用意追々繰出申候間、差図有之候様土井大炊頭江申達、先一番手人数別紙之通繰出、且二番手人数等も夫々手配仕候段在所表より申越候、此段御届申上候、以上

三月十日

青山因幡守

『同断、左之人数書共二通、翌日持出』 \* 「十日出、翌日持出」

『人数書』

一番手人数

番頭 一人  
 者頭 二人  
 長柄奉行 一人  
 目付 二人  
 使役 一人  
 番士 二十人  
 医師 一人  
 右筆 一人  
 兵糧方 一人

『三月十日』

『青山因幡守』

15 【安芸広島藩主浅野齐肃家来中野富三郎より届】

『於大坂先月廿日夜跡部山城守より同所屋敷江差置候家来方江奸賊之者共及乱妨候付、武器用意加勢之儀申越候儀二付届』

『三月十一日』

『松平安芸守』  
 『家来』

於大坂先月廿日夜跡部山城守様より安芸守同所屋敷江差置候家来方江以御使者昨今之変時奸賊之者共及乱妨候付、武器用意加勢之儀御頼被仰越候処、同所者蔵屋敷之儀ニ而鉄炮等差置不申、人少之義ニ御座候得共、急速之儀ニ付不取敢早速同所詰家来伴直三郎与申者着具用意仕、人数召連山城守様御役所江罷出候処、鉄炮・玉菓等渡之上、依御差図京橋口松之下与申所江出張、右同夜より翌廿一日朝迄相固メ申候、然

一人  
 同下役 二人  
 諸賄方 一人  
 同下役 一人  
 使徒士 二人  
 足輕 五十人  
 弓十五張  
 鉄炮三十五挺  
 長柄十筋  
 大筒二挺  
 同 十人  
 以上

ル処引取候様依御差図一同人数引取候段同所詰役人共より申越、安芸守承知仕候、此段御届申上候、以上

三月十一日

松平安芸守内

中野富三郎

『同断』 \*「十一日出、即日持出」

### 16 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

『大坂町奉行組与力大塩格之助・父隠居平八郎初筆徒党及乱妨候付、人数等差出召捕可申旨越前殿より達有之、人数致手当置候儀二付届』

『三月十一日』

『岡部内膳正』

大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百姓共致徒党及乱妨候二付早々人数差出召捕可申、様子二寄出馬を茂可仕旨先月廿六日御用番水野越前守殿江家来之者被召呼以御書付被仰渡候趣、今四日早打之者到着奉得其意候、然処追々御静謐相成候付人数手当等仕置、土井大炊頭差図次第可仕心得二御座候、此段御届申上候、以上

三月四日

岡部内膳正

『同断』 「十一日出、翌日出」

### 17 【丹波園部藩主小出英発より届】

『大坂表徒党之者共丹波山奥江立籠候風聞有之候付、武器用意いたし置、沙汰次第人数差出候様松平伊豆守より達有之候儀二付届』

『三月十一日』

『小出信濃守』

一昨廿三日所司代松平伊豆守殿より家来之者被召呼、此度大坂表大火變時有之、先鎮候趣二候得共徒党之者共丹波山奥江立籠候風聞有之候付、大坂御城代より所司代江今一応沙汰有之候者京都町奉行梶野土佐守城州山崎表江出張可有之二付、左候者武器用意仕置、御沙汰次第一番手人数差出、模様二寄二番手・三番手御加勢をも可被 仰付旨、且亦洛中者火事具、途中者甲冑二而茂其様子次第武器取揃為持可申候、出役之者手組茂可有之二付其心得二可罷在旨御達有之候、依之人数相揃武器等用意仕置候、且又右二付家中手配并領分境等固手当厳重二申付置候、此段御届申上候、以上

二月廿五日

小出信濃守

『同断』 「十一日出、翌日出」

### 18 【播磨姫路藩主酒井忠学より届】

『大坂徒党之者乱妨二及候付、在所より人数差出召捕可申旨越前殿より達二付、人数大坂表江差立候旨届』

『三月十一日』

『酒井雅楽頭』

一、於大坂徒党之者乱妨二及候付在所より人数差出召捕可申旨水野越前守殿より二月廿六日御達二付、其段早打を以在所江申遣候処、去ル三日申中刻早打之者致到着候付別紙之通壹番手人数同夜戌中刻、二番手人数四日卯刻大坂表江差立候旨在所家来之者より申越候付此段御届申候、以上

三月十一日

酒井雅楽頭

『十一日出、左之人数書共二通、翌日持出』

『三月十一日』

一番手  
 物頭 貳騎  
 大目付 壹騎  
 使番 壹騎  
 小荷駄奉行 兼壹騎  
 賄奉行 四人  
 目付 三人  
 賄方 三人  
 貝役 壹人  
 足輕小頭 貳人  
 足輕 五拾五人  
 内  
 弓組 貳拾五人  
 鉄炮組 三拾人  
 二番手  
 家老 壹騎  
 番頭 壹騎  
 物頭 三騎  
 大目付 壹騎  
 使番 壹騎  
 旗奉行 壹騎  
 長柄奉行 壹騎  
 小荷駄奉行 兼壹騎  
 賄奉行

19 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

『大坂表江人数差出之儀土井大炊頭迄相伺候处、最早差出二不及候旨差図有之候儀二付届』

以上

平士 拾騎  
 大筒役代 貳人  
 同弟子 四人  
 馬廻り士 貳拾人  
 外科 壹人  
 目付 六人  
 物書 貳人  
 徒士目付 壹人  
 賄方 四人  
 貝役 壹人  
 太鼓役 壹人  
 番頭物書 壹人  
 馬乘 三人  
 足輕小頭 三人  
 足輕 八拾五人  
 内  
 弓組 貳拾五人  
 鉄炮組 六拾人

『三月十三日』  
『岡部内膳正』

昨四日届申聞候通大坂表江人数差出之儀土井大炊頭迄猶亦相伺候候、追々御静謐相成候付最早人数差出ニ不及旨、併異変之儀有之候得者差出候様差図有之候、依之人数手当仕置候、此段御届申上候、以上

三月五日

岡部内膳正

『十三日出、翌日持出』

## 20 【加賀金沢藩主前田齊泰家来富永左膳より届】

『於大坂跡部山城守依差図加賀守藏屋敷詰人家来之者又候押返候人数引揚罷帰候儀ニ付届』

『三月十三日』

『松平加賀守』  
『家来』

当月十日御届申上候於大坂跡部山城守様依御差図同所加賀守藏屋敷詰人家来之者前月廿一日五時過一先引取候上、重而同人様御差図之趣ニ付又候押返御役宅江相向、何方江人数可差向可申哉御差図御座候様申上候处、暫御門内ニ休息可罷在旨御挨拶有之、猶又御長屋統溜所ニ相扣居候様重而御指図ニより相扣居申候处、追々諸家様より御加勢有之候之間前晚より相固罷在候向者引取罷帰候様御指図ニ付、廿一日夜六時頃人数引揚罷帰候段同所詰人家来之者より国元江注進申越候段重而国元より告越候付、右之段申上候様加賀守申付候間、此段御届申上候、以上

三月十三日

松平加賀守内  
富永左膳

『同断』 \* 「十三日出、翌日持出」

## 21 【出雲松江藩主松平齊齋家来比良半左衛門より届】

『於大坂先月廿二日出羽守同所屋敷ニ差置候家来江跡部山城守より大坂市中乱法之共追々取鎮候得共、未主謀之者不被召捕候間、人数召連罷出候様達有之儀ニ付届』

『三月十四日』

『松平出羽守』  
『家来』

於大坂先月廿二日出羽守同所屋敷ニ差置候家来江跡部山城守様御用人より大坂市中乱法（妙）之者共追々取鎮候得共、未主謀之者不被召捕儀ニ付不意之儀茂難斗候間同日暮時頃より人数召連罷出、奉行所御役宅内固メ可申旨山城守様御頼被仰聞候段申越候、然処同所ニ差置候家来之儀者非常手当之筋ニも無御座、乍聊弓・鉄・長柄等之者召連、則右刻限より同所詰家来大野丹助与申者甲冑之上江火事羽織着用罷出候处、御奉行所後北手藏之所甚手薄ニ候間固メ候様与力を以御差図ニ付、直（福屋姫路藩主酒井忠字）ニ同所江罷越固メ罷在候处、又々与力を以今晚ハ酒井雅楽頭様御家来固メ茂有之候間右之場所与陣替可致旨ニ付、御奉行所後手馬場并庭先之所折廻江人数召連罷越、雅楽頭様御家来与陣替仕終夜相固候处、翌廿三日朝固之儀ハ際限茂無之儀ニ候得者先今日切ニ而相止、尤未主謀之者生死不相分、自然残党乱入可有之茂難斗候間、其節者又々出張之儀御達可有之候間、今日者先引取候様山城守様被仰聞候ニ付人数召連引払候段同所詰役人共より申越、出羽守承知仕候、此段御届申上候、以上

三月十四日

松平出羽守家来  
比良半左衛門

『十四日出、即日持出』

22 【播磨姫路藩主酒井忠学家来加藤吉蔵より届】

『大坂市中放火乱妨之者有之候付、町奉行跡部山城守より彼地差置候雅楽頭家来  
之者江達有之、人数差出候儀二付申聞候書付』

『三月十五日』

『酒井雅楽頭』

『家来』

去ル朔日申上候通り大坂市中放火乱妨之者有之候付、町御奉行跡部山  
城守様より去月十九日彼地ニ差置候雅楽頭家来之者江御達有之、火防  
人数差出、翌廿日夕同御所様より御使者を以残党防為手当武器用意罷  
出候様御頼申来候付、右家来之者甲冑之上火事羽織着用人數召連、鉄  
炮為持、同夜中罷出天満橋北詰相固、翌廿一日引取候、同廿二日八時  
頃より又々御差図ニ而同様罷出東御奉行所表御庭先相固居候処、在所  
より蔵屋敷為固人数差越候旨申述候処、早速右人数差出御同所西之手  
御糶蔵相固候様御頼二付、（出雲松江藩主松平清隆）松平出羽守御人数与入代り右場所相固候而  
廿三日朝引取申候、然処山城守御家来より追々取鎮り候付、最早出向  
ニ及不申候得共此後異事可有之茂難斗候付、其節者御差図相待不申罷  
出候様申来候旨右家来之者より申越候、此段申上候、以上

酒井雅楽頭家来

加藤吉蔵

『十五日出、翌日持出』

23 【摂津高槻藩主永井直与より届】

『家来服部奥助次男服部末次郎大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎方江  
学問為修行罷越居候処、及騒動候付迹帰候間、跡部山城守江相伺右奉行所江  
差出候処、家来之者江預置候段申渡候儀二付届』

『三月十六日』

『永井飛騨守』

私家来在所ニ罷在候服部奥助次男服部末次郎与申者当酉十三歳罷成候、  
右之者去未年より大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎方江学問  
為修行罷越居候処、去月十九日朝平八郎居宅より鉄炮打出及騒動候付  
同人宅逃出、同日夕親奥助方江罷帰候間、得与様子承候処、幼年之儀  
殊之外恐懼仕候様子ニ而申口前後不都合之儀、尤右騒動之趣意等者素よ  
り存知不申候趣申出候得共、不容易及企候平八郎方ニ罷在候者之儀ニ  
付、同月廿九日大坂町奉行跡部山城守江右末次郎儀如何可致哉之段家  
来之者より相伺候処、差出候様差図有之候付、当月三日右奉行所江差  
出候処、一通尋之上吟味中私家来三嶋源之丞并親奥助兩人江預置候段  
被申渡候、依之在所表江一同引取罷在、此段御届申上候、以上

三月五日

永井飛騨守

『同断』 \* 「十六日出、即日持出」

24 【近江膳所藩主本多康禎より届】

『大坂表一揆之者共追々召捕ニ相成候者茂有之、先加勢人致手当ニ不及旨松平  
伊豆守・梶野土佐守より達有之儀二付届』

『三月十六日』

『本多下総守』

去ル七日助御用番和泉守殿江御届申上候大坂表徒党之者共丹州奥山辺  
（老中・三河西尾藩主松平乗寛）  
ニ立籠り候哉二付、人数揃置候之様松平伊豆守殿・町奉行梶野土佐守  
より相達候付人数手当仕置候処、其後追々一揆之者共御召捕ニ相成候  
者茂有之、未平常与申ニ者無御座候得共先加勢人手当ニ不及候段去ル三  
日伊豆守殿・土佐守より家来之者江被申達候段在所同氏隼人正より申  
越候、此段御届申上候、以上

三月十六日

本多下総守

『同断』 \* 「十六日出、翌日可持出処、不快不致登城候付、助月番和泉殿江以使

者引送り遣之」

25【播磨姫路藩主酒井忠学より届】

『大坂市中乱妨之者为捕押、在所より人数差立候处、大坂表静謐ニ相成候付、人数引取候儀ニ付届』

『三月十九日』

『酒井雅楽頭』

去ル十一日御届申候通大坂市中乱妨之者为捕押在所より当月三日・四日兩日ニ一番手・二番手人数凡千五拾六人差立候处、大坂表ニ差置候家来之者より急便を以乱妨之者相鎮り静謐ニ相成候付、人数差越候而者却而人氣ニ茂相障り可申旨跡部山城守より内達之趣在所家来之者江申越候段同日明石駅宿陣之場所江相達候得共、諸家より之人数入坂之趣茂及承候付二番手人数兵庫駅迄相進ミ、一番手者西宮駅ニ相扣、人数進退之儀御城代土井大炊頭江彼地ニ罷在候家来之者より為相伺候候、同七日大坂表静謐ニ相成候付人数繰込ニ不及、兩駅より引揚可申、此後異変之儀茂有之候ハ、早速人数差出可申旨大炊頭より差図有之候段相達候付、則人数引取候旨在所家来之者より申越候付此段御届申候、以上

三月十九日

酒井雅楽頭

『十九日出、翌日持出』

26【武蔵忍藩主松平忠彦より届】

『大坂天満 御宮類焼ニ付 神輿生玉北向八幡社地江 御立退之处、 御仮殿出来ニ付還御之旨届』

『三月廿一日』

『松平下総守』

大坂天満 御宮去月十九日類焼ニ付、神輿生玉北向八幡宮社地江御立退奉 御遷座候段去月廿九日御届申達候处、御境内ニ而 御仮殿仕組致出来候付、当月五日 御仮殿江 神輿無滞 還御奉 御遷座候段 御宮附役人共より申越候、此段御届申達候、以上

三月廿一日

松平下総守

『同断』 \*「同廿一日出、即日持出」

27【土佐高知藩主山内豊資より届】

『大坂藏屋敷差置候家来共去月廿二日之夜跡部山城守役宅江相越候处、翌朝静謐相成候付引取候旨届』

『三月廿一日』

『松平土佐守』

先達而御届仕候通大坂町奉行跡部山城守より加勢之儀依頼、同所藏屋敷ニ差置候家来共武器等持参去月廿二日之夜山城守役宅江相越候处、至翌朝惣分静謐相成、家来共屋敷江引取候段申越候付一応御届仕候、以上

三月廿二日

松平土佐守

『同断』 \*「廿二日出、即日持出」

28【丹波亀山藩主松平信豪より届】

『大坂表徒党之者共追々召捕ニ相成候付、人数差出候用意ニ不及旨松平伊豆守より達有之候儀ニ付届』

『三月廿一日』

『松平紀伊守』

去ル三日所司代松平伊豆守殿より家来之者被召呼、去月廿三日御達有之候大坂表乱妨之者共丹波奥山ニ楯籠候風聞有之候ニ付、其模様ニ寄

山崎表江梶野土佐守出馬有之候者人数差出可申積用意可致旨御内意有之候処、右徒党之者共追々召捕ニ相成鎮候、乍併平常与申ニ者無之候得共最早右人数差出候用意ニ不及旨公用人を以御達有之候段在所役人共より申越候、此段御届申上候、以上

三月廿二日

松平紀伊守

『同断』 \* 「廿二日出、翌日持出」

### 29 【摂津高槻藩主永井直与より届】

『大坂表徒党之者共追々召捕ニ相成候付、先人数不及手当段松平伊豆守・梶野土佐守より達有之候儀ニ付届』

『三月廿三日』

『永井飛騨守』

先達而御届申上候大坂表大火変時有之、先鎮り候得共徒党之者共丹波山奥ニ立籠候風聞有之候付、人数・武器等致用意置候様松平伊豆守殿、京都町奉行梶野土佐守より茂達御座候間、人数手当仕置候処、其後追々徒党之者共御召捕ニ相成候者も有之、未平常与申ニ者無御座候得共、先人数不及手当段昨三日伊豆守殿・土佐守より家来之者江申達候、此段御届申上候、以上

三月四日

永井飛騨守

『同断』 \* 「廿三日出、翌日持出」

### 30 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

『大坂異変ニ付倉銀峠江差出候人数引取候旨届』

『三月廿五日』

『松平甲斐守』

先月廿三日申上候大坂異変ニ付南都奉行所与力より私家来江申談倉根

峠江差出候人数、南都御番所より対談之上昨九日夕八半時迄ニ不殘引取申候、此段御届申上候、以上

三月十日

松平甲斐守

『同断』 \* 「廿五日出、翌日持出」

### 31 【山城淀藩主稲葉正守より届】

『去月廿二日領分山内ニ縊相果罷在候瀬田濟之助、跡部山城守組同心中村四郎五郎見改之上同人江引渡候旨届』

『三月廿六日』

『稲葉丹後守』

去月廿二日領分河内国高安郡恩地村山内二年頃二十七、八歳位之男縊相果罷在候処、同日昼廻り之者見附候旨其段村役人共より届出候付、見改之者差出候処、大坂町奉行跡部山城守より茂組同心中村四郎五郎与申者罷越立会見改候処、腕先足裏等ニ突疵、其外面部膝頭等ニ少々宛之摺疵有之候、此者儀御尋之与力瀬田濟之助ニ有之候間直請取可申旨申聞候付、於場所右四郎五郎江同廿五日引渡候旨從在所申越候、此段御届申上候、以上

三月廿六日

稲葉丹波守

『同断』 \* 「廿六日出、即日持出」

### 32 【丹後田辺藩主牧野節成より届】

『丹後国田辺城下紺屋町伊勢屋長兵衛弟文八儀大塩平八郎学僕ニ参居、当時住所不相知候得共不容易及企候平八郎方ニ差遣置候者之儀ニ付届』

『三月廿八日』

『牧野山城守』

私在所丹後国田辺城下紺屋町伊勢屋長兵衛与申者弟文八儀大塩平八郎

学僕二参居候趣相聞候二付、右長兵衛相糺候処、大坂本町橋西詰南江入浜川大和屋与兵衛并京東洞院二条下ル処近江屋喜太郎世話ニ而平八郎方江差遣候処、当時住所不相知候趣申出候、不容易及企候平八郎方江差遣置候者之儀二付此段御届申上候、以上

三月廿八日

牧野山城守

『同断』 \*「廿八日出、翌日持出」カ

33 【阿波徳島藩主蜂須賀齐昌家来より届】 95

『於大坂及乱妨候者共領分淡路国江取渡候風説二付、穿鑿方跡部山城守達二付致僉議候処、胡乱なる者入込不申旨申聞置候書付』

『三月廿九日』

『松平阿波守』

『家来』

先達而申上置候於大坂及乱妨候者共領分淡路国江取渡候風説二付、穿鑿方之儀跡部山城守御達ニ随阿波・淡路両国共重々僉儀仕候処、胡乱なる者一切入込居不申趣於大坂去七日山城守様御役宅江御届仕候旨申越候間、猶又此段申上置候様阿波守申付越候、以上

松平阿波守内

中山源兵衛

三月廿九日

『同断』 \*「廿九日出、即日持出」

34 【撰津尼崎藩主松平忠栄より届】

『去月十九日大坂表出火并騒立二付差出候人数之儀届』

『三月晦日』

『松平遠江守』

覚

忝番手

家老	忝人
用人	忝人
目付	忝人
物頭	三人
使番	五人
馬廻	三人
武具奉行	忝人
普請奉行	忝人
大小姓	式人
医師	忝人
馬医	忝人
徒目付	式人
徒士	四人
帳付	忝人
小頭	四人
足輕	八十人
中間	五百人
大工	十人
外二大筒之者	
大小姓	五人
徒士	九人
小頭	忝人
足輕	三十式人
中間	百廿四人



式番手

家老 壹人

用人兼 目付 壹人

物頭 貳人

使番 壹人

軍師 馬廻 貳人

大小姓 貳人

医師 壹人

徒目付 貳人

徒士 十一人

帳付 壹人

小頭 貳人

足輕 三十五人

中間 二百十七人

外二大筒之者

馬廻 四人

大小姓 六人

小頭 壹人

足輕 十九人

中間 百三十二人

惣人数千七百七十七人余

去月十九日大坂表出火并騒立ニ付差出人数、右之通御座候段在所家来之者より申越候ニ付此段御届申上候、以上

三月晦日

『同断』 \* 「晦日出、翌日持出」

松平遠江守

天保八年三月(一〇冊) 「年中見合」

35 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

岡部内膳正

一、今朝大坂表火事ニ付防人数武器用意可差出旨御城代土井大炊頭并町奉行跡部山城守・堀伊賀守より申越候付、早速人数別紙之通差出申候、然処又候彼地町与力大塩平八郎起一揆及乱妨候付後攻之人数半立可致旨大炊頭方より申越候、不容易時宜ニ付先・二番手人数別紙之通差出置候旨届

別紙

式番手人数

物頭 貳人

大目付 壹人

賄役者 壹人

外科 壹人

右以下小役人・足輕等都合式百人余

但、武器長持拾四棹・琉球包五・小箱五

式番手人数

番頭 壹人

物頭 式人

大目付者人

賄役者者人

士 五拾人余

外科者人

右以下小役人・足輕共都合四百人余、右何茂火事具着用差出之

但、武器長持六棹・琉球包拾者箱・荷物十

### 36 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

同人

一、一昨十九日届申聞候大坂表火事ニ付式番手人数差出、途中より土井大炊頭迄相伺候処天王寺辺ニ而相扣候様依差図場所見繕相扣居候処、今廿一日引取候様差図ニ付不残今晚引取申候、且一番手人数者彼地屋敷ニ扣居候様是又差図有之候旨届

### 37 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

同人

一、昨廿一日届申聞候者番手人数彼地屋敷ニ残置、半方引取候様昨晚土井大炊頭依差図半方残置、則今日半方人数引取候旨届

### 38 【摂津尼崎藩主松平忠榮より届】

松平遠江守

一、去十九日卯上刻大坂天満建国寺裏与力町より出火有之、及大火候付早速彼地江人数差出御城際ニ相詰候処、追々所々江火移り、何者共不相知徒党之者鉄炮を打掛、或は拔身・鎗・長刀等を振廻し及乱防候付、

具足・弓・鉄炮を為持、早々人数差出候様跡部山城守・堀伊賀守より

相達申候、且与力大塩平八郎及一揆候付早速人数可差出旨猶又土井大炊頭より差図有之、万一手ニ及兼御城中江引込防候様ニも相成候ハ、後詰之手当勿論之旨相達候付、同夜子之刻式番手之人数甲冑・武具并大筒持参差出候処、大手江相詰候様大炊頭より相達候間、先手同様御堀際ニ固居候処、跡部山城守差図ニ而京橋口手薄故彼方江詰替候処、亦々守口辺ニ徒党之者集り居候ニ付彼地江人数差向段々及詮儀候得共屯人も無之、亦々吹田辺ニ相集候付直様駈付候得共此所ニも屯人も不相見候付京橋口江引取相固候処、同廿一日丑上刻弥鎮火、徒党之者共も何方江逃去候哉行衛相知不申穩ニ相成、先人数引取候様大炊頭より差図ニ付二番手人数者引取、一番手人数者大坂藏屋敷江残置候、尤乱心之者共手ニ及兼候ハ、切捨二いたし候様山城守相達候由在所家来之者より申越候旨届

### 39 【大坂城代・下総古河藩主土井利位より届】

土井大炊頭

一、跡部山城守組与力大塩格之助父隠居大塩平八郎・同組与力・同心五、六人、外百姓共致徒党候風聞ニ而、去十九日巳刻右平八郎天満居宅近所同組与力宅江火を掛ケ、其後棒火矢・鉄炮等打放、所々江火を掛煙上り候ニ付、早速家来火事羽織下着込着人数差出、天満橋・高麗橋・農人橋・本町橋江相廻候内、徒党之者共右場所江者不立入逃去、昨廿日戌中刻火鎮候付人数引取候旨届

40 【武蔵忍藩主松平忠彦より届】

松平下総守

一、去ル十九日朝六半時頃大坂天満 御宮御後二罷在候与力大塩平八郎於稽古場鉄炮・大筒打始、不思儀之儀二付 御宮附役人共平八郎方江可及掛合与申談候内、 御宮御別当建国寺書院屋根江四、五寸位之鉄玉落込瓦打抜、并台所小庇江玉落込候付、早速防留候得共如何之訳二候哉相分り不申候付 御宮附役人之内組之者等召連右平八郎方江罷越候処、同人方門戸を閉一切人入不申候間、隣家二罷在候与力共方江可及掛合与罷越候処、何れ茂留守之趣二付致方無之候処、弥鉄炮之音烈敷相成、 御宮甚無心元候付引取候処、平八郎居宅江火を掛、其火所々江燃移り、鉄炮ハ弥頻ニ打立候付 御宮 御神輿御立退御手当之人數早速相残、与力江掛合候而三郷火消を 御宮之後江懸ケ火防候処、其砌ハ南風強異変之程難斗候間生玉北向八幡宮之社地江 御神輿無御別條御立退、奉 御遷座、其後大西風与相成 御宮御境内四方共火移り 御本社・御拝殿・御唐門等申之刻前不殘類焼いたし、 御本地堂・御神輿庫・御中門・御詰所・御仮殿藏者不殘、 御宮御別当建国寺・下総守屋鋪共類焼いたし候段 御宮附役人共より申越候旨届

41 【伊勢津藩主藤堂高猷より届】

藤堂和泉守

一、大坂天満拝領屋敷此度類焼いたし候旨届

42 【摂津尼崎藩主松平忠栄より届】

松平遠江守

一、去十九日大坂表騒立候二付、尼崎城内手配并海岸備領分境手配等い

たし置候段在所家来之者より申越候旨届

43 【土佐高知藩主山内豊資より届】

松平土佐守

一、去ル十九日大坂町奉行組与力大塩格之助父隱居平八郎頭取、与力・同心并百姓共致徒党火矢等相用、大坂町中所々江火を掛及乱妨候付、同廿二日跡部山城守より鉄炮、其外武器等持参加勢之儀同所藏屋敷二差置候家来共江掛合有之、夫々可差向手配いたし候段注進申越候、巨細之儀者不相分候得共不容易儀二付一応相届候旨申聞候

44 【摂津尼崎藩主松平忠栄より届】

松平遠江守

一、去十九日大坂天満建国寺裏与力町より出火有之、并徒党之者騒立候付差出候人数之内一番手大坂藏屋敷江残置候処、相鎮候間引取候様土井大炊頭より差図二付、去廿二日引取候段在所家来之者より申越候二付届

45 【摂津尼崎藩主松平忠栄より届】

同人

一、去十九日大坂表出火并騒立候付差出候人数、左之通二有之候段在所家来者より申越候旨届

沓番手

家老	沓人
用人	沓人
目付	沓人
物頭	三人

使番	五人	軍師	俵人
武具奉行	俵人	馬廻	俵人
普請奉行	俵人	大小姓	俵人
馬廻	三人	徒目付	俵人
大小姓	俵人	徒士	四人
医師	俵人	小頭	二人
徒目付	俵人	足輕	三十五人
徒士	十六人	中間	貳百十七人
小頭	三人		
足輕	五十五人		
中間	貳百五十人		
二番手			
家老	俵人		
用人兼			
目付	俵人		
物頭	俵人		
使番	俵人		

外二大筒之者

人数七百七人余

馬廻	七人
大小姓	七人
徒士	六人
足輕	十人
中間	五十人

46 【肥前平戸藩主松浦熙より届】

松浦肥前守

一、於大坂表去十九日辰刻頃従天満辺出火、右者今度徒党之者共火矢等相用市中所々火を懸及乱妨候付、御城代屋敷・両町奉行所三ヶ所之内江人数差出候様申来、依之十九日夕より人数差出、翌廿日昼時過まで相詰罷在候処、同日東町奉行跡部山城守より為固罷出候様差図有之、甲冑・弓・鉄炮用意いたし相詰、同廿一日朝差図二付一先人数引取候段大坂蔵屋鋪江差置候家来之者大略申越候、猶又委細相分候上可相届候得共先届

天保八年三月(一〇冊)「覚」

47 【播磨明石藩主松平斉より韻】

松平左兵衛督

一、去ル十九日大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・

同心并百姓共致徒党、火矢等相用大坂町中所々江火を懸及乱妨候付、同所蔵屋敷ニ差置候家来人数引纏、両町奉行江罷出、差図之上所々致火防候処、翌廿日昼九時過頃差図ニ付人数引取申候由、然ル処同日夕刻跡部山城守より組同心を以右徒党之者未手ニ入不申候間、得道具を持為加勢早々人数差出候様申越候付、則武器相用山城守役宅江即刻人数猶又差出候処、翌廿一日差図之上引取申候旨申越候、尤無別条候得共武器等相用不容易儀ニ付届

#### 48 【山城淀藩主稻葉正守より届】

稻葉丹後守

一、去月廿三日京都町奉行梶野土佐守より彼地差置候家来之者呼、此度大坂表ニ而徒党及乱妨候奸賊共摂州峯山寺ニ立籠居候風聞在之、右辺八城州山崎辺手近ニ付、其次第二寄不時之人数差出候儀奉行所より達有之次第差出候様用意可致旨所司代より達も可有之候得共、手組も可有之ニ付相達候趣在所家来共より申越候付届

#### 49 【近江膳所藩主本多康禎より届】

本多下総守

一、右同断、在所同氏隼人正より申越候付届  
\* 「右同断」とは44のこと。

#### 50 【山城淀藩主稻葉正守より届】

稻葉丹後守

一、去月廿三日松平伊豆守より彼地差置候家来呼、此度大坂表出火乱妨者先相鎮候得共、大塩平八郎始頭立候者丹波奥山江引籠候趣相聞候ニ

付、殊ニ寄候ハ、東町奉行梶野土佐守山崎辺迄出張被 仰付候趣、右之場ニ相及候者改而可相達旨、一番手人数、尤武器用意、洛中ハ火事装束、野間者無差別相心得候様、猶土佐守差図請候様在所表江申遣置候様内意申達候、依之一番手人数相揃、武器等致用意置候段在所家来之者より申越候付届

#### 51 【近江膳所藩主本多康禎より届】

本多下総守

一、右同断、在所同氏隼人正より申越候付届

\* 「右同断」は46のこと

#### 52 【伊予松山藩主松平勝善より届】

松平隠岐守

一、去二月十九日辰中刻頃より大坂天満与力町より出火ニ付彼地屋敷より火消之人数差出候処、何者共不知甲冑を着、道具を携、鉄炮・火矢等相用放火及乱妨候躰相見候趣ニ而、町奉行跡部山城守組与力・同心罷越早々人数差出候様、尤乱妨之者右躰之儀故飛道具相用、手ニ余り候者共無用捨打捨候様土井大炊頭差図之趣を以申越候付、直ニ兵具相用、東町奉行所牢屋敷門前相固候内、戌刻頃又々山城守差図ニ而役宅裏手江相詰、其後御城番場入口往還相固、同廿日卯刻頃天満橋江手勢差向候様申越、則差出候処追々乱妨之者共逃去候付依差図人数引揚、同廿一日巳刻頃山城守より徒党之者押寄候躰ニ付即刻人数差出候様申越、又候人数右役宅裏手江相固候処、格別之儀も無之相鎮候付依差図手勢引取候旨彼地江差置候家来之者より申越候付届

53 【大坂城代・下総古河藩主土井利位より届】

土井大炊頭

一、大坂御城代二付領知替被 仰付候領分河州茨田郡門真三番村年寄郡次・百姓九郎右衛門儀、去ル十九日当地出火之節狼藉人江組及騷動候段相聞候付、同廿日召捕之者差遣候処何も宿先二居合不申、同廿一日郡次儀村方江罷帰申聞候者、大塩平八郎儀ハ兼而懇懇候処去十八日同人書籍取片付候間手伝ニ参吳候様申越候付、同日昼後より罷越手伝致し、其夜ハ同人方江止宿致し、翌朝ニ相成同人部屋江参候様申聞、罷越候処、大坂市中富家之者共焼払、金銀奪取、当時困窮之者共江施候間供致し候様申聞、驚入断申候処、左候得者打果候様申出、口々戸も有之、恐敷存無抛相従高麗橋辺迄附添参候得共、余り恐敷候付透有之候間逃去、河州富田村辺迄罷越段々相考候得者、狼藉之節頭立候杯相聞候而者先祖江対相濟不申、殊ニ老婆妻子等も有之候付一旦悪党江組し不容易儀致し候段者重々不埒至極恐入候得共、違背致し候得者打果候由申聞候故、不得止事附添罷越候儀ニ而如何様御答被 仰付候而も申分も無之儀ニ付、平八郎江従候訳等存候丈ケ領分撰津平野郷役場江罷出申達、召連吳候様村役人江申聞候由ニ而差出候二付、於同所一通り相糺候処前同様申聞、無抛附従候趣ニ申立候得共、不通及大事候儀ニ付手限吟味詰難相成候間去廿四日跡部山城守方江家来相添差出申候、同村百姓九郎右衛門儀も此度平八郎江相加候処、先非後悔致し自訴致し候旨庄屋召連罷出候付、一通り相尋候処是又手限之吟味難相成候付同廿七日山城守方江差出候旨届

54 【豊後岡藩主中川久教家来より届】

中川修理大夫  
家来

一、於大坂表去月十九日辰刻頃天満辺より出火之処、右者今度徒党之者共火矢等相用市中之所々江火ヲ放掛ケ及乱妨候二付、御城代屋敷并両町奉行所之内江向人数差出候様達有之候二付、同所修理大夫蔵屋敷江罷在候家来相詰居候者共召連、十九日夕より御城代屋敷江相詰罷在候処、翌廿日夕差図ニ付引取候段同所蔵屋敷江相詰居候家来之者より大概申越候、修理大夫在邑ニ付届

55 【筑前福岡藩主黒田長溥家来より届】

松平美濃守  
家来

一、於大坂去月廿日従跡部山城守美濃守同所屋敷江召置候家来江与力等を以奸賊之者共及乱法、右之者共行衛未相知、奉行所無人ニ而無用心ニ付人数差出候様、尤右者土井大炊頭差図之趣達有之、然ニ同所江召置候家来ハ非常之手当筋ニ差遣置候儀ニも無之候付、飛道具等無之候間鉄炮借用致し度旨申聞候処、先鎗持参罷出候様との儀ニ付早速同所詰家来南部七郎右衛門与申者人数召連罷出候処、於奉行所鉄炮玉菓等相渡、依差図天満橋南詰を同日終夜相固候、同廿一日晚ニ者奉行所江罷出相詰候処、依差図人数引払居候途中江又々以使者逆賊共近在を襲候歟之様ニ相聞候条急ニ引返し可申旨申越候付、七郎右衛門初一先屋敷江引取、奉行所役々同様甲冑帯即刻罷出昼過迄相詰居候処、昨夜以来相詰候事故先引取候様、模様ニより候而者又々出張之儀可申達由ニ付、何も人数引取候段同所詰従役人共申越候付届候

56 【伊予大洲藩主加藤泰幹家来より届】

加藤遠江守  
家来

一、去月十九日辰刻頃大坂天満辺より出火、右者此度徒党之者共有之由  
二而火矢等相用市中所々江火を掛及乱妨候付、御城代屋敷并両町奉行所  
之内江人数差出候様申来候間、同所遠江守蔵屋敷二詰合之家来共十九  
日夕差出、廿日飛道具持参、東町奉行所江相詰候様猶又申来罷越候処、  
天満橋口相固可申旨差函付同所二相詰罷在、同夜四時頃人数引取候旨  
申越候、遠江守在邑二付届

57 【上総飯野藩主保科正丕より届】

保科弾正忠

一、去付十九日晚六時過より大坂表出火之処追々大火二相成、翌廿日御  
鉄炮奉行御手洗伊右衛門撰津国豊嶋郡長興寺村御焰硝蔵為手当罷越、  
大坂町奉行組与力・同心并百姓共致徒党、火矢等相用同所町中所々江  
火ヲ掛及乱法候付、御焰硝蔵江為加勢人数差出候様領分同郡同郡浜村  
表二差置候家来共江申聞候間、即刻人数召連罷出候処、同日夜分二相  
成先引取、浜村二暫扣罷在候之様申聞候段彼地二差置候家来共より申  
越候付届

\*保科氏は長興寺村の領主

58 【伊予吉田藩主伊達宗翰家来より届】

伊達紀伊守  
家来

一、去月十九日辰之刻頃大坂天満辺より出火、右者此度徒党之者共有之

由二付、火矢等相用市中所々江火を掛及乱防候付、御城代屋敷并両町  
奉行所之内江人数差出候様達之趣申来候間、同所紀伊守蔵屋敷二詰合  
之家来共十九日夕差出候処、翌廿日朝引取候段申越候、紀伊守在邑二  
付届

59 【阿波徳島藩主蜂須賀斉昌家来より届】

松平阿波守  
家来

一、此度於大坂表及放火乱妨候跡部山城守組与力大塩格之助父平八郎外  
四人、并名前不知徒党之百姓・町人共行衛不相知候処、阿波守領分淡  
路国江取渡候風説も有之候間、遂穿鑿見合次第召捕可差出旨山城守よ  
り大坂表二差置候家来之者江達有之候二付、早々及手配阿波・淡路両  
国共敵敷儀申付置候旨申聞候

60 【相模荻野山中藩大久保教孝より届】

大久保出雲守

一、去月十九日大坂表所々出火之処次第及大火、翌廿日夕刻二相成谷町  
迄焼失之砌、堺奉行曲淵甲斐守火防人数を以追手前屋敷之内西手之方  
長屋一棟引倒、其所々江燃付候得共手人数二而防留候段大坂表二残置  
候家来共より申越候付届

\*大久保教孝は、天保七年十一月まで大坂京橋口定番

61 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

岡部内膳正

一、去月廿二日届申聞候大坂屋敷二残置候忝番手半方之人數、引取可申

旨土井大炊頭依差図不殘人数引取候旨届

62 【讃岐高松藩主松平頼恕家来より届】

松平讃岐守  
家来

一、去二月十九日朝五時頃大坂天満与力町より出火之処、夕七時頃今日之變時大火二付即刻御城代・両町奉行所江人数差出候様、尤手向之者有之候者打捨候而も不苦旨町奉行差図之旨松平遠江守家来より触廻状有之、尤同所者蔵屋敷之儀二付格別人数差置不申候得共早速役人共有合之人数引纏、土井大炊頭中屋敷江罷越候処、御城追手江罷越候様差図二付則罷越候処、下馬ニ而相控可申、様子次第差図可致旨二付下馬脇ニ相詰居り候、且右之趣両町奉行所江も申入、并晚方ニ至西町奉行所危由ニ付人数引分指向、裏手ニ而致火防、猶又追手扣所江引取候、且又長柄・鉄炮をも相廻扣居候内、同廿一日晚ニ至土井大炊頭家来より最早及鎮火候付引取候様差図二付人数引取候旨同所蔵屋敷詰家来共より申越候付届

63 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

松平甲斐守

一、先月廿三日京都所司代松平伊豆守公用人より京都屋敷ニ罷在候留守居之者呼出、此度變時二付一揆之者共丹波奥山江楯籠候旨風聞在之候付、今一応大坂御城代より沙汰之模様ニ寄梶野土佐守城州山崎辺江出張防候間、其辺々手当被 仰付候付、先壱番手人数丈ケ武器用意致し、今一応沙汰次第早々可差出旨伊豆守内意相達候、尤途中火事具着用、其時之模様ニ而土佐守差図次第武器具着用之積手当可致旨公用人岡本十

左衛門申聞候段彼地留守居之者より申越候二付、先壱手(番脱)五拾騎備之積を以山崎辺江人数差出致手合置候得共、当二日迄伊豆守より何等之沙汰も無之旨届

64 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

同人

一、大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百姓共致徒党及乱妨候付早々人数差出召捕可申、様子ニ寄可致出馬をも旨先月廿六日月番越前殿より家来之者呼以書付申渡候趣、当二日夕早打之者到着、依之不取敢一番手人数倉銀峠迄差出、追々人数も可差出間、差図有之候様土井大炊頭江以使番申達置候旨届

65 【撰津高槻藩主永井直与より届】

永井飛驒守

一、一昨十九日巳刻頃大坂表出火之処追々大火ニ相成、其上与力共之内一揆及乱妨候二付武器具着用、加勢人数可差出旨同日夜御城代土井大炊頭より申越候処、京都警衛之手当も有之候付多人数難差出段相断、別紙之通人数差出途中迄罷越候処、火鎮、徒党之者共逝去候付人数繰戻候様大炊頭より申越候間人数引取候旨届

別紙

惣奉行	壱人
物頭	貳人
目付	壱人
使番	壱人
給人	六人



68 【丹波亀山藩主松平信豪より届】

松平紀伊守

一、去月廿三日所司代松平伊豆守より家来之者召呼、今度大坂表大火、且変時有之、大体取鎮候得共徒党之者共丹波山奥ニ立籠候風聞有之候旨、右御城代土井大炊頭より伊豆守御申遣、弥立籠候ハ、尚又大坂表より申越次第山崎江京町奉行梶野土佐守出張可有之候間、左候ハ、忝番手武器用意、山崎江人数可差出旨沙汰可有之候付、其用意可致置段内意之旨公用人を以達有之候、且又梶野土佐守よりも同日家来之者呼出、口達書を以前段徒党及乱妨候奸賊共撰州神峯山寺ニ立籠居候風聞有之、右辺城州山崎辺手近ニ付、其次第二寄奉行所より達次第不時二人数差出可申積致用意居候様所司代よりも達可有之哉ニ候得共、手組も可有之、尤其次第二寄出役之者より申聞候者速ニ手配可致旨達有之候、依之人数相揃武器用意罷在候段在所役人共より申越候旨届

69 【丹波亀山藩主松平信豪より届】

松平紀伊守

一、去ル十九日五時大坂天満与力町大塩平八郎宅より出火、追々及大火、且変時有之、右ニ付土井大炊頭より永井飛驒守江甲冑着用加勢人数差出候様相達候趣京都ニ差置候家来之者より申越、不容易儀ニ付早速大炊頭江使者差出候处、大手御番所諸役人具足着用ニ付差出候家来之者も同様用意可致哉之旨番士江承合候处、着用可致旨差函ニ付、則相用候段在所役人共より申越候旨聞置候様勝手より申聞之

66 【播磨姫路藩主酒井忠学より届】

士 貳拾七人  
医師 一人  
小役 拾貳人  
足輕 六拾人  
惣人数三百拾人

酒井雅楽頭

一、此度於大坂徒党之奸賊放火乱妨ニ及候次第ニ付、御城代土井大炊頭より彼地ニ差置候家来之者江達有之候付早速居合之人数差出候处、徒党之賊者追々被召捕候由ニ候得共、大塩平八郎・大塩格之助・瀬田濟之助・渡辺良左衛門・近藤梶五郎・庄司儀右衛門<sup>左</sup>逝去候付、町奉行より人相書相渡、彼地船着場所等敵數可致吟味、且縦令人違ニ而茂不苦候間召捕可申旨達有之候、尤人相書彼地より早速在所江申達候由、其旨浦々江敵重ニ吟味申付、怪敷船等見請候者早速捕押候様申渡候段在所家来之者より去月廿二日之日附ニ而申越候旨届

67 【大坂山里加番・越前大野藩主土井利忠より届】

土井能登守

一、一昨十九日朝大坂天満辺より出火、翌廿日迄火鎮不申、其上徒党相企候者も有之由ニ付、同日夕差掛京橋内御手薄ニ付御定番屋敷固被仰付、尤人数召連相詰可申段土井大炊頭より達有之候付、人数召連相詰候旨届

70 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

松平甲斐守

一、当十九日辰下刻大坂天満与力町より出火之处及大火候趣二付、兼而用意之一番手人数差出候处、御城近辺迄出火、御場所柄大切之様子二有之段一番手人数より申越候付二番手人数差出、引続三番手人数倉銀峠迄差出置、使者を以翌廿日朝土井大炊頭御用筋も有之候者可申聞旨申達候处、同日九時過以書付出火最早鎮り寄三者相成候得共、折角心配人数差出候儀二付追手先迄可差出旨、尤江戸表江も言上可致段相達候、依之早々一番手・二番手人数追手先迄繰込申候、尤弓・鉄炮等致用意候趣も申達候处、此度者出火而已二も無之、異変之儀二付弓・鉄炮等早々繰込候様相達候間、差込之通追手北之方御堀際固罷在候、三番手人数重役之者引纏玉造口迄扣罷在候、同夜九時頃大炊頭家来之者場所江申聞候者追々消火ニ茂及候得共夜中之処者固居候様、何レ明朝否之儀可申達旨申聞、同廿一日晚七時過人数之内より老人差出候様申越候付使番罷出候处、追々消火ニ茂及、殊大雨二も有之候付固人数引取可申旨相達候間、廿一日夜五半時頃迄二人数追々致帰着候旨届

別紙

一番手

物頭	壹騎
使番	貳騎
目付	壹騎
注進役兼	三騎
用金方	壹人
徒目付	貳人
二番手	

三番手

番頭	壹騎
物頭	壹騎
使番	壹騎
注進役兼	貳騎
用金方	壹人
医者	壹人
徒目付	壹人
厩小頭	壹人
年寄	壹騎
物頭	壹騎
番方組頭	壹騎
馬廻	五人
大小姓	五人
武器方	三人
具足師	壹人
武器師	壹人
徒目付組頭	壹人
徒目付	壹人
用金方	壹人
中間小頭	壹人
代官手代	壹人
物書	壹人

71 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

松平甲斐守

一、於南都奉行所与力より家来江書取を以大坂表一昨日九日より大火、右者自火ニ而者無之、徒党及乱妨候者有之哉ニ風聞有之候得共取留候儀も無之候処、昨廿日夜彼地与力より及乱妨候奸賊大坂町奉行元与力大塩平八郎、同苗格之助、瀬田濟之助、同組同心渡辺良左衛門・近藤梶五郎・庄司儀右衛門、其外之者共追々敵敷捕方手配申付候処、多分逃去候哉、今以生死難分、次第二而者当地江立入候哉も難斗間、格別厚ク手配之上召捕引渡候様致度、万一及手向候ハ、其仕義次第打捨ニ取斗候而も不苦旨申越候間、和州在町敵敷致手配、国境闇峠辺、其外江与力共仲間之内出張居候、右者不容易異変之儀ニ付急速人数入用之儀茂自然有之候ハ、出役先、又者御役所より可及懸合候間、及臨時差支無之様取斗候様いたし度、丹下在府中ニ候得共兼而申越置候趣も有之候間此段及懸合置候、尤右及懸合候趣者京都町奉行江申達、在府丹下方江も可申遣、但、弓・鉄炮等品ニ寄借用之儀可及懸合も難斗候間此段も承知置候様相達候、其後南都より倉銀峠江致出役居候者共人少ニ付人数差出置候様、尚又家来之者江申聞候付、為手宛同所迄弓・鉄炮・長柄等致用意人数差出置候旨届

別紙

倉根峠迄差出置候

物頭	壱騎
使番	壱騎
目付	壱騎
長柄頭	壱騎

72 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

松平甲斐守

一、今朝申聞候一番手人数倉銀峠迄差出候旨使番を以土井大炊頭江申達置候処、乱妨之者共今以行衛不相分候得共先穩有之候間人数勝手次第引取可申、尤此上仕儀ニ寄早々人数可差出旨差図有之候付、今夕七半時過迄追々人数致帰着候旨猶又届

注進役兼	壱騎
武具方	壱人
徒目付	壱人
代官手代	壱人
徒目付組頭	壱人

73 【摂津尼崎藩主松平忠榮より届】

松平遠江守

一、去月十九日大坂表徒党之者騒立ニ付、同廿六日月番越前殿より達書之趣在所表江以早追申遣、彼地ニ而御城代土井大炊頭江家来之者罷出相候ハ、騒動之砌人数差出、殊此節者追々相鎮候事故最早人数差出候ニ者不及旨大炊頭申聞候由在所家来之者より申越候付届

74 【加賀金沢藩主前田斉泰家来より届】

松平加賀守  
家来

一、於大坂加賀守蔵屋敷詰人之者江前月十九日夕七時頃松平遠江守家来

より廻状を以兩町奉行より差図之由ニ而今朝より變時大火ニ付即刻人数差出候様、尤御城代并兩奉行所江人数相向候様申来候間、即刻同所詰合罷在候家来等火防之手配を以人数差出、堀伊賀守差図を請火防いたし、差図之上人数引揚候処、翌廿日夕跡部山城守より使者を以人数加勢并飛道具等為持差出候様申越、飛道具為持人数差出山城守御役所江相詰、同人依差図同所相堅罷在、翌廿一日差図ニより同日五時過人数引取候処、又候押返候様山城守差図申来、引返、未引取不申段同所詰人家来之者より追々飛脚を以国許江申越候段加賀守旅中より差越候旨届

### 75 【撰津高槻藩主永井直与より届】

永井飛驒守

一、一昨廿三日所司代松平伊豆守より家来之者召呼、此度大坂表大火変時有之、先鎮り候得共徒党之者共丹波山奥江立籠候風聞有之候付、殊ニ寄京都町奉行梶野土佐守出張可有之、左候者武器用意、山崎江人数可差出旨致用意置候様内意之趣達有之候、并同日梶野土佐守より家来之者呼出、前段徒党之者撰州神峯山寺ニ立籠居候風聞有之候間、右者城州山崎辺手近ニ付其次第二寄達次第人数差出可申用意致居候様所司代よりも達可有之候得共、手組も可有之、其次第二寄出役之者より申聞候者早速可致手配旨達有之候、依之人数相揃武器等用意致置候、且右ニ付而者程近之儀ニも有之候間城内手配并領分境等固手当嚴重申付置候旨届

### 76 【大坂城代・下総古河藩主土井利位より届】

土井大炊頭

一、大坂御城代ニ付領知替被仰付候領分河州茨田郡門真三番村百姓惣助・九郎兵衛・彦右衛門・伊助・惣七・惣八・磯七・又右衛門・惣兵衛・庄三郎・佐兵衛・清助・久五郎・徳兵衛・甚七、右之者共此度大塩平八郎江相加り候趣相聞候付召捕一通相糺候処、平八郎より去月初旬頃受施行候由、右恩儀も有之候付火事見舞ニ罷越候処、同村九右衛門与申者致差図葛籠様之物荷参候様申聞、違背いたし候得者打捨候杯町口ニ居候者共申聞候付逃去儀難相成、不得止事付添参候得共、余り恐敷様子ニ付思々ニ逃歸り候趣申聞候、尤又右衛門義者施行者受不申候得共九右衛門罷出候様申聞罷越候処、前同様之申口ニ有之候、撰州東成郡貝脇村百姓友七、右者前同様施行受候付罷出、葛籠様之物持参候様名所不存者申聞候ニ付、高麗橋辺迄荷参、外人足江相渡逃歸り申候、右之者共撰州平野郷於役場一通始末相糺候処、手限之吟味難相成候付昨二日跡部山城守方江家来相添差出候旨届

### 77 【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

松平甲斐守

一、昨三日夕京都所司代松平伊豆守公用人より京都屋鋪ニ罷在候留守居之者呼出候而、此度大坂變時候ニ付城州山崎辺江人数差出候様内意先月廿三日相達候処、此度之一揆之者今以悉召捕之場ニ者至り不申候得共、人数差出候ニ者不及旨伊豆守相達候由、公用人田原衛士申聞候段彼地留守居之者より申越候旨届

### 78 【丹波篠山藩主青山忠良より届】

青山因幡守

一、大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百

姓共致徒党及乱妨候付、人数差出之儀先月廿六日月番越前殿江家来之者召呼以書付被申渡候趣、早速在所表江申遣候处、当月三日相達候付、即日使役之者在所表差立人数并武器等致用意追々繰出候間、差図有之候様土井大炊頭江申達、先一番手人数別紙之通繰出、且二番手人数等も夫々致手配候段在所表より申越候旨届

別紙

一番手人数	
番頭	一人
者頭	二人
長柄奉行	一人
目付	二人
使役	一人
番士	二十人
医師	一人
右筆	一人
兵粮方	一人
同下役	二人
諸賄方	一人
同下役	一人
使徒士	二人
弓十五張	五十人
鉄炮三十五張	五十人
足輕	五十人
長柄十筋	同
同	十人
大筒二挺	

79 【安芸広島藩主浅野齐肃家来より届】

松平安芸守  
家来

一、於大坂先月廿日夜跡部山城守より安芸守同所屋敷江差置候家来方江以使者昨今之変時奸賊之者共及乱妨候付、武器用意加勢之儀頼申越候处、同所者蔵屋敷之儀ニ而鉄炮等差置不申、人少之義ニ有之候得共、急速之儀ニ付不取敢早速同所詰家来伴直三郎与申者着具用意、人数召連山城守御役所江罷出候处、鉄炮・玉葉等渡之上、依差図京橋口松之下与申所江出張、右同夜より翌廿一日朝迄相固メ候、然処引取候様依差図一同人数引取候段同所詰役人共より申越、安芸守承知致候旨届

80 【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

岡部内膳正

一、大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎頭取、与力・同心共并百姓共致徒党及乱妨候付早々人数差出召捕可申、様子ニ寄出馬をも可致旨先月廿六日月番越前殿江家来之者召呼以書付被申渡候趣、今四日早打之者到着得其意候、然処追々静謐相成候付人数手当等いたし置、土井大炊頭差図次第可致心得二候旨届

81 【丹波園部藩主小出英発より届】

小出信濃守

一、一昨廿三日所司代松平伊豆守より家来之者召呼、此度大坂表大火変時有之、先鎮候趣ニ候得共徒党之者共丹波山奥江立籠候風聞有之候付、大坂御城代より所司代江今一応沙汰有之候者京都町奉行梶野土佐守城

州山崎表江出張可有之ニ付、左候者武器用意致し置、沙汰次第一番手人数差出、模様ニ寄ニ番手・三番手加勢をも可被仰付旨、且又洛中者火事具、途中者甲冑ニ而も其様子次第武器取揃為持可申、出役之者手組も可有之ニ付其心得ニ可罷在旨達有之候、依之人数相揃武器用意いたし置候、且又右ニ付家中手配并領分境等固手当嚴重ニ申付置候旨届

82 【播磨姫路藩主酒井忠学より届】

酒井雅楽頭

一、於大坂徒党之者乱妨ニ及候付在所より人数差出召捕可申旨越前殿より二月廿六日達ニ付、其段早打を以在所江申遣候处、去ル三日申中刻早打之者致到着候付別紙之通老番手人数、同夜戌中刻ニ番手人数、四日卯刻大坂表江差立候旨在所家来之者より申越候付届

別紙

一番手

物頭	貳騎
大目付	壹騎
使番	壹騎
小荷駄奉行 兼老騎	
賄奉行	
目付	四人
賄方	三人
貝役	壹人
足輕小頭	貳人
足輕	五拾五人

内

二番手

弓組	貳拾五人
鉄炮組	三拾人
家老	壹騎
番頭	壹騎
物頭	三騎
大目付	壹騎
使番	壹騎
旗奉行	壹騎
長柄奉行	壹騎
厩小頭	壹人
小荷駄奉行 兼老騎	
賄奉行	
平士	拾騎
大筒役代	貳人
同弟子	四人
馬廻り士	貳拾人
外科	壹人
目付	六人
物書	貳人
徒士目付	壹人
賄方	四人
貝役	壹人
太鼓役	壹人

85【出雲松江藩主松平齊齋より届】

松平出羽守

番改物書 老人  
 馬乗 三人  
 足軽小頭 三人  
 足軽 八拾五人  
 内  
 弓組 貳拾五人  
 鉄炮組 六拾人

岡部内膳正

一、昨四日届申聞候通大坂表江人数差出之儀土井大炊頭迄猶又相伺候処、追々静謐相成候付最早人数差出二不及、併異変之義有之候得者差出候様差図有之候、依之人数手当いたし置候旨届

83【和泉岸和田藩主岡部長和より届】

84【加賀金沢藩主前田斉泰家来より届】

松平加賀守  
家来

一、当月十日届申聞候於大坂跡部山城守依差図同所加賀守蔵屋敷詰人数家来之者前月廿一日五時過一先引取候上、重而同人差図之趣二付又候押返御役宅江相向、何方江人数可差向哉差図有之候様申聞候処、暫門内ニ休息可罷在旨挨拶有之、猶又長屋統溜所ニ扣居候様重而差図ニより扣居候処、追々諸家より加勢有之候間前晚より相固罷在候向者引取罷帰候様差図二付、廿一日夜六時頃人数引揚罷帰候段同所詰人家来之者より国許江注進申越候段重而国元より差越候付届

86【播磨姫路藩主酒井忠学家来より届】

酒井雅楽頭  
家来

一、去ル朔日申聞候通大坂市中放火乱妨之者有之候付、町奉行跡部山城守より去月十九日彼地ニ差置候雅楽頭家来之者江達有之、火防人数差出、翌廿日夕同所より使者を以残党防為手当武器用意罷出候様頼申来候付、右家来之者甲冑之上火事羽織着用人數召連、鉄炮為持、同夜中罷出天満橋北詰相固、翌廿一日引取候、同廿二日八時頃より又々差図ニ而同様罷出東奉行所表庭先相固居候処、在所より蔵屋敷為固人数差

一、於大坂先月廿二日出羽守同所屋敷ニ差置候家来江跡部山城守用人より大坂市中乱妨之者共追々取鎮候得共、未首謀之者不被召捕儀二付不意之儀も難斗候間同日暮時頃より人数召連罷出、奉行所御役宅内固メ可申旨山城守頼申聞候段申越候、然処同所ニ差置候家来之儀者非常手当之筋も無之、乍聊弓・鉄炮・長柄等之者召連、則右刻限より同所詰家来大野丹助与申者甲冑之上江火事羽織着用罷出候処、奉行所後北手粗藏之処甚手薄ニ候間固メ候様与力を以差図二付、直ニ同所江罷越固メ罷在候処、又々与力を以今晚者酒井雅楽頭家来固メも有之候間右之場所与陣替可致旨二付、奉行所後手馬場并庭先之所折廻江人数召連罷越、雅楽頭家来与致陣替終夜相固候処、翌廿三日朝固之儀者際限も無之儀ニ候得者先今日切ニ而相止、尤未首謀之者生死不相分、自然残党乱入可有之も難斗候間、其節者又々出張之儀達可有之間今日者先引取候様山城守申聞候二付、人数召連引払候段同所詰役人共より申越候旨届

越候旨申出候処、早速右人数差出同所西之方靱藏相固候様頼二付、松平出羽守人数与入代り右場所相固候而廿三日朝引取申候、然処山城守家来より追々取鎮り候付、最早出向二不及候得共此後異事可有之も難斗候付、其節者差図不相待罷出候様申来候旨右家来より申越候段届

### 87【摂津高槻藩主永井直与より届】

永井飛驒守

一、家来在所二罷在候服部奥助次男服部末次郎与申者当酉十三歳罷成、右之者共未年より大坂町奉行組与力大塩格之助父隠居平八郎方江学問為修行罷越居候処、去月十九日朝平八郎居宅より鉄炮打出及騒動候付同人宅逃出、同日夕親奥助方江罷帰候間、得与様子承候処、幼年之義殊之外恐懼致し候様子ニ而申口前後不都合之義、尤右騒動之趣意等素より存知不申候趣申出候得共、不容易及企候平八郎方二罷在候者之儀二付、同月廿九日大坂町奉行跡部山城守江右末次郎儀如何可致哉之段家来之者より相伺候処、差出候様差図有之候付、当月三日右奉行所江差出候処、一通尋之上吟味中家来三嶋源之丞并親奥助兩人江預置候段申渡候、依之在所表江一同引取候旨届

### 88【近江膳所藩主本多康禎より届】

本多下総守

一、去ル七日助御用番和泉守殿江御届申聞候大坂表徒党之者共丹州奥山辺ニ立籠候哉二付、人数揃置候様松平伊豆守・町奉行梶野土佐守より相達候付、人数手当致し置候処、其後追々一揆之者共召捕ニ相成候者も有之、未平常与申二者無之候得共先加勢人手当二不及候段去ル三日伊豆守・土佐守より家来之者江申達候段在所同氏隼人正より申越候旨

届

### 89【播磨姫路藩主酒井忠学家来より届】

酒井雅楽頭

一、去十一日届申聞候通大坂市中乱妨之者為捕押在所より当月三日・四日両日二一番手・二番手人数凡千五拾六人差立候処、大坂表ニ差置候家来之者より急便を以乱妨之者相鎮り静謐ニ相成候付、人数差越候而者却而人氣ニ茂相障り可申旨跡部山城守より内達之趣在所家来之者江申越候段同四日明石駅宿陣之場所江相達候得共、諸家より人数入坂之趣も及承候付二番手人数兵庫駅迄相進、一番手者西宮駅ニ相扣、人数進退之儀御城代土井大炊頭江彼地ニ罷在候家来之者より為相伺候処、同七日大坂表静謐ニ相成候付人数繰込ニ不及、両駅より引揚可申、此後異変之儀も有之候ハ、早速人数差出可申旨大炊頭より差図有之候段相達候付、則人数引取候旨在所家来之者より申越候旨届

### 90【武蔵忍藩主松平忠彦より届】

松平下総守

一、大坂天満 御宮去月十九日類焼二付、神輿生玉北向八幡宮社地江御立退奉御遷座候段去月廿九日届申聞候処、境内ニ而 御修殿仕組致出来候付、当月五日 御修殿江 神輿無滞 還御奉 御遷座候段 御宮附役人共より申越候旨届

### 91【土佐高知藩主山内豊資より届】

松平土佐守

一、先達而届申聞候通大坂町奉行跡部山城守より加勢之儀依頼、同所藏



屋敷へ差置候家来共武器等持参去月廿二日之夜山城守役宅江相越候処、至翌朝惣分静謐相成、家来共屋敷江引取候段申越候付一応届

95【山城淀藩主稻葉正守より届】

稻葉丹後守

92【丹波亀山藩主松平信豪より届】  
松平紀伊守  
一、去ル三日所司代松平伊豆守より家来之者召呼、去月廿三日達有之候大坂表乱妨之者共丹波奥山ニ楯籠候風聞有之候ニ付、其模様ニ寄山崎表江梶野土佐守出馬有之候者人数差出可申積用意可致旨内意有之候処、右徒党之者共追々召捕ニ相成鎮候、乍併平常与申ニ者無之候得共最早右人数差出候用意ニ不及旨公用人を以達有之候段在所役人共より申越候旨届

96【丹後田辺藩主牧野節成より届】

牧野山城守

93【摂津高槻藩主永井直与より届】

永井飛驒守

一、先達而届申聞候大坂表大火変時有之、先鎮り候得共徒党之者共丹波山奥江立籠候風聞有之候付、人数・武器等致用意置候様松平伊豆守、京都町奉行梶野土佐守よりも達有之候間、人数手当致し置候処、其後追々徒党之者共召捕ニ相成候者も有之、未平常与申ニ者無之候得共、先人数不及手当段昨三日伊豆守・土佐守より家来之者江申達候旨届

97【阿波徳島藩主蜂須賀斉昌家来より届】

松平阿波守

家来

94【大和郡山藩主柳沢保泰より届】

松平甲斐守

一、先月廿三日申聞候大坂異変ニ付南都奉行所与力より家来江申談倉根峠江差出候人数、南都御番所より対談之上昨九日夕八半時迄ニ不残引取候旨届

一、先達而申聞置候於大坂及乱妨候者共領分淡路国江取渡候風説ニ付、穿鑿方之儀跡部山城守達ニ随阿波・淡路兩國共重々僉儀致し候処、胡乱なる者一切入込居不申趣於大坂去七日山城守役宅江届いたし候旨届

松平遠江守

式番手

家老	壹人
用人	壹人
目付	壹人
物頭	三人
使番	五人
馬廻	三人
武具奉行	壹人
普請奉行	壹人
大小姓	貳人
医師	壹人
馬医	壹人
徒目付	貳人
徒士	四人
帳付	壹人
小頭	四人
足輕	八十人
中間	五百人
大工	十人
外二大筒口者 <small>(念之)</small>	
大小姓	五人
徒士	九人
小頭	壹人
足輕	三十貳人

去月十九日大坂表出火并騒立二付差出候人数、右之通二候段在所家来之者より申越候旨届

惣人数千貳百七十七人余

中間	百貳拾四人
家老	壹人
用人並	
目付	壹人
物頭	貳人
使番	壹人
軍師	
馬廻	貳人
大小姓	貳人
医師	壹人
徒目付	貳人
徒士	十一人
帳付	壹人
小頭	貳人
足輕	三十五人
中間	二百十七人
外二大筒之者	
馬廻	四人
大小姓	六人
小頭	壹人
足輕	十九人
中間	百三十二人

表『大坂一揆諸家届写』と『諸用留』の掲載記事の対照

乱妨届書	月・日	表題	諸用留	
			史料番号	掲載箇所／備考
①	2・28	播磨姫路藩主等へ申渡届	—	
②	2・21	大坂目付中川半左衛門書状	—	
③	2・19	和泉岸和田藩主岡部長和届	35	「年中見合」
④	2・21	和泉岸和田藩主岡部長和届	36	「年中見合」
⑤	2・22	和泉岸和田藩主岡部長和届	37	「年中見合」
⑥	2・29	武蔵忍藩主松平忠彦届	40	「年中見合」
⑦	2・29	摂津尼崎藩主松平忠荣届	44	「年中見合」
⑧	2・28	摂津尼崎藩主松平忠荣届	38	「年中見合」
⑨	2・29	摂津尼崎藩主松平忠荣届	34・45	「年中見合」
⑩	—・—	播磨姫路藩主酒井忠学届	2・66	「届留」・「覚」
⑪	—・—	大坂城代・下総古河藩主土井利位届	39	「年中見合」
⑫	2・23	大和郡山藩主柳沢保泰届	6・70	「届留」・「覚」
⑬	2・23	大和郡山藩主柳沢保泰届	7・71	「届留」・「覚」
⑭	3・2	大和郡山藩主柳沢保泰より初鹿野河内守宛書状	4・68	「届留」・「覚」
⑮	3・4	播磨明石藩主松平齐韻届	47	「覚」
⑯	2・28	大坂城代・下総古河藩主土井利位届	53	「覚」
⑰	3・5	伊予松山藩主松平勝喜家来届	52	「覚」
⑱	3・5	山城淀藩主稲葉正守届	50	「覚」
⑲	3・7	近江膳所藩主本多康禎届	49・51	「覚」
⑳	3・6	筑前福岡藩主黒田長溥家来届	55	「覚」
㉑	3・10	丹波篠山藩主青山忠良より村上大和守宛書状	14・78	「届留」・「覚」
㉒	3・3	大和郡山藩主柳沢保泰届	64	「覚」
㉓	3・3	大和郡山藩主柳沢保泰届	63	「覚」
㉔	3・—	讃岐高松藩主松平頼恕家来届	62	「覚」
㉕	3・3	大和郡山藩主柳沢保泰届	8・72	「届留」・「覚」
㉖	3・4	大和郡山藩主柳沢保泰届	13・77	「届留」・「覚」
㉗	3・11	安芸広島藩主浅野齐肃家来届	15・79	「届留」・「覚」
㉘	3・3	大坂城代・下総古河藩主土井利位届	12・76	「届留」・「覚」
㉙	3・11	丹波園部藩主小出英発家来届	17・81	「届留」・「覚」
㉚	3・12	播磨姫路藩主酒井忠学届	18・82	「届留」・「覚」
㉛	3・4	和泉岸和田藩主岡部長和届	16・80	「届留」・「覚」
㉜	2・21	大坂目付代中川半左衛門家来書状	—	
㉝	3・27	山城淀藩主稲葉正守届	95	「覚」
㉞	3・19	播磨姫路藩主酒井忠学届	25・89	「届留」・「覚」
㉟	—・—	丹波篠山藩主青山忠良届	—	
㊱	3・27	大坂城代・下総古河藩主土井利位届	—	

備考：⑬は6・70と7・71の「人数届」をあわせて記載。⑭初鹿内河内守(信政)は大目付。4・68は書状ではないが⑭と同内容。㉒村上大和守(義雄)は大目付。㉟は「右同断」とのみ記載。

畿内・近国藩

## 播磨山崎藩本多家の藩政文書

岩城卓二

### 調査の概要

本科研では、公益財団法人山崎本多藩記念館の全面的な協力を得て、八代藩主忠鄰が大坂城守衛役を務めた時代の藩政日記を中心に写真撮影・デジタルデータ化を行った。調査にご協力いただいた小林日出男氏・横井時成氏をはじめ記念館のみなさま、兵庫県宍粟市教育委員会のみなさまには、ここに記して謝意を表したい。

収集したのは、天保五年（一八三四）江戸・国元、天保六年大坂・江戸・国元（大坂・国元は宍粟市教育委員会より撮影データを提供）、天保七年江戸・国元、弘化二年（一八四五）大坂・江戸・国元、弘化三年江戸・国元、安政六年（一八五九）国元、万延元年（一八六〇）大坂・江戸・国元、万延二年大坂・江戸・国元、文久二年（一八六二）大坂・江戸、文久三年江戸・国元、元治二年（一八六五）江戸、慶応二年（一八六六）大坂・国元の計二四冊のデジタルデータである。天保五年分以外は、一冊の全データである。

すでに山崎藩の大坂日記は、『徳川大阪城関係史料集』三・四・七・八二〇〇〇～二〇〇五年）に翻刻されているが、忠鄰は天保六年にも大坂加番を拝命しており、そのときの大坂日記は表紙が欠損していたため、大坂日記と判断されず、同史料集では翻刻の対象とならなかった。そこで、天保六年八月より一年間の加番記録である大坂日記について、藪田貫「宍粟山崎藩天保六年大坂在番日誌（一）（二）」（兵庫県立歴史博物館

紀要『塵界』二八・二九、二〇一七・一八年）が翻刻した（未完）。弘化二年・安政七年・文久三年の江戸・国元日記についても翻刻データは作成したが、一年分だけでも大部のデータになるため、公開方法については、今後、記念館と相談しながら考えていきたい。

山崎本多藩記念館・宍粟市との連携・協力と、研究の社会還元も本科研の目的であり、デジタルデータは、複製を作成の上、すべて記念館に寄贈した。また、宍粟市の宍粟学講座（二〇一五年十月十日・二〇一七年十月二十一日）、たつの市立龍野歴史文化資料館の記念講演会（二〇一七年十月二十二日）において、岩城卓二・藪田貫が市民を対象とする講演を行った。さらに、宍粟市広報において、本多家の藩政日記の歴史的意義について解説した。

記念館には、藩政日記以外の文書も所蔵されていることは知られていたが、本科研の調査によって、約四七〇点の未整理文書が確認された。確認は、二〇一七年十二月であったため、当初計画の科研終了二〇一八年三月末までに目録作成を終えることができなかった。そこで期間の延長申請を行った。

整理を終えた文書には、本多家入封当初の文書、山崎県関係文書、明治三〇年代の華族の生活が窺える文書等々、今後の山崎藩・本多家研究に資するものが多い。目録は未完であり、他に書物が残されているが、大半の文書は整理を終えた。また、美術品については、本科研の協力者である大阪城天守閣の宮本裕次氏のご指導を賜り、保存環境を整備した。

## 一 山崎藩本多家の藩政日記

播磨国を治めた幕藩領主は、幕府の全国統治の戦略上、一七世紀には何度か交代する。一八世紀に入っても播磨国内で最大の所領高を有する姫路藩主は寛延二年(一七四九)に酒井家が入封するまで交代するし、御三卿領や、幕閣入りした大名の飛び地領などが設けられ、変動はみられるが、幕政の安定とともに次第に定着していった(『兵庫県史』四、一七九九年)。

一八世紀半ば以降の播磨国には、一五万石の所領を有した姫路藩酒井家の他、六万石以下の明石藩松平家(後に八万石)・龍野藩脇坂家(五万三〇〇〇石)・赤穂藩森家(二万石)・及井濃(三日月)藩森家(一万五〇〇〇石)、そして一万石の安志藩小笠原家・小野藩一柳家・林田藩建部家・三草藩丹羽家・山崎藩本多家といった諸藩領が所在した。国高が五〇万石をこえる大国というものの、たくさんの中小藩領と幕府領が所在する播磨国の所領配置は、畿内・近国の特徴をよく示している。

これら小藩領の藩政や所領支配に関わる文書は、萩・岡山・熊本などの大藩に比べると数量では劣るものの、一定数残されており、自治体史をはじめ研究蓄積もある。延宝七年(一六七九)に大和国から播磨国に移り、宍粟郡山崎に陣屋を構え、初代忠英より九代忠明まで一万石を治めた山崎藩本多家は、その代表であろう。

山崎藩の藩政については、『山崎町史』(兵庫県山崎町(現在は宍粟市)、一九七七年)に詳しく、近年では菅良樹『近世京都・大坂の幕府支配機構』(清文堂出版、二〇一四年)が、万延・文久期に大坂定番を務めた山崎藩主本多忠鄰を例に、定番の職務の実態を明らかにした。

これらの諸研究で主に利用されてきたのは、公益財団法人山崎本多藩

記念館所蔵の資料である。この資料については井出正信『江戸の侍グッズコレクション』(里文出版、一九九八年)や、たつの市立龍野歴史文化資料館二〇一七年度企画展図録『揖保川流域のサムライ』(たつの市立龍野歴史文化資料館、二〇一七年)で紹介されてきたが、文書類のなかでよく知られているのは藩政日記であろう。この藩政日記については、『東京大学史料編纂所報』四八(二〇一二年)で、幕末期の藩政日記が紹介されている。

藩政日記は、表1に示した通り、「覚帳」と名付けられ、天明元年(一七八一)から慶応二年(一八六六)まで江戸・国元・大坂で作成されたものである。天保五年の江戸日記は二分冊、他に年末詳の国元日記が一冊、写と思われる慶応二年の大坂日記が一冊の計七九冊である。

江戸・国元の日記は、一年一冊である。ただし、天保五年の江戸日記のみ二分冊で、正月より七月で一冊、八月より十二月までで一冊となっている。表紙に「天保五年八月ヨリ」と記される後者は、一丁目は最初に七月晦日、続いて八月朔日の出来事が記されていることから、冊子に仕立てる際、二分冊にしたものと思われる。

残念ながら藩政時代に作成された日記のすべてが残されているわけではなく、天保五年の二分冊をあわせて四二冊が残される江戸日記も、もともと古い天明元年以降、寛政二年(一七九〇)から寛政十二年、文化元年(一八〇四)から天保元年(一八三〇)年分を欠き、弘化四年(一八四七)から安政元年(一八五四)も二年分のみである。天明元年から慶応二年(一八六六)まで八六年間の半分程度が残されていることになる。

国元日記は、享和四年(一八〇四)以降、年末詳分をあわせて三〇冊が残されている。天保二年をはじめ二六年分が江戸日記と重なり、江戸と国元の双方から山崎藩政の動向が知られることは、藩政研究にとって貴

重であろう。一方で、嘉永二年（一八四九）、四、五、六年、安政元年は、江戸・国元の日記がともに欠如している。嘉永六年はペリーの浦賀来航、安政元年（嘉永七年）十一月に安政に改元はプチャーチンの大坂湾来航と、外交問題で激震が走った年次であるが、兩年の日記は欠如している。

江戸・国元の日記にはそれぞれ通し番号が付されている。江戸日記であれば、天明元年には「三拾六」、元治二年には「百二十」と記されている。また二分冊である天保五年はともに「八十九」である。通し番号は一年に対して一番が付されていることから、江戸日記は延享三年（一七四六）より作成されたと考えられる。国元日記は、享和四年に「百」と記されていることから、江戸日記より早く、宝永二年（一七〇五）に作成が始められたことになる。

## 二 御用部屋日記としての藩政日記

山崎藩の藩政日記とは、どういう文書なのであろうか。弘化二年（一八四五）を例に考えていこう。

弘化二年の藩主は本多忠鄰であり、天保十四年五月から大番頭に就任していた。弘化二年、藩主忠鄰は正月より在江戸であり、大坂在番を務めるため、七月二十八日に江戸を出立し、八月十三日に大坂に到着する。そして十六日、大坂城に入城した。つまり、弘化二年の国元日記は、藩主不在時の日記ということになる。

さて、日記は、表紙に「弘化二乙巳年正月より年中 覚帳 百四十一」と記され、二七一丁にわたって、次のように日々の出来事が記載される。

弘化二巳年正月

- 一、元日、辰之刻揃二而御家中一統御屋鋪江罷出、年頭御祝詞申上候
- 一、川向小針忠太左衛門・杉尾仁助、年頭為御祝詞当役宅江罷越候
- 一、二日、御留主中ニハ候得共、御近例通り今五ツ時揃にて百姓・町人御礼有之、当役罷出、御奉行出席、尤献上物無之事
- 一、三日、胡次郎様并御家中若手之面々、五ツ時揃にて鉄炮打初、弓射初、鎗劔遣初有之候
- 一、御武器方より鹿革御用之由兼而申立有之、旁以明後五ツ時揃二而川戸山辺江拔狩罷越候付、左之面々新御門揃罷越可申旨書付認、御横目江相達候、尤雨天日送之事

元日に幕府の出張役所がある「川向」の小針忠太左衛門・杉尾仁助が年頭礼のため「当役」の屋敷を訪問したこと、二日の領内百姓・町人の年頭礼に「当役」が出向いたことが記されているが、「当役」とは家老のことであり、家老が関わった諸事について右筆が記したものが「覚帳」と名付けられた藩政日記である。国元の家老は複数人いたと思われ、月番で務めたものと思われる。

ほぼ毎日の諸事が記載されているが、九月二十七日条に、「廿四日之落、今朝槍術為見分中御門下稽古場へ罷出申候、尤御横目茂罷出候」とあるように、書き落とした事柄は後日に記された。また、日記の記載を担当する右筆が交代すると、字体が変わっている。

家老は複数人いたが、「当役兩人共鳥屋場壺ヶ所ツ、拝領被 仰付候段、御意申来候」（十月七日）とあることから、弘化二年の国元では二人の家老が職務にあたっていたと思われる。家老は近隣諸藩の家老への年始状の送付（正月四日）、藩主家族が暮らす西屋敷への御機嫌伺い（三月十八日）、家祖本多忠勝の次男で、大坂冬の陣で戦死した忠朝の法要参列（五月七日）

など、藩の代表としての職務を務め、領内村の山論では奉行・代官などを率いて見分することもあった(四月二日)。また、藩の学問所で講義を受講したが(三月二十四日)、主たる職務は奉行・横目など各役職からの伺いへの回答・指示などであった。

「山岡平助父子御用之義有之候段、御横目を以申達、則罷出候二付、兩人共御用部屋江呼候而、平助無滞相勤、倅重太郎相募候二付、御仲ヶ間江被召出、御扶持方式人分被下候段申達候」(十月二日)と、家老は「御用部屋」で職務にあたった。「御用部屋」は、元日に家中一統が集まった「御屋鋪」(陣屋)内に設けられていたと思われる。

「御用部屋」は、江戸藩邸、そして藩主が大坂に居るときは大坂にも設けられ、たとえば大坂で作成された日記の表紙には「從弘化二乙巳年八月至三丙午年七月 大坂御在番中覚帳 表御用部屋」と記されている。御用部屋では家老以外の重職も職務にあたっていた可能性もあるが、とりあえず「覚帳」と名付けられた藩政日記は、家老が関わった事柄を中心に記載されていると理解しておきたい。

「御武器方」よりの「申立」があったことをうけ、正月三日に鹿狩の実施を横目に「達」しているように、家老は家中や各役職に指示を下した。鹿狩には家中のうち横目以上のものと、鉄炮・弓の力量を認められたものを加えた二〇〜三〇人程度の家中が参加を命じられたが、それは書付に認められ、家老の指示をうけた横目が参加者に通達している。

家老が諸事を通達する場合、「多賀宗太不快之処今日出勤に付、御用部屋江呼候而両御役共無滞出精相勤候付、御用人格二被 仰付、勤向ハ是迄之通りと申達候」(正月二十七日)と、一定の格式以上の家臣の役職任命では本人を呼び出し、直接、家老が通達したが、多くの場合は鹿狩と同じく、奉行・横目などを介して通達・指示されている。

家老には、次のように日々、奉行・横目などから「申聞」があった。

一、西新町役人共より夜前五ツ時前、当町前野善太夫門口少し西之方ニ当才之男子捨置有之候二付、年寄門前屋万助方ニ而大切ニ仕罷在候、然ル処、門前村平兵衛与申者右始末承り早速罷越、貰請養育仕度段申聞候二付、町役人共申談之上差遣度旨願出候間、捨主精々致穿鑿、相知不申候ハ、願出之通望之者江遣候様可相達哉之旨御奉行申聞、其通与申達候、尤着類等之品書も有之候得共御奉行方ニ有之候故爰略ス

図1に示したように、門前村平兵衛に捨て子の養育を任せる西新町の願い①②をうけた奉行の、「願出之通、望之者江遣候様可相達哉之旨」という「申聞」③に対して、二月十二日に家老が「其通与」奉行に達している④。

この捨て子一件では、捨て子が発見された西新町の町年寄門前屋万助が捨て子を保護していたところ、門前村平兵衛が養育願いたため①、「町役人共申談」のうえ、陣屋町を支配する奉行に「差遣度旨願出」ている②。そして奉行は、捨て主の発見に努めた上で、見つからなければ平兵衛に養育させてよいかという自らの判断を示した上で、家老に指示を仰いでいる③。西新町の町役人の相談と、奉行の判断を経て家老へ「申聞」という手順がふまれているように、領内や家中で生じたすべての案件が家老に「申聞」となり、家老が判断を下すわけではない。町村、そして担当役人の判断のみで処理される案件も少なくなかったと思われる。この一件については、現在のところ所在は確認できないものの、西新町の町役人文書や、「着類等之品書も有之候得共、御奉行方ニ有之候故爰



略ス」とあるように、奉行のもとで作成される文書にも経緯が記されたことは疑いない。家老が関わる案件を中心に記す藩政日記は、山崎藩政を検討するための重要文書ではあるが、当然、これだけで藩政の全体像を知ることはできない。町村文書や奉行・横目などの役職ごとに作成されていた文書と連関させた研究が必要であり、その所在調査と保存が望まれる。

捨て子一件では、家老が判断を下しているが、多くの事案は、次のように奉行などの「申聞」を、家老が「承届」ことで済まされている。

一、寺町大丸屋宗助与申者先年より為家業馬差置、御用も相勤候処、不仕合ニ而毎々馬相果、引替 等家内多ニ而必至と難渋仕候ニ付、何卒晴天一 日之稽古角力被成下 御免候ハ、右角力を 以馬相求渡世仕度旨願出候之段御奉行申聞、差 障筋も無之ニ付承届候

二月一日、寺町大丸屋宗助の「稽古角力」興行の許可の可否についての奉行からの「申聞」(①)に対して、家老が「差障筋も無之」につき「承届」(②)、つまり承知したことで、この案件の処理は完了している。

弘化二年の国元日記において二二〇例を数える「承届」の案件は、「例年之通若手之者共獅子舞前芸ニ俄狂言為仕度旨願出候段御奉行申聞、承届候」(八月二十七日)と、「承届」で結ばれており、その後、新しい展開は確認できない。数例ではあるが、先の西新町捨て子一件と同じように「御奉行申立候ニ付承届、其通与申達候」(正月十八日)と、「其通与申達」したことや、「無余儀趣ニ相聞候間、承届候」(二月九日)と記されている案件もある。こうした文言が右筆による違いであるのか、処理の仕方の

違いによるものなのかは不明であるが、やはりその後、その案件が新しく展開したことは確認できない。

以上のことから、「承届」となった案件は、奉行・横目などの「申聞」通り、日記の表記を借りると「其通与申達」したことで、処理が完了したことを意味すると考えられる。

これに対して、家老が「承届」を留保した場合は、次のように「承置」と記されている。

一、岩崎収碩より私居屋敷兼而風当テ強、大風之節者甚心配仕候、右二付曲り附候得者本屋之強ミニ可相成義二付、先年奉願、右曲り附候地向拝借仕罷在、普請仕度与心掛居候得共、貧窮者ニ而未得不仕候、然ル処此度岡橋又兵衛儀、拝借屋敷江引移候間、何卒可相成儀ニ御座候者同人跡屋敷拝借仕度、尤御用之節ハ何時ニ而も元屋敷江引取可申候段以支配方相願、承置候

図2に示したように、家中岩崎収碩が拝領屋敷への引越を支配方に願い出したことをうけて支配方が家老に願う(①)、という手続きを踏んだこの案件に対して、家老は「承置」(②)とした(九月二十一日)。それは拝領屋敷に関わる案件は藩主の意向を確認する必要があるためで、在坂中の藩主忠鄰の了解が得られた十月七日、家老は支配方に次のように達した。

一、岩崎収碩より居屋敷兼而風当テ強難渋之趣にて、岡橋又兵衛跡屋敷拝借仕度段先達而相願候旨、大坂表江達 御聞候処、願之通拝借被成 御聴候段以支配方申達候

「大坂表江達 御聞」(③)したところ、藩主忠鄰より「願之通拝借被成 御聴候」(④)と、藩主の意向の確認が行われたことが知られ、これが支配方から岩崎収碩に達せられている(⑤)。

十一月七日に「岩崎収碩、今朝拝借屋敷江引移候之段相届候旨、支配方申聞候」と、引越の完了が支配方から報告されたが、こうした報告案件の場合は「支配方申聞候」、「奉行申聞候」などで結ばれ、「承届」は付されていない。「申聞候」で結ばれている場合も「承届」と同じく、奉行・横目などの報告を承認した案件と考えられ、これらの案件を「承届」二二〇例に加えると、家老に上がってくる案件の大半は「承届」に相当するものであったことがわかる。

一方、「承置」は二〇例に止まることから、日常業務は奉行・横目など各役職に任せられ、家老はそれを承認するというのが、山崎藩政のあり方であったといえる。この点からも、藩政日記のみで山崎藩政を知るには、各役職のもとで作成された文書の調査・研究が不可欠といえよう。

家中や領民に奇特な振る舞いがあった場合は、「御祈禱御札差上候之趣 達 御聴候処、御満足 思召候段、御意申達候」(二月十七日)と藩主に報告され、本人に御意が達せられることもあった。また、拝領屋敷の案件と同じく、家中の養子縁組・婚姻・改名などは、藩主が在江戸であつても、「御横目を以相願候趣、江戸表へ達 御耳候処、願之通被 聞 召届、其段申達候」(二月六日)と、江戸の藩主へ報告され、意向が確認されている。

家中・領内に通達する触書を作成したり、通達を指示することも家老の職務であつた。たとえば、「於江戸表御法事有之候、爰元二而茂御回向有之候二付、左之触書認、御横目・御奉行江相達候」と、江戸藩邸から

藩主家の法要を知らされた家老は、鳴物・音曲・殺生の停止を命じる触の作成に関わり、横目と奉行に通達を指示している(二月十二日)。また、江戸藩邸から報知された幕府の触や、西国支配に関わる大坂城代の触についても「大坂表より相廻り候二付、写認、御家中・郷町相触候様御横目・御奉行江相達候」(九月十二日)と、書写と通達を指示している。

これらでは家老が中心になって触が作成・通達されているが、それは臨時的なもの、あるいは公儀触であり、通常における家中・領内への触の作成・通達について、家老がどの程度関与していたのか、弘化二年の藩政日記からは知られない。横目・奉行などからの「申聞」を「承届」、あるいは「承置」、藩主の意向を確認した上で通達されたのか。藩政の展開を知るうえで重要な触の作成過程を明らかにすることも今後の課題となろう。

一、御築御益銀、旧臘勘定書差出候通、錢百八拾三匁分三り国益方より差出候付、受取書相渡候、尤右者御積金之内江入置候

前年十二月に築運上銀の勘定書が提出され、家老はそれを一覧していたが、二月七日に勘定書通りの運上銀が国益方より差し出されたため、家老は受取書を渡し、「御積金」に加えている。「岡橋次郎兵衛方丑二月より同六月迄御賄金・御臨時金、同断寅六月より卯六月迄御賄金、御臨時御役成・御縁談金、受払勘定書替共是又都合三通、山岡平助より差出候二付夫々遂一覽候」(二月十七日)と、家老は、各役職から諸勘定の報告を受けた。また、「生田八十四郎・木村純平より、卯十月より辰九月迄新御蔵皆済勘定書替老通、御奉行を以差出、右一覽申候」(五月七日)と、天保十四年(一八四三)十月から弘化元年(一八四四)十月までの年貢皆済

についても奉行から報告を受けており、家老が藩財政を掌握していたことも知られる。

御用部屋における、主には家老の職務に関わる事項が記されるという藩政日記の性格は、藩主在国時も変わらない。

雁木坂加番を拝命し、大坂城入りする前に一時的に帰国した忠鄰在国中の天保六年（一八三五）国元日記六月二十日に、次のような記載がある。

一、片桐内蔵治、去秋八月江戸表出立之節用心金拝借仕罷帰候、着早々上納可仕処其儀無御座、此節心附承合候処、未上納不仕候ニ付不取敢上納仕候、早速相納、其段御届可申処、右之至儀甚不都束之次第何共奉恐入候、依之差扣罷在候段御横目を以申聞候ニ付、承置、夕方達 御聞候処、不及其儀旨被 仰出、其段以御横目申達候

先述したように、藩主の意向を確認する必要がある案件において、家老は家中からの「申聞」を「承置」、指示を仰いだ後に、それを達した。それは藩主在国中も同じであり、横目の「差扣」という「申聞」を家老は「承置」、忠鄰に「達 御聞」したところ「不及其儀旨被 仰出」たので、それを横目に「申達」している。

### 三 家中の動向と御用状の送受信記録

藩政日記には、家中の領外への外出許可が、次のように記載されている。

一、小野嘉織、平福三而田住小十郎方江明日より出入、三日安原主札、

林田御家中松本半蔵、姫路領分西浜三而井神吉左衛門、広畑にて高浜桂庵、右三ヶ所江明日より出入、十日浅井勇馬、赤穂御家中中嶋喜伝治、広峰山にて芝豊前方、右両所江出入、十日本庄権平、林田御家中石井庫治、姫路御家中塩沢甚内、右両所江明日より出入、六日之御暇、何茂用事相済候ハ、日限之内ニ茂罷帰申度旨御横目を以相願、承届候

家中の小野嘉蔵・浅井勇馬・本庄権平の日程と外出先が記載されているが（四月十一日）、婚姻・病氣・死去等々、藩政日記からは、藩が家中の動向を掌握していたことが知られる。

倉橋弥一右衛門は、元締方の一人として藩財政の諸事を任されていたが、弘化二年四月に「御勝手向御都合ニ寄」り江戸詰を免じられ、「御勝手之儀ニ付而者毎度手軽ニ致往来、御用向相弁候」ように命じられる（弘化二年江戸日記・四月五日）。

四月七日に江戸を出立し、国元に向かうが、途中、大坂に立ち寄り、四月二十九日帰国する。表2に示したように、その後、同人は大坂・江戸を行き来するが、「弥一右衛門方、御調達御用向有之、大坂表去ル十一日出立、道中無滞今日被致着」（江戸日記・六月二十三日）、「弥一右衛門方大坂表江今朝被致出立」（国元日記八月二十日）、「弥一右衛門方、昨晩着坂之由、今朝被致御城入」（大坂日記八月二十三日）等々、その動向は常時、藩に把握され、藩政日記に記録されている。弥一右衛門は借銀の返済交渉や調達銀の確保を担っていたが、その役目を果たすため江戸・大坂・国元を動き回っていたことが知られる。

家老では判断できず、藩主の意向確認が必要な案件もあったため、国元と江戸では、頻繁に御用状が交わされた。家中の私信が御用状とともに

に運ばれることもあった。

藩政日記には、「御在所江月並状并差込状も出ス」（弘化二年江戸日記・六月十一日）、「江戸表去ル十一日出之差込状当着」（弘化二年国元日記・六月二十二日）等々、この御用状の送受信が記録されている。

表3のとおり、国元と江戸の間は、「本便」・「差込状」、江戸と大坂の間はこれに加え「定便」が用いられ、「御在所江御家中状取集、今日罷帰候御中間江為持」（弘化二年大坂日記・八月二十五日）と、行き来する家中・足軽・中間によって運ばれている。「本便」は山崎藩が差し立てた飛脚便、「差込状」は他藩などが差し立てた飛脚便、「定便」は三度飛脚のことと思われる。

藩主が大坂在番を務めると、御用状の送受信が複雑化しているが、大坂に蔵屋敷を構えない山崎藩にとって、江戸との間で定期飛脚便がある大坂に拠点ができることは、御用状の送受信にとって便利であったと思われる。

#### 四 家中の序列

時期によって違うが、山崎藩の家中は二〇〇人程度で構成されていた。家中には格式による序列が設けられていたが、藩政日記からは、その序列と編成のあり方の一端が知られる。弘化二年九月二十八日、財政難を理由に家中に対して「半知借上」を申し付ける藩主忠鄰の直書の読み渡しを例にしよう。

読み渡しの前日、家中一統の御屋敷への出頭が命じられた。

一、御家中之面々一統御用之儀有之候間、明廿八日五半時御屋鋪江罷

出候様可相達旨、御横目・頭・支配へ申達候

ここから知られるように、「家中之面々一統」に対する出頭命令は「横目」・「頭」・「支配」から達せられた。

一、昨日相達候通、今五半時御家中之面々一統御屋敷江罷出候付、御仲ケ間以上御玄関、其以下御広間江為相詰、一同並居候段御横目申聞候二付、当役共 御書院二之間江罷出、彦左衛門申達候者、此度大坂表より 御直書を以一同江被 仰出候趣、則読渡、猶当役より茂左之趣及口達、割合書者御右筆ニ為読聞候処、被 仰出之趣一同難有御請申上候之段申聞候二付、可達 御聴旨及挨拶候

この命令をうけ、二十八日に出頭した家中一統は、「御仲ケ間以上御玄関、其以下御広間江為相詰」と、格式に応じて着席した。そして陣屋内の書院二之間において「当役」である家老横井彦左衛門が大坂に居る藩主忠鄰の直書を読み渡し、続いて家老から口達があり、右筆が一二ヶ条からなる「割合書」||「御ケ條書」を読み聞かせた。また、「右被 仰出之趣、御足軽・御同心・割場役人・仕込御大工・御中間共迄夫々可相達旨、御物頭・御奉行・吟味役江申達候」と、「家中之面々一統」ではない足軽・中間などを配下にもつ物頭・奉行・吟味役に対して、配下への通達が「申達」された。

「其以下御広間江為相詰」の「其」は、日記の別の条に「御仲ケ間以上之面々御玄関ニ並居、御徒士以下御広間江為相詰」（七月二十七日）とあることから、「御徒士以下」のことを指すことがわかる。そして「御法事ニ付御奉行以上之御役人御香典差上候」（二月十二日）、「御横目以上之

御役人御用部屋江呼候」(三月八日)と、家中にはいくつかの序列の基準があつたことが知られる。弘化二年の国元日記からは、その詳細は知られないが、どのようなときに、どの序列が用いられるのかを明らかにすることも今後の研究課題となろう。

「家中之面々一統」に対する出頭命令が「横目」・「頭」・「支配」から達せられたように、この三つの区分は家老からの「申達」、家中からの願・届に際しても適用された。藩主忠鄰の大坂在番に際しての人事異動を例に、この区分をみていこう。

大坂在番が決まると、大坂詰によって手薄になる江戸藩邸の家臣の補充、大坂への派遣など家中の異動が行われた。

一、毛利重助、当秋大坂御在番先詰、彼ノ表ニ而大納戸勤被 仰付候、依之詰中老人分御加持被下、為御迎出府被 仰付候段申達候

(中略)

一、中嶋順助・児嶋清次郎、当秋大坂御在番先詰、御迎出府被 仰付候段以頭中申達候

一、池田秋甫、当秋出府御留守居詰、彼ノ表ニ而御酒部屋代被 仰付候段支配方を以申達候

正月十一日に、最初の人事異動が発令されるが、右のように本人への通達方法は異なる。

毛利重助は大坂で大納戸への就任、詰中の一人扶持の加増、そして大坂に向かう藩主を江戸で出迎えることを藩主から「被 仰付」たが、そのことは家老が本人に「申達」している。

一方、中嶋順助・児嶋清次郎は「頭中」が、池田秋甫は「支配方」が

「申達」している。「申達」の内容が、出府・大坂詰と同じであつても、通達の回路は異なつたのである。

「申達」におけるこの違いは、家中からの願・届にも適用された。

一、当秋出府・出坂詰被 仰付候左之面々歩附銀拝借之儀、御横目・

支配方を以願出候二付、承届、其段御勘定頭・御金元江も申達候

倉橋平格 堀内孫市

片桐三弥 榎元縫之助

毛利重助 尾関起之助

御坊主、御勝手廻、多賀半蔵之外不残

正月二十二日、家老から出府・大坂詰を「申達」された毛利重助は異動の必要経費として歩附銀の拝借を、横目を通じて願い出た。倉橋平格等六人が横目から、御坊主・多賀半蔵などが支配方から願い出、家老はそれを「承届」、勘定頭・御金元に支払いを命じている。

歩附銀の拝借を横目を通じて願い出た倉橋平格等六人は、毛利重助と同じく家老から出府・大坂詰を「申達」された面々で、多賀半蔵は「当秋出府御留守居詰被 仰付候段、以支配方申達」(正月十一日)と、支配方からであつた。

これは届でも同様であり、毛利重助が妻の出産を届けた場合は横目が(十一月七日)、多賀半蔵や池田秋甫が家族の死去などを届けた場合は支配方が(八月二十七日・七月八日)、家老に「申聞」ている。

この区分は固定されていたわけではなく、変更されることもあつた。

柳原逸平は、正月十一日、大坂詰を「以支配方申達」されたが、四月二日、「御歩行江御取立、是迄之持高被下、元々方掛り」を命じられたた

め、大坂詰は御免となった。

一、柳原逸平江御用之儀有之候、御用之向者御徒士頭方より可相達旨申達置候処、則罷出候旨支配方申聞候付、逸平儀無滞相勤候付御歩行江御取立、是迄之持高被下、元々掛り被 仰付間何角承合相勤候様頭中を以申達候、右二付当秋出坂詰被 仰付置候処、被成 御免候段茂申達候

右の記述によると、柳原逸平の御用部屋への出頭は「支配方」が「申聞」、歩行取立と元々掛の任命は、「御用之向者御徒士頭方より可相達旨申達」という家老の指示によって、「頭中」から同人に「申達」されている。「支配方」に属していた柳原逸平は、歩行への取立と元々掛への就任によって、「頭中」の管轄に変更となったのである。この「頭中」は徒士頭のことである。

以後、柳原逸平は「新穀上納ニ而御米壹石六斗ツ、拝借之義、頭中を以相願」（四月二十二日）、「小袖代銀壹枚被下候様仕度旨、頭中申立も有之」（四月二十七日）と、願・届は徒士頭を介している。一方で、元々掛の職務に関わる案件は「柳原逸平・重村宗右衛門、亥七月より子六月迄宍粟御上台所賄勘定書替一通、宗右衛門・浦上熊治、子七月より丑六月迄同断書替一通、何茂以支配方差出」（六月二日）と、「支配方」を介している。この「支配方」は勘定頭・御金元であろうか。

柳原逸平は歩行への取立によって、格式では徒士頭のグループに属するようになったが、元々掛りという職務では「支配方」に属した。そのため、「申達」・願・届が新しい役職への任命や家の相続などに関することであれば徒士頭、元々掛りの職務に関わることであれば「支配方」を

介することになったのだと思われる。

## 五 加番願

慶応二年の重複分とあわせて七冊が残る大坂日記は、八代忠鄰が大坂城を守衛する大坂加番・大番頭・定番を務めたときに作成されたものである。忠鄰は大番頭として京都二条城にも詰めたが、京都在番時代の日記は残されていない。

本多家は忠鄰時代の天保期以降、延べ一二年、加番・大番頭・定番として、藩主と一定人数の家中が大坂・京都に詰め、大坂城を守衛した。このうち天保六年八月から七年八月の加番、弘化二年から翌三年の大番頭、最初の定番時代六年のうち安政七年正月から文久二年十二月まで、そして加番から定番に転じた慶応二年四月から十二月までの日記が残されている。

大坂加番については、「大坂加番制について」（徳川林政史研究所昭和四九年度『研究紀要』、一九七四年）をはじめとする一連の業績で注目されるようになり、諸藩で作成された加番時代の日記は、大坂城守衛の具体像が知られる史料として注目されてきたが、加番・定番・大御番頭の大坂城守衛三役を務めたときに作成された日記が残されていることが、山崎藩本多家の特筆すべき点であろう。

弘化二年（一八四五）の大番頭を例にすると、大坂日記の表紙には「弘化二乙巳年八月至同三丙午年七月 大坂御在番中覚帳」と、記されている。これは正月から十二月までの出来事が記載される江戸・国元の日記と違い、加番・大番頭は八月から一年間の勤務であったためである。一方、定番は任期が定まっていなかったため、安政四年閏五月から文久

三年五月まで務めた定番時代の日記は、たとえば万延二年(一八六一)であれば、江戸・国元日記と同じく、表紙に「正月より年中」と記されている。

これら大坂日記は、藪田貫「宍粟山崎藩天保六年大坂在番日誌(1)(2)」「兵庫県立歴史博物館紀要『塵界』二八・二九、二〇一七・一八年)が天保六―七年の加番(未完)、『徳川大阪城関係史料集』(大阪城天守閣)が大御番頭の弘化二―三年(同史料集三、二〇〇〇年)、定番の万延元年(同史料集四、二〇〇一年)・文久元年(同史料集五、二〇〇二年)・文久二年(同史料集七、二〇〇四年)、そして加番から城代に転じた慶応二年(同史料集八、二〇〇五年)を翻刻し、詳細な解説が付されている。

本多家は五代忠可が明和二年(一七六五)・同六年(一七六九)・天明二年(一七八二)・六代忠居が寛政十年(一七九八)・文化元年(一八〇四)・同四年、七代忠敬が文政四年(一八二二)に、いずれも雁木坂加番を務めている。家督相続後、最初の加番は忠可が四年、忠居が三年、忠敬が八年、いずれも二〇歳代で務めており、山崎藩本多家は加番の常連であった。一人が複数回、あるいは代々の藩主が加番を拝命している例は、他にもある。

初代忠英は元禄四年(一六九一)・同十年・同十六年に京都在番、元禄七年・同十三年・宝永三年(一七〇六)に大坂在番、忠可は天明八年三月に大番頭に任じられ、同年八月より大坂在番、寛政三年四月より京都在番を務めているが、現存する大坂日記は何れも忠鄰時代のもので、欠本もあるが、大坂城守衛役時代の江戸・国元日記も残されていることが重要である。それは、国元・江戸を加えた藩政全体の動きから、大名が大坂城守衛役を務めることの意味を考えることができるからである。

忠鄰が初めて大坂在番を務めた天保六年の雁木坂加番を例にしよう。

このときの大坂日記は、表紙を欠き、天保六年閏七月二六日の「遠藤般右衛門始早立之面々無滞着坂いたし候」よりはじまる。忠鄰が大坂の本陣に入ったのは二九日。翌八月朔日には、雁木坂の先番である安房館山藩一万石の稲葉正巳より着坂の祝いが届く。二日、中小屋加番の近江大溝藩二万石分部光貞、青屋口加番の越前敦賀藩一万石酒井忠毘と忠鄰の新三加番は、同じく新山里加番の美濃岩村藩三万石松平乗美の本陣に集まり、四加番が揃って大坂城代土井利位や定番・町奉行などへの挨拶を済ませる。大坂城入りするのは六日のことである。大坂日記は、その後、日々の公務や出来事を記し、翌七年八月初めまで記されている。八月六日の途中までで、最後の数日間分を欠く。

大坂加番には幕府より合力(米・大豆・貨幣)が与えられ、それが悪化する藩財政の不足を補ったため、加番就任の資格をもつ大名たちが幕府に加番就任願をしたことはよく知られている。

忠可は宝暦十一年(一七六一)四月に家督相続した後、同一四年に江戸の一橋御門番、明和二年(一七六五)に雁木坂加番、同四年に一橋御門番、同六年に雁木坂加番、同九年に竹橋御門番、安永三年(一七七四)に竹橋御門番、同七年に田安御門番、天明元年(一七八二)に竹橋御門番、同二年に雁木坂加番、同四年に田安御門番、同七年に馬場先御門番、大番頭に任じられて後の天明八年に大坂在番、寛政三年(一八九一)に京都在番を務め、寛政七年の大坂在番を前に死去した。忠居も同じように、江戸の御門番と加番を繰り返し、五年程度で再び加番を拝命している。

一方、忠敬は文化九年の家督相続後、江戸の御門番を四回務め、相続から九年後に初めて雁木坂加番を拝命した。その後、隠居するまでの二年間に四回、江戸の御門番を務めるものの、再び加番を拝命することなく、天保五年(一八三四)に隠居する。

忠鄰が家督を相続したのは天保五年十月二十七日のことであり、その直後に加番を拜命する。これは、江戸で御門番を務めた後に加番を拜命するという先代までの慣例とは異なる。当然、藩主が大坂城入りする直前の記事から始まる大坂日記には、就任に至るまでの事情については記されていない。

江戸日記によると、家督相続直後の十一月二十三日には、次のように江戸で加番就任願が行われていたことが知られる。

一、来秋大坂御加番代被成御願候二付、兼而御頼之御先手千村弾正少弼様江御願書御進達之儀、明日御用番水野越前守様御対客承候処、右之趣二付、則千村様江表向御願書磯部斧太郎持参、明朝御進達被下候様御頼申込候処、御承知被成候段罷帰申聞候旨、御用人中被申聞候

一、右二付、水野越前守様御勝手江斧太郎罷出御願可然旨御返答御座候段も被申聞候

千村弾正少弼頼見は御先手鉄砲頭であり、この頃、諸大名の加番願を老中に取り次いでいる。

山崎藩本多家は、しばしば御先手に取次を依頼している。たとえば、田安御門番勤役中の文化八年(一八一二)に起こった不埒者の御門通行で本多忠居が「差扣」を申渡された際は、御先手神尾五郎三郎・能勢甚四郎が名代、文化九年の忠居隠居願の差し出しには能勢甚四郎が関わっている。千村頼見は、天保五年十月の忠敬隠居願の差し出しにも関わっている。

右の史料によると、本多家にとって千村頼見は「兼而御頼」の人物で

あり、天保五年十一月の御用番老中である水野越前守忠邦に、本多忠鄰の加番願の進達を依頼した。千村頼見はこれを承諾するとともに、水野忠邦御勝手へも願ひ出ることを助言している。

この加番願は、次のように、千村頼見より水野忠邦に進達され、十一月二五日に山崎藩は、それを確認している。

一、今朝御用番水野越前守様御対客江来秋大坂御加番御願書千村弾正弼様を以御進達二付、今晚斧太郎可罷出処、差支二付御留守居代野村由郎太七時出宅、右御門前二扣罷在候処、無程弾正少弼様御出被成御通候二付、御帰を御待請申相伺候処、御進達無滞御受取被成候旨被仰聞候由、右二付御用番様・外御老中様方御勝手江由郎太罷出、御内々御歎書も差出候処、是又無滞被成御請取候段罷帰申聞候旨御用人中被申聞候

滞りなく進達されたことを確認すると、老中たちに「御歎書」を差し出している。

本報告書所収の拙稿「大坂加番願について」で述べているように、大名が加番を願ひ出るにあたっては、「私儀来申秋大坂御加番代相勤申度奉存候、可相成儀御座候者被 仰付被下候様奉願候」と記された「加番願」と、財政難の経緯・現状が記された「書付」が老中に差し出された。江戸日記に記される「御歎書」は、「書付」のことであろう。

「御歎書」は、翌六年正月十七日にも「御加番再御歎書、御用番水野越前守様其外 御本丸方御老中方并白須甲斐守様、御留守居御使者二而被差出候」と、再度差し出されている。白須甲斐守政徳は側衆であり、同人に「御歎書」が差し出された理由は不明であるが、加番決定に関わ



る老中等に、何度も「御歎書」を差し出すことが必要であったことが知られる。

他大名の「書付」に倣えば、山崎藩の「御歎書」には「勝手向不如意」の様相が記されていたものと思われる。

ことのきの山崎藩の「御歎書」は不明であるが、江戸・国元日記によると、この時期の山崎藩は深刻な財政難に陥り、改革の最中であった。

文政十一年（一八二八）「近郷・大坂惣御借財御仕法御頼御勝手向御改革」に着手するが、「下地御高借之上、丑年江戸表御上屋鋪御類焼二付、諸御入用并御普請金大造之物入」となる。その後「年増御借財相嵩ミ段々御六ヶ敷御成行」となったため、再び「御改革」が進められたが（天保六年国元日記・五月晦日）、天保五年冬には「御上御勝手向必至与御差支」となり、十二月には「今暫之処御勝手御六ヶ敷御難場如何体ニ茂御為相成候様何事も御改革御年限中之義と一同も乍迷惑相心得呉、此上も猶格外之事共相働呉、御為相成候様一同和順一致肝要ニ取計、御奉公大坂ニ相働呉候様被成度」との新藩主忠郷の御意が家中に達せられている（天保六年国元日記・一二月二十八日）。「御改革」の中身は不明であるが、他藩の例に倣えば、おそらく銀主に対して返済猶予、あるいは返済免除を求めたものと思われる。しかし貸し手から厳しく返済を迫られ、訴訟になるものもあった。公金・名目金の証文上の借主は領民になっていることもあったため、領民が返済を負わねばならなかった。

かかる事態に、国元では家中・領民に動揺が広がり、藩主が「一同和順一致肝要」を達するに至ったのである。後述するように、忠郷は雁木坂加番拜命後、山崎への帰国を願ひ出るのは、こうした財政悪化にともなう家中・領民の動揺を抑えることも一つの理由であったと思われる。

山崎藩の借財の全貌は知られないが、国元日記の五月晦日には、以下

のような記述がある。この時期、藩が直面していた事態が知られるため、長文であるが全文を掲げておこう。

一、片桐内蔵次先達而御横目を以申出候ハ、御勝手向追々御高借相成居候所、昨年者別而臨時御入用も相嵩ミ、旧冬ニ至候而ハ極必至之御差支、右ニ付元縮方三人より御役人始御家中一同江及相談候処、当分加勢人数被 仰付、諸方銀主掛合向永納御扶持方等迄御断ニ相廻り貰、色々手段之上早春迄相防候所、当正月廿二日加勢之人数不残 御免、是迄之通り改而元縮方三人江被 仰付、其内兵右衛門儀ハ大坂公金・名目金引請、私出坂中故交代被 仰付奉畏候、然処其後兵右衛門不快ニ付其促滞坂相勤罷在候所、此度兵右衛門義元方御免、弥一右衛門儀ハ精々引受勘定いたし候様被 仰付、跡両役とも御用弁舟木三左衛門江被 仰付候段弥一右衛門より不快ニ付代筆を以申越候書状、去ル廿四日大坂表江相達、承知仕候、右ニ付而ハ御用向掛合等書状ニ而申越候而も三左衛門不案内之儀故行届兼候儀も有之、且ハ御在所之様子委細承知仕度、旁以翌廿五日出立、二日道中ニ而廿六日帰着仕候処、清左衛門殿ニも御退役御願御差扣中、如何様共致方無之、併大坂表も公金・名目金・諸口々六ヶ敷、別而信楽・増上寺・東西御奉行所分借口此節甚六ヶ敷相成居、其上来月二日助松屋忠兵衛江 公儀より御願銀之内分借之口出訴ニ相成、兩御代官・御奉行所地方役御立合ニ而大原吉右衛門様御役所江役人御召出之御剪紙至来致居、此口ハ承り合候処、至儀ニ寄役人御預ケニ相成候趣も有之候由、其外何角御評儀可申上と奉存候処、右之次第甚当惑仕、猶又来月二日迄ニハ是非出坂、老人宛ハ相詰居不申候而ハ相済不申、左候得者当時御在所之処御用弁三左衛門老二人相成、

右二付而者口入人杯ハ勿論之儀、郷町之者如何相成候事哉と一同人  
氣不穩趣も承知仕、寔以御一大事之御場合、仮令大坂表出役人余人  
江被 仰付候而私引取候共、新役之儀、是迄以前より之手続等当時  
差掛り候御用向ニ取紛承合も得不仕、誠ニ不案内之儀、外二元々方  
被 仰付候共是以同様之儀、万事取調向不行届ニ相成候而ハ第一  
御損毛不少、此節之御成り行承り候へハ、近郷銀主杯治り居候口々  
も自然と危踏、追々所々より入込候而も、取留掛合等致候ものも無  
御座候而ハ無抛出訴ニも相成可申哉と奉存候、左様相成候而者眼前  
御差支相成候哉与奉存候事乍心附、其俣相勤居候茂何共奉恐入候、  
右之次第二而ハ所詮不調法之私、力ニ不及義、乍去此節之御場合退  
役等之儀御歎申上候茂 思召之程奉恐入候間、何卒 御憐愍之上可  
相勤様御差図被成下候様御歎申上候段御横目を以相願候趣、江戸同  
役江も懸合達 御聴候処、無余儀趣ニ茂御承知被遊可被成 御聞置  
旨被 仰出候段内蔵次方へ申遣候様弥一右衛門江申達候

元締方片桐内蔵次の申し出からはじまるこの記述によると、このころ  
の山崎藩は「御勝手向追々御高借相成居候所、昨年者別而臨時御入用も  
相嵩ミ、旧冬ニ至候而ハ極必至之御差支」と、借財は膨れあがる一方で、  
「大坂表も公金・名目金・諸口々六ヶ敷、別而信楽・増上寺・東西御奉  
行所分借口、此節甚六ヶ敷相成居、其上来月二日助松屋忠兵衛江 公儀  
より御願銀之内分借之口出訴ニ相成、両御代官・御奉行所地方役御立合  
ニ而大原吉右衛門様御役所江役人御召出之御剪紙至来致居」と、厳しい  
事態に立ち至っていた。「寔以御一大事であつた。

かかる事態は江戸も同じであつた。天保六年の江戸日記によると、六  
月二十九日には、三拾間堀家主源兵衛娘が山崎藩への調達金三百両の返

済を求めて町奉行所に出訴している。返済を求める出訴が相次いだため、  
七月十日には、「両御町ニ而目安方老人宛御頼ニ被成下候様ニと兼而元々  
方より申聞、御留守居よりも入割申聞、右出訴等も有之候而者、右目安  
方御頼ニ相成不申候而者何角不都合之向も有之趣、無余儀事相聞候間、  
承届候、右二付南御町ニ而目安方松田四郎兵衛、北御町方ニ而奈良留蔵  
と申者以来御頼」と、町奉行所役人を「御頼」とし、訴訟に備えている。  
当時の藩財政は家老の武間清左衛門と、元締方の片桐内蔵次・倉橋弥  
一右衛門・浅井兵右衛門が中心になって仕切っていた。武間清左衛門は  
父清閑齋とともに藩主忠鄰の相談相手であり、財政だけでなく、藩政の  
中心にあつたと思われる。

元締方三人の役目は、「諸方銀主掛合向永納御扶持方等迄御断ニ相廻り  
貰、色々手段之上早春迄相防」といった銀主との返済交渉であつた。天  
保六年国元日記によると、正月二十二日、倉橋弥一右衛門と浅井兵右衛  
門は、次のような達をうけている。

一、倉橋弥一右衛門・浅井早見江御勝手向御六ヶ敷御難場之處、乍大  
儀是迄之通元々方役三人引受相勤候之様被 仰付候、其内早見儀ハ  
大坂表出訴御引受ニ被仰付候間、乍大儀致出坂、成丈ヶ切抜候様被  
仰付候段 殿様厚御勘考之上、右之通申達候様 御意被 仰出候、  
御領中一体風儀宜様御奉行方弥一右衛門・内蔵次儀等と申談、是又  
出精相勤可申候、此段も申達候様 御意被仰出候、尤三人とも和順  
申談相勤可申旨申達候

但、内蔵次義ハ此節出坂中ニ付、引取候上可申達候事  
一、弥一右衛門・早見、是迄之勘定今暫之処先其俣差置候様被 仰付  
候、追而御沙汰も可有之哉、先右之通相心得、当年より之勘定年々

無懈怠差出候様被 仰付候間、致出精、御難場切抜之處厚勘弁いたし引受相勤可申旨申達候

元締役三人は、借銀の返済交渉を担い、「御難場切抜」けの方策を考えなければならなかった。元締方は「当年より之勘定年々無懈怠差出」し、も命じられているが、これは「勘定仕立」のことであり、職務は「御調達銀取調」と、「請払帳面仕立」であった。藩財政の重要な仕事は、元締方三人に任されていたことが知られる。

ここに記される浅井早見とは兵右衛門のことであるが、同人は公金・名目金の返済訴訟の担当し、「成丈ケ切抜」けることを役目とされている。公金・名目金は領民が借主となっており、返済交渉はとりわけ難しかったと思われ、国元日記によると、このわずか二ヶ月後の三月十八日、兵右衛門は「思召有之、元々役并御横目席共御免、差扣被 仰付候間、急度相慎」となった。

兵右衛門の退役・差控をうけて、倉橋弥一右衛門も差控を願ひ出る。この弥一右衛門の願ひ出によると、当初、元締方は名嶋庄太夫一人であり、文政十一年（一八一八）にはじまる「御改革」も庄太夫の発案であった。弥一右衛門は文政十年より奉行職にあったが、十二年に元締方との兼勤を命じられ、この「御改革」に関わる。弥一右衛門は退役を願うが、「大坂銀主数多、御手広」のため、庄太夫一人では手に負えないことを理由に、願ひは退けられている。

その後元締方は増員され、弥一右衛門も、大坂で庄太夫と「御改革下調、追々仕組」を考え、また浅井兵右衛門なども家老に「御改革之御趣意」を具申するようになった。庄太夫はこれらの具申を実現するため奔走するが、天保四年八月蟄居となった。

元締方の罷免は銀主や公金・名目金の借主となっている領民を動揺させることとなった。片桐内蔵次の申し出には、元締方の減員は「口入人杯ハ勿論之儀、郷町之者如何相成候事哉と一同人氣不穩」を引き起こし、また元締方の交替は、「誠ニ不案内之儀 万事取調向不行届ニ相成候而ハ第一 御損毛不少、此節之御成り行承り候へハ、近郷銀主杯治り居候口々も自然と危踏、追々所々より入込候而も、取留掛合等致候ものも無御座候而ハ無抛出訴ニも相成可申哉」と、記されている。

忠鄰とともに大坂入りする家中に誓詞への血判が求められた際、「御上御勝手向必至之御差支ニ付、御加番被蒙 仰候ハ、御勝手之御差寄セニも可相成哉と之 思召ニ而先達而御願被成候」と、達せられているが（天保六年国元日記・六月二日）、その背景にはこうした財政事情があったものと思われる。

加番への合力が山崎藩財政に及ぼした影響、そして借銀の返済交渉の舞台である大坂の在番なったことと、その後の返済交渉の進展については、今後の研究課題である。また、加番を拜命したこととの関係性は不明であるが、忠鄰が大坂入りした直後の八月四日、西本願寺をはじめ諸藩の財政改革に関わった石田小右衛門が山崎に入り、同人による改革が始められている。

江戸日記によると、二月二日、忠鄰は加番を拜命する。二月朔日、御用番老中の松平周防守康任より老中連署奉書が届けられ、その請書が差し出されるとともに、「御頼御目付様・御先手様江御案内御手紙」が差し出されていることから、前日には内示をうけたものと思われる。国元日記にも「殿様去ル朔日御老中様御連名之御奉書御到来、翌二日御登城被成候処、当秋大坂御加番雁木坂稲葉兵部少輔様御代被為蒙 仰候」と、記されている（二月十六日）。

忠可・忠居・忠敬の代に計七回拝命した雁木坂加番の内五回は、在府中であり、江戸から山崎に帰国する年であった。この内四回は大坂への御暇を賜り、一年の役目を終えると、帰国することなく、大坂より江戸に向かっている。一方、明和六年（一七六九）は二月に拝命すると、在所への御暇の後、七月に国元より大坂入りすることを願い出て、許されている。

国元で加番を拝命したのは天明二年（一七八二）と寛政十年（一七九八）である。天明二年は二月に江戸で拝命すると、参府を命じられたため、四月五日に江戸に向かい、四月二十一日江戸に到着した。そして、七月十一日、評定所で加番誓詞を命じられ、七月十八日には江戸を發足し、八月八日、大坂入りしている。帰国後、大坂入りした明和六年も、帰国前に江戸の御用番老中阿部正右の屋敷で誓詞を命じられている。なお、「参考御系傳」には「御用番阿部伊勢守正倫」・「正倫」と記載されているが誤記であろう。

江戸日記によると、忠鄰は江戸で拝命するが、三月五日、「殿様当秋御加番被蒙 仰候二付、早御暇御願被成候而御在所江被為入度御舎に候、御願之通被 仰出候者五月初旬御発駕可被遊 思召ニ被成御座候、此段一統承知罷在候様寄々可致通達旨御横目江申達候」という意向が家中に伝えられている。

四月初旬より「早御暇」が許されるよう「兼而御頼之御方様并御相番様方江御相談」がなされ、御用番老中に「御交代之御時節彼表より御登坂被成度旨之御願書・御例書」が差し出される。そして、四月十八日に「御在所江之御暇」が許され、五月四日に江戸を發駕し（写真一六八）、五月二十日、山崎に初国入りしている。

江戸日記には、御先手鉄砲頭千村頼見を介して「早御暇」願を老中に

差し出したことや、そのことを「兼而御頼之御方様」や大小御目付に報知した以上のことは記されていないが、加番願と同じく、「兼而御頼之方」の力が必要であったものと思われる。

忠鄰の初回国後、領民に対して褒美の下賜や、身分上昇が申渡された。国元日記によると、須賀村の庄屋・年寄、渡船頭には渡場における世話に対して銀・鳥目銭が下賜され、川戸村戸平次は「役方無滞相勤、出入事取曖等申付、猶又出坂も申付、出精相勤候付、大庄屋悴次席被 仰付、以来他所苗字帯刀 御免」となった。他二人にも、戸平次と同様の沙汰が申渡されている（六月十七日）。また、東屋庄右衛門は、「御時借御取次元利御下ヶ銀等引残り壹兩貳百八拾目八分五厘、此金貳拾兩乍恐此度御初入二付、為御祝義献上支度旨申出」たところ、忠鄰より「奇特之儀」との御意があったことを奉行より伝えられている（六月十七日）。

近郷の銀主である坪坂恵一郎・正木次右衛門・馬場太蔵は忠鄰との御目見を許され、「我等勝手向不如意二付而者段々厚預御世話大慶存候、猶此上も宜相頼置候」との御意が達せられた（六月二十一日）。大坂の銀主である大庭屋次郎右衛門・難波屋太助・大坂屋吉右衛門・助松屋新次郎よりは祝義銀が届けられている（六月二十三日）。

借銀の返済交渉で家中・領民の動揺が広がる中、新藩主忠鄰の初入国は、領民・銀主との融和につながったものと思われる。「早御暇」は、家督を相続したばかりで、国元山崎に入国していないことを理由に願ひ出られているが、先述したような財政難による国元家中や領内銀主の動揺を抑えることも理由ではなからうか。

加番を拝命した大名は、職務出精や違法行為厳禁などを誓う誓詞に署名する必要があった。江戸日記によると、帰国後、大坂入りする忠鄰は、御用番老中の命により、四月十一日に評定所で済ませている。本多家七

回の加番では五回が評定所、二回が老中の屋敷である。

## 六 加番の支度

天保六年（一八三五）六月二日、大坂詰となる家中は、国元において、大坂で精勤することや違法行為をしないことなどを記した「御条目」を読み聞かされた後、誓詞に血判するが、その際、「御人少」、すなわち大坂詰となる家中の人数が少ないため、城外への供連れなどでは「勤向嵩」むことが申渡されている（天保六年国元日記）。六月二十一日には、小頭・足軽も誓詞へ血判している。

大坂加番については、合力による財政補填が注目されてきたが、軍役である加番は、一万石の山崎藩にとって重い負担でもあった。とりわけ江戸と国元に加えて、大坂の計三ヶ所に家中・武器を配置することは難題であり、藩政日記によると、そのやり繰りに苦慮していたことが知られる。

江戸日記によると、四月二日、江戸詰の香川新助に、「此度大坂御加番被為蒙 仰候二付、早御暇被成御願、御在所江被為入候御含二而、御道中御人少ニ有之、兼而御用人中を以内々申聞候向も有之ニ付、御在所江立帰御供被 仰付候段申達」がなされている。江戸では、帰国道中の供を減らし、国元で大坂詰の家中を決定しようと動いていたのである。江戸には家格に応じた家中が必要なため、国元の家中から大坂詰を選任しようとしたのだと思われる。先の「早御暇」願は、こうした事情もあったのであろう。

それでも江戸詰の家中を大坂詰とする必要があったようで、江戸日記には、次のような記事がある（四月十七日）。

一、遠藤般右衛門江御繰合ニ寄当夏御登御道中御供、猶又大坂表詰被  
仰付置候付、当表次郎兵衛殿老人ニ相成候間、斧太郎江御用方加  
役之儀被 仰付候処、同人殊之外御用多、其上御加番被蒙 仰候二  
付而者猶更御用多ニ付、御用方御用弁御請申上候而も相勤兼可申候  
間、何卒右加役 御免被成下候様再応御横目を以相悔、次郎兵衛よ  
りも斧太郎加役 御免相願候ニ付而ハ老人ニ相成、迎も相勤兼候段  
以御横目相悔候二付、其段達 御聴候処、兩人より申出候趣無抛儀  
ニも 思召候間、斧太郎加役之儀被成 御免候、外ニ御繰合ニ被成  
方も無之、無抛乍大儀般右衛門江来秋迄当表詰越、御留守中御家老  
代御用弁御用方兼帯被 仰付候間、御間を合被相勤候様被 仰付候  
段申達候、右ニ付何角用意向等も致居、御遣筋も可有之与 思召候、  
依之先日拝借被 仰付候壱両式歩者其俣被下候段も申達候

遠藤般右衛門は江戸で御用方と家老代を務めていたが、大坂への道中  
供と大坂詰を命じられた。そのため江戸の御用方は岡橋次郎兵衛一人と  
なる。そこで江戸留守居の磯部斧太郎に御用方の加役が命じられるが、  
斧太郎は「殊之外御用多、其上御加番被蒙 仰候二付而者猶更御用多」  
を理由に、加役の御免を願ひ出た。事実、江戸日記では斧太郎が、同じ  
く加番を務める大名の担当者との交渉に奔走していることが知られる。  
斧太郎の加役御免願をうけ、次郎兵衛も一人では勤められないと申し  
出た。結果、遠藤般右衛門が来秋まで「御家老代御用弁御用方兼帯」を  
命じられたが、四月十八日にはこれも見直され、般右衛門は再度、大坂  
詰を命じられている。

家中の配置に苦慮していたことが窺えるが、江戸日記は、このような

事態を「御人支」と記している(四月十八日)。そして、「御加番二付而者猶更繁多」となったため、般右衛門・次郎兵衛・斧太郎等江戸詰の家中には、褒美が下賜されている(四月二十七日)。

繁多になっただけでなく、大坂詰を命じられた家中は、支度を調えなければならなかった。

江戸日記によると、大坂詰となる江戸詰の家中には、「先例も有之儀、多少ニよらず御心附」が下される筈であったが、江戸ではなく、国元で渡されることとなる。藩財政も「加番御用意、御発駕も近寄、御入用多御差支」のためであった。しかし「用意等当所ニ而調置候ハ、勝手ニ茂相成候得共、融通も致兼、難渋」との家中の申し出をうけ、「少々之儀者繰合拝借」となった。拝借金は横目以上の四人が一両二分、仲ヶ間以上五人が一両である(四月二日)。

忠鄰が入国すると、大坂詰の家中には支度金が渡された(国元日記・五月二十五日)。仲ヶ間以上の二六人には五両から三両二分、御徒士目付以下の一九人には二両二分から一両二分二朱である。ただし、御改革中につき仲ヶ間以上は金百疋、御徒士目付以下は二朱の減額となっている。他に小頭・御足軽・肝煎・仕込・御大工杖突・帳付御手廻り・御中間三俵もの迄に支度金が渡されている。

家中だけでなく、足軽・夫人足の確保も必要となった。それはもっぱら国元で行われており、国元日記には「御加番二付御足軽不足之由、新規五人召抱申度段御物頭申聞」(五月十二日)、「大坂詰夫人三十六人吟味役申聞」(五月二十七)といった記載がある。また、江戸屋敷の夫人足の不足も国元が手当てしたようで、「江戸御留守為御手当夫人式拾式人吟味役申立候ニ付其段御奉行江申達」(二月十七日)と、記載されている。

武具・道具類の手当も必要であった。江戸日記によると、「御加番二付

而之御用意物并御道中看板類取調、新規・色上物等品々」として、「新規物」が五九両余、「色上物」が六両余(三月十四日)、「殿様大坂表御持込之御召物類」が金三六両余(三月二十一日)で調達されている。

国元では、「大坂表江御持込相成候御武器類」の中で修復が必要な武器類が報告されている。手入力で使用可能とされるものもあるが、鉄炮二八挺は「大損シ」であり、付属道具にも新規購入と判断されているものも少なくない(三月十七日)。また、「大坂御加番二付両掛五荷新規御買上」(五月四日)、「大坂表二而御入用之御家具類夫々取調」(五月七日)といった記載もあり、青袴・立附・股引・提灯等々は新規購入されている(五月二十七日・七月十七日)。

大坂日記では、こうした支度についての記載は少なく、それらはおもっぱら江戸・大坂の藩政日記に記されている。加番を山崎藩政全体で考えたとき、加番願における「御頼」への祝義も含めて、合力がどれほど藩財政を補填できたのか、検討が必要であろう。

## 七 藩政日記以外の文書

山崎本多藩記念館には、藩政日記以外の近世・近代文書も所蔵している。この内、よく知られているのが、「参考御系傳」である。

同書は、家中樽井九右衛門守城がまとめた五巻からなる本多家の家譜である。「総概」によると、弘化三年(一八四六)頃に編纂をはじめ、「御祖先方の御事蹟、諸書の中にて見当るごとに記置」き、一書にまとめたという。引用書物は、「林道春先生著述御家譜」・「寛政年中御指出御家譜」・「弘化年中御指出御家譜」・「本多家由来記」など七四を数える。これら引用書物は、同じ志を抱いていた祖父宗右衛門定寛が御用方勤役中に収

集していたものも含まれており、文例は「藩翰譜」・「常山紀談」などに倣ったという。安政二年（一八五五）十月に朔日に完成しているが、分限帳には、藩に献上したのは翌三年十二月十二日のことと記されている。

「参考御系傳」は、検証が必要な箇所もあるが、歴代藩主の動向が記載されており、藩政研究の基本史料といってよい。また「分限帳 本多家」と、墨書された木箱に収められる分限帳も、基本史料である。

これらの文書以外にも、後掲の「山崎本多藩記念館文書目録」の通り、約四七〇点の近世・近代文書が確認できる。これらは、藩政日記とは別に保管されていた文書であり、別置1次は二〇一六年一〇月、別置2次は二〇一七年十二月、資史料収蔵庫において所在が確認された。別置2次の内①は書類整理ロッカー、②は木箱・慳食箱などに収められていたもので、保管場所ごとに1〜4・木箱に分けている。これらは二〇一八年七月までに整理できた文書で、目録も未点検なままではあるが、概要は知られよう。

近世文書では、延宝七年（一六七九）の郡山城地引き渡しと宍粟引越に關わる老中堀田正俊・土井利房・大久保忠朝・稲葉正則連書奉書（別置2次②1—1）、延宝七年八月の「播磨国宍粟高帳」（別置2次②1—7）、延宝七年九月の「宍粟郡之内山崎領内覚書」（別置2次②木箱1—2）が注目される。寛文十二年三月二十四日の町中地子米帳（別置2次②1—4）も入封に際して新領主となる本多家に渡されたものと思われ、享保十五年四月の「惣町中地子米帳」とあわせて、陣屋町山崎を考える基本史料となる。

その他、「御裁許御裏書絵図面御裁許書請取帳」（別置2次②1—27）、「異国船渡来之節若殿様臨時出張御行粧帳」（別置2次②3—13）、「御在番御留守中非常之節若殿様臨時御登城御行列下調帳」（別置2次②3—

14）、「江戸詰御中間并夫人足扶持手形請取帳」（別置2次②4—10）、「江戸大納戸差引勘定帳」（別置2次②4—16）、「武器料銀納帳」（別置2次②4—21）、「寄元金銀差引帳」（別置2次②4—20）、「町方江被仰出候書附」（別置2次②4—1）等々、藩政研究に資する文書が多い。

近代文書では、別置2次①に明治三十年代の華族の生活に關わる文書が多く残されている。また、「家禄并負債償却願伺之案」（別置2次②2—1）「山崎藩 職員規則」（別置2次②2—2）、「社寺市郷取調書・人民之部取調書二・政事之部取調書三（別置2次②2—15）」、「藩債紙幣取調書」（別置2次②2—26・27）や、山崎県に關わる「家禄并負債償却願伺之案」（別置2次②2—1）、「士族卒禄制授産之方法負債消却之目途御届面草稿」（別置2次②2—20）、「士族卒禄高取調帳」（別置2次②3—5）等々、廃藩置県前後の様相が知られる文書が多く残されている。すでに『山崎町史』（山崎町、一九七七年）で活用されている文書もあるが、今後の活用が期待される。

これら別置の文書には、整理番号と思われる「文ノ四四」「文ノ五号 式冊ノ内」といった貼紙が付されている場合がある。直接、文書に記載されているものもある。どの段階で付されたかは不明であるが、文書保管のあり方を知る手がかりになろう。

## 八 山崎藩政研究の課題

藩政日記からは、家老が学問所で講義をうけていたことに代表されるように「文」が奨励されていたことが知られる。同時に、家祖本多忠勝の命日である十月十八日には、忠勝の画像を掛け、馬術・砲術・弓術・鎗術・劍術・棒術が披露されていたように「武」への関心も高く（『徳川

時代大阪城関係史料集』三、「解説」)、藩政日記には、正月三日の鉄砲打初めなど「武」に関わる記述が散見される。家中には砲術・槍術・劔術・柔術の「世話」を務めるものがいたこと、新しく「柔術世話」を務めることになったものに対して「猶不絶何茂出精」が「申達」され(五月二日)、「中御門下於稽古場槍術致見分」(四月十日)と、武術の稽古場が設けられ、家老が見分していたこと等々、藩をあげて「武」が奨励されていたことが知られる。そして柔術の免許を皆伝された足軽に対して、「御心附老貫文」が下されているように(九月二十七日)、「武」への関心は、家中の面々ではない足軽にも共有される家風であった。

安政年間以降になると、藩政日記に「武」に関わる記述が増え、たとえば、安政七年国元日記には、「配粟河原二而十日残り練兵稽古為見分罷越候処、天気もよろしく無滞相濟候、十日二鶴翼・彎月、今日常山蛇・魚鱗、都合四備共足並等もよろしく万事都合克出来申候、右畢而於場所武間源次右衛門・樽井九右衛門并世話方江一同足並等も至極克出来、全骨折出精故之儀」という記載がある(閏三月十三日)。

また、「嶋田繁次郎・笹倉又兵衛より林田御家中・新宮御陣屋江劔術稽古罷越申度、依之明日・明後日、兩日之御暇、頭支配を以相願、承届候」(二月二日)と、近隣藩への出稽古が盛んになっている。「姫路御家中より六人劔術為稽古相見江候二付、今日終日試合仕候」、「所々修業者毎度相見江候」と、近隣諸藩の家中が出向いてくることもあった(三月二十七日)。

こうした家風が長州戦争をはじめ幕末の難局において、藩政をどの程度規定したのか。藩政日記から家風を読み解くことで、山崎藩の幕末藩政研究には、新しい展開が期待される。

また、林田家中に劔術稽古に出かけているように、近隣諸藩士との交

流が盛んで、「福岡秋平四拾歳余二罷成候得共、未夕男子無御座候二付、及井濃御家中伊藤瑞泉弟冬蔵与申者、娘と年茂相応御座候二付、賀養子二貫申度」(弘化二年国元日記・二月六日)、「熱田大七郎、林田御家中真喜田廉之助、龍野御家中角田彦六、右両所江明後四日より出入、四日之御暇、御横目を以相願」(弘化二年国元日記三月二日)等々、婚姻・養子願や、暇願が頻繁に出されている。

近隣諸藩家中との交流が、藩政にどのような影響を与えていたのか。領外近郷の富裕者が銀主となつていくように、領外を含めた地域社会・経済圏との関係性を明らかにできたとき、山崎藩の研究は、一万石小藩の事例研究から大きく飛躍するであろう。また、藩政日記に加え、山崎本多藩記念館には、これまで十分に活用されていない近世・近代文書が残されており、この活用も必要であろう。

史料の引用にあたっては、欠字は一字あげ、平出は二字あげ、「ㇿ」は「より」に改めた。また、本稿の一部は、拙稿「山崎藩本多家の藩政日記について」(たつの市立龍野歴史文化資料館二〇一七年度企画展図録『揖保川流域のサムライ』、たつの市立龍野歴史文化資料館、二〇一七年)と重複している。

なお、二〇一七年度・二〇一八年度山崎本多藩記念館文書の整理および写真撮影では、尾崎真理(大阪大学大学院文学研究科博士後期課程)・高岡萌(大阪大学大学院文学研究科博士後期課程)・濱田恭幸(大阪大学大学院文学研究科博士後期課程)・東野将伸(学術振興会特別研究員)・萬代悠(大阪市史料調査会)・望月みわ(大阪大学大学院文学研究科博士前期課程)の諸氏にご協力いただいた。記して謝意を表したい。所属は調査当時のものである。



表1 藩政日記の所在

年号	西暦	江戸	国元	大坂	大坂・京都在番
天明元	1781	○			
2	1782	○			
3	1783	○			
4	1784	○			
5	1785	○			
6	1786	○			
7	1787	○			
8	1788	○			天明8・8・17～寛政元・8・8
9	1789	○			大坂雁木坂加番
享和元	1801	○			
2	1802	○			
3	1803	○			
4 文化元	1804		○		
天保2	1831	○	○		
3	1832	○	○		
4	1833	○	○		
5	1834	○	○		
6	1835	○	○	○	天保6・8・6～7・8・8
7	1836	○	○		大坂雁木坂加番
8	1837	○	○		
9	1838	○	○		
10	1839	○	○		
11	1840	○	○		
12	1841	○	○		
13	1842	○	○		
14	1843	○	○		
15 弘化元	1844	○	○		
弘化2	1845	○	○	○	弘化2・8・16～3・8・12
3	1846	○	○		大坂在番(大番頭)
4	1847		○		
5 嘉永元	1848	○	○		嘉永元・4・13～2・4・12
嘉永2	1849				二条在番(大番頭)
3	1850	○	○		
4	1851				嘉永4・8・12～5・8・15
5	1852				大坂在番(大番頭)
6	1853				
7 安政元	1854				嘉永7・4・12～安政2・4・12
安政2	1855	○	○		二条在番(大番頭)
3	1856	○	○		
4	1857	○	○		
5	1858	○	○		
6	1859	○	○		安政4・閏5～文久3・5
7 万延元	1860	○	○	○	
万延2 文久元	1861	○	○	○	大坂京橋口定番
文久2	1862	○		○	
3	1863	○	○		
4 元治元	1864	○			
元治2 慶応元	1865	○			
慶応2	1866		○	○	慶応2・4～慶応3・8, 9?
3	1867				大坂青屋口加番→大坂京橋口定番

備考：○が所在年。天保5年の江戸日記は2分冊。大坂・京都在番の期間は『大坂大番記録(1)』(大阪城天守閣、2000年3月)による。ただし、嘉永元、4、7年から1年間務めた二條・大坂在番については日記が残されていないため、在番期間は定例の8月交代に従った。また弘化2年大坂在番日記は7月末までの記載である。

表2 弘化2年、倉橋弥一衛門の往来

	江戸	大坂	山崎
4月	4・7	4・19 ?	4・29
5月		?	5・18
6月	6・23	6・11	
7月	7・13	?	
8月		8・23 ← 8・22 ?	8・5 8・20
9月			
10月		10・28 ← 10・26 ?	10・8 10・23
11月	11・23	11・11	

備考：弘化2年の江戸・大坂・国元日記により作成。8月以降、藩主は大坂城内在住のため、たとえば「8・23 ← 8・22」は、22日に大坂入りし、23日に大坂城入り。

表3 弘化2年5月～9月、手紙のやりとり

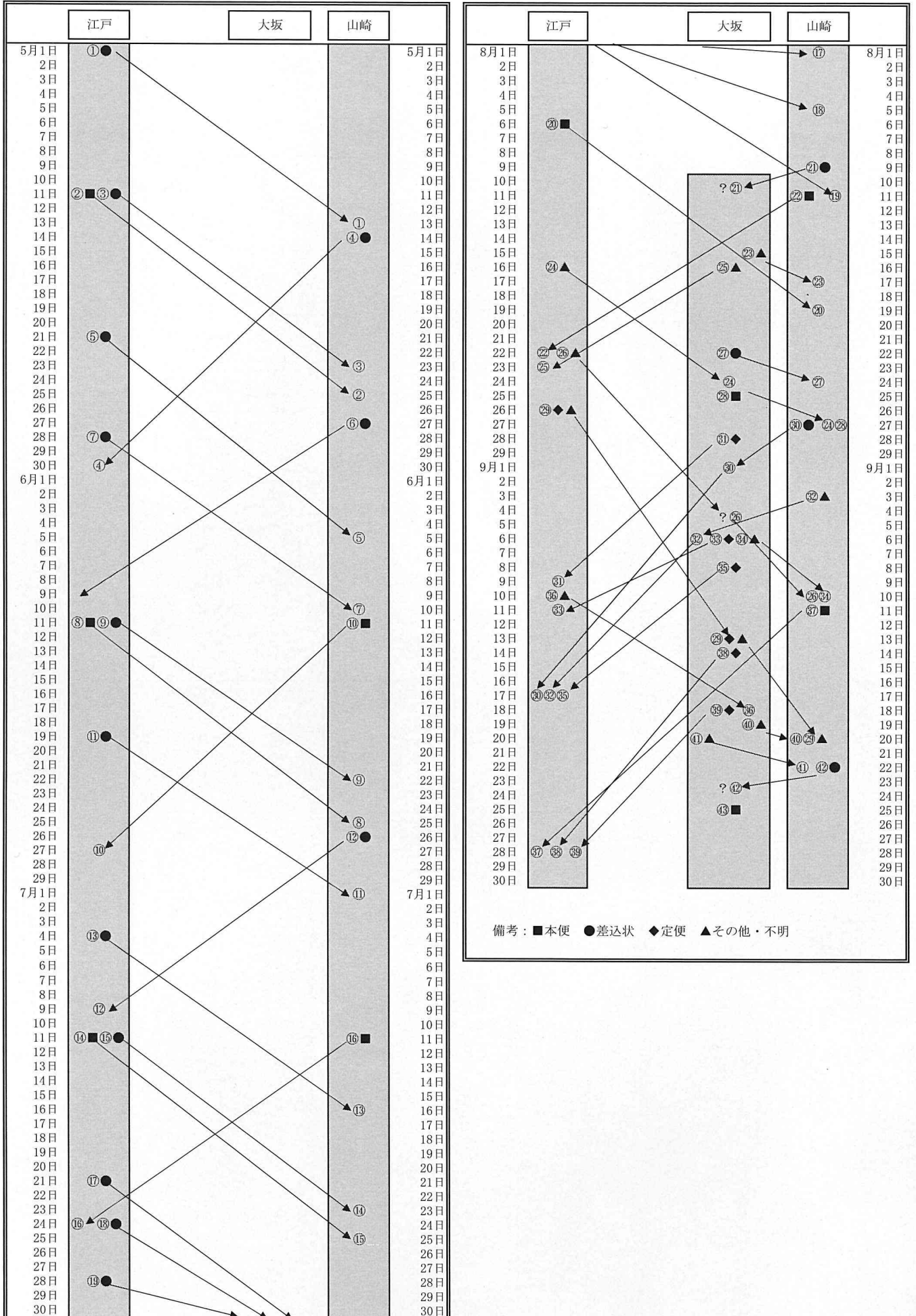


図1 西新町捨て子一件

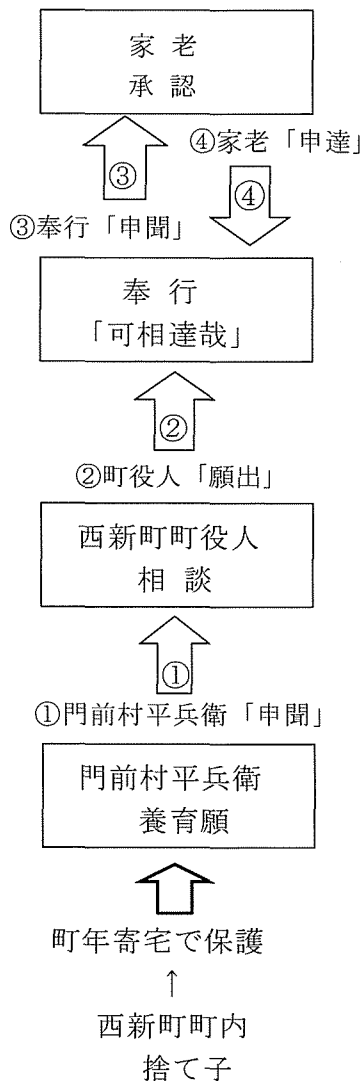
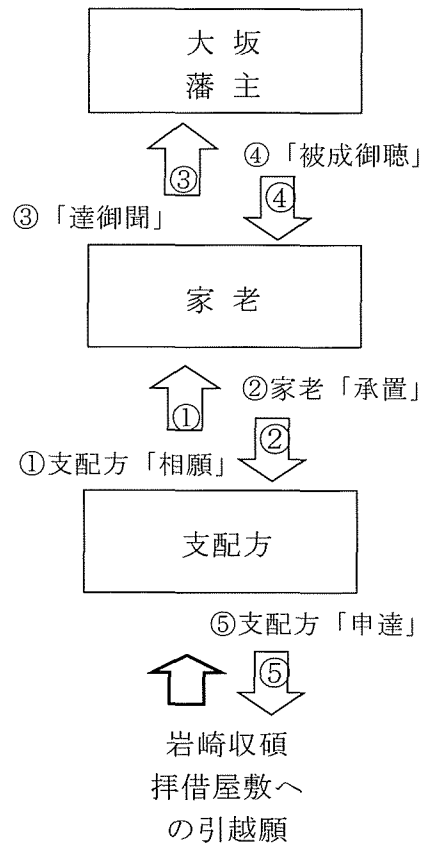


図2 岩崎収碩拝領屋敷一件



## 山崎本多藩記念館所蔵文書目録

### 藩政日記

分類	表題	年号	作成者・差出	宛名	形態	点数	備考
江戸	覚帳	天明元	—	—	縦帳	1冊	表紙に「正月より年中」、地に「天明元丑」「三拾六」と記載。裏表紙は欠損。
江戸	[覚帳]	天明2	—	—	縦帳	1冊	表紙は無記載。地に「天明二寅」「三拾七」と記載。
江戸	[覚帳]	天明3	—	—	縦帳	1冊	表紙は無記載。地に「天明三卯」「三拾八」と記載。
江戸	[覚帳]	天明4	—	—	縦帳	1冊	表紙・正月前半部は欠損。地に「天明四辰」「三拾九」と記載。
江戸	覚帳	天明5	—	—	縦帳	1冊	未確認
江戸	覚帳	天明6	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天明六年午正月より年中」「四拾壺」、地に「天明六年」「四拾一」と記載。
江戸	覚帳	天明7	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天明七未年正月ヨリ」「四拾弍」と記載。地に「天明七未」「四拾弍」と記載。後半部欠損。綴じ修復。
江戸	覚帳	天明8	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天明八申年正月ヨリ」「四拾三」と記載、地に「天明八申」「四拾三」と記載。綴じ修復。
江戸	覚帳	天明9	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天明九酉年中」「二月寛政ト改元」「四拾四」、地に「寛政元酉」「四拾四」と記載。
江戸	覚帳	享和元	—	—	縦帳	1冊	表紙に「享和元辛酉年正月ヨリ年中」「五拾六」、地に「享和元酉」「五十六」と記載。
江戸	覚帳	享和2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「享和二戌年正月ヨリ」「五十七」、地に「享和二戌」「五十七」と記載。
江戸	覚帳	享和3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「享和三亥年正月ヨリ」「五十八」、地に「享和三亥」「五十八」と記載。
江戸	覚帳	天保2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保二卯年正月より年中」「八十六」、地に「天保二卯」「八十六」と記載。

江戸	[覚帳]	天保3	—	—	縦帳	1冊	表・裏表紙」欠損。地に「天保三辰」「八十七」と記載。
江戸	覚帳	天保4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保四巳年正月より年中」「八拾八」、地に「天保四巳」「八十八」と記載。
江戸	覚帳	天保5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保五午年正月ヨリ八月迄」「八十九」、地に「天保五午」「八十九」と記載。
江戸	覚帳	天保5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保五午年八月ヨリ」「八十九」、地に「天保五午」「八十九」と記載。一丁目は七月の後半部と八月朔日。十二月末まで記載。
江戸	覚帳	天保6	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保六乙未年正月ヨリ」「九拾」、地に「天保六未」「九十」と記載。
江戸	覚帳	天保7	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保七丙申年正月ヨリ」「九拾壹」、地に「天保七申」「九拾壹」と記載。
江戸	覚帳	天保8	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保八丁酉年正月ヨリ」「九拾貳」、地に「天保八酉」「九十二」と記載。
江戸	覚帳	天保9	—	—	縦帳	1冊	正月前半部欠損。表紙に「天保九戌戌年正月ヨリ」「九拾三」、地に「天保九戌」「九十三」と記載。
江戸	覚帳	天保10	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十己亥年正月ヨリ」「九拾四」、地に「天保十亥」「九十四」と記載。裏表紙に覚帳の綴外れと思われる文書が付く。
江戸	覚帳	天保11	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十一子年正月より年中」「九拾五」、地に「天保十卷子」「九十五」と記載。
江戸	覚帳	天保12	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十二丑年正月ヨリ年中」「九十〇(虫損)」、地に「天保十二丑」「九十六」と記載。後半部は欠損大。
江戸	覚帳	天保13	—	—	縦帳	1冊	表紙に「[ ](虫損)十三寅年正月ヨリ年中」「九十七」、地に「天保十三寅」「九十七」と記載。
江戸	覚帳	天保14	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十四卯年正月ヨリ年中」「九十八」、地に「天保十四卯年」「九十八」と記載。
江戸	覚帳	天保15	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十五甲辰年正月ヨリ」「十二月弘化与改元」「九拾九」、地に「天保十五辰」「九十九」と記載。
江戸	覚帳	弘化2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化二乙巳年正月ヨリ」「百」、地に「弘化二巳」「百」と記載。

江戸	覚帳	弘化3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化三丙午年正月ヨリ」「百一」、地に「弘化三午」「百一」と記載。
江戸	覚帳	弘化5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化五戊申年正月ヨリ」「三月嘉永与改元」、地に「嘉永元申」「百三」と記載。
江戸	覚帳	嘉永3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「嘉永三庚戌年正月ヨリ」「百五」、地に「嘉永三戌」「百五」と記載。
江戸	覚帳	安政2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政二乙卯年正月ヨリ年中」「百十」、地に「安政二卯」「百十」と記載。
江戸	[覚帳]	安政3	—	—	縦帳	1冊	表紙・裏表紙欠損。地に「安政三辰」「百十一」と記載。
江戸	覚帳	安政4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政四丁巳年正月ヨリ年中」「百十二」、地に「安政四巳」「百拾二」と記載。
江戸	覚帳	安政5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政五戊午年正月ヨリ年中」「百十三」、地に「安政五午」「百拾三」と記載。
江戸	覚帳	安政6	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政六己未年正月ヨリ年中」「百十四」、地に「安政六未」「百拾四」と記載。
江戸	覚帳	安政7	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政七庚申年正月ヨリ年中」「百十五」「万延与改元」、地に「安政七申」「万延ト改元」「百十五」と記載。
江戸	覚帳	万延2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「万延二辛酉年正月ヨリ年中」「文久与改元」「百十六」、地に「万延二酉」「文久ト改元」「百十六」と記載。
江戸	覚帳	文久2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文久二壬戌年正月ヨリ年中」、地に「文久二戌」「百十七」と記載。
江戸	覚帳	文久3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文久三癸亥年正月ヨリ年中」「百拾八」、地に「文久三亥」「百十八」と記載。表紙に覚帳の綴外れと思われる文書が付く。
江戸	覚帳	文久4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文久四甲子年正月ヨリ年中」「百拾九」、地に「文久四子」「百十九」と記載。
江戸	覚帳	元治2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「元治二乙丑年正月ヨリ年中」「百二十拾」、地に「元治二丑」「百二十」と記載。
国元	覚帳	享和4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「享和四子年正月ヨリ年中」「二月文化与改元」「百」と記載。地の記載は判読不明。8月より12月までの記載。綴じ修復。

国元	覚帳	天保2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保二卯年正月より年中」「百二十七」、地に「天保二卯」「百廿七」と記載。綴じ修復。
国元	覚帳	天保3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保三辰年正月より年中」「百二十八」、地に「天保三辰」「百廿八」と記載。表紙外れ。正月後半頃まで欠損。
国元	覚帳	天保4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保四巳年正月より年中」、「百壱」、地に「天保四巳」「百廿九」と記載。表紙「百壱」は「百二十九」を抹消のうえ記載。
国元	覚帳	天保5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保五年正月より年中」「百三十」、地に「天保五年」「百三十」と記載。
国元	覚帳	天保6	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保六未年正月より年中」「百卅一」、地に「天保六未」「百卅一」と記載。
国元	覚帳	天保7	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保七申年正月より年中」「百卅二」、地に「天保七申」「百卅二」と記載。欠損大。
国元	覚帳	天保8	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保八酉年正月より年中」「百卅三」、地に「天保八酉」「百卅三」と記載。12月後半部欠損。綴じ修復。
国元	[覚帳]	天保9	—	—	縦帳	1冊	表紙・正月前半部欠損。地に「天保九戌」「百卅四」と記載。綴じ修復。
国元	覚帳	天保10	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十亥年正月より年中」、地に「天保十亥」「百卅五」と記載。
国元	覚帳	天保11	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十一子年正月ヨリ年中」、地に「天保十一子」「百卅六」と記載。
国元	覚帳	天保12	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十二丑年正月より年中」「□(虫損)三十七」、地に「天保十二丑」「百卅七」と記載。
国元	覚帳	天保13	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十三寅年正月より年中」「百三十八」、地に「天保十三寅」「百卅八」と記載。
国元	覚帳	天保14	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十四卯年正月より年中」「百三十九」、地に「天保十四卯」「百卅九」と記載。
国元	覚帳	天保15	—	—	縦帳	1冊	表紙に「天保十五辰年正月ヨリ年中」「十二月弘化と改元」、地に「天保十五辰」「百四十」と記載。
国元	覚帳	弘化2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化二巳年正月より年中」、地に「弘化二巳」「百四十一」と記載。



国元	覚帳	弘化3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化三年年正月ヨリ年中」「百四十二」、地に「弘化三年」「百四十二」と記載。
国元	覚帳	弘化4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化四未年正月ヨリ年中」「百四十三」、地に「弘化四未」「百四十三」と記載。
国元	覚帳	弘化5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「弘化五申年正月ヨリ年中」「嘉永ト改元」、地に「嘉永元申」「百三」と記載。
国元	覚帳	嘉永3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「嘉永三戌年正月ヨリ年中」「百四十六」、地に「嘉永三戌」「百四十六」と記載。
国元	覚帳	安政2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政二卯年正月ヨリ年中」「百五十一」、地に「安政二卯」「百五十一」と記載。
国元	覚帳	安政3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政三辰年正月ヨリ年中」「百五十二」、地に「安政三辰」「百五十二」と記載。綴紐の一部を修復。
国元	覚帳	安政4	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政四巳年正月ヨリ年中」「百五十三」、地に「安政四巳」「百五十三」と記載。綴じ修復。
国元	覚帳	安政5	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政五午年正月ヨリ年中」「百五十四」、地に「安政五午」「百五十四」と記載。12月の後半部は別帳に記載し、綴紐にて括り付け。
国元	覚帳	安政6	—	—	縦帳	1冊	表紙に「安政六未年正月ヨリ年中」「百五十五」、地に「安政六未」「百五十五」と記載。12月後半部欠損。綴じ修復。
国元	覚帳	安政7	—	—	縦帳	1冊	表紙および正月前半部欠損。地に「安政七申」「百五十六」と記載。綴じ修復。
国元	覚帳	万延2	—	—	縦帳	1冊	表紙に「万延二酉年正月ヨリ年中」「百五十七」「二月文久与改元」、地に「万延二酉」「百五十七」と記載。綴じ修復。
国元	覚帳	文久3	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文久三亥年正月ヨリ年中」「百五十九」、地に「文久三亥」「百五十九」と記載。
国元	[覚帳]	(慶応2)	—	—	縦帳	1冊	「慶応2正月～5月」とペン書される白紙(洋紙)が綴じられる。地に「慶応二寅」と記載。
国元	[覚帳]	—	—	—	縦帳	1冊	綴じ紐で1冊にされているが錯簡。年次は要検討。
大坂	[大坂御加番中覚帳]	天保6	—	—	縦帳	1冊	表紙欠損。綴紐を修復。天保6・閏7・26日より同7・8・6まで(後半欠損)。

大坂	大坂御在番中覚帳	弘化2	表御用部屋	—	—	縦帳	1冊	表紙に「從弘化二乙巳年八月至同三丙午年七月」と記載。
大坂	大坂御定[ ](欠損)	安政7	—	—	—	縦帳	1冊	表紙一部欠損。表紙に「安政七庚申年正月より年中」、地に「安政七申」「万延ト改元」「大坂定表」と記載。
大坂	大坂御定番中覚帳	万延2	表御用部屋	—	—	縦帳	1冊	表紙に「万延二辛酉年正月より年中」「文久与改元」、地に「万延二酉」「文久ト改元」「大坂定表」と記載。
大坂	大坂御定番中覚帳	文久2	表御用部屋	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文久二壬戌年正月ヨリ」、地に「文久二戌」「大坂定」と記載。
大坂	[大坂加番・定番中覚帳]	慶応2	—	—	—	縦帳	1冊	「慶応二丙寅年三月」で始まる同年12月晦日までの大坂日記。記載が欠ける箇所が多い。綴じ修復。
大坂	[大坂定番中覚帳]	慶応2	—	—	—	縦帳	1冊	「慶応二寅年日記」と記載される表紙が付されるが、前半13丁は明治2年正月の諸廻状留。14丁以降は慶応2年7月16日～12月晦日までの大坂日記。

## 別置1次

分類	表題	年号	作成者・差出	宛名	形態	点数	備考
1	[参与役所等より達書]	慶応4	—	—	縦	1冊	慶応4年正月19日より6月19日まで。
2	[備前沢井宇兵衛・行政官等より達書・廻状留]	明治2	—	—	縦	1冊	「同廿三日」よりはじまる 明治2年正月22日～同年3月11日まで。
3	分限帳	—	—	—	縦	1冊	表紙に貼紙「文ノ廿壺号」。昭和六年一月「分限帖見出順(山下勢太郎作)」あり。
4	[忠勝公江御附人当時相続人数・忠政公播州姫路拾五万石御家中知行等分限帳]	—	—	—	横	1冊	表紙として「文ノ廿二号 忠勝公へ御附人 其他分限帳 山崎御領分御物成高」と記載する一紙を綴じる。
5	広島御宿中日記	元治元・1 1・10より	—	—	横	1冊	11月10日より12月29日まで。
6	長防御出陣御供人数行列帳(山崎藩)	元治元・9	表御用部屋扣	—	横	1冊	表紙に「文ノ三三」と記載。惣人数461人。内訳老職より中間まで210人・郷夫251人。
7	[諸藩家老衆大坂表出頭命令状]	(元治元)	—	—	一紙	1通	
8	[旌旗小印等之図面差出等達書]	(元治元)	—	—	一紙	1通	

9	〔征長ニ付本多肥後守江申渡状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
10	〔征長ニ付立花飛騨守江申渡状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
11	〔征長ニ付松平越前守江申渡状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
12	〔敵地江攻寄候期日調状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
13	〔毛利大膳大夫父子始御征伐ニ付諸軍持口江着到命令状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
14	〔陸路芸州より岩国、夫より山口江攻寄候面々他江軍目付差遣状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
15	〔陸路芸州より岩国、夫より山口江攻寄候面々他諸軍申渡状〕	(元治元)	—	—	一紙	1通	
16	年中行司覚(吟味役方)	天保9・4	横井源次郎	—	小横	1冊	
17	御留守居方心覚帳	(安政2・6)	奥御用部屋	—	小横	1冊	表紙に「安政二卯年六月白鳥清書役より差出預置」と記載。
18	吟味役方其外万事手扣		横井清兵衛	—	小横	1冊	
19	大横目方手扣	—	—	—	小横	1冊	表紙に「山岸藏」と記載。

別置2次①

文書番号	表題	年号	差出・作成者	宛名	形態	点数	備考
1	会計ニ関スル緊要書類（銀行・財産関係の書簡、領収証、代金出納勘定書、葉書など）	(明治30～35)	—	—	縦	1冊	罫紙・一紙類を綴ったもの
2	明治三十七年二月起り 決議書其他雑款 本多家	明治37・2	本多家	—	縦	1冊	罫紙・一紙類を綴ったもの
3-1-1	〔袋〕（ウハ書「須テ御出養生後卅九年十月方仮払」）	(明治39・10)	—	—	袋	1点	3-1～3-3紐一括、3-1-2～3-1-7袋入り一括
3-1-2	〔勘定仕法書・仮勘定書・元受〕（食料品・紙などの物品代金書き上げ、代金出納勘定など）	(明治39)	—	—	綴	1綴	罫紙使用、縦帳3冊綴り
3-1-3	〔領収証・覚〕（物品代金、建設費、税金など）	(明治39)	—	—	綴	1綴	罫紙・一紙類を綴ったもの
3-1-4	〔通帳・領収証類〕（金銭預り通帳、物品代金・利子の領収証など）	(明治39)	—	—	綴	1綴	通帳2冊・罫紙・一紙類を綴ったもの
3-1-5	須テ御出御入用心覚（銀行よりの出金、送金など書き上げ）	(近代)	—	—	一紙	1通	—
3-1-6	記（銀行よりの引き出し金、谷村への送金など書き上げ）	(近代)	—	—	一紙	1通	—
3-1-7	〔領収証類一括〕（物品代金、税金、為替など）	(明治39)	—	—	綴	1綴	罫紙・一紙類を綴ったもの
3-1-8	明治三拾九年十月十九日以后榎元取扱へ係ル仕払（元受之部、支払之部）	(明治39)	—	—	縦	1冊	罫紙使用
3-2	明治三十九年度 金銭出納簿 本多（物品代金、税金など書き上げ）	明治39	本多	—	横半	1冊	—
3-3	明治三十九年一月起 金銭受払仕譯簿 本多（経常元受、予算など）	明治39	本多	—	縦	1冊	罫紙
4	明治三十八年 一月与利至十二月 会計記（各月ごとの金銭出納につき）	明治38・1月～12月	(印「鹿澤町本多家」)	—	縦帳	1冊	「本多」罫紙使用

5	明治三十七年 一月二月 日計仕訳簿（御小遣、交際等項目別金銭出納につき）	明治37・1月～2月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
6-1	明治三十六年 日計簿（利子などの収入と食料品・寺社献納金などの支出書き上げ）	明治36・1～明治36・12	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、6-1が6-2・6-3を挟み込み
6-2	西武間資産（宋栗郡山崎町内の鹿澤町宅地・加生村田地の土地面積書き上げ）	（明治）年月日未詳	—	—	一紙	1通	6-1が6-2・6-3を挟み込み
6-3	郵便物受領証	明治36・12・23	山崎町本多内 浅井長志、鹿澤町 本多、山崎町 本多家と扶	東京市本郷区森川町一番地本多忠敬御家扶 畑谷鈴馬、東京市深川区靈岸町 雲光院、東京市下谷区山伏町 燈明寺執事	一紙	3通	6-1が6-2・6-3を挟み込み、印刷物
7	明治三十五年自一月至十二月 日計仕訳簿（税金・給金・食料品などの支出書き上げ）	明治35・1～明治35・12	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
8	明治参拾五年自七月至十二月 日計簿（銀行払出などの収入と郵便・食料品・日用品などの支出書き上げ）	明治35・7～明治35・12	—	—	縦帳	1冊	表紙に「式冊之内 第貳号」の記載あり
9	明治三十五年自一月至六月二冊之内日計簿第壹号（郵便・電信料など書上げにつき）	明治35年1月～6月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
10	明治三十四年日計簿第壹号（銀行預け金・郵便電信料など書上げにつき）	明治34年	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
11-1	明治三十四年自一月至六月日計仕訳書第壹号式冊之内（山崎町村役場納金・県税・戸数割・赤十字年賦金・雇人給料など書上げにつき）		—	—	縦帳	1冊	11-2はさみ込み一括、罫紙使用
11-2	〔書付〕（金2石未納内4斗用捨につき）	（年月日不詳）	—	—	一紙	1通	
12	明治三十二年 自七月至十二月 日計簿（日ごとの金銭渡し記録につき）	明治32・7月～12月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、表紙に朱書き「第貳號 貳冊ノ内」
13-1	〔封筒〕	明治31・11	—	—	封筒	1点	ウハ書「明治三十一年 十一月 奥方様御入與諸入費帳」、村高覺の裏面使用、13-2～13-3在中

13-2	明治三十一年十一月 御結婚諸入費並御家屋修繕費記帳	明治31・11	—	—	綴	1綴	
13-3	〔横帳〕（お引き受け当日のお迎え等の人員及び客人の覚）	(明治31・11)	—	—	横帳	1冊	年代は封筒より
14	明治三十年十月 日計簿（日ごとの金銭渡し記録につき）	明治30・10	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、表紙に朱書き「第三号 三冊ノ内」
15-1	明治三十年十月日計仕譯簿(祭典料・貞吉様分山崎町役場納金・雇人給料など書上げにつき)	明治30年10月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、15-1～15-8まで「会計簿八冊」の付紙がついた紐で一括
15-2	明治三十一年自一月至十二月日計仕譯簿(諸税・学費・當繕費・忠禎様賄費・議員会同費・臨時費地所代・士族下賜金・銀行借入金など書上げにつき)	明治31年1月～12月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
15-3	明治三十二年一月與利日計仕譯簿(山崎町役場納諸税・忠禎賄費・雇人給料・豊様学費・臨時費・小間物代など書上げにつき)	明治32年1月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
15-4	明治参拾貳年自七月至十二月日計仕譯簿(山崎町役場納諸税・雇人給料・会同諸向費・神仏祭典費・郵便費・小間物代など書上げにつき)	明治32年7月～12月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、朱筆で「第壹号」と書込みあり
15-5	明治三十三年自一月至六月日計仕譯簿(山崎町役場納諸税・忠禎賄費・雇人給料・交際費・備品費・呉服費など書上げにつき)	明治33年1月～6月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、朱筆で「第壹号」と書込みあり
15-6	明治参拾参年自七月至十二月日計仕譯簿(諸税・忠禎賄費・雇人給料・交際費・神仏祭典費・當繕費・本家より廻金・呉服費など書上げにつき)	明治33年7月～12月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、朱筆で「第貳号」と書込みあり
15-7	明治三十四年自七月至十二月日計仕譯簿(諸税・祭典費・忠禎公賄費・御手元小遣・諸向御会積費・交際費・雇人給料・備品代・呉服反物代・保存講など書上げにつき)	明治34年7月～12月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用、朱筆で「第壹号貳冊ノ内」と書込みあり

15-8	明治三十六年自一月至十二月日計仕譯簿(明治36年支払高・山崎町役場納諸税・祭典費・赤十字社醸金・新聞・小遣い・交際費・雇人給料・備品代など書上げにつき)	明治36年1月～12月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
16-1	[薄様]	(近代)	—	—	薄様	1点	ウハ書「天目萬象 紅葉巻」、16-2～16-4一括
16-2	大坪流事法目録(秘伝の馬術につき)	弘化4・丁未12月吉辰	栗田岡事 久政(花押)(印)	—	卷子	1巻	表装はずれ
16-3	大坪本流常馭鞭目録(秘伝の鞭法21ヶ条)	寛政元己酉歳・11月23日	政明(花押)(印)	本多權治郎	卷子	1巻	表装はずれ、継ぎはずれあり、鉛筆書き「大坪本流常馭鞭目録」の紙挟み込みあり
16-4	大坪本流馭事法目録(秘伝の馬術につき)	寛政元己酉歳・11・23	政明(花押)(印)	本多權治郎	卷子	1巻	表装はずれ、継ぎはずれあり
17-1	[軍用之秘射目録](六拾式ヶ條)	天保2・仲秋日	柳瀬市郎左エ門政覚(花押、印)	本多忠鄰	卷子	1巻	17-1～17-3薄様一括、継ぎ外れあり
17-2	八規(天地人物法用盡誠、修学数十年につき)	嘉永4・晩夏	素行六世 山鹿八郎左衛門入道素水 藤原高補(花押、印)	武間源次右衛門	卷子	1巻	継ぎ外れあり
17-3	神陰流劍術目録(簡条書・和歌、久須美権兵衛藤原祐雋よりの受授、多年の尊志により伝授のことにつき)	慶応3・5	秋田貢雅俊(花押、印)、岩寄又左衛門(花押、印)	忠明君	卷子	1巻	継ぎ外れあり
18-1	反閉秘伝(軍事・道徳について)	天保12・2	素行六世山鹿素水(印)	武間新吾	卷子	1巻	18-1～18-4薄様一括、継ぎ外れあり
18-2	神陰流劍術剪紙(心得の簡条書、十悪、究理)	安政2・3・15	臣名嶋四郎兵衛藤原好問(花押、印)	本忠明君	卷子	1巻	継ぎ外れあり
18-3	弓道諸流系図(日本流、吉田流など各流派系図)	—	—	—	卷子	1巻	継ぎ外れあり
18-4	[初学目録](数年稽古につき、鑑合など)	天保丑	大島雲平、大島弥左衛門、林勘助、二代目林勘助[ ](花押、印)	本[ ]	卷子	1巻	継ぎ外れ・虫損あり
19-1	柔新心流免状	(年月日不詳)	関口弥左衛門尉・松田藤右衛門尉・岡本半太夫ほか5名	—	卷子	1巻	継ぎ目はずれ、19-1～3まで木箱に入れて一括

19-2	系図状(柔新流の系図につき)	文化5年戊辰6月吉辰	関口弥左衛門尉・松田藤右衛門尉・岡本半太夫ほか4名	—	卷子	1巻	継ぎ目はずれ
19-3	柔新心流居合之次第(極意・中段など技名書上げにつき)	文化5年戊辰7月吉辰	関口弥左衛門尉・松田藤右衛門尉・岡本半太夫ほか5名	—	卷子	1巻	継ぎ目はずれ
20-1	柔心新流免状	文政9・丙戌11月吉日	関口弥左衛門尉・松田又之丞・宮部六右衛門他7名	—	卷子	1巻	表装はずれ、継ぎはずれあり、20-1～20-3薄様一括
20-2	系図状(柔新心流居合系図状につき)	文政9・丙戌11月吉日	関口弥左衛門尉・松田又之丞・宮部六右衛門他7名	—	卷子	1巻	表装紐付紙に「弐」とあり
20-3	柔新心流居合次第(表・返火等の柔術詳細につき)	文政9・丙戌11月吉日	関口彌左衛門尉・松田又之丞・宮部六右衛門他8名	—	卷子	1巻	表装はずれ、継ぎはずれあり、「柔新心流居合次第」の挟み込み紙あり
21	[布]	(年月日不詳)	—	—	布	1点	武道の当て具カ
22-1	天月萬像紅葉巻(剣道の流法書カ)	文政9年丙戌十一月吉旦	松田藤右衛門尉・不破忠左衛門・富和助太夫ほか5名	—	卷子	1巻	継ぎ目はずれ、22-1～22-2うすようでくるんで一括
22-2	天月万像紅葉巻(剣道の流法書カ)	文化9年壬申正月	不破忠左衛門・富和久傳・富和助太夫ほか6名	—	卷子	1巻	木箱入り(ウハ書「紅葉御巻」)
23-1	中通目録(鎌術の秘伝、系図)	文化4・10・吉日	岩田隨應俗名傳兵衛益通(花押、印)	本多敬公	卷子	1巻	23-1～23-5薄様一括、継ぎ外れあり
23-2	鎌鎧指南免許目録(位の名称など)	文化6・5・吉日	岩田本五郎寄通(花押、印)	本忠敬公	卷子	1巻	継ぎ外れあり
23-3	[卷子]		—	—	卷子	1巻	
23-4	[卷子]		—	—	卷子	1巻	
23-5	[卷子]		—	—	卷子	1巻	軸破損
24	[布]	年月日未詳	—	—	布	1点	—



25-1	廿八年中決算書	明治38	—	—	罫紙	3枚	25-1～25-4は袋一括、袋ウハ書「廿八年度決算 廿九年度予算」、25-1・25-2は折り込み一括、25-1は25-2の下書き、罫紙使用、綴じ外れ
25-2	廿八年中勘定決算	明治38	—	—	一綴	1冊	25-1～25-4は袋一括、袋ウハ書「廿八年度決算 廿九年度予算」、25-1・25-2は折り込み一括、25-1は25-2の下書き、罫紙使用
25-3	三十九年度歳入予算	(明治38)	—	—	一綴	1冊	25-1～25-4は袋一括、袋ウハ書「廿八年度決算 廿九年度予算」、罫紙使用
25-4	神仏御祭典費（雲光院・燈明寺など）	(明治38)	—	—	一綴	1冊	25-1～25-4は袋一括、袋ウハ書「廿八年度決算 廿九年度予算」、罫紙使用
26	明治三十七年度決算（明治37年3月～12月分）	明治37	—	—	一紙	1枚	—
27	明治三十七年度 会計日記（入金と明細の書き上げ）	明治37・3～明治37・12	本多氏（印「本多」）	—	縦帳	1冊	「本多」用紙使用
28	明治三拾七年一月二月 日計簿（日ごとの金銭渡し記録につき）	明治37・1月～2月	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
29	「紐」	年月日未詳	—	—	紐	1点	「日計簿九冊」記載の下げ札
30	明治三十老年與利御財産収支臺帳 第巻号（山崎銀行株金・払込金・配当金など書き上げにつき）	明治31年	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
31-1	「紐」	年月日未詳	—	—	紐	1点	31-1で31-2～31-12を紐一括、「日計簿第拾巻冊」記載の下げ札
31-2	明治十九年 御内家日計簿 五月ヨリ（薪炭費など月ごとの支出書き上げ）	明治19・5・1～明治20・5・31	御附主任 横尾光朝	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用、虫損あり
31-3	明治廿年八月ヨリ 町村地租金其他諸掛物金 受払簿	明治20・8・31～明治21・5・17	御内家会計主任 横尾光朝	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用
31-4	明治二十年八月ヨリ 御内家 御臨時御経済金受取支払簿（借入金返済・呉服代などの支出書き上げ）	明治20・8～明治21・3・14	御会計方 横尾光朝	—	縦帳	1冊	32-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用
31-5	明治二十年御内家 日計簿 六月余り	明治20・6・1～明治20・12・31	御附主任 横尾光朝	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用

31-6	明治貳拾老年一月ヨリ 日計簿 (塵拭代・日雇給料などの支出書き上げ)	明治21・1・2 ～明治22・1・30	御附主任 横尾光朝	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用、虫損あり
31-7	明治廿三年七月より 経費出納簿 (鉄砲売却代などの収入と給料などの支出書き上げ)	明治23・7・12 ～明治23・8・30	本多家 理事 岡本 ■■	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用、虫損あり
31-8	明治貳拾三年一月ヨリ 日計簿 (見舞金・酒献納代などの支出書き上げ)	明治23・1・1 ～明治23・6・30	御附会計主任 横尾 光朝	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用
31-9	明治廿七年十一月方 日計簿 第 参号 (御手元金・食料品など支出 書き上げ)	明治27・11・1 ～明治27・12・31	—	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括
31-10	明治廿九年九月ヨリ全三十年 日 計簿 (繰越金・賄金などの収入と 食料品・日用品などの支出書き上 げ)	明治29・8・31 ～明治30・8・31	本多家従代	—	縦帳	1冊	32-1で31-2～31-12を紐一括、表紙に「第一号 三十年 自一月至八月 三冊ノ内」の朱書きあり
31-11	明治三十年七月より 追算簿 (土 地購入などの代金支払いの明細)	明治30・7・22 ～明治37・1・30	—	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用
31-12	明治三十三年 御臺所用日計算簿	明治33・1・7 ～明治33・12・1	—	—	縦帳	1冊	31-1で31-2～31-12を紐一括、罫紙使用
32	〔書上〕(明治36・37年諸払金額 の書上げにつき)	(近代)	—	—	縦帳	1冊	罫紙使用
33	会計御引継目録(明治37年2月十五 銀行配当金・日本鉄道株主配当金 など書上げにつき)	明治37年2月	浅井長志(印)・武木 田久成(印)	本多御家扶 安原昭 之	縦帳	1冊	罫紙使用
34	〔書付〕(賢物政位よりの代々の 法名につき)	7月	本多	御君 忠居	一紙	1通	
35	〔封筒〕(ウハ書「登記権利書」)	(近代)	—	—	封筒	1点	封筒のみ
36	土地分筆届(山崎町麻澤地主本多 渉の土地分筆届けにつき)	大正11年5月6 日	宍粟郡山崎町麻沢四 十番地 本多渉・同 郡山崎町山崎二十七 番地右代人 真島秀 五郎(印)	龍野税務署長 堀井 安太郎	一紙	1通	土地の地図を添付で貼り付け

37	土地合筆届	大正8・5・6	宍粟郡山崎町鹿沢四十番地本多涉 宍粟郡山崎町山崎二十七番地真島秀五郎	龍野税務署長堀井安太郎	仮綴	1点	龍野税務署より返戻の旨の付紙あり
38	土地変換届	大正8・5・6	宍粟郡山崎町鹿澤四十番地本多涉 全郡山崎町山崎二十七番地右代人真島秀五郎	龍野税務署長堀井安太郎	仮綴	1点	2通一括
39	土地変換届	大正8・5・6	宍粟郡山崎町鹿澤四十番地本多涉 全郡山崎町山崎二十七番地右代人真島秀五郎	龍野税務署長堀井安太郎	仮綴	1点	
40	[招待状]	明治25・11・6	宮内大臣土方久元	播磨国宍粟郡山崎町従四位子爵本多貞吉	色紙	3通	封筒一括、宛名は封筒より、招待状は別内容
41	明治四十年 家宝台帳	明治40	本多家	—	一紙	1通	朱書き「第二一號」、豎帳の表紙カ
42	諸願書届戸籍ニ関スル書類綴 本多神社神号訂正副書	(近代)	—	—	豎帳	1冊	
43-1	明治三十九年度ヨリ 強様学資領収証 附盲啞院往復書類 本多	明治39	本多	—	豎帳	1冊	43-1～43-2ひとまとめ、包紙あり、朱筆「第二口号」
43-2	目録(熨斗・昆布など婚礼にかかわる品物の書上げにつき)	明治15年7月	和泉国大鳥郡堀尾村木村勝三郎	播磨国宍粟郡麻澤町本多忠明	横帳	1冊	43-1～43-2ひとまとめ
44	明治四拾年六月 親族会招集一件 本多家	明治40・6	本多家	—	豎帳	1冊	表紙朱筆「外ノ二号」
45	[書付] (「刀剣預ヶ不同意ノ件」)	(近代)	—	—	一紙	1通	—
46	緊要書類綴[ ] (書簡、通知証類)	(明治29～32)	—	—	豎帳	1冊	—
47	[親族・華族会館・爵位局等書類綴類一括]	(明治40)	—	—	豎帳・綴	8点	枝番8点(豎帳7冊、綴1綴り)・紐一括
48	[袋] (ウハ書「明治三十二年十二月 年貢米不足者借用証 会計取継目録」)	明治32・12	—	—	袋	1点	—
49	[書付] (「御朱印之継」)	—	—	—	一紙	1通	—

50	身内金 御四方様支払証 但奥方様御関係無之分者買物等ハ 奥方様御差図ニテ御命令帳御同人 様御手許ニ在リ 其余願書ハ此袋ニ 在リ 榎元預り」	(明治40～ 45)	—	—	綴	1綴り	袋入り
51	諸参考書類 (封筒5点・領収書綴 4・着物点数書上帳1冊・封筒など 一括1点、貸借契約などの書類が 中心)	(明治45)	用掛預	—	袋一括	1点	
52	「書類一括」 (登記申請書綴2 点、土地変換届綴1点、戸籍謄本1 冊)	(大正8～大正 12)	—	—	封筒一括	1点	
53	明治四十四年六月 涉様忠敬様御 出向関係書類 (一紙10枚、仮綴2 点、封筒6点、堅帳7冊、葉書2 枚、横帳1冊、出向に関する費 用・転任者・奥様懐妊などについ ての書類)	(明治44年)	—	—	袋一括	1点	
54	〔書付〕 (襲爵御辞令・世襲財産 認可証など書付につき)	(年月日不詳)	—	—	一紙	1通	
55	明治四十四年八月三十一日御惣家 様勘定書類	明治44・8・31	—	—	仮綴	3点	封筒一括
56	爵位局其他華族方ヨリ照会(貴族 院議員補欠選挙・学習院入学志望 認可などの通知の綴り)	(明治)	—	—	堅帳	1冊	
57	明治三十九年 金禄公債当籤世襲 財産補充願御本家々扶往復書類	明治39	—	—	堅帳	1冊	
58	〔包紙〕 (ウハ書「明治神宮奉賛 会ヨリ書類」)	大正5年3月	—	—	包紙	1点	公爵徳川家達・本多家細谷鈴馬などからの書簡4通を紙紐で一括
59	土地変換届(山崎町麻澤地主本多 涉の土地変換届けにつき)	大正8年5月6日	宍粟郡山崎麻沢四十 番地 本多涉・同郡 山崎町山崎二十七番 地右代人 真島秀五 郎(印)	龍野税務署長 堀井 安太郎	一紙	1通	ほかに土地変換届け2通を封筒(ウハ書「地目変換届書」)に同封
60	第一九号付属登記書類入	(近代)	本多	—	仮綴・ 一紙	11点	登記申請書など11点を封筒一括
61	地所関係書類	明治28・5	—	—	綴・一 紙	20点	綴7点、一紙13通封筒一括

62	明治四十年第九号御本家往復綴	明治40・41・42・43・44・45年	本多家	—	—	縦帳	4冊	本家往復綴4冊をひも一括
63	本多家往復綴	明治40・45・大正2・3年	岡橋	—	—	縦帳	5冊	本多家往復綴・岡橋御用係勘定綴・金銭受払簿・領収証綴・金銭受払簿など5冊をひも一括
64	往復文綴	大正14年1月	本多家	—	—	縦帳	1冊	朱筆で「第参号」とあり
65	大正六年五月■(興カ)利往復文綴 本多家用係(家扶関係書簡、領収証類など)	(大正6年~10年)	本多家用係	—	—	綴	1綴り	表紙朱筆「第壹号」
66	往復文綴	大正10・□	本多家用係	—	—	縦帳	1冊	朱書き「第貳號」、金銭授受及び土地関係の書類多数
67	昭和拾八年壹月より 本多家御家族御生計費簿	昭和18・1・1~昭和19・8・17	用係	—	—	縦帳	1冊	表紙に「第参号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用
68	昭和拾四年壹月より 本多家御家族御生計費簿	昭和14・1・1~昭和18・1・1	用係	—	—	縦帳	1冊	表紙に「第貳号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用
69	昭和拾四年壹月より 亀二様御自由金受払簿	昭和14・1・1~昭和19・3・2	用係	—	—	縦帳	1冊	表紙に「第貳号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用
70	大正三年十月より 亀二様 御自由金受払簿	大正3・12・7~大正13・12・31	榎元預り	—	—	縦帳	1冊	表紙に「第壹号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用
71	自大正六年六月至 秀子様御手許費受払簿	大正6・6・2~昭和19・4・11	山崎本多家	—	—	縦帳	1冊	印刷された用紙を使用
72	昭和六年三月より 本多家御家族御生計費簿	昭和6・3・31~昭和13・12・31	用係	—	—	縦帳	1冊	表紙に「第壹号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用
73	自大正拾壹年度至昭五年度 現金受払簿	大正11・1・10~昭和6・4・22	本多家 用係	—	—	縦帳	1冊	表紙に「第貳号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用、挟み込み2枚あり
74	現金受払簿	大正6年~10年度	本多家用係	—	—	縦帳	1冊	朱筆で「第壹号」とあり
75	昭和七年三月改正 土地台帳 本多家(土地反別・賃貸価額など)	昭和7年3月	本多家	—	—	縦帳	1冊	表紙朱筆「第五号」
76	道第八拾五号 各種記章入 六個	(近代)	—	—	—	箱	1点	記章は8個、表紙・裏表紙が欠落した英和辞典が入っている

77	往復文綴	昭和6年2月	本多家	—	—	縦帳	1冊	
78	昭和四年六月改正 土地台帳	昭和4・6	本多家	—	—	縦帳	1冊	表紙に「新第四号」の朱書きあり、印刷された用紙を使用、挟み込み2枚あり
79	秀子様亀二様御賄内規	昭和6年2月	本多家用係	—	—	縦帳	1冊	
80	大正四年四月十六日ヨリ 旧岡崎城趾ニ於テ家康忠勝両公三百年祭執行書類 本多涉様家扶御名代参拝榎元友哉	大正4年4月16日	本多涉様家扶御名代参拝榎元友哉	—	—	縦帳	1冊	名簿、地図、記念品目録などを一括、80～81は本棚の上に置いてある。80～144は本棚に収納。
81	{明治四十三・四十四年勘定関係書類}	明治43・明治44	—	—	—	縦帳	8冊	四十三年度出来米勘定書・明治四十四年度経費収入ノ部・明治四十四年度支出ノ部(3冊)・明治四十四年度歳入歳出現金出納簿・明治四十四年度歳入予算整理簿・明治四十四年度歳出予算整理簿の8冊
82	{大正元年度決算報告書類}	明治45	本多家	—	—	綴	14綴	目録書上げ、支払ノ四(第十二項御家賃)、支払ノ五、歳入歳出現金仮出整理簿、明治四十五年度歳入歳出現金出納簿、明治四十五年度歳入歳出繰替金整理簿、明治四十五年度歳入予算整理簿2冊、支払ノ三、支払ノ二、支払御国住費全、支払ノ一第二款東京御仮住費、基金繰替及戻入、臨時借入及戻入を紐で一括
83	大正二年度決算報告書類目録、御請、収入部 式部ノ内一、支払ノ一～四	大正3年1月／11月13日／大正2年1月～12月	家扶 榎元友歳哉(印)、用係 岡橋帷純(印)など	—	—	一紙／縦帳	2通、4冊	ひも一括
84	歳入歳出予算決定綴	明治40年度起	本多家	—	—	縦帳	1冊	明治41年度歳入歳出予算案など
85	金銭米決算綴	明治40年度起	本多家	—	—	縦帳	1冊	明治40年度・大正元年度収支決算書など
86	大正二年度歳出予算整理簿・歳入歳出現金出納簿・歳入歳出現金補助簿・歳入予算整理簿	大正2年	本多家	—	—	縦帳	4冊	
87	支出ノ部(大正3年、年許費・教育費・御養費等の細目)	大正3年1月25日～12月25日	—	—	—	縦帳	1冊	87～117は本棚の左側上から3段目に収納されていた。
88	{支払証・領収証類}(寛様御上京費、金三六、二五〇、確書九枚)	大正3年7月	—	—	—	縦帳	1冊	支払証・領収証・支出品細目など一括
89	{支払証・領収証類}(御後室様御帰国・秀子様御入学諸費、金一二七、六五〇、確書拾六枚)	大正3年8月～10月	—	—	—	縦帳	1冊	支払証・領収証・支出品細目など一括

90	〔支出細目・領収証類〕（秀子様御入学・三光院御法事旅費、金七七、五八〇、確書弐葉）	大正3年3月～5月	—	—	縦帳	1冊	支出品細目・領収証など一括
91	〔領収証・支払証類〕（邸内修繕費、金三一、九六五、確書五枚）	大正3年9月16日～12月26日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
92	〔支払証・領収証類〕（三光院殿御遠忌御佛祭、金六七、六二〇、確書弐枚）	大正3年4月～5月	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
93	〔領収証・支払証類〕（給料、金二〇四、五一〇、確書廿六枚）	大正3年1月25日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証一括
94	〔支払証・領収証類〕（事務費、金二五、二九五、確書九拾八枚）	大正3年1月4日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	支払証・領収証など一括
95	〔領収証・支払証・支出細目類〕（食用費 下）	大正3年7月1日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	支払証・領収証・支出品細目など一括
96	〔領収証・支払証・支出細目類〕（消耗品費、金六九、三〇四、確書七十五枚）	大正3年1月13日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証・支出品細目など一括
97	〔領収証・支払証・支出細目類〕（食用費 上、金六九、一二一、確書百七拾七枚）	大正3年1月7日～6月30日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証・支出品細目など一括
98	〔領収証・支払証類〕（贈答費、金五九、一七〇、確書廿三枚）	大正3年2月19日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
99	〔支払証・領収証類〕（雑費、金五八、三四五、確書六拾枚）	大正3年1月4日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
100	〔支払証・領収証〕（子爵議員選挙費、金一、〇〇〇、確書壹葉）	大正3年1月14日	—	—	縦帳	1冊	
101	〔領収証・支払証類〕（納税、金一四二、五六〇、確書五拾枚）	大正3年1月7日～11月25日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
102	〔領収証・支払証類〕（寺院二季御届、金一六、八五〇、確書四枚）	大正3年7月10日～12月29日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
103	〔支払証・領収証類〕（神佛祭典、金二一、八七五、確書三拾弐枚）	大正3年1月2日～12月31日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括
104	〔支払証・領収証類〕（鶴様学費、金一三七、〇八〇、確書十八枚）	大正3年1月15日～12月12日	—	—	縦帳	1冊	領収証・支払証など一括

105	〔支払証類〕(忠禎殿補助金48円 確書・領収証12枚を一括につき)	大正3年1月31 日	武間忠禎(印)	—	縦帳	1冊	大正3年1月31日～大正3年10月25日までの支払証一括
106	〔支払証類〕(山崎裏役入手当金 33円確書・領収証11枚を一括につ き)	大正3年1月31 日	用係 岡橋惟純(印)	—	縦帳	1冊	大正3年1月31日～大正3年12月25日までの支払証一括
107	〔支払証類〕(借家料金195円85銭 確書・領収証8枚を一括につき)	大正3年1月25 日	家扶 榎元友哉(印)	—	縦帳	1冊	大正3年1月25日～大正3年8月25日までの支払証一括
108	〔支払証類〕(家費ノ内亀二寛様 御小遣金40円に関する確書17枚を 一括につき)	大正3年1月3日	用係 岡橋惟純	—	縦帳	1冊	大正3年1月3日～大正3年12月25日までの支払証一括
109	〔支払証類〕(養生費金91円13銭 に関する確書44枚を一括につき)	大正3年1月15 日	—	—	縦帳	1冊	大正3年1月15日～大正3年12月31日までの支払証一括
110	〔支払証類〕(家具費金14円7銭に 関する確書14枚を一括につき)	大正3年2月28 日	南町長谷川雑貨店 (印)ほか	—	縦帳	1冊	大正3年2月28日～大正3年12月30日までの支払証一括
111	〔支払証類〕(教育費金211円94銭 に関する確書71枚を一括につき)	大正3年1月12 日	家扶 榎本友哉(印) ほか	—	縦帳	1冊	大正3年1月12日～大正3年12月31日までの支払証一括
112	支払証(金267円37銭5厘の支払証 につき)	大正4年1月4日	家扶 榎元友哉(印)	—	一紙	3通	「本多用箋」使用
113	大正三年度歳出予算整理簿	大正3年	本多家	—	縦帳	1冊	
114	大正三年度歳入予算整理簿	大正3年	本多家	—	縦帳	1冊	114と115の間に白紙一枚をはさみ込み
115	大正三年度歳入歳出現金出納簿	大正3年	本多家	—	縦帳	1冊	
116	大正三年度歳入歳出現金補助簿	大正3年	本多家	—	縦帳	1冊	
117	大正四年度歳入歳出現金出納簿	大正4年	本多家	—	縦帳・ 綴	22冊	大正四年度歳入歳出現金出納簿1冊、大正四年度歳出予算整理簿1冊、大正四年度歳入予算整理簿1冊、大正四年度歳入歳出繰替金整理簿1冊、収入ノ部1綴、支出ノ部1綴、第七項消耗品費1綴、第四項贈答費1綴、第二項御教育費1綴、第三項御養生費1綴、第五項家具費1綴、第六項食用費1綴、第十項雑費1綴、第九項事務費1綴、第八項職員給料1綴、邸内修繕費1綴、第一項忠朝公三百年祭1綴、忠禎殿補助1綴、神仏祭典費1綴、寺院二季附届1綴、納税1綴、第二項御入院費1綴、第三類予備金1綴、繰替及借入金返却金1綴を紐一括



118	明治四十年七月ヨリ大正四年十二月マデ 第四三号ノ一 歳入出計算書綴	明治40年8月10日～大正5年1月15日	本多家	—	縦帳	1冊	罫紙使用、明治40年7月～大正4年12月の収入・支出別で作成した縦帳を合冊
119	明治四十年歳出 但自七月至十二月六ヶ月 第一款経常費 第一項ヨリ第十六項マデ	明治40年7月5日～明治40年12月28日	本多家	—	縦帳	1冊	罫紙など使用、家扶によって整理された領収書の綴じ
120	明治四十年七月ヨリ 分ノ上 御自由金受払簿	明治40年7月5日～大正2年4月1日	預り 榎元	—	縦帳	1冊	罫紙・会計用紙使用、亀二・光子・富子・寛の分
121	明治四十年七月 歳入予算整理簿	明治40年7月1日	本多家	—	縦帳	1冊	罫紙・会計用紙使用、経常費・動産収入・株式配当金など、インデックスを付けている
122	明治四十年七月 歳入歳出現金出納簿	明治40年7月4日～明治40年12月31日	本多家	—	縦帳	1冊	会計用紙使用
123	[明治四十年歳出 但自七月至十二月六ヶ月 第一款臨時費 第一項 臨時費]	明治40年8月12日～明治40年12月26日	(家扶 榎元友哉)	—	縦帳	1冊	罫紙など使用、家扶によって整理された領収書の綴じ
124	明治四十年八月廿六日方同三十一迄 旧盆ヨリ仕払 通注文及書出書類 前年期末未払注文類	明治40年8月26日～明治40年8月31日	本多	—	縦帳	1冊	領収書・諸品通を紙綴りで一括したもの、(袋)「四十年 前年期末払注文 但参考書」
125	明治四十年七月 歳出予算整理簿	明治40年7月1日	本多家	—	縦帳	1冊	会計用紙使用、教育費・食費・事務費など、インデックス使用
126	明治四十一年度収入全・支出三冊ノ一～三、諸物品御通、明治四十一年度歳出予算整理簿・歳入予算整理簿・歳入歳出現金出納簿	明治41年	本多家、兵庫県山崎町 内滋豊太郎	—	縦帳、横半帳	8冊	ひも一括
127	明治四十年自一月至六月 支出・明治四十年前半期収支計算書・別途勘定など	明治40年	本多家	—	縦帳	7冊	ひも一括
128	明治四十二年度収入ノ部・支出ノ部(一～三)・明治四十一年御飯米炊出帳・諸物品御通・明治四十二年 歳入予算整理簿・歳入歳出現金出納簿・歳出予算整理簿	明治42年	本多家、本多家執事など	—	縦帳、一紙	9冊、1通	
129	四十年八月方 歳出米出納明細帳 執事	明治40年8月～41年9月	執事	—	縦帳	1冊	129～144本棚右側4段目に収納されていた。

130	明治四十年度歳入 但自七月至十二月六ヶ月 本多家	明治40念7月16日～12月26日	本多家	—	—	縦帳	1冊	送金証、納付証など一括
131	〔借用証書・支払証類〕（臨時借入返戻、金一六二九、五三五、確書九枚）	大正3年1月1日～4年1月8日	—	—	—	縦帳	1冊	借用証書、支払証など一括
132	〔領収証・支払証類〕（給料、旅費など）	明治41年～42年	—	—	—	縦帳	1冊	綴り外れ
133	収入ノ部（金三ノ九〇二、七〇〇、銀行株益、利子など）	大正3年1月～12月	—	—	—	縦帳	1冊	利子、賃貸料の記帳記録など一括
134	明治四十三年度 支出ノ部 三冊ノ三（消耗品費、役所費、会議費など）	明治43年1月2日～12月9日	—	—	—	縦帳	1冊	領収証、支払証など一括
135	〔明治四十三年度飯米関係書類〕（収支勘定写、米穀御通、焚き出し控など）	明治43年	—	—	—	綴り	1綴り	
136	四十二年度 送金領収証・書留領収証綴 本多家	明治42年	本多家	—	—	綴り	1綴り	
137	四十三年度為替書類（為替金額領収証、郵便物受領証など）	明治43年	—	—	—	綴り	1綴り	
138	明治四十三年度経費 収入ノ部（十五銀行株益、公債利子、預金利子など）	—	—	—	—			株益、利子の記帳記録など一括
139	明治四十三年度支出ノ部三冊ノ一（第一項御手許費・第二項御教育費・第三項御養生費・第四項神仏祭典費・第五項贈答費・第六項助成費・第七項納税など各項目ごとの支払証につき）	明治43年	—	—	—	縦帳	1冊	
140	明治四十三年度支出ノ部三冊ノ二（第八項當繕費・第九項備品費・第十項食用費など各項目ごとの支払証につき）	明治43年	—	—	—	縦帳	1冊	
141	明治四十三年度支出ノ部一冊（第二款予備費・第三款第一項新田掛費・第二項開墾費・第三項御療養費・第四款第一項基金償還・第二項臨時借入償還など各項目ごとの領収証につき）	明治43年	—	—	—	縦帳	1冊	

142	明治四十三年度歳入予算整理簿	明治43年	本多家	—	縦帳	1冊	
143	明治四十三年度歳出予算整理簿	明治43年	本多家	—	縦帳	1冊	
144	明治四十三年度歳入歳出現金出納簿	明治43年	本多家	—	縦帳	1冊	

## 別置2次②

1-1	[老中奉書] (郡山城地引渡のこと、明石引渡の後山崎を渡すように)	(延宝7年)9月21日	堀田備中守正俊(花押)・土井能登守利房(花押)・大久保加賀守忠朝(花押)・稲葉美濃守正則(花押)	本多肥後守	—	一紙	1通	「文ノ四四」とあり
1-2	旗・指物・大馬駿・小馬駿・家来指物・同袖印雛形	—	本多肥後守	—	—	縦帳	1冊	「文ノ三一」とあり、包紙(「文ノ三〇」「旗・指物其外駿物雛形」)に入
1-3	旗・指物其外駿物雛形	—	本多肥後守	—	—	縦帳	1冊	
1-4	[ ]町中地子米之帳 ひかへ	寛文12年3月24日	あかや 半兵衛、龍野屋 孫兵衛・ち■ ■や 源右衛門、米屋 五朗大夫	高木七郎兵衛様	—	縦帳	1冊	「文ノ五号 式冊ノ内」とあり
1-5	村と本高并元治元 ■ ■方明治二丑巳迄六ヶ年平均其外口米夫米糖藁代米小物成取調方御雛形]ニ依而去ル庚午年御届申上候覚[各村の村高帳]	明治4年8月	山崎村中庄屋 高屋武兵衛(印)、同年寄喜平(印)、奥書 庄又十郎(印)など	御役所	—	縦帳	1冊	「文ノ五六号」とあり、もともと木箱の中に入っていたもの。
1-6	惣町中地子米帳 扣	享保15年戌4月	本町月行事亀や十左衛門、同断卯市カかしや 権助など	松村五郎左衛門・倉橋弥一右衛門様	—	縦帳	1冊	「文ノ五号 式冊ノ内」とあり
1-7	江戸御勘定衆方服部六左衛門様江参候目録之写 四番 播磨国宍粟高帳	延宝7年8月	石原新左衛門 印判・設楽長兵衛 同・竹村八郎兵衛 同・設楽七左衛門 同・平野次郎左衛門 同・細井善右衛門 同・佐野主馬 同	服部六左衛門	—	縦帳	1冊	「文ノ三九」とあり

1-8	御年忌(将軍家や大名家の年忌覚)	文化4年	奥[ ]部屋	—	—	縦帳	1冊	「文ノ六四号」とあり、メモ挟みこみあり
1-9	中黒御旗雛形	—	—	—	—	一紙	1通	包紙入、旗中黒の絵・大きさなど
1-10	乗初カ式法(行列順)	—	—	—	—	一紙	1通	包紙入
1-11	在京諸侯申合規則大略	—	—	—	—	横半帳	1冊	「文ノ廿六」とあり
1-12	武家要鑑	—	—	—	—	横半帳	1冊	内題は「武家掣要」、「文ノ廿三号」とあり
1-13	御采幣目録	嘉永4年4月	臣 武間源次右衛門 (印)義制(花押)	—	—	縦帳	1冊	「文ノ廿九」とあり、采幣極意五段、山鹿高祐以来相伝のもの
1-14	本大豆差引目録写	—	—	—	—	横半帳	1冊	「文ノ廿八」とあり、午御物成米大豆納目録・天保四巳差引など
1-15	御両敬カ訳書	—	—	—	—	横半帳	1冊	「文ノ廿七」とあり
1-16	新札引替御手当金受取帳	文久2年12月より巳7月まで	—	—	—	横帳	1冊	「文ノ四〇」とあり
1-17	在京中日記	慶応4年3月29日	岩崎扣	—	—	横帳	1冊	「文ノ三五」とあり
1-18	広嶋 御宿陣中 日記	子11月10日	—	—	—	横帳	1冊	「文ノ三四」とあり
1-19	御三神様御祭礼着到姓名帳	文久3年10月18日	—	—	—	横帳	1冊	「文ノ三二」とあり
1-20	辛カ未正月より家禄階級	辛カ未正月	—	—	—	縦帳	1冊	「文ノ四五」とあり
1-21	御凶事之部	文化3年正月5日～弘化4年	—	—	—	横半帳	1冊	「文ノ六九号」とあり、「享和四子年記事なし、文化二丑年帳面無之」とあり
1-22	御吉事之部	享和4年～弘化2年	—	—	—	横半帳	1冊	「文ノ六八号」とあり
1-23	御家吉凶之部	寛文10年～享和元年	—	—	—	横半帳	1冊	「文ノ六七号」とあり、「御家御祝儀 寛文十戌年方享保十八丑年迄、御法事并御凶事 寛文十戌年方享和元酉年迄」とあり
1-24	簀ノ紋・幕ノ紋・家ノ紋替紋	弘化2年	本多大和守	—	—	縦帳	1冊	「文ノ拾八号」とあり、包紙(上書「簀ノ紋・幕ノ紋・家ノ紋替紋 本多肥後守」、裏に「弘化二乙巳年四月御書上相成候御紋譜入」)に入、表紙に「寛政之度御書上相成候御紋譜尚又弘化二乙巳年御書上ニ相成候」とあり

1-25	明治元辰年十二月廿七日ヨリ 御滞京中日誌 貳冊ノ内 御参政兼御近習頭 柴田小膳	明治元年12月27日～明治2年1月28日	御参政兼近習頭 柴田小膳	—	—	縦帳	1冊	「文ノ三六」とあり
1-26	明治元辰年十二月廿七日ヨリ 御滞京中日誌 貳冊ノ内 兼御近習頭 柴田小膳	明治元年12月27日～明治2年1月12日	兼御近習頭 柴田小膳	—	—	縦帳	1冊	「文ノ三六」とあり
1-27	御裁許御裏書絵図面御裁許書請取帳 宇原村 岸田村 船元村 高所村 出石間屋	天保14年9月	岸田村庄屋忠兵衛、船元村庄屋源六、高所村庄屋忠左衛門ほか8名	役所	—	縦帳	1冊	「文ノ四二」とあり
1-28	蔡襄萬安橋銘	—	—	—	—	縦帳	1冊	「文ノ六五號」とあり

2-1	家禄并負債償却願伺之案	(明治4年) 辛未11月	元山崎県	—	—	縦帳	3冊	「山崎藩」罫紙使用、「奉伺候覚」(糊付け縦帳)・横帳・「辛未十一月十五日東京へサシ出ス下書 旧藩負債償却明細書」(縦帳)各1冊が袋一括、(袋)「辛未十一月 家禄并負債償却願伺之案 元山崎県」、袋に「文ノ八八号」の記載あり
2-2	山崎藩 職員規則	明治3年3月19日	(山崎藩)	—	—	縦帳	1冊	京師弾正臺から命じられた取調の草稿、明治3年3月19日に京師へ差し出している
2-3	御隠室地所坪数六尺一分之割を以取調戸長江差出候扣	明治5年11月15日	第二小区五十四番屋敷 寄留 前従五位本多忠鄰持 横井時孟	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文ノ五二」の記載あり
2-4	大日本二千年礼鑑	文久2年霜月吉日	加■	—	—	縦帳	1冊	写しカ、表紙に「文ノ一〇五号」の記載あり
2-5	[達・規則写]	(明治3年) 庚午10月17日	藩庁	—	—	縦帳	1冊	達書・達書別冊・座席順序・家禄階級・等外小吏年級に関する達を藩庁で書写したもの
2-6	[分配金・分配米渡帳]	(明治4年12月～明治5年2月)	渡し掛方	—	—	綴	4冊	「土族卒使丁番丁小者分配金渡帳」・「申二月十三日 分配金渡之帳 卒 渡し掛」・「申二月十三日 分配金渡之帳 土族 渡し掛」・「壬申二月 御分附被下手形」と一紙数通が紙縫りで一括、括付文書2点あり、表紙に「文ノ四八」の記載あり
2-7	旧藩献金名簿	明治24年7月	献金惣代 安原昭之	本多貞吉殿	—	縦帳	1冊	罫紙使用、表紙に「本多家」名で「明治二十九年一月帰国中写之」の記載あり
2-8	職制 (丸岡藩藩治職制)	(明治)	—	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文ノ四七」の記載あり
2-9	山崎藩職員規則	(年月日未詳)	—	—	—	縦帳	1冊	「文ノ九四號」とあり

2-10	播磨国宍粟郡之内村高并新田高帳 (村ごとの石高書上げ)	明治2年5月	本多肥前守家来 山 田治大夫	—	—	縦帳	1冊	「文ノ五二號」とあり
2-11	播磨国宍粟郡之内神社寄附地敷地 高其外取調帳	(年月日未詳)	山崎藩	—	—	縦帳	1冊	「文ノ一〇四號」とあり、朱書で「此分差出ニ不及品ニ付未七月五日御下ケ相願差戻し相成候也引合額田官学」「管轄高之分ハ差出ニ不及候由」とあり
2-12	履歴書	明治6年6月	第二大区小四区華族 琴平町一番地 従五 位本多忠明	—	—	縦帳	1冊	「文ノ八〇號」とあり、朱書で「六月九日東京口戸籍掛り江差引候所田内益貴方引合ニ体之通差図有之」「猶又十三日差引候所又々差図有之差置候この持参之品多紀益常方口子」とあり
2-13	職員令	(年月日未詳)	—	—	—	縦帳	1冊	「文ノ九三號」とあり
2-14	官禄	壬申正月8日	橘実(印)・武間茂手 木(印)	飾磨県御庁	—	縦帳	1冊	「文ノ八九號甲」とあり
2-15	〔取調書〕(社寺市郷取調書、人 民之部取調書二、政事之部取調書 三)	明治2年10月	山崎藩	—	—	縦帳	3冊	3冊とも「文ノ一〇〇號三冊ノ内」とあり、包紙(ウハ書「文ノ一〇〇號三冊 明治二巳年十月中藩政変革諸事調書差出候様被仰出其節取調差出候書類并心得書トル入ル山崎藩政府」)入り
2-16	〔封筒〕(ウハ書「職制書一枚 管轄地図1枚」)	(年月日未詳)	山崎藩	—	—	封筒	1点	「文ノ八四號」とあり
2-17	官員人名書	(年月日未詳)	元山崎藩	—	—	縦帳	1冊	「山崎」罫紙使用、「文ノ九〇號」とあり
2-18	来未正月典刑家禄階級	明治3年11月	藩庁民政掛	—	—	縦帳	1冊	「文ノ八一號」とあり
2-19	宍粟郡之内三十九ヶ村仕来覚帳 (田地石高、樋堰など書上げ)	(年月日未詳)	—	—	—	縦帳	1冊	「文ノ五五号」とあり、綴じ目に「調査ニ相成候」と書付あり
2-20	士族卒禄制授産之方法負債消却之 目途御届面草稿	壬申正月5日	元山崎県	飾磨県	—	縦帳	1冊	「文ノ八七號」とあり
2-21	〔取調書類〕(藩政改革取調帳な ど)	庚午12月	山崎藩庁	弁官	—	縦帳	2冊	「文ノ九七號」・「文ノ四六」とあり、封筒(ウハ書「藩制改革取調帳 文46・文97控」)入り
2-22	藩席順序	明治2年10月	—	—	—	一紙	1通	「文ノ九九號」とあり、裏面に「明治二巳年十月官へ御届ニ相成候職制ト者イササカノ干心モ有之候ニ付題号ヲ藩席順序トナス是ヲ以テ同年十二月藩士へ達ス 藩席順序一覧」とあり
2-23	官禄年給調書	(年月日未詳)	元山崎県	—	—	縦帳	1冊	「文ノ九一號」とあり、「山崎」罫紙使用

2-24	改正節目(法令の書留)	(年月日未詳)	—	—	綴	1綴	「文ノ九五號」とあり、禄制(作成者赤穂藩、宛名弁官)を綴じ込み一括
2-25	藩知事被蒙仰候節別紙二而被仰出候御達書写	明治2年6月	—	—	縦帳	1冊	「文ノ八二號」とあり
2-26	藩債紙幣取調書	庚午11月19日	山崎藩	—	縦帳	1冊	鉛筆書きで「重複」とあり
2-27	藩債紙幣取調書	(年月日未詳)	山崎藩	—	縦帳	1冊	「文ノ九六號」とあり
2-28	〔金銀請取帳〕(武具料銀差引手形、武具料差引借、寄元金銀請取帳など)	明和3年2月11日	横井彦左衛門・舟木三左衛門	—	綴	3綴	「文ノ七八號」とあり、封筒(ウハ書「寄元武具料金銀請取帳手形明和三年丙戌二月十一日新帳へ写」)入り
2-29	御刀箆筥入込帳写	(年月日未詳)	—	—	横半帳	1冊	「文ノ三八」とあり
2-30	御武具并御道具類御預ケ扣帳	明治5年正月日	御同家附 横井速水、尾関平藏	—	縦帳	1冊	表紙に「文ノ七七号」の記載あり
2-31	京都府下人民告諭大意	(明治元年) 明治紀元戊辰年	—	—	縦帳	1冊	表紙に「文ノ七五号」の記載あり
2-32	〔旧山崎県家禄渡関係嘆願書・届綴〕	(明治5年) 壬申4年	元山崎県	飾磨県御中	綴	6冊	「山崎県」罫紙使用、「元山崎県家禄渡シ方嘆願書」(原本・扣・飾磨県江之分の各1冊)・「扣壬申二月大藏御省江華士族卒家禄給米等御届写」・「元山崎県昨辛未家禄渡方嘆願書下案」が紙綴り一括、「此分入用之分」記載の下札あり、表紙に「文ノ四九」の記載あり
2-33	土地之部 取調書 一 山崎藩扣(租税・産物・土地面積)	(元治元年～明治元年)	(山崎藩)	—	縦帳	1冊	表紙に「文ノ六〇号」の記載あり
2-34	〔達〕(山崎藩知事本多忠明の免職)	(明治3年) 庚午5月23日	山崎藩知事 忠明(花押)	弁官 御中	一紙	1通	(包紙ウハ書き「弁官御中 山崎藩知事」、包紙に「文ノ四三」の記載あり)
2-35	地所献納理由書(宍粟郡山崎町鹿澤町の畑地)	明治31年月日	旧山崎藩士族就産会社 大戌社員惣代 生田義高(印)、岡橋惟純(印)・岡本新(印)、他9名	正五位子爵 本多貞吉殿	一紙	1通	(包紙ウハ書き「畑地 但御住居■屏外四反七畝廿式步 献納書 士族惣代」、包紙に「文ノ五〇」の記載あり)
2-36	〔記〕(松平・池田・本多の入城日)	(近代)	—	—	一紙	1通	罫紙使用
2-37	宗族(本多家と縁戚の諸大名の記録)	(近代)	—	—	一紙	2通	罫紙使用
2-38	調(本多忠禎・本多貞吉の家督相続・隠居日)	(明治)	—	—	一紙	1通	本多忠禎は明治9年11月13日家督相続・明治12年11月26日隠居、本多貞吉は明治12年11月26日隠居
2-39	〔調書〕(本多肥前守忠明による伺いの写し)	(明治)	—	—	一紙	1通	明治2年正月～3月24日までの家督相続・藩籍奉還願や指令の写し

3-1	江戸在所役附覚帳	享保14年7月15日	—	—	横半帳	1冊	「文二〇七號」とあり
3-2	一万石高出陣行軍	文化6年6月	—	—	横帳	1冊	包紙入り、包紙ウハ書「一万石出陣行軍」とあり
3-3	士族卒族俸禄	明治2年12月	政府民政局	—	縦帳	1冊	「文ノ九八號」とあり
3-4	官禄控年給帳合冊	(近代)	元山崎県	—	縦帳	1冊	「文ノ八九號乙」とあり
3-5	士族卒禄高取調帳 附雇士卒且仕丁小者大年寄大庄屋村々庄屋用達共給米取調添	辛未9月	山崎県	大蔵省	縦帳	1冊	官等表1通はさみ込み、「文ノ八六號」とあり
3-6	当主ヨリ曾祖父迄明細取調帳	庚午11月16日	山崎県	—	縦帳	1冊	「文ノ七九號」とあり
3-7	鎧腹巻胴丸図説・軍器製要図解・附録諸家之異説	文化元年5月	要門末守通政童弼 白鳥以榮(印)	—	縦帳	1冊	「文ノ一〇六號」とあり
3-8	忠勝武功記(肥後守従五位下本多忠真公武功稜革・中務太輔従五位下本多忠勝公武功稜革など書上げ)	—	—	—	卷子	1巻	朱筆にて訂正あり、包紙(ウハ書「忠勝武功記」)入り、包紙・卷子は封筒(ウハ書「忠勝公武功記付忠真公忠朝公」)入り、封筒宛名は「〒160-8792 425 東京都新宿区南元町二三番地公立共済四谷ビル二階 公立学校共済組合友の会団体傷害保険担当 行」
3-9	神社明細取調	明治4年2月	山崎藩	—	縦帳	1冊	「文ノ一〇三號」とあり、朱筆で「辛未六月五日神祇官差出引替相成候写 本紙美濃袋綴控」とあり
3-10	殿様当夏大坂表方御帰リ之道人別(行列の構成など書上げ)	卯11月	—	—	横帳	1冊	「文ノ七二號」とあり
3-11	藩士渡高調帳	明治2年9月	算監所	—	横帳	1冊	「文ノ八五號」とあり
3-12	大阪御倉邸御払諸道具附留帳	明治4年11月	志水量三・立合 永瀬彦惣(印)	—	横帳	1冊	「文ノ七六號」とあり
3-13	異国船渡来之節若殿様臨時御出張御行粧帳	(年月日未詳)	—	—	横帳	1冊	「文ノ七四號」とあり
3-14	御在番御留守中非常之節若殿様臨時御登城御行列下調帳	寅2月	—	—	横帳	1冊	「文ノ七三號」とあり
3-15	〔封筒〕(ウハ書「御家中御知行高御切米高御扶持高監物様御代」)	(年月日未詳)	—	—	封筒	1点	鉛筆書で「文の七二」とあり



3-16	監物様御代御家中御知行高御切米高御扶持高共	巳年	—	—	綴	1綴	「監物様御代和州ニ而已之年物成目録」を綴じ込み一括、「文ノ七二號」とあり、鉛筆書きで「(正信公寛文年間)」とあり、15の封筒の中身カ
------	-----------------------	----	---	---	---	----	--

4-1	天明八申年八月 町方江被 仰出候書附 (儉約、孝行の励行などにつき)	天明8年8月3日	奉行	下町拾老番組	縦帳	1冊	
4-2	映世靈神御遷宮下調帳 (次第書、行列順書き上げにつき)	明治5年4月	—	—	横帳	1冊	
4-3	御本家 御例祭森川町御社ヨリ御列 大正二年十月十八日映世神社御祭典御行列	大正2年10月18日	—	—	横帳	1冊	
4-4	明治五年四月十五日 映世靈神御遷宮行列帳扣 (次第書、行列順書き上げにつき)	明治5年4月15日	—	—	横帳	1冊	
4-5	元治元子年十二月 町方御仕法銀拾ヶ年下ヶ子年分取調帳 御■ (元) 締方役所	元治元年12月	御■ (元) 締方役所	—	横帳	1冊	
4-6	大衛将系譜 全 (大番頭、組頭、与力などの系譜・人名など書き上げにつき)	(近世カ)	—	—	縦帳	1冊	
4-7	御家中儉約令議条文 (葬儀や年始の儀式、進上物などについての規定)	(近世カ)	—	—	縦帳	1冊	
4-8	明治四十五年三月調 刀劔武器軸并ニ諸道具類	明治45年3月	本多	—	縦帳	1冊	
4-9	日記抜書 本多山崎藩知事忠明	文久2年10月17日～明治2年3月27日	本多山崎藩知事忠明	—	縦帳	1冊	綴り外れ
4-10	嘉永二酉年閏四月ヨリ 江戸詰御中間并夫人足扶持手形請払帳 御元締方役所	嘉永2年閏4月～子 (元治元) 年12月17日	元締方役所	—	横帳	1冊	
4-11	御出陣ニ付御調達金之内十月廿五日納メ (金額・人名書き上げ)	(近世) 10月25日	—	—	横帳	1冊	
4-12	霜月十五日納御調達金之内 (金額・人名書き上げ)	(近世) 霜月15日	—	—	横帳	1冊	

4-13	御調達十二月十日納（金額・人名書き上げ）	（近世）12月10日	—	—	横帳	1冊	綴り外れ
4-14	慶応二寅年十月十八日 御三神様御祭礼調練着到帳（人名書き上げ）	慶応2年10月18日	—	—	横帳	1冊	
4-15	調練罷出候姓名（人名書き上げ）	酉年（慶応2年）10月18日	—	—	横帳	1冊	
4-16	江戸大納戸差引勘定帳 多賀宗太 山岸安宅 山岡伊太郎	安政2年5月～安政3年4月	多賀宗太・山岸安宅・山岡伊太郎	—	綴り	1綴り	2冊を1綴り
4-17	明治三十年十一月 忠禎公御普請諸入費勘定書	明治30年11月	—	—	縦帳・横半帳	5冊	5冊封筒入り
4-18	明治廿九年四月吉日 忠禎様御結婚書類入	明治29年4月	—	—	縦帳・横半帳・横帳・綴り・一紙	7冊・1綴り・4通	12点封筒入り、封筒上書「明治廿九年四月吉日 忠禎様御結婚書類入 全六月廿日武間義正其他武間家親戚御招キ之節諸入費勘定書類トモ在中」
4-19	丑四月廿五日方 払手形入（「請取申銀子之事」などの綴り）	宝暦7年4月晦日～宝暦14年6月12日	—	—	綴り	1綴り	
4-20	宝暦七丑年四月廿五日 寄元金銀差引帳	宝暦7年4月25日	—	—	縦帳	1冊	
4-21	宝暦元年未十二月ヨリ 武具料銀納帳	宝暦元年12月	—	—	縦帳	1冊	
4-22	明治六年八月 家禄渡帳 岩崎重和 武間利候 榎元友哉 野口初弘	明治6年8月	岩崎重和・武間利候・榎元友哉・野口初弘	—	横帳	1冊	
4-23	癸酉四月 旧藩ヨリ差出ニ相成候坪数明細写 榎元友哉	癸酉年4月	榎元友哉	—	横帳	1冊	
4-24	〔手習い〕（「本多肥後守とのへ」など）	—	—	—	一紙	1通	
4-25	〔書付〕（「依之同姓中務大輔方江間合仕唯今取調中ニ御座候否相分次第有無共御届可申上候」）	（近世）	—	—	一紙	2通	同文の書き付け2通1まとめ
4-26	〔監物政信より以下代々法名書き上げ〕	（近世）	—	—	一紙	1通	

4-27	〔系図・法名書き上げ〕（政信より忠可まで）	末年8月	本多大和守	—	一紙	1通	包紙上書（朱筆）「享和元酉年八月四日堀田撰津守様御勝手江被差出候系譜之内御糺ヲ書付控式通之内 用紙此通り」、包紙上書「本多大和守」
4-28	〔日記断簡〕（献立書き上げ、法事関係、金銭出納関係など）	—	—	—	一紙	5通	5枚の一紙一括、綴り外れ
4-29	願（金銭渡判取帳の見積もり金4500円について証印下されたきことにつき）	明治7年5月	飾磨県管下播磨国宍粟郡第十六大区第二小区山崎町三百五十二番屋敷 友沢治平	飾磨県参事 森岡昌純	一紙	1通	
4-30	〔土地丈量図〕（番号・反別など書き上げにつき）	明治42年10月26日	—	—	綴り	1綴り	
4-31	士族卒家禄（第一等から第六等までの位階・官禄等書き上げにつき）	（明治）	—	—	一紙	1通	
4-32	御先手備之図（軍隊の配置図）	（近世カ）	—	—	一紙	1通	
4-33	〔袋〕（上書「本多家御所有地新旧地図 本多家」）	—	—	—	袋	1点	
4-34	大正十三年改正 鹿澤町全地略図	大正13年	—	—	一紙	1点	
4-35	〔目録〕（脇指一腰・康光）	—	—	—	一紙	1通	
4-36	〔陣小屋関係絵図〕	天保12年8月	武間義■	—	一紙	2点	2枚袋入り、袋上書「陣小屋之図 貳葉」、袋破損
4-37	異国防禦出張御人数調練座備之図	嘉永3年4月	—	—	一紙	1点	3枚綴り外れ
4-38	先中後手組座備ノ図（陣立て図）	（近世）	—	—	一紙	1点	
4-39	采幣之大槩（軍配についての説明書）	（近世）	—	—	横半帳	1冊	
4-40	嘉永七寅年三月廿日川戸配栗河原ニ而調練之節小屋割扣（榎元扣）	嘉永7年3月20日	榎元	—	一紙	1点	
4-41	目録（貞吉様・奥方様への贈り物書き上げにつき）	（近代）	—	—	一紙	1通	包紙あり、包紙上書「御目録」
4-42	〔日記断簡〕（祝儀品のこと、下掃除の者のことなど）	（近世）	—	—	一紙	1通	綴り外れ

4-43	〔法事の周忌・月日・法名書き上げ〕	—	—	—	一紙	1通	
4-44	覚（領知目録・郷村帳の差し出しにつき、拝領日などの書き上げ）	6月	本多肥後守使者何之誰、同道吉住傳次右衛門	—	一紙	1通	
4-45	〔乗初式法の礼式・作法について書き上げ〕	弘化4年12月吉辰	栗田兵太夫久政	—	一紙	1通	
4-46	〔認可状〕（馬術の技法の習得と鞭巻物の相伝につき）	弘化4年12月吉辰	栗田兵太夫久政	—	一紙	1通	
4-47	諸家系譜差出候覚（系譜差し出しの際の注意点について書き上げ）	（近世）	—	—	一紙	1通	
4-48	〔本多家家紋書き上げ〕（本多出雲守忠朝四代の家紋と替紋の模様につき）	—	—	—	一紙	1通	
4-49	〔伺い書〕（富之丞忠敬が妾腹の者であるのかについて伺い）	7月	—	—	一紙	1通	上書（朱筆）「享和元酉年七月廿六日堀田撰津守様方御達有之候御書付写」
4-50	〔包紙〕	（近世）	—	—	一紙	1点	上書（朱筆）「享和元酉年八月四日堀田撰津守様御勝手江被差出候御系譜之内御糺御書付控式通之内 用紙達書半切 上包ミの紙」、上書「本多大和守」
4-51	〔書付〕（富之丞は妾腹の者であることにつき）	8月	—	—	一紙	1通	
4-52	〔書状〕（此方の姓が清和源氏であり、実名は重明であることにつき）	（近世）9月21日	寺嶋條太夫・安東小源太	礒部小右衛門・横井津右衛門・小野権左衛門	一紙	1通	
4-53	〔書状〕（自身が源姓であり、実名は松平八十郎勘美であることにつき）	（近世）9月22日	紺田安之丞・守山太郎右衛門	礒部小右衛門・横井津右衛門	一紙	1通	
4-54	〔書付〕（「豊臣姓 木下泰助秀□」）	—	—	—	一紙	1通	
4-55-1	〔書状〕（旧来の家格での供廻りの者のこと、儉約のため供廻りの減員のことなど）	（近世）	本多肥後守	—	一紙	3通	3通をひも一括
4-55-2	〔絵図〕（郡役所・篠陽小学校など本多邸付近の地図）	（近代）	—	—	綴	1綴	
4-56	〔絵図〕（城下の地図）	（年月日未詳）	—	—	一紙	1点	

4-57	〔書付〕(鴻野新田掛屋・地所不明につき取調のよし)	慶應3年3月	—	—	一紙	1通	
4-58	〔包紙〕(ウハ書「御新田絵図入」)	(年月日未詳)	掛屋 治兵衛	—	包紙	1点	
4-59	江戸屋敷図本庄下(江戸藩邸の絵図)	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	
4-60	県庁建物図面	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	
4-61	鹿澤町全地略図(山崎町の地図)	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	
4-62	〔絵図〕(本多邸西屋敷の地図)	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	絵図端に「旧御図面本多文庫源図ヨリ書文化九年焼失ス」とあり
4-63	〔絵図〕(住居の地図)	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	半分欠損、絵図端に「此分ハ従前之御住居近々取締候積リニ御座候為念上ケ置候也」とあり
4-64	県庁建物図面	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	虫損あり
4-65	〔絵図〕(町屋・寺院周辺の地図)	(年月日未詳)	—	—	一紙	1点	

木箱1-1	〔木箱〕(上書「文ノ五四号 宍粟郡ノ内山崎領内覚書、文ノ五五号 同三十九ヶ村仕来覚書、同五六号 村高帳、同五七号 播磨国宍粟高帳、同五八号 宍粟郡ノ内村高並新田高帳、同五九号 社寺其他調帳、同六〇号 社寺土地取調書」)	—	—	—	木箱	1点	箱ふた裏に「覚 一明石様江差出候御領分絵図本紙之扣 壹枚、一御領分村と制札場方制札場間数帳 壹冊、一御制札方他領制札道法間数帳 壹冊 右式冊者絵図面ニ差添、明石江差出候帳面之扣、一青蓮寺方被差出候寺領絵図袋入 壹枚、ノ右之分者明石様江差出候扣ニ候事、外ニ一御領分制札方本町制札道明石間数帳 壹冊、一下夕絵并切継絵共式枚、一懸合書状類仮日記帳 壹冊、ノ右等者心得丈ヶ差添置 天保十三寅年十二月調置 取調懸り多賀宗太」、箱の身に「当時 名嶋庄太夫・倉橋弥一右衛門・取調掛り 多賀宗太」
木箱1-2	宍粟郡之内山崎領内覚書	延宝7年9月27日	九鬼平内・中西清左衛門・横井宗兵衛・神屋小右衛門	—	縦帳	1冊	「文 五四号」とあり

木箱1-3	江戸御勘定衆方服部六左衛門様江 参候目録之写 播磨国宍粟高帳	延宝7年8月	石原新左衛門 印 判・設楽長兵衛 印 判・竹村八郎兵衛 印判・設楽七左衛門 印判・平野次郎左衛 門 印判・細井善右 衛門 印判・佐野主 馬 印判	服部六左衛門	縦帳	1冊	「文ノ五七号」とあり
木箱1-4	播磨国宍粟郡 八幡宮社高取調帳 ほか	明治4年3月	元青蓮寺領 止寺村 年寄 平十郎(印)・ 庄屋 和平(印)	社寺御役所	縦帳	1冊	「文ノ五九号」とあり、17ヶ村の社高取調帳と境内町敷 地資米取調帳・播磨国宍粟郡山崎北魚町之内恵美須神社 高取調帳・境内敷地高三厘取調帳・境内敷地高物成其外 取調帳・各寺の屋敷高取調帳など
木箱2-1	[木箱]	明治2年5月	山崎藩民事局	—	木箱	1点	箱蓋に「明治二巳五月 宍粟郡中絵図面入 并書類とも 山崎藩民事局」の記載あり、箱蓋裏に「覚 一、御領分 村と制札より制札迄方位寸積帳 壹冊 一、本町制札よ り村と制札迄直段丁数帳 壹冊 一、御領分境四方直段 丁数帳 壹冊 一、同村と制札より他領制札迄丁数寸積 帳 壹冊 右為合巻壹冊図面添 一、下書絵壹枚添 右 一、遠近高低広狭曲直方位丁数寸積掛庄屋分間仕廻師之 者山野村里数日巡廻測量之絵図三枚添 右 本絵図其 と壹箱之内ニ入 御奉行方預り 取調懸り 高賀」の記載 あり、箱蓋表に「文ノ五三号 同百二号」の貼紙あり

## 山崎藩本多家の幕政における政治的・軍事的役割

菅 良樹

はじめに

播磨国宍粟郡山崎藩本多家の研究は、『山崎町史』や『兵庫県史』において、延宝七年（一六七九）に本多家は、初代忠英（政貞）が大和郡山城郭内より宍粟郡山崎に入封し、その後周辺の安志小笠原家、三草丹羽家などの譜代小諸侯と同様、播磨の内陸部に位置する交通の要衝に定着したことが指摘された。さらにそうした自治体史では、歴代藩主や著名な家臣が取り上げられたことなどが端緒である（1）。

その後、宮本裕次氏の大坂定番制度の研究で、本多忠鄰が京橋口定番として勤務していた際に、その上屋敷は「大坂の藩邸」として機能していたことが述べられた（2）。また、大阪城天守閣から山崎藩本多家の大坂における「覚帳」（藩政日記）が翻刻され相次いで刊行された（3）。これらは本多家当主やその家族と家臣が大坂在番（大番頭）、大坂加番、大坂定番として在坂したなかで記録されてきたものである。

近年では、拙著（4）や拙稿（5）において、藩主忠鄰が二度京橋口定番や青屋口加番を勤めた時期の藩主や当役（家老）を中心にその職務を検討し、藩が西洋銃陣を導入していくことを論じ、また、慶応三年（一八六七）に本多家が周旋方柴田小膳を用いて京都で若年寄の永井尚志とみられる人物や会津藩公用方と交渉し大坂からの帰国を果たしていたとした。この後、「尊王」を唱える岡山池田家が姫路城を占領すると、

本多家は藩論を「佐幕」ではなく「勤王」と決したことを明らかにした。

そして、今回の科研が開始されると、藪田貫氏によって天保六年の本多家の「覚帳」（大坂加番日誌）が翻刻され（6）、つづいて、本多家当主として大和郡山から播磨山崎に入封する直前に忠英が、將軍家上洛時の宿城である水口城勤番を任じられていた際の書状が幸運にも発見され紹介された（7）。本状は、山崎に在住していた竹田屋に伝来したものとみられ、老中稲葉正則が勤番中の忠英に宛てたもので、大風雨で破損した水口城を本多家が修復するために活動していたことが解る。この書状は、水口城勤番について知ることができただけでなく、山崎藩が成立してくる時期に関するきわめて貴重な史料である。

最後に本科研の研究代表者である岩城卓二氏は、「覚帳」（弘化二年国元日記）に記されている、「申達」、「受届」、「承置」、「申聞」といった史料用語に注目し、家老がいかにして「覚帳」（藩政日記）を作成し、藩政を統括していたのかということなどを解析した（8）。

以上のように、これまででは、自治体史で山崎藩の概要が詳細に論じられ、宮本裕次氏や筆者によって大坂定番在任中における本多家の動向が論じられるに留まっていた。

しかし、本科研が開始され、藪田貫氏により本多忠英時代の水口城勤番中の書状が紹介され、岩城卓二氏を中心に江戸、大坂、在所（国元）で記録され続けてきた「覚帳」（藩政日記）の総合的な研究がなされるよ

うになり、畿内近国小藩の一つである山崎藩政および藩社会の研究が新たな段階に入ったといえよう。

そこで小稿では、本科研で取り上げられている山崎藩本多家の基礎研究として、一で歴代藩主（当主）、二で安政期〜慶応期に大坂定番などを勤めた忠鄰一家、三において山崎藩本多家の幕政における政治的・軍事的役割について注目すべき論点を中心論述する。

主な使用史料は、「参考御系伝 五」（9）、「日記抜書 本多山崎藩知事忠明」（10）である。

なお、本稿では、江戸で記された藩政日記（藩政日誌）を「江戸覚帳」、在所（国元）で記された藩政日記を「在所覚帳」、大坂で記載された藩政日記を「大坂覚帳」と便宜上表記する。

## 一 山崎本多家の歴代藩主（当主）

本節では、前述したとおり、「参考御系伝 五」（1）と、この史料をもとにした作成した表1を用いて本多家歴代当主の幕政における政治的・軍事的役割について考察しよう。

本多家は、平八郎家（中務大輔・美濃守）、弾正少弼家（能登守）、肥後守家（肥前守・大和守）などが明治維新まで続き、相互に親類大名として交流があった。それぞれ維新時には、三河岡崎、陸奥泉、播磨山崎を居城あるいは在所としていた。

表1のとおり、山崎本多家は、当初大和郡山城の郭内を居所とし、本家（家元）の平八郎家から大和国内で所領高一万石を分知され諸侯に列するようになる。

歴代当主は、①忠英（政貞）―②忠方―③忠辰―④忠堯―⑤忠可―⑥

忠居―⑦忠敬―⑧忠鄰―⑨忠明―⑩忠禎―⑪貞吉と続く。なお、忠明よりあとは明治期以降の当主であるので省略する。

初代忠英は、本多政勝の三男であったが同族政信の養子となり、寛文二年（一六六二）六月にその遺領一万石を相続した。

忠英は、家綱からまず大和国内において一万石を拝領し、將軍綱吉、家宣、家継、吉宗に任せ、享保三年（一七一八）六月に七二歳で没した。

忠英は、田安門番、馬場先門番、竹橋門番、一橋門番や大番頭として大坂城や二条城に赴任し、長年に亘り活動していた。その忠英において注目すべきことは、宍粟に入る直前に、先記の藪田貫氏（1）<sup>2</sup>の研究で明らかかなように、およそ一ヶ月間水口城勤番を遂行していたことである。天和二年（一六八二）六月、加藤明友が近江水口を拝領し、その後入城するまで譜代の小諸侯らが交代で水口城を維持管理し、守衛していたと推測される。よって、本多家においても他の当主には水口城勤番はみられなかった。

『兵庫県史』（1）<sup>3</sup>によると、天和二年（一六八二）二月本多政武（忠国）が松平直矩に代わって姫路藩主として所領高十五万石で入封した。このとき政武は幼少であったため忠英が後見役を勤めたという。

その後、山崎本多家の忠英、忠良親子にとつては幸運なことがあった。長男忠良は、本家平八郎家の当主忠孝が幼少で死去したので、その相続が許可されたのである。忠良は相続時には越後村上で所領高五万石を拝領したが、その後三河刈谷に転封となり、老中に列した。

このため、忠英の二男忠方が、長男の忠良にかわり享保三年八月に父の遺領を相続し、將軍吉宗に仕えた。忠方は一橋門番や日光祭礼奉行を勤めたが、享保十六年五月在所山崎で帰国中に二三歳の若さで没した。

この若年で死去した忠方に代わり忠英三男の忠辰が、同年七月兄の遺



領を相続し、將軍吉宗、家重に出仕した。忠辰は竹橋門番などの江戸城諸門番や日光祭礼奉行代は勤めたが、大番頭には任じられていない。寛延三年（一七五〇）十二月に四〇歳で没した。

ついで、忠辰の長男忠堯が同年十一月、その遺領を相続し、將軍家重、家治に出仕した。忠堯は、江戸城門番を勤めていたが、宝暦十一年（一七六一）二月、二五歳の若さで没した。

若年で死去した忠堯に代わり五代目当主として迎えられたのが忠可である。忠可は越前丸岡城主有馬溫純はるぬみの三男であったが、室に忠堯養女熊を迎え、宝暦十一年（一七六一）四月に忠堯の遺領を相続し、將軍家治、家齊に出仕した。

忠可は同年九月在所に帰国し、その十月、家中に対して自らは儉約するが、借米を半分戻すので忠勤に励むよう訓示し、領民には家業に励むよう命じた。その後、忠可は竹橋門番、一橋門番を勤め、大坂加番（雁木坂）や日光祭礼奉行に任じられるようになり、天明七年（一七八七）以降は大坂城や二条城に大番頭として赴任する。

忠可は、一族で若年寄、側用人、老中格へと昇進した同族の忠籌かす（弾正少弼）とともに老中松平定信と親しく交際し<sup>14</sup>、先述した家臣や領内への訓令発令を特記されるなど、他の歴代当主に比べ名君として評価されてきた人物である。

先代忠堯の時代に、一族本多長門守忠央が郡上一揆における処置に不正があったということで忠籌とともに「差控伺」を差し出すという問題が起こった。とはいえ、明和五年（一七六八）正月東照大権現一五〇年の大祭があり、美作に配流中の忠央が赦免され、忠可は山崎より御礼の書状を発信した。

晩年の寛政元年（一七八九）十月には、松平定信より用人水野理兵衛

をとおして本家の忠頭あき、同族の忠籌、忠可が話し合いをするなどして本多家一門が結束していくことが指示されており、幕府が大名家の存続に注意を払っていたことが認識しうる重要な一事例である。

忠可は、右記のとおり、幕政においても、領内統治においても、長年にわたり活躍したとみられるが、寛政六年閏十一月に五四歳で没した。代わって、忠可二男の忠居が寛政七年正月、父の遺領を相続し、將軍家齊に仕えた。

忠居は、馬場先門番、田安門番、一橋門番を勤める傍ら、大坂加番（雁木坂）に三回任じられた。文化四年（一八〇七）に江戸上屋敷が焼失したおりに、一橋門番が免除されている。忠居は忠可のように大番頭に任じられることはなかった。忠敬は、老年には達していなかったが、体調がおもわしくなかったためか、文化九年六月に隠居を願い出て許可されていた。文政二年（一八一九）二月に四九歳で没した。

つぎに、忠居長男の忠敬が、文化九年（一八一二）十月、父の隠居により所領を相続し、將軍家齊に出仕した。忠敬は、半蔵口門番、竹橋門番、田安門番を勤める傍ら、日光祭礼奉行や大坂加番（青屋口）に任じられた。在所の居邸が焼失したおりに、一橋門番を免除されていた。長年出仕していたが、忠敬は大番頭には任じられなかった。忠敬も、老年には達していなかったが、天保五年（一八三四）十月、勤仕しがたいとして弟忠鄰に家督を譲る旨の願書を幕府に提出し、それが許可されていた。ところが、忠敬は、嘉永三年（一八五〇）五月まで生き、五八歳で没した。

そこで、八代目当主となって活躍したのは忠鄰である。忠鄰は、実は忠居の四男で、兄忠敬の養子となり、天保五年（一八三四）十月、所領を相続した。

忠鄰は、その翌年大坂加番（雁木坂）を拜命し、その後日光祭礼奉行、一橋門番、田安門番を勤め、天保十四年には大番頭に任命された。

先々代、先代の忠敬、忠居とは異なり、大番頭に就任し、大坂城や二条城に在番した。安政元年（一八五四）四月には内裏炎上にも遭遇した。

加えて、安政年間の「江戸覚帳」や「在所覚帳」に散見されるが、忠鄰は、譜代の小諸侯の中で、西洋砲術導入に意欲的であったことが推測できる。幕府からもそのことを評価されてか、大坂定番（京橋口）に二度就任した。一度目は安政四年閏五月～文久三年（一八六三）五月、二度目は慶応二年（一八六六）五月～翌三年五月で、一度目の在任中には修好通商条約締結問題や大坂開市、兵庫開港問題に関わり、二度目の在任中には第二次長州戦争が始まり、その最中慶応二年七月二〇日に將軍家茂が大坂城本丸で死去するという最悪の事態に遭遇していた<sup>(5)</sup>。

忠鄰は、一度目の大坂定番を勤めた後は、第一次長州戦争に出陣を命じられ広島に出陣した。二度目の定番を勤めた後は、忠鄰は家臣とともにしばらく大坂に留まっていたようだ。幕府は山崎本多家をはじめ諸侯に江戸参府を促していたが、慶応三年十月～十一月に山崎本多家の「願」が、ようやく聞き届けられ、忠鄰は江戸参府ではなく家臣とともに帰国することが許可されていた。その後には、既述したが藩周旋方の柴田小膳らが、慶喜に信任されていた若年寄の永井尚志や幕府の実権を掌握していた会津藩公用方に接触し粘り強い交渉をしていたことがあったようだ<sup>(16)</sup>。忠鄰の嫡男忠明や二男忠蕃については後述する。

以上のように、山崎本多家の歴代当主は、江戸城諸門番を皮切りに、日光祭礼奉行や同代に任じられ、多額の合力米が支給されるため、志願者が引く手あまたであった大坂加番にも就任していた<sup>(17)</sup>。そうしたなかで、初代当主の忠英、五代当主の忠可、八代当主の忠隣は長期に亘り

当主として活動し、加えて幕府に信頼されると、大番頭に就任していた。一万石クラスの譜代の小諸侯は、「大番頭の家筋」といえるが、必ずしも大番頭に任じられていたわけではなかったことが、この名門本多家でも見て取れた。

江戸や在所の居邸が火災で焼亡するという災難が藩におけると、必ずといってよいほど江戸城諸門番などの役が免除されていたことも幕政を考えるうえで興味深い。

忠英は、藩祖として山崎本多家の基礎を築き、忠可は越前丸岡の有馬家から養子として入り、ある意味本多家中興の祖といえる。忠鄰は歴代当主の中で初めて大坂定番に昇進し、幕政の一翼を担っていたのである。

## 二 忠鄰とその家族

本節においては、「参考御系伝 五」<sup>(8)</sup>を主に用いて作成した表2を中心に忠鄰一家について述べよう。

室は肥前五島家出身の益子で、当初はなかなか子女に恵まれなかったようだ。一方妾との間では次々に将来を期待される男子が誕生していたことが解る。ただ、長男寅次郎と六男鐵之丞はそれぞれ幼年で死去している。

二男忠明は嫡子となり、幕末維新の激動期に、父の忠鄰が大坂定番に二度就任し長期に亘り赴任し、その間第一次長州戦争で出陣しなかなか帰国することができない状況下で、在所の山崎に帰国し領内の守りを固めた。

三男道純<sup>みちま</sup>は、初名を忠蕃<sup>しげ</sup>と称したが、有馬日向守温純<sup>はるすみ</sup>の養子となり越前丸岡五万石を相続した。これは、五代忠可が当家を相続し活躍して以

来、丸岡有馬家と山崎本多家との縁が深まったことがその理由であろう。道純は、若年であったが、將軍家茂のもとで奏者番、若年寄、老中へと昇進し幕政の中樞にあった。

四男忠廉は、美濃本巢郡、方県郡、席田郡の内五〇〇〇石を所領としていた大身の旗本で、名門譜代の戸田家を相続し<sup>(1)</sup>、当家とも連携して活動していくこととなる。

五男鋒七郎は、岡崎本多家当主である忠民の養子に決まり、忠肇と名乗り本家（家元・平八郎・美濃守・中務大輔）を継ぐ予定であったが、その相続前に没した。鋒七郎が本家を相続することに成功していれば、初代忠英の長男であった忠良に続いてということになり、山崎本多家としても惜しまれたことであろう。鋒七郎は在所で育ち、万延元年（一八六〇）六月五日に京橋口定番上屋敷で久しぶりに忠鄰に対面した。鋒七郎はその後しばらく大坂に滞在し、天保山などを見て廻った後、在所に戻っていた<sup>(2)</sup>。

八男釗八郎は、譜代の名家である大和高取の植村駿河守家を相続し家壺と名乗る。九男栄九郎は安政二年（一八五五）十月二日に発生した安政の江戸地震において倒壊した上屋敷（日本橋蛸殻町）から無事救出され<sup>(1)</sup>、忠鄰の定番在任中には大坂でも生活していたが、成人することなく死去していたとみられる。したがって、「参考御系伝 五」<sup>(2)</sup>には掲載されていない。

十男の忠禎は、「大坂覚帳」では重十郎と名乗り、兄の栄九郎など幼い兄弟と大坂の上屋敷で生活していた。重十郎は、陸奥泉の本多能登守家（弾正少弼）を相続することになっていたが、その後山崎本多家重臣の武間家を相続し、さらに忠鄰嫡男の忠明に跡継ぎがいなかったためその養子となり忠禎と名乗り、山崎本多家を相続した<sup>(2)</sup>。

鋒七郎、釗八郎、重十郎の「仮養子願」が、それぞれ岡崎本多家、高取植村家、泉本多家から幕府に提出されることになったという情報が大坂にもたらされたのは、文久二年（一八六二）八月のことである<sup>(4)</sup>。

忠鄰の娘たちについてであるが、長女鏡は、越前松平家士大熊家に嫁いだとあるが、これは美作津山松平家士の大熊家の間違いかもしれない。ただ、現時点では確認できていないので保留にしたい。次女鈴は、安政の江戸地震で抱守とともに倒壊した御殿から救出されたがすでに絶命していた。本多家の菩提寺の一つである深川の雲光院も被災しており、鈴の葬儀を上げることはできなかった<sup>(5)</sup>。三女鉦は、「参考御系伝 五」<sup>(6)</sup>に掲載されていないということもあり表2に記さなかったが、忠鄰が大坂定番として在任中に下痢を繰り返したすえに、文久二年（一八六二）五月一七日、京橋口定番上屋敷で死去し、天王寺の一心寺に葬られている<sup>(7)</sup>。四女勝はもと勉と称していたと思われる。もしそうであれば忠鄰の大坂定番在任中の万延元年（一八六〇）に誕生していたとみられ、明治期になって姫路藩有数の港町として栄えた飾磨津の商家に嫁いでいた。

以上のように、忠鄰は大番頭より大坂定番という城代の補佐官に在任し幕政の一翼を担うなかで、嫡男忠明は在所に帰国してそれを支え、二男道純は越前丸岡の有馬家を相続して老中にまで昇進し幕政の中樞で活動していた。さらに、鋒七郎は三河岡崎本多家、釗八郎は大和高取植村家、重十郎は泉本多家への養子縁組が決まり、帝鑑間に殿席を有する山崎本多家の当主である忠鄰が所領高一万石とはいえ幕政において重きをなしていたことが明確である。

### 三 本多忠明の「日記抜書」

本節においては、山崎本多家文書に残存している「日記抜書」本多山崎藩知事忠明<sup>(2)</sup><sup>(8)</sup>を本稿末尾に翻刻した。当史料は山崎本多家八代忠鄰と九代忠明父子が、幕末維新の激動期に、いかに幕政においてその政治的・軍事的役割を果たし、また「家存続」のためどのように動いていたのか、を知ることができる貴重なものと考え全文翻刻した。

文久二年（一八六二）の段によると、文久幕政改革が実施されるもつで、諸家嫡子は「参府、在国、在邑勝手次第」との布達があつた。同年十月二五日に山崎藩では、忠鄰は大番頭、大坂定番として在所を二十ヶ年も留守にしているのので、嫡子忠明を帰国させたいという「願書」を老中水野忠精<sup>ただきよ</sup>に提出し、それは問題なく許可されていた。忠明には、十月一日に「在所への暇」が許され、同晦日に江戸を出発し帰国していた。

慶応二年（一八六六）の段によると、幕府は方針を転換し在国中の嫡子に対して元のごとく江戸参府を命じた。しかし、大坂定番在任中の忠鄰は、同年十二月二〇日、嫡子忠明の「在国願」を老中板倉勝静に提出したのである。

忠鄰は、第一次長州戦争への出陣を申し付けられたことを名譽であつたと振り返るが、このたび二度目の大坂定番に就任し藩財政も困窮しているのので、引き続き忠明を在所におき「仕置」をさせたいと考えていた。それに加えて、「長防二國跋扈上京モ可仕扨ト風聞モ傳承仕」と長州藩の軍団が畿内へ押し寄せる可能性が囁かれるもつで、「私共領地ハ山陽道、丹波路間道中間ニ相當リ、直之間道ト申者私領地ニ御座候得者、小藩要路

ニ相當候儀」と在所の山崎は、長州藩などの大藩の領地がある西国に通じる軍事上の要衝とみていた。

さらに、忠鄰は「作州辺百姓蜂起仕、其形勢余程甚敷趣ニ相聞、（中略）元来少人数之上、大坂・江戸両所ニ分配仕候而者在所表ニ餘残之人数更ニ無御座、唯々老人婦女而已罷成」と述べ、大坂と江戸に多くの家が出仕し、在所に残る家中の人数は少なく、しかも老人と婦女子中心になつており、長州藩の動向だけでなく美作における百姓騒擾も領地境にあるため心配しているとした。忠鄰としては、「長防之御事件御処置振モ御落着相成候迄、嫡子肥前守<sup>忠明</sup>出府延引被仰付、（中略）肥前守儀者在所表ニ而第一領撫恤且守衛等為仕置、私儀飽迄御役儀精勤相励度奉存候」と述べ、長州を朝敵としている問題が片付くまで、また忠鄰が大坂定番職に専念するため、忠明は在所に差し置き領内の安定を図らせたいと唱えていたのである。

それに対する幕府の回答は、作州辺の百姓騒擾が落ち着くまでは、忠明の在国を認めるといふ厳しいものであつた。

幕府としても藩としても、美作の百姓騒擾は看過できなかったであろう。しかし、山崎藩本多家は物価騰貴のなかでの領内の仕置、藩の財政困窮、大坂定番職の続行を重く捉え、さらには長州再々征あるいは長州軍来襲の可能性が想定されることの方が、難題であつた。とはいふものの、そうした藩の大きな不安要因は、幕府に取り上げられることはなかつたのである。ここに、長州軍が播磨に侵攻すれば、「家存続」の危機に留まらず、在所の老人や婦女子が見捨てられるという最悪の事態に陥る可能性すら出てきていたのである。

以上のように、山崎本多家は大坂定番職を名譽と考えそれに専念すると伴に、忠鄰、忠明親子は、一家が江戸へ引き上げることより、西国の

軍事的要衝である在所山崎の守衛と統治を一貫して重視し続けていたのである。

### おわりに

本稿においては、まず「参考御系伝 五」を主な史料として用い、山崎本多家の歴代当主が江戸城諸門番、大坂加番、大番頭として大坂城在番・二条城在番を勤め、徳川幕府直轄城の守衛にあたったこと、加えて、日光祭祀奉行代、同奉行を勤め、東叡山供奉、紅葉山東照宮供奉などにも従い徳川將軍家を祀る儀礼挙行の一翼を担っていたことを確認した。そのなかで大番頭の選任については、忠英、忠可、忠鄰といった職務に熟練し、且つ有能と幕府に判断された藩主に許可されるものであったことが明らかであろう。

山崎藩本多家は、これらの役職や役務を勤めたため、歴代当主の帰国は難しかったことも解った。表1からも類推できるとおり、参勤交代という形で一年おきに在所に戻ることはできなかった。歴代当主は所領相続の際、数年間在所でできなかった際に、幕府に帰国を願い出て許可されていたのである。山崎藩本多家は、所領高一万石ではあるが城主格（帝鑑間）であり、在所山崎の藩邸は城郭構で西国から京や大坂へ通じる交通の要衝であると同時に、軍事的要衝に位置し、帰国も幕府に願い出れば許可されていたとはいえ、江戸定府に近い譜代大名であった。

また、「参考御系伝 五」の記載によると、大坂加番就任時には評定所や老中邸での誓詞が重要であったことが再確認できた。在国中に大坂加番に任じられると、わざわざ誓詞をおこなうために参府し、それから大坂に赴任していた。その一方、誓詞を終えていたためか、大坂赴任前に

在所で数ヶ月間過ごしてから着任するケースも見受けられた。

つぎに、「日記抜書 本多山崎藩知事忠明」を用い、忠鄰、忠明父子の幕府への「願書」をとおして、長州問題が解決したとはいえないという緊迫した状況で、山崎藩本多家は、「西国への間道が交差する在所山崎の統治と守衛を重視している」と説いた。しかし、幕府は山崎の軍事的重要性を認識できず、忠鄰嫡男の忠明に参府を迫っていたのである。

この後、慶応四年（明治元年）正月、鳥羽伏見の戦いで慶喜、容保、定敬は大坂より敗走し、それに老中酒井忠悼（姫路）らも従った。それに伴い姫路酒井家においても佐幕派が衰退し、河合屏山らの勤皇派が復活する<sup>(29)</sup>。

こうしたなかで、忠鄰は藩論を「勤王」と決し、忠明を京へ上らせ、弟の道純や忠蕃と連携し朝廷に出仕するようになった<sup>(30)</sup>。

徳川幕閣と西国の大藩の領土に隣接する山崎藩のような畿内近国譜代藩との間では、その情勢認識や志向に異なりがみられた。このことは、幕府が倒壊する一因であったといえよう。

欠本がみられるとはいえず、山崎藩本多家には譜代小藩の「覚帳」（藩政日記）が多数伝来している。このことは、外様の大藩ではよく見受けられるのかもしれないが、譜代藩においては奇跡に近い事例といえよう。

以上のように、小稿は山崎藩の基礎研究として作成した。歴代当主や幕末期の当主であった忠鄰とその家族をとくに重視して取り上げ、譜代小藩の政治的・軍事的役割を改めて位置づけようとしたものである。

- (1) 『山崎町史』(一九七七年)三〇九〜四四七頁。  
 『兵庫県史』第4巻(一九七九年)二二三〜二一四、四四〇〜四四二頁。
- (2) 宮本裕次「大坂定番制の成立と展開」(『大阪城天守閣紀要』三〇、二〇〇二年)。
- (3) 『大坂大番記録』(一) 弘化二年八月〜同三年七月 西大番頭本多忠鄰(大阪城天守閣、二〇〇〇年)。  
 『大坂定番記録』(一) 万延元年一月〜十二月 京橋口定番本多忠鄰(二〇〇一年)。  
 『同』(二) 文久元年一月〜十二月 京橋口定番本多忠鄰(大阪城天守閣、二〇〇二年)。  
 『同』(三) 文久二年一月〜十二月 京橋口定番本多忠鄰(大阪城天守閣、二〇〇四年)。  
 『大坂定番記録』 大坂加番記録(四) 慶応二年三月〜十二月 青屋口加番・京橋口定番本多忠鄰(大阪城天守閣、二〇〇五年)。  
 (4) 拙著『近世京都・大坂の幕府支配機構―所司代 城代 定番 町奉行』(清文堂出版、二〇一四年)第三章、第六章、第七章、第八章。  
 (5) 拙稿「幕末・維新时期における畿内近国譜代小藩の権力構造―播磨国宍粟郡山崎藩本多家の事例―」(『城郭研究室年報』二三、二〇一四年)。  
 (6) 藪田貴「宍粟山崎天保六年大坂在番日誌(一)」(兵庫県立歴史博物館紀要『塵芥』二八、二〇一七年)。  
 (7) 藪田貴「宍粟山崎藩初代本多忠英の水口城勤番―老中稲葉正則の
- 本多忠英宛書簡の紹介」(『揖保川流域のサムライ―大名たちの実像―』たつの市立龍野歴史文化資料館、二〇一七年)。  
 (8) 岩城卓二「山崎藩本多家の藩政日記について」(『揖保川流域のサムライ―大名たちの実像―』たつの市立龍野歴史文化資料館、二〇一七年)。  
 (9) 「参考御系伝 五」(複写版)(公益財団法人山崎本多藩記念館蔵 山崎藩本多家文書、当館元代表理事横井時成監修、二〇一三年)。  
 原本の書冊は、本多忠鄰家臣樽井九右衛門筆。樽井は軍学者として重用されていた。  
 公益財団法人山崎本多藩記念館蔵 山崎藩本多家文書。  
 前掲註(9)。  
 前掲註(7)。  
 『兵庫県史』第4巻(一九七九年)二一四頁。  
 『宇下一言・修行録』(岩波書店、一九四二年初版、一九八三年版)六七〜七一頁。定信は刎頸なげの交を成していた諸侯として松平紀伊守信道(丹波亀山)、本多弾正少弼忠籌(陸奥泉)、本多肥後守忠可(播磨山崎)、戸田采女正氏教(美濃大垣)、松平伊豆守信明(三河吉田)、堀田豊前守正毅(近江宮川)、加納備中守久周(伊勢八田)、牧野備前守忠精(越後長岡)、牧野佐渡守宣成(丹後田辺)、松平越後守康哉(美作津山)、奥平大膳大夫昌男(豊前中津)をあげる。定信はこれらは聡明で、参会の際には相互に馳走や供応はせず、人道や政事について膝を交えて論議したという。  
 加えて、定信は、松平河内守定奉(伊予今治)、有馬佐兵衛佐譽純(越前丸岡)、松平大膳亮忠告(撰津尼崎)は才知が格別ではないが友とした。

定信は、忠可のことを、「篤実」、「他人のよい話に涙もろく」、「親疎の別なくよく人を導く」などと高く評価している。

前掲註(4)。

前掲註(5)。

松尾美恵子「大坂加番制について」(『徳川林政史研究所研究紀要』一九七五年)、同「公儀勤役の選考方法について―大坂加番の場合―」(『同紀要』一九七六年)、同「近世末期大坂加番役の実態」(『同紀要』一九八二年)。

前掲註(9)。

「旧旗下ノ者本領安堵 戸田銃五郎」(『太政類典草稿 第一編

慶応三年〜明治四年 第八八十四卷 理財・禄制九』)

請求番号 太草〇〇一八五二〇〇。国立公文書館デジタルアーカイブを利用。

「万延元年大坂覚帳」公益財団法人山崎本多藩記念館蔵 山崎藩

本多家文書。

「安政二年江戸覚帳」公益財団法人山崎本多藩記念館蔵 山崎藩

本多家文書。

前掲註(9)。

「本多忠明 養子願」『公文録 明治四年 第五百五十八卷

辛未十一月 東京府伺華族』請求番号 公〇〇六一〇一〇〇。

「本多忠明嫡子忠禎 元服願」『同』。国立公文書館デジタルアーカイブを利用。

「文久二年大坂覚帳」公益財団法人山崎本多藩記念館蔵 山崎藩  
本多家文書。

前掲註(1)。

前掲註(9)。

前掲註(2)。

前掲註(1)。

山崎隆三「播磨の明治維新」(兵庫県県政資料室『兵庫のしおり』

三、二〇〇一年)。

「明治元年 滞京中日記 柴田小膳」公益財団法人山崎本多藩記

念館蔵 山崎藩本多家文書。

#### 付記

津山松平家家臣大熊家については、津山市津山郷土博物館の梶村明慶  
学芸員にご教示いただいた。記して感謝申し上げます。

表 1. 山崎本多家 歴代当主

1. 忠英		初名政貞 本多政勝三男 従五位下肥後守 初め肥前守 室 南部大膳大夫重信娘 家綱、綱吉、家宣、家継、吉宗に出仕
寛文 2年(1662)	6月13日	養父政信の遺領 1万石相続
4年	4月5日	厳有院殿より大和国葛上、忍海、平群、十市、葛下 高市郡の内 1万石の朱印を拝領
9年	12月17日	田安門番
11年	7月27日	馬場先門番
延宝元年(1673)		竹橋門番
6年	2月15日	近江水口城勤番
7年	4月18日	居所郡山城郭内へ帰国
	6月27日	御座之間において 本多平八郎(忠国) 奥州福島へ転封 本多出雲守(政利) 播磨明石へ転封 本多肥後守(政貞・忠英) 宋栗へ転封 命令 幕府は老中奉書を発給
	9月21日	幕府は山崎引き渡しの老中奉書を発給
元禄 2年(1689)	正月11日	二番組大番頭
4年	2月21日	二條城在番
7年	7月1日	大坂城在番
10年	2月15日	二條城在番
13年	7月1日	大坂城在番
16年	2月15日	二條城在番 4/14 交代
17年	4月	帰府
宝永 3年(1706)	7月21日	大坂城在番 8/17 交代
6年	9月21日	本多伯耆守正永邸にて老中列座 本多忠晴(弾正少弼)、同忠英、同忠良を招き 本多忠孝幼年にて死去につき忠良に本家相続を命令 忠英は嫡子忠良の本家相続を喜ぶ 家元中務大輔(平八郎)家に蜻蛉切の槍等の家宝を 贈る
	7年	【忠良】 越後村上5万石相続 正徳元年 6/1 侍従 老中並 三河刈谷入封 2年 7/12 下総古河へ転封
正徳 5年(1715)	7月18日	一橋門番
享保 2年(1717)		一橋門番
	9月11日	吉宗より朱印拝領
3年	6月24日	江戸にて卒 72歳 浅草赤城山燈明寺葬



2. 忠方 忠英次男  
 従五位下肥後守  
 室 増山対馬守正任 娘  
 吉宗に出仕

享保 3年(1718)	8月 18日	父忠英の遺領を相続
享保 8年	4月 17日	有徳院(吉宗)紅葉山御宮参詣供奉
	9月 15日	在所への御暇 10/1 江戸発 10/16 山崎着
9年	2月 16日	山崎発 3/2 江戸着 3/15 参勤御礼
11年	4月	一橋門番
13年	4月 13日	有徳院日光社参; 巢鴨・千駄木周辺経営
	9月	日光山御宮参詣
15年		一橋門番
	9月 2日	日光祭礼奉行 9/13 江戸発 9/17 御祭 9/19 帰府 9/23 御目見
		山崎において発病
16年	5月 16日	山崎にて卒 23歳 大雲寺葬

3. 忠辰 忠英三男 忠方養子  
 従五位下肥前守  
 室 松平能登守乗堅娘  
 吉宗、家重に出仕

享保 16年(1731)	5月 28日	御用番酒井忠用邸へ招かれ、本多忠如同伴 仰せ付けられる
	7月 19日	忠方遺領播磨山崎1万石を相続
17年	11月 28日	竹橋門番
18年	6月 13日	初めて在所への暇 6/23 江戸発 7/7 山崎着
19年	5月 15日	山崎発 6/1 江戸着 6/11 参勤御礼
元文元年(1736)	6月 16日	半蔵口門番
4年	2月 12日	一橋門番
	4月 2日	日光祭礼奉行代 4/10 御暇 4/13 江戸発 4/17 御祭 4/19 江戸着
寛保 2年(1742)	6月 6日	一橋門番
延享 3年(1746)	10月 11日	家重より朱印拝領
寛延元年(1748)	6月 14日	馬場先門番
	9月 2日	日光祭礼奉行代
3年	12月 24日	江戸卒 40歳 深川龍徳山雲光院葬

4. 忠堯 忠辰長男  
 従五位下大和守  
 室 相良遠江守長在娘  
 家重、家治に出仕

寛延	3年	11月26日	父忠辰遺領播磨山崎1万石を相続
宝暦	2年(1752)	2月1日	家重・家治に初御目見
	3年	5月4日	一橋門番
		6月12日	在所へ初の御暇 7/4 江戸発 7/19 山崎着
	4年	5月15日	山崎発 木曾谷経由 6/2 江戸着 6/11 参勤御礼
		6月13日	半蔵口門番
	6年	9月2日	日光祭礼奉行代
	7年	6月7日	有徳院七回忌法会；増上寺警衛
	8年	9月2日	日光祭礼奉行代
		9月15日	若年寄本多長門守忠央 郡上一揆の責任を問われ有罪 忠籌（弾正少弼）、忠堯は差控伺を提出
	11年	2月25日	25歳卒 深川雲光院葬

5. 忠可 初名監物 生国越前丸岡  
 有馬日向守孝純三男  
 従五位下肥後守  
 室 養父忠堯養女熊  
 家治、家斉に出仕

宝暦	11年(1761)	4月26日	一族松平乗祇と登城 遺領播磨山崎1万石を相続
		5月15日	家治に初御目見
		8月11日	在所へ初の御暇 8/21 江戸発 9/8 山崎着
		10月17日	忠可より家中への申し渡し 出費多く軍役も勤め難くなったが、借米の内半分を差し戻すので文武忠孝に励むよう指示 自らも儉約に務める
	12年	5月17日	山崎発 6/3 江戸着 6/15 参勤御礼
		6月18日	竹橋門番
	13年	6月20日	有徳院十三回忌法会 浚明院（家治）東叡山参詣供奉
	14年	6月18日	一橋門番
明和	2年(1765)	2月4日	此秋大坂加番拜命 一橋門番御免
		4月17日	東照宮150年祭；浚明院紅葉山参詣供奉
		7月1日	大坂への御暇 7/18 江戸発 8/1 大坂着
	3年	8月6日	8/6 雁木坂交代（松平安房）・受取 雁木坂交代（森川紀伊守俊孝）・引渡
		8/18 江戸着 9/1 大坂加番帰参御礼	
	4年	2月2日	一橋門番

明和 5年	正月 19日	東照神 150年御祭大赦 先年美作配流中の本多忠央赦免 忠籌、忠可へも仰せ渡される 山崎より御礼の呈札発信
	9月 2日	日光祭礼奉行 9/13 江戸発 9/17 御祭奉行 9/19 江戸着 9/20 御目見
6年	2月 5日	此秋より大坂加番拜命
	3月 15日	播磨より直に大坂赴任の御暇
	7月 27日	山崎発 7/29 大坂着
		8/6 雁木坂交代 (柳沢信著)・受取
7年	8月 6日	雁木坂交代 (建部政賢)・引渡
		8/8 江戸着 9/1 大坂加番帰参御礼
8年	6月 20日	有徳院 21回忌法会 ; 浚明院東叡山参詣供奉
9年	6月 14日	竹橋門番
安永 3年(1774)	6月 13日	竹橋門番
7年	6月 13日	田安門番
天明元年(1781)	4月 18日	竹橋門番
2年	2月 2日	御用番久世廣明邸にて 此秋より大坂加番拜命 忠可 於山崎 老中奉書披見 4/5 山崎発 4/21 江戸着
	7月 1日	大坂への御暇 7/18 江戸発 8/8 大坂着
	8月 13日	雁木坂交代 (建部政賢)・受取
3年	8月 8日	雁木坂交代 (内田和泉守正純)・引渡 8/21 江戸着 9/1 大坂加番帰参御礼
	10月 18日	本家においては、忠良の代より藩祖忠勝を 映生大明神と号し祀っている そこで、山崎に社を造営し、毎年10月18日に 祭礼を執行し、武術調練を挙行することになる
4年	6月 23日	田安門番
7年	3月 10日	馬場先門番
	4月 2日	日光祭礼奉行 馬場先門番御免 4/13 江戸発 4/17 御祭奉行 4/19 江戸着 4/20 將軍家服喪につき御目見なし 老中列座のもと松平康福申渡 於 芙蓉間
	7月 1日	大坂在番御暇 8/11 大坂着
寛政元年(1789)	10月 10日	寛政元年 1/8 交代 9/1 帰府 松平越中守定信 本家中務大輔忠顕の宿老服部平兵衛を呼び 松平家用人水野理兵衛より本多家親族によ る話し合い等での結束を求める 本件は忠顕、忠籌、忠可に伝えられる
寛政 3年	2月 15日	二條在番御暇 木曾路經由 4/17 京都着
6年	閏 11月 晦日	同 4年 4/17 交代 5/1 帰府御礼 54歳卒 龍徳山雲光院葬

6. 忠居 忠可二男  
 従五位下大和守  
 室 松平能登守乗蒔娘 離別  
 堀丹波守直教養女  
 家齊に出仕

寛政 7年	正月 22日	遺領播磨山崎 1万石を相続
	6月 13日	在所へ初の御暇 6/22 江戸発 7/7 山崎着
8年	5月 15日	山崎発 木曾路經由 6/2 江戸着
	6月 14日	馬場先門番
10年	2月 4日	御用番松平信明邸にて 此秋大坂加番拝命 参府命令の老中奉書山崎において披見 4/5 山崎発 5/5 江戸着
	7月 1日	大坂への御暇 7/18 江戸発 8/1 大坂着
	8月 6日	雁木坂交代 (田沼意一)・受取
11年	8月 6日	雁木坂交代 (永井信濃守直方)・引渡 8/18 江戸着 9/1 大坂加番帰参御礼
12年	6月 14日	馬場先門番
享和 2年(1802)	6月 21日	田安門番
	9月 8日	浚明院殿十七回忌法会 文恭院殿 (家齊) 東叡山参詣供奉
文化元年(1804)	6月 21日	此秋より大坂加番拝命 7/1 大坂への御暇 7/18 江戸発足 8/11 大坂着
	8月 16日	雁木坂交代 (京極加賀守高有)・受取
文化 2年	8月 6日	雁木坂交代 (永井信濃守直方)・引渡 8/18 江戸着 閏 8/1 大坂加番帰参御礼
3年	6月 24日	一橋門番
4年	正月 11日	在所居邸消失 御用番青山忠裕に届 一橋門番御免
	2月 7日	此秋より大坂加番拝命
	4月 17日	慎徳院殿 (家慶) 紅葉山御宮参詣供奉
	7月 1日	大坂への御暇 7/18 江戸発足 8/4 大坂着
	8月 9日	雁木坂交代 (内藤政璟)・受取
5年	8月 9日	雁木坂交代 (新庄越前守直侯)・引渡 8/24 江戸着 9/1 大坂加番帰参御礼
6年	4月 2日	日光祭礼奉行代
7年	6月 23日	田安門番
9年	6月 14日	馬場先門番 老年ではないが、病弱で勤仕しがたいので 隠居を願う
文政 2年(1819)	2月 14日	下総国本所にて卒 49歳 深川龍徳山雲光院葬

7. 忠敬 忠居長男  
従五位下肥後守  
室 本多中務大輔忠顕娘  
家齊に出仕

文化 9年(1812)	10月 18日	父隠居により播磨山崎1万石を相続
10年	4月 23日	半蔵口門番
	6月 15日	在所への御暇 8/1 江戸発 8/15 山崎着
11年	5月 9日	山崎発 木曾路経由 5/25 江戸着
	6月 4日	半蔵口門番
	9月 2日	日光祭礼奉行 半蔵口門番御免 9/13 江戸発 9/17 祭礼奉行 9/19 江戸着 9/20 御目見
12年	4月 17日	東照神 200年御祭執行 文恭院殿紅葉山御宮参詣供奉
14年	4月 17日	文恭院殿紅葉山御宮参詣供奉
文政元年(1818)	6月 4日	竹橋門番
3年	6月 24日	田安門番
4年	2月 2日	此秋より大坂加番拜命・田安門番御免 7/1 大坂への御暇御礼 7/17 江戸発 7/29 大坂着
	8月 4日	青屋口加番交代(本多伊予守忠升)・受取
5年	8月 4日	青屋口加番交代(水野日向守忠愛)・引渡 8/16 江戸着 9/15 加番帰参御礼
7年	6月 14日	半蔵口門番
9年	6月 14日	田安門番
11年	6月 14日	田安門番
12年	3月 21日	邸類焼 田安門番御免
天保 4年(1833)	4月 2日	田安門番
5年	10月 23日	忠敬は老年ではないが、勤仕しがたい 弟忠鄰に家督を譲る旨の願書を差し出す 本多弾正少弼忠知(河内守)をとおして 御用番松平康任に提出 24日 忠知は忠鄰とともに登城、家督許可
嘉永 3年(1850)	5月晦日	下総本所卒 58歳

8. 忠鄰 忠居四男 兄忠敬養子  
従五位下肥後守 初め肥前守 又大和守  
室 五嶋左衛門尉盛成妹  
家齊、家慶に出仕

天保 5年	10月 27日	播磨国山崎1万石を賜う
6年	2月 2日	此秋より大坂加番拜命 4/8 在所への御暇 播磨より直に大坂赴任が許可される 閏 7/26 山崎発 8/1 大坂着 8/6 雁木坂交代(稲葉兵部少輔正巳)・受取

天保7年(1836)	8月8日	雁木坂交代(小笠原信濃守長武) 8/28江戸着 9/15大坂加番帰参御礼
9年	6月14日	猿江材木蔵火の番
10年	3月5日	慎徳院殿(家慶)より朱印拝領
	4月2日	日光祭礼奉行 火の番御免 4/13江戸発 4/17御祭奉行 4/19江戸着 4/20御目見
12年	3月25日	一橋門番
14年	2月2日	田安門番
14年	5月15日	老中奉書到来 5/16出仕 大番頭六番組拜命 田安門番御免 5/18帝鑑の間にて組中引き渡し 5/29御用番水野越前守忠邦邸において誓詞 本丸造営上納金仰せ付けられる
弘化元年(1844)	11月2日	
2年	7月1日	大坂在番の御暇 7/28江戸発 8/13大坂着
嘉永元年(1848)	2月15日	二條在番の御暇 4/9京都着 4/12交代
2年	4月12日	交代 5/1帰府の御礼申上
4年	7月1日	大坂在番の御暇 8/9大坂着
5年	8月15日	交代 9/15帰府の御礼申上
安政元年(1854)	2月15日	二條在番の御暇 4/9京都着 4/12交代
	4月6日	内裏炎上 今上天皇が今出川通北の御門桂宮邸へ移る 禁裏附大久保大隅守邸へ衣冠にて使者 將軍家より朱印拝領 忠鄰在番中のため丹羽長門守氏中が名代を務める 4/12交代 5/15帰府御礼申上
2年	3月6日	
	4月27日	吹上馬揃上覧
安政4年(1857)閏	5月1日	京橋口定番に任命
文久3年(1863)	5月8日	同職を解かれ 第一次長州征伐出陣命令
慶応2年(1866)	3月25日	青屋口加番誓詞 3/21山崎発 3/24大坂着
	4月4日	青屋口加番交代(牧野伊勢守忠泰)・受取
	5月26日	大坂城本丸において京橋口定番に仰せ付けられる
3年	5月	京橋口定番職停止 職を解かれる
	11月	在所に帰国

- 備考 1. ــــــــــــــــــــــــ により上記の記述は、「参考御系伝 五」(山崎本多家文書)を参照。
2. ــــــــــــــــــــــــ により下記の記述は、「同」書冊には記録がないため、拙著『近世京都・大坂の幕府支配機構』(清文堂、2014年)第7章、第8章に拠る。

表 2 忠鄰の子女

1. 寅次郎 母は妾  
文政 13 年 6 月 21 日 卒 1 歳
2. 忠明 母は妾  
忠鄰嫡男 忠鄰の所領を相続 最後の藩主
3. 道純<sup>すけみ</sup> 母は妾 初名忠蕃 室は温純の娘  
有馬日向守温純養子 越前丸岡 5 万石を相続  
將軍家茂のもとで若年寄ついで老中に昇進
4. 忠廉<sup>かど</sup> 母は妾 銚五郎  
戸田家養子 美濃国の内 5000 石を相続
5. 鋒七郎 母は妾 のち忠肇  
本家本多忠民養子 岡崎本多家 5 万石を相続予定のところ  
慶応元年死去
6. 鐵之丞 母は五嶋盛成妹  
弘化 2 年 2 月 25 日 卒 2 歳
7. 鏡 母は妾  
松平越前守慶永家士大熊伊豆守保徳妻
8. 釧八郎<sup>しょう</sup> 母は妾  
大和高取植村駿河守家保養子 所領高 2 万 5000 石を相続 家壺と改名
9. 栄九郎 母は五嶋盛成妹 幼少死
10. 鈴 母は五嶋盛成妹  
安政の大地震で上屋敷御殿が倒壊し圧死
11. 忠禎 母は五嶋盛成妹 重十郎  
本多能登守家（弾正少弼）を相続予定であったが、重臣武間家を相続  
明治 4 年 11 月、忠明に男子がいなかったので、その養子となり山崎本多家  
を相続
12. 勝（勉カ） 母は五嶋盛成妹  
飾磨の商家に嫁ぐ

- 備考 1. 「参考御系伝 五」（山崎藩本多家文書）を主に用い、「大坂覚帳」（藩政日記・山崎藩本多家文書）や国立公文書館デジタルアーカイブの記載をもとに書き加えた。
2. 表には掲出しなかったが、「文久二年大坂覚帳」によると、文久 2 年 5 月、大坂において数え年 6 歳で他界した娘鉦がいた。
3. 銚五郎については、「旧旗下ノ者本領安堵」『太政類典草稿第一編 慶応三年～明治四年 第百八十四卷 理財・禄制九』 請求番号 太草 00185100 を参照。
4. 釧八郎については、「植村家保 本多忠鄰ノ子釧八郎ヲ養ヒテ嗣ト為サンコトヲ幕府ニ請フ、是日幕府之ヲ許ス」『太政類典 第一編 慶応三年～明治四年 第八十七卷 民法継嗣第二』 請求番号 太 00187100 を参照。
5. 忠禎については、「本多忠明養子願」、「本多忠明嫡子忠禎元服願」『公文禄 明治四年 第百五十八卷 辛未十一月 東京府伺華族』 請求番号 公 00610100 を参照。
6. 華族に列した本多忠禎も病弱であったので宗族本多忠貫、親族有馬道純の立ち合いのもと、明治十二年十一月弟貞吉を養子とし相続させた。「華族本多忠禎隠居 弟貞吉へ家督被仰付ノ件」『公文禄 明治十二年 第百五十二卷 明治十二年一月～十二月』 請求番号 公 02586100 を参照。

# 〔翻刻〕日記抜書 本多山崎藩知事忠明

## 凡例

- 一 本文書は、兵庫県宍粟市山崎町鹿沢に設置されている公益財団法人山崎本多藩記念館所蔵の山崎藩本多家文書の一書冊である。
- 一 翻刻に際しては、できるだけ原史料に従ったが、文字を読みやすくするため、多くは常用漢字に改めた。
- 一 適宜読点、並列点を施した。
- 一 接続詞や助詞などのうち、左の文字はポイントを落とし、文字を小さくした。
- 一 者(は)、江(へ)、而(て)、ト、ニ、并、而已など  
ただし、「ニ」については、片仮名文のなかに含まれている場合は、そのままとした。
- 一 原文中の誤字、脱字などについては、正しいと思われる文字を、( ) を右傍に付しその中に記すか、(ママ)と注記した。
- 一 虫損、破損、未解読の文字については、( ) を右傍に付し、その中に疑念が残るとはいえ推測できる場合にはその文字を記し、併せて「カ」という文字も記入した。
- 一 なお、解読ができなかった文字数が確定しうる場合は□とし、未確定の場合は「 」とした。
- 一 繰り返し符号(踊り字)については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。
- 一 本文書では、文字が記された「貼紙」はあるが、「付紙」・「附紙」はみられない。後者は、本文書が「写し」であるため、そのまま記入されている。

(表紙)

日記抜書

本多山崎藩知事忠明

日記抜書

本多山崎藩知事忠明

文久二年壬戌年

○諸家御嫡子之分ハ参府在国在邑トモ勝手次第之布令アルニヨリ、在坂

父忠鄰左之願書認メ江戸閣老水野和泉守邸(忠精)へ十月二十五日サシ出ス

私儀天保十四年卯年大御番頭被仰付、安政四年巳年御定番被仰付

當戌年迄二十ヶ年在所へ罷越不申候処、此度被仰出候趣モ御座候

間、嫡子肥前守儀在所へ差遣家政向取締方為心得差置申度奉存候

間、御序之節御暇被下置候様仕度此段奉願候、以上

十月十七日

本多肥後守(忠福)

父忠鄰願之通、十月朔日忠明在所ノ暇出タリ、因テ同月晦日江戸発途



播州山崎へ帰邑ス

慶応二丙寅年

○在國在邑嫡子分旧之如ク江戸住居タルヘキ布令アリ、因テ忠明ニモ発途ナスヘキ処領地守衛向捨置キ難キ事アルニヨリ、在坂父忠鄰左之願書認メ、家来之者ニ持タセ上京、同地滞在閣老板倉伊賀守宿邸へ十二月廿日サシ出ス

嫡子肥前守儀、是迄ニモ出府為仕御用辺為相勤可申筈ニ御座候之處、一昨年長防御征討ニ付私儀防州陸路応援被仰付武門之面目難有奉存候、即乍少人数出張滞藝仕候ニ付而者、元来小身窮乏之儀内実領内モ疲弊ニ立到リ甚心痛仕候折柄、於江戸表屋敷替被仰付

候後、普請モ成就難仕候ニ付、<sup>(ムシ)</sup>以出府延引罷成奉恐入候、然ルニ昨年又々御西征御再挙之御模様モ奉伺、殊ニ其比之御形勢長防二國跋扈上京モ可仕杯ト風聞モ傳承仕、元ヨリ右様之儀者曾而無御座儀ト奉存候得共、何分私共領地ハ山陽道、丹波路間道中間ニ相當リ、直之間道ト申者私領地ニ御座候得者、小藩要路ニ相當候儀浮説等承候而も実ニ心痛不少、尤私儀者當御城御定番被仰付難有相勤罷在候儀ニ付、在所表肥前守へ者領界之守衛向精々嚴重ニ仕、構モ仕置可申旨申遣候次第ニ御座候、然ル処此程止戦御休兵被仰出候趣承知仕、最早追々御鎮靜御治平之期ト奉恐察候得共、全以御落着之趣ニモ不奉伺、乍去此上出府延引仕候而ハ重々恐入候次第、且者江戸表普請モ過半出来之、此ニ申越候ニ付、此比勉

強仕出府為仕御近地通行之砌、乍恐天機為奉伺、尚又公方様御上洛中ニモ被為在候御儀、御機嫌モ為奉伺度其趣相願候処、一々御聞濟被成下難有仕合奉存候、依而出立モ可仕筈之処、此比作州辺百姓蜂起仕、其形勢余程甚敷趣ニ相聞、右ハ私領地トハ隣境之儀ニ御座候、何分前条申上候通、元来少人数之上、大坂・江戸両所ニ分配仕候而者在所表ニ餘殘之人数更ニ無御座、唯々老人婦女而已罷成、浮流人横行等緩急之節ハ勿論、自他異変之節如何共術計相立不申、且物価騰貴領民撫恤方行届<sup>(飛)</sup>、甚以心痛仕候折柄、領民ヨリモ其辺無心本存候趣彼是哀訴申出候、其情儀何共難聞捨進退苦慮仕居候、右等之前後熟考仕候而者、急速発途モ仕兼候間仰願ハ、長防之御事件御処置振モ御落着相成候迄、嫡子肥前守出府延引被仰付在所表ニ差置、乍不及武事琢磨モ為仕度、且緩急之

節ニモ他邦へ罷出<sup>(ツ)</sup>而者、小藩之儀不足敷儀ニ御座候得共、自領中ニモ御座候者、如何共周旋尽力仕能奉存候間、肥前守儀者在所表<sup>(付紙)</sup>ニ而第一領撫恤且守衛等為仕置、私儀飽迄御役儀精勤相励度奉存候、何卒乍恐前後之次第御照察被成下、肥前守儀在所<sup>(有欠)</sup>ニ而罷在撫恤守衛等仕候様被仰付被下候者、難<sup>(有欠)</sup>仕合奉存候、幾重ニモ微志之件々御憐情被為<sup>(付紙)</sup>、御採用被成下候様奉懇願候、誠恐、誠惶謹言

十二月

本多肥後守

左ノ附紙ヲ以指図ニ相成タリ

(付紙)

書面之趣者難相整儀二者候得共申立之趣、無余儀筋ニモ相聞候間、作州辺百姓蜂起及鎮靜候迄、當分之内肥前守儀出府御猶豫被成下候

十二月廿八日

本多肥前守

忠明

前件聞届ニツキ忠明在所山崎ニ在リ

弁事御中

明治元戊辰年

左ノ御附紙ヲ以テ御差図コレアル

○主上東京ヨリ御帰輦ノ旨、忠鄰拝承、隨即上京 天機伺奉ルヘキ処

病痾荏苒心ニ任セサルニヨリ、忠明名代トシテ十二月廿四日発途ス、

因テ京師詰家来ノ者左ノ御届書ヲサシ出ス

肥後守儀今春為伺 天機上京仕候砌旧来之<sup>病カ</sup>口痾差重ク、急速

快方ニモ至兼候ニ付為療養奉願帰邑仕候、然ルニ頃日

○同月廿九日参朝 天機伺奉リ畢テ相願ヒ 御所御番相勤ム

御帰輦之趣承知仕候得共、今以同様罷在候ニ付伴肥前守差出シ不

取敢為奉伺 天機度存心ニ而、去ル廿四日在所発足途中滞モ無

御座候得者、明廿八日著京可仕段申越候、此段御届申上候、以上

同二己巳年

○正月二日参朝慶賀 龍顔ヲ拝シ奉リ御祝酒、御菓子ヲ賜フ

○同月三日参朝、御料理且御末廣ヲ賜フ

○同月七日白馬節会参朝拝見ス

○同月十九日舞 御覽ニ附参朝、御廻廊ニ於テ拝見ス、鶴肉并御祝酒ヲ

十二月廿七日

樽井八九郎

弁事御役所

賜フ

○同月二十日左ノ願書認サシ出ス

○同月十八日著京左之伺書サシ出ス

今般 御帰輦之趣承知仕、去ル廿四日在所発足途中、無滞今廿

(付紙) 八日京着仕候、就右乍恐奉伺 天機度奉存候、宜御執奏御差

函奉願上候、以上

京仕候処、奉伺 天機且當番等モ被 仰付難有仕合奉存候、  
実者去春以来干戈騒擾之際、出兵等モ奉願 朝恩之万一ヲモ奉報  
度存念ニ御座候得共、何分小身微力如何共不任心慮遺憾奉存候、

追々東北御裁定ニ付尚又今般 御再幸被為在大小 候 伯其他迄  
東京へ被為 召、輿論公儀ヲ以 御国是可被建候ニ付四月中旬

〔付紙〕 ヲ限り東京へ参着可仕旨奉畏候、就者何レニ東下仕候儀ニ者御座  
候得共、何卒右 御再幸之節供奉前後之内へ御加へ被成下、乍  
聊小藩相應之人数相卒シ御供仕候様被 仰付度只管奉懇願候、  
甚以不分之儀御座候得共、前條宿志之端ヲモ償度乍恐尺寸之微志  
御憐察被成下、願之通被仰付被下候得者、重々難有仕合奉存候、  
以上

正月二十日

本多肥前守

忠明

弁事御中

左之御附紙ヲ以御下ニ相成タリ

〔付紙〕

追而何分之 御沙汰可有之候事

○同月廿五日 御誓約 仰付ラルルニヨリ参朝ス

○同月廿八日弁事御役所へ家来ノ者御呼出シ、左之御書附御渡相成タリ

本多肥前守

今般致上京候段 御満足被 思召候、然ル処列藩来ル四月中  
旬限東京 〔付紙〕 罷下候様被 仰出候ニ付、速ニ御暇ヲ可賜之処御  
模様有之、乍大儀東京 御出輦迄滞京可致旨、被 仰出候事

正月

行政官

○同月三十日御呼出シニツキ忠朝参朝ス、然ルニ千種中将殿ヲ以、左ノ  
御書附御渡ニ相成タリ

本多肥前守

父肥前守病氣ニ付、隱居願之通聞食、家督無相違其方へ被下置旨、  
被 仰出候事

明治二年己巳正月

太政官印

難有旨御受申上、帰途千種殿ヲ始諸御邸へ出頭御礼申上タリ

○同月同日非藏人口へ家来ノ者御呼出シ、左之御書付御渡ニ相成タリ

其方共東京へ 御出輦迄滞京被 仰付候ニ付、御番被免候旨  
御沙汰候事  
但五日三度為 天機伺参 朝有之事

正月

○二月十七日左ノ願書認メサシ出ス

大政御一新ニ付、土地、人民奉還候儀、四藩始藩々ヨリ建言之趣、  
至正至當ト奉存候、就テハ私モ同様版籍返上仕、右御一轍之  
天裁奉仰願候、此段宜 御執奏可被成下候、以上

二月十七日

本多肥前守

忠明

弁事御中

○同月廿二日非藏人口へ詰合、重臣ノ者御呼出シ、左之御書付御渡シ相

成タリ

本多肥前守

今度土地、人民、版籍奉還可致之旨、及建言候条全ク忠誠之志深ク 叡感被 思食候、尚東京 御再幸之上会議ヲ経、公論ヲ被為竭、何分之 御沙汰可為被在候得共、版籍之儀者一應取調可差出旨、被 仰出候事

二月

行政官

○同月廿四日軍務御役所へ家来ノ者御呼出シ、左ノ御書付御渡相成タリ 先般徴兵御取立相成候処、即今東北平定ニ付更ニ兵制御定之御詮議振モ被為在候、一ト先帰休候様被 仰出候事

二月

行政官

右之通被 仰出候間相達候事

二月

軍務官

○同月廿七日徴兵三人帰休ス 但軍服且御金ヲ賜ル

○三月七日 御発輦ニ付參朝、九條殿門前ニ於テ 御見立申上奉ル、

因テ同八日左ノ書付認メサシ出ス

旧冬ヨリ滞京仕、今春 御再幸供奉之儀、書取ヲ以奉願置候処、願面へ御附紙ニテ追而何分之 御沙汰有之候旨 仰出サレ、其後、御書ヲ以御模様有之 御出輦迄滞京可仕旨被 仰出

(付紙)

候ニ付、則滞京仕居候、然ルニ此度弥 御発輦相成候上者、御留守之儀如何相心得可申哉、何卒何分之 御沙汰宜奉願上候、以上

三月八日

本多肥前守

忠明

弁事御中

左之御附紙、以テ御沙汰ニ相成タリ

(付紙)

久々滞京ニ付、一旦帰邑之上、早々東下可致事

○前件御暇ハ出タレトモ西京ヨリ直ニ東下之心得ナレハ滞在シ、同月廿四日左之伺書認メサシ出ス

(付紙)

来月朔日御當地発足東下仕候、依之来ル廿七日為伺

私儀

天機參 朝仕度候、此段奉伺候、以上

三月廿四日

本多肥前守

忠明

弁事御中

左之御附紙ヲ以御沙汰ニ相成タリ

(付紙)

可為伺之通事

○同月廿七日參朝 天機伺ヒ奉リ、四月朔日西京發途東下ス

(貼紙)

知事公其地御在留中之件トハ、其地巨細御留モ有之候事故、十分  
(度カ)  
□ 因テ京師ヨリ御東下御發途迄之處ニテ文ヲ留候、尤御在留中  
調候上ハ御廻シ可「」

# 但馬豊岡藩士舟木家文書について

## 1 舟木家文書調査の概要

### はじめに

家老などを歴任した旧豊岡藩家臣舟木家に関する資料は、豊岡市泉町に住む舟木直人氏が所蔵されている。同家は長年、医院を開業されており、「豊岡の舟木医院」といえば地元では有名であった。現在、医院は廃業されているが、後述のように、薬箱が古文書収納箱として再利用され、書簡が繙帯で括られているなど、その名残が調査の過程で顔を出すことがあった。同家文書についてはすでに『豊岡市史』（一九八一年）や『兵庫県史』などで利用されており、罫線の用紙に手書きで記された「舟木家（豊岡藩家老）文書目録」が残されている。しかし悉皆調査というにはほど遠い、抜き取り調査であり、今回の調査で初めて全容が明らかとなった。

調査に当たっては、科研費による調査の開始される平成二六（二〇一四）年の一年前の二五年八月二一日、仲介の労を取られた豊岡市出土文化財整理センター勤務の石原由美子に挨拶のため、同センターに赴いた。センターの作業場には、豊岡市史編纂時の成果である「舟木直温家文書」と背文字の書かれたファイル四冊（写真1）が用意されていたほか、合併で豊岡市移管となった出石町の島村家・西川家の蔵書が広げられ

ており、実見する機会を得た。併せて科研費取得の暁には、調査に協力いただきたい旨お願いし、了解を得た。

そして科研費申請書採択の決定を受けた二六年九月六日、研究協力者である高久智広氏を伴い同家を訪問、当主直人氏ご夫妻に挨拶するとともに調査の許可を得た。そして同年一月二二日～二三日を第一次とし、左記のとおり、第九次に及び、終了することとなった。

二七年三月六日～七日（第二次）、六月二〇日～二一日（第三次）、九月五日～六日（第四次）、一〇月一七日～一八日（第五次）、二七年二月一四日～一五日（第六次）、二八年五月二八日～三〇日（第七次）、一一月二〇日～二一日（第八次）、二九年一〇月一日～二日（第九次）

調査は一点ごとの目録作成と写真撮影が主眼であったが、毎回、舟木家に赴き、資料を借り出し、作業後に返却することを繰り返したが、舟木家の奥様にはその都度、面倒をおかけした。心から謝意を表したい。作業場は、第1次から第3次までは神美台に所在する出土文化センターであったが、舟木邸との往復に時間と費用が掛かるといふ難点はあったが、当時のセンター長潮崎誠氏に近在の重要文化財平尾家住宅を案内してもらおうというおまけがあった。また近隣には貝塚の遺跡が多く、か

藪田 貫

つては海面であつたという指摘は。後日、舟木家文書中に「豊岡城下は土地が低く、水難が絶えない」という史料を目にして納得した思い出がある。考古学者の知見に学ぶいい機会であつた。

とはいえ、作業場の抱える難題は大きく、局面の打開を探したが、幸い、第4次以降、作業場を豊岡駅近くの市民プラザに移すことで一挙に解決、経費と移動時間の大幅な短縮が可能となり、作業スピードも増進することとなった。

こうした工夫も含め、九次にわたる調査には、高久氏をはじめとする協力者の支援が不可欠であつた。氏名を列記して謝意を表したいと思う。

高久智広（神戸市立博物館）、仲田侑加（総合研究大学院大学院生）、古林小百合（大阪大学大学院院生）、吉川潤（関西大学非常勤講師）

## 舟木家文書の概要

さて舟木家文書であるが、大きな特徴は、古文書が鎧櫃（写真2）、挟箱（写真3）、薬箱（写真4）に、それぞれ分けられて収納されていることである。いうまでもなく鎧櫃や挟箱は、武家としての同家の重要備品であるが、不要となった薬箱とともに収納箱として再利用されたのである。このことは同家文書の原秩序が失われ、再整理されたことを意味する。その作業を行ったのは、家人の証言によれば舟木静氏であつた。同氏は、舟木医院の二代目院長であつたが、調査中、箱書きはもちろんとして、手紙の釈文や史料の表題など、氏の手になる表記を目にするこゝとがしばしばあつた。とくに後述する薬箱の区分け・分類は、まったく同氏の手になるものと考えられ、静氏の歴史文化への造詣の深さが偲ば

れる。

まず鎧櫃（幅三六・五、奥行三九・六、高さ五一・〇cm）に収納された古文書であるが、これについては第2項で詳しく紹介されているように、同家とその主君京極家に関する公的文书を中心とし、同家文書の中核をなす文書群である。文書点数一〇五件と多くはないが、ほぼすべて横半帳の冊子で、内容も舟木家当主の公務を記した「御用留」関係が多く、藩政の実際を知る上で不可欠な史料群である。したがってこれまでも「豊岡市史」、「兵庫県史」などで頻繁に利用され、「舟木家文書」といえば、この鎧櫃収納の文書を指しているといつても過言ではない。なお底部には、新聞紙にくるまれた近代の同家の冠婚葬祭に関する私文書があつたが、それには手を付けず、家人に報告するにとどめた。

挟箱（幅六一・二×奥行四二・五×高さ四九・五cm）は、前に引き出しが二つ付き、それぞれに資料が収納されている。大きく「御判物」「家系」と墨書された貼紙が据えられ、中身を指示するが、実際、舟木家歴代当主に対する判物（包紙とも）が二六点残る。また主君京極家の家譜と系図、舟木家の家譜と並んで、親類である石東家の系図が、預かるに至つた経緯を記した書付とともに収められている。これらの詳細については第3項「舟木家の代々」で紹介されている。しかしながらその一方、「百人一首短冊」（折本）、「女大学」「をみな大学」「幼女教草」（いづれも写本）など、同家の女性たちの生育過程や教養を伺わせる私的資料が数点、見いだされ、悉皆調査の醍醐味を味わうことができた。家老クラスの武家における私文書の在り方としても注目される。あわせて豊岡藩陣屋之図・御城廻之図・（二方郡絵図）の絵図類と、但馬聖人として知られる池田草庵の招致にかかわる「池田先生御待遇書付」が収められていたが、草庵については第四項「舟木家当主と儒者との交流」で取

り上げる。

薬箱と命名した収納箱（幅四六・三、奥行四〇・一、高さ七六・〇cm）には前蓋が付き、取り外すと一三の引箱が備えられている。箱は、一列に三箱（幅一四、高さ一三・五、奥行三八cm）、四列で一、二最下段に一箱の合計一三箱が備わっており、それぞれに表題が貼紙で施されている。収納文書点数とともに左記に記す。

- 1 従諸侯方賜御書従諸末家方同断 九三点
- 2 石束外 八四点
- 3 誕生・命名 六九点
- 4 政治 二七点
- 5 婚姻 一五九点
- 6 書画 三三点
- 7 御書簡 一二一点
- 8 婚姻 五五点
- 9 凶書 六六点
- 10 御書簡 二二八点
- 11 詩歌 三五点
- 12 学問武道 七五点
- 13 政治 二一点

右の一三箱に収められた文書点数は、約一〇〇〇点で、点数だけですれば舟木家文書中最多である。「御書簡」が二箱あるが、それ以外の表題の中にも書状類が多数、収められ、文書点数を押し上げている。挟み箱の「御用留」などの撮影とともに、この目録取りは、調査が九次に及ぶこととなった大きな要因であるが、同時に、これまで空白であった部分を埋めたという意味で大きな成果である。

書簡は当然、年次を記さないのが通例であることから、宛名である舟木家の当主が誰の時のものかは、差出人の特定とともに今後の課題であるが、「御用留」と合わせて活用することで研究の視界が大きく拓かれるであろうことは論を俟たない。

また7や10の「御書簡」には、第六代直温から江戸屋敷に勤める第七代数馬・玉城（直寅）宛てたものが含まれ、江戸と国元に分かれた藩制にしたがい、父と子が、江戸と国元の間で相互に通信し合っている様相が手に取るようにわかる。

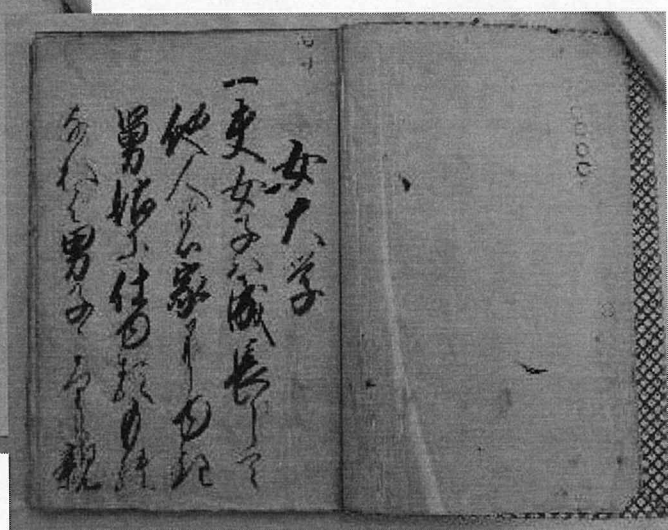
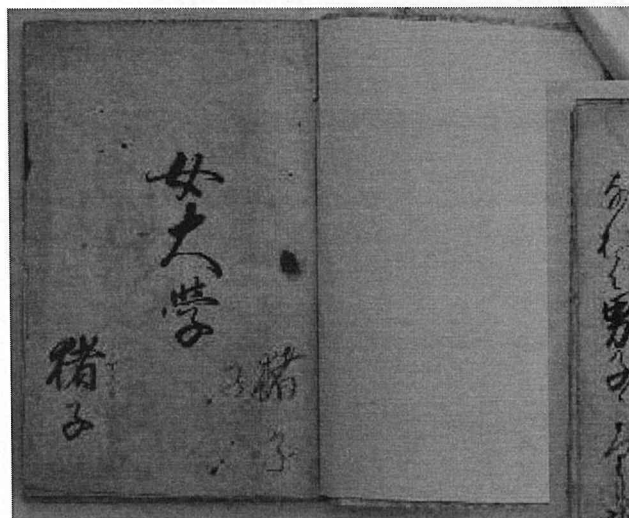
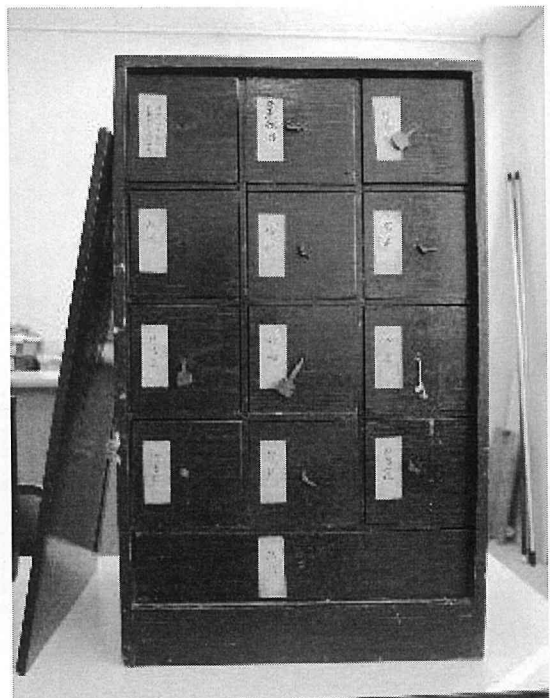
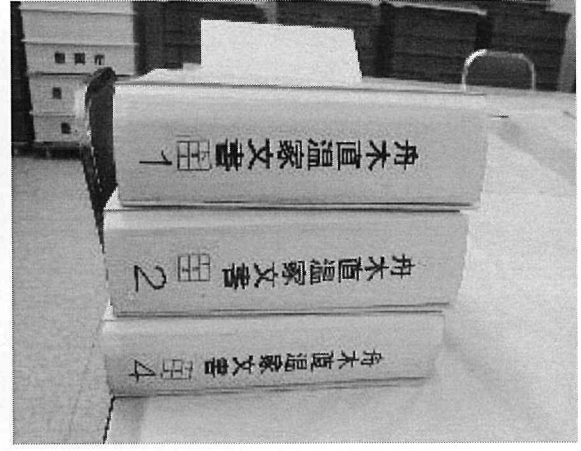
さらに書簡からは別の側面も見えてくる。第六代直温（外記・子新）、第七代直寅（老之助）、第八代直養（克己）には、遠藤白鶴・猪飼敬所・藤沢東咳・池田草庵ら儒学者との交流を示す書簡が複数存在し、彼らの文人としての一面や、同期の藩政の展開を考えるうえでも有力な材料となるであろう。第4項で略説する。

なお同家文書については、上記した収納箱ごとに一点ずつ番号（通番）を付与し、それに対応する表題・年次・内容・形状・点数などを記録した目録をエクセルで作成した。調査者が分担して作成したために、不統一が目立つが、利用には不便はないと思う。

最後に一言。これだけの公私にわたる内容を備えた武家文書を調査する機会は、わたしにとっても初めてのことであった。武家文書として期待したものはもちろんあったが、予想外の資料に出てきて驚くことがあった。その筆頭は、挟箱の底から顔を出した「女大学」である。二冊あり、一つは縮緬を表紙に張り付けた五行一〇字本、いま一つは十二単の女性を内表紙に描いた二行六く七字本（写真5・6）。後者には巻頭に猪子、末尾に舟木きん、同やすの署名がある。猪子は明治維新後に豊岡県大参事となった元藩家老猪子清の可能性が大きい。女性史を研究する



わたしが初めて見た「女大学」の写本であった。



## 2 舟木氏の代々 ― 挟箱収蔵古文書の分析を中心に ―

はじめに

豊岡藩家臣としての舟木氏に関しては、『豊岡市史』上巻<sup>1</sup>において概略が示されているが、本科研により各代の判物類や先祖書、由緒書等の調査も行い、新たに明らかになった点もあることから、舟木氏の歴代について改めて確認しておきたい。

なお、舟木氏歴代の補任状況を確認するにあたり、参照したのは舟木家文書のうち挟箱に収蔵されている文書群である。挟箱は本体が幅三五・八×奥行三九・二×高五一・四（cm）で、蓋部が幅三六・四×奥行四〇・〇×高六・〇（cm）、また下部に付く引出しは幅二八・一×奥行四〇・七×高一三・五（cm）の木製箱である。箱本体には「御判物」「家系」と記された張り紙があり、本体部分には、舟木氏歴代の判物と同家（前姓である疋田氏に関係も含む）の系図類、また藩主京極家や姻戚関係にある京極氏家中石東氏に関する系図類などが収納されており、本研究グループによる調査では、これらの目録作成と写真撮影を行った。

引き出し部には多く書状類が収納されているが、これらについては時間的な制約もあり、これまでの調査では全点確認にはいたっていない。今後、継続的な調査が必要である。

### 一 疋田氏の系譜

舟木氏は古くは疋田氏（本姓は藤原氏・本国は越前国・家紋は丸三目梅鉢）を称した。「藤原姓疋田家系譜」（舟木家文書、挟箱22-2）など疋田氏時代の系譜によれば、疋田氏は正虎（兵庫助・讃岐守）の代、明応年中（一四九二・一五〇一）に徳川家康の高祖父にあたる松平長親に仕え、文亀元年（一五〇一）の今川氏親勢との戦いにも参戦し、軍功を賞されたと伝えられている。続く正吉（喜右衛門・喜円齋）は天文一〇年（一五四一）に「参州日坂ヒヤウト合戦」において四十三歳で死去、次の正衡（兵部・喜左衛門）（A）は柴田勝家に属し、天正一一年（一五八三）四月、賤ヶ岳の戦いにおいて討ち死、正衡の子・安次（八郎左衛門）（B）も父とともに柴田勝家に仕えたが、柴田家の滅亡後、浪人となり、後に京極氏に出仕したと伝える。

ただし、正衡から安次にいたる系譜については、舟木氏時代の系譜である「家譜略記」（舟木家文書、同24）とは符号しない点も見られる。「家譜略記」によれば、越前国疋田庄近辺で八千石を領した疋田讃岐（C）が賤ヶ岳の戦いで討ち死する。続く喜左衛門（D）も父と同様柴田勝家に二百石で仕えたが、柴田氏が滅亡したため、その後、浪人して一生を丹波国で終えたという。その次代・八郎左衛門（E）は京極高知に

高久 智広

知行百五十石で召し出され、後に五百石まで加増されたとする。

出来事の経緯から追うと、賤ヶ岳の戦いで戦死した正衛(A)と讃岐(C)が同一人物であり、柴田家滅亡後、京極家において再び召しだされる安次(八郎左衛門)(B)と八郎左衛門(E)が一致するように思われる。つまり、「疋田家系譜」では喜左衛門(D)に該当する人物が記載されていない。『豊岡市史』では喜左衛門について、柴田家滅亡後、遁世して丹波に赴き一生を終えたとしていることから、武家としての系譜である「疋田家系譜」からは省かれたとの推論もできそうだが、史料制約からこれ以上、確認することは難しい。

## 二 京極家家臣としての舟木氏

続いて京極家家臣としての八郎左衛門以降の舟木(疋田)氏の系譜について、「由緒書」(舟木家文書、挟箱無番)をもとに見ていきたい。なお、【表1】は疋田八郎左衛門以降の、京極家当主と舟木氏(疋田氏)の対応関係をまとめたものである。

### 疋田八郎左衛門

疋田八郎左衛門は「由緒書」では八良左衛門安久と見える。彼は大坂の陣に際して、大長刀を持参し、京極高知の下に参陣。同家家臣に加えられ、同陣における武功により百石を賜っている(舟木家文書、挟箱「疋田家先祖由緒之写」)。また、その際に戦場に持参したとされる大長刀は以後も家宝として伝えられたとされる(舟木家文書、挟箱23・2・2)。

主君である京極高知は、関ヶ原戦後の慶長五年(一六〇〇)十一月、

豊前国中津に移封された細川氏にかわって、丹後国宮津藩十二万三二〇〇石を拝領して国持大名となる。元和元年(一六二二)に高知の死去に伴い、丹後国は高知の三子(高広・宮津藩七万八千二百石、高三・田辺藩三万五千石、高通・峰山藩一万三千石)に分割継承される。この時、疋田八郎左衛門は高三に附属し、田辺藩京極氏家中となる。八郎左衛門は、寛永十二年(一六三五)に五十石加増され百五十石を知行、御馬廻並に列せられ、その後の加増により五百石を知行するにいたっている。

### 疋田安政(舟木直政・舟木氏初代)

先述の「家譜略記」によれば、八郎左衛門には四男四女があり、当初、藩主京極高直に中小姓として勤仕したのは嫡子瀬兵衛であった。しかし瀬兵衛(死去不詳)及び二男平兵衛(慶安三年(一六五〇)死去)が早世したため、三男疋田主馬之助安政が安久の家督を継いでいる。舟木氏の姓を称するようになるのは、この疋田主馬之助安政からである。彼は寛永一八年(一六四一)、丹後田辺藩主京極高直(京極高三の嫡男・寛永一三年跡式相続)の小児姓となる。その後、正保四年(一六四七)十一月三日に百三十石を賜り、慶安元年(二月一〇日)に三百七十石、翌二年六月二三日に三百石、承応二年(一六五三)九月一七日に二百石をそれぞれ加増され都合千石を知行し、家老職を務めるにいたる。併せて安政は、主君京極高直の諱から「直」の一字、ならびに源氏姓の佐々木氏末流黒田姓、家紋として五三の桐紋を賜るなど、主君の寵愛をうけた家臣の一人であった。後に改めて舟木姓を賜り、左京亮と呼ばれるようになる。こうした藩主との関係もあり、寛文三年(一六六三)一月七日に主君高直が逝去すると、同月九日、直政は三十一歳の若さで他の数名とともにこれに殉じた。四代將軍徳川家綱は同年の『武家諸法度』

公布に併せて殉死の禁止を口達（天和三年（一六八三）、五代將軍綱吉の『武家諸法度』では殉死が明文化）するなど、直政らの殉死は幕府の武家法令にも少なからざる影響を与えるできごととなった。

#### 舟木直安（2代）

父直政が若くして藩主高直に殉じたことから、嫡子直安（幼名主馬之助・左京）は七歳にして跡式を相続する。彼は藩主高直に仕え、寛文三年（一六六三）、三百俵二十人扶持を賜り、御馬廻格に任ぜられている。丹後国田辺藩京極家は三代高盛の代、寛文八年に豊岡に移封となり、舟木氏も豊岡に移ることになる。

直安は貞享三年（一六八六）二月二五日、五〇〇石を拝領、元禄八年（一六九五）六月二五日には二百石を増され七百石となり、家老職に任じられる。彼は京極高盛、高直の二代に仕え、正徳四年（一七一四）、老衰を理由に願い出て隠居する（五十九歳）。ただしこの年の七月二十九日に、豊岡藩二代藩主京極高直が隠居し家督を嫡子高栄に譲っており、直安の隠居願いもこれに伴うものであったと思われる。直安には閑料（隠居料）として三十人扶持が与えられ、享保一八年（一七三三）八月一七日に七十七才で亡くなっている。

直安には他に、京極氏家中前波九右衛門妻、齋甚左衛門（京極氏家中カ）妻となる二女、安長（のち疋田主馬）があった。安長ははじめ奏者番格にて児小性歩士支配を務めるが、享保一一年（一七二二）、藩主家の無嗣夭折に伴う半知削減の際、大和国高取藩植村氏の老職中谷清右衛門の養子となり、新兵衛と改名、後に高取藩の老職を務めるに至っている。

#### 舟木直記（3代）

直記は直安の嫡子で、初め左膳、部屋住時代に多宮、家督相続後に左京、後年になって老之助と称している。彼は正徳元年（一七一）三月二日、新知二百石を得て、二十三才で部屋住みのまま加判列となる。同四年七月二九日、父直安の隠居に伴って家督七百石を相続し、家老職に任じられている。享保一一年（一七二二）藩主京極高直の無嗣夭折に伴う半知削減に伴い、新藩主京極高永より改めて三百石を賜った。直記は二代高直（但し部屋住）、三代高栄、四代高寛、五代高永の藩主四代に仕えたが、これは三代・四代藩主の在任期間が短かったこととも関係している。

直記には一男一女があり、倅安良（疋田織居）は叔父で大和国高取藩家老の中谷新兵衛養子となるも宝暦二年（一七五二）九月二六日早世。一女も七歳にて早世している。

#### 舟木直儀（4代）

直儀は老之助直記の嫡子。はじめ左膳、のち主馬、左京、外記を名乗る。享保二〇年（一七三五）一〇月二一日、一七歳で部屋住みのまま御物頭列に召し出され、十人扶持を賜る。元文元年（一七三六）一〇月二五日、御用人に任じられ、同三年十一月一九日に五人扶持を加えられる。寛保二年（一七四二）加判列となり五人扶持を加えられ、都合二十人扶持となる。延享四年（一七四七）、父直記が御咎めを受けた際、これに連座し、馬廻上座に降格となり、五人扶持の召し上げと差し控えを命じられている。寛延元年（一七四八）三月二八日、父直記とともに差し控え御免となり、直記の隠居に伴い家督二百石を相続、同年一〇月一八日物頭列となり、同二年九月二五日、藩主高永の思召しをもって加判

列に帰役、同三年七月三日、本知三百石を賜る。明和元年（千七百六十四）家老職に任じられ、同三年九月八日、五十石加増、都合三百五十石となる。安永五年（一七七六）死去（享年五十八歳）。在勤中の死去のため、香典金として金三百疋を賜る。

直儀には直房のほか、長子常五郎（早世）、三男安経（疋田斧治郎）がおり、常五郎は宝暦一〇年（一七六〇）一月二日死去、安経は石東源五兵衛の名跡を継ぐため近習給人として召しだされ、石東兵庫と改める。また四女があり、長女喜尾は京極氏家中猪子兵助妻、次女刀弥は丹波国柏原藩織田氏（二万石）家中星合與市妻、三女八尾は丹後国峰山藩京極氏（一万三千石）家中山中武次右衛門妻、四女三奈は京極氏家中猪子左家太妻となる。

#### 舟木直房（5代）

直房は直儀の二男で、はじめ金十郎、のち老之助、左京、外記を名乗る。明和四年（一七六七）、部屋住みのまま一五歳で奏者番に召し出され、五人扶持を賜る。安永五年（一七七六）一月二日、十四歳にて父直儀の跡式として二百石相続し、御用人格・御政事見習を仰せつかっている。天明元年（一七八一）一〇月、御政事執扱、同四年六月、加判列に任じられる。文化五年（一八〇八）六月二八日、五十石の加増を受け都合二百五十石となる。しかし同年九月二〇日に四十六歳で死去している（在勤中の死去により香典金三百疋を賜る）。

長子金十郎は文化元年（一八〇四）七月二五日に早世している。長女の佐登（敏）は丹後国宮津藩松平氏（七万石）老臣有本吉右衛門の妻、次女保野は京極氏家中木下勘兵衛の妻となっている。

#### 舟木直温（6代）

直温は、直房二男ではじめ金十郎、のち老之助と称す。「由緒書」では父直房の死去より、文化五年（一八〇八）十一月一日、四歳にて奏者番格、十五人扶持を仰せ付けられ、次いで文政四年（一八二一）一月一日、家督百五十石を拝領（十七歳）とあるが、「舟木氏系図」では文政四年一月一日、十七歳になったのに伴い、家督百五十石を拝領し、奏者番格を命ぜられたとある。天保二年（一八三一）五月二二日、藩主代替わりに伴い御用人役にて在府御用掛を務める。同三年一月一日、十石加増、御側中老・御勝手物主を兼帯、財政面をはじめ藩政改革に尽力し、同八年一月一日には、その功を賞され四十石加増、御側年寄役を拝命する。さらに弘化二年（一八四五）一月一日には、藩主高行より再び藩政改革の功を賞されて五十石を加増（都合二百五十石）され、御側年寄役上座に昇進。併せて五七ノ桐紋も拝領している。その後、嘉永元年（一八四八）二月一九日に四十四歳で死去している。

#### 舟木直寅（7代）

直寅（老之助）は直温の嫡子。八代藩主高行の代において、御側年寄を務める直温の嫡子として部屋住のまま御側中老役・御物主兼帯。嘉永元年（一八四八）四月二日、家老職家督として百八十石拝領、御側御用人・御側御用人兼帯上座となる（二十八歳）。同五年五月五日には二十石の加増を受け都合二百石、御側年寄格に昇進する。しかし安政三年（一八五六）春、三十六歳の時に突然難病を發し、分家系井京極家客分取り扱いの京極大学弟田中新治郎正休の男子梶之助を養子に貰い受け、多宮（名乗りは直養）に改名させ、嫡子とする。その後、安政六年五月七日に三十九歳で死去している。

## 舟木8代 直養

直養（克巳）は、分家系井京極家客分取扱京極大学弟田中正休の男子梶之助。安政三年（一八五六）、直寅養嫡子となる。安政七年一月二五日、十七歳となり養父直寅の跡式百三十石を拝領、番頭格御側役を拜命する。慶応四年（一八六八）一月七日、江戸勤番中に御側御用人役・表兼帯。同年閏四月一七日、三十石を加増され都合百六十石となり、御側中老に昇進、御勝手御物主を兼帯する。明治二年（一八六九）一月二二日、版籍奉還に伴い豊岡藩権大参事に就任。同四年一二月、廃藩置県に伴って邸宅を豊岡県に貸与し、但馬国城崎郡戸牧村の旧観音院へ転居する。後に邸宅は県に売却。旧観音院と山林畑は、旧主京極氏より払い下げをうける。同七年九月二二日、家禄を奉還し、無禄士族となる。その後、同二四年七月に豊岡市本町に新居を構え、移住する。直養の次女律の夫舟木直方（良吉）は舟木医院を創設。大正七年（一九一八）に直方の死去に伴い、直方の長女春野の夫舟木直堂（静）が舟木医院を継いでいる。

<sup>1</sup> 『豊岡市史』上巻（豊岡市、一九八一年）、三六四～三六六頁。

表1 京極氏と舟木氏の歴代対照

藩名	京極氏		藩主在任期間	舟木氏(疋田氏)		家督期間	備考	
宮津藩 (丹後国主) 123,000石	初代	高知	慶長5(1600) ) 元和8(1622)8.12	疋田	八郎左衛門		京:丹後1国を宮津藩・田辺藩・峰山藩に分割相続	
田辺藩 35,000石	初代	高三	元和8(1622) ) 寛永13(1636)9.13		安久  (瀬兵衛)	寛永12(1635)		
	2代	高直	寛永13(1636) ) 寛文3(1663)1.7	舟木 初代	直政 (疋田安政)	寛永18(1641) 正保4(1647)11.3 ) 慶安元(1648)12.10 慶安2(1649)6.23 承応2(1653)9.17 寛文3(1663)1.9		舟:直政、小児姓 舟:直政、130石拝領 舟:直政、370石加増(500石) 舟:直政、300石加増(800石) 舟:直政、200石加増(1000石)、家老職 舟:直政、藩主高直の死去に殉ずる(31歳)
	3代	高盛	寛文3(1663) ) 寛文8(1668)5.21		直安	寛文3(1663) ) 貞享3(1686)12.25 元禄8(1695)6.25  (正徳元(1711))		舟:直安、父直政の殉死に伴い、300俵20人扶持、御馬廻格にて召出し(7歳)
豊岡藩 33,000石	初代		延宝2(1674)3.18	2代	(直記)	正徳4(1714)		京:弟高門に2,000石分知
	2代	高住	延宝2(1674)3.18 ) 正徳4(1714)7.29		(直記)	正徳4(1714)		舟:直安、500石拝領(幼年にて家督相続後) 舟:直安、200石加増(700石)、大老職。 舟:直記、新知200石を賜り、部屋住にて加判列(23歳) 舟:直安、老衰のため隠居、閑料30人扶持賜る(58歳)
	3代	高栄	正徳4(1714)7.29 ) 享保6(1721)6.13		直記	正徳4(1714) ) 享保11(1726)9.19		舟:直記、父直安の隠居に伴い家督700石相続
	4代	高寛	享保6(1721)8.3 ) 享保11(1726)9.12		(直安) (直儀) (直儀) (直儀) (直儀) (直儀)	享保11(1726)9.19  (享保18(1733)8.17) (享保20(1735)10.21) (元文元(1736)10.25) (元文3(1738)10.19)  (寛保2(1745)) (延享4(1747)9.16)		舟:直記、豊岡藩の半知削減に伴い、再宛行として300石拝領 京:高寛の無嗣夭折により半知削減 舟:直安、死去(77歳) 舟:直儀、部屋住にて10人扶持、物頭列(17歳) 舟:直儀、御用人 舟:直儀、5人扶持加増(15人扶持) 舟:直儀、5人扶持加増(20人扶持)、部屋住にて加判列(24歳)
15,000石	5代	高永	享保11(1726)9.19 ) 寛延元(1748)3.28	3代	(直儀) (直記)	寛延元(1748)3.28  (寛延元(1748)3.28) 寛延元(1748)10.18 寛延2(1749)9.25 ) (寛延3(1750)) 寛延3(1750)7.3  (寛延3(1750))		舟:直記、差扣御免・隠居の命、閑料5人扶持拝領 舟:直儀、差控御免、隠居家督200石相続 舟:直記、差控御免、依拠 舟:直儀、物頭列 舟:直儀、加判列昇役 舟:直記、思召再勤・家老職 舟:直儀、本知300石拝領
				4代				

		宝暦10(1760)8.12					
		宝暦10(1760)10.18					
		}			(直記)	(宝暦13(1763)4.12)	舟:直記、死去(75歳)
						明和元(1764)	舟:直儀、家老職。
					(直房)	明和3(1766)	舟:直儀、50石加増(350石)、当時大老職
						(明和4(1767))	舟:直房、部屋住にて奏者番(5歳)
6代	高品					安永5(1776)10.16	舟:直儀、死去(58歳)
						安永5(1776)11.21	舟:直房、跡式200石相続、御用人格・御政事見習(14歳)
						天明元(1781)10	舟:直房、御政事執扱
						天明4(1784)6	舟:直房、加判列
		寛政3(1791)5.11	5代	直房			
		寛政3(1791)12.11					
7代	高有	寛政6(1794)8.9					
		}					
						文化5(1808)6.28	京:大坂加番就任
						文化5(1808)9.20	舟:直房、50石加増(250石)
							舟:直房、死去(46歳)
						文化5(1808)11.1	舟:直温、父死去のため相続(但し幼年のため扶持給与:奏者番格・15人扶持(4歳))
						文政4(1821)1.11	舟:直温、家督150石相続、奏者番格(17歳)
						文政7(1824)1.11	舟:直温、御側役
		天保2(1831)5.10					
		天保2(1831)5.10					
		}					
			6代	直温			
						天保2(1831)5.22	舟:直温、藩主代替りにて宛行(150石)、御用人役にて在府御用掛(27歳)
						天保3(1832)1.11	舟:直温、10石加増(160石)、御側中老・御勝手物主(28歳)
8代	高行						
		天保9(1838)					
		天保13(1842)8.4					
						天保8(1837)1.11	舟:直温、40石賞美加増(200石)、御側年寄(35歳)
							京:伝奏役就任
							京:大坂加番就任
						弘化2(1845)1.11	舟:直温、50石加増(250石)、御側年寄上座(41歳)
					(直寅)	(高行公代)	舟:直寅、御側中老・御物主兼帯
		弘化4(1847)9.29					
		弘化4(1847)12.2					
						嘉永元(1848)2.19	舟:直温、死去(49歳)
						嘉永元(1848)4.2	舟:直寅、父死去に伴い家老職家督180石を相続、御側御用人・表御用人兼帯上座
							京:駿府加番就任
							京:大坂加番就任
		嘉永2(1849)8	7代	直寅			
		嘉永4(1851)7.23					
						嘉永5(1852)5.5	舟:直寅、20石加増(200石)、御側年寄
						}	
						安政3(1856)	舟:直寅、難病の為、直養を養子とする(36歳)
						安政6(1859)5.7	舟:直寅、死去(39歳)
9代	高厚						
						安政7(1860)1.25	舟:直養、家督130石相続(17歳)、御番頭格にて御側役
						慶応4(1868)1.7	舟:直養、江戸勤番中、御側御用人・表兼帯
							京:桂御所警衛
		慶応4(1868)2.4					
			8代	直養			
						慶応4(1868)閏4.17	舟:直養、30石加増(160石)、御前御側中老・御勝手御物主(25歳)
							京:高厚、豊岡藩知事
		明治2(1869)6.22					
		}					
		明治4(1871)7.14				明治2(1869)11.22	舟:直養、豊岡藩権大参事
						}	京:廃藩置県
						明治7(1874)9.22	舟:家禄奉還、無禄士族

※「由緒書」(舟木家文書、挟箱収蔵文書)、「家譜略記」(同、同24)、舟木家文書のうち挟箱収蔵文書、『豊岡市史』上巻(豊岡市、1981)、『藩史大事典』第5巻近畿編(雄山閣出版、1989)より作成。



### 3 舟木氏文書のうち鎧櫃収蔵古文書について

#### 一 鎧櫃に収蔵される古文書

次に鎧櫃に収蔵された文書の性格について確認してきた。鎧櫃は、幅三五・八×奥行三九・二×高五一・四（cm）の蓋（幅三六・四×奥行四〇・〇×高六・〇（cm））付きである。鎧櫃には総計百五件の文書が収納されており、本科研においては全点に関する仮目録を作成し、各文書には付箋によるナンバリングを行った。

鎧櫃の外側面には「風呂敷包、一 石束敏郎遺物依託品、京極一学字点 每敏「」」、「御判物 十札 外ニ文化五 忌明帳」、「直温 直（カ） 克巳、聡代の諸口公私共、縣庁日誌 明治四年、一京極・石束、一御用番年中行事、一敏行病日記、葬式、一克巳様葬式、一克己ニ花共香典帳、一千之の事記、一直大葬式、一直養三年祭記、一克己口記、融通講仕法帳、一千之葬式、一舟木「」」などの記載がある三枚の貼紙が見えるが、現在の収納物とは一致しない。舟木家文書については、本調査以前に舟木静氏による詳細な調査・整理作業が施されており、また豊岡市史編纂にかかる調査も行われていることから、いずれかの段階で、大幅な整理・入替が行われたものと思われる。

では鎧櫃には具体的にどのような文書が収納されているかだが、百五件のうち九十一件が豊岡藩及び京極氏家中に関するものであり、これら

についてはデジタルカメラによる撮影も併せて行った。残る十四件については明治二〇年代から昭和二〇年頃にかけての葬儀や買い物に関する私的な内容のものであるため、撮影対象からは除外した。

九十一件の内訳をみると、「修理大夫高三公御代御分限帳」（寛永一七年（一六四〇）、鎧櫃001）や「飛源寺高有公御分限帳」（享和三一年（一八〇三）、同002-5）など田辺藩・豊岡藩時代の分限帳類、「伊勢守高盛公御代家中指物并馬験之覚」（年未詳、同002-7）、「大極秘太鼓之巻口訣」（天明四年（一七八四）、同003）、「明松法書」（年未詳、同069）、「劔術会数帳」（嘉永五年（一八五二）、鎧櫃051）といった京極家の軍制、兵法等に関するもの、「石束兵庫宛判物」（正徳四年（一七一四）、同072）、「石束宇右衛門宛判物」（延宝二年（一六七四）、同077）、「石束一学宛判物」（安政五年（一八五八）、同082）など京極家の有力家臣の一家で、舟木氏家と姻戚関係にある石束氏の判物類及び後代の系図類が含まれる。特に注目されるのは、豊岡藩政に関する御用日記が多数含まれている点である。その期間は天保二年（一八三一）から安政三年（一八五六）まで、八代藩主高行の就任から九代藩主高厚の代にかけての二十五年間であり、作成者は御側用人や御側年寄として藩主を支え、藩政改革に携わった舟木直温・直寅父子である。これらは幕末の大きな転換点のなかでの豊岡藩政の実態を知るうえで、

高久 智広

不可欠な史料群であることから、次にこれら御用日記類の性格について若干の検討を加えることとする。

## 二 御用日記の性格

【表2】は鎧櫃收藏古文書のうち、天保二年（一八三一）「御要用日録」から安政三年（一八五六）「紳」御用日記類に該当する三十六点を表にまとめたものである。鎧櫃收藏の御用日記類は、大きく分けて、①「御参勤道中日記并在府中日記」（鎧櫃033）、「大坂御用日記」（同047）、「御側御内用日記」（同054）のように特定の御用について記録したものと、②表紙に「紳」と記載されるか、または無題で通年の御用を記録したものの、の二つに大きく分類できる。

【表3】はさらに②の通年の御用日記二十五点について、各冊の記録期間、表題、表紙記載、巻頭・巻末記載の有無及び内容、反故紙の利用状況等をまとめたものである。

### 直温期の通年御用日記

これをもとに、通年の御用日録がそれぞれどのような特徴を持つのかをみていく。まず通年の御用日記を書き始めるのは舟木家六代直温である。天保二年（一八三一）一月、豊岡藩では長年懸案になっていた七代高有から八代高行への藩主代替りをいよいよ実施することとした。藩主襲封には多額の費用を要するが、領内では度重なる水害に悩まされるなど財政状況は極めて厳しい状況にあった。そのような財政状況の中で、直温は「御勝手方御用」を命じられ、藩主の代替りにかかる資金調達を

担うことになり、その経緯を「御要用日録」（鎧櫃011）に日々の記録として残している。直温による資金調達の経緯については、『豊岡市史』上巻1に詳述されているので、そちらを参照いただきたいが、「御要用日録」の文末に「此度之始末、拙茂言語筆頭ニ詳悉致候事能ハス、要文而耳相記置候」と吐露するように、藩の経常支出さえままならない財政状況のなかで非常に困難を極めたようである。彼は翌三年にも火災で焼失した江戸藩邸の再建を託されており、その経緯についても「御用控」（天保三年一二月起筆、同012）に書き残している。

直温が天保六年以降、通年の御用日記のタイトルに用いるようになる「紳」という文字は、貴人が礼装で使用する大帯を指し、「紳に書す」という言葉には「備忘のために」「紳」と呼ばれる大帯の「末端に書きつけておく」ことを意味する。さらに、そこから転じて「忘れないでよく覚えておく、いつも手本として参考にする」という意味を持つ。

こうした経緯を踏まえると、まず代替わりにかかる難しい御用を経験する中で、自らが経験した御用の過程を、全ては書きつくせずとも、「要文」だけでも記録に留めおくことの必要性を強く感じ、さらに多事多端な時代を迎えつつある中で、通年にわたる御用日記を作成するようになり②、さらに重要案件については、御用日記を別に作成したのだろう①。

直温の通年御用日記で最も古いのは天保五年のものである。この日記の特徴は、上半期（一月く五・六・七月末頃）と下半期（六・七・八月く一二月末）で分冊する形態を取っており、表紙やタイトルもなく、書冊冒頭から起筆している。御用日記のタイトルとして「紳」が用いられ

ているのは、天保六年上半期分が最初だが、天保七年上半期分にはそれがないなど、後に比べて書式は未だ定型化していない。

また直温期の御用日記の特徴として、もう一つ反故紙を再利用している点があげられる。彼の時代にあつては、弘化四年分を除く一二年間分に反故紙を再利用した冊子が用いられている。直温は天保二年の藩主交代にあたり、財政再建を含む藩政改革も任されていた。しかし領内での例年の洪水被害や飢饉の発生、天保三年の江戸藩邸の焼失など、多額の臨時支出を必要とした。特に天保九年に拜命した院使馳走役に関しては四千三百両もの支出を強いられている。さらに天保一三年以降には、幕命により但馬国一帯の海岸防備が課せられるなど、臨時的な支出は嵩み、財政再建は困難を極めた。

直温は、天保八年と弘化二年に藩政への功労を賞され、それぞれ四十石、五十石の加増を受けると同時に御側年寄、御側年寄上座と昇進を重ねている。反故紙を再利用した御用日記からは、彼の藩政改革へむけた細部にわたる意識と強い意気込みを読み取ることも可能であろう。

また彼の御用日記には役職の昇進に伴う書式や記載内容の変化が確認できる。彼は天保八年一月に御側年寄に昇進するが、まず書式的な点では上半期と下半期で二分冊の形態をとっていたものが、天保九年以降は年一冊となる。またタイトルに「紳」を用いることも定着する。日々の記録とは別に、巻頭に前年の年貢収納や講銀益、財政収支、月々の米相場、諸士人数、領内の家数・人数、家中役人の出張状況など、藩政に関わる重要事項を覚書的に記載するようになるのも天保八年以降である。その記載量は年々増加し、天保一〇年代以降は九〜十頁に及ぶようになっていく。こうした変化は、御側年寄に昇進したことで、目配りすべき事柄が藩政全般に及ぶようになったことを示しているのかもしれない。

しかし弘化二年（一八四五）に御側年寄上座に進むと、その巻頭の覚書の分量が大幅に減少する。例えば弘化三年の御用日記では、役人の他所出張、前年の払米代、一〜六月の銀相場について、それぞれ数行を記すのみである。かわって巻末に「一吉川勇吉銀賞美」、「一足軽支配之事」、「一江戸取替当米指立之事」、「一松尾尾張屋返書之事」のように、御側年寄上座として関与した職務を箇条書きするようになる。藩士の武芸精励に対する賞美などは、御側年寄期には見られない項目であり、御側年寄と同上座の職掌を考える上で興味深い相違である。また弘化四年に反故紙の利用をやめている点も、豊岡藩の財政状況を考える上で注目される点である。

直温は弘化四年一月二八日までで御用日記の筆を擱いている。豊岡藩では同年九月二九日に八代藩主高行が死去し、同年二月二日に嫡子高厚が九代藩主に就いており、新藩主の就任にあたり、先代藩主の御側年寄上座としての務めを終えたということであろう。

#### 直寅期の通年御用日記

八代藩主高行の死去から五ヵ月後の嘉永元年（一八四八）二月一九日には、舟木直温も四十九歳で亡くなり、その跡を嫡子直寅が継いでいる。彼はすでに部屋住のまま御側中老・御物主を兼帯していたが、父の死去に伴い家督百八十石を相続（二十八歳）、御側御用人・表御用人兼帯上座となると同時に、父が記録していた御用日記も継承する。残念ながら家督相続した嘉永元年分と安政二年（一八五五）分を欠くが、難病を発症する安政三年の途中まで七ヵ年分が現存する。彼も御用日記のタイトルに「紳」を用いており、書式についても父直温のものと共通性を見出すことができる。父代からの継承を強く意識していたのだろう。

この頃、豊岡藩では駿府加番（嘉永二年八月〜同三年八月）、大坂加番（嘉永四年八月〜同五年八月）を連続して勤めており、そのことが御用日記の内容にも反映されている。ただし全ての内容を通年の御用日記に網羅するのではなく、各年の御用日記の表紙に「駿府御加番被為蒙仰候、以来御用留記有之」（同046）、「大坂御加番被為蒙仰候、已来之御用向留記有之」（同047）と記しているように、各加番御用に関する「留記」が別に作成されている。嘉永四年二月九日の任命から大坂に赴任する七月までの動きを記録した「大坂御用日記」（同048）や嘉永五年三月一二日以降、江戸に帰府するまでの経緯を記録した「従大坂御帰府大押日記」（ただし同049「紳」と合冊）、大坂加番先役や城代以下大坂詰諸役に関する書き上げ（同050、「大坂御加番書上（仮）」）は、大坂加番に関する留記に該当するものである。残念ながら駿府加番に関する留記は確認できないが、このように大坂加番に関する記録が豊富に残るのは、当該御用に関する「御用意向引受取計」（「大坂御用日記」同048）を命じられていたことによる。

ただ豊岡藩では八代高行も、天保一三〜一四年に大坂加番を務めており、先代直温が記した御用日記も残る。しかし彼の御用日記においては、大坂加番に関する記述は詳しくない。その一方で、天保一三年（一八四二）九月以降、幕命に基づいて、同じく家老職の谷口十郎左衛門とともに担当した但馬・丹後両国海岸の防備強化策、および武備調達に関する記述は豊富である。同種の連続する御用日記であっても、それぞれの地位や職掌、担当案件の違いによって記述に濃淡が生じることが改めて確認しうる。

直寅は嘉永五年五月五日に御側年寄に昇進しており、その間の御用日

記は嘉永六年分、同七年分、安政三年分の三冊が現存する。御側年寄への昇進に伴う書式上の大きな変化は見られないが、嘉永六年の御用日記の表紙に「六月三日 浦賀表江亜米利加船渡来」とあるように、この時期の外交・政治状況の変化が御用日記にも色濃く反映されるようになる。例えば、ペリー来航後の嘉永六年六月二六日、直寅は「急御用向二付御在所表江立帰」（同052）を命じられている。その御用向が海防に備えた武備調達や兵員の訓練にあったことは、七月二一日条に「西洋調練稽古を於御門内相催」、七月二六日条に「ケヘル都合申談」などと記載されていることからわかる。また巻末の覚書に、大坂における学者との交際や、西洋式兵制に関する知識や技術、西洋式銃砲調達など、父代の御用日記にはない新しい記述が散見されるようになるのも、直寅期の御用日記の特徴である。

### 三 御用日記にみる大坂加番と海防

本科研の主旨である「幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩」という観点から直温・直寅の残した御用日記を見た場合、注目すべきは同藩の幕末期を通じた海防への取り組みと大坂加番を望むことの意味についてであろう。

まず「大坂御用日記」から嘉永四年の大坂加番着任までの経緯を追うと、二月二日「当秋大坂御加番水野日向守様御代」、すなわち青屋口加番水野勝進（下総国結城藩主・一万八千石）との交代が江戸藩邸に伝えられており、同日付で豊岡にその事を伝える便を仕立てている（豊岡には九日着）。藩内においては、三月一日に「御用意向引受取計」を命じ

た舟木直寅を筆頭に、生駒傳左衛門（破損役）、高階司（御鉄砲役）、古嶋武輔・伊藤善藏（御米役）に大坂勤番が申し渡されている。その後も同月二九日に猪子宗太、前波矩輔以下五名、五月二九日に猪子左家太（旗奉行）以下九名に大坂勤番が命じられ、さらに六月一日、一三日と大坂へ従う人員が決められていく。最終的な加番体制は、士列三十三名、小頭以下二十九名、小人二十三名からなり、これに士列の家来・従者が加わる。小頭のうち十五名は新規抱入れであり、小人は領内での徴発と大坂市中での雇入れにより賄っている。大坂に持ち込む道具類の調達は大坂市と豊岡で分担しており、御用日記を見ると、直寅が豊岡において道具類の修理・新調、荷物運搬のための船便の手配、領内および大坂での小人の徴発・雇入れ、大坂における藩主高厚出迎えのための先遣の手配などに奔走する様子が伺える。

小大名にとつて大坂加番を勤めることは、役高の一倍物成の合力米を支給されることから、財政面で魅力的だったことが指摘されている<sup>3)</sup>。実際、常陸国下館藩（三万二千石）の家老牧田家文書によれば、明和八年（一七七二）頃、勝手向き難渋を理由に大坂加番就任を望んでいる<sup>4)</sup>。豊岡藩においても、八十四両を超える経費を費やして大坂加番就任の内願活動を展開している。また豊岡藩では嘉永三年の領内における「前代未聞之大洪水」による被害、同四年春の住居、家中小屋々、武器蔵まで「悉皆類焼」する江戸藩邸の火災にも遭遇したが、嘉永四・五年の大坂加番就任については「大坂御加番代奉蒙仰以御蔭家中扶助をも致遣、冥加至極難有仕合奉存候」と述べる。さらに「格別之以 御憐愍來秋大坂御加番代被 仰付被下置候者以御蔭公務尚更相励、次二家中并下々扶助

撫育致遣、就而ハ文武督促仕、士風復古、下々廉恥之筋をも為相弁、尚又海防等之義も此上充分手当可仕旨難有仕合奉存候」と嘉永六年の加番再勤も願い出ている（舟木家文書のうち薬箱4-17「家中損亡のため大坂加番拜命願」）。たしかにこの文面からは、困窮する藩財政の立て直しを、大坂加番拜命を望む主たる要因として読むことができる。しかし、困窮する藩財政の立て直しを述べることが、大坂加番拜命を内願する際の一つの定型句、すなわち建前になっていたとすればどうだろうか。だとすれば、その建前の裏には大坂加番就任をめざす本音が隠されているはずである。ここでは「尚又海防等之義も此上充分手当可仕」という部分に注目してみたい。

豊岡藩では天保一三年以降、久美浜代官の指揮下で但馬・丹後両国海岸の防備に傾注していく。その背景には、享保一一年の半知削減によって失った城崎郡所領の復活を希求する動機付けがあったが、海防への取り組みを通じて、小藩ながら積極的に西洋の近代知識や制度、技術の導入を図り、独自の海防論を鍛えていく。

まず異国船来航時の派兵部隊の再編、自藩領のある但馬国海岸の地理的調査と大筒場の整備、国友彦左衛門を招聘しての大砲鑄造技術の導入と砲器類の整備、京・大坂での刀、脇差、具足、馬具、陣羽織の調達を進める。また天保一四年の御用日記をみると、九月六日条に田村源五右衛門を「因州御使者」、すなわち鳥取藩に使者として遣わしたことが記されている。この使者派遣には、異国船来航時などの非常時の連携を依頼する目的があったが、同藩は他にも久美浜代官所、生野代官所、鳥取藩、峰山藩、宮津藩、出石藩など周辺の代官所や大名と連絡を取り、広域的な海防体制のあり方も模索していた。さらに文久三年の生野代

官所襲撃事件を経て、同藩は藩領のある但馬国を「京師程近之国柄」と捉え、自藩を京都守衛の最前線と位置付けるようになる。

また幕府が対外情報の統制を行っているなかで、対外情報入手する独自のルートも構築していた。天保一三年の御用日記をみると、一月朔日条に「唐船去冬春二懸四艘来着其外委敷天民相咄書記」、同月三日条に天民が「密書指出ス」とあるように、但馬国出身で長崎遊学の経験もある大坂在住の儒医但馬天民を通じ、長崎由来の対外情報を内密に得ている。舟木直温自身も蘭書通辞本を入手し、写本の作成を命じたりもしている。

文久元年（一八六一）、江戸・大坂の開市、兵庫・新潟の開港延期交渉を目的として幕府は遣欧使節団を派遣する。その使節団において豊岡藩京極家の分家旗本で目付の京極高朗は、正使・副使とともに特命全權を担う監察使を務めている。高朗は欧州に二人の従者を伴ったが、高朗の家臣で彼の従者として使節団に随行した黒澤貞備の渡欧日記に「御用役は御本家様より御拝借、岩崎豊太夫御召連に相成」とあるように、いま一人の従者として豊岡藩士の岩崎豊太夫が渡欧したことが知られる<sup>1</sup>。詳しい経緯は明らかでないが、同藩の海防への取り組みや西洋の近代的知識・技術への関心の高さから考えて、岩崎の随行には豊岡藩の少なからざる要請があったと考えていいだろう。

こうした経緯を踏まえ、大坂加番勤番以降の御用日記を見ると、継続

して但馬天民との繋がりをもっていることや、藤澤東涯、緒方洪庵ら学者や大坂の商人らとの交流があったこと、ゲベル銃など西洋式銃砲の調達や西洋式兵制に強い関心を示していたことなどが知られる。藩の老職の立場から見た大坂加番像という限定は付くが、公儀の役を務める立場で大坂に駐在することで得られる人脈や情報収集、物品調達上のメリットは、大坂加番を勤める大きな魅力の一つであったであろう。本科研では他にも大坂加番関係文書の収集を行っており、これらと比較しながら、財政的側面だけではない大坂加番就任を望む意味を検討することが今後、求められる。

国際情勢が大きく変化し、開国へ向けて大きく舵をきっていく時期の御用日記が二代、二十五年間にわたって継続して残されていることの意味は大きい。今後、本格的な分析が進められることを期待したい。

1 『豊岡市史』上巻（豊岡市、一九八一年）。

2 『日本国語大辞典』一一巻（小学館、一九七四年）、一一八頁。

3 松尾美恵子「大坂加番の一年」『大阪春秋』三四号、大阪春秋社、一九八二年一月。

4 『新修大阪市史 史料編』第六巻「近世」政治1」（大阪市史編纂所、二〇〇七年）。

5 高久智広「幕末期台場の研究状況と兵庫県の台場」（兵庫県教育委員会編『兵庫県の台場・砲台』、二〇一三年）。

6 高久智広「幕末の海防関連遺産の研究・保存活用展望」（『幕末・明治の海防関連遺産群の調査研究』（兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会、二〇一五年））。

7 藤田寛『幕藩制国家の政治史的研究』（校倉書房、一九八七年）。

8 前掲注6

9 朝来市指定文化財 『欧羅巴航日録』ほか糸井京極家臣黒澤貞備関係資料」（朝来市教育委員会所蔵）のうち『欧羅巴航日録』甲・乙。

10 神戸開港一五〇年記念特別展図録『開国への潮流―開港前夜の兵庫と神戸―』（神戸市立博物館、二〇一七年）。

【表2】舟木家文書に含まれるの御用日記類

年代	表題	史料 No	作成者		形状	法量(縦×横)	備考
天保2.1.10～閏3	御要用日録(御勝手方御用向拜命に関する経緯)	011	舟木数馬直温	奏者番格→御用人役(在府御用掛)	横半帳	17.0×12.5	
天保3.12.6～天保4.1	御用控(天保三年辰十二月八日発足出府、同四年巳正月廿三日帰着御用向書記畢)	012	舟木外記(直温)	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	
天保4.3.5～8.6	御側日記	014	舟木外記(直温)	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	
天保5.1.1～6.29	〔御用日記〕	016	—	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保5.7.1～大晦日	〔御用日記〕	017	—	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保6.1.1～7.28	紳	018	舟木外記直温	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保6.7～12.30	〔御用日記〕	019	—	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保7.1.15～3.24	御勝手方御用控(一月一五日外記方立御出府留守中)	020	—	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保7.1.1～7.晦	〔御用日記〕	021	—(舟木直温)	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保7.8.1～12.29	紳	022	舟木外記(直温)	御側中老・御勝手物主	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保8.1.1～5.28	紳	023	舟木直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保8.6.1～大晦日	紳	024	舟木直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保9.1.1～12.30	紳(四月三日江戸表方帰着)	025	舟木直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保9	出府御用之控	026	—	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	
天保9～嘉永7	〔御用日記〕	027	舟木老之助(直寅)	御側年寄	横半帳	16.1×20.7	
天保10.1.1～12.29	紳	028	舟木外記直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保11.1.1～12.29	紳	030	舟木直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保12.1.7～12.29	紳	032	舟木直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保12.1～11.1	御参勤道中日記并在府中日記	033	舟木外記(直温)	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保13.1.1～12.29	紳	035	舟木外記直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保14.1～12.29	紳	036	舟木外記(直温)	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
天保15.1～12.27	紳	037	舟木直温	御側年寄	横半帳	17.0×12.5	反故紙
弘化2.1～12.28	紳	039	舟木直温	御側年寄上座	横半帳	17.0×12.5	反故紙
弘化3.1.7～12.29	〔御用日記〕(丙午春秋)	040	—(舟木直温カ)	(御側年寄上座)	横半帳	17.0×12.5	
弘化4.1～11.28	紳(丁未春秋)	043	舟木直温	御側年寄上座	横半帳	17.0×12.5	
嘉永1.5～11.5	〔御用控〕	044	—(舟木直寅カ)	御側御用人・表御用人兼 帯上座	横半帳	16.1×20.7	
嘉永2.1～大晦日	紳(駿府御加番)	045	舟木老之助(直寅)	御側御用人・表御用人兼 帯上座	横半帳	16.1×20.7	
嘉永3.1～大晦日	紳(～九月二十五日駿府御加番)	046	舟木老之助「印」(直寅)	御側御用人・表御用人兼 帯上座	横半帳	16.1×20.7	
嘉永4.1～11.	紳(大坂御加番)	047	舟木老之助(直寅)	御側御用人・表御用人兼 帯上座	横半帳	16.1×20.7	反故紙
嘉永4.2.9～	大坂御用日記	048	舟木老之助(直寅)	御側御用人・表御用人兼 帯上座	横半帳	16.1×20.7	
嘉永5.1～	紳(八月七日、大坂御加番御交代候道中大押、江戸勤番中御婚姻御向懸無然御在色御落駕)	049	舟木老之助(直寅)	御側御用人・表御用人兼 帯上座→御側年寄	横半帳	16.1×20.7	
(嘉永5)3.12～	従大坂御帰府大押日記		舟木一寅	御側御用人・表御用人兼 帯上座→御側年寄	横半帳	16.1×20.7	
嘉永6.1～12.26	紳(四月二日 御参勤御着館、六月三日浦賀表垂米利加船渡来、六月二十六日御在所立帰の仰せ、八月八日 帰着、御武器・人教惣取調御用懸等一条)	052	舟木老之助(直寅)	御側年寄	横半帳	16.1×20.7	
嘉永7.1～12.26	紳(江戸御落駕大押日記、十二月十一日御前御年男被 仰付書記、安政改元)	053	舟木老之助(直寅)	御側年寄	横半帳		
(嘉永年間カ)3～5	御側御内用日記(藩主帰国、世子不在ニ付妾の人選及び休息所の普請手配)	055	舟木老之助(直寅)		横半帳	16.1×20.7	
安政3.1.1～8.24	紳	056	舟木老之助(直寅)	御側年寄	横半帳	16.1×20.7	

※豊岡藩家老舟木家文書のうち鑑権収蔵文書より作成(史料Noは本科研での整理番号)。



【表3】通年御用日記の表題、巻頭・巻末記載及び反故紙の利用状況

作成	役職	年代	史料 No.	表題	表紙記載	巻頭	巻末	反故紙 の利用	巻頭・巻末記載の内容
直温	御側中老・御勝手物主	天保5.1.1～6.29	016	[御用日記]	※表紙なし。冒頭から正月元日より記載。			●	
		天保5.7.1～大晦日	017	[御用日記]	※表紙なし。冒頭から七月朔日より記載。			●	
		天保6.1.1～7.28	018	紳	「未」の記載。	○		●	諸事々条覚書、領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保6.7.29～12.30	019	[御用日記]	※表紙なし。未七月より記載。			●	
		天保7.1.1～7.晦	021	[御用日記]	※表紙なし。申正月元日より記載。			●	
		天保7.8.1～12.29	022	紳	「申秋」の記載。			●	
	御側年寄	天保8.1.1～5.28	023	紳	「天保八丁酉春」の記載。	○		●	領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保8.6.1～大晦日	024	紳	「西六月ヨリ」の記載。	○		●	領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保9.1.1～12.30	025	紳	「戊戌春」の記載。 ※4/3江戸表方帰着	○		●	領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保10.1.1～12.29	028	紳	「天保十己亥年」の記載。	○		●	領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保11.1.1～12.29	030	紳	「天保十一庚子年」の記載。	○		●	領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保12.1.7～12.29	032	紳	「天保十二辛丑年」の記載。	○		●	領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保13.1.1～12.29	035	紳	「天保十三壬寅年」の記載。	○		●	家中役人他所出張覚、領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		天保14.1～12.29	036	紳	「天保十四癸卯年」の記載。	○		●	諸事々条覚書、家中役人他所出張覚、領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
	天保15.1～12.27	037	紳	「天保十五甲辰年」の記載。	○		●	諸事々条覚書、家中役人他所出張覚、領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支	
	御側年寄上座	弘化2.1～12.28	039	紳	「弘化二乙巳年」の記載。	○		●	諸事々条覚書、相場益、郡内見分、領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支
		弘化3.1.7～12.29	040	[御用日記]	※表紙に「丙午春秋」と藩土動静の記載。「紳」の記載なし。	○	○	●	家中役人他所出張覚、相場益、前年の財政収支、備忘録(家中賞美・足愷支配関係など)
		弘化4.1～11.28	043	紳	「丁未春秋」の記載。	○	○		村別堤敷新開地の検地、相場益、備忘録(家中賞美・西洋兵書など)
直寅	御側御用人・表御用人兼常上座	嘉永2.1～大晦日	045	紳	「嘉永二己酉年正月ヨリ」、「駿府御加番被為蒙仰候、以来御用留記有之」の記載。				
		嘉永3.1～大晦日	046	紳	「嘉永三庚戌年正月ヨリ」、「九月二十五日朝まで駿府御加番御用留記有之」の記載。		○		御渡方、諸事覚書、御米各月惣ノ高、大納戸各月惣ノ高、藩士人別照合表
		嘉永4.1～11.	047	紳	「嘉永四辛亥年正月ヨリ」、「大坂御加番被為蒙仰候、已来之御用留記有之」の記載。	○		●	役人出張の覚、諸事々条覚書、町方・村方宗門改(家数・人数・増減)、前年の作柄・収納、前年の財政収支、大坂加番先役と後役
		嘉永5.1～8.6	049	紳・従大坂御 婦府大押日記	「嘉永五癸子年正月ヨリ」、「大坂御加番先御用向、八月七日御交代候道中大押、江戸勤番中御婚姻御向懸無程御在邑御発駕」の記載。	○	○		去亥年御取稼(前年の作柄・収納、大坂・江戸道中宿所、拜領物・買上代等、諸事々条覚書、御合力金御払米代請、御加番二付金銀払、大納戸払、御賄役払、吟味役仮決算之表、前年の財政収支、大坂町人・学者等との交際
	御側年寄	嘉永6.1～12.26	052	紳	「嘉永六癸丑年正月ヨリ」、「四月二日 御参勤御着館、六月三日 浦賀表江並米利加船渡来、六月二十六日 御在所江立帰被仰付候、二十八日立、八月八日 帰着、御武器・御人数惣御取調御用懸等一条有之」の記載。	○	○		去子年御取稼(前年の作柄・収納、町方宗門改(家数・人数・増減)、御賄役払、前年の作柄・収納、西洋統調達関連、支出覚
		嘉永7.1～12.26	053	紳	「嘉永七甲寅年從正月至十二月、四月二十八日 江戸御発駕大押日記有之、十二月十一日於御前御年男被仰付書記、安政与改元」の記載。	○	○		嘉永六丑年御物成(前年の作柄・収納)、前年の財政収支、交際、蘭語・蘭学知識、海防関係、西洋の兵制用語
	安政3.1.1～8.14	056	紳		※記載なし。	○	○		領内家数・人数、前年の作柄・収納、前年の財政収支、家秘菅葉調合法、蘭学知識

※豊岡藩家老舟木家文書のうち鑑撰取履文書より作成(史料Noは本科研での整理番号)。

#### 4 舟木家当主と儒者との交流―薬箱収蔵文書を中心に―

藪田 貫

豊岡藩京極氏の下で家老を歴任した舟木家代々のなかで、傑出して存在とみなされているのは、第六代舟木外記直温（法号共定、一八〇五―四八）と言っている。家督相続した折の知行高一五〇石を、御側年寄・御側年寄上座を勤めることで二五〇石にまで加増させている。藩政への貢献度はきわめて高いものがあつたと思われる。同家文書中に「行余学文艸堂」銘入りの四〇〇字詰原稿用紙に筆で書かれた「舟木外記事績書」があることで、それが証明されている。

これを著したのは第一〇代舟木静氏であるが、略歴に続けて事績を、財政整理、人材養成、救荒、産業、海岸防備に分けて略述する。なかでも注目すべきは「人材養成」の項で、文武を奨励せんとしてまず、心学道話の名家原田道立を招き、ついで「学舎ヲ経営シ師儒ヲ聘シ藩士ヲシテ学バシメン」と第八代藩主京極高行に説いて、天保六年（一八三五）稽古堂を設立し、「碩儒」猪飼敬所を招く。さらに「備中ノ庶士」国富探道を招聘し、武芸を講じ、砲術の訓練に励ませる。その後、江戸で「紀藩ノ儒官」遠藤白鶴と会い、稽古堂に教授として招こうとするが、紀藩の許すところとならず、代わって白鶴に乞うて学説を記させ、それを稽古堂に掲げた、と続け、その人材養成の功は「節義ヲ重ンジ空論ヲ廃シ実功ヲ貴ヒ人輩出シ王政維新ノ際ニ至リ其功尤モ顕ス」と結ぶ。そこ

で例示されているのは、浜尾新・久保田讓・沖野忠雄らの郷土の偉人としてよく知られた人たちであるが、その原点が、舟木外記直温の計略にあつたと理解されている。末尾に「事績ヲ認メル証拠書類」を付けるという慎重さであるが、実際、同家文書中、とくに薬箱には、猪飼敬所、遠藤白鶴、藤沢東咳、池田草庵、猪子清といった学者の書状や、彼らの動静に触れた書状が収められている。以下、人物とともに紹介する。

なお藩校稽古堂については、『豊岡市史料編上』（平成二年刊）に豊岡士族久保田精一が記した「旧豊岡藩文武校興廃始末」（『稽古堂記』と題名を付す）が収められているが、それによると天保四年、藩主邸内での設置・開堂を経て、六年に廊内に新築され、五月五日、猪飼敬所を京都より招いて開堂式を挙行。明治四年の廃藩に従い閉校後、五年六月十五日の火災で焼失した。明治三年から四年の間に女学を設けた。また稽古堂は江戸藩邸にもあり、文久二年十一月、藩主家族が帰郷することもない廃止された、とある。

あわせて『同史料編』には、舟木家文書として学則、学制、日課、日記（当番谷口）、藩主学業御覧次第（天保七年）、池田草庵先生接遇の諸史料を収めている。

猪飼敬所 一七六一―一八四五、名は彦博、字は文卿、通称安治郎、号敬所、猪飼は養家の姓。京都で生まれ、はじめ石門心学を修めたが、の

ちに儒学を志し、岩垣竜溪の門に入り、のち仙谷候の招きに応じて但馬に遊ぶ。晩年、伊勢津に移り、藤堂藩の賓師となり、その地で没した。先に触れたように稽古堂の開堂式に、当地に居合わせたことから経書を講じたほか、学生に示した「稽古堂記」が残されている（『豊岡市史』上巻、昭和五六年、九二六頁）。

彼の書面は、かなりの悪筆で解説に苦しむが、三月四日付の舟木外記宛書状では「尚々八日発足、十日二京着致候、君候御参府京御通行之節、御出迎可申上存念ニ御座候処。九日之夜草津二宿し、十日之朝一里計出候而、夜前草津ニ君候御泊之事」とあり、参勤交代で出府する豊岡藩主（八代高行か）に、途上の草津でお目見えすることが記されている。「四月中比ニハ又下り申候」とあるように、しばしば京都と豊岡を往来していたことが伺える。

**遠藤白鶴** 紀州藩江戸藩邸の儒者遠藤白鶴（名は泰通、号は鶴洲、義斎とも）の経歴についてはよくわからないが、『国書総目録』には、「乞言私記」、「救荒便覧」、「経世要覧」、「志学問答」などの著書が紹介されている。このうち『志学問答』一部が残され、舟木家の蔵書印が捺されているが、興味深いことに藤沢東咳の跋文が記されている。

『豊岡市史』上巻によれば、天保二年（一八三一）、京極高行が藩主の地位を継承した折、江戸で紀州藩儒であった遠藤義斎の講説を聞く機会があり、忠孝一致・文武併用・実用尊重の説に感じ入り、執政舟木外記を登用して藩政改革に着手したという。白鶴の作で、江戸の稽古堂に掲げられていた扁額「諸生に示す」がある（『市史』上巻、九二五〜九二六頁）。

他方、舟木家に、つぎの篇額（木版）が残されている。

（関防印）

学問の道孝悌恭讓乃実行に

本き質直雄武乃風を失はず

和漢乃史に通曉し古典訓教を

熟読し先哲の嘉言善行を□

記し夙興夜寝して文武忠孝

乃御条令に背くべからず

天保十五正陽月

南紀 白鶴義斎泰通書 （印）

末尾に彫物にした経緯を記し、「嘉永四年孟春豆齋舟木直寅誌」と署名が添えられている。書簡には、白鶴の動静に関するものが複数、見え、藩政にとつての彼の重要性が伺える。

**藤沢東咳** 一七九四〜一八五一、名は昌藏、号東咳。讃岐安原村生まれで、中山城山の下で学ぶ。のち徂徠学を講じた東咳は、文政八年（一八二五）、大坂淡路町で泊園書院を設立するが、嘉永四年（一八五二）一〇月、大坂加番としていた大坂城内に駐在した第九代豊岡藩主京極高厚に求められ、「論語」を講じている。この一件に関する書類は、東咳の側に「尊道巻」と称する巻物として残され、すでに紹介されている（兵庫県立歴史博物館所蔵。藪田「泊園書院と『尊道巻』」藪田ほか編『泊園書院と大正蘭亭百周年』二〇一五年、関西大学出版部）。東咳の進講を取りまとめ、準備したのは第七代舟木老之介直寅（一八二一〜五九）であることから、舟木家文書中に、関連書簡が残ることとなった。

その一つは、文中の東咳の年齢から安政三年（一八五六）と思われるもの。八月二七日の同日付の三通からなり、猪子左家太から書面をもらい、御前より白銀一枚を下されたので、猪子に返信をする（一通）が、同時に、「執事（家老）」よりも宜しく執成してほしいとして舟木老之助宛てに認め（二通）、それに次の書面を付けている（三通）。

吊啓

爾来異国船是又去年地震色々変事何角御配慮奉察候、去年地震後鳥渡寸楮呈上仕候、相達候哉、併 尊藩も格別之御隙無御座由承竊ニ恐悦奉存候、然処 御前少々御眼病被為在候御由、此節如何追日御平癒之御様子ニ候哉、此節ハ中ノ目も本国へ引取り大坂表モ眼医之巧者無之候、又外ニ良医御求被遊候哉、何分ニモ 御保護御専一ト奉存候、色々何事ニ取紛れ御無音而已、何卒来春ハ又々檜原へ罷出拜謁仕度者と相食居候、何分愚生最早六十三老衰御推憐被可下、併家母今年八十有五生之慶ニ居申候、愚生之幸ハ是而已 頓首

嘉永四年の藩主への出講以来、東咳と直寅の間に交信は続いていたのである。それは、近年、有志の手で取りまとめられた『藤沢東咳書簡集』（平成二四年）によって、東咳の側でも確認されることを付記しておく。

**池田草庵** 一八一三〜七八、名は緝、通称禎藏、字は子敬、草庵と号す。但馬宿南村の生まれ。一時、僧となるも、京都の相馬九方の塾に入り、長く京都で修学、春日潜庵・吉村秋陽、讃岐多度津の林良齋らと交わる。弘化四年、三五歳の時、郷里宿南村に青谿書院を開く。晩年の明治一〇年、病氣治療のために上京。帰国後、書院で没す。

京都修学中の天保十一年（一八四〇）、帰国の折に豊岡藩で講義する

ほか、文久二年には練兵の視察、慶応元年（あるいは元治元）にも講義するなど、豊岡藩との関係は深い（『草庵先生と青谿書院』養父市教育委員会、平成二四年）。

草庵については木南卓一『池田草庵先生―生涯とその精神―』（昭和五一年）という良書があるが、そこにも「豊岡藩の家老であった舟木子新の招きで二十日ほど豊岡に滞在し、藩士たちに講義しました」という記述があり、舟木家側に書状が残るのも自然なことと言える。

『豊岡市史上巻』は、「豊岡藩と池田草庵」の項を立て、豊岡藩での講義を機として思索を深め、しばらくして子新に一書を送り、つぎのように述べたという。

吾人まさにまずその本領を立つべし。人を愛するの心、乃ち吾人の本領。自ら欺かざるは乃ち本領を立つるの功夫。必ずまずこの功夫をなして、しかる後に本領立つ。本領立ちて、しかる後、以て世変興亡を関すべきなり。

ただし草庵の書簡も字体が独特で、読み解くには苦勞するものばかりである。その内から二月九日付で舟木多宮（直寅）に宛てた私信には、弘化五年（嘉永元）二月一九日に死去した舟木子新（第六代、直温）への祭文が付けられている。

祭

亡友舟木君子新之靈

我与君交十年以相親如

相敬而又如意不相披常

竊自謂畢竟是形迹

上之交也令君致矣、我

深惜君之才然 君之志

面備 君之不可復見隱

片腹中口乃知先是

十年之交不徒形迹也、我

不敬欲 君陣辞如斯謹以

一辯口祭 君之靈 幽

冥之間尚 君之来享

呼干哀哉 弘化五年戊

申三月十一日

池田禎藏拜

なお草庵には日記「山窓功課」が残されているが、その中にも子新の死を悼む記事があるという。

もう一点、「池田先生御待遇書付」と端書のある史料を紹介する。

三日

一 夕方見歩使帰次第、孰れモ麻上下着用稽古堂江出席

但学校奉行・学長同断

一 着之上、孰れも始及挨拶、御酒・御料理被差出相伴

一 着早々御挨拶御使者、御側役相勤候事

四日

一 朝、孰れも始為挨拶、稽古堂江罷越候事

一 昼後御頼御使者御側役ニテ相勤候事

一 九時より孰れも始諸士一同登 館

但孰れも并御側役麻上下着用

一 同刻過先生登 館被致御玄関迄学長誘引

一 君公麻上下被為 召御使者之間御廊下口江御出迎

孰れも者御式台御取次一人下座敷江罷出、御側役

誘引御出迎之処より 君公御誘引御書院ニ於而

御対面、引き続き御熨斗・御茶・御煙草盆・火鉢呈出、

畢而一同御退座ニ相成、孰れも罷出及挨拶

一 右畢而暫時休息被致候後 君公御出座、孰れモ

始諸士一日御次江罷出講義聴聞

一 講義相済一同退引、先生者御小座敷江誘引、御酒被出

御閑談、孰れモ罷出御取持

御献立

御吸物 硯蓋 差身

御膳

御平 御汁 御香物

御飯 御焼物

御茶 御菓子

一 右相済退引之節、被罷出候時ノ如シ

一 退引之御挨拶御使者、御側役相勤候事

五日

一 八時より於稽古堂講義有之、昨日之御挨拶旁

被為入御聴聞被遊、孰れも始諸士一同聴聞之事

但平服

六日

一 朝於稽古堂講義有之、諸生伺聴聞

一 八半時比より先生御招ニ相成、学長中ノ口迄誘引、

夫より御側役誘引、孰れモ御縁側へ出迎

君公先月之通御出迎、御小座敷江御誘引、御料理

被差出、孰れも被為 召御取持致候事

但先生江御送物有之

一 退引之節、被罷出候時ノ如シ

七日

一 朝歸村被致候時、御挨拶旁御暇乞御使者有之

一 何れも并掛御役人暇乞ニ罷越候事

文面から藩校稽古堂での草庵の講義の次第を記したものと分かる。すでに『豊岡市史料編上』に収められ、注記して「草庵が初めて稽古堂に招かれたのは元治元年十一月十一日である」としている。この時、藩主高厚名代として招聘に向いたのは猪子一新である。その後も、元治二年、慶応二年、明治元年と出講しており、その内のどの時のものかは検討を要する。

猪子一新 一八三三〜九四 名は一新、一清、清、通称左家太、字は子徳、号瓶城。家中重臣猪子家の生まれ。兄佐織の早世により嫡男となり、父の死後、家督を継ぎ番頭格、のち御側役となり、藩主高厚の大坂城加番に随行（舟木直寅も御用人として随行）。大坂で藤沢東咳、江戸で安井息軒に入門。御用人、学校奉行・学長・稽古堂総取締をへて中老。明治維新後は豊岡県大参事を勤めた。妹八百は、舟木家第八代直養（多宮・克己）の妻。

書簡の中には、猪子のものが見えるが、興味深いのは隣藩出石藩の島村繁から舟木太夫・猪子大傳に宛てた書簡（改行は原文通りではない）。

一筆啓上仕候、残暑之節御座候処、御兩位陪御泰亨被成御座

大悦之御義奉存候、先般御在府中ハ毎度罷出御妨、今更恐入候次第ニ奉存候、御帰鞍後早速御禮ニ可申候ノ処、彼是取紛候内忘申罷成、旁以御絶音申上候大罪御寛容奉折候、異船一件も御帰国後、甚長大息之至ニ御座候

一 伊勢・近江等十三ヶ國ハ大地震、浪速城ハ石垣崩レ、日光靈廟ハ損シ一説紅葉山トモ申ス、異船ハ次々ニ参リ、復讐切害頻ニ行レ騒敷事而已数多出来、実ニ劫■も変シ、澆季ト罷成候哉ニ奉存候

一 近来ハ他行も不仕候得共、全躰妙論奇策等ハ余り出不申趣承リ申候、瑛咭利紀略・アメリカカ国志等追々上木、亜墨利加国志和解も去六月開板ニ相成申候、但小子ハ未タ一見不仕候、米利幹考同年表ハ写本ニ而行レ、小生も写取申候

一品川御台場も當月七日迄ニ仕揚可申敝命有之候由

二而昼夜打掛リ先御出来ニ相成申候由

一筒井公も弥応接懸リ御免之御願出候由

一 幣藩も兼々御内話申上候堀姦太夫之姦も多田弥太郎より相覆シ、最初之模様ニ而ハ弊風一洗も可仕哉ト相楽ミ罷在候處、河田八之丞密策頗ル奸曲ニ出候故、所詮正浄ニハ相成不申ト被察申候、熟考仕候ニ二十年内外ニ而ハ中々藩之姦風相變シ候義有御座間敷可歎事ニ奉存候、荒木太夫も存外不見識、磯野太夫之私曲も粗堀之前轍同様ニ相成申候一竹内清太郎様箱館奉行被 仰付、箱館一圓公儀之御支配ニ相成候而ハ松前公ニハ一年十萬兩之御損

失二相成、甚御迷惑之趣御座候、先者右之段即時  
御見舞相兼申上候、恐惶謹言

七月十八日

嶋村 繁

舟木太夫

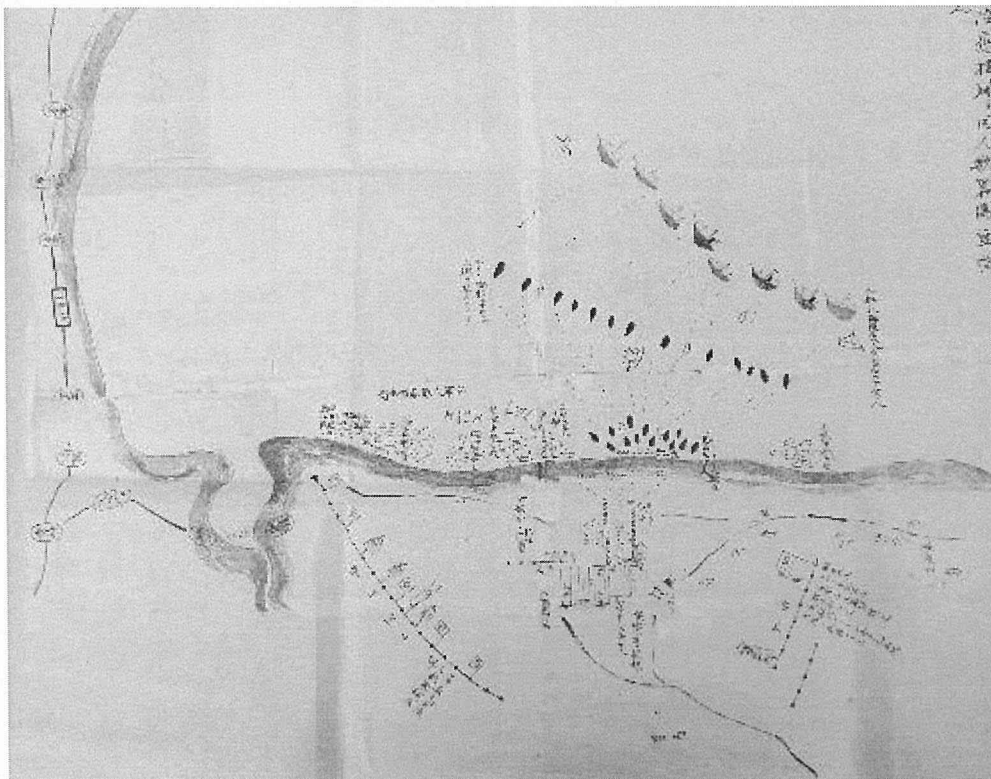
猪子太傅

侍史

難しい言葉遣いの混じる書簡だが、伊勢・近江などの地震、箱館奉行の再設などから嘉永七年（安政元、一八五四）の書簡と分かる。

「一新一世履歴録」（『豊岡市史史料編上』）によれば、前年六月、ペリー艦隊が浦賀に来航、江戸屋敷に詰めていた猪子は八月、近海防衛のために物頭として出張。同年正月、ペリーが再び神奈川沖に来航、その騒動のなか四月二十八日、藩主高厚は国許に向け出発、五月十五日に帰国するが、舟木靖共（直寅）と猪子は共に、その隊列の中にいた。当時、猪子は二十二歳、舟木は三十四歳。奇しくもペリーが二月十日、久里浜に上陸した折の光景を、舟木直寅が描いている（末尾）。

隣藩とはいえ、出石藩内の政争が詳しく報じられており、差出人の嶋村と舟木・猪子の間には、共通の政治信条が築かれていたのではないかと思わせる。加えて猪子清の実母は早くに亡くなり、養母は舟木直温の養女として猪子家に嫁いでいる。さらにその母から生まれた妹八百は、のちに直温の養子直養（克己）に嫁している。いわば直温と清の時代に舟木家と猪子家は親戚となったのである。



薬箱 1 従諸侯方賜御書 従御末家様方同断

通番	表題	宛名	内容 [手紙書き出し(文中一部分)]	形態	形状	日付	備考
1	猪子清書状	猪子清より舟木克己へ(後筆)	御謹御縁談弥御取極メ二十三日ニ御同伴	状 1		六月三十日	
2	上杉鷹山書年賀状	秋月佐渡守宛	吉春之佳慶	状 1		正月元日	包紙あり
3	中山所兵衛矩繩書状	舟木外記宛	朶雲拝読仕候(皇国一統外寇防衛御手当)	状 2		九月十六日	包紙あり
4	出石御触之写	荒木玄蕃一御目付中	(御綿服小倉御袴着用につき)	状 1		十二月十七日	
5	坂部舎人書状	舟木金十郎宛	其許御用人之列に被仰付	状 1	折紙	三月十一日	
6	坂部舎人書状	舟木外記宛	昨冬初而御目見惣願被仰付	状 1	折紙	三月十九日	
7	京極兵部書状	舟木老之助宛	貴様御側年寄被蒙 仰	状 1	折紙	五月	
8	京 左衛門	外記宛	御慶目出度(公儀には諸向拝借金半高棄捐)	状 1		正月十一日	
9	仙石道之助家来風聞書		(仙石騒動始末)	状 1		なし	
10	京 舎人書状	舟木外記宛	去秋出府之後、書向も不通(何卒以工面三両金調達)	状 1		七月九日	
11	京極万吉書状	舟木外記宛	芳墨拝覧致候	状 1		臯月四日	
12	京極三右衛門高明書状	舟木外記宛	(拝領屋敷并娘婚姻などの用向き)	状 1		なし	
13	京極三右衛門書状	外記宛	(他家に借手無之時)	状 1	一部欠損	欠	
14	京極三右衛門高明書状	舟木外記宛	(蘇秦張儀かたらひ)	状 1	一部欠損	五月十四日	
15	京極万吉書状	舟木外記宛	(御嘶申上候内規書)	状 1		四月二十一日	
16	坂部舎人書状	舟木外記宛	暑中愈々御無難	状 1	折紙	六月二十一日	
17	京極三右衛門高景書状	舟木外記宛	(内々御頼置申候具足之儀)	状 2		四月九日	
18	京 左衛門高景書状	舟 老之助宛	(豊岡二において勝手向色々世話に相成)	状 1		八月五日	
19	京極左衛門高景書状	舟木数馬宛	(太守様御道中無御滞御在着)	状 1	折紙	六月三日	
20	京極兵部高孝書状	舟木老之助宛	改年之御吉慶不可有休期御座候	状 1	折紙	正月二十八日	2~20一括り
21	京極左衛門高景書状	舟木老之助宛	(長途御旅行被成御供駿府表御到着)	状 1	折紙	十月二日	
22	(目録)		御刀一腰	状 1		なし	
23	朽木伊予守書状	池田(草庵力)先生宛	(過日は遠境御来駕厚預御教示)	状 1		なし	
24	牧 山城守書状	谷口十郎左衛門他宛	為暑中見廻家来元迄芳札之趣	状 1		八月二十五日	
25	牧 河内守書状	谷口十郎左衛門他宛	為年甫之嘉儀家来元迄芳札之趣	状 1		二月二十日	
26	牧 山城守書状	谷口十郎左衛門他宛	為暑中見廻家来元迄芳札之趣	状 1		八月二十五日	
27	仙 讃岐守書状	谷口十郎左衛門他宛	為年頭之嘉儀家来元迄芳札之趣	状 1		二月七日	
28	京 右近将監書状	木下織衛他宛	為年始之祝詞家来方迄示し給	状 1		三月十日	
29	牧 河内守書状	谷口十郎左衛門他宛	為寒中見廻家来元迄芳札之趣	状 1		正月二十日	
30	牧 山城守書状	舟木外記他宛	今般在所到着申候付家来元迄芳札之趣	状 1		十一月五日	
31	京 備前守書状	舟木外記他宛	為年始之嘉儀家来方迄芳札之趣	状 1		正月二十三日	
32	牧 河内守書状	猪子伊織他宛	為寒中見廻家来元迄芳札之趣	状 1		正月二十日	
33	牧 佐渡守書状	舟木外記他宛	為寒中見廻家来元迄芳札之趣	状 1		二月三日	
34	牧 河内守書状	猪子伊織他宛	為年甫之嘉儀家来元迄芳札之趣	状 1		三月五日	



## 薬箱 1 從諸侯方賜御書 從御末家様方同断

通番	表題	宛名	内容 [手紙書き出し (文中一部分)]	形態	形状	日付	備考
35	京 右近将監高景書状	木下織衛他宛	為年始之祝詞家来方迄示之趣	状 1		正月二十八日	
36	京 右近将監高景書状	木下織衛他宛	就暑中家来方迄示之趣	状 1		七月二十八日	
37	京 能登守高中書状	舟木外記他宛	為年甫之嘉儀家来方迄御状之趣	状 1		二月六日	
38	仙 讚岐守久利書状	谷口十郎左衛門他宛	為年頭之嘉儀家来方迄芳札之趣	状 1		正月四日	
39	仙 讚岐守久利書状	舟木外記他宛	為寒中御尋向家来方迄御札之趣	状 1		正月二十七日	
40	仙 越前守久道書状	舟木外記他宛	為寒中尋向家来方迄御札之趣	状 1		正月九日	21~40一括り
41	牧 河内守節成書状	猪子伊織他宛	為參勤在所出立申付家来元迄芳札之趣	状 1		七月五日	
42	仙 讚岐守書状	木下織衛他宛	我等初而在所令到着候為祝儀家来方迄芳札之趣	状 1		五月二十二日	
43	山名鞠負義問書状	谷口十郎左衛門他宛	為年甫之嘉儀在所家来方迄御状之趣	状 1		三月六日	
44	山名鞠負義問書状	谷口十郎左衛門他宛	為年甫之嘉儀在所家来方迄御状之趣	状 1		正月二十五日	
45	仙 讚岐守書状	猪子伊織他宛	為年頭之嘉儀家来方迄芳札之趣	状 1		正月二十五日	
46	京 備前守書状	舟木外記他宛	就暑中家来方迄示之趣	状 1		六月十一日	
47	民部高里書状	堀孫左衛門他宛	為改曆之佳詞芳札令披閱候	状 1		二月十二日	
48	仙 讚岐守久利書状	谷口十郎左衛門他宛	我等在所令到着候為祝儀家来方迄芳札之趣	状 1		五月二十一日	
49	仙 讚岐守久利書状	木下織衛他宛	我等在所令到着候為祝儀家来方迄芳札之趣	状 1		五月二十一日	
50	牧 山城守書状	舟木外記他宛	今般在所到着申候付家来元迄芳札之趣	状 1		九月十五日	
51	牧 河内守節成書状	谷口十郎左衛門他宛	今般在所到着申候付家来元迄芳札之趣	状 1		十月二十日	
52	京 大膳高鎮書状	舟木外記他宛	今般就家督家来方迄芳札之趣	状 1		五月二日	
53	京極三右衛門書状	舟木外記宛	為暑中御見舞家来許迄預御状	状 1		七月十二日	
54	仙 讚岐守久利書状	木下織衛他宛	為暑中尋向家来方迄御札之趣	状 1		七月十三日	
55	仙 讚岐守久利書状	谷口十郎左衛門他宛	為暑中尋向家来方迄御札之趣	状 1		七月一日	
56	牧 河内守節成書状	猪子伊織他宛	為暑中見舞家来方迄芳札之趣	状 1		七月二十日	
57	山名鞠負義問書状	舟木外記他宛	年甫之為嘉儀家来方迄紙表之趣	状 1		二月十四日	
58	山名鞠負義問書状	木下織衛他宛	為年甫之嘉儀在所家来方迄御札之趣	状 1		三月六日	
59	山名鞠負義問書状	谷口十郎左衛門他宛	為年甫之嘉儀在所家来方迄御札之趣	状 1		三月六日	
60	京 右近将監高景書状	谷口十郎左衛門他宛	為年始之祝詞家来方迄示之趣	状 1		四月	41~60一括り
61	京 上総介高備	舟木外記他宛	就暑中家来方迄示之趣	状 1		七月二十日	
62	仙 常之助久利書状	舟木外記他宛	為年頭之嘉儀家来方迄御札之趣	状 1		二月二十八日	
63	京 右近将監高景書状	谷口十郎左衛門他宛	為年始之祝詞家来方迄示之趣	状 1		正月二十八日	
64	京 右近将監高景書状	舟木外記他宛	就寒中家来方迄示之趣	状 1		正月二十八日	
65	仙 讚岐守久利書状	舟木外記他宛	為年頭之嘉儀家来方迄御札之趣	状 1		正月	
66	牧 河内守節成書状	谷口十郎左衛門他宛	為寒中見廻家来方迄芳札之趣	状 1		二月五日	
67	京極左衛門高景書状	舟木外記宛	改年之御慶目出度存候	状 1		正月五日	
68	仙 常之助久利書状	舟木外記宛	為年頭之嘉儀家来方迄御札之趣	状 1		正月二十八日	

薬箱 1 従諸侯方賜御書 従御末家様方同断

通番	表題	宛名	内容 [手紙書き出し (文中一部分)]	形態	形状	日付	備考
69	仙 讃岐守久利書状	木下織衛他宛	為年頭之嘉儀家来方迄芳札之趣	状 1		正月五日	
70	牧 山城守節成書状	木下織衛他宛	為寒中見廻家来方迄芳札之趣	状 1		正月二十五日	
71	京 右近将監高景書状	猪子伊織他宛	就寒中家来方迄示之趣	状 1	折紙	二月二十九日	
72	仙 讃岐守久利書状	木下織衛他宛	為年頭之嘉儀家来方迄芳札之趣	状 1		正月六日	
73	京 備前守書状	舟木外記宛	就寒中御入来過分存候	状 1		正月二十五日	
74	京 極八之助書状	舟木外記宛	為年頭之御祝詞預御出忝存候	状 1		正月二十日	
75	下間少進書状	舟木外記宛	(隠居覚心房之儀本殿ヨリ御尋之筋被為在候二付)	状 1	折紙	十月十四日	
76	下間少進法橋書状	舟木外記宛	(内分儀本殿江もしや相知れ申候へば拙者難儀)	状 1	折紙	八月十八日	
77	松山茂左衛門書状	舟 多宮宛	改年之御吉慶際限不可有御座候	状 1		正月三日	
78	黒澤正司書状	舟 多宮宛	改年之御吉慶際限不可有御座候	状 1		正月	
79	京 極左衛門高景書状	舟木外記宛	(寒中御見舞申入度)	状 1		十一月十八日	
80	京 極飛驒守家来岩崎豊太夫願書	弁事役所宛	(本家錦太郎朝政一新二付上京仕度)	状 1	一部虫損	九月三日	
81	京 極大学書状	舟木数馬宛	(この度村山修理殿弟寿之助婿養子仕度)	状 1		十月八日	
82	京 極大学書状	舟木外記宛	(旧来は御地へ罷越永々被成候、二月五日東海道旅行)	状 1		正月三日	
83	京 極大学書状	外記宛	(此方も相揃無異之儀御休意可被成候)	状 1	折紙	六月十五日	
84	京 極八之助書状	舟木外記宛	為年頭之御祝詞預御出忝被存候	状 1		正月二十九日	
85	京 極八之助書状	舟木外記宛	為年頭之御祝儀預御出忝被存候	状 1	後欠		
86	京 極氏知行安堵状	今寺善泉庵	御いはい所前として以蔵納百石全可申付候	状 1	折紙	七月二十日	
87	不明	せんあん宛	たうあん様御いはい所として百石くらの中にて申し付け	状 1	折紙	七月二十日	
88	(御近習番酒匂薫ほか名前書き出し)			状 1	前欠		
89	(大田原他氏名書付)			状 1	前欠		
90	寿徳斎様御筆 (包紙)			一枚			
91	撰光院様御筆 (包紙)			一枚			
92	誌石文 (京極高有墓誌)		孝子甲斐守従五位源朝臣高行謹識	一枚	包紙あり		
93	酉八月八日ヨリお楽殿御引越二付諸色請払帳			横帳一冊	包紙あり	(安永六歳)	

## 薬箱2 石束外

通番	表題	日付	作成者・差出→宛名	形態	備考
1	御結納御答礼御目六	なし	飛驒守様へ 淡路守様より	状 1	1~5綴じ
2	暑中見舞い謝礼	7月13日	牧 山城守→舟木外記ほか	状 1	
3	年甫嘉儀謝礼	2月9日	牧 河内守→舟木外記ほか	状 1	
4	在所到着祝儀謝礼	閏4月21日	仙 讃岐守→舟木老之助ほか	折紙 1	
5	在所到着祝儀謝礼	5月26日	仙 讃岐守→舟木老之助ほか	状 1	
6	書状（藩主より中士の班・十人扶持を賜る云々）	8月27日	藤沢東咳→舟木老之助宛	状 1	封筒入、ペン書き表題
7	書状（五月十七日城主帰国、二六朝講釈、津藩ニハ儒者多く云々）	6月11日	猪飼敬所→舟木外記	状 1	
8	書状（去秋帰国凶耗、勢州も不作、平松氏独り苦心、歳暮祝儀御礼云々）	2月9日	猪飼敬所→舟木外記	状 1	
9	書状（文武御研究なれら遠察云々）	6月28日	猪子左家太→舟木多宮宛	状 1	猪子長兵衛・左家太・伊織書簡綴
10	書状（老之助隠居・年始祝詞）		猪子左家太→舟木多宮宛	状 1	
11	書状（佐織謹番、風邪にて数馬小屋で世話になる云々）	4月3日	猪子左家太→舟木外記宛	状 1	
12	書状（若殿様出府同伴御世話になり紋服下賜）	12月12日	猪子左家太→舟木外記宛	状 1	
13	書状（前欠、当秋御勤御滞府云々）	4月6日	猪子左家太→舟木外記宛	状 1	
14	書状（四月十七日文拝見、十四日江戸着、かんだんけい献上云々）	なし	猪子左家太→舟木伯母宛	状 1	
15	書状（数馬大丈夫、私ども滞りなく着府、後欠）	4月17日着		状 1	
16	家督格禄(家督席並知行高御定・同追加)	天保11年7月	なし	状 1	付箋あり
17	書状（入牢人御仕置に付き云々）	12月晦日	舟木外記か	状 1	付箋あり
18	御条令之外同席申合心得方	(天保8年以後)		状 1	付箋あり
19	書状（大殿様殿様上下二相狭り御互ニ心通云々）		舟木外記か	状 1	
20	(天明2~文政4年家中記事)		舟木外記か	状 1	神継はずれ
21	口上書袖控（上様御代替に付）		舟木外記か	状 1	
22	御勝手方急御用（新御料御預之一条他）		舟木外記か	状 1	
23	口上（木下多宮次男石束家血筋云々）	酉年	舟木外記→高階八右衛門	状 1	付箋あり
24	書状（芝居物・二万石預高などに付）	4月14日	舟木外記→猪子伊織・谷口十郎左衛門	状 1	横帳はずれ
25	人足覚			2枚	横帳はずれ
26	口上覚（御加恩、御加増の分御断り云々）	正月	舟木外記→猪子伊織	状 1	付箋あり

薬箱2 石束外

通番	表題	日付	作成者・差出宛名	形態	備考
27	(同姓多宮呼び出し状)	12月26日		状1	
28	書状(二方郡にて才覚筋満足之由)	6月20日	甲斐→舟木主馬	状1	
29	(出石通用廣札に付、奉行所吟味願い)		京極加賀守	状1	「去酉9月」云々
30	奉願口上之覚(木下多宮次男金弥、石束家相続に付)	明和2年12月14日	舟木外記→猪子伊織	状1	「御用番へ差出候控」(端書)
31	奉願口上之覚(木下多宮次男金弥、石束家相続に付)	明和2年12月14日	舟木外記→猪子伊織ほか	状1	「御用番へ差出候控」(端書)、 包紙とも
32	書状(石束の苗字再度相立度、内意申し上げ云々)	3月15日	舟木老之助→西山久馬	状1	付箋あり
33	口上覚(石束家相続願に付)			状1	付箋あり
34	口上覚(石束家相続願に付)		月番猪子氏よりの口上書	状1	「金弥事戌二月願之通」(端書)
35	口上之覚(星合与市大目付仮勤に付)	正月27日	舟木外記→小林丹時	状1	付箋あり
36	口上覚(木下家次男、石束家血筋に付)			状1	付箋あり
37	書状(石束家名跡再興に付常照院取り扱い云々)		西山久馬→舟木老之助	巻1	「石束名跡一件」(端書)
38	御願申上候口上之覚(石束家名跡に付)	閏11月28日	常性院より	状1、折紙	包紙とも、「石束第一号」ペン書 張紙
39	書状(土田金次郎より外なく云々)		常性院→舟木老之助	状1、折紙	「石束第二号」ペン書張紙
40	口上のおぼへ(石束名跡のこと云々)	3月13日		状1	「石束第三号」ペン書張紙
41	書状(御家相立のため御主君様の御子様のうち云々)	後11月27日		状1	「常性院殿より御含申上候書案」 (端書)
42	書状(石束名跡前方より申し述べ云々)	閏霜月26日	常性院→舟木老之助	状1、折紙	「石束第五号」ペン書張紙
43	書状(石束名跡の事、私年来のぐわんもうじょうじゅ 云々)		常性院→	状1	「石束第六号」ペン書張紙
44	舟木静氏執筆釈文並びに封書			5点	
45	舟木家諸道具改帳	文化5年12月	猪子氏・木下氏	1冊	
46①	大石義雄自画暨記写		赤松鴻	1枚	99.8×47.5、包紙とも
46②	大石りく書簡(拓本)ならびに釈文			2枚	35.5×50.6
	47から66は別紙				
67	書状(近来撰養を専ら、寄席にて雑話を聞く云々)	1月12日	東京本郷弓町猪子清→戸牧村舟木克己	状1、封と	18.1.17(消印東京)
68	書状(令嬢君暫時御滞留、読書習字など教授云々)	4月5日	美作勝北郡安達清風→真島郡高田村舟木克己	状1、封と	11.2.□(消印)
69	書状(隼之助様御修行金、卓之助様学業上達云々)	2月1日	東京新淡路町吉村寅太郎→戸牧村舟木克己	状1、封と	17.10.29(消印東京)
70	書状(為替金にて送金云々)	2月25日	吉村寅太郎→舟木老台	状1	69の封筒に入れる

## 薬箱2 石束外

通番	表題	日付	作成者・差出→宛名	形態	備考
71	書状（卓之助様学資金郵便為替にて送る云々）		差出宛名部分欠	状1	69の封筒に入れる
72	書状（御愛息医学修行に上京云々）	9月7日	吉村寅太郎→舟木老台	状1	69の封筒に入れる
73	書状（止才縁組決まり、退職の上京都へ云々）	3月9日	東京本郷弓町猪子清→真島郡高田舟木克己	状1	
74	書状（止才嫁取、結納遣わし近々西京へ参り云々）	3月8日	猪子清→舟木お八重	状1	73と同じ封筒に入る
75	舞鶴見樹寺墓地改葬委任状	昭和2年8月25日	豊岡町合資会社宝林銀行相坂→舟木	状1	封とも
76	重要書の写（舟木良吉履歴ほか）	昭和2年2月26日		6点	舟木病院封筒に入れる
77	大阪毎日新聞切り抜き（東宮御成婚贈位者に付）	大正13年2月11日		3点	舟木病院封筒に入れる
78	京極高厚御訓示書写	昭和3年3月7日	豊岡藩士族総代→舟木静	1点	但馬合同銀行封筒に入れる
79①	書状（厳父様履歴預かりに付）		豊岡町平井慶次→舟木静	状1	①～③封とも
②	書状（舟木良吉履歴に関する資料を保管願ひ）	昭和2年2月26日	舟木静→平井慶次	状1	
③	記（外記直温履歴書など八件）	昭和2年2月25日	舟木静→平井慶次	状1	
80	書状（びんを格大きくしてまえかみもふくらまし云々）		母→舟木りつ	状1	
81	書状（父様兄様お帰り、お姉も悦んでいる云々）		かか→おりつ	状1	タテ9.5×ヨコ20.0
82	和歌（雨はるる他）			状1	
83	書状（お帰りの都合如何、伊織様へもよろしく）		三保→縄	状1	
84	書状（君公益々御機嫌）	12月14日	猪子清→舟木克己	状1	

【薬箱】 引き出し③「誕生・命名」 目録

番号	表題	差出	宛名	年代	形状	点数	備考
1	十六日 七夜祝式帳（子中丑上刻誕生）	—	—	文化2.9.10	縦帳	1	初髪剃・麻上下着、高屋村多三郎、出生江名 金十郎など書上 お七夜…誕生から数えて7日目の夜を節目に半紙に書いた赤ちゃんの命名書を神棚に貼ってお披露目する。
2	〔状〕（去人の御勝手を持たる時御替方必至と御差支成ケルガ今ハ詮方なしとて御鉄砲を始め武器類両分御拂として）	—	—	（近世）.-.-	状	1	〔包紙〕「口傳」に包まれている。
3-1	〔書状〕（当春は出府仕にて拝顔仕大慶至極奉り存じ候につき）	舟木外記（花押）	遠藤先生	（近世）.5.29	状	1	〔包紙〕（遠藤先生へ、猪飼先生へ直温）に（3-1～3-2）入っている。 稽古堂…天保6年
3-2	〔書状〕（去年は山陰北陸東山東海大凶作にて遂に餓死之者を相聞こえ米価200目余りに相成、当年も心配に相成のことなど書上）	舟木外記（花押）	老先生	（近世）.-.-	状	1	* 稽古堂のことについて書いているため、天保6年以降 * 天保7年…大凶作
4	〔書画〕（舟木はつ草、舟木りつ母、	舟木はつ	—	（近世）.-.-	状	1	花扇太夫…、今むらさき…、たちはな太夫…（歌舞伎事典で調べる）
5	〔断簡〕（名字）	—	—	（近世）.-.-	状	1	疋田安貞子貞
6	〔状〕（老之助）	—	—	嘉永元.6.—	状	1	〔袋〕「嘉永元申年六月朝高厚公於 御前改号被 仰付公時年十有六予廿ハ 老之助」
7	安政五戊午年五月五日、舟木直養前髪取之	—	—	安政5.5.5	その他	1	髪の有り
8	弘化2、巳年7月14日暁子剋於八百出生臍之緒産髪也	—	—	弘化2.7.14	その他	1	臍の尾、産髪入、8～33紐一括
9	舟木正路生毛、臍ノ尾、明治25年3月4日生、直巻	—	—	明治25.3.4	その他	1	臍の尾入、8～33紐一括
10	〔状〕（金老実長）	—	—	享和3.11.15	状	1	8～33紐一括
11	舟木直温誕生之記	舟木静	—	昭和2.正.吉	横帳	1	8～33紐一括
12	〔状〕（大正7年3月12日撮之、岩崎靖手形 保存）	—	—	大正7.3.12	状	1	〔包紙〕（大正7年3月12日撮之、岩崎靖手形 保存）に手形有の状入、8～33紐一括
13	〔状〕（大正8年2月15日生岩崎静長女・光代、昭和元年12月30日生舟木静二男・直温、大正13年4月6日生舟木静長男・直光、大正9年10月9日岩崎静二男靖光、大正11年5月24日岩崎静二女三保子、大正6年3月12日生岩崎静長男靖）	—	—	大正8.2.5～昭和元.12.30	状	6	〔包紙〕に状6枚入、8～33紐一括
14	〔状〕（呼名・正路、明治25年3月24日生、辰ノ年）	—	—	明治25.3.24	状	1	8～33紐一括
15	〔状〕（呼名・多嘉・明治27年10月20日生）	—	—	明治27.10.20	状	1	8～33紐一括

## 【薬箱】 引き出し③「誕生・命名」 目録

番号	表題	差出	宛名	年代	形状	点数	備考
16	〔状〕（呼名・謹、直養長女）	—	—	（近代か？）.-.-	状	1	8～33紐一括
17	〔状〕（呼名・千之、明治25年1月22日暁生出直方二男）	—	—	明治25.1.22	状	1	8～33紐一括
18	〔状〕（直方四男・呼名、義芳）	—	—	（近代か？）.-.-	状	1	8～33紐一括
19	呈上、私印并開防 二類、篆文・容膝、直寅、清夫）	原田維修篆 「印」「印」	—	天保4.2.—	状	1	8～33紐一括
20	〔状〕（御前被下置候呼名、数馬）	舟木直温	—	文政7.正.17	状	1	〔封〕（文政7年甲申正月17日於御前被下置候、呼名、舟木直温）、8～33紐一括
21	〔状？〕（文化四丁卯歳八月二日 辰之中刻誕生、胞緒生髪、久女）	—	—	文化4.8.2	その他	1	8～33紐一括
22	〔状〕（舟木金十郎）	—	—	（近世）.-.-	状	1	8～33紐一括
23 -1	口上覚（私呼名相改申度につき）	舟木多宮	大御目付 中様	（近世）.-.-	状	1	23-1に23-2巻き込み、8～33紐一括
23-2	口上覚（私呼名相改申度につき）	舟木多宮	大御目付 中様	（近世）.5.-	状	1	23-1に23-2巻き込み、8～33紐一括
24	〔状〕（直寅字清夫）	中田世香謹識	—	文政甲午.-.-	状	1	〔袋〕（名字、賤名内具）、8～33紐一括
25	〔状〕（舟木金十郎）	—	—	（近世）.-.-	状	1	8～33紐一括
26	〔状〕（舟木金十郎様御各乗、直養帰納壤、出所 孟子など書上）	—	—	（近世）.-.-	状	1	8～33紐一括
27	口上覚（私相改申度につき）	舟木多宮	大御目附 中様	（近世）寅.- .28	状	1	8～33紐一括
28	〔状〕（文化5戊辰年29日卯之上刻誕生水姓 おてるとの）	—	—	文化5.9.—	状	1	8～33紐一括
29	〔状〕（直温、文化6歳正月良辰豊臣元起撰「印」）	—	—	文化6.正.-	状	1	〔袋〕（実名）、8～33紐一括
30	〔状〕（呼名、多宮）	—	—	（近世）.-.-	状	1	〔袋〕（呼名）、8～33紐一括
31	〔状〕（呼名、左膳）	—	—	（近世）.-.-	状	1	〔袋〕（呼名、猪子正度、舟木直温士贈嫡男）、8～33紐一括
32	〔通称〕（左繕改 舟木繩、舟直温「印」「印」）	—	—	天保6.正.-	状	1	8～33紐一括

【薬箱】 引き出し③「誕生・命名」 目録

番号	表題	差出	宛名	年代	形状	点数	備考
33	〔状〕（直尹（花押）、舟木金十郎）	—	舟木金十郎	（近世）.-.-	状	1	8～33紐一括
34	七夜祝式帳	—	—	寛政11.3.23	状	1	—
35	七夜祝式帳	—	—	寛政9.10.21	状	1	—
36	舟木左膳出生之節取斗一件	—	—	（近世）.-.-	状	1	—
37	〔状〕（明治27年9月11日良吉三男 敏行）	—	—	明治27.9.11	状	1	37～44包紙一括
38-1	〔状〕（呼名 春野）	—	—	明治22.4.15	状	1	—
38-2	〔状〕（4月5日春野 へそのを）	—	—	（近世）.4.5	状	1	38-1に包み込み
39	〔状〕（呼名 春野）	—	—	明治32.3.15	状	1	へその尾あり
40	〔状〕（文化4年夏6月1日征夷府間儒員束謹紫彦来此門人三上順及児尾升従 玄武洞）	—	—	文化4.6.1	状	1	—
41	於長女出産に付到来物控	舟木	—	明治22.2.25	横帳	1	—
42	〔状〕（直方二女 明治34年5月9日生 呼名富美子）	—	—	明治34.5.9	状	1	へその尾あり
43	〔状〕（呼名 直大）	—	—	明治22.12.1	状	1	へその尾あり（明治19.12.1生）
44	〔白紙〕	—	—	（未詳）	その他	1	〔袋〕「呼名」（37～44包紙一括）
45	文政15壬午年5月節句舟木左膳神而相祝候節取斗につき）	—	—	文政15.5.5	横帳	1	—
46	暦年曆（大・小の月、大寒日など）	—	—	（近世）.-.-	仮綴	1	—
47	〔状〕（命名・直温）	—	—	昭和2.1.5	状	1	〔〔封筒〕（昭和元年12月30日生、昭和2年1月5日
48	〔書状〕（今度の儉約筋の儀全同人企故、ヶ程迄移、随分と早く故取直のことにつき）	甲斐	舟木外記	（近世）.2.6	状	1	〔袋〕（舟木直温自筆御美政抄、甲斐公より外記への内用向書など書上）48～●まで一括 〔封紙〕あり
49	〔書状〕（罪科これある者死罪取斗方の義につき）	—	—	（近世？）.-.-	状	1	—
50	〔書状〕（追って成人之旨目出度ことにつき、家中先ツ質素のことにつき、領中之義も弥儉約ありがたられ義のこと、家中文武之両道に一統相勤め候につき、此度城崎之温泉廻船のよしなどにつき）	—	—	（近世）.6.6	状	1	〔封紙〕（外記江内用）
51	〔書状〕（瑞泰寺、御廟所是までの様荒候御不本意の義につき、京都に預け候筒のことにつきなど書上）	—	—	（近世）西.2.8	状	1	（端裏書）「酉二月八日伺済 御内談覚」



## 【薬箱】 引き出し③「誕生・命名」 目録

番号	表題	差出	宛名	年代	形状	点数	備考
52	〔状〕（御自分義、御役職御免隠居被致再願候、右者病氣無據相聞候につき、何れも申談、御内意得候所、願之通御役職御免許仰せ付けられ候）	—	舟木老之助方江	(近世) .-. .-	状	1	—
53	〔状〕（救荒参考書：天保飢饉時に粥小屋を建てた、発駕前に窮民救済、医師4人へ薬を持たせ指遣わすことなど）	—	—	(天保6カ) .-. .-	状	1	53～55〔包紙〕（鉛筆にて・美政談、救荒参考書）一括
54	〔美政談写〕	—	—	(近世) .-. .-	状	1	53～55〔包紙〕（鉛筆にて・美政談、救荒参考書）一括
55	美政談	—	—	天保13年～弘化2年	状	1	53～55〔包紙〕（鉛筆にて・美政談、救荒参考書）一括
56	〔口上覚〕（不調法の私義結構思召され重き御役職御冥加至極身に余る有りがたき仕合せのことにつき）	舟木外記	猪子伊織	天保15.11.27	状	1	〔端裏書〕（御勝手方加役御免再内願書控）
57	〔口上覚〕（私義今般結構御加息成し下され、其上御禮席昇進仰せ付けられ冥加至極有りがたき仕合せのことなどにつき）	舟木外記	猪子伊織	弘化2.正.-	状	1	〔端裏書〕（御加増御節内願書控）
58-1	菊之紋（桂宮智仁親王より傳來相用候ことなど書上）	—	—	弘化4.4.—	状	1	〔袋〕（御供立候蓑箱之義仰立てられ之次第二付、智仁親王御時代之義松永主膳二相尋御系譜取調写相廻され候再写、弘化4丁未年京師寓居中直温）一括（58-1～58-2） 〔端裏書〕（常照院様） 智仁親王（天正7年正月～寛永6年4月7日） 常照院…京極高知の女で、智仁親王に嫁ぐ。
58-2	〔系図〕（智仁親王系図）	—	—	(近世) .-. .-	状	1	
59	〔書状〕（儉約質素相心得につき）	甲斐	舟木外記 其の	(天保4) .2. —	状	1	〔袋〕（天保4年2月23日御手自被下置候 舟木外記直御）の中に〔袋〕「貫精神認之一書」
60	〔覚〕（舟木外記略記）	—	—	(近世) .-. .-	状	1	
61	〔書状〕（追啓、4月24日三田出火などにつき）	外記	数馬	(近世) .5.21	状	1	

薬箱④ 「政治」

通番	表題	作成者/宛名	内容	点数	形状	日付
1	毎月改 諸侍分限帳	舟木数馬	(御中老・御用人以下、知行高と氏名、役料)	一冊	横帳小	
2	衣類腰物覚	舟木数馬		一冊	横帳小	
3	享保十三年 御行列帳 日光御社参			一冊	横帳小	
4	御奉公火消之時行列帳 (享保六年参府の時)	舟木数馬直温		一冊	横帳小	文政八年七月
5	天保三年 御発駕御道中御休泊附			一冊	横帳小	
6	天保十三年 御城出行行列帳 御用番			一冊	横帳小	
7	御介添御□□一条帳			一冊	横帳小	
8	東丹波・東海道道之記	松貫斎主人	(三月十八日発駕から四月六日江戸着)	一冊	横帳小	
9	嘉永四年・嘉永五年 高厚公御婚姻記 上		御用懸 加判 舟木直寅・西山貞堅	一冊	横帳小	
10	元治紀元甲子季春 千代吉殿諸事覚		舟木多宮	一冊	横帳小	
11	(家中規則覚)		[御家中廻勤八年始暑寒五節句斗など]	一冊	横帳小	文政4年以降
12	天保三年 従前之御出入之向	大谷四郎右衛門改		一冊	横帳	
13	前々より出入之向 文政三年	大谷四郎右衛門改		一冊	横帳	12と紙縫り一括
14	公金出入簿			一冊	横帳	
15	御法制御抜 御白書写		[今度家政法則之別紙並帳面云々]	一枚	後欠	天保十一年六月
16	由緒書写・御直書之写		[御側御用人勝田佐次右衛門方執筆]	一枚		天保十一年六月
17	(来秋大坂御加番仰せ付けられたき願書)		[私在所但馬国豊岡之義八国中第一之低所ニテ云々]	一枚		
18	調達年賦講利息積立帳入 (包紙)			一枚		
①	調達金壹口金壹百両掛人数廿人組講年賦仕法			一冊	横帳	
②	(五か年賦添崩仕法頼母子金百両)			一枚		
③	(金百両無尽利息積立書)			一枚		
19	大坂御用書物 舟木老之助 (袋)			一袋		
①	大坂御旅館中下宿割		[御名内舟木老之助ほか]	一枚		
②	覚 (大坂小人奉公伺い)			一枚		七月二日
③	覚 (宇多笠法皮・木綿看板など備品書付)			一枚		
④	大坂御小屋割		[舟木老之助・猪子左家太ほか]	一枚		
⑤	(大坂従者名簿)		[御名内舟木老之助ほか]	一枚		
⑥	覚 (黒塗御呈書箱ほか備品書付)			一枚		
⑦	諸士組合調		[猪子左家太ほか]	一枚		
⑧	小頭以下人配		[二口合わせ三十一人、二口合わせ三十六人]	一枚		

## 薬箱④ 「政治」

通番	表題	作成者/宛名	内容	点数	形状	日付
⑨	(花折羽織ほか衣類書付)			一枚		
⑩	(新町大工勘助ほか名簿)		㊦十三人	一枚		
⑪	(被仰渡書) 御普請奉行江		[去秋洪水莫太之損毛且御普請所格外之物入]	一枚		
⑫	(鉄堂垣多七ほか名簿)			一枚		
⑬	覚(御小姓具足・羽織ほか書付)			一枚		
20	参州騒動(三河加茂額田郡騒動次第)		[右脇坂様間柄より借用急写誤も有之由]	一枚		天保七年
21	家中往来之節被下金路料御規定		御用席写	一冊	縦帳	
22	(老中土井大炊頭殿御演達)		[天保十四年十一月五日 大目付江]	一冊	縦帳	
23	嘉永二年十二月二十九日大目付より廻状写		[阿部伊勢守渡 大目付江 異国船渡来の節云々]	一冊	縦帳	
24	(勅諭)		[朕惟方今時勢夷狄恣猖獗云々]	一冊	縦帳	文久二年写
25	新聞雑誌 第三十号		[正月十八日宮中ニ於テ御歌初メアリ云々]	一冊	縦帳	明治壬申二月
26	猪子止才之助書状	舟木律子宛	[近畿地方ハ二回も水難、御地ハ行李巻盛にして多数者従事] 状 1	状 1		八月九日
27	猪子止才之助書状	舟木律子宛	[千枚漬少々送呈云々] 日本医事新報原稿用紙使用	状 1		十二月十七日

薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
1	九月廿八日御婚禮 御獻立	(近世カ)	—	—	状	1	
2	おゆ代道具帳	(近世カ)	—	—	豎張	1	
3	五月廿七日御婚禮 御獻立	(近世カ)	—	—	状	1	紙紐あり
4	覚(御帯一筋ほか二点請取)	(近世カ)	高田甚右衛門	田宮国右衛門様	状	1	
5	奉願口上之覚	天明6丙午.3.20	舟木左京(印)(花押)	前波矩輔様、谷口藤左衛門様、ほか二名	状	1	端書き「左京縁談之願書扣也 取次人小林丹下へ相頼候 上包有り」とあり
6	獻立明細書 一五月廿七日朝五ッ時	(近世カ)	—	—	状	1	
7	〔献立〕	(近世カ)	—	—	状	1	断簡
8	覚(舟木外記格縁書付、御世話人御名前致承知事ほか5筆御取扱につき)	(近世カ) 9.1	舟木織兵衛	山田治郎之(兵カ)衛様	折紙	1	
9	〔献立〕	(近世カ)	—	—	状	1	白紙の包紙あり
10	御献立	(近世カ)	—	—	状	1	
11	末姫君様 御婚禮ト御結納ト(〆百拾四貫文 此銀一貫七拾貳匁九分四厘、五ヶ年平均一ヶ年分銀二百四匁五分九厘)	(近世カ)	—	—	状	2	
12	〔書状〕(老之助殿姉子同氏吉右衛門妻二御縁組及御熟談につき)	(近世) 6.19	有本助左衛門久禎(花押)	猪子左織様	折紙	1	
13	〔柄原にて小森安之丞方内談掛合覚書〕	(近世) 1.18	小林□□	猪改之丞様、舟金十郎様	横帳	1	
14	婚禮二付到来物覚	(近世)	—	—	横帳	1	添紙あり
15	〔家来より到来物覚書〕	(近世)	—	—	状	1	
16	おてつ引越之節入用拂残り	(近世)	—	—	横帳	1	
17	〔とくさ木綿十五匁など諸入用覚書〕	(近世)	和田●直	舟老之助	折紙	1	
18	十一月十九日御婚禮御獻立	(近世)	—	—	状	1	後欠
19	〔書状〕(老之助殿御姉子拙者倅吉右衛門妻二致御縁組度段及御相談につき)	(近世) 5.27	有本助左衛門久禎(花押)	猪子左織様	状	1	
20	奉願口上覚	文化10酉.5.26	舟木老之助(印)(花押)	坂弥三左衛門様、端甚五兵衛様	状	1	端書き「お友再縁願書扣」
21	〔書状〕(御会娘私妻二御所望にて尼しやあ拙翁殿江木下織衛方申置につき)	(近世) 9.11	舟木外記	堀田平太夫様	状	1	端裏書「裏白紙 封上書双方名計二而肩書なし 状箱上書肩ニ●●御家中 豊岡家中」

## 葉箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
22	〔書状〕（御縁約之義につき）	（近世）	舟木外記	堀田平太夫様	状	1	端裏書「答酬書案」
23	覚（代銀勘定につき ㄨ四拾三匁六分九厘）	（近世）8.20	●●ハ	猪兵助様	状	1	はさみこみ
24	〔代銀支払済覚書〕	（近世）酉.10.6	絹屋惣兵衛	舟木金重郎様	状	1	はさみこみ
25	〔目録〕	（近世）	—	—	状	1	端裏書「もくろく」はさみこみ
26	出府ニ付到来（鮎五・竹下源兵衛、酒一香物・由利六左衛門ほか）	（近世）	—	—	折紙	1	
27	〔書状〕（御縁組之義につき）	（近世）11.8	舟木外記	堀田平太夫様	状	1	端裏書「裏白紙下封名前計上封出石御家中」
28	〔当日祝土産物など覚書〕	（近世）	—	—	状	1	
29	〔廻状〕（拙者再縁田辺御家中浅野九馬約束廿八日取引即日婚姻相整につき）	（近世）9.25	舟外記	次第不同 佐伯孫左兵衛殿、堀江与右衛門殿ほか25名	状	1	包紙糊付け 包紙「廻文 舟外記 刻附を以順口□□候辰刻出ス」
30	〔廻状〕（禁事御用之義四ツ時出仕につき）	（近世）1.10	舟富宮	次第不同 猪川儀右衛門殿、由利五郎次右衛門殿ほか14名	状	1	包紙糊付け 包紙「廻状 舟多宮」
31	〔親類覚書〕（同帯刀三女鉄、同目付役吉田武蔵妻、叔父宮津御家中河瀬勘助ほか）	（近世）	—	—	状	1	前欠、後欠
32	〔書状〕（御間柄ニ被仰付目出度御取遣可被成につき）	（近世）5.22	御使者大吉嘉（カ）太八	—	状	1	端裏書「丑五月廿二日使者●扣
33	お鉄峯山表引越之節供立書	安永8巳亥.3.29	—	—	豎張	1	
34	〔玉城婚姻書〕	（近世）	—	—	状	1	端裏書「玉城婚姻書」
35	〔御結納覚書〕	（近世）	—	—	横帳	1	当日の動向、御結納後口上書など
36	親類縁者覚書（星合氏）	（近世）	—	—	状	1	包紙あり 包紙「親類書」
37	〔書状〕（祝納につき）	（近世）11.14	堀田平太夫内竹内近右衛門	舟木外記様御使者田宮専治殿	状	1	
38	親類書（有本氏）	（近世）	有本助左衛門	—	横帳	1	
39	〔到来物覚書〕	（近世）	—	—	状	1	
40	〔廻状〕口上（舟木様御婚婚姻ニ付同日人足一人ずつ御借用につき）	（近世）11.13	田宮専次	亀井三郎兵衛殿ほか7名	状	1	包紙糊付け 包紙「廻状」

薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
41	〔廻状〕（来ル十九日縁女引取婚姻相整につき御時節柄之義、祝物之義につき）	（近世）11.13	舟外記	次第不同 ●田町村尾市左衛門殿、福井庄三郎殿	状	1	
42	〔書状〕（老之助妹萬勢幼少より木下家江養女可致につき）	（近世）	—	—	状	1	端裏書「老之助妹萬勢木下家江養女引越」
43	〔目録〕	（近世）癸丑5.22	—	—	状	1	端裏書「癸丑五月廿二日結納●目六下書」
44	〔書状〕（昨日はお友事引越婚姻首尾能相整につき）	（近世）6.27	有本吉右衛門久重（花押）	舟木老之助様	折紙	1	
45	申ノ年参拝到来物	（近世）申	—	—	横帳	1	紙紐一括
46	香奠附夜食到来	（近世）	—	—	横帳	1	紐はずれ、紙紐一括
47	〔書状〕（結納品目録相認につきほか10筆）	（近世）8.1	小森安之丞居正（花押）	高田逸八様	状	1	
48	覚（御上下巻奥、御扇子巻本ほか3筆）	（近世）2.8	—	—	状	1	
49	舟木外記麻上下縫立寸法	（近世）12	—	—	状	1	端裏書「上下扣」包紙一括
50	山中武次右衛門上下寸法	（近世）	—	—	状	1	
51	親類書（舟木家）	（近世）	—	—	状	1	通番31に続く
52	覚（結納御祝儀物来ル十二月十四日十八日両日之内可被成之由ほか4筆）	（近世）10.18	—	—	状	1	包紙あり 包紙「書付」
53	親族（舟木家親類書）	（近世）	舟木玉城	—	状	1	包紙あり 包紙「書附式通」
54	親族（舟木家親類書）	（近世）	舟木玉城	—	状	1	
55	〔舟木老之助直記来歴書〕	（近世）	—	—	状	1	
56	〔舟木外記直温来歴書〕	（近世）	—	—	状	1	
57	〔親類覚書〕（養方弟木下主馬ほか）	（近世）5	—	—	状	1	
58	〔覚〕（御中宿之義山田次郎兵衛方相頼別荘において御待請などにつき）	（近世）	—	—	状	1	断簡
59	奉願口上覚（京極啓之助様御厄介田中新次郎弟梶之助私養子ニ引取申度につき）	安永4丁巳、9.8 （「永」の字は抹消してある）	舟木老之助（印）寅	谷口十郎右衛門様、木下勘兵衛様	状	1	
60	御婚禮御献立	（近世）11.19	—	—	状	1	後欠
61	〔包紙〕（廻状 舟木執事）	（近代カ）	舟木執事	—	包紙	1	包紙のみ

## 薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
62	〔書状〕（愚妹引越万端不行届故祖母貴地江逗留罷越取計仕度并に老之助殿方江伯母様御出之御積之处無其儀につき）	（近世）同日	星合與市	木下勤兵衛様	状	1	62包紙あり「木下勤兵衛様 貴答 星合與市」 61～63包紙一括
63	〔書状〕（愚妹縁談当秋二者引越可申并に上江之願并に祖母逗留参上につき親類共江相談仕居次第）	（近世）5. 19	星合與市	木下勤兵衛様	状	1	
64	〔書状〕（愚妹丹木御氏江進上被仰下熟談仕度につき）	（近世）8. 19	星合與市利（花押）	木下勤兵衛様	折紙	1	
65	覚（御物成勘定雛形并に諸勘定取計方并に心得につき）	（近世）2. 25	高柳兵庫	舟木老之助様、猪子伊織様、舟木外記様、西山久馬様	状	1	65包紙あり「高柳兵庫方古書」 65～70包紙一括 65端裏書あり「高柳兵庫方古書」
66	覚（御物成勘定雛形并に諸勘定取計方并に心得につき）	（近世）2. 25	高柳兵庫	舟木老之助様、猪子伊織様、舟木外記様、西山久馬様	状	1	66～68紙縫り一括 紙縫りに「卯之三月木下多宮被相越候節高柳兵庫方之来書三通」とあり
67	口上書之覚（其元勝手能様ニいたし江戸ニ不構取計方難成御請不仕につき并に米廻し取計方につき）	（近世）2. 26	高柳兵庫	舟木老之介様、猪子伊織様、舟木外記様、西山久馬様	状	1	
68	〔書状〕（御家御直し方之存寄多宮殿江申含為差登申につき）	（近世）2. 27	高柳兵庫	舟木老之助様、猪子伊織様、舟木外記様、西山久馬様	状	1	
69	口上書之覚（其元勝手能様ニいたし江戸ニ不構取計方難成御請不仕につき并に米廻し取計方につき）	（近世）2. 26	高柳兵庫	舟木老之助様、猪子伊織様、舟木外記様、西山久馬様	状	1	
70	〔書状〕（御家御直し方之存寄多宮殿江申含為差登申につき）	（近世）2. 27	高柳兵庫	舟木老之助様、猪子伊織様、舟木外記様、西山久馬様	状	1	
71	〔書状〕（内用御頼申所御配意忝并に拙家勝手向心組之次第旁御挨拶申述度）	（近世）12. 17	京極兵部	舟木老之助様	状	1	71～83布紐一括 71封あり「舟木老之助様 京極兵部」 71差出・宛名は端裏部分にあり

薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
72	〔封〕（舟木様 上置申付候 番丁京極 此 鹿重登三郎退参之節御返却）	（近世）	番丁京極	舟木様	封	1	封のみ
73	舌代（先刻御光来忝先且先刻之残物御笑草ニ差進 申につき）	（近世）正. 21	一番丁	麴町老職	状	1	
74	〔書状〕（此節之御安否承知いたし度并に異国船 渡来武器不手当の処御内々御談申委細御承知被下 致安心につき）	（近世）林鐘。18	兵部	老之助様	状	1	74封あり「舟木老之助様 京極兵 部」 75差出・宛名は 端裏部分にあり
75	〔書状〕（勝手向彼是御世話ニ相成千万忝并に江 戸表麴町御屋敷近辺出火之次第并に御蔭ニ而東馬 無滞致勤続忝につき）	（近世）2. 15	京極左衛門高景（花押）	舟木老之助様人々	状	1	75封あり「舟木老之助様 当少用事 京極左衛門」 75端裏書あり「左衛門様御書御請 濟」
76	〔書状〕（先頃内願一条につき今日中御越被下差 支之有無貴答可申旨承知）	（近世）正. 21	左衛門	老之助様	状	1	76包紙あり「舟木老之助様御答 京 極左衛門」 76差出・宛名は端裏部分にあり
77	舌代（兼々御約束之竹の子につき明朝御出可被 成）	（近世）3. 11	—	—	状	1	77～79封一括。上書「舟木様 不及 貴答 番丁京極 大乱筆御用捨」
78	〔書状〕（御盃神代酒から汁差上度御出馬被下間 敷哉）	（近世）極. 12	左衛門	老之助様	状	1	
79	舌代（今日俄ニ用事出来ニ而難出近日参上并に塩 焼小魚為持差上申につき）	（近世）11. 23	左衛門	老之助様	状	1	
80	〔書状〕（少し御内談申度且一盃さし上度につき 御光来可被下）	（近世）極. 19	左衛門	老之助様	状	1	80～82封一括。上書「舟木庄之助様 少用事 京極左衛門」
81	〔書状〕（過日御咄し之御内談之義ニ付明日罷出 度）	（近世）12. 24	左衛門	老之助様	状	1	81～82巻込み一括
82	追啓（兼而御頼申五拾金御差立ニ相成千万忝につ き）	（近世）極. 24	左衛門	—	状	1	
83	〔書状〕（去年中座頭高利金廿兩借用之処利分 段々増上いたし甚辛勞につき内密ニ而奉頼度）	（近世）10. 3	京極三右衛門高（花押）	舟木外記様	状	1	
84	〔包紙〕（口上書）	（近世）	—	—	包紙	1	包紙のみ



## 薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
85	覚（荒木信太郎・御番頭格御用人本間市左衛門ほか役職人名につき）	(近世)	—	—	状	1	後欠
86	〔書状〕（来十九日縁女引取婚儀相整につき早朝より御入来頼入度并に人足式人借用申度）	(近世)	—	—	状	1	後欠カ
87	柏原御家中江御婚礼二付御通中諸拂扣）	安永6酉. 8. 19	舟越佐左衛門	—	横半帳	1	
88	道具帳扣	(近世)	—	—	縦帳	1	
89	〔覚〕（有本助左衛門・有本吉右衛門役職・録高につき）	(近世)	—	—	状	1	89～90包紙一括。包紙上書「役録書附」
90	奉願口上覚（養女差遣之願書雛形）	(近世)	—	—	状	1	
91	〔覚〕（父舟木外記ほか親族につき）（下書）	(近世)	舟木	—	状	1	
92	〔包紙〕（書付 式通）	(近世)	—	—	包紙	1	包紙のみ
93	奉願口上覚（谷口十郎左衛門女同姓玉城妻ニ致度）	天保12辛丑. 4	舟木外記印（花押）	西山久左衛門様, 西山丹右衛門様	状	1	93端裏部分に「扣」とあり
94	覚（筆筭一棹ほかにつき）	(近世)	—	—	状	1	白紙あり
95	覚（筆筭一棹ほかにつき）	(近世)	—	—	状	1	95端裏書あり「八月三日道具遣候節之手扣」
96	口上之扣（御結納被贈下幾久敷致祝納につき）	(近世) 9. 15	—	—	状	1	
97	〔書状〕（兼而相願置婚姻につき願之通被仰出御休意可被成下）	(近世) 11. 7	舟木外記	堀田平太夫様	状	1	
98	〔覚〕（祖父舟木故外記ほか親族につき）	(近世)	当主御家老舟木外記	—	状	1	前欠
99	〔覚〕（親族につき）	(近世)	当主御家老舟木外記	—	状	1	前欠
100	口上覚（松平伯耆守様御家中有本助左衛門倅吉右衛門女私養女ニ致猪子伊織妻ニ指遣度につき内伺）	(近世)	舟木外記	坂本團右衛門様	状	1	
101	〔伺〕（木下織衛嫡女母方江引取置逐而私後妻ニ致度につき）	寛政5癸丑. 11. 28	舟木外記	—	状	1	101端裏書あり「上包ニ上書内伺書名 寛政五癸丑年」
102	口上覚（出石御家中堀田平太夫娘私後妻ニ致度につき内伺）	(近世) 9	舟木外記	坂本團右衛門様	状	1	
103	〔書状〕（舟木老之助殿御嫡子御縁組御願之通被仰蒙旨致承知につき）	(近世) 6. 19	大須賀権之助衆（花押）	舟越兼介様	折紙	1	

薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
104	覚（文書付箋）	（近代）-.-	—	—	一紙	1	文書群に付けた付箋か。私立舟木病院の処方箋用紙を使用。104～124を一括。
105	覚（さば・玉子代受け取りにつき）	（近世）酉.盆前	なさや喜助	猪子様	一紙	1	
106	覚（川之小一郎ほか銀高につき）	（近世）-.-	—	—	一紙	1	
107	覚（道具類差し遣し方、并に当日御案内の御使行列供廻りほか心得方につき伺）	（近世）-.-	—	—	一紙	1	付紙5点あり。
108	覚（越前奉書代受け取りにつき）	（近世）酉.8.13	こうや義兵衛	森次小八様	一紙	1	
109	覚（結納、并に婚礼当日の次第につき）	（近世）丑.5.19	—	—	一紙	1	端裏書あり「丑五月十九日結納取其外取遣書付也」。
110	覚（中下たなをし代ほか受け取りにつき）	（近世）酉.7.-	升屋庄治郎	猪子様	一紙	1	
111	〔書状〕（御婚礼御日限御承知下され恐悦、并に御取り計らい下されたき次第につき）	（近世）-.正.17	橋本市左衛門	由利六郎右衛門様	一紙	1	端裏部分に「由利六郎右衛門様 ほかへ 橋本市左衛門」とあり。
112	覚（庄五郎方御用達仕る銀高につき）	（近世）-.-	—	—	一紙	1	
113	覚（かてう代受け取りにつき）	（近世）-.8.5	ぬし藤介（印）	佐左衛門	一紙	1	
114	覚（醤油代受け取りにつき）	（近世）-.3.28	河与屋喜左衛門	御用御使藤助殿	一紙	1	
115	覚（挟箱ほか代銀受け取りにつき）	（近世）戌.12.-	いつミヤ久兵衛（印）	宮津屋庄五郎様	一紙	1	
116	〔覚〕（あか糸もミぢの方ほか代銀につき）	（近世）-.-	—	—	一紙	1	端裏部分に「内用」とあり。
117	覚（絹紅へり八寸六八ほか代銀横り書）	（近世）-.2.5	但馬屋茂兵衛	小林丹解	一紙	1	端裏書あり「かやねたんの書付若□□□ニ而御とゝのへ被成候ハ、此書付も被遣□□」。
118	〔書状〕（舟木様御縁談御引き移り来ル廿八日正午時御着きにつき御迎え人足随分違者の者忝人宛差し出し下さるべく）	（近世）-.9.23	舟木執事	由利五郎右衛門様、南條又助様、由利良助様、ほか3名	一紙	1	
119	〔覚〕（昼休御申し付け下さるにつき其元にて御差図下さるべき次第）	（近世）-.-	—	—	一紙	1	
120	覚（やど払いほか銀高につき）	（近世）-.-	—	—	一紙	1	
121	覚（札壹貫五百匁五口分元利差し引きにつき）	（近世）酉.9.13	由利五郎右衛門	舟金十郎様	一紙	1	
122	〔届〕（かやき殊の外ねたんたかく、并にぢあか京へ申し遣わし、并に五郎右衛門へ差し上げ申す頼母子残り銀につき）	（近世）-.-.23	庄五郎	上	一紙	1	端裏部分に「上 庄五郎」とあり。

## 葉箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
123	〔書状下書〕（今般婚儀相整うにつき兩種進上御祝納下さるべくほか）	(近世) -.2.13	同千穂, 舟木外記, ほか	乗竹九郎右衛門様, 同御内室様, ほか	一紙	1	
124	覚（扇子代銀札受け取りにつき）	(近世) 酉.10.6	丹後や新蔵	金十郎様, 御取次様衆中	一紙	1	
125	婚姻来信（文書付箋）	(近代) -.-.-	—	—	一紙	1	文書群に付けた付箋か。私立舟木病院の処方箋用紙を使用。125～152を一括。
126	〔覚〕（提重ほか代金につき）	(近世) -.-.-	—	—	一紙	1	
127	〔覚〕（峯山が参る使者利右衛門へ馳走の献立）	(近世) -.3.22	—	—	一紙	1	
128	〔届〕（御尋ねの愚母様子につき、并に御入用の銀札差し上げ申すにつき、并に五郎右衛門へ差し上げ申す銀札につき）	(近世) -.8.14	今井庄五郎	上	一紙	1	端裏部分に「上 今井庄五郎」とあり。
129	〔願〕（御縁女様御引き移り御日限御治定相成るにつき、并に御結納御品物御取り計らい下されたく、并に愛許への御供人別差図方ほか仰せ下されたき次第につき）	(近世) -.-.15	—	—	一紙	1	端裏書あり「十五日遣ス手紙」。
130	〔書状〕（老之助様御内伺相済むにつき結納御引越取り計らい方）	(近世) -.-.-	—	—	折紙	1	後部欠
131	乍恐口上（銀札百五拾匁漸々相届く故指し上げさせ申すにつき）	(近世) -.8.13	由利五郎右衛門	舟金重郎様	一紙	1	端裏部分に「舟金重郎様 乍恐口上 由利五郎右衛門」とあり。
132	〔覚〕（三 三なあ 四つう ほかにつき）	安永8己亥.10.吉	—	—	一紙	1	裏面に弘方覚あり。反故にして利用か。
133	〔書状〕（指し引き書附仰せ下させられ則ち相認め残り札とも指し上げ奉るにつき）	(近世) -.9.13	由利五郎右衛門	舟金重郎様	一紙	1	端裏部分に「舟金十郎様 御内用答 由利五郎右衛門」とあり。
134	御口上（今日御結納御目録の通り御祝進ぜらるにつき）	(近世) -.-.-	御使者大谷喜多八	—	一紙	1	
135	〔書状下書〕（今般御婚姻御整いにつき御目録の通り進覧致す）	(近世) -.-.-	—	武次右衛門—	一紙	1	裏面にも書状下書あり。反故にして利用か。135～137巻き込み一括。
136	〔書状下書〕（今般武次右衛門殿御婚姻御整い大慶御家内様へも御悦び申したく）	(近世) -.-.-	—	—	一紙	1	裏面にも書状下書あり。反故にして利用か。

薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
137	〔書状下書〕（今般武次右衛門方婚禮相整い大慶につき）	（近世）-.-.-	—	—	一紙	1	
138	〔覚〕（奥の間御家内様御三人、木下様御六人ほかにつき）	（近世）-.-.-	—	—	一紙	1	
139	袖招（今日は御縁女様へ御結納御目六の通り進ぜらるにつき）	（近世）-.2.3	御使者舟越佐左衛門	—	一紙	1	
140	〔書状下書〕（今度妹鉄御養女御内談御願の通り仰せ出さるにつき）	（近世）-.-.-	名	名 人々御中	一紙	1	端裏書あり「峯山御家中山中井水方へ遣書状下書」。
141	〔書状下書〕（馴染具さに承知致すにつき）	（近世）-.-.-	—	—	一紙	1	端部分に「井水へ」とあり。141～144巻き込み一括。
142	〔書状下書〕（其表様子につき安堵致す）	（近世）-.-.-	—	—	一紙	1	
143	〔書状下書〕（今般私改名窺の通り申し付けられ大慶御祝書辱く存じ奉るにつき）	（近世）-.-.-	—	—	一紙	1	
144	〔書状下書〕（武次右衛門殿御婚礼御整い大慶前後彼是御取り計らい方辱く存じ奉るにつき）	（近世）-.-.-	添副副	郡——	一紙	1	
145	〔書状〕（今般御再婚堀田平太夫娘御媒酌仕る処首尾能く御熱談に及び目出度につき）	（近世）-.9.11	西山拙翁貞利（花押）	舟木外記様人々御中	一紙	1	
146	〔書状〕（御姉子様、同氏吉右衛門妻に御縁組御願の通り相済み目出度につき）	（近世）-.6.19	有本助左衛門久禎（花押）	舟木老之助様	折紙	1	
147	〔書状〕（舟木老之助殿御方へ有本助左衛門方結納別紙目録の通り相送らるにつき宜敷御取り計らい下さるべく）	（近世）-.6.22	大須賀権之助衆（花押）	舟越兼介様人々御中	折紙	1	
148	〔書状〕（金十郎殿御妹女山中武次右衛門へ縁組何角御相談は当町今市屋勤兵衛方方御聞き下さるべくにつきほか）	（近世）-.正.20ほか	渡利郡兵衛定光（花押）ほか	古嶋利八様ほか	一紙	1	
149	〔書状〕（婚姻相整い御丁寧土産物等銘々差し越され辱きにつき両種進覧致す）	（近世）-.6.27	有本助左衛門久禎（花押）	舟木老之助様	一紙	1	
150	〔口上覚〕（御縁女様御結納御目録の通り進ぜらるにつき）	（近世）-.-.-	堀田平太夫使者竹内近右衛門	—	一紙	1	
151	〔書状〕（おらく様御引越御婚礼につき）	（近世）-.8.朔	渡部貞光	小林御おば様、お見尾殿	一紙	1	

薬箱⑤ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
152	〔書状〕（舟木様御縁談御熟談成さる処御結納等は御役柄にて御願済これ無き内御請成され難くにつき余儀無く右付札の日限に御取り極め下されたく）	(近世) -.8.19	西野嘉右衛門	鳥井山三郎様	一紙	1	
153	〔口上覚〕（御結納進ぜられ大慶につき御目録の通り進ぜらる）	(近世) -.-.-	御使者山田鞆負, 同道杵本若江	—	一紙	1	端裏書あり「御結納御受之礼御口上」。
154	〔覚〕（有本様御縁談舟木家へ御内談の次第）	(近世) -.-.-	—	—	一紙	1	端裏書あり「森様が宮津へ文通之覚内口龍平へ遣候文面之写」。
155	〔書状〕（今般御息女様につき早速其意を得られ忝き仕合せ）	(近世) -.-.-	舟木外記判	木下織衛様参人々御中	一紙	1	端裏書あり「木下氏へ文通之扣」。
156	〔覚〕（日向国佐土原騒動の子細風聞）	(近世) -.-.-	—	—	一紙	1	
157	覚（当日祝儀土産物、并に当日行列）	(近世) -.-.-	—	—	一紙	1	
158	〔書状下書〕（婚姻相整うにつき両種貴意に懸けられ忝きにつき）	(近世) -.-.-	—	九郎右衛門様, ほか	一紙	1	
159	覚（結納の次第、并に祝儀物ほか取り計らい方につき伺）	(近世) -.正.20	渡利郡兵衛	今市屋勘兵衛殿	一紙	1	付紙16点あり。

薬箱⑥ 「書画」

番号	資料名	年次	添記	形態	備考
1	誓詞（歌学伝授につき）	宝暦十二.六	霞浪軒春棹より飛雲軒雷翁宛	状1	
2	朝鮮正使叙文正筆板行物之写	寛政四年	江州今須駅本陣某贈之	状1	美濃国主人伊藤五郎次、戊辰6月
3	釈菜式并絵図面	天保六.八.一		状2	包紙あり
4	舟木無害序、坂口讓文	文久二壬戌	凡士者講文不講武可乎	冊1	無害ハ直寅力
5	会業日有感ほか七言絶句			冊1	
6	雑誘十首示	五月五日		状1	無害舟木兄次其言志之句
7	軸物取調	七月		状1	
8	植木揚物する妙方			状1	
9	多賀城碑文写		於赤坂駅写之	状1	
10	本朝画師狩野伝系写			状1	雪舟伝系写とも
11	江戸甲午火事絵図	天保五年		刷物1	縦48.5×横70.5
12	武蔵大火略図	弘化三年		刷物1	26.0×38.0
13	大坂図	天保八年九月	播磨屋九兵衛	刷物1	42.5×54.5
14	母木縄御手長屋（写）	天保九年	伝奏御馳走役之節		35.0×50.5
15	蔽屋大略図		桃花節酔中画		39.0×55.0
16	平野略図		淡彩		32.5×88.0
17	武家屋敷図		着彩		19.5×27.5
18	井田図説略 包紙とも	文政戌子	紀伊仁井田好古南陽	刷物1	130.4×45.0
19	（北町奉行所与力同心番付）				28.0×39.0
20	御免日光御絵図				帯封17.0×7.5
①	日光御山之絵図		絵図所植山弥平治	刷物1	32.5×43.0
②	日光諸所案内手引草			刷物1	17.0×7.5
21	讃州象頭山十二景之図		金毘羅御守箱所 美玉堂	刷物1	37.0×49.0
22	改正草木撰種録	天保三年六月	田村幸郷図・五運堂蔵	刷物1	33.5×47.0
23	稲穂草木種撰男女略図	天保六年六月	播磨明石藩服部保則	刷物1	34.0×46.0

## 薬箱⑥ 「書画」

番号	資料名	年次	添記	形態	備考
24	読明治詩文他			状 4	
25	異扱要覧		誠齋識	刷物 1	31.0×46.0
26	喪中服忌令	貞享三年		刷物 1	47.0×31.0
27	(銃器射程距離表)			刷物 1	折本 部分
28	(武装次第、付用具)	嘉永三年正月	郡上 山脇正準	刷物 1	折本 部分
29	(救急法)			刷物 1	折本 部分
30	古刀角力銘鑑	天保十五年	江戸麻布住 石山常時	刷物2	50.0×37.7、封とも
31	相撲番付	昭和30・31年		刷物2	52.5×37.0
32	孝明天皇肖像	明治31年1月30日	神戸又新日報付録	刷物 1	
33	青谿書院概覧	大正5年4月	青谿書院保存会	印刷物 1	
①	青谿書院記	安政丁巳		石刷写真 1	
②	舟木良吉宛書状	大正5年1月		印刷物 1	

その他 断簡あり

薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
1	猪子清書状（東京本郷弓町1丁目）	舟木克己宛（但馬国城崎郡戸牧村）			一袋	
①	[追々老衰奉職益々イヤニ相成、宝林社之義委細承知云々]			五月十八日	状1	
②	[御地稀ナル洪水之趣、宝林社預金云々]			七月七日	状1	
③	[止才卒業後之進退、府県之招ニ応スベシ、当地ニテ奉職ナレバ第一智見ヲ増シ、第二社会ノ活劇ヲ見ル益有リ云々]			八月二十五日	状1	明治14年か
④	[卓之助到着、八年を経て面会、学業之目的ハ医業御希望之趣云々]			九月七日		
2	旧記目録				一冊	横帳
3	猪子長兵衛書状	舟木外記宛	[山田薬御用可然旨委細承知云々]	六月十九日	状1	前欠
4	（豊岡表洪水被害書付）		[山王下大浪ニテ大破云々]		状1	
5	嘉永三成年大洪水書付		[爰元去二日午時前より雨天、稀代之大荒云々]	九月八日	一枚	
6	舟木老之助書状(大坂在番中か)	お栄殿	[昨日ハ御城外之上本町ト申処之茶屋ニテ御酒たべ云々]	十月六日	状1	
7	舟木老之助書状(大坂在番中か)	お栄殿	[正味六十日立候得ハ爰元発足と相成云々]	七月十七日	状1	
8	摂心院様御行列書付 大坂加番之節				一枚	
9	（谷田武右衛門ら履歴）		端書[豊岡]		一枚	
10	角筈御人配 御仕向		[西山丹右衛門方ほか三十一口]		一枚	
11	覚（祖父共より御用達書）				一枚	1~11一括（1）
12	八之助書状	外記宛	[明日御祝儀並御礼ニ罷出云々]		状1	後欠
13	いしつか書状	おすて宛	[清もんいん様あつさの御いたみもあらせられず云々]	六月十七日	状1	
14	（江戸勤番書付）		[去年九月六日猪子伊織殿へ書付差出候箇条]	申壬十二月	一枚	
15	損亡御届		[城崎二方両郡収納九千七百六十八石六升九合]		一枚	
16	阿部伊勢守御渡		[沿海警衛手当向之義云々]	十二月	一枚	
17	大目付通達	舟木多宮宛	[明日十三日より産穢差免]	四月十二日		
18	舟木外記書状	下間少進宛	[御本殿ニ御差留なられ厳しく御咎め云々]	十一月十一日	状1	
19	木下志馬・田村多門差紙	舟木外記宛	[御自分義不快御尋ねの御意]	九月二十五日	一枚	
20	天保七年同十一年献立				一枚	
21	坂本弥三左衛門差紙	舟木外記宛	[御自分義御用有り御出]	閏八月二十七日	一枚	
22	（金銀覚）	舟様取次衆	（普請取替銀・因州行取替銀など明細）	巳四月十五日	一枚	



## 薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
23	差紙	舟木老之助宛	[病氣隠居願い、長々療養の思召]		一枚	
24	坂本団右衛門差紙	舟木外記宛	[御自分義御用有り御出]	正月十日	一枚	
25	坂本弥三左衛門差紙	舟木老之助	[御自分義御用有り御出]	十月二十九日	一枚	
26	(家老連名状)		[上知二万石分預り所願い]		一枚	
27	覚	大輪平蔵	[額内苗字帯刀差許に付内願、明楽飛驒守付札]	巳十一月二十日	一枚	
28	弘化三年丙午九月二日御成献立				一枚	
29	口上覚	舟木多宮	(四月二十三日殿様登城御勤祝詞申上度)	六月二十六日	一枚	
30	人別覚		(在方・町方二三人)		一枚	
31	書状		当年の荒歳下分大ニ困ミ候次第		状1	
32	(左衛門様御年賄御物成平均御用状等箇条)				一枚	前欠
33	(外記・伊織間書状写留)			十二月十九日	一枚	
34	舟木外記書状	猪子伊織宛	[今一廻御暇下され候間長々湯治有之云々]	八月二十日	状1	
35	(享保十一年上知物成辻)		[米一万千三百七十石九斗五升見合]		二枚	
36	舟木外記殿より上々御出金書付		[卯四月二十日～辰六月十日金百六十両]		一枚	包紙あり
37	内伺書(袋表書)	舟木外記			一枚	包紙のみ
38	堀基兵衛・古島又平、名主組頭ら宛て通達		[当年飢饉の様子扶食手当御救筋云々]	申九月	一枚	
39	口上覚	前波矩輔宛	[糸井御家中面談のこと]		一枚	
40	御勝手御用之控抜書		[斎武寮建直入用・札場取立てなど]	三月十七日～ 四月十八日	一枚	
41	取次までの覚書	舟木左京	[三百五十石御年寄役相勤候]	三月二十日	一枚	
42	谷口十郎左衛門書状	舟木外記宛	[御手前様え内々御書出下さる]	十一月十八日	一枚	
43	御側内用(端裏書)		[御内用書拜見、此度在京中云々]		状1	後欠、12 ～42一括 (2)
44	さと書状	御おば様宛	[極内々にて心やすき人を願て七屋を尋ねもらい 云々]		状1	
45	石井源蔵・半蔵口上書	御家老中宛	[町奉行所ニテお尋ねのこと、勢州亀山ニ書置き文な ど]	元禄十四年五月	三枚	継ぎはが れ
46	短冊(いかにさだめなき世のならはし云々)		俊兼歌「なき影と」		一枚	鳥の子 紙、44～ 46一括 (3)

薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
47	舟木外記直儀奉札		(御稽古場・御射場取立てにつき)	五月二十九日	一枚	折り紙
48	直儀詠歌(七十之賀を鶴によせて)		[あおくそよ君かよはひは云々]		一枚	47・48 「直儀様御書」上書封入
49	舟木数馬直寅書状	父上母上宛	[養源寺帰郷に付一翰拝呈仕候云々]	九月十四日	状1	
50	(舟木数馬直寅書状)		[弥左衛門着府に付尊書拝誦、直記縁女引越云々]	十月十九日	状1	継ぎはがれ
51	舟木玉城花押付書状	父上様	[大砲場拝借、去る十六日早朝より打掛云々]	四月二十二日	状1	前欠、継ぎはがれ
52	舟木老之助書状控	乾保亀代宛	[同苗八次郎様逝去、家督継承に付]	十二月一日	状1	
53	書状案	堀田友甫宛	[同姓老之助死去二付]		状1	
54	舟木数馬書状(御側御内用)	舟木外記宛	[表書院などに御用の掛物、伝来の品名画など焼失云々]	六月十九日	状1	
55	舟木老之助書状控	乾八次郎宛	[無事駿府在番、御帰路何卒拝顔仕度云々]	(嘉永三年)	状1	
56	舟木数馬直寅書状	父上母上宛	[先般頼み置きし白雀老先生筆立差物出し、別紙通り高価云々]	十月二十一日	状1	十一月七日着
57	舟木直寅書状	父上様	[五万八千石の御家来故、必定人物なきにはあらず、公の御不運]	四月六日		前欠
58	舟木数馬書状	父上様	[今度の不時入用]、去年来の見込みと莫太の相違云々]	十月二十四日	状1	
59	舟木数馬書状	外記宛	[世子君御風邪のあと熱退き兼、山田薬差し立て積り云々]	六月十九日	状1	
60	舟木数馬書状	権右衛門宛	[今日吉辰お里開き婿入り祝儀整い云々]	十月十四日	状1	
61	(舟木直寅書状)		[表稽古場暑稽古始・御部屋会談・世子遠馬云々]		状1	
62	舟木数馬願書		[当春二十八歳ナル若輩、愚案呈書]		状1	49~62直寅様書簡(4)
63	舟木多宮克己書状	松山茂右衛門宛	(旧冬当春何よりの品御恵投忝し)		状1	
64	舟木書状	岩崎量太郎宛	(言行録・回天討史・六業など蔵書御回)	十二月三十日	状1	

## 薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
65	(舟木多宮) 書状 (控)	京極啓之助宛	[当国随一の低所ニテ諺に八百八谷を引受候水下云々]		状1	
66	(舟木多宮) 書状 (控)	藤村三左衛門宛	(家督相続の風聴)		状1	
67	舟木多宮書状 (控)	西求馬宛	(家督相続結構御礼)		状1	
68	舟木多宮書状	谷口・喜多村宛	(寒中見舞い)	十一月二十二日	状1	
69	舟木多宮書状 (控)	京極兵部宛	(暑中見舞い)		状1	
70	舟木多宮直養書状 (控)	乾雅楽之助宛	(家督相続の風聴)		状1	
71	舟木多宮直養書状 (控)	京極歴之助宛	(暑中見舞い)		状1	
72	書状		[幕府より尚又御改革、来春之参勤ニ成云々]		状1	
73	舟木克己書状	祖母様・母様	[此頃京都にて公方様も京都江御住居遊ばされ云々]	七月念七日	状1	
74	舟木多宮書状 (控)	京極兵庫宛	(御登用結構祝詞)		状1	
75	舟木多宮・田村源之進書状	西久右衛門宛	(年頭祝詞)	正月二十日	状1	
76	舟木克己書状	祖母様・母様・やを様	[当月八日ニ西洋修業仰せ付けられ云々]		状1	76~81一括
77	舟木多宮書状 (控)	永坂昇太夫宛	(暑中見舞い品々御礼)		状1	
78	舟木多宮書状 (控)	永坂昇太夫宛	(暑中見舞い品々御礼)		状1	
79	舟木多宮書状 (控)	藤村兵助	(御役替・加増悦び)		状1	
80	精書状	舟木多宮宛	[嘉定居城略記借受願い云々]		状1	
81	舟木多宮伺書 (控)	大目付宛	(克己改名伺い)		状1	63~81直養様書簡(5)
82	猪子順正書状 (京都ニ於テ)	舟木りつ宛		一月三十日	封1	
①	月見の歌など詠草		[寝ることは明日に延ばして天よりも白く光れる月をみるかな]		状1	色紙
②	いの子ばば	舟木おや保殿	[岡し様にても女子出生、男子なればよかったと申しても云々]	二月十八日認	状1	
③	いの子ばば	お八保殿	[越年のお悦び、兄さん夫婦は格別気を付、不自由なく云々]		状1	
④	いの子ばば	舟木りつ殿	[むかしから申しつたへの通り馬鹿の長生き云々]	初春	状1	

薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
⑤	いの子えつ	舟木おやほ・おりつ様	(前欠) [先月二十一日夜より胸痛み云々]	十二月十五日	状1	
83	いの子ばば	ふなきおりつとの	裏書 [これは病氣前にお認め相成り、延引ながら差し上げ]	八月	封1	
①	猪子順正・しつ・久尾	舟木おや保殿	[母様御存命之内今一度御出京遊ばし云々]	六月七日	状1	
②	いの子ばば	おや保・おりつ殿	[おりつとのやすやすとご平産、殊に男子まずは目出度し]		状1	
③	ばばより	ご兩人様	[女子三界に家なし、よい子を持ったが親の仕合せ云々]		状1	
④	いの子母	ふなきおやほ殿	(前欠) 沖野も昨年より越後の新潟へ夫婦連れ参り勤め云々	一月二日	状1	
⑤	ばばより	おりつとの	[気の毒や馬鹿の長生き大こまりその上に病まであり云々]		状1	
⑥	(表) ふな木りつ	いの子御祖母宛	[御祖母様は大伯母様とてよき方あり大仕合せ云々]		状1	
	(裏) あそぶばばより (八〇歳)	舟木おりつとの	[ばかばかと世に住むかひはなかれども云々]			
⑦	おい筆より差し越し候まま		[にほひなき花とばかり松が枝のみどりの上につもる白雪]		切紙	82~83一括(6)
84	田中新次郎書状	舟木多宮宛	[四方莫輔殿糸井へ出張、私宅へ参り段々と話し合い云々]		状1	*糸井陣屋分知二千石
85	田中書状	舟木多宮宛	[其方様の大工又四郎糸井へ参り云々]		状1	
86	田中新次郎書状	永坂昇太夫宛	(お役替え祝詞案文)	八月十日	状1	
87	田中父書状	舟 多宮宛	前欠 [京極飛騨守当冬江戸表在勤、御手前御供云々]		状1	
88	田中新次郎書状	舟木多宮宛	[とうそや当年二御入来下されたく云々]	九月二十五日	状1	
89	田中父書状	舟木多宮宛	[其処殿様江戸表御出府、御手前初めて御供、大小一腰進上]状1	十月八日		84~88田中新次郎様書簡(7)
90	乾八次郎書状	舟木老之助宛	(改年之御慶)	二月二十六日	状1	
91	乾八次郎書状	舟木外記・玉城宛	(遠境使札御礼、ご挨拶として着一種進覧)	十月二十八日	状1	

## 薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
92	乾八次郎書状	舟 老之助宛	[其表通行の折使者もって見舞い、国産の干鯨進呈云々]	七月七日	状 1	89~92鳥 取乾書簡 (8)
93	舟木多宮書状	谷御伯父様	[爰元も京坂長州之為に騒がされ不穩、殿様水練稽古出精云々]			
94	精翁書状	舟木君	(国史略拝借願いたい)	四月二十二日	状 1	
95	田中不老書状	舟木様	口演(石塚様女中のこと)	閏九月二十五日	状 1	
96	森次芳三郎書状	舟越謙三宛	(長病御見舞い御礼)	七月十九日	状 1	
97	精翁書状	無害大兄	(珍書拝読返却)	八月旬一日	状 1	
98	精翁書状	舟木君	(要用でき孟子会業休会)	十月八日	状 1	
99	木下勤兵衛書状	舟木老之助宛	(御着館に付多宮出迎えに差出)	六月十日	状 1	
100	内願書案				封のみ	93~100 一括(9)
101	錦太郎書状	京極千代吉宛	[毎朝書物剣術の稽古御出席云々]	八月三日	状 1	
102	藤村馬之助書状	舟木多宮宛	[千代吉様御事、御発足五月七日、十七日程にて豊岡着云々]	四月二十五日	状 1	
103	講世話方口上	佐備孫左衛門他宛	(舟木様御発記頼母子会御出張下られたし)	三月二十八日	状 1	
104	岡木みな書状	舟木三保宛	[克己様にも今度は御供御出府云々]	三月十六日	状 1	
105	田中父書状	多宮宛	(京極越前様御大病に付お尋ね)	十月十一日	状 1	
106	外記書状	玉城宛	(千代蔵十七才佐十郎と改名)	正月二十一日	状 1	
107	某書状	舟木多宮宛	[四方莫助大工大四郎を連れ私宅に参り、大小一腰進上云々]	九月二十二日	状 1	
108	書状案文	京様侍史	(結構御役儀御祝詞)		状 1	101~108 一括 (10)
109	堀田友爾書状	舟木多宮宛	(年始御祝詞)	正月十一日	状 1	
110	勤役中徒士へ大目付より通達		[御発駕に付道中日雇いなど]		切紙	
111	覚	玉城	(金銭勘定)		切紙	
112	舟木外記書状	舟木数馬宛	[佐織案外大病山本高階難治云々]	四月二十九日	状 1	

薬箱⑦ 「御書簡」

通番	表題	宛名	内容	年代	数量形式	備考1
113	舟木外記書状	舟木玉城宛	[世子御輔導、君侯思召し宜しからず発句御師匠のみ云々]	七月十四日	状 1	
114	舟木外記書状	舟木数馬宛	[当時必死困窮中借財相嵩み生涯頭の上る日はこれなし云々]状 1	二月十二日		
115	外記書状	玉城宛	[手筒製作に付別紙の通りお届け]	十一月十七日	切紙	
116	舟木外記書状	舟木玉城宛	(前欠) [其許格別節儉ニテは災いノ元にてても相なるべく云々]	五月九日	状 1	
117	舟木外記直温書状	舟木玉城宛	[年始に付肴料鏡料相贈られ祝納、尚酒の誠め他]	正月二十日	状 1	
118	舟木外記書状	舟木玉城宛	前欠[涼庭方今度ソツピル十二日に一分六厘相用い云々]	四月二十三日	状 1	
119	黒澤新右衛門書状	舟木多宮宛	(年始御祝詞)	正月十二日	状 1	109~119 一括 (11)
120	覚 (たるや五八他)	舟木様	(受取証各種)		15通	
121	その他断簡一括り					

## 薬箱⑧ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出（作成者）	宛名	数量	形式	備考1	備考2
1	御婚姻御用向手配扣へ（来ル廿六日夜八ツ出立につき）	天保3辰年9月吉辰	舟木執事	—	1	横帳	2丁	舟木老之助の姉友の件
2	御婚姻諸入用雑録（六月十八日夕廿一日迄七匁分三厘、山三郎宮津行往来諸入用、右は御再縁ニ付宮津へ聞合など6月から10月までの諸入用惣々四百廿匁分五厘につき）	天保3辰年9月吉辰	舟木執事、麴屋山三郎	—	1	横帳	5丁	舟木老之助の姉友の件
3	〔婚姻諸入用断簡〕	(近世)	—	—	1	折紙		
4	〔文化九申年六月十日坂本家が舟越を以申来候は、お友事家内不熟ニ付無扨及離縁候旨申来候、同十酉年お友再縁組取扱のことなど書上〕	(近世)	—	—	1	横帳	4丁	舟木老之助の姉友の件
5	御婚礼御◆式御高盛仕立方（御婚礼御床飾仕立につき）	(近世) .子9月	森一学カ	—	1	竖帳	3丁	
6	御半髪御袖留御祝式書（若殿様御振袖御帷子麻御半上下ニ而御祝之御間江 御出座引続御理髪之役罷出今日御額直御袖留被遊につき）	(近世)	—	—	1	竖帳	3丁	
7	覚（重筆筒、長持など進物目録）	(近世) 2月7日	—	—	1	一紙	包紙あり	
8	〔書状〕（御結納御目録之通進上につき）	(近世) 2月3日	須貝左市兵衛	舟越佐左衛門殿	1	一紙		
9	親類書（父物頭隠居山中井水、母同人妻、祖母目付役渡利尋兵衛母、姉老役加判三上瀬兵衛妻、ほか6名書上につき）	(近世) 正月	山中武右衛門	—	1	一紙		
10-0	〔封筒〕梶之助引越の書付、後改名多宮又克己	安政4年8月5日	—	—	1	封筒	撮	
10-1	梶之介引越ニ付到来扣	安政4年8月5日	—	—	1	横帳	4丁	
10-2	親類書（父家老職故舟木外記、母家老職故木下織衛故娘、姉友、妹照、叔父番頭側組、ほか8名）	(近世)	番頭格舟木老之助	—	1	一紙	安政頃?	〔宮津へ差遣候親類書之下書〕
10-3	〔町方扇子・手掛書上〕	(近世)	—	—	2	折紙		

薬箱⑧ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出（作成者）	宛名	数量	形式	備考1	備考2
10-4	〔廻状〕（舟木様御初二御当被為成候得共、御◆退之御思召ニ而御悦と被為指延候、もし御祝物等御取扱被成候而も御受納無御座、却而御迷惑被為成につき）	(近世) 12.15	南條又右衛門、保田長右衛門	御次第不同 渡辺七郎右衛門様、佐川義右衛門様、水垣源三郎様、鍋屋三右衛門様、由利老五郎様、福井八郎左衛門様、由利六郎右衛門様、船屋嘉兵衛様、ほか6名	1	一紙	奥書に「次第不同御免可被下候廻状留り方当家へ御戻し可被下候」	包紙「廻状 保田長右衛門、南條又右衛門」
11	縁女続書（祖父家老浅野故五右衛門、祖母柏原御家老中生駒彦左衛門娘死、父家老浅野故帯刀、母古河故内蔵丞娘死、兄家老浅野九馬、ほか9名）	(近世)	—	—	1	一紙		
12	〔六月廿二日結納到来之目録〕	(近世)	—	—	1	一紙		
13	奉願口上覚（仙石道之助様出石御家中堀田平太夫と申者之娘私後妻ニ可致旨内約仕候不苦候者以御蔭引取婚姻相整度奉存候願につき）	天保5年10月	舟木外記（花押）	坂本團右衛門様、木下綱	1	一紙	口上覚の一紙、挟み込み	端裏書に「天保五午年十月縁組願書添口上書扣」
14-0	〔袋〕舟木多宮直養婚姻書類入	(近世)	—	—	1	袋		
14-1	御相談書、舟木殿より猪子殿への御相談書すべて舟越讓三取調掛（9月3日結納進上、荷物・引越などの相談につき）	(近世)	—	—	1	一紙	包紙あり	
14-2	〔九月八日就婚姻祝物到来覚帳〕	(近世) 9月8日	—	—	1	横帳	4丁	
14-3	〔九月八日当日手続留帳〕（朝5ツ時御荷物御到来、御式台請取候事、など婚礼の様子書き）	(近世) 9月8日	—	—	1	横帳	3丁	
14-4	〔婚礼到来の人々書上〕	(近世) 9月8日	—	—	1	折紙		
14-5	九月八日御婚礼御献立	(近世) 9月8日	—	—	1	一紙		
15	〔親類書〕（祖父家老舟木老之助死、祖母家老石束源五兵衛娘死、父家老舟木外記死、母家婦、姉用人猪子兵助死妻、姉織田出雲守様御内番頭星合與市妻、妹京極備後守様御内物頭山中武次右衛門妻、弟疋田◆次郎、妹用人猪子左家太妻、甥猪子権三郎、ほか7名）	(近世)	—	—	1	一紙		
16	〔差出宛名書上〕	(近世)	—	—	1	一紙	前欠	



## 薬箱⑧ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出（作成者）	宛名	数量	形式	備考1	備考2
17	〔献立〕	(近世)	—	—	1	一紙		
18	覚（飛騨守様江御縁女様方進物、成桂院様江御縁女様方進物、祝儀金、など書上）	(近世)	—	—	1	一紙		
19	御縁女様御引越御行列帳	(近世)	—	—	1	横帳		
20	奥方様御黒披御行列帳	(近世)	—	—	1	横帳		
21-0	お鉄婚姻之節請拂諸◆帳面一式入是有也	安永8年3月29日	直房	—	1	袋	「安永八年亥三月廿九日引越」とあり	
21-1	〔献立〕	(安永8年カ)	—	—	1	一紙		
21-2	〔献立〕	(安永8年カ)	—	—	1	一紙		
22	〔進上目録〕	(近世)	—	—	1	一紙		
23	〔進上目録〕	(近世)	—	—	1	一紙		
24	〔聳入の事、婚姻の諸相書上〕	(近世)	—	—	1	横帳	5丁	
25	家督二付到来物	(近世)	—	—	1	横帳	2丁	
26	九月廿八日御婚礼御献立	(近世) 9月28日	—	—	1	一紙		
27	〔書状〕（御結納御受納被成候、御挨拶申上候処被仰聞候委細之儀、村田喜三右衛門様へ御談合申上候置候御聞取被下度につき）	(近世) 9月16日	西野嘉右衛門	鳥井山三郎様	1	一紙		
28-0	〔包紙〕口上書扣	(近世)	—	—	1	包紙		
28-1	〔書状〕（極内密被仰付候尊書之趣謹而拝見仕につき）	(近世) 六月十八日	舟木玉城直寅	御父上様	1	一紙	撮	
28-2	〔昼時の料理人・給仕人など人足覚書〕	(近世)	—	—	1	一紙		
28-3	別段御取扱之方江御内証（御結納之品御受取につき）	(近世)	—	—	1	一紙		
28-4	口上之扣（此度御縁組之儀過ル七日御願之通被蒙仰候御口上之趣承知につき）	(近世) 9月16日	—	—	1	一紙		
28-5	〔舟木外記様御使者田宮甚右衛門御縁女江御結納御目録祝納の書状〕	(近世)	舟木外記様御使者田宮甚右衛門	—	1	一紙		
28-6	〔妹今晚引越にて御世話の願書〕	(近世)	—	—	1	一紙		
28-7	〔斎藤甚太夫祝儀物進上の書〕	(近世) 9月晦日	斎藤甚太夫	舟木外記	1	一紙		

薬箱⑧ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出（作成者）	宛名	数量	形式	備考1	備考2
28-8	〔浅野九馬祝儀物進上の書〕	(近世) 9月晦日	浅野九馬	舟木外記様	1	一紙		
28-9	〔九月八日夕時膳参加者谷口殿勝田殿◇廿六人覚書〕	(近世) 9月8日	—	—	1	一紙		
28-10	覚（堀田平太夫娘美尾28才、御都合次第幸便ニ被遣被下候様仕度につき）	(近世) 9月8日	西山拙蘇◆	堀田平太夫	1	一紙		
28-11	御再談書（未願済延引候処、昨五日縁談願通相済候ニ付御再談書江附札を以御答につき）							
29	〔有本吉右衛門、吉右衛門婚姻につき祝儀納の書付〕	(近世) 7月11日	有本吉右衛門 久重 (花押)、有本助左衛門久◆(花押)	舟木老之助様	1	一紙		
30	〔お友就再縁到来物覚書帳〕	(近世)	—	—	1	横帳	3丁	舟木老之助の姉友の件
31	〔婚姻ニ付到来物覚書帳〕	(近世)	—	—	1	横帳	5丁	
32	御相談書（結納の品・進上の日程、11月3・7・8の内引越、川船にて引越、御連人、荷物運人足、途中中宿、御見送之向御見附女中、皆子餅省略、御入輿の節侍上臈は近親の内罷出、当日の祝儀御時節物、重キ精進日為御心得別紙御廻し、以上の項目御相談候間御答を仰聞かされたくにつき）	(近世)	—	—	1	横帳	4丁	
33	親類書（父家老舟木古外記、養母堀田平太夫女、家老舟木老之助、妻谷口十郎左衛門女、伯母松平伯耆守様御家老有本吉太夫妻、叔母中老木下勤兵衛妻、従弟番頭猪子左家太、ほか11名書上）	(近世)	—	—	1	一紙	包紙あり	
34	家千代様御誕生御祝義物書付	宝永4年7月	—	—	1	横帳	5丁	
35	〔婚姻諸儀礼覚書（14日結納、17日御道具調事、18日荷物運び、19日御縁女御駕御玄閤ニテ請取など、21日皆子餅御使来事、23日御身附女中披など書上）〕	(近世)	—	—	1	横帳	5丁	
36	〔御姉子様同氏吉右衛門妻縁組願叶い大慶につき書状〕	(近世) 5月27日	有本助左衛門久禎（花押）	舟木老之助	1	一紙		

薬箱⑧ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出（作成者）	宛名	数量	形式	備考1	備考2
37	廻状（来27日同姓玉城縁女引取婚儀相整にて、祝物之儀ハ野菜之外音物堅及断につき）	（近世）5月25日	舟外記	次第不同 宵田町油屋彦右衛門殿 ほか4名、中町近江屋幸 右衛門殿ほか3名、滋茂 町橋本直右衛門殿2名、 小田井町大石豊兵衛殿 ほか1名、寺町1名	1	一紙		
38	やりあひ（なぎなた指南書）	（近世）	—	—	1	一紙		
39	覚（祝儀舟木御両所様、田中様、谷口様より到来覚書につき）	（近世）	—	—	1	一紙		
40	〔昨日お友方引越にて婚姻整い大慶の書状〕	（近世）6月27日	有本助左衛門久禎（花押）	猪子左織様	1	一紙		
41	〔御婚礼御祝の書状〕	（近世）9月晦日	斎藤甚太夫忠利（花押）	舟木外記様	1	一紙		
42	〔妹義御賞にて御挨拶申出書〕	（近世）9月14日	浅野九馬重矩（花押）	舟木外記様	1	一紙		
43	〔引越にて御婚姻御整祝書〕	（近世）	—	—	1	一紙		
44	〔縁約にて御先方へ御引越にて銀札指上につき書状〕	（近世）	由利五郎衛門	舟金重兵衛様	1	一紙		
45	〔父母に孝行に法度を守りたりて奢らずして面々の家職を勤めることの心得書上〕	万治巳亥冬	頼宣公迷作	—	1	一紙		
46	〔堀田様江舟木様方御結納品御渡の依頼書〕	（近世）	—	—	1	一紙		
47	〔舟木家血筋の子相談書〕	（近世）8月15日	さと	外記様	1	一紙	撮影	
48	舅人客来をノ如（猪子左家太殿、谷口藤太夫殿、生駒伝左衛門殿、木下弥八郎、同八郎ほか11名、婦人客伯母君木下家内壱人、同猪子家内二人、祖母君谷口御家内壱人ほか5名、ノ25人、右客は昨秋可致之处差支ニ付当年迄相延へ候事）	文久3年2月初3日	—	—	1	一紙		
49	〔筆筭・茶筭など品物覚書〕	（近世）2月7日	—	—	1	一紙		
50	〔お鉄、お友再縁のことよろしくお伝えの手紙〕	（近世）3月10日	鉄方	おふて様	1	一紙		
51	〔御荷物目録ならびに運び人足覚書〕（7月21日御役付覚書につき）	（近世）	—	—	1	一紙		

薬箱⑧ 「婚姻」

通番	表題	年代	差出（作成者）	宛名	数量	形式	備考1	備考2
52	口上覚（私養女今日引取直ニ猪子伊織方江指遣婚姻為相整候以御蔭難有仕合奉存候右為御届致伺書候以上）	（近世）2月15日	舟木外記	坂本團右衛門様	1	一紙		
53	〔覚〕（川輪縞、紋付綿入結城、玉紬など品物確認につき）	（近世）	—	—	1	一紙		
54	多宮御用召ニ付到来物覚	文久2年1月11日	—	—	1	横帳	5丁	
55	〔御依頼書〕	（近世）	—	—	1	一紙		

## 薬箱⑨ 「凶書」

通番	年次	表題	作成者	形状	点数	備考
1	安政6己未.5.7	靖共院殿 葬送行列帳	喪主 舟木直養	横帳	1	袋一括 (Ex.78~80) 袋「安政6己未.5.7 靖共君御卒去一件帳入」君ハ直養ノ養父ニシテ、直寅即豆斎君ナリ、通称老之助、帳簿多宮ハ後克己と改ス
2	(安政6) .5.6	町方 廻章 (老之助儀冬病気の処、今辰之下刻死去仕候、此段申入候、尤右に付音物停止につき)	舟多宮	横帳	1	宛：佐川義右衛門殿、同幸四朗殿、松永彦右衛門殿、六方屋茂兵衛殿他26名
3	万延元庚申.11.6	靖共院様御一周忌御法事	—	横帳	1	袋一括 (Ex.78~80)
4	(近世カ) .一.一	田邊見樹寺御廟所略図	—	状	1	
5	慶應3丁卯.一.一	禮光院殿御寺詰帳	—	横帳	1	
6	(天保11) 子.3.19~20	三十三回御忌御諸事諸御入用	—	横帳	1	袋一括 (Ex.83~85) 袋「天保11子年3月、摂心院様・帰令院様 三十三回御忌 御法事取越し次第」
7	天保11庚子.3.19~20	摂心院様・帰令院様三十三回御忌法事	—	横帳	1	袋一括 (Ex.83~85)
8	文化6己未.8.19	摂心院殿・帰令殿一周忌取越	—	横帳	1	袋一括 (Ex.83~85)
9	(近世) 午.8.20	覚 (香典1匁5分、布施5匁等諸入用書上)	引受 又右衛門	状	1	
10	(近代) .一.一	〔覚〕 (酒・升数及び人名書上)	—	横半帳	1	
11	(明治22) .一.一	〔覚〕 (人名書上)	—	横帳	1	袋一括 (Ex.88~Ex.90) 袋「明治22年6月23日死去、同23日午前10時戸前村住宅ヨリ神葬寶林山へ埋納、舟木克己直養妻・猪子氏通称弥保死去一件書類」
12	明治22.6.23	供物受納帳 舟木弥保婦人	—	横帳	1	袋一括 (Ex.88~Ex.90)
13	(明治22カ) .一.一	〔覚〕 (人名・献立書上)	—	横帳	1	袋一括 (Ex.88~Ex.90)
14	弘化5申.2.26	〔葬送行列帳〕 (弘化5申年2月26日出葬 共定院殿)	—	横帳	1	袋一括 (Ex.91~92) 袋「弘化五申春、共定君御卒去一件帳入、君ハ直寅ノ父ニシテ直温即来嶽斎君ナリ、通称外記、帳簿数馬ハ後改老之助」
15	(弘化5) .一.一	喪中到来帳	—	横帳	1	
16	(弘化3カ) .3.19~20	3月29日方20日御法事	—	状	1	袋一括 (Ex.93~96) 包紙「弘化3丙午年10月22日摂取院様 遠成院様五十回忌御法事8月22日二取越之次第」

薬箱⑨ 「凶書」

通番	年次	表題	作成者	形状	点数	備考
17	(弘化3ヵ).3.20	覚(線香・人名書上)	瑞(峰ヵ)寺和 右衛門	状	1	宛「舟木様 御取次衆」、袋一括(Ex.93~96)
18	(近世ヵ).一.一	奉願口上覚(病療法につき)	姓名両判	状	1	袋一括(Ex.93~96)
19	弘化3丙午.8.22	弘化3丙午年8月22日撰取院様五十回忌遠成院様同御取越候法事之次第	—	横半帳	1	袋一括(Ex.93~96)
20	(明治ヵ).27.11.一	見舞物到来控	—	横半帳	1	
21	天保15甲辰.10.6	天保15甲辰年10月6日大祖203年御遠忌疋田八郎左衛門安久君令室谷口氏	—	横帳	1	袋(表)「天保15甲辰年10月6日大祖貳百三年御遠忌疋田八郎左衛門安久君令室谷田氏御祭礼修行記入ル」(裏)「祭主舟木外記源直温 嫡 玉城源直寅 義子・内約 匹田千若・藤氏」
22	(近世ヵ).一.一	[墓?碑?絵図]	—	状	1	
23	天保6乙未.2	天保6乙未年2月改正 糺采之次第	—	横帳	1	
24	明治7甲戌.8.13	母君御葬行列帳	舟木克己	横帳	1	
25	(近世ヵ).一.一	[覚](高三公御二回忌につき)	—	状	1	
26	年未詳	[桂林院殿葬送行列帳]	—	横帳	1	
27	文化5辰.10.23	文化5辰年10月23日帰令院殿 葬送行列帳	—	横帳	1	
28	文政3庚辰.7.19	文政3庚辰7月19日 撰心院殿・帰令院殿十三回忌、知玄童氏十七回忌	施主 舟木老之助	横半帳	1	
29	(近世ヵ).一.一	35日法事二付、到来物覚	—	横帳	1	
30	(近世).2.25	[廻章](舟木外記義病死につき)	舟数馬	状	1	袋「町方廻章 舟木」
31	安政6.未.6.10	安政6年未6月10日法事 法事二付到来帳	舟木	横帳	1	
32	(近世ヵ).一.一	悔帳	—	状	1	
33	安永4未.9.26	長寿地殿葬式 葬式到来帳	—	横帳	1	
34	文政7甲申.2.24 5 25迄	文政7甲子年 長寿院殿・五十御忌、撰光院殿・五十御忌、桂帰院殿・廿五回御忌、撰心院殿・帰令院殿・十七回御忌、二月廿四日 5 廿五日迄御取越	—	横半帳	1	
35	文久2壬戌.4.12	傳光院殿百年 御祭取斗向	—	横帳	1	包紙「文久2壬戌四月十二日傳光院様百年之御祭御取斗向書附入 舟木」、包紙一括Ex.112~113
36	天保7丙申.5.11~12	超勝院殿百年忌、容相知亥三十三年忌御法事	—	横帳	1	包紙一括Ex.112~113

## 薬箱⑨ 「凶書」

通番	年次	表題	作成者	形状	点数	備考
37	明治14.5.1	祖母君送葬行列帳（祖母君ハ舟木外記直温君ノ婦人にして明治4年2月23日美作国真島郡勝山にて死去、祖母君は出石藩臣堀田平大夫の女にして俗名三保と称す）	哀孫 舟木克己	横帳	1	
38	嘉永2巳酉.2.18方19	嘉永2巳酉年2月18日方19日共定院様御一周忌御法事	—	状	1	袋「共定院様七回御忌御法事書付類入三回御忌、御一周忌、十三回御忌、十七回御忌 書類入」一括Ex.115~119
39	(近世カ) .一.一	到来物覚	—	横帳	1	
40	文久元.辛酉初冬	恩岳登様二百年御祭	奉祭 直温	横帳	1	
41	安政七庚申.2.18方19	安政七庚申年2月18日方19日 共定院様拾三回忌御法事	—	横帳	1	
42	嘉永3庚戌.2.18方19	共定院様三回御忌御法事客組帳	—	横帳	1	
43	(近世カ) .一.一	御寺詰帳	—	横帳	1	
44	明治19.4.14	明治19年4月14日午前第8時 舟木卓之助死去之節 御悔香典受納帳	—	横帳	1	袋「舟木克己直養長男明治19年4月14日朝死去、同15日戸牧村墓所へ神葬 卓之助死去一件書類、父直養誌」
45	(近世) 酉.6.7	〔覚カ〕（瑞宝院和尚入院など）	—	状	1	
46	(近世) .4.一	覚（白銀等御寺納につき）	十郎左衛門 机筆	状	1	宛：瑞宝寺 御調所中
47	元文丁巳.5.8	中御門院御葬送御車代	—	状	1	
48	(近世カ) .2.24	〔覚〕（瑞泰寺和尚・伴僧吉人・家来吉人、献立など書上）	—	状	1	
49	(近世カ) .一.一	〔覚〕（人名・献立書上）	—	状	1	
50	(近世) .2.25	〔廻章〕（舟木外記義病死につき）	舟数馬	状	1	
51	(近世) .2.19	御香典覚	瑞泰寺役所 役僧	状	1	宛：舟木御氏、帰産所役人中
52	(近世) .3.6	御病中諸入用控	吉村八大夫	横帳	1	宛：舟御氏様
53	(文久元酉カ) 一.6	〔覚〕（6日昼時 人名書上）	—	状	1	袋「文久元酉年五月靖共院様御三回忌御（；+忝）事御取斗向」
54	(文久元酉カ) 一.8	〔覚〕（8夕時人名書上・献立書上）	—	状	1	
55	文久元酉夏.	文久元辛酉夏正月六日靖共院考君御吉締	—	状	1	
56	(近世カ) .一.一	〔覚〕（21日昼・夕人名書上）	—	状	1	
57	安政6巳未.5.6	香典到来帳	舟木執事	横帳	1	
58	天保7丙申.5.11~	超勝院殿百年忌、容相知亥三十三年忌 御法事 祭主 右執斗一式 舟木外記直温	—	袋	1	
59	(近世) .8.18	覚（銀子高・人名書上）	—	横帳	1	
60	(近世カ) .一.一	〔覚〕（花餅など項目				

薬箱⑩ 「御書簡」

直温様発書簡

書簡 (No.1)

番号	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
1	〔書簡〕 (内倫渡らずに付、抛無く任せ、出石へ罷り越候につき)	(近世) .9.12	外記	数馬殿	状	1	
2	〔書簡〕 (滞京中過酒無之候様案じられのことにつき)	(近世) . . .29	外記	数馬様	状	1	
3	〔書簡〕 (御用につき御掛軸の義取調べのこと)	(近世) .9.10	舟木外記直温(花押)	舟木数馬様	状	1	端裏書「御内用御再志」
4	〔書簡〕 (伊太手本出石方2通、京方5通御寄せ候ことにつき他5筆書上)	(近世) .2.15	舟木外記	舟木数馬殿	状	1	端裏書「返事寫」
5	〔書簡〕 (6・7月己来の疝積相治りにつき)	(近世) .11.7	舟木外記直温	舟木数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
6	〔書簡〕 (中元祝儀につき)	(近世) .8.10	舟木外記直温(花押)	舟木玉城殿	状	1	
7	〔書簡〕 (英樹院様ますます御機嫌よく恐悦候、猶又御色分之御帷子一重下されありがたきことにつき)	(近世) .正.27	舟木外記直温(花押)	木下主馬様	状	1	
8	〔書状〕 (軍扇3朱位の物相心得につき)	(近世) .5. 17	外記	数馬殿	状	1	
9	〔書状〕 (賞美拝領物生涯の持前と明らしめ何分我等大丈夫にて小風邪引き申さずえいえい声に勤大慶致候につき)	(近世) .正. 24	舟木外記直温(花押)	舟木玉城殿	状	1	
10	〔書状〕 (血縁の御世話のことにつき)	(近世) .10.15	外記	玉城殿	状	1	
11	〔書状〕 (若殿様へ献上の品につき、帰国指行傳えのことなどにつき)	(近世) .3.26	舟木外記直温(花押)	舟木玉城殿	状	1	
12	〔書状〕 (4月10日、5月27日、7月14日洪水百姓稼ぎを救たくことにつき)	(近世) .8.5	外記	数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
13	〔書状〕 (相勤年始金滞りなく相祝候ことにつき)	(近世) .正.15	舟木外記直温(花押)	舟木玉城殿	状	1	
14	〔書状〕 (今更9月分小遣金2歩御米指立のこと他)	(近世) .8.18	舟木下外記直温(花押)	舟木数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
15	止啓(直紀武鋪方米違返碇につき)	(近世) .4.29	外記	数馬殿	状	1	
16	〔書状〕 (我等丹波崎御供に候つき)	(近世) .4.20	舟木外記直温(花押)	舟木数馬殿	状	1	
17	〔書状〕 (去7月帰国己来御改正ことにつき)	(近世) .5.18	(外記)	(玉城殿)	状	1	端裏書「玉城殿 外記」
18	止啓(相祝に酒出しのこと)	(近世) .3.6	外記	玉城殿	状	1	
19	〔書状〕 (4月10日・5月27日とも洪水につき)	(近世) .6.12	舟木外記直温	舟木数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
20	〔断簡〕 (御用向につき)	(近世) .5.28	外記	各様	状	1	
21	〔書状〕 (京坂等1人出張の間取斗御用向きのことにつき)	(近世) .10.20	外記	十郎左衛門様	状	1	
22	〔書状〕 (茂左衛門取調につき)	(近世) 7.17	舟木外記直温(花押)	舟木数馬様	状	1	
23	〔書状〕 (ご機嫌伺い)	(近世) .6.13	舟木外記直温(花押)	舟木数馬様	状	1	
24	〔書状〕 (和田弥左衛門方申述べのこと)	(近世) .5.26	外記	各様	状	1	
25	〔書状〕 (単毒容態委書申上のこと)	(近世) .10.17	外記	玉城殿	状	1	
26	追啓(今朝竹島五左衛門罷越につき)	(近世) .正.4	舟木外記	舟木数馬殿	状	1	
27	〔書状〕 (正月下金の内2分余相残伊織殿へ預け候ことにつき他書上)	(近世) .3.一	舟木外記直温(花押)	舟木玉城殿	状	1	
28	〔書状〕 (封書1封御内々奉指上奉りのことにつき)	(近世) .6.13	舟木外記直温(花押)	舟木数馬様	状	1	
29	〔書状〕 (御供御勤番仰せくだされ候ことにつき)	(近世) .2.朔	甚正より	多宮様	状	1	
30	〔書状〕 (まずは御返事まで)	(近世) .3.16	おか木えつ	舟木伯母様	状	1	おか木えつ…克己の養女
31	〔書状〕 (御祝いにつき御品沢山成りにつき)	(近世) . . .	瀬井	三保院殿、金徳院殿	状	1	
32	〔書状〕 (当地雨天勝につき他書上)	(近世) .9.12	舟木外記直温(花押)	木下主馬様、木下右衛門様	状	1	端裏書「木下様」
33	〔書状〕 (松居御用向触御取調べいたすことにつき)	(近世) .正.24	外記	—	状	1	



34	〔書状〕(御許隊にて御旗の衣持方御相傳候旨につき)	(近世) . . .	谷口十郎左衛門、猪子長兵衛、舟木外記	織田出雲守様、御家老中様	状	1	端裏書「柏原書案」
35	〔書状〕(御3回忌御配膳役江取扱申付につき)	(近世) .8. 10	木下主馬元清(花押)、舟木外記直温(花押)	西山久右衛門様 猪子長兵衛様 舟木数馬様	状	1	
36	〔書状〕(蒙求小学持参につき他)	(近世) .4. 15	舟木外記直温(花押)	舟木数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
37	〔書状〕(西鶴先生相果につき)	(近世) .9.16	舟木外記	木下主馬様	状	1	37にまきこみ
38	〔覚〕(在方小前3貫600目余他4筆書上、金300匁申年玉送者修行料など書上)	(近世) . . .	—	—	状	1	37にまきこみ
39	〔断簡〕(37匁直段にて3匁の御益につき)	(近世) . . .	外記	—	状	1	
40	〔書状〕(江戸表12日認候状相在承知致し、迎人指越候つき)	(近世) .5.晦	舟木外記直温(花押)	舟木数馬殿	状	1	
41	〔書状〕(白鶴先生病中につき他)	(近世) .12.8	外記	数馬殿	状	1	
42	〔書状〕(御寵令延引のことにつき?)	(近世) .正.9	外記	数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿内用」
43	〔書状〕(老先生小一時歩行むつかしいことにつき他)	(近世) .9.13	外記	数馬殿	状	1	数馬殿
44	〔止啓〕(我等仰付けられ相勤書記相心得につき)	(近世) .6.11	外記	数馬様	状	1	
45	〔書状〕(桜餅指上につき)	(近世) .9.12	外記	数馬殿	状	1	
46	〔書状〕(若殿様御療養御手抜無きこと)	(近世) .7.4	舟木外記直温(花押)	舟木数馬様	状	1	端裏書「御内用」
47	〔書状〕(馳走頂戴につき)	(近世) . . .	—	木下志馬様他	状	1	
48	〔書状〕(14日大雨につき洪水他)	(近世) .7.18	舟木外記直温(花押)	舟木数馬殿	状	1	
49	〔書状〕(世子公御研究の次第委申し越されのことにつき)	(近世) . . .	—	数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
50	〔書状〕(論語古刻述而執鞭のこと)	(近世) .9.16	外記	数馬殿	状	1	
51	〔書状〕(今替えの御加増分御願ひ申上のこと)	弘化2.3.—	—	—	状	1	端裏書「十郎左衛門方被仰出申達」
52	〔書状〕(添田儀左衛門24日申越過につき)	(近世) .10.25	舟木外記直温	舟木数馬殿	状	1	端裏書「数馬殿」
53	〔書状〕(古股引5丁にて泥まみれに相成品雨天の節用意持参候にこと)	(近世) .4.17	外記	玉城殿	状	1	
54	正月晦日兩人決算覚(1貫156匁8分4厘、内訳引 $\times$ 497匁7分8厘)	(近世) .2.12	外記	数馬殿	状	1	
55	〔書状〕(我等病氣心痛の旨)	(近世) .12.15	舟木外記直温(花押)	舟木数馬殿	状	1	
56	〔断簡〕(病気につき他1点断簡)	(近世) . . .	—	—	状	1	3紙1点
57	〔断簡〕(てならいのことなどにつき)	(近世) . . .	—	—	状	1	

## 直温様発書簡(No.2)

番号	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
1	〔書状〕(年始御祝儀忝く宜しく御挨拶成されたく甲斐入道方申し付けらるにつき)	(近世) . . .	舟木外記	萬猷院様	一紙	1	端裏部分に「萬猷院様」とあり。
2	〔書状〕(四日市の書状一覽最早持病に相成る様の事もこれ有る間敷、并に参宮滞り無く同慶、并に其許道中始終不快療養有るべく、并に算用書一覽の処盆後決算存外大不足右借財取り片付け方ほかにつき)	(近世) -9.12	舟木外記直温(花押)	舟木数馬殿	一紙	1	端裏書あり「九月十三日出 同廿六日着 数馬殿」。泥にて汚損。
3	〔書状〕(海岸見分御領中巡村の次第、并に其元合薬方仰せ被られ勤番足輕共も不案内者にて困り入り申す次第察し入る、并に日光御社参の御用意向不行届の次第申し越され仰天、并に又兵衛言語道断の行状ほかにつき)	(近世) -4.7	舟木外記直温(花押)	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「一 玉キ殿」とあり。

4	〔書状〕（相変わらず勤学勉励と相察す、并に国富翁二方焰硝極製出来無類の上品、并に来月分遣わし金茶代一步指し引きいたし三步二朱差し立て申す、并に伊織殿方借用の三両二分先達て申し来る惣金高に相籠め申すべき哉伊織殿へ相尋ねらるべくほかにつき）	(近世) -.10.13	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「玉城殿」とあり。
5	〔書状〕（若殿様・殿様御機嫌能御著（着）館恐悦につき）	(近世) -.4.21	舟木外記直温（花押）	木下主馬様	一紙	1	
6	〔届〕（峯山口口中方の来書御目に懸け申すにつき）	(近世) -.閏.20	(外記)	(彌三左衛門様)	一紙	1	返事記入あり。端裏部分に「下彌三左衛門様 上 外記様」とあり。
7	〔書状〕（又右衛門・長左衛門へ下金申し談じの処存外に存寄申し立て漸く差し出し拾両二分式朱指し立て申すほかにつき）	(近世) -.9.17	舟木外記直温	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
8	〔願〕（若殿様御目見已前御同席様方御振舞御招きの節御座敷向御床飾りに貴様御所持の御軸物御用立下されたく）	(近世) -.--	—	(杉山茂左衛門)	一紙	1	端裏書あり「杉山茂左衛門江文通之写」。
9	追啓（我等御賞美拝領物の御礼申し上げられ心を配られる事ほかにつき）	(近世) -.3.13	舟木外記	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
10	〔書状〕（左織病勢甚だしく股脇服心を失う心地、并に御礼献上物の次第承知ほかにつき）	(近世) -.5.27	舟木外記直温	舟木数馬殿	一紙	1	端裏書あり「六月朔日出 十七日着 直蔵持帰」。
11	〔書状〕（其許持病も相治り大慶、并に我等丹後海岸見分出張、并に大筒壱貫目玉相試す次第、并に其表地砲右内彼は世話いたし申す処大記不和ほかにつき）	(近世) -.5.5	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「一 玉城殿」とあり。
12	〔書状〕（鮫存外上品にて悦び入り申す、并に毛詩補伝御買上の都合、并に其許手蹟大分上達大慶ほかにつき）	(近世) -.正.3	舟木外記	舟木数馬殿	一紙	1	前部欠。
13	〔書状〕（病氣不治の覚悟罷り在る処存外灸治相応蘇生の春を迎え申すにつき）	(近世) -.正.元	舟木外記直温（花押）	舟木数馬殿、足田八郎殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
14	奉願口上之覚（同性外記類癩の症につき看病として私立帰り日数往復の外廿日計り御暇下し置かれたく）（下書）	(近世) -.--	—	—	一紙	1	
15	〔書状〕（佐藤大助師範にも仰せ付けらるべき処若殿様には流儀違い酒井要人へ御入門につき大助表向きは御稽古御相手仕り御内輪には御師範申し上げる次第内談）	(近世) -.正.-	主馬	外記様	一紙	1	端裏部分に「内用 外記様」とあり。
16	追啓（佐藤大助皆伝致し軽輩者には感心の志もこれ有り御称美の御沙汰これ有りたく）	(近世) -.12.-	主馬	外記様	一紙	1	端裏部分に「一 内用 外記様」との記述あり。
17	〔願〕（御道中御迎えの者差し出し方につき）	(近世) -.11.-	—	—	一紙	1	前部欠。
18	御問合条々（江戸表御発駕日限、并に御休泊御昼休差因方につき）	(近世) -.--	—	—	一紙	1	
19	追啓（当府御通行の節御使者松田金左衛門へ御酒御吸物料金百足御送り成さるにつき）	(近世) -.--	—	乾八次郎様御用人中様	一紙	1	
20	〔書状〕（殿様御病氣御大故至らせられ痛哭奉る、并に御乗出用意方、并に八郎出府其意得られず尤ほかにつき）	(近世) -.10.11	舟木外記直温	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
21	〔書状〕（呉々も相懐まれ放心これ無き様、并に由利良介世話にて石山丈山石摺貰い申したくにつき）	(近世) -.閏9.14	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「玉城殿」とあり。
22	〔書状〕（御乗出御引き請けの御方様、并に御客様御招きの節の御軸物取り調べ方杉山茂左衛門所持の軸物差し出しにつき主馬内談の次第）	(近世) -.7.4	舟木外記	舟木数馬様	一紙	1	端裏部分に「御内用」とあり。
23	〔覚〕（脇坂様御預所につき存寄）	(近世) -.--	外記	—	一紙	1	

24	〔書状〕（其後も存外御用多御面会五日十日相延びても御用捨下さるべく、并に左織病気の次第、并に此度京都の一挙心痛多くほかにつき）	(近世) -.4.21	舟木外記直温	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
25	〔書状〕（舟越幸蔵事我等煤酌不都合にて伊平へ申し談じにつき）	(近世) -.11.18	外記	数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
26	〔書状〕（御渡し金莫太の大不足につき）	(近世) -.12.8	勝田左二兵衛、舟木外記	由利良介様	一紙	1	朱書で訂正あり。
27	〔書状〕（津田左太夫道中の次第）	(近世) -.5.29 .6.6	外記ほか	各様	一紙	1	
28	〔断簡〕（松平因幡守様江戸御屋敷にて乾八次郎様御用人中様）	(近世) -.--	—	乾八次郎様御用人中様	一紙	1	宛名部分のみ。
29	〔書状〕（当所御通行の節御使者にて御口上且つ御国産干鯨御贈り進ぜられ忝く宜しく御意得べく老之介様方仰せ付けらるにつき）	(近世) -.--	—	八次郎様御用人中様	一紙	1	端裏部分に「乾家人共まで此方家来名前二而文通之扣都合三通」とあり。
30	追啓（算用向大不足遠からずには御政権を執らるべき身分にて人望を失いては一大事につき衣類売り払い借金取り片付け方は指し留め申すも致し方無く心痛ほか）	(近世) -.2.17	外記	数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
31	〔伺書控〕（無宿十郎二人ふち割合不足ほか取り計らい方御相談、并に岩崎主鈴御下屋敷御附へ弥三左衛門方相詰めらるは不安且つ甚太夫御郡奉行再動は決して相成らずほか取り計らい方、并に高田村太郎兵へ身代取り乱し難渋の処居宅其の俵にて御本陣相勤めたく十年御貸し居り家賃立願い出るにつき取り計らい方、并に御勘定へ取り調べ申し付けるべくにつき御一覽相済み次第御返却下さるべく、并に御勝手方御用状答且つ久左衛門高密用再酬御添削下さるべく、并に和田源太左衛門差し出し日記等御廻し申すにつき、并に御講銀残り貸付人別書差し出し方ほかにつき）	(近世) -.11.26 .12.16	外記	伊織様	一紙	1	前部欠。内用一部に伊織より外記への返答記述あり。
32	〔書状〕（梅壽院様へ寒梅苔一包差し上げ奉りたくにつき宜しく御取り謀らい下さるべく）	(近世) -.正.29	舟木外記	高橋彌市郎様	一紙	1	
33	〔書状〕（若殿様御近習頭兼帯御身守仰せ蒙られ珍重本望白鶴先生指図等も相頼まれ精勤これ有るべく、并に奥州中村行きも仰せ蒙られ是亦珍重ほかにつき）	(近世) -.6.4	舟木外記直温	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「玉城殿」とあり。
34	追啓（小森薬少なくも三廻り位服用専要につき、并に右源太中々上達五経も能く読み申す由大慶、并に紀州村松剛右衛門屋敷にて打毬につき、并に世子公毎朝孟子御素読屋後御復読タ六ツ時方論考大学御復読御詩作日課の次第申し越され安心致すほかにつき）	(近世) -.正.20	舟木外記	舟木玉城殿	一紙	1	
35	〔書状〕（持病気これ無き由安心、并にお三保虚弱にて案じ申すにつき、并に武器無尽去十日興行賑々敷につき、并に此節矢細工衆中取り懸かり申すほかにつき）	(近世) -.閏9.13	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	
36	追啓（御東行道中の模様承るにつき、并に盆後払い存外の大不足心痛、并に此節早田見分存外引米御損失これ有り心痛につき）	(近世) -.8.17	舟木外記	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。
37	〔書状〕（合薬出精御賞美珍重、并に其許身持ち慎まずにつき御内々御叱り仰せ出され誠以て恐れ入り奉り我等別して迷惑心痛、并に堀田友爾奇特の至り加増目付本席学館講師諺役兼帯申し付けらるほかにつき）	(近世) -.9.17	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「玉城殿」とあり。
38	〔書状〕（道中京都辺にて大地震盗賊夥敷出火も仕り騒動の模様につき）	(近世) -.--	—	—	一紙	1	前後部欠。

39	〔書状〕（御加恩二口成し下され御側御用人役表御用人兼帯世子君御身守仰せ蒙られ目出度父子同席暫く中絶の処旧に復し泉下の御先祖様方恐察喜悅の涙催すほかにつき）	(近世) -5.21	舟木外記直温	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。貼紙1ヵ所あり。
40	〔書状〕（瑞泰寺和尚に直談の趣ほかにつき）	(近世) -6.10	舟木外記	舟木数馬殿	一紙	1	前部欠。
41	〔書状〕（無異超年致され珍重、并に旧臘御前に於いて御年男仰せ付けらる、并に入寒後日灸致さる由大いに安心ほかにつき）	(近世) -正.2	舟木外記直温	舟木数馬殿	一紙	1	
42	〔書状〕（世子公御補導猶更精勤これ有るべく、并に旧臘少し風邪引くほかにつき）	(近世) -正.2	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	端裏部分に「玉城殿」とあり。
43	〔伺〕（無足列脱剣取り計らい方、并に大小姓は無足列の否哉ほか御教示頼み上げ奉るにつき）	(近世) -5.3	外記	弥三左衛門様	一紙	1	前部欠。後半部に弥三左衛門よりの返答、外記よりの再度の返答の記述あり。
44	〔伺書控〕（江戸返書明日申し渡すべき哉につき、并に下村彦惣御礼且つ御普請方へ申し付け方、并に兩人指し扣伺につき、并に御損毛取り調べ書文武向き御取り稼ぎ帳ほかにつき）	(近世) -11.朔 11.14	外記	各様	一紙	1	前後部欠。伊織・佐次右衛門よりの返答の記述あり。
45	〔書状〕（爰許別して不順冷気田畑共散々米価引き上がり申す、并に白鶴先生への兵書は町便へ指し越す、并に其許読書の模様申し越されたく、并に兵書炮書の写し物多く御用多中弱り入り申すほかにつき）	(近世) -6.24	舟木外記直温（花押）	舟木玉城殿	一紙	1	
46	〔書状〕（水口杯一鉢土宜しく御趣法立て直し申す御方承り出したく、并に御講の一部御催し当時町人大乱後にて取り戻し六ヶ敷折柄、并に御所司代様御風聞、并に御勝手御必至に相成り御大名様御領中百姓町人の大家召し抱えられ勝手の役申し付け置く趣法ほかにつき）	(近世) -9.3	杉山茂左衛門景信（花押）	舟外記様	一紙	1	前部欠。付紙1ヵ所あり。
47	〔書状〕（以っての外の御容躰全く御虚症御全快の程覚束無く一同十方に暮れ英樹院様にも殊の外心痛につき）	(近世) -9.19	舟木数馬直清、猪子長兵衛正方（花押）、西山久左衛門直温（花押）	舟木外記様、木下主馬様	一紙	1	前部欠。
48	〔書状〕（持病絶えて相発さざる由大慶弥養生専一本所蘭医相尋ねらる哉、并に主馬殿交代別状無く勤番致され恐悦、并に世子公御学業御進益今一兩年も御通り遊ばされる節吃度御読人に相成るべくほかにつき）	(近世) -3.12	舟木外記直温（花押）	舟木数馬殿	一紙	1	端裏部分に「数馬殿」とあり。

来簡分 (No.3)

番号	表題	年代	差出	宛名	形状	点数	備考
1	〔書状?〕（二條御城内外共石垣御櫓崩候、十五日頃六日之間、雨にて又々諸處崩立御城之堀三百間斗崩落 御所者尚更町人共居宅九歩通土蔵大方破損仕候など、災害状況書上）	(近世) .7.27	—	—	1 状	前欠	
2	〔書状〕（同姓外記病氣之處、養生相叶ず死去之節残念につき）	(近世) .4.5	西山谷左衛門貞温（花押）	舟木数馬殿	1 状		
3	〔書状〕（生駒恭人義湯治相願温泉へ罷越候相直仕、此上今一廻り引続き湯治仕可然旨療醫申聞候につき）	(近世) .4.22	下邨彦三（花押）	舟克己様	1 状		
4	〔書状〕（御前御眼痛は如何につき）	安政4..8.27	落津間蔵（大坂）	舟木老之助様	1 状		「安政4年9月13日着」
5	〔書状〕（御子息様始御近親様江何角御禮下され度願奉候ことにつき）	(近世) .11.22	堀田平太夫為徳（花押）	舟木外記様	1 状		
6	〔書簡〕（去年2月中為御相談御法別御調書被成廻候ことにつき）	(近世) .3.7	久左衛門	外記様	1 状		

7	〔書状〕（今般御手前様御内々御書出巻封下され置候間、則差立申候御頂戴成られべく候こと、および三・四日前夜四ツ半頃五丁目迄出火、其前夜八本郷亭丁目九ツ過り出火につき）	(近世) .2.19	谷口十郎左衛門 正為(花押)	舟木外記様	1	状	
8	〔書状〕（改年之御吉慶有るべからず昼期御座存奉候こと）	(近世) .正.4	赤野正司 重(花押)、黒澤新左衛門 備(花押)	舟多宮様	1	状	
9	〔書状?〕（池田先生御招并着之上此例役ニ而麻上下忌用御使者仰付けられ御手都合ニこれあり定めて御直に仰せ付、若し行違に相成御指図御座候ハハ、右之心得を以御使者御勤之事につき）	(近世) 11.11	—	—	1	状	
10	〔書状〕（漢詩?）	(近世) .8.1	(久保田) 精一	(舟木兄君)	1	状	
11	〔書状下書〕（こまはあぶなき物ゆへおり候品ところにつき）	(近世) .12.—	ちいゆ方	千代吉様江	1	状	
12	〔書状〕（明廿一日四ツ時御館江出府致べきことにつき）	(近世) .11.20	猪子政之丞	舟木金十郎殿	1	状	
13	〔書状〕（伯勸問答文）	(近世) .4.上旬	久保田精一	舟木君	1	状	
14	〔書状〕（御講銀預り松居久右衛門へ御頼候一条につき、大津七里官助のことにつき、御目見拝領のことにつき、川替一條数右衛門のことにつき）	(近世) .6.8	枚山茂左衛門 景信(花押)	舟外記様	1	状	
15	〔書状〕（山之送用相済次第、坂本氏同伴のこと）	(近世) .正.29	三好周伯老	—	1	状	
16	〔書状〕（かねて金子之事につき）	(近世) .5.14	坂部舎人(印)	舟木外記様	1	状	〔包紙〕（舎人様御書 一通） 去冬於留守御預り地道普請五十間不足之処、御普請奉行方残銀物入等多知所、一同堰等の修補彼是叶わず之物入差添甚繰奉らず難渋至極）
17	〔書状〕（追啓・御在邑御道中金のことにつき）	(近世) .11.12	坂本国右衛門	舟木数馬様	1	状	端裏書「二月廿五日返事済」
18	〔書状〕（殿様御道中御滞なく四月朔日御着館につき）	(近世) .6.19	舟木数馬 直清、猪子長兵衛 正方(花押)、西山久左衛門 貞温(花押)	舟木外記様、木下主馬様	1	状	
19	〔書状〕（江戸表は当時穩に御座候得共、野州辺其集之処、浮浪もの田沼亥萬頭様御出張にて追々打取に相成候趣につきなど他書上）	(近世) .11.23	永坂昇太夫	舟木多宮様	1	状	
20	〔書状〕（異船一件のこと、伊勢近江大地震のこと、品川御台場のことなどにつき）	(近世) .7.18	嶋村繁	舟木大夫、猪子大傳	1	状	要撮影
21	〔書状〕（御祝御前方御惠賜につき礼状）	(近世) .8.27	藤津間蔵(花押)	猪子左家太様	1	状	
22	御返答（御目録之通、御祝遊ばされのこと）	(近世) . . .	大谷喜多八	—	1	状	
23	〔書状〕（御駕等下弥弥郎、清性院(?)様御有縁之義仰置かれ候趣、大切之御品京大坂にも持出がたきことなどにつき）	(近世) .5.22	西山求馬 貞堅(花押)、木下勘兵衛 元清(花押)	舟木老之助様	1	状	端裏書「卯五月二十二日出六月七日着」 「御側御用状」
24	〔書状〕（村方へ権僧罷越仕候ことにつき）	(近世) .7.10	未式部	多宮兄	1	状	
25	〔断簡〕（反物）	(近世) . . .	—	—	1	状	端裏書「御手目録・金三百疋」
26	〔断簡〕（丹波・福知山市中見回りのことなどにつき）	(近世) .7.17	(源?) 部七郎	多宮様、舟木之父様	1	状	
27	〔書状〕（御許野州辺りの浪士騒ぎ、京坂長州騒ぎにてなどにつき）	(近世) . . .	—	—	2	状	2紙1点
28	〔書状〕（御刀身鍛冶出来の由、鴨川砂浅いなどにき）	(近世) .5.28	枚山繁之助 定信(花押)	舟老之助様	1	状	端裏書「入用反古」
29	〔書状〕（此度猪子殿方御書状到来、御前方拝領仰付けられ、誠に有難仕合のこと）	(近世) .8.27	藤津間蔵(花押)	舟木老之助様	1	状	21の史料と関連か

30	〔書状〕（御前御眼病在りのことにつき）	（近世）.8.27	藤津間蔵（花押）	—	1 状	
31	〔書状〕（御注文の刀延引につき）	（近世）.5.27	高橋基之丞	舟木老之助様	1 状	
32	〔書状〕（当季御見舞いにつき）	（近世）.霜.13	朽木近江守	池田貞蔵様	1 状	要撮影
33	〔書状〕（朱雀にて外記様へ長兵衛が御談申置候、萬屋忠兵衛がカステイラ菓子のことにつき、および上京につき）	（近世）.4.19	木下主馬、猪子長兵衛	舟木数馬様	1 状	
34	〔書状〕（年始挨拶）	（近世）.正.24	木下勘兵衛 元清（花押）	舟木老之助殿	1 状	
35	〔書状〕（明朝朝五半時自宅へ参着致し候こと）	（近世）.12.12	堀左京	舟外記様	1 状	
36	〔書状〕（御地初秋之洪水のこと、木下御二男のことなどのことにつき）	（近世）.陽.10	星合与一郎 利光（花押）	舟木外記様	1 状	
37	〔覚〕（幸御用向御座候につき）	（近世）.正.-	西山久兵衛	—	1 状	
38	〔書状〕（御祖母様始御両新類様へ直々御頼申こと）	（近世）.正.-	谷口藤太夫（花押）	舟木多宮様	1 状	前欠
39	〔断簡〕（葬送のことなどにつき）	（近世）. . . .	—	—	1 状	
40	〔覚〕（外記病氣につき）	（近世）. . . .	—	—	1 状	
41	〔断簡〕（御出京につき）	（近世）. . . .	—	—	1 状	
42	〔書状〕（書状頂戴につき）	（近世）.5.7	生駒多繕 親頼（花押）、坂本弥左衛門（花押）	舟木外記殿	1 状	
43	〔断簡〕（御奥御用御済、金子書上など）	（近世）. . . .	—	—	4 状	4点巻き込み
44	〔書状〕（去ル九月三日當吉法につき）	（嘉永4）.2.26	岡田次右衛門 勝（花押）、森下改事 武（花押）、瀧傳右衛門 正教（花押）	舟越謙三様	1 状	
45	〔書状〕（長蔵なる者について）	（近世）. . . .	—	—	1 状	
46	〔状〕（江戸表方願書に下濟候御調書のこと、御料所の石代納について、江戸来書のことなど）	（近世）. . . .	—	—	1 状	のりはずれ、端裏書「内密用」
47-1	〔書状〕（名改につき）	（近世）. . . .	木多宮	金十郎様	1 状	若名…左繕殿、御部屋住にて御勤の時…主馬殿、御宗督の際…左京殿、この後…外記殿
47-2	〔書状〕（進物のこと）	（近世）.6.11	—	—	1 状	他断簡2点あり、47-1にまきこみ
48	〔断簡書状〕（林平召連逗留中に手違も之有候ハ、其御代見物にて林平参庭致し候につき）	（近世）. . . .	星合與市	舟木外記	1 状	
49	〔書状〕（4月9日夜半方暴風雨京都も三条板橋落候位の所、丹波路同様道路土を洗流し川場の如し、二方郡大荒れの由、丹波朝中大荒加賀越前難船も夥敷、久美濱御城米も1500石2艘破船につき）	（近世）. . . .	—	—	1 状	前欠・後欠
50	〔状〕（堀田省軒先生弟子伯勤と精一問答）	（近世）. . . .	—	—	1 状	端裏付箋に「久保田精一が舟木克己」とある、堀田省軒…江戸時代後期—明治時代の儒者。1808-1879。但馬出石藩士。同藩の桜井石門につき、のちの大坂の藤沢東岐にまなぶ。帰藩して藩校弘道館の講師。
51	〔書状〕（世子御入塾につき御供仰付け段々御配慮有りがたく存じ候こと、先生迎えの人足のことにつきなど書上）	（近世）.3.朔	久保田精一	舟木克己様	1 状	

52	〔書状〕（御自分儀御用之儀これ有候間、明11日御流頂戴以後残るよう申遣わしにつき）	(近世) .正.10	西山久左衛門	舟木数馬殿	1	状	
53	〔書状〕（御自分儀御用これ有候間、明6日4つ時御館へ出仕これあるべく候こと）	(近世) .4.5	堀四郎太夫	舟木数馬殿	1	状	
54	〔書状〕（堀源吾御供につき）	(近世) .11.4	安達祝	舟木多宮様	1	状	
55	〔書状〕（あなた様御賑々敷御祝斗成られべく幾久目出度思召候につき）	(近世) .2.7	中沢喜平次	—	1	状	
56	〔書状〕（遠江守様へ御相談のことにつき）	(近世) .-.-	—	—	1	状	
57	〔書状〕（冬来神戸御仕送り相談の義などにつき）	(近世) .-.-	—	—	1	状	端裏書「御請文下書ひかへ」、後欠
58	〔書状〕（舟木多宮方江参り居候間、金1両御渡し下さる様頼奉り候につき）	(近世) .8.18	田中新兵衛	—	1	状	
59	覚（町方献金・銀9貫930匁、在方同断・3貫745匁7分4厘、寺町拝借返上・銀800目×14貫504匁5分4厘など書上、吟味申候、相渡申候につき）	(近世) 申.3.16	御勘定役共	—	1	状	端裏書「在町献金吟味役江引渡書共」
60	〔書状〕（多宮様今般御家督相違なく仰承り候につき）	(近世) .4.17	林佐次兵衛（花押）、岡田次右衛門（花押）、森下政平（花押）	船越讓三様	1	状	
61	〔状〕（此度月牌堂御建立立罷成候につき、早速御位牌両調候而、開眼供養法事等相勤、月牌證文差送り申候など書上）	(近世) .8.23	福壽院俊亮（花押）	舟木外記様	1	状	端裏書「文化4乙卯年10月14日使僧者来ル再遣候」
62	〔書状〕（御悔仰上られ御霊前々御香料百足御傳成られ候趣につき）	(近世) .11.23	永坂昇太夫	舟木多宮様	1	状	
63	〔書状〕（昨日酒ハ後程と飲まずなど）	(近世) .-.-	磨志	舟木多宮様	1	状	
64	〔書状〕（今日御端泰守にて賢明院様御牌前江御代参相勤候につき）	(近世) .7.6	織原	外記様	1	状	
65	〔書状〕（年始御祝詞につき）	(近世) .正.5	舟木昇太夫惟一（花押）	田中新次郎様	1	状	
66	〔書状〕（古年甫々御祝詞貴意得度につき）	(近世) .正.5	舟木昇太夫惟一（花押）	舟木多宮	1	状	
67	〔書状〕（御参初之節につき）	(近世) .2.29	藤村吾助	舟木多宮様	1	状	
68	〔書状〕（御用向申上候、先便印差立其節認方成られ候につき？）	(近世) .2.15	舟木讓三	平井基三郎様	1	状	
69	〔書状〕（去5日御用状同18日着致し拜見候のことにつき）	(近世) .4.19	木下主馬元清（花押）、猪子長兵衛正方（花押）	舟木数馬	1	状	のりはずれ
70	〔書状〕（御祝儀見事之鮮魚2尾御目録之通につき）	(近世) .11.24	堀田平太夫（花押）	舟木外記様	1	状	
71	〔書状〕（銀札不足の段につき）	(近世) .9.18	高田造八	金十郎様	1	状	
72	〔書状〕（改年の御吉慶につき）	(近世) .正.20	池田美作清経（花押）	舟木多宮様	1	状	
73	〔状〕（海岸非常手当などの意見書）	(近世) .-.-	—	—	1	状	元は46にはさみこみ、内容が違うため、親番として目録作成

## 書簡 (No.4)

番号	表題	表題	日付	宛名	形態	点数	備考
1	（若殿様、武ハリタル風は御好之様子は無之、発句などニテ風流メキタル風御好云々）	舟木玉城直實書状	日付	御父上様	状	1	玉城極内用（端裏）
2	追啓〔若殿様御具足召初物之御式云々〕	舟木外記書状	七月二十四日	数馬殿	状	1	極内用（端裏）
3	追啓（船越幸蔵当年十九歳に相成り）	舟木外記書状	六月十二日	数馬殿	状	1	
4	〔幸蔵事早便ニ申入候通、何れとも相決せず云々〕	舟木外記書状	正月四日	数馬殿	状	1	
5	（六月十九日状披見、吉書の贅、我等も大丈夫候得共仙気下シ丸薬始終相用い云々）	舟木外記書状	十一月十八日	舟木数馬殿（江戸）	状	1	数馬殿（端裏）

6	(暑気見舞い返信延引に付)	舟木外記書状	七月四日	岡右内様	状	1	
7	(二月十五日便、二十八日便披見、火事頭巾新調、世子公補導云々)	舟木外記書状	九月二十七日	数馬殿(江戸)	状	1	数馬殿(端裏)
8	(風邪面部腫気、深川冬木町坪井信道高弟の診察、老先生の厚庇にて御屋敷文化開け)	舟木外記書状	三月十五日	数馬殿(江戸)	状	1	
9	(六月二十二日便、七月十一日便着、其表大旱井水涸れ若殿様半髪御袖留祝い云々)	舟木外記書状	十一月十四日	数馬殿(江戸)	状	1	
10	追啓(早便で申入れ候通り不時の入用、忝分式朱にて十分、部屋住みの身分を心得云々)	舟木外記書状	八月五日	数馬殿(江戸)	状	1	
11	(去未申年飢饉荒の節春以来雷気、主馬殿着府、一二〇年前の災厄又廻り来云々)	舟木外記書状	九月十八日	数馬殿(江戸)	状	1	数馬殿(端裏)
12	(吉村八太夫出府に付一筆、当地冷氣、十二日~十四日巡在不作気配、其元吉書祝云々)	舟木外記書状	(酉天保八年)九月五日	数馬殿(江戸)	状	1	数馬殿(端裏)
13	(六月二十四日八太夫帰着、其表様子、文武出精の次第承知、日々焰硝調合角管通い云々)	舟木外記直温書状	八月二十七日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
14	(海苔煙草入れ大根種など到来に付挨拶)	舟木外記書状	七月五日	玉城殿(江戸)	状	1	
15	(勇ましく東行目出度、近来御近習の風儀悪ク隙に任せ君上之非を計候義云々)	舟木外記書状	正月二十四日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	破れ有、26と関連
16	(早勉ながら水難には優れ田作も宜しく、去年七月帰着以来公儀御改正、海岸御手当)	舟木外記書状	七月二十五日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	前欠
17	(八月鼠毒にかかり腰痛・風邪を醸し、葛根湯・犀角・イタチ黒焼大坂より取寄せ云々)	舟木外記書状	八月十七日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
18	(お三保里方へ歸りたし、帰国婚姻に付いてはよほど物入り云々)	舟木外記書状	十月十日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿内用(端裏)
19	追啓(京阪御用先交替、大家の銀主三人調談、白鶴先生書中感佩、当地不順冷氣云々)	舟木外記書状	正月二十四日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿内用(端裏)
20	(此節公儀御改革付而之御用向、御城入り存外早く大安心、貢京都送者之儀云々)	舟木外記書状	八月十五日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	前後欠
21	(出石候一旦鎮静桜井奸知の取計と評判不宜、其表諸家様上知の風説、越前退役云々)	舟木外記書状	七月十一日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
22	(若殿様御用弁・御素読勤、三八日論孟、蒙求、先哲叢談講釈、カロメル・ソツビル服用云々)	舟木外記書状	十月十二日(1843年力)	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
23	(朝四杯、昼も時々四杯、餅は六ツ食べ、年齢相応の気力、越前守火事と申し度々火災云々)	舟木外記書状	五月九日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
24	(名物火災なく御仁政、茲許も美政、水戸には釣鐘で大砲製作スバラ敷、二方郡巡在云々)	舟木外記書状	二月十八日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
25	(其許織口染め直し江戸へ遣わす)	舟木外記書状	三月九日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
26	(長途山川滞りなく着府珍重、遠藤老先生と寛々面会之旨承知、番小屋四人大混雑云々)	舟木外記書状	八月五日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
27	(御納戸席で若殿様素読・弓術御世話、御用席にて小頭以下砲術御世話、大坂島屋振舞云々)	舟木外記書状	四月二十二日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)



28	(持病回復、鏑剣試合大慶、当地七月十八、八朔、二十八日三度出水、丙午前年覚悟)	舟木外記書状	八月十三日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
29	(其表近海へ異国船渡来、弓鉄砲奉行大砲方出張、文学は大切だが兵学一般出精云々)	舟木外記書状	九月十七日(1845年巳年力)	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)25と関連、添紙あり
30	(帰発もはや六十日を切り、帰国用意土産の注文、我等打毬出場、一度落馬大笑い云々)	舟木外記書状	七月二十日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
31	(世子君、九月十一日より其許に弁当持ち通学、自分は去る二日京阪御用相勤め云々)	舟木外記書状	三月十八日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
32	追啓(去年中勝手方勤め賞美に預かり葉綿三把拝領知らせ)	舟木外記書状	十月七日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)、14と関連
33	(海岸出張人別仰せ出され、郷足軽も増し方、文学はもちろん兵書も研磨頼み入り云々)	舟木外記書状	正月二四日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
34	世子公九月十一日より文章軌範、戦国策、十八史略素読、補導重任、我等明年四十二歳云々	舟木外記書状	正月二十五日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
35	(白鶴先生試作意味深長、書もよく早速軸にする、出石変義関口切腹風説紛々)	舟木外記書状	十二月十二日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	内用
36	(此許積雪なく寒気も寛、十一月小遣金、十二月下金、暮仕廻り金、若殿様孟子に進む云々)	舟木外記書状	七月十七日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
37	追啓(前波半弥前髪執り、命名願ひ、此節句読司未熟故、御用多き中世話致し云々)	舟木外記書状	十二月八日	玉城殿(江戸)	状	1	
38	(鶴文右衛門より持越呉候厚志の事、先ごろ預かる大坂での悪説、猪飼先生十一月十日遠行云々)	舟木外記書状	九月十七日	玉城殿(江戸)	状	1	
39	再上啓(茂左衛門所持軸物帳差立て云々)	舟木外記書状	十二月十一日	舟木数馬殿(江戸)	状	1	
40	(発症蘭家の治療相応、白鶴先生方出精、五月八日状披見云々)	舟木外記直温書状	七月四日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	玉城殿(端裏)
41	(口薬製法方の義)	舟木外記書状	六月十五日	舟木玉城殿(江戸)	状	1	
42	(若殿様よりお三保に煙草入れ下され有難き云々)	舟木外記書状	なし	玉城殿(江戸)	状	1	
43	(吉田一学太行、二十日頃帰来、待侘、二十八日に罷り越し云々)	舟木外記書状	正月二十四日	数馬殿(江戸)	状	1	
44	(若殿様より下されの品、主馬方より持ち回り云々)	舟木外記直温書状	十一月十日	舟木数馬殿(江戸)	状	1	塚原源内連名
45	(兼ねて飛驒守様裏印にて借用の金子、出府中証券返納n噂あり云々)	(舟木外記書状)	二月九日		状	1	井上文通下案
46	(鑄鑑定依頼、一分なら十匁答礼云々)	舟木外記書状	なし	数馬殿(江戸)	状	1	
47	案文(同苗老之助、去ル五月養生かなわず、朦中に付云々)	なし	八月十八日	京 兵庫様	状	1	
48	(越年珍重、年始の祝儀として扇子一箱)	舟木外記書状	月日	なし	状	1	
49	(前欠、煖硝灰交温なるうちに杓子にて臼へ入れ搗く云々)		三月八日~八月十四日		状	1	
50	今井庄五郎方二而調物代等差引書付		正月十九日		状	1	
ほか	断簡8点		三月八日~八月十四日		状		

薬箱① 「詩歌」

番号	年代	表題	差出	宛名	形状	点数	備考
1	〔和歌〕（東のみあらかにおもむき給ふ主の君を供奉の仰蒙らせ給ふ其途を送り奉りてほか）	(近世) -.-	鷺橋拝	—	1 一紙	1	彩色あり
2	〔和歌〕（落葉風ほか）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
3	〔覚〕（遊学生新精一謹白舟木君之下）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
4	〔覚〕（朱子曰於後來聖賢千言万語只是欲明倫理而已）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	朱書で返り点・送り仮名の書き込みあり。付紙4点あり。
5	〔覚〕（出石福城寺正月25日夜明け火災につき）	(近世) -.-	普光	—	1 一紙	1	
6	〔和歌〕（河月千とせをもかけてそ見ましきほ川のそこまでらす秋の夜の月ほか）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
7	天神勤行之次第（太宰府にての天神の秘歌ほか）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
8	〔覚〕（豊城におはす点者碩庵宗匠無智無才にして伊福邊大明神へ奉納の事見合せたく）	(近世) - 卯月初旬.-	少笑連	碩庵丈	1 一紙	1	末尾に「長好写」とあり。
9	倭漢人物山水花鳥張やうの次第（梅に島ひよとりほか）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
10	〔覚〕（権中納言藤原永房歌ほか）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
11	禁酒歌并序（至湯島大杯飲之倒堤転溝醜態につき作禁酒歌以為戒）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
12	覚（栄昌院殿風菅涼栖大姉日供料・江月涼清童女月供料請取書古損此の度改め申すにつき）	文化3.正.15	瑞泰寺倉管（印）	舟木外記様御内御役人衆中	1 一紙	1	
13	〔覚〕（春日偶成、春宵ほか漢詩）	(近世) -.-	—	—	1 折紙	1	
14	〔覚〕（季冬初七日夜従浪華到洛陽漢詩、并に和歌）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	前部欠。
15	享保十四年正月廿四日公宴和歌御会始 花為佳会媒（左大臣吉忠、右大臣兼香ほか和歌）	享保14.正.24	—	—	1 横半帳	1	
16	〔和歌、并に漢詩集〕（月前時雨、月前萩ほか）	(近世) -.-	—	—	1 縦帳	1	
17-1	〔書状〕（御書頂戴仕り有り難く御請け述べ奉りたく）（下書）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	袖部分に「御請書案裏白」とあり。17-1～17-6、包帯にて一括。
17-2	頼母子（一口 猪子殿ほか出金者覚）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
17-3	覚（御収納米指し引き方、并に残米代銀を以て御定用を相勤め方、并に車輪法につき）	(近世) 寛.5.-	—	—	1 折紙	1	
17-4	〔覚〕（同十二年田辺御仏詣、同十三年宇田天皇九百年御聖忌ほか御法事御規式につき）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	前後部欠。
17-5	〔覚〕（水戸中納言様国政格別行き届かれ文武共絶えず研究これ有る趣公義御安心遊ばされ御伝来の御太刀遣わさるにつき）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	
17-6	〔覚〕（寛政九年より文政十二年迄御発駕日付につき）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	端裏部分に「御出入町人献上物名主江応対」とあり。
18-1	覚（炭三俵代銀四拾匁八分五厘受け取り申すにつき）	(近世) 丑.12.-	鍋屋哲三郎（印）	舟様御取次中様	1 一紙	1	18-1～18-11、包帯にて一括。
18-2	〔覚〕（御膳献立につき）	(近世) -.-	—	—	1 一紙	1	前部欠。

## 薬箱⑪ 「詩歌」

番号	年代	表題	差出	宛名	形状	点数	備考
18-3	御取次衆中様御披露献立	(近世) -.-	—	—	1	一紙	前後部欠。18-2の前半部か。
18-4	〔願〕 (御給人の家柄につき伏臈無く御示教成し下されたく)	(近世) -.2.11	—	—	1	一紙	前部欠。
18-5	〔書状〕 (御役義御礼の次第否申し述べらるべく、并に給人扶持方豊岡詰八人七歩五厘釣合不都合にて間違いの筋と察せらるにつき)	(近世) -.-	—	—	1	一紙	前部欠。18-5~18-6、巻き込み一括。
18-6	〔書状〕 (其表御法制添削の箇条前後錯乱の分直し御内聴の上弥御治定仰せ出さるにつき、并に長袴御内意を得られ申し談じの通り仰せ出さるにつき、并に御役席隠居席別紙の通り御規定仰せ出さるにつき)	(近世) -.-	—	—	1	一紙	後部欠。18-5の前半部か。
18-7	〔覚〕 (宮津表向仲人大須賀権之助、内仲人梅村衛門蔵)	(近世) -.-	—	—	1	一紙	
18-8	〔御用覚〕 (罷り下り然るべき庄五郎・源左衛門有り来たり道にては然るべからずほかにつき)	(近世) -.-	—	—	1	横半帳外 れか	18-8~18-11、折り込み一括。
18-9	寛延四辛未歳十月中御用日記 (表紙)	寛延4.10.-	—	—	1	縦帳表紙	表紙のみ。
18-10	戌七月廿八日御用覚 (新川へ送金の事ほかにつき)	(近世) 戌.7.28	—	—	1	横半帳外 れか	
18-11	〔御用覚〕 (書役濱尾嘉左衛門ほかにつき)	(近世) -.-	—	—	1	横半帳外 れか	
19	覚 (金壺両二歩二朱有物ほか諸品代差し引きにつき)	(近世) -.-	—	—	1	横半帳	綴じ紐外れ。紙縫りにて一括。
20	〔覚〕 (茶ちや、あまつげ、たき土、うね木綿、ぬりみそにつき作り方)	(近世) -.-	—	—	1	一紙	
21	〔覚〕 (芝山兵部大輔藤原重豊ほか和歌、享保十九年正月廿四日公宴和歌御会始か)	享保19.正.24	—	—	12	横半帳外 れか	綴じ紐外れ。紙縫りにて一括。
22	〔覚〕 (朔日御礼、五日品川東海寺塔中清光院に於いて幽庵寺様御向月御代香ほか七月の部差図方)	(近世) -.-	—	—	1	縦帳	22~23、折り込み一括。
23	〔覚〕 (土用入前暑中寺送り取り扱い方、并に朔日御礼、五日幽庵院様御向月御代参ほか七月差図方、并に上々様御祝義ほか八月差図方、并に二日重陽御時服御献上ほか九月差図方、并に歳暮迄の諸事差図方につき)	(近世) -.-	—	—	1	縦帳	
24	古風二十四章	(幕末) -.-	藤田東湖	—	1	綴	朱点書き込みあり。
25-1	〔包紙〕	(近世) -.-	—	—	1	包紙	25-2~25-4を包む。包紙内側に「正月五日発」 「豊岡御家中 舟木外記様 書状在中 勢州津京口 町 猪飼貞吉」とあり。書状包紙を反古にして利用 か。
25-2	〔雛形か〕 (紙片二十四点)	(近世) -.-	—	—	24	紙片	「そて」「すそ」などの書き込みあり。
25-3	〔花図〕	(近世) -.-	—	—	1	一紙	
25-4	〔書状〕 (此の八丈嶋染に致したく)	(近世) -.-	祖母	おすまどのへ	1	一紙	前部欠。

薬箱⑪ 「詩歌」

番号	年代	表題	差出	宛名	形状	点数	備考
26		〔和歌集〕（見花忍友、落花埋路、寄月恋ほか）	（近世）-.-	—	—	1 横帳	
27		〔願〕（某或は楊弓杯無益なること御隠居の上にて御稽古遊ばされたくほか人に上たる御方心得方）	（近世）-.-	—	—	1 縦帳外れ	綴じ紐外れ。
28-1		〔覚〕（武儀 八月九日ほか八月分九月分米高につき）	（近世）-.-	—	—	1 一紙	28-1～28-8、折り込み一括。
28-2		〔書状案控〕（殿様御旧痛少し御和らぎ御登城成さるにつき）	（近世）-10.26	卯右衛門 残七人	矢一兵衛殿、基右衛門殿	1 縦帳外れ	綴じ紐外れ。28-4～28-8と関連か。
28-3		一夜泊りの章（播州三木佐兵衛ほか三人宿仕るにつき届）	（近世）-.-	—	—	1 一紙	後部欠。
28-4		〔書状控〕（勢州へ御代参直に其の御地罷り越し相詰め然るべき者につきほか）	（近世）-10.23 ～ -10.晦	九右衛門 残六人	奥基右衛門殿、岩崎豊右衛門殿	1 縦帳外れ	
28-5		〔書状案控〕（御才覚金浪人中村万次郎御用立方につき）	（近世）-.-	—	—	1 縦帳外れ	
28-6		〔書状案控〕（軽民の族多く一同に不納仕るべく処御借り立て申すべくにつき）	（近世）-.-	—	—	1 縦帳外れ	
28-7		〔覚〕（御買入物入札易き方御買上然るべくほか心得方）	（近世）-.-	—	—	1 縦帳外れ	
28-8		〔覚〕（札幌奉行につき、并に会処役二人宛月代り毎日相勤めるべくほかにつき）	（近世）-.-	—	—	1 縦帳外れ	
29		立花下草立分之覚	（近世）-.-	—	—	1 横半帳	
30		詠月前十五首和歌	（近世）-.-	重子	—	1 一紙	
31		詠七夕七首和歌	（近世）-.-	重子	—	1 一紙	
32		和歌枕言葉	宝暦7.正.5	小川満為	—	1 横半帳	
33		豊岡八景（土橋の晴嵐、愛宕の晩鐘ほか和歌）	（近世）-.-	—	—	1 一紙	
34		〔覚〕（大樹公御代かわり賀慶の使讀谷山王子朝垣明和元申秋よめる歌）	明和3.春.-	—	—	1 一紙	「但州石城之御家臣荒木公ヨリ承之書」とあり。
35-1		呈上 御笑草（包紙）	（近世）-.-	—	—	1 包紙	35-2～35-14を包む。
35-2		〔和歌〕（武古川のとふきなかれ聞からに帰らぬひとをくみてしるかな）	（近世）-.-	—	—	1 短冊	
35-3		〔和歌〕（大塩の反逆しけるを からかせも和しし春の難波江に何つのしむや蘆のむら立）	（近世）-.-	篤弼	—	1 短冊	35-3～35-9、折り込み一括。
35-4		〔和歌〕（名所春曙 春もまた霞のころもほすと見るあけほの飽ぬ天の香久山）	（近世）-.-	篤弼	—	1 短冊	
35-5		〔和歌〕（家督し侍る日よめる 受継し家をも身をも治むへきめくミそかけよ露のことの葉）	（近世）-.-	篤弼	—	1 短冊	
35-6		〔和歌〕（弥生のはしめつかた嵐のいたく吹侍りければ 野も山もいまは乱れし世の春のはなわもの憂き雨かせの声）	（近世）-.-	篤弼	—	1 短冊	
35-7		〔和歌〕（甲寅初春感懐 海はあせ山もくえなんとばかりにミそらなかめてけふもくらしつ）	（近世）甲寅.-	大海	—	1 短冊	

薬箱⑪ 「詩歌」

番号	年代	表題	差出	宛名	形状	点数	備考
35-8		〔和歌〕（寄花契応 我中の契りにやせむいく春もいろ香替らぬ花のえにしを）	(近世) -.-	篤弼	—	1 短冊	
35-9		〔和歌〕（三十七に成侍るとしの試筆 三十餘りなむと唱えて世の春をむかふ恵ミも御仏のかけ）	(近世) -.-	篤弼	—	1 短冊	
35-10		〔覚〕（首夏 郭公 夏月ほか和歌）	(近世) -.-	—	—	1 折紙	
35-11		〔漢詩〕（春寒 寒食従は無幾日梅花零落 杏花開 春寒釀雪力不足却向黄昏作而來ほか）	(近世) -.-	—	—	1 短冊	
35-12		〔和歌〕（元旦 糸ほふより汲やしつらん清瀧の素かれも尽ぬ今朝の若水）	(近世) -.-	—	—	1 短冊	
35-13		〔俳句〕（点ゆへは和睦破れし弥生哉）	(近世) -.-	—	—	1 短冊	35-13～35-14、折り込み一括。
35-14		〔俳句〕（一ト軍催春の日長哉）	(近世) -.-	—	—	1 短冊	

薬箱⑫ 「学問武道」

通番	表題	年代	差出	宛名	数量	形式	備考
1	奥儀起請文之事（御流儀の業御相伝被成下、堅ク他見他言仕間敷につき）	（近世・近代）	—	—	1	一紙	下書き
2	〔御支配所丹後国熊野郡湊宮村白浜は不毛之土地二而拜借仕稽古仕度願書〕	（近世）	京極甲斐守家来田村源五右衛門	久美浜御役所	1	一紙	
3	於武州橘樹郡大森村高嶋流砲術町相稽古相吟?業書	（近世）	—	—	1	一紙	
4	豊岡城主代々	（近世・近代）近代	—	—	1	一紙	封筒入
5	乍恐奉言上仕候覚（正雲寺村用藏ヨリ申者去年御料所事ニ付冥加銀為差上申度につき）	（近世）	—	—	1	一紙	断簡
6	控（胴桶、袖、腰当など入念早々出来につき）	天保10	京極甲斐寺内舟木外記	—	1	一紙	
7	極秘書（砲術関係）	（近世）	—	—	1	一紙	
8	〔武家出世双六〕	（近世）	—	—	1	一紙	撮影☆
9	覚（素槍一本御買上金弍朱御落手につき）	（近世）9.23	—	—	1	一紙	
10	〔本朝鯨尺・本朝呉服尺など尺10種類対比表〕	宝暦12.1.5	京師谷口鶴九臯隼也	—	1	一紙	
11	御軍役積	天保11.9	—	—	1	一紙	表紙に「寛永年中之以御定心得方窺之次第天保十一庚子年九月記之」とあり
12	甲冑御改ニ付書上之覚	天保11.8	—	—	1	一紙	
13	〔覚書〕（去秋八月四日大水につき貸米を出し候、尤未年も凶作二而倉庫も乏ク米相場高騰につき）	（近世）	—	—	1	一紙	
14	〔豊岡尋常中学校新築落成ニ付御貴臨の案内状〕	明治29.6.20	豊岡町長富田仙助	豊岡町有志舟木克己殿	1	一紙	

## 薬箱⑫ 「学問武道」

通番	表題	年代	差出	宛名	数量	形式	備考
15	〔包紙〕進上 鳥居勝高家之指物写壹枚 但平山之認候伝添置候得共見へ兼候間見出次第二可呈候	(近世)	小田村	舟木先生	1	一紙	
15	〔包紙〕進上 太田道灌入道持資四方面兜之図	(近世)	小田	舟木大先生	1	一紙	
15	〔太田道灌入道持資四方面兜之図 正面・後面・横面〕	文化6.10 天保6.3	巢次正 小田政弥	—	1	一紙	文化六巳年十月写 巢次正 天保六酉年三月写 小田政弥
15	〔初老の外国人?絵図〕	(近世・近代)	—	—	1	一紙	
15	〔信玄公御居城図〕	(近世・近代)	—	—	1	一紙	
16	大坪流手縄	(近世・近代)	—	—	1	一紙	
17	秘抄(僧位之事、京都御位官順、文化十酉年十月廿日御用番被申渡候以降の記事写などにつき)	(近世)	舟木数馬直温	—	1	横帳	
18	〔軍陣絵図〕	(近世)	—	—	1	一紙	
19	廿八宿吉凶之事	(近世)	—	—	1	一紙	
20	武家懐鑑	(近世)	—	—	1	和本	
21	起請文前書(御免許無之内他人者不申及親子兄弟他見他言仕間敷につき)	(近世)	—	国富探道殿	1	一紙	
22	足並調練午続書	文久壬戌戴9	舟木直養識	—	1	横帳	
23	白鹿号令	(近世)	—	—	1	横帳	
24	御臺目御用勤帳	寛政6.5	舟木外記直房	—	1	横帳	
25	小銃放発中射取調帳	明治1.2.7	練兵世話方	—	1	横帳	
26	〔箭摠長一尺七寸筒入三寸七分羽下四寸二分など寸法書上げ〕	(近世・近代)	—	—	1	一紙	絵入り
27	六條御殿御改革之始末於飛雲閣石田小右衛門演説之聴記	(近世)	—	—	1	一紙	
28	唐詩艶哥礎	(近世)	—	—	1	豎張	

薬箱⑫ 「学問武道」

通番	表題	年代	差出	宛名	数量	形式	備考
29	臨時 行幸之節前駆ニ左之旗章ヲ相掲候條為心得の 通達状)	(近代) 9.16	—	—	1	一紙	
30	〔三国志覚書〕	(近世・近代)	—	—	1	一紙	
31	〔遠藤老先生曾の嘶聞書〕	(近世・近代)	—	—	1	折紙	
32	〔左手手相占図〕	(近世)	—	—	1	一紙	
33	鑄銃製造起請文之事 (他見他言仕間鋪につき)	(近世)	—	—	1	一紙	
34	〔書誌目録〕	(近世)	—	—	1	一紙	
35	萬字覚帳	安永8.4.29	—	—	1	横帳	
36	口上覚 (本井惣次郎病氣之処養生不相叶死去にて銀 礼拝借仕度旨親類之者共々奉願相頼につき)	(近世) 8.7	河本齋助	生駒伝左衛門様	1	一紙	
37	白川侯求龍説	天明7	白川従四位侍従菅原定信	—	1	一紙	
38	〔説話断簡〕	(近世・近代)	—	—	1	一紙	
39	〔袋〕進上 本多忠勝公御兜之図、同前立之図、同 惣形細記、蜻蛉切御鎗之図	(近世)	小田	舟木先生	1	袋	
39	忠勝公御兜形相細記	(近世)	竹谷松平藩小田政弥写	—	1	一紙	
39	鹿角兜附前立者之図	(近世)	竹谷松平藩小田政弥写	—	1	一紙	
39	鹿角之図	(近世)	竹谷松平藩小田政弥写	—	1	一紙	
39	〔礫之図〕	(近世)	竹谷松平藩小田政弥写	—	1	一紙	
39	蜻蛉切御鎗之図	(近世)	竹谷松平藩小田政弥写	—	1	一紙	
39	神君御作此籠之図	(近世) 2	小田左●右衛門	舟木先生	2	包 紙・ 復路	
40	追啓 (我等年賀候追相祝不申候得共鏡餅一飾余分ニ 出来につき、他1筆)	(近世) 1.12	外記	玉城殿	1	一紙	
41	砲術御用 (源内が再傳などにつき)	(近世) 4.7	舟木外記	舟木玉城	1	一紙	
42	軍用書 (御軍役・御名代・御家老などにつき)	(近世)	—	—	1	一紙	



薬箱⑫ 「学問武道」

通番	表題	年代	差出	宛名	数量	形式	備考
43	日光御留守中落書	天保14.盆夏	—	—	1	一紙	
44	〔文武方宛て書状〕（文武両道は士々家業ニ付御先代以来格別ヲ以思召文武方道場御所建有厚御世話被成下候義有難奉存につき）	（近世） 閏5	—	—	1	一紙	
45	〔書状〕（御屋形奥御儒者遠藤勝助方相頼年来家来之者共迄厚学問願取立置仕合大慶仕候、然ル処於在所但馬国豊岡学問所之文世話不行届勝ニ御座候ニ付き此度学政改革をも仕相談申度奉存につき）	（近世） 12.14	御名	—	1	一紙	
46	口上覚（百目玉中長壺尺式寸目方八貫五百目短筒銘威震、右は當春五百目玉御筒御製作之序以御蔭手製仕此節出来候ニ付御用之節は拙者申度奉存につき）	（近世） 11.17	舟木外記	—	1	一紙	
47	〔覚〕（五時迄稽古堂、四時方八時迄御手間、など日程につき）	（近世）	—	—	2	一紙	
48	〔学問所〕（未夕達人ニ達人ニ不問退テ恭考ルニ上古聖人天ノ不測ヲ強テ穿チ玉ハス諸説アリモ過半ハ后人ノ口臭ニ出ツル歟）	（近世） 8.25	—	—	1	折紙	
49	〔漢書〕	（近世）	—	—	1	一紙	
50	〔稽古堂誕生につき賜り物取調書上〕	（近世） 申.12.-	学長	—	1	一紙	
51	〔薬配合成分ならびに代金書上〕	（近代） 9.16	—	—	1	一紙	
52	〔書簡〕（御内伺書差出につき）	（近世） 5.12	木下主馬 元地?（花押）	猪子左衛太様	1	一紙	
53	禎蔵書面写（	（近世）	外記	玉城殿	1	一紙	
54	〔十八央畧唐徳宗中〕	（近世）	—	—	1	一紙	
55	關名次第不同	（近世）	—	—	1	一紙	

薬箱⑫ 「学問武道」

通番	表題	年代	差出	宛名	数量	形式	備考
56	〔書状〕（朱雀天皇御宇天慶三年庚子七月北野右近馬場ニ菅靈御鎮座之節一夜二千本之杉生候、天明年間迄右千株之中三株残、一株之杉近年手ニ入奉獻につき）	(近世)	—	舟君墓下	1	一紙	
57	〔霞浪軒春掉考〕（天水二十五種地水四十七種ノ中右三水ハ至テ秘水ニテ御座候由）	(近世)	—	—	1	折紙	
58	晏子答景公之語為友人其録]	天保丙申・夏	世香中田生供手拜	—	1	一紙	
59	〔多賀城由緒書〕	(近世)	—	—	1	一紙	
60	口上覚（宿南村ニ罷在候池田禎蔵へ入門仕文学修行仕度願書下書き）	(近世)	姓名	取次人様	1	一紙	
61	菊花（沈香・貝甲など合九味、逍遙?院殿御伝授につき）	(近世)	—	—	1	一紙	
62	奉賀甘露文	(近世)	—	—	1	一紙	
63	歴代帝王国統相承之圖	(近世)	—	—	1	一紙	
64	稽古堂学風大意	(近世)	—	—	1	一紙	
65	〔書状〕（近年領中普請有之候、勝手事差支去亥年ノ取締儉約につき）	(近世) 2.5	—	東園様	1	一紙	端裏書「東園様へ御断之下書」
66	〔入塾願書〕（春冬ノミ御止宿京極・生駒・坂本など十八名につき）	(近世) 1.9	学長	—	1	一紙	
67	口上覚（為文学修行毎度宿南村池田禎蔵方へ入塾之御暇奉願以御蔭修行仕有難仕合につき）	(近世)	—	—	1	一紙	後欠 挟み込み1点
68	奉別啓候（万屋忠右衛門義御催御誠御銀預り候義など）	8.13	杉山茂左衛門	舟外記様	1	一紙	☆重要 長さ約560cm 天保期、京都所司代間部との関わりあり

薬箱⑫ 「学問武道」

通番	表題	年代	差出	宛名	数量	形式	備考
69	〔覚〕（大目付へ竹下与助兵隊繰練被申付などにつき）	(近世)	—	—	1	一紙	
70	〔書状〕（奥向之処床張替御稼などにつき）	(近世)	—	—	1	一紙	前欠、後欠
71	〔大坂加番御願〕（寝食多痛途方ニ暮罷有候、来秋大坂加番被仰付につき）	(近世)	御名	—	1	一紙	☆重要 直温の字?
72	豊岡極密内状（近来異船沙汰有之処昨年已来公辺ニ而も守防御御手配被仰付につき）	(近世) 2.13	木下主馬 元清（花押）、 舟木老之助 左一（花押）	谷口十郎左衛門殿、 田村源五右衛門殿	1	一紙	☆重要 嘉永年間
73	亀毛集（武具につき）	(近世)	—	—	1	横帳	
74	門ヲアクル吉凶之事（門ヲ明ル吉字につき）	(近世)	—	—	1	一紙	
75	和歌三ツの種	(近世)	—	—	1	一紙	

薬箱⑬ 「政治」

通番	表題	年次	宛名・筆者	形状	備考
1	内密書				包紙
①	内密書（男子なれば幼名別紙云々）	天保癸巳二月	舟木外記宛	状1	
②	添書（千枝伊織方へ預け云々）			状1	
③	幼名城之助			状1	
2	天保九年西山久左衛門方内談書并附紙写大目付書抜共		当番外記		
①	天保九年十月西山久左衛門方問合書十一月返答、十年再談	戌十月～三月		状1	
②	内状（猪子伊織・西山久左衛門より舟木外記ほか宛）	二月八日		状1	
③	内調書（百日過懈怠濫觴）			状1	包紙とも
④	（奥向給金扶持方覚）			状1	
⑤	時疫急救方（大目付江、享保十八年書付）	天明三年十月		状1	
3	症状并に治方			巻紙1	
4	宝暦五乙亥年六月在番日記書抜	宝暦五年	舟木外記直儀	冊1	
5	生野表御用日記写	宝暦五年七月	舟木直寅蔵	冊1	
6	由緒書（初代～外記直温）	天保四年三月七日	舟木外記	冊1	
7	盃簪譚撮（六十年以前今村惣右衛門ト云御旗本云々）		未定稿	冊1	
8	結要本（甲陽軍鑑末書結要本）		舟木直温	冊1	
9	（武家規則/国持家門作方西番所疊出唐破風之図ほか）			冊1	綴じはずれ
10	天爵論 猪飼彦博			巻紙1	
11	（本願寺一件願書）			冊1	
12	乍慮外以可一書上候（本願寺一件）	十一月		冊1	
13	（武家記事、槍拝領の衆など）		但豊岡藩舟木蔵書印	冊1	
14	要筐弁志年中行事		但豊岡藩舟木蔵書印	冊1	

薬箱⑬ 「政治」

通番	表題	年次	宛名・筆者	形状	備考
15	(武家記事、東照宮御鎮座図など)		但豊岡藩舟木蔵書印	冊 1	
16	鳩巢小説卷之上中		舟木蔵書印罫紙使用	冊 1	
17	華さくら勸進帳	文政十三年	春翠葦吳柳	冊 1	
18	舟木外記事績調書	昭和三年三月十七日	文案木村発、補佐平井慶次	封筒	
①	舟木外記事績調書			冊 1	
②	舟木外記事績調書		行余学文草堂蔵原稿用紙	冊 1	
③	舟木無害宛 高木植漢文書簡	六月十日		冊 1	
④	京極氏系譜抄、政事記抄 附興国寺記		ペン書	冊 1	
⑤	舟木外記良吉氏取調		ペン書 豊岡町役場罫線	冊 1	
19	会員名簿 (敬神神楽教会本部)			冊 1	
20	(屋敷普請絵図)			一枚	
21	池田草案先生之像・写真			二点	

## 服部文庫「伺手控 二」について

河野 未央

### 一 服部清三郎元彰と尼崎藩

服部南郭を祖とする儒者、服部清三郎元彰は、天保一〇年（一八三九）、二三歳のときに尼崎藩主松平忠栄に仕官した。

祖・南郭は柳沢吉保に出仕、荻生徂徠に学び、のち江戸で芙蓉館を開く。服部家は代々、多くの大名家へ出講したが、尼崎藩松平家との縁が生まれたのは四代元雅の頃で、元雅は忠告・忠宝・忠誨といった歴代藩主へ出講し、五代元済も儒者として学問を教授したという。七代を継いだ元彰は、仕官後は藩主忠栄の儒学者として学問を教授していたが、安政六年（一八五九）忠栄の諫諍役となり、藩政の中核で活躍するようになる。（『図説尼崎の歴史』、二〇〇九年）。

元彰が仕えた摂津国尼崎藩は、大坂に近接していることから、和泉国岸和田藩とともに將軍の直轄城である大坂城の守衛という重要な軍事的役割を担っていた。いずれかの藩が大坂守衛を担うことができるよう、両藩は参勤交代を交互に行い、また江戸に長期間滞在しなければならぬ老中・寺社奉行など幕府の重職を務めなかった。

尼崎藩主には譜代大名が配され、戸田・青山について宝永八年（一七一）より桜井松平家が藩主となり、以後幕末まで続いた。摂津国川辺・武庫・菟原・八部の四郡に四万石を領有したが、明和六年（一七六九）

の上知で、兵庫から今津までの海岸線は幕府領となり、代わりに播磨国に所領を与えられた。（『図説尼崎の歴史』、岩城卓二『近世畿内・近国支配の構造』柏書房、二〇〇六年）。こうした尼崎藩領地の飛び地化が、幕末期の大阪湾守衛に与えた影響は大きく、岩城著書にて詳述されている。

服部家とその文書については早稲田大学図書館『服部文庫目録』の一覧の内にあり、元彰による幕末期尼崎藩政の現状を知ることができる膨大な記録が残されている。服部文庫の史料を用いた研究としては、上述の『図説尼崎の歴史』の岩城卓二執筆部分及び岩城著書ほか、辻野恵美「幕末維新时期における畿内・近国譜代藩の動向―慶応期の尼崎藩を中心に―」（『地域史研究』三二―二、二〇〇三年）、前田結城「幕末維新时期における封建論とその論者―尼崎藩儒者服部元彰を題材に―」（『ヒストリア』第二四八号、二〇一五年）などがあり、元彰自身、あるいは幕末期尼崎藩の動向について明らかになりつつある。

### 二 「伺手控 二」について

「伺手控 二」（以下、「伺」）は、上述の研究でも使用されており、幕末期の尼崎藩政の具体像を探る重要な史料である。こうした研究状況

を受け、史料のさらなる利用の便を図るべく「伺手控 二」についての全文翻刻作業を試みた。翻刻にあたっては市民・大学教員で構成される尼崎市立地域研究史料館の「古文書学習会」メンバー（松下正和・寺井正文・島津康郎・中川允子・木村博一）の協力を得た。なお、翻刻にあたっては、尼崎市立地域研究史料館所蔵『早稲田大学図書館服部文庫』C H版を使用した。原本の校合が叶わなかったため、一部省略しているが、将来的には全文を発表できるようにしたいと考えている。

さて、「伺」は、服部元彰が忠栄・忠興の両君へ宛てた書状、国元の家老・用人等重臣に宛てた書状、さらに主君からの諮問に対する答申書等の下書きにあたるものと考えられる。忠栄・忠興からの返信についてその内容は知れないが、「右其夜御加筆有之 御下ケ」など書状のやりとりについては追記されている。

文久三年（一八六三）三月より翌元治元年一〇月までのやりとりについて書き留められている。「老侯へ呈ス」との書状は、当時藩主の座を子息に譲り隠居していた忠栄に、「君侯へ呈ス」は忠興に宛てた書状である。

「伺」の開始は江戸藩邸から国元・尼崎への藩主家族の「引越」から始まる。前年の文久二年に妻子の帰国を幕府が認めたことを受けたものだが「引越」費用の捻出に藩が苦心していることがうかがえる（文久三年三月一四日等）。

その後の記述は、藩内外の政治等について情報を収集した元彰が忠栄・忠興に知らせており、内容は多岐にわたる。藩主忠興はいまだ一五、六歳と年若く、藩主の座を譲ったものの、隠居忠栄は藩政へ関与し続けた。とりわけ、対幕府・朝廷、さらには長州・水戸の動向等国内情勢、藩内の家中取締・人事考課等難しい局面については、忠栄にも伺いを立

てる体制は続いていたようで、元彰も詳しい情報を寄せている。こうした「二君体制」は反面、忠栄の意に染まない決定を行い難くしており、元彰は忠興へ藩政に関して、忠栄へ一々伺いを立てるよう助言している（元治元年四月八日付）。

### 三 文久三年以降における尼崎藩の領内守衛体制とその構想について

さて、元彰が上申した国内政治情報、及び当該期の尼崎藩の政治的立ち位置等については、前出の辻野論文等に詳しいが、以下本章及び四章については、「伺」から読み取れる範囲で追記しておきたい（以下、元治元年七月一七日付ほか、某人宛書状）。

当該期元彰が最も警戒していたのが長州藩の動向であった（前出『図説尼崎の歴史』等）。その警戒レベル高く、尼崎城の乗っ取りまでも想定している点は興味深い。なお、元彰の軍事構想に関しては前出岩城著書及び前田論文で詳述されているが、「伺」に書き留められた段階、すなわち文久三年以降における元彰の軍事構想で重要な点は、異国船への対応よりもこうした長州藩からの攻撃を意識していることである。そして、幕府機構上、西国有事の際の陣頭指揮をとるはずである大坂城代への元彰のただならぬ不信感（「此節之御城代ハ乍恐如何ニも腰拔之様ニ奉察候」「御城代杯も見識無之」「扱々苦々敷御城代ニ御座候」等）にも注意を払っておく必要がある。

「よもや尼崎之危急を見捨ニ被致間敷候」とは述べているものの、「自然事起り候ハ、尼崎ハ関ヶ原御陣前之伏見城之心得ニ而罷在可申」と、尼崎を、関ヶ原合戦緒戦で孤立奮闘を迫られ、ついに敗戦した伏見城に例えているのは、尼崎が孤立し、自藩のみで戦闘を展開しなければなら

ない事態もありうるという強い危機感を表していよう。そうした最悪の事態の想定という「前提」が、彼の防衛構想に具体的にどのような影響したのかは、今少し丁寧に検証する必要があるものの、元彰の軍事構想は、次第に尼崎城（ないし自領内の）守衛に専念することへと、対象の矮小化に拍車をかけたと評価しうるのではあるまいか。

元彰は、尼崎城守衛のため「形勢次第大坂御人数ハ御引上」、「時宜次第二而ハ大坂出勢不仕」とする考えを示したが、これが藩の意向として表われたことは、尼崎藩が大坂城守衛の免除を願い出たという岩城の指摘からも裏づけられる。「尼崎城十分二踏こたへ不申候而ハ京坂之御為ニ不相成」とあたかも大坂、京都の守衛のためにとつた選択肢であるように元彰は大坂城代に伝えているが、これは危急に際し大坂へ駆け付けるといふ、軍事における尼崎藩に求められたもうひとつの従来の役割については、事実上放棄している（あるいは放棄せざるをえないような事態に追い込まれている）ことが確認できよう（前掲岩城著書参照）。

### 三 尼崎藩の海岸防備にかかる「伺手控 一二」の記述について

大坂湾海防が本格化するの文化六年（一八〇九）のロシア船の侵攻、フェートン号事件後であるが、全領主階級による大坂湾海防という大きな方針転換が図られたのは、嘉永七年（一八五四）プチャーチンの大坂湾侵入以後のことであった。

尼崎藩にとって、海岸防備と大坂守衛の両立が困難となったとき（前掲岩城著書）、尼崎藩が優先させたのは、自領の海岸防備であった。大坂から引き上げた「御人数」は、「異船渡来」・「内地之賊」（主として長州藩を想定）へのいずれの対応においても、「在所海岸弥縫」の

ための補填要員として想定された。

このように、元彰は自領防衛を優先させていくが、次に問題となるのは、いざというとき、自藩の軍による実戦がどこまで可能か、という点は次に紹介するような事例とあいまって、元彰の頭を大いに悩ませたと思われる。

文久三年三月一九日付書状では、「海岸御用掛」を命ぜられた塚本潔太（近習格）が早速役職の辞退を願い出ているが、その理由は「元来浅学未熟之儀ニ付」というもので、具体的内容は、「人数割・兵糧割渡方、陣小屋取立等ニ至迄極々未熟」という、軍事の実務を担うことができない、というものであった。

軍隊において陣頭指揮をとる総大将・侍大将の役割こそ肝要であると元彰は繰り返し述べており（文久三年三月二六日付、元治元年一〇月六日付「忠榮宛書状など）、「隊将ニ自身と指揮させ候様ニ御座候ハ、隊将始役ニも自然と人之扱方習熟致可申候」と、実戦での軍事指揮系統を重視した軍事訓練の実施を訴えるなどしている。こうした言動を裏返せば、元彰の目には、尼崎藩の軍隊の有り様は、上記のような知識の面でも、あるいは軍団内の統制といった面でも、いずれも実戦に通用するレベルとしては映っていなかったであろう。

元彰はまた、「軍法（戦時立法）」の立案・発布が急務であることを忠興に進言している。厳しい軍法を敷くことよって、軍隊統制及び指揮の円滑化を図ろうとしていた。元彰が忠興に例示している故事（「司馬穰苴可莊賈斬侯致方」）は、主君の命を俟たずに将の判断で軍規に基づき処刑した事例であり、軍隊行動において「総大将・侍大将」に大きな権限を持たせることが想定されている。この時期の元彰は、「平生」の藩組織とは異なる「軍隊」としてのあるべき姿を、精神論を持ち出し



つつ（前田論文参照）、忠栄・忠興それぞれに訴えているが、実戦に対応しうる軍隊の育成を急務とする認識もまた、二章で述べたような危機感、さらには自領守衛という具体的な目的から生じたものと理解することができるとはならないだろうか。

#### 四 今後の課題として

このように「伺」に見える元彰の構想からも、当該期の尼崎藩の内実を垣間見ることができ、より具体的に明らかにするためには、他の史料も突き合わせて総合的に検証することが必要であろう。この間「尼崎長吏文書」（尼崎市立地域研究史料館所蔵）など、元彰が重要視した近隣への情報収集、探索がいかにしてなされたかを裏付けることができる史料が公開されていることから、それらもあわせた分析が必要であると思われる。

史料「伺手扣 二」（早稲田大学図書館服部文庫イ―二八七―四七）

【凡例】

- ・欠字は一字あけ、平出は二字あけとした。
- ・見せ消ち部分は二重線、抹消は■、判読不可能の文字は□で示した。
- ・挿入文は、本文の該当箇所を組み入れた。

（表紙）

文久三年癸亥  
伺手扣 二  
三月方

三月十四日夜

昨日出坂仕候儀ハ、江戸表諸御道具向初御家中之者共引越被成候ニ付而

者船荷も格別沢山ニ御座候事故、右手都合為相談ニ<sup>嘉納次良作出店ニ罷越候</sup>出坂仕候<sup>ニ</sup>御座候、

右者灘目御影ニ<sup>嘉納次良作ハ住居罷在</sup>嘉納次良作と申廻船方之大家<sup>ニ</sup>■<sup>ニ</sup>■<sup>ニ</sup>■<sup>ニ</sup>公儀廻船御用達

勤居、近年御軍艦も大分御預り罷在候者<sup>之</sup>付由、庄兵衛兼而承知罷在、

昨年方御影の方へ問合置候処、右次良作出府罷在候而委細之儀も不相分

其後再応問合遣候処、帰郷直様大坂へ罷出、小笠原様へ御随申大坂或京

都へ出居候由ニ付、様子次第大坂出店へ罷越対面可仕見合居候処、御用

多ニ而寸暇無御座彼是<sup>延引</sup>致候内此度之御模様ニ相成候ニ付、浦賀表舟運之

模様も承度旁出坂仕候ニ御座候、然ル処右次良作不在ニ付留守居之者ニ

面会、様子承候処略相分候得共委細之事ハ次良作へ為申聞候上ニ而申越

候筈ニ御座候、尤江<sup>延引</sup>戸表去ル七日夜九時仕立候時廻し先日着仕候ニ、

廻船問屋共申合当分船荷積見合候様申越候趣、大坂表船頭共ハ聊無構出

帆仕候存念之由ニ候■、荷主之方■ハ道々ニ而未決着も不仕由御座候、

右費之咄ニ而ハ■異船艦十八艘入津後ニ六艘参候由ニ御座候

一右次良作儀、此度大坂海御台場御築建不残一手ニ被<sup>嘉納</sup>仰付候由、右者

殊之外御用多候、日々夜半頃ならてハ帰宅不致由ニ御座候、

大坂天保山・今津・西宮・湊川尻・和田岬

右ヶ所ニ御取立と申事ニ御座候

一先日<sup>来</sup>江戸表方申来候御廻金、十一日ニ不取敢千両、■昨十三日二千

五百両、いづれも四ツ半仕立にて差出し申候、右ハ伊丹方昨年調談之

由ニ御座候、扨昨年勅使御馳走御役番方此度ニ至り火急之御廻金出来

候事も全昨年御改談調居候故ニ而殊之外御都合も宜御座候、然処右ハ全江戸御引越之廉ニ而調談罷成候処、大分別口ニ御入用相成候ニ付甚以心配仕候、且右調談之口も最早大抵出し尽終ならてハ残り居不申、旁以心配罷在候儀ニ御座候、

一去ル十一日之 御人事、仲・治左衛門兩人共翌日帰宅之上拝見為仕候、

尤治左衛門ハ早朝罷帰候故 御城ニ而拝見為仕候、乍序奉申上候、

一別紙一通境野加左衛門方私迄差出申候間奉入御覽ニ候、尤別紙相添同

役共ハ咄し呉不申様頼越候、何そ子細御座候事ニ候哉、私事未当地不案内之事ニ御座候間、御家之事私心付候様ニ同役共江発言仕候事も出来不申、是非難決奉存候間乍恐内々 尊慮奉伺候

右者

一名

右其夜御加筆有之 御下ケ

三月十七日

御時節柄御勝手御繰合も御六ヶ敷御座候得共、此度ハ不容易御時勢ニ付御家中へ少々成共御手被付被下候半而者相成申間敷と兼而御評議仕居候処、先達中給人共方兩度書取を以拝借御手宛願出候、右ハ何分

ニもおとなしからざる申立方ニ付押へニ被置候処、此程ニ至り右願書

御下ケ願出候、然ル上ハ此処ニ而右御手宛被下候而者如何御座候哉、

尤給人共一旦願下ケ相願候而又々続々歎願申出候含も御座候哉ニ承候旨思召も不被為在候ハ、其願不出前ニ上下取斗候方可然哉と奉存候 思召も不被為在候ハ、尚又御触面を以可奉伺上候、此段奉伺上候、

右同日夕 御下

同日夜

一昨日炮術家三人方野田小軍太儀ニ付申立仕候書取、炮術家方願下ケ為致候様取斗候而も 思召不被為在候哉、自然 思召も不被為在候ハ、右様相成候様取斗見可申奉存候、此段乍恐 御内慮奉伺候

一名

同十九日

一昨日奉伺候御家中御手宛、別帳之割合ニ而別紙之通御取斗相成候而も

宜御座候哉、此段奉伺上候

○別帳

御家老方御取次迄人数拾三人

老<sup>二</sup>付 金貳兩貳分

合 三拾貳兩貳分

御用人方給人格迄人数百五拾貳人

老<sup>二</sup>付 金貳兩壹分

合 三百四拾貳兩

大小性方同格迄人数百四拾老<sup>一</sup>人

老<sup>二</sup>付 金三分

合 百五兩三分

御徒目付方御走迄<sup>徒</sup>人数百八拾老<sup>一</sup>人

老<sup>二</sup>付 壹分貳朱

合 六拾七兩三分貳朱

浪人 三拾六人

老<sup>二</sup>付 金三分

合 貳拾七兩

勘定人方小役人迄人数百三拾三人

老<sup>二</sup>付 銀拾五匁壹分八厘

合 貳貫拾八匁九分四厘

御足輕人数三百拾人

老<sup>二</sup>付 銀七匁六分四厘

合 貳貫三百六拾八匁四分

合 金五百七拾五兩貳朱

銀四貫三百八拾七匁三分四厘

此金五拾四兩三分壹朱

都合六百貳拾九兩三分三朱

外<sup>二</sup>

下札ニして入御覽

(省略)

○別紙御触面

(省略)

右出勤中昼過下ル

同日

書上沢山有之混雜いたし候故先下ケ申候

塚本潔太儀海岸御用掛被 仰付候節、清三郎方へ罷越、私事此度海岸御用掛二被 仰付難有奉存候へ共、篤と勘考仕候処、元来浅学未熟之儀二付自然 御上御不都合相成候而へ甚以奉恐入候二付、此上勤学可仕筈

二御座候へ共御用多二而其儀相成兼旁以当惑仕候二付、何卒御免被成候様被 仰達可被下候、一体即刻二も御辞退申上度奉存候へ共、卒忽之様も奉恐入候二付、一旦御請申上候上篤と勘考仕候処、前条之仕合二付無抛内願仕候趣申聞候二付、格別之以 思召被仰付候事故何卒出精相勤候様、清三郎方答置、其頃清三郎引籠中二付新三郎へ申聞置候処、潔太方

新三郎へも申立候由、其後清三郎へ又々内々申立候二付、役義も殿様思召二而被仰付趣候事故可成丈出精相勤候様申聞置候、然ル処去ル十六日又々清三郎へ内談仕当時不容易御時節差迫候二付而者、自然 御上御不都合二相成可申哉と甚以心配仕候二付、急々御免被成下候様内談御座候二付、清三郎方篤と趣意承候処、翌々日人数割兵糧割渡方陣小屋取立等二至迄極々未熟二付、 御不都合相成可申と奉恐入候二付、早々申立具候様申聞候二付、此儀者江戸表方被 仰付越候儀故、 御隠居様へ奉伺候而たとへ 思召不被伺立候とも殿様思召も相伺候半而者相成不申候間、

逆も急之事二者参り不申旨答置候、其体極々決心之躰二相見へ候間其候二も難差置敷と奉存候、如何仕候而宜御座候哉、乍恐 御差図被成下候様奉願上候

右御加筆有之、翌廿日平左衛門方迄御下ケ  
三月廿二日 会津方来ル、京都被 仰出差上候節 御下被成候 御請  
京都被 仰出二付 御卓見奉拝服候、愚意も右 御疑心方出候事と奉存候、是も乱を樂候浪人共之建言御採用被遊候方起候事と奉存候

一名  
同廿三日

江戸廻金之儀、先日御打明 御書下も御座候処、江戸表二而専ら廿四日之応接と風聞有之様子二御座候故 奥様御発駕迎も廿三日過迄御延引被申事ハ有之間敷、十三日仕出シ之御廻金着次第二 御発駕被為在候義と奉恐察候、仍而昨今之御廻金 御発駕之遅速二拘候事ハ有之間敷候間、今少し御廻金可仕奉存候、尤御役中二付可成丈御手支無之様御廻金仕度候へ共、何分此表も■■■■先ツ五百両も相廻し可申奉存候  
三月廿五日

宅方十二日ニ差出候便昨日着仕候、一・二珍書手ニ入候由ニ而差越候間、

写し奉入 御覽候、京都之模様ハ大抵此御用状ニ而相被下候様御座候、

右ニ付三奉行之見込書ハ<sup>之様ニ</sup>本当<sup>ニ</sup>論歟と奉存候右ハ全鄙竟と符合仕候故ニ

哉、至当之論<sup>ニ</sup>始被存候、 会津侯上書之趣と熟覽仕候ニ 公辺當時之

御見込ハ全く此処と御主張被遊候思召と相見へ候処、於京都彼是御指図

故御見込通ニも不參歟と奉存候、右会津上書ハ<sup>已來</sup>昨年秋歟冬之初と推察仕

候

一外ニ一・二承込候事申參候間、是又右一同ニ写奉入 御覽候、平塚

勇吉書面ニて八十四日丈ケ与日延ハ異人聞濟候様子、此上之処如何御

座候哉、右故江戸ニ而八廿四日之応接を恐れ候事と愚察仕候

一只今松井三左衛門方別紙申越候ニ付奉入 御覽候

三月廿六日

軍師不許調練入

不許軍師入調練

尊命之通次ニ御認ノ方宜御座候、前文ニテハ入ノ字顛倒ニコサ候、於ノ

字ハ無クテ宜コサ候、長文中ナドニテアナトリ候節ハ於ノ字入レ候テモ

宜、入レ候節ハ御印ノ処ニ入候

但シ是ハ禪家葷酒不許入山門ト云語ヲモデリ言、<sup>ト見へ候</sup>御、葷酒ノ字ヲ不

許ノ下ニ書候ト上ニ書候トニテ少々主客ノ意味カハリ候、上ニ書候時ハ

葷酒ノ字重ク主ニ相成、葷酒ノ二首ハ不許入山門ト云意ニ相成候、不許

ノ下ニ書候時ハ葷酒ノ字カロク相成候ユヘ禪家ノ石表ニハ葷酒不許入山

門ト書候方宜コトニコサ候

扱此落書ノ御注解御明察通ニ可有之候、乍去小軍太西洋流調練ニ携候者

ニ無之候間、事ニ寄候ハ、此調練ノ文字ハ西洋流ヲ指不申矢張甲州流調

練を指候哉と愚察仕候、小軍太事頗白眉ニ御座候、甚人和無之相見、殊

ニ調練之節杯之体大分不様之人有之哉ニ見受候、一体惣躰調練未習熟せ

ざる事ニ候間小軍太・六郎左衛門専ら世話致候事勿論ニ候<sup>得共</sup>、小三郎差

図可仕処をも直様小軍太差図仕候様成行居候、調練ハ尤雛形トハ申候物

也、此節柄ニ至候而ハ実地之模様見習ハセ申度事ニ候間、先ツ小三郎へ

ハ兼而隊将ノ心得方・指揮之心得方篤と咄し置、旗奉行・御物頭夫々之

役にて兼而<sup>大々之</sup>心得方を<sup>節と申間七</sup>、隊将始役々ニ至心得させ置、扱調練之

節も<sup>小軍太指手を分ケ</sup>、隊将之指働<sup>ト</sup>士庸<sup>ト</sup>指揮を世話致候而、隊将ニ自身と指揮させ

候様ニ御座候ハ、隊將始役ニも自然と人の扱方習熟致可申候、然るを

雛形トハ乍申最早物前之場合ニ相成居候所<sup>之</sup>市調練ニ万事小軍太自身指

揮致候事故、末々主意不存者ハ実地之時も小軍太指揮致候様ニ心得居可

申哉と奉<sup>之</sup>察候、小軍太も未<sup>自然と自負之人和可出哉</sup>熟<sup>之可有之候</sup>哉、軍事之御政ハ自分之掌握申ニ御

座候様成心得方<sup>之可有之候</sup>■<sup>杯と人々</sup>■<sup>邪推</sup>仕候、相心得<sup>事も御座候哉と奉存候</sup>可申■<sup>愚考仕候ニ、</sup>

軍師と申ハ<sup>殊之外重キ事</sup>■<sup>必人ヲ選候</sup>參謀<sup>之</sup>主候ハ共事故<sup>之</sup>■<sup>事御座候、夫も主意ハ</sup>

大将之參謀ニ御座候、尤大将<sup>之</sup>■<sup>人才ニ寄軍師也、人才ニ寄軍政之権軍師</sup>

ニ而総而引受候ハ勿論ニ候得共、其人才をも撰不申必軍政之権をあづけ

候事迄有之間敷候、小軍太事<sup>今</sup>才<sup>今</sup>迎も御軍政之権を■<sup>振候訳ニハ無御</sup>

座候得共、人和無之人物ニ候ハ、不存者ハ権を振候御心得ニ而悪ミ可申

哉と奉存候間、御家老・御用人ニ而御軍政掛り被仰付候小軍太下之帰服

も可宜敷と奉存、尤同役共へも過日方略愚存をも談し置候事ニ御座候、

尤右掛りと申候得共是又下之帰服宜敷者肝要ニ御座候と奉存候■<sup>候処</sup>

追而可奉伺候得共、何卒 御勘考置被成下、尚又思召之处を以被仰出候

ハ、別而可然敷と奉存候、先年主令御軍政御備立等御用掛ニ而專骨折候

様子ニ当時主令足痛ニ而障有之、御軍役無覺束奉存候ニ付帰、御出役ハ

御覽被成、海防御用掛頭取と敷御軍務奉行と敷申名目ニ而御備立人数・

砲等一式ニ取懸候様被仰付候ハ、<sup>道々</sup>西洋隊御組入之御都合ニも可相成哉

と奉<sup>足痛ニ而も</sup>存候、右<sup>ハたとへ</sup>主候ハ<sup>不致候とも</sup>小奔走<sup>之</sup>事<sup>御座候</sup>相濟候事とは方相勤まり可申と奉

存候、主候ハ<sup>御座候</sup>小軍太<sup>其外</sup>■<sup>相成内ニハ御用職御用人ニ而掛り被仰付</sup>

御目付ハいつれも当職之事<sup>之可有之候</sup>■<sup>御座候</sup>候間、勿論掛居候事兼ニ主令事小軍

太<sup>御座候</sup>■<sup>六郎左衛門・潔太を相手ニ致し取調させ候ハ、調も行届</sup>

可申下之帰服可宜敷と奉存候、又主令之権<sup>御座候</sup>■<sup>御用職之方ニて聊之事出来</sup>

可申、是ハ全 思召ニ無之ハ參申間敷哉と奉存候、右ニ<sup>付</sup>懺<sup>付</sup>乍序申上置候、

御勘考被成下候様乍恐奉願候

一名

只今別紙認掛候内、追而 御筆御下ケ被成下奉拜見候処、調練ハ矢張甲

州流をさし候処ニ御考被遊候段御明察奉恐入候、別紙余事も御序ニ奉申

上候間、其俣奉入 御覽候 以上

三月廿七日 後

御家中之風俗追々当時世上之悪風ニ押移おとなしからざる事共有之、腕

立テ致候を武道之様ニ心得、中ニハ我意ニ募候者も有之哉ニ奉存候ニ付、

一統之心得御諭し被仰出有之候而可然与奉存候、一体 殿様御筆にて  
嚴重被 仰出候方可然と奉存候へ共、御留守中之儀故先ツ別紙之通被  
仰出候振合ニ認置候、尤先日砲術家方申立候小軍太一条相濟候処ニ而間  
も無ク被 仰出候方可然歟と奉存候、此段乍恐奉伺上候、自然 思召  
も不被為在候ハ、一統呼出し御家老方及演説候方可然歟と奉存候、此段  
も奉伺上候、何分宜御添削被成下候様伏而奉願候 連名

別紙

此節不容易御時勢之折柄御家中之輩無一念 御上之御為心掛別而  
逐一和弥文武を励可被申候、文道者勿論武道ニ於ても礼義肝要ニ候処、  
礼義を不知候而者武道難相立、第一御鋒も拘り候事ニ候間、銘々武道之  
穿鑿を遂礼義を本とし、兼而被 仰出候忠愛ハ申迄も無之、父兄ハ子弟  
を教導し、傍輩ハ相互ニ信義を以助合師弟之礼を正しくし、頭支配之恩を  
厚くし、いづれも恥を知、武を磨、逐一和候様可被心掛候、万一之心得  
違之向も於有之者急度可被及 御沙汰旨被 仰出候

同日前

此頃御銀繰甚御六ヶ敷御座候ニ付、播州御領分ニ御談相成可然哉と相談

仕候間、乍恐御伺上候、思召も不被為在候ハ、清三郎罷越可申出之候  
儀者、明後廿九日ニ可仕哉と奉存候、此段も奉伺上候

平左衛門

惣左衛門

清三郎

同廿八日

昨日奉伺候御家中御示諭之文面、篤と 御熟覽被成下 尊慮候様、委  
敷御教諭被成下、重々難有仕合奉存候、早速同役共へ拜見為仕可申候得  
共、先最緒私方御趣左ニ奉申上候

一尊慮之処乍恐重々御尤御儀奉存候、依之師弟之礼を知申候頭支配之恩  
を厚く奉下知才砲術家と野田とハ聊師弟之振合有之間敷候間、右一条  
ニハ決而ひゞき申間敷と奉存候、乍併尊慮之様も被為在候事故、

師弟之礼を正しくしと申処を

師ハ弟子を懇ニ引立、弟子ハ師を真実ニ敬礼し、と相改候事候、又頭

支配之処重々御尤奉存候、則

頭支配之恩を厚くしと申処を



頭ハ支配を子の如く撫育し、支配ハ頭を親の如敬慕しと相改可申候

一〇印被遊候小軍太一条相濟候処ニ而被仰出候而ハ、右一条斗ニひゞき可申哉、是又乍恐 御尤奉存候、猶篤と熟慮仕候様同役共へ相談可下候

一 愚意之処ハ、此御示諭之文面ニ而ハ小軍太・治左衛門一条ニのミ拘り疑ハ少かるへく与奉存候、此御示諭ニ可奉恐入ハ、第一ハ市河四郎右衛門、第二ハ小軍太、第三ハ給人共恥を知候者ニ候へハ恐入相改心可仕筈与奉存候、劔術一条若者共をそゝのかし、事を破り右纏ニ成居候、尻推いたし候ハ、全四郎右衛門・竹野七郎兵衛兩人の様子ニ御座候、奥山儀大夫稽古初ニ、久保松友衛を散々ニ仕こなし候風聞も四郎右衛門おとなしからぬ所行之様子ニ御座候、又此度炮術家申立も専四郎右衛門意地強く候ニ相違無之様子ニ候、乍去此炮術家之申立ハ書取ハ致さ■■■申立候■上ハ、経成申<sup>申立</sup>上方ニ御座候間、此一条ハ小軍太之方重々不宜候と奉存候、右之外ニも四郎右衛門事ハ彼是と人々も有之候へ共、未しかと取留メ不申候、ケ様之事ハ武道之礼義を不弁<sup>不</sup>起り、第一風俗を■<sup>害</sup>し候事也、奸ニも近々可有之哉とも存候へ共未取留メ

候ケ条ハこね候、次小軍太事重キ軍師之名論モ人の扱第一二人和を心

掛ニ而申処、■■■雑言を以人を夥弁仕候事ハ甚以不心得之事ニ御座候、六郎左衛門・幸藏方異見いたし候而も我意申居候様子杯ハ散々之事と奉存候、是も全武道之礼義を不弁<sup>不</sup>起り候、軍学家ニハ不似合と奉存候、給人共ハ張本人杉山十郎兵衛・藤田新五兵衛、其人共槌を打候ハ押鴨喜右衛門・斎田清などの様子ニ候へ共、いづれも兵妄之返り<sup>り</sup>起り根脚無之、無分別而已ニ而差而奸曲ハ無之様ニ相見へ候、尤先日給人共願書之願下仕候ハ七郎兵衛骨折候趣ニ承候、是ハ七郎兵衛之去来と奉存候

右等之存念ニ而認候事故実ハ炮術家三人の方へハ絶而心附不申<sup>候</sup>■<sup>候</sup>、□□多問候而教明仕候、

一 兎角御勝手掛ハ衆人之目を付候処、別而吟味役等音信なといたし候を色々申立候故、治左衛門も元来悪まれ候と被 思召候間、 御明察通全右故ニ相違無之様子ニ御座候、殊ニ治左衛門も多言成方にて別而之事と奉存候、右ニ付治左衛門方私へ頼込候哉と之疑も可有之哉と之御懸念、私身ニ取候而者誠以重々難有仕合奉存候、併是ハ格別之事も

有之間敷と奉存候、但し小軍太儀、弥兵衛近親之儀ニ候ハ、尚更抑  
へ置候方可然と奉存候

右ハ同役共相談之上ニ而可申上筈ニ御座候得共、明日方播州へ罷越候ニ  
付、篤と熟談仕候間も■有之間敷と奉存候間、不取敢一忘私方奉申上  
候、尚又 御書下之趣委細為伺相談仕候様申置、出立可仕与奉存候

五月七日

御書下被成下難有奉拝見候、嘉三郎方<sup>内</sup>康々奉歎願候書上御下ケ拝見被仰  
付、右同様之事先頃方十一・二通も奉内願候趣ニ候得共、御役願も差上  
不申候而奉内願候ハ甚御不都合之儀、乍併御役願差出候ニも初願ハ御家  
老差留候事ニ御座候間、左様ニ無之、 御隠居様方思召を以すかりと  
御免被 仰出候事も御随意候由、且此頃ニ而者、 殿様御沙汰ニ而出  
勤致居候由も 御聞込相成候由、私儀者嘉三郎と随分懇意ニ可有之候間、  
私方何与欺可申遣、私へ為御任被遊候間、可然可申遣旨蒙 仰奉畏候

筋者熟考何与欺  
此儀者先達申遣見可申、猶其節可奉伺奉存候、■

嘉三郎書上暫時拝借奉願候

同八日

昨日蒙 仰候嘉三郎内願之儀、実ハ先<sup>昨年以來</sup>方私方<sup>も</sup>内願仕度趣意私方  
へも申越候事度々有之候処、此儀ハ初筈方私存寄をも度々申聞宥メ置  
候上之儀ニ御座候間、最早宥メ候事も相成不申無余儀事ニ候ハ、  
(八行及び行間七行末梢部分略)

以来之統を以私方嘉三郎へ早々申遣御役願為差出候手續ニ可仕、其内ニ  
者私罷越御家中人氣合候処篤と承り合候上、嘉三郎身分ハ如何様とも進  
退為致候様可仕候、但し栄左衛門儀ハ此表江被召呼候ハ、栄左衛門ニ付  
而之人氣ハ治り可申、乍去彼表弥以御人少ニ相成候儀ニ御座候、尤此程  
道中筋一条ニ而引越候処ニ当分見合相成居候様子ニ候へ共、是以永キ間  
ニ而ハ有之間敷候間、私罷<sup>越</sup>候上道中ゆるみ次第栄左衛門儀ハ■此表へ  
引越候様取斗可申候、嘉三郎事ハ私手ニ而何と欺押へ方も可有之奉存候  
へ共、栄左衛門事ハ中々私手ニ合申間敷と奉存候、兎二角江戸表同役方  
御人少ニ御座候ニ付而ハ早々罷越候方御都合ニも可相成哉、嘉三郎儀  
殿様御沙汰ニ而出勤仕候由も定而御人少故之事と乍恐奉存候、可相成ハ  
攘夷御一条西国へ御談判ニ不及已前ニ江戸表御家中人氣折合候様仕度物  
御座候、昨日之書上を以篤と熟考仕候処、大分人氣立居候様子ニ相見へ

候、殿様二も嘸々御心配被為在候御儀与奉恐入候、旁以早々引込御役願為差出候方可然、栄左衛門事も未夕引越出来不申儀二候間、生不及束も角私儀早々罷越及候丈力を尽し見可申歟と奉存候、右之手続二仕候而も宜御座候哉、乍恐 御内慮奉伺上候

同十八日

浅井将監一条尚又熟考仕候処、一応之処相濟上京仕候故差当日二見へ候引合も無之、外二浪人共可察模様も相見へ不申候、此上之処不殿様

御帰城之御模様可有之歟と奉存候、此後之処ハ京師模様聞合等之事ハ浦廻二而松田辺へ内々被仰付、又自然国事引合之事も御座候ハ、惣左衛門

二而可然歟と奉存候、乍併国事引合<sup>様二致候而</sup>之儀も可成<sup>却而御儀可宜歟と</sup>御家老・御用人<sup>之</sup>申

■出立ハ可成丈不致候<sup>様二致候而</sup>市、大坂御留守居二而引合為致候方<sup>却而御儀可宜歟と</sup>申歟と奉

存候■、其余者時之御都合次第と奉存候、 思召も不被為在候ハ、右之

趣同役共・御家老共へも申聞置可申奉存候、伊丹小西新右衛門方へ江戸

表御勝手之御都合談し置申度、明日方罷越候心得二御座候、且大坂表も

方も■<sup>■</sup>鴻池方へも一応談し置帰府仕候心得二御座候、夫是仕候内二ハ

尚又将監様子も分候事と奉存候、致方無之趣申越置候処、度々内願書上

候由扱々奉恐入候、然処私先日播州方罷帰江戸表之様子同役共方承知仕候二甚以痛心仕候、且右二付而ハ私儀帰府之御暇被下置候様之御含も奉伺候、たとひ私帰府仕候迎も江戸表之人気治り候様成働も無之、是以心配仕候得共、退而愚考仕候二御奉公筋ハ何方二而粉骨仕候も同様之事と奉存候間、罷越候ハ、力之及候丈ハ力を尽し見可申と奉存候■<sup>■</sup>■<sup>■</sup>

東下

○六月十六日認

■書下被成下難有、乍恐逐次拝復、左二奉申上候

一香心方書翰之儀二付 御見込之処奉拝承候、此儀ハ関東ノ心腹二而如

何様之事有之候共、兵端御開キ二ハ相成不申御心腹と奉察候、既二一

橋公御後見御辞退ハ全攘夷御辞退之訳二而御座候歟と奉存候、乍去此

程之变化二御座候間、又如何様二变化可仕哉、誠二難見定御時勢二御

座候

右一橋公御後見御辞退之事ハ豊田連方奉申上候と奉存候

一板倉様御家老御暇乞として罷越■見候一条ハ安五郎折悪敷不快二て面

会不仕候二付御書面申遣候、右書面下書庄兵衛迄差遣候、益々定而御

覽二入候事と奉存候

一 姉小路様横死一条浦廻方書上之由、私出立前之由ニ御座候処私ハ一見不仕候、此儀も浅井将監方委細承候、定而豊田連方書取入 御覽候事と奉存候、右御横死之一条ハ根元之処何分未分り不申候、板倉様と右取合御座候哉之風説之儀ハ私一向不承候、私承候処ニ而ハ近来姉小路様開国之論を御唱へ故と申説有之候、此儀如何可有之哉是又信用仕兼候、兎ニ角例之暴論家ニ御座候間、禍を被取候事と奉察候、殺たる人ハ如何成人ニ可有之哉、何分見当付不申、薩州田中絡平召捕ニ相成候一条も連方申上候儀と奉存候

一 小笠原御上京延引候事、定而御子細も御座候処漸当月ニ入御出帆と申事ニ承候

一 浅井将監儀、私出立後御都合宜敷様被遊度被思召候事難有奉存候、何分構想も存し居候者ニ御座候間、油断相成不申、**■**狼心配仕候得共差当市鬼承も無之、篤と熟考仕候へハ、結句私疑れ候方御都合宜敷処も可有之歟と奉存候、何卒先方深切も無ニ致しの手取入も礼儀不申姿ニ致し置、手ニ入れられぬ様ニ致し度物と奉存候、右趣意ハ豊田連江委細咄し置候

事ニ御座候

一 私其表ニ罷出候後御銀談向骨折出情候儀と被思召、御家老共勘兵衛なとへも被 仰下、 殿様江も私各別出情之儀之上候様被遊度被思召候由、冥加至極難有奉存候、私儀元來之不才御上申上申通之儀も奉存候是と申成績も無御座、重々恐入奉存候、右ハ金御借入**■**而枝葉之市業無抛御急場を救候所業ニ而御座候処、右様被 仰下候段重々奉恐縮候

一 私出立前日御暇乞出勤可仕処行違候段ニ付、御懇之御意誠以恐入奉存候、実ハ私儀も前日罷出候儀可有之与奉存問合之処出勤日前日候へハ、前日ニ罷出、前々日之出勤ニ候へハ前々日ニ罷出候御振合之由ニ御座候間、廿五日出勤仕候節一応弥明後日出立と申事、御次へ申上出勤退出前再為御暇乞罷出候儀ニ御座候、其節自然御目通ニ而も被 仰付候ハ、一寸為知れ候様御次迄申置可然と平様申聞候得共、左様候而ハ何歟御目通相願候様ニ当り候而も左様不申置とも如何と被為召事有之候ハ、御次方申来候事と忘意ニ奉存候、其日迄ハ差越候儀ニ存候処右方行違ニ相成候、出立前幸藏承趣候御模様奉伺、重々奉恐入罷在

候事ニ御座候

一 御先例御勤中ハ御家老并同役共ヘハ御伝言被仰出候事故、只今とても御同様ニ可有之、定而其つもりニ取斗可申と被 思召候得共、尚又殿様ヘ御<sup>依言申上</sup>御家老同役共へも<sup>申</sup>伝候様奉畏候、殿様ヘ小田原ニ而御目見仕候処、テイチウニ 御意之趣申上候も重々奉恐入候間、御意之趣ハ不奉申上下着之<sup>申</sup>此度被<sup>申</sup>御筆拜見仕候間、御家老共始ヘハ為伺候事ニ御座候、其御表次第暑氣募誠甚、且御肝気等ニ而至極御難儀被遊候内、乍恐重々奉恐縮至極、折角御自重被為<sup>在</sup>候様奉願候、私道中をも御毛恕被成下無勿体御事奉存候、日々只屠々と<sup>申</sup>旅行仕、乍恐多年 御往来之御国苦奉恐察、且御随筆之事共存し出も罷在候事ニ御座候、大津駅ニ而不図香山栄左衛門ニ出逢、是も江戸ヘ下り候而ハ駿府迄ハ日々同道仕、右ニ而<sup>申</sup>咄シ相手も有之、少々ハ<sup>申</sup>まきれ申候事ニ御座候、扱又江戸表ニ而孫九郎其外之御用兼而御噂被為在候処ニ相連ひ御都合も可宜被 思召候由、誠ニ先日被 仰出候処ニ符合仕候事奇と可申事と奉存候、嘉三郎へも記帳御伝言為伺可申旨奉畏候

一 浅井将監ヲ三左衛門迄手紙到来、京地之機相止申越候由、右ハ江戸表

攘夷大因循ニ付將軍退城之節幕府征伐御内許有之由、右様機密洩し候ハ将監存意余り気味悪敷様ニ被思召候、乍恐御尤奉存候、尼崎御越帰候事案内候様其外所々と申上、委細書取ニ而終ニ 貴兄御入手趣公武共上々吉之御評判之由先以奉恐悦候、右等ニ付而定而連方申上候半、高松三位様御額之事、弥被進上相成候哉、右御額表装いたし、海岸出役之者ヘ拜見被仰付、御泊等被下可然哉と将監申聞候得共、此儀ハ幕府ヘ之御聞ヘ如何可有之哉、先ツ御見合之方可宜哉と申上候様連迄申聞置候事ニ御座候

一 尾州様御連中方御名帳ニ而名古屋之御達留之由、付而ハ兼而之御一条御見込通とも被参間敷被思召候由至極御尤奉存候、私事も左様愚案仕候、然処小笠原様償金御渡、一橋様方攘夷之儀程能御断ニ付而者、公方様御暇御願被遊候等只今之処ニ而ハ多分内乱ニ運ひ候事と愚察仕候、尤此節朝夕ニ相変り候世之中ニ御座候間如何様ニ変候哉、三日御参内之御模様ハ随分御上首尾之様ニ被存候間、何ぞ御増禄十一万式千石之事などニ而程能治り候事ニ御座候哉、何分当時之世の中只々無

油断自身にて■嗜<sup>之</sup>を心懸候外無御座と奉存候、長州ニ而其後アメリカ船參、長州之軍艦式艘打沈メ台場を荒し候趣江戸ニ而專風聞仕候、虚実如何可有之哉、此程 公方様も又候御下坂御吉凶如何哉と、乍恐朝夕愚意仕候事ニ御座候、右ニ付而者其御表ニ而ハ又 御心配奉被為在候御儀と奉恐察候

別段謹而奉申上候

殿様去八日 御発駕被遊、於小田原 御目見申上候<sup>仕</sup>處益御機嫌能難

有奉恐悅候、其後益御機嫌能被遊 御旅行候御儀ニて恐悅至極奉存候、

無程其表 御着城御対顔被為在候御事と誠以目出度奉存上候

○六月十六日

嘉三郎一条定而此程ハ引籠罷在候事と存罷下候處、小田原ニ而承候得共其様子も無御座候、

■外ニ御座候處 殿様御目通之節江戸表之御模様御咄被遊、嘉三郎勤

振 御意ニ相叶候様子 御沙汰有之候、江戸着之上勘兵衛・市左衛門等

へ篤と承候處、嘉三郎儀下々之受方格別之事無御候由、且是与申廉も無

■由申聞候、嘉三郎へ何と無ク承り居候處、先達引込之節 殿様方御

沙汰ニ而出勤仕候、其後 御車御沙汰者御役相願候事不相成候旨御直ニ嚴重御沙汰御座候由ニ而進退極り、重々恐入罷在候趣ニ御座候、既ニ小田原駅ニ而私へ殿様方御尋御座候故、嘉三郎一条御隨身様荒増申上候處、御前ニハいつく迄も御尋被遊候而、嘉三郎儀ハ其俣被召仕度思召之趣ニ奉伺、江戸表之模様も右之次第ニ御座候ニ付私儀も当惑仕罷在候、尚又勘兵衛市左衛門へ篤と相談仕、御家老共へも承り何と欺取斗可申上奉存候

一 ■ 采左衛門儀者散々ニて受方有<sup>且御免御前</sup>之拜謁殿様にも殊之外御立腹被

為在候、是ハ兎ニ角其表へ引越被仰付候半而ハ人氣折合申聞敷と奉存

候、然処当人儀ハいつく迄も引越相免れ候心得と相見へ、衣役方之

儀ニ付 ■ 引越相止候<sup>様</sup> ■ 可仕与存罷在候事と推察仕候、此度高

倉様御使者一条ニ付、本間壯太郎方御留守居迄差越候書面并隆藏江申

聞候御口上等 ■ 仕候處甚以如何敷御座候故、私事内々其筋承り合候處、

御門人ハ兎も角も御門人並杯と申事ハ決而無之事ニ而御座候由慥ニ

承り届候、且壯太郎書面之体高倉様をいたゞき當時京都之御模様を附

審いたしおどし付候様成文体、甚以如何敷儀と奉存候、且又外ニ承り

合候処、中力ニハ<sup>高</sup>倉様へ御断ニ相成候御先キも御座候由、又国元方京地へ為修行差出候と申御挨拶ニ相成候、御先キも御座候由ニ御座候右之模様と只今一日委任候、江戸表へ被差置榮左衛門ハ是非其表へ送候半事■ニも御不都合可有之、依之高倉様御使者田村節藏方へ之御返答之荒増、

衣文道御門人江戸表へ御差<sup>置</sup>越度被 思召候ニ付、以御使者被仰出候儀承知仕候、依之横山邊儀、一旦在所残事申付候へ共、江戸表へ其俣差置候様可致候、

右様ニ付御挨拶候共邊儀ハ江戸表へ被差置、榮左衛門儀ハ本間壯太郎方へ<sup>之</sup>大略<sup>有之</sup>■御事訊被仰下<sup>委細</sup>■致承知候、依之横山邊儀ハ

<sup>江戸表へ</sup>被差置候様可致候、榮左衛門儀ハ御門人<sup>有之</sup>キも無御座候間無<sup>御用向有之</sup>■在所勝手ニ無之候而ハ不都合之筋<sup>有之</sup>無、無高倉様御門人ニも無之候間、此者ハ矢者在所勝手申付候、在所到着之上京地<sup>邊</sup>■之儀ニ候間、模様ニ寄、<sup>高倉様</sup>■御門入相願候而京地ニ而修行為致候事も可有之候間、左様御承知可被下候、是迄年来隠居内用向も相伺<sup>手</sup>方忝仕合奉存候、尚此末ニも宜御願申上度奉存候、自然榮左衛

門在所<sup>連ニも相成候也</sup>御門入相願<sup>御願可申上</sup>■、猶又<sup>御願可申上</sup>市相<sup>御願可申上</sup>知可申上候間、其節ハ宜御執持被下候様奉願候、

右之様ニ仕候而ハ如何御座候哉、是ハ全私■愚存ニ御座候、尤松岡重三郎方へ<sup>内</sup>々問合候事も有之、高倉様方ハ決而御懸念被遊間敷候、右之段御内慮奉伺候

一此度万々一將監見込通 御参 内ニ運候ハ、御装束ハ勿論衣<sup>文</sup>綴方も高倉様方御頼候方御都合ニ而有之奉存候邊御供不仕候儀ハ御不都合と奉存候得共、無<sup>之</sup>抛次第致方無之、<sup>大抵心得居候間</sup>乍然榮左衛門<sup>御</sup>罷出候ハ小懸念等

○六月廿六日

長州戦争之一条、委細之書附手ニ入候間奉入 御覽候、此分多分慥成書附之様子ニ御座候、長州方之御届物と申物も御座候得共、<sup>大</sup>疑ハ敷物ニ可有之哉と申風聞も御座候間、差上不申候、<sup>別紙</sup>此書付外国戦之模様も御座候而心得ニも相成候間、 御覽後御家老共始同役并六郎左衛門等へ者拜見被仰付被下<sup>候様</sup>■奉願候

一長州之評判甚不宣、其上外国亞米利カ・阿蘭陀・フランス・イギリス

四ヶ国方願出、長州ハ其僣ニ被差置候而ハ御国之御大害ニ可相成候間、御手ニ而御征討相成候哉、左も無之ハ四ヶ国一同ニ征伐可在旨願出候由、是ニハ公辺ニ而も御困与申事ニ御座候、下説ニハ此度ハ公辺ニ而も是非共長州征伐被仰出候上可有之与申居候、加州始北国大名御相談之為急ニ召候ハ、定而其御相談ニ可有之与申尊ニ御座候

○

長州戦争一条、猶又委敷横濱新聞手ニ入候間奉差上候、先達奉入御覽候、水先庄藏之咄与少々相違之処も御座候

一五日拂蘭西之戦争委細之話、未世上ニ出不申、出候ハ、可奉差上候  
一長州ニ而台場へ致出張戦争江携候、佐久間佐兵衛と申者此程江戸表へ罷出、勅命を以攘夷致候と自慢致し居候由ニ候処、金子与三郎と申者へ有躰を咄候処ニ而ハ、其節台場之不始末之事又異人砲発之手際なる事忝咄し、赤面之事と申居候由ニ御座候

一薩州ニ而又々英人と取合申候、是ハ六月下旬薩州へ為懸合参候趣ニ而、七艘横濱■出帆條<sup>之</sup>ニ付、有馬遠江守様御応接ニ而此方方懸合可申間、暫時扣候様被仰聞候処、如何致候哉致出帆候ニ付、公儀方蟠龍丸蒸気

御船江御目付衆乗組、尚又薩州江戸詰家老喜入撰津ニ御内命有之、是又乗組跡方出帆致候<sup>由</sup>、右ハ薩人間違等有之候而者不宜旨ニ而喜入参候而、能々自国之談しを調候様ニ致候積ニ御座候由、然処右蟠龍丸間ニ合不申内ニ既ニ及争戦候様子ニ御座候、不取敢之新聞紙手入候間、奉入御覽候、風聞ニハ一応積ニ応接御座候故異人も安心致候処を不意を討候とも申、又ハ英人ニ極無礼を働候者有之、為其一同立腹候儀ニ海変出来致候とも申候、尚委細之儀相知候ハ、可奉申上候  
一薩長右之通ニ御座候ニ付而者、天下之形勢誠ニ寒心仕候様ニ御座候、其後京都之模様も如何御座候哉、長州へ下向之勅使ハ軍目付之為ニ仰出与江戸表ニ而ハ評判仕候、此節ニ而ハ隣国ハ勿論、世上之虚実御探索御心得被遊候事第一与奉存候  
一先達被為召候北国大名、今以参府無之様子ニ御座候、是又恐入候事無之

一板倉周防守様今以御引籠此程ハ御退役之御含ニ而松和泉守様方へ御役御願候、■<sup>手</sup>帳御問合と申事ニ御座候  
一只今関東之御模様、中々攘夷御決着ハ迎も不被為在御様子ニ御座候、



只今二而ハ全京都と御矛盾之躰敷と恐察仕、世之中之變恐怖罷在候

七月十四日

○

嘉三郎一条、篤と熟考仕候処、先便申上候次第二而何分致方も無御座候、

御役為願候節殿様御意之趣被為在候事も有之、奉恐入候、其從二仕置候節ハ乍奉、御隠居様江

度々内訴奉申上候儀二も有之、奉対、甚以奉恐入候、乍去上■去十日兔二角其俣

二難捨置奉存候間、一応為願候方可然奉存候御役願為差出候、十五日

二御差留と相成候、再願之処ハ押へ置申候、右ハ全中を取候心得二御隠

居様江奉対御座候得共、何分私取斗方行届不申処■可有之与重々奉恐怖

罷在候、此上者乍恐 両殿様 思召二被為在候御儀と奉存候、私儀も

着後中暑二御座候処、只今以眩暈二而難儀仕精神も恍惚と仕候様二而相

意候二付、先日方引籠相願養生罷在候、引籠中奉恐入候得共、右之段奉

申上候何卒御寛聴被成下候様奉願候

七月十九日

○十一月二日 十月廿六日書

御前方御筆被成下候御請十月廿六日書

御筆被成下難有再拜奉拝読候、寒威次第相加候処益御萬福被為渡奉拝賀

候、藤澤昌藏御招被遊折々講釈 御聴聞被遊候由、難有奉欣躍候、何卒

無御懈怠御德輝御磨被遊候様奉願候、私不快 御下問被成下、重々難有

奉恐入候、眩暈之方少々快方二御座候得共、精神恍惚者兎角依然罷在心

配仕候、御役儀 御免奉願候二付 御懇二之御意被成下誠以奉恐入候、

感泣仕候外無御座候、抑昨年末別而御拔擢被成下重任被仰付候儀二付、

力之及候丈者精勤仕度奉存候処、元来不才之私聊御為筋二も相成不申、

殊二帰着以来不快二も心神恍惚、萬事物忘仕候故御役儀相勤候儀甚以無

覚束、殊二御勝手向者多端之御用向二而記憶■無之候而者難相勤、無扨

奉歎願候処、■役仕候而者御不都合之筋も被為在候申、■ 御帰城

後も萬事御節儉御守被遊、御主法も被為附度被思召候折柄故、只今私退

役仕候而ハ御不都合之事も被為在候二付、今暫此促勤可申、願書御差戻

被 仰付候段、尤当分其御表も不參候とも不苦旨、如何之御懇之御意、

重畳奉恐入候、感泣仕候外他事無御座候、此上者再三奉願候も、猶更奉

恐入候二付、近申中願書下ケ次第押而も出勤可仕奉存候、自然此末奉歎

願候事も御座候ハ、何分二も御寛容之御沙汰奉願候

十一月四日

猶々真藏儀も御加筆被成下難有拜見為仕候処、難有奉存候康、私奉  
申上度旨申聞候、頓首

○十二月朔日

君公江呈

寒威殊之外甚敷御座候処、台侯益御萬福被為渡奉恐悦候、私儀去十  
月十九日出勤仕候前後顧慮仕候得者、心配仕候儀御座候得共續候丈者精勤仕

積心得二御座候、扱此程者大坂出火二付 御出馬被為在、御城内へ御

繰込相成鎮火之上、一橋様御始 御在勤被為在候由、乍恐御苦勞御事奉

存候、何分二も不容易此御時節柄幾重二も御勉勵被遊候様奉折候、江戸

御本丸・二丸御炎上と申、大坂大火与申、不穩事奉恐入候、其上生野銀

山兇徒叛乱後も未折合不申哉、播州龍野辺悪徒潜居之風聞も有之候、又

先頃羽州置賜郡二而其辺之悪徒共余程騒立候処、是者上杉様御手二而御

取鎮<sup>相成</sup>、又此頃者上州赤城<sup>二面</sup>浪士輩<sup>取置候哉</sup>勳<sup>取置候哉</sup>之由、彼是之形勢如何二も

不容易事と奉存候、長州之一条未御決議も無御座候故二<sup>切</sup>候哉、江

戸御膝元二而浪士輩頗二横行仕候次第、扱々不堪<sup>切</sup>之至卜奉存候、ケ様之

御時節ハ何時異変出来候も難測、乍憚能々御家来御撫育被遊、四方八方  
へ御心を被為配、万一之節公辺江御忠節被為尽候様被遊度、奉伏願候事  
二御座候、兼而も奉申上候儀二御座候得共、御家中之<sup>上</sup>懶惰柔弱之風二  
御座候間、御賞罰御正し被為遊、風を御勵候まし諂<sup>風を御勵候まし</sup>依柔弱之者能<sup>上</sup>御用心被遊諂佞成  
者者能々御用心被遊候様奉願候、

右者先日 御懇諭被成下候儀も御座候二付出勤仕候儀奉申上度、且者御  
時節二恍惚仕候事<sup>二付</sup>儀奉瀆 尊聴候

○老侯へ呈

爾後者 御機嫌不奉伺奉恐入候、私儀歸府以来久々不快御座候而彼是保

養仕候得共、兎角墓々敷無御座、乍恐再応御役奉願候処 取置御前<sup>取置</sup>方御懇

之御沙汰二而御差留被成下、重々難有仕合奉存候、乍去奉恐入候次第奉

存候、一体私不快<sup>■</sup>神經二相係り候儀与御座候哉、精神恍惚物忘仕心配

仕候上、昨年来不次之御拔擢被 仰付候二付、何卒万分之一成共奉報恩

度苦辛仕候得共、不才之私毛頭も御益二も相成不申、御隠居様御目鑿二

奉背候儀与重々奉恐入、且又嘉三郎一条二付候而も 御隠居様 思召

通二相運兼候事、全私不行届之次第二可有御座哉と是又深奉恐入、其外

前後彼是顧慮仕候処、何分ニも大役相勤候、儀無電東不快異ニ無御

座と奉存候得共、精神も弥■恍惚仕候事ニ而乍恐再応奉願候儀ニ御座候、

御内慮も不奉伺右之次第ニ及候段、思召之程幾重ニも奉恐入候条、

御寛宥奉願候■、別ニ上ケ先頃中京都御變動一条方大和悪徒共蜂起ニ付

而者御心配被為在候御事と奉恐察候、其後往野銀山一条与申、何レも長

州之悪謀と相見へ、但州播州之際者今以透与静謐ニハ相成兼候様子ニ御

座候、且十九月中羽州取赤城山麓へ浪士輩取動取候哉ニ付、秋元様・土岐若菜様へ追捕

出候、此節上州赤城■浪士輩動候哉ニ付、秋元様・土岐若菜様へ追捕

被仰付候申、原其中ニ而江戸御本丸・二丸炎上、又大坂大火与申、誠に

恐入候形勢ニ御座候、当時惣裁職川越侯ハ人々驚候而已ニ而、一向帰服

ハ致不申甚不評判、既ニ此度之衣服御制度呈上候も惣裁職之論と申取沙

汰仕候、只今之形勢ニて者何時変事出来可仕哉と只々恐口敷事と奉存候、

御上洛も愈■中甸と申御事ニ御座候、此度ハ末々迄蒸気御軍艦ニ而御

催と申事ニ而、加州・阿州・越前・肥前土築前・州土いづれも老艘、肥

前・薩州・雲州いづれも式艘、御用立候様ニ先達被仰付候間、右揃次第

ニ御発途と申事ニ御座候、御上洛御座候ハ、此度ハ公武之御篤志

之御一和ニ可相成、攘夷之御沙汰も相止ミ可申、長州之罪も相定り可申、

左候ハ、諸所之浪士輩も竄伏可仕敷と奉存候、何卒 廟堂之御決議相定

御威光御挽回被為在候様ニと乍恐奉祈候

子年

○四月十一日御便ニ

君公江呈 遠藤ニ右衛門・瀬野主馬へ添状一封

近来諸御稽古可益々御出精被為在、御家中并市郷も不相替御評判御宜敷

由誠に御満福之至、難有仕合奉存候、尚一・二ヶ条愚存之次第左ニ奉申

上候

一旧蠟以来御家中御賞罰之儀ニ付、御隠居様思召ニ不被為叶御事も被為

在候哉、已来御口出被遊間敷旨被 仰出候儀、御家老始方奉願候而

是迄之通萬時御聴上被成下候様奉願候得共、御承引も不被為在由此表

方も式部始私共一統同断奉願候儀ニ御座候処、今以何之 御沙汰も不

被仰出候、定而 御前方も御願被遊候御事と奉恐察候、尤 御前

ニも御家政向いづゝ 御隠居様思召御伺之上ニ而被 仰出候ニ

而ハ可有御座候得共、乍恐未御年も不被為行、中ニハ御伺落しニ而御

独断被成候事も可被為在歟ニ御座候、兎角少年者如何様聡明利発なる人も、老人之思慮深遠な事ニハ及不申事ニ御座候間必老人を師保と仕候事ニ御座候、まして 御隠居様上ニ被為入數十年御家政ニ御練熟被為在候御事故、一々御伺御差図御願被成候半而ハ御過失も出来易可有御座候歟と乍恐奉存候、但 御隠居様ニ御退隱之初方御家政も直ニ 御前へ御讓被遊候趣ニ御披露被為在候得共、 御前ニハいつゝ迄も御すり御願被遊候旨、御願達ニ御座候、 御隠居様ニハ追々御老年被為成、多端成御家政を 御聽被遊候事ハ、定而御うるさくも可被為在候得者、うるさき事ハ 御聽ニ不被入様ニと被 思召候上、夫ニて 御隠居様御安心被遊候得者御孝道とも可申候得共、思召ニ不被為叶処方已来御口出し不被遊と之 御趣意ニ而ハ御安心被遊候而ハ無御座候間、能々御詫被仰上、御差図御願被遊候方御孝道ニ相成可申候、 御隠居様ニも御老年之上御肝氣被發候節ニハ千二一御無理之事も可被為在候得共、夫々御家老始と御相談被遊、其時之御模様ニ而御伺直し被遊候様、御心掛被遊可然歟と奉存候、兎二角御隠居様之御心を御安し被遊候ハ、御孝道之第一と奉存候

一江戸表ニて御会読御詩会始り候節、蒙求御始相成、其比 御隠居様方先年御骨折被遊候御絵を御覽被遊候様被仰懸、御会之都度々々御繪廻り候事ニ御座候、此比奉伺候へ者其後壺品御会始り蒙求も終ニ相止候由、右者 御隠居様方格別御世話被懸候御事故、御止メ被遊候而者不宜と奉存候、何卒 蒙求も不絶御会読被遊、十八史略と相互ニ被遊候様奉願候、且又御詩作なども当時之御急務与申ニハ無之候得共、是又御隠居様方も御世話被為在候御事、且一体志を述候物ニ而御政事之上ニ取候而も有益之物ニ御座候間、御懈怠なく被遊候様奉願候、諸御稽古ニ而御寸暇も被為在間敷候得共、 御心掛被遊候ハ、随分御出来可被成歟と奉恐察候、後日 御出府之上者本多様杯とも御交可被遊御儀ニ御座候間、是節熟練無之而者御困被遊候事も可被為在候一御馬売買之事、 御前御自身御世話被為在、代金杯御手元ニ而御取扱被遊候哉之様ニ奉伺候、此事者よもや実事二者有御座候間敷、定而風評ニも可有之と奉存候、万一実事ニ御座候ハ、以之外之御事と奉存候間、早々御止メ被遊被下候様奉願候、何者が右様之事を御世話申上候哉、兼而御隠居様御

著述ニも御載有之候博勞風之御所業ニ相成候而甚不宜候、既ニ大坂ニ

第可奉入 御覽奉存候

而も其御噂申立候者も御座候哉ニ承及候、弥実事ニ候ハ、呉々も早々

書キ物 御覽も相濟候ハ、御家老御用人共へも為心得拜見被仰付

御止メ被遊被下候様奉願候、右乍恐愚存奉申上候、篤と 御熟考被

被下候様奉願候、

成下候様伏而奉願候、是迄御評判も宜被為人候処、万一如何敷奉評シ

○四月十四日

人御座候而者甚以残念奉存候間、不願恐奉申上候幾重ニも御穿鑿被成

君候御筆頂戴、右御請叩月 日発

下候様奉仰候

御台所支配遠藤ニ右衛門・瀬野主馬へ添書

四月八日

御筆被成下難有奉捧読候、先以益御萬福被為渡奉拜賀候、扱兼々 御

○四月十六日御留守居御便ニ

心掛被遊候川柑八郎右衛門儀、三月廿三日御目付役被成 御免被<sup>候由、右取</sup>

老侯江呈 山田幸藏・浅井勝右衛門へ添状

付同役共方申越候、事ニ被 思召候得共、尚又委細為御伺被成下難有奉

御不快後益御復常被為在御萬福被為渡候御儀与奉恐悦候、此程日光道中

存候、八郎右衛門儀御役柄と申 御供者散々之為躰、扱々奉恐入候御事

宇都宮宿江水戸浪士押出、横行之躰ニ御座候而大分騒々敷御座候、慥成

奉存候、此度之御罰し、只八郎右衛門一身而已ニ無御座候、外々之御示

書キ物少々手ニ入候間、写取奉入 御覽候、例之通細字ニ認候間、改

しニ相成候儀と難有奉存候、且御家中彼是仕候事も御座候得共先穩ニ相

写被 仰付、御覽被遊可被下候、昨年来上州一揆一条并春来長州御征伐

成候由、重畳之御事ニ御座候、兎角事之起り不申内ニ御制馭被遊候事御

之御内意等色々奉入 御覽度書キ物も御座候処、散々口中痛ニ而執筆

肝要と奉存候、每度 御隠居様御意ニ事<sup>之</sup>未発を察候様ニと之 御趣

甚難渋仕、未写取不申候ニ付、追而奉入 御覽度旨、横山辺出立前ニ委

意其処ニ御座候、聖人之道ニ制治于未乱保邦于未危と申候も此事ニ御座

細申上置呉候様ニ頼置候間、御聞上被下候半と奉存候、是も追々写取次

候、此儀者兼而六ヶ敷事と奉存候、私共も乍不及朝夕心懸罷来候得共、

得出来不申当惑罷在候事ニ御座候、乍去心掛候而も六ヶ敷儀ニ御座候間、心掛不申付而者猶更大事出来可仕候間、是非共心掛不申候半而者相成不申事と奉存候、

一御前ニも右之処 御心掛被遊候と相見、前条之儀被 仰下候事と呉々も重畳之御事難有奉存候、愚存有之候ハ、無伏蔵可奉申上、毎々御下問被成下重々難有奉恐入候、猶存付候事も御座候ハ、可奉申上奉存候一先日止善舎額面 御揮筆御下ヶ相成候由ニ而奉拜見候、至極御見事ニ御出来被遊奉感候、

右御請可奉申上候

五月十八日

御端書重々難有仕合奉存候、■■■■持病<sup>乍恐</sup>束角持病格別相替候儀も無御座、春来口中痛ニ而今以透与不仕難儀仕候得共、是ハ為差儀二者無御座候、

乍恐入 御毛念被成下間敷候

○六月十八日

君侯江呈

四月上旬乍恐狂妄之愚存奉申上候処、逐一被 聞召届 御筆被成下重々

難有奉存候、御馬之儀茂御教奇之道ニ而悪敷事と乍 思召往再御打過被遊候得共以後 御心得被遊候段、誠以奉感佩候、凡一旦 思召違被為在候共 御改被遊候、時ニ至候而者前之御過ハ消失、却而御美德ニ相成候事<sup>与</sup>半付古来殊之外<sup>其</sup>兼<sup>其</sup>敷仕候事ニ御座候間猶更難有奉存候、種々申上候事共 御容納被成下候段、呉々も重々難有奉感泣候、右謹而御請奉申上候 御端書重々難有奉存候

○同日

老侯へ呈

先達方一兩度奉申上候、水府小川館諸生共暴行一条此程次第ニ横行相成候、右書類奉入 御覽候心得ニ御座候得共、未認取兼候間、追而可奉入御覽候、外ニ承込候事共一・二別紙認奉入 御覽候、是者秘密之事も御座候、其 思召ニ而 御覽成下候様奉願候、何分当御時節油断仕兼々御相談之上探索方兩人被 仰付候間、追而申出候事も可有御座、追て達 御聽候事と奉存候、且先日方 殿中殊之外御混雜之御様子ニ而閣老方御引込多、既ニ去ル七日・八日之両日ハ御一人も御出仕無之、七日■■■■ニハ太田道淳<sup>極</sup>様閣老方へ上使■■■■御出勤御勤相成候由、右ニ而も御出勤無之

処無御馳 上意も被為在候哉、八日夕方井上様・牧野様之御兩人御出勤

二相成候、牧野様者兼而御役願之思召ニ而四月十四日方御引入、是ハ外

国応接間も無事ニ御座候、其後東都二条方被仰下候事有之、五月二日御出勤

翌日又御引籠、七日ニ御出勤、七日御引籠夫方御引籠続之所、当月八日

夕方御出勤之所相成候又々十五日御引籠被成酒井様ハ先月ニ至御暇無様御引

籠、今以御出勤無之、板倉様も当月ニ入候而ハ御引籠続ニ御座候、総裁

職大和守様も御引籠ニ御座候、右ノ事ニ付極内承候事も御座候間、是又

別紙認奉入 御覽候

別紙

此度於京都水戸様と松平大和守様へ横濱鎖港談判之事、別段ニ被仰付候

由、大和様ニハ御見込有之候由 御所と 公辺江立派ニ御請被仰上御

帰府之内、然処当月二日殿中ニテ川越侯諸閣老以下之御役人と大議論有

之候処、板倉様ハ何分当時勢ニ而ハ強キ鎖港談判ハ出来兼候由之見込、

若年寄ニテモ諏訪因幡様等并大小御目付モ同意之由ニテ、御議論合不申

ニ付、五日早朝二川越侯御登營、書取を以鎖港談判ハ是非早々運ヒ不申

候而者京都江被為対不相濟候処、周防守様不承知ニ而、右之者共勤居候

而ハ迎も相叶不申ニ付、右之者共勤居候儀ニ候ハ、拙者ハ引込可申由ニ

テ夫ヨリ御引込ニ相成候ニ付、御老君ニテモ又御引籠ニ相成候由、井上

河内様ハ両端■持テ御出被成候由、然処水戸様ハ又右川越ノ引込ヲ殊之

外御立腹被為在候由、其訳ハ鎖港談判ハ大和守一人ニモ無之、此方ニモ

仰付致置候所、大和守一了簡ニテ右様之事ハ申間敷筈と御立腹之由ニテ

大ニモメ居候由、

右ハ極内密ノ咄ヲ少々其筋方承り候

一大平山賊徒頭取ハ、田丸稻之右衛門ニ候処、内実ハ御家老山野邊主水

正・武田耕雲齋当時伊賀守杯後楯ニ成居候由、且又故前中納言様烈公

御簾中ハ右悪物ニテ、烈公御存世中方専事ニ御携、烈公御挙動も半ハ

御簾中様ノ肺肝方出候事と申風聞ハ承居候処、今以萬事御指揮有之候

由、既ニ一橋様杯へも万事御指図有之候と申事ニ御座候、水藩ニテモ

今以分レ／＼ニテ大ニモメ居候故、大平ノ方モ御手附ラレヌ有之候様

子、右大平ノ徒ハ激論家ト唱へ所謂天狗連ニ御座候、然処先月末水府

方弘道館ノ書生等五百人程一説千二百人程、江戸御屋敷へ罷越、沈浮

論と申趣意書ヲ中納言様へ差出シ候由、右之大意ハ御三家御 公辺御

輔翼ノ為ニ立置レ候処、公辺ヲ倒シ候様ナル事成サレ候テハ内々ヨリ  
事ヲ起シ候訳ニテ、威公・義公ノ御神靈ニ対セラレ候テモ御云訳無之  
ト申ヲ趣意ニシテ書上致シ、大平山ノ討手ニ向ヒ度ト申を願出候由、  
且又御家老之内ニモ水戸方追々ニ忍ヒテ江戸へ参り、前後四人罷出、  
中納言様ヲ諫メ、是非宜御国へ被為入、大平山ノ賊共ヲ御手ニテ御成  
敗被成候様ニと諫メ申上、終ニ御許容ニ相成候由、且又武田モ先頃方  
一橋様ニ附上京致し居候処、此度召ニテ下り候処ヲ、右弘道館書生共  
武田ノ奸曲ヲ逐一ニ言上シ、五・六日前ニ蟄居隠居仰付ラレ、水戸へ  
遣ハサレ候由、山野邊モ同様蟄居隠居と申事ニ御座候、愚察ニ是迄大  
平山賊徒一向御構無之候処、去ル九日近領ノ大小名へ追捕仰付ラレ、  
十一日ニ笠間・高崎二侯へ追討仰付ラレ、御目代モ御使番方兩人仰付  
ラレ候ハ、右弘道館書生之策 公辺ニテモ御採用相成、夫方右之所ニ  
運ヒ候哉と奉存候、

一 去ル十二日朝、太田道淳<sup>尊</sup>様御登城前ニ本郷ノ屋敷へ伝越、右出府致居  
候水戸士六十人程談懸ケ御門前ニ扣、内三人御中之口へ出、御引返拜  
顔候由、御逢被成候由、御逢相成候事承候と御門前ニ残居候者一同引

取候由、其事太田様御上屋敷へ注進有之迄、御上屋敷方ハ思ひ／＼ニ  
得物を携、多人数欠付候由、餘り事モ仰山ニ候故、加州方太田様御留  
守居へ聞合候処、加州ハ御雪中江戸警衛御心得ニテ御人数詰合、答ニ  
為模差模様ハ無之候得共、又今晚ニモ参候哉も相知不申と答候ニ付、  
加州ニ而も夜中忍之者出し置候処先其夜ハ無事之由、其夜ハ市中廻り  
之方々太田様御中屋敷ニ譖<sup>ま</sup>を尽、焚出し申付候由ニ而大混雜之様子ニ  
候

一 右太田様へ出言上之様子内探致候処委細ハ相察申候得共、主意ハ此度  
出府候多人数之中ニモ両端 を持し奸曲之者も有之候間、其者  
共申上候事ハ必御聞入被下間敷と申上候由、

一 水府辺ニテハ中山備後守殊之外骨折、只今周旋最中之由、是ハ大平之  
者共も必死ニ組居候事故、可成ハ追討致候方一旦是非水戸へ為引取成  
敗可致と之主意之由、度々使者を大平へ遣候而も一向入レ不申由、御  
用人罷越候所入レ候ニ付、段々利害申聞候得共、一同一向聞入不申由、  
弘道生書生等正論党之者評決ニ而一番手千二百人ニテ追討之事ニ決  
し、其内方江戸へモ出候由、其事秘し居候得共、大平之者共皆親類縁



者等有之候故忽ち洩レ大平を退散、只今ニテハ所々散乱致し居候由、是ハ一所ニ居候テハ討手を引受候事不便利故、処々ニ散り討手をハ、ミ、諸方方救応致し候計略之由、水戸ニテハ二番手迄之用意ハ出来居候由、乍併中山備後守様ニ骨折周旋致し居候と申事ニ御座候、

右ハ承候処ヲ認申候、中ニハ秘密ニテ実事無程事も有之、又虚実分兼候処も有之候、

先便奉申上候、從中御模様并野州表之儀、探索方方書出候分同役状を以奉入 御覽候、尚私承込候儀一・二別紙認取奉入 御覽候、摂海之儀者万事一橋様御指揮ニ御座候処、万一御異心ニ被為在候而者誠ニ致方無之と甚心配仕罷有候、一橋様專御陰謀之取沙汰有之、公方様を奉押込、一橋様を御代ニ奉立候半と巧ミ候者殿中ニも御役人已下多分有之、既ニ奥向ニも沓山有之、大奥之女中ニも其巧仕候者有之由、川越様板倉様兼一橋党と申事、川越様ニも一橋党と申ニハ無之候得共、矢張一橋御同意説之由、公方様を乍恐甚以御危殆之御模様御座候、又一説ニ一橋様之内意ハ関東ニ而とても横濱鎖港出来申間敷、左候ハ、違勅ニ相成候歟、其廉を以 公方様御退隠ニ運はせ御自身御乗込候巧ミ、板倉様も御同意ニ付、

今ハとても横濱鎖港ハ出来不申と申立、因循いたし度■之違勅之所ニ為運可申と之巧ミけるを川越侯看破せられ候而大ニ驚キ、兎ニ角横濱鎖港を急速ニいたし可申と申候方当月初之大ニ議論ニ相成候とも申候、此説ニ候へハ川越侯ハ正議と奉退散此様在候尤之事御座候、尤氷炭之違ニ候故何とも相分不申候、

一大平山賊徒共一旦散乱、只今ニ而ハ筑波山賊と一所ニ相成候由、水府方討手并 公辺方之援兵、十六日ニ出候処大坂方早注進有之、直様後詰として廿二日ニ歩兵■大隊御持小筒ニ小隊大砲六挺御差向相成候由、廿八日御手始と申事候ニ候処、右後継之兵着候模様ニ而如何と相成哉、未ハキと相分不申候、

先便御座候

一水府十件弘道館之書生沈論家と唱候者共五百人出府、大平之討手願出候、然処又色々と変化いたし、右之沈論家大平之賊徒と合躰相成候と申風聞有之候、其事実ニ候へハ水府七分ハ其二党故筑波之討手荒々敷有之間敷歟と心配仕候、

一此程下総小金ニ水戸士・郷士を合せて■人程出張いたし居候由、小金

東漸寺を借度と申出候処、東漸寺住持専達と申僧気性者二而断候処尤二候間、寺中を二・三軒借受度と申込候二付、無拋寺中二・三軒貸遣候由今日承候へハ、右人数之大將ハ武田伊賀守 耕雲齋事之由ニ御座候、右武田ハ先日蟄居隠居被仰付、水戸へ下候処、水戸ニ<sup>十</sup>覺其党多候故、出候事ニも御座候哉、

右等之風聞ニ而都下匈々罷在候、朝夕安キ心も無御座候、

○七月十八日出御便ニ

老侯江呈

此程長藩福原越後干戈を動登伏仕候二付、大坂御先手御人数被差出候由、嘸々 御心配被為在候半与乍恐奉推察候、其後之模様如何御座候哉、承候得者、先御穩便之御沙汰御座候哉之由、如何之御処置ニ相成候事ニ御座候哉与奉懸念候、

一水藩兎角折合不申、武田初当中納言様を奉押込候謀計有之候由、此程

江戸御邸へ多人数入込居、日々之様鬪諍有之候様ニ及承候、

一野州表ニ而も当月七月初手合、歩兵大分勝利与申事、八日夜者水戸之兵討手ニ加り居候者、内応ニ而も致候哉、討手之陣放火、双方死傷有

之候由風聞仕候、九日ニも手合有之候由、去ル十四日殿中御退ニ運候所出掛、野州表注進入候由ニテ御退出、殊之外延引致候由、何等之注進ニ御座候哉、下妻井上様ニテハ陣屋下焼失、御陣屋も焼失之由、是ハ自焼と申立候得共如何御座候半と申風聞ニ御座候、右故手負之者ハ十一日・十二日と両日ニ為養生江戸御屋敷へ着仕候、是ハ及見之者有之、駕籠ニ而罷越候よし、

右等之事委細ハ探索方方書取可申、右ニ而可奉入 御覽奉存候、

榮左衛門一条二付、先頃此表御評議御用書を以奉伺候処、尚又其表ニ而再応御評議伺済と御用書ニ通同役共方差越申候、右御用書之趣ニ而者御側御用人御免申立、早々其表へ引越与申嚴重ニ被仰出候ニ而於私共誠以奉恐入候、右二付篤と勘考仕候処、出立前如何敷事共有之候ハ、重々不埒之至ニ者御座候得共、御役御免差扣被仰付候ハ、其罪科ハ贖可申敷と奉存候、且父転数年精勤仕榮左衛門儀も 御隠居様御側向多年相勤、其上殿様御幼年方<sup>精勤仕</sup>格別<sup>格別</sup>時々苦諫等も申上候儀二付、其辺之所被 思召、一旦御免御座候共不遠又御役被 仰付候様ニ而も相成候ハ、殿様御護恩之御趣意も相立可申敷と乍恐奉存候事ニ御座

候、然此度伺候通御役御免候上早々其表へ引越与申二而者如何御座候半、元来其表へ罷越候儀極々迷惑ニ奉存候所方、昨年之次第二も及候間、右を是非二も被 仰出候通ニ引越被 仰付候と申ハ、一通り普通之人情も有之、且御法相立候様ニと申処ハ至極可然候得共愚考仕候処ニ而ハ、迎も荒々敷引越も不仕敷と奉存候、自然右之張合方狼戾之致度出来仕候様而ハ上ヶ下しも不相成様ニ可相成敷と心配仕候、尤御明察ニ而豫め其辺之所ハ御察被遊申諭方等迄 御教示被成下、且難有 思召も被為在候様之御振合も御座候得共重々難有奉存候、得共右難有 思召之御合ハ如何様之事とハ不奉存候得共、何分二も指当り、右等之処極々心配仕候、且外ニ差支ニ不相成程能歎願と申候而ハ至而六ヶ敷、当時榮左衛門方ニ老人等も無之<sup>別ニ</sup>外々江不差障様之歎願ハ六ヶ敷可有御座敷と私ハ奉存候、左候へハ万一是非<sup>引越</sup>御免願度心願方、又如何様之事ニ及可申敷、左候へハ御法之立不申処御同様ニ可有之哉と奉存候間、可相成ハ御役御免を塩ニ致し、上方引越を御差止ニ相成候ハ、外々之差支ニも相成不申、却而御法之立候処ニ運<sup>ひ候</sup>道理ニ可有御座哉と奉存候、是迄諸家様ニ而御在所勝手之行われ不申事

ハ中々いやかり候者をハ猶更無理ニ為引越可申と申処方、人氣立候事之様ニ承居候、是ハ餘程扱にくき事と奉存候、此一条最早伺済ニ相成候儀を右様奉申上候ハ、甚以奉恐入候得共、御役柄ニ奉対存付候儀、不奉申上も奉恐入候間、一己之愚案不取敢奉瀆 御聴候、尤御役相談之上猶又奉伺置候事も可有御座候、此程市左衛門散々眼氣ニ而引籠罷在候間、少ニ而も快候ハ、篤と了簡をも相尋、御評議之上尚又奉伺置候事も可有御座と奉存候、何分不悪 御聞上置被成下候様伏而奉願候、尤 殿様江も愚存候処奉申上候、乍恐 殿様二者榮左衛門御側ニ罷在候内、時々苦諫等申上候事 御意ニ不被為叶 被為入候哉とも奉恐察候間、有躰ニ右御仰向勤役中之精勤之儀奉申上候心得ニ御座候、

七月十七日

君侯江呈

此程長藩福原越後登伏仕候ニ付、御城代方御差図ニ而大坂御先手被差出候段、御配慮被為在候御儀与乍恐奉存上候、御上御模様次第ニ而者御出馬も可被為遊、扱又榮左衛門一条、先頃此表御評議之処を以奉伺候候、

其表二而再応御取調相成、伺濟之上御用書二通同役共差越申候、右之処二

而者御役御免之上早々其表引越与嚴重被 仰出、於私共而も重々奉恐

入候、右伺濟二相成候上奉申上候ハ、重々奉恐入候得共愚存之趣左二奉

申上候、榮左衛門儀昨年此節出立前軽々取捨候様之致方ハ重々不埒二ハ

御座候得共之節、御前御幼年御 御隠居様方御附被遊候、以来

多年之間精勤仕 思召二奉逆候而も御為奉存御諫言等も奉申上候者二御

座候、其上御隠居様御側向も多年相勤候者二御座候間、其罪をハ御悪被

遊候共其人を御悪二不被遊、可成丈御優侍被遊候様奉願候事二御座候、

右功勞之品を被 思召被下候ハ、先此度之処ハ御役御免差扣而已二而被

仰付被下候而ハ如何可有御座哉、 殿様格別之思召を以右之処被 仰

付候ハ、榮左衛門も御尊恩之程難有奉存、此上愈抛身命可申歟と奉存

候、且 御承知二被為在候通榮左衛門儀気性も御有之壓候事故、御役御免之

上早々引越と被 仰出候而ハ如何様之所二運可申哉、尤 御隠居様

方難有申論方等も御発議被成下候得共、私某上上而折合候処深心配仕候、

其上前文も奉申上候通 御幼年方精勤仕候、広不被思召出様二而何共歎

ケ敷候事奉存候、既二小田原駅二而も奉申上候通、右之所ハ 御忘不被

遊様奉願候事二御座候、罪科ハ御役御免之上早々引越与申所相当二も可

有御座候歟と奉存候得共、右之所を御一等御宥メ被下候ハ、於私共も

重々難有奉存候、此程市左衛門前々眼氣二而引籠罷在候間少二ても快ク

相談仕、御評議之上尚又奉伺直二事も可有御座、乍恐不悪 御聞上置

可被下様奉伏願候、被成下候

七月十七日

時変之儀二付 御下問被成下奉感銘推謝候、不肖之私是与可申上廉も無

御座、心附候儀も御座候ハ、篤疾二も可奉申上筈二御座候処、 御隠

居様も被為在、庄左衛門始罷在候儀二付別御失策に得も有之間敷と奉存候儀

二御座候、乍去御下問御座候上ハ愚存二面も不奉申上も奉恐入候間、一・二左二

奉申上候、尤定而御如才不被為在御儀与奉存候、

第一長州之奸謀次第二発露、 天朝公辺を奉蔑如候事可惡之甚々御座

候、先然処先申中キリ大船長州へ罷越候趣承候上付、福原越後登伏之

後継不有之間敷と淺近之簡上才罷在候処、先申右某船横濱へ帰帆上才

此度長州へ書翰持参、長州へ返書受取帰候趣、右虚実ハ不相分候得共多

分業、小此度国司信濃上京も鎮静之為卜唱、矢張福原越後之援兵与被察

候、此上ハ尼崎城を視候事定而可有之与奉察候、京坂を責候半ニハ尼崎を根城ニ致候事便利ニ御座候間、急襲之儀嚴御用心可被為在候、此度西宮方上海道を通行為致候事、此度ハ事故なく通行致候半ガ右ハ怠ラセ候致方ニも可有之様此後又多人數上海道通行為致候迎通行之振ニテ急ニ御城へ取懸り候様も難斗、或ハ又謾辞を以御城拝借杯可申出も難斗、聊ニテモ御油断不相成与奉存候、

一総而長州之奸謀ハ頗ニ自身之是を申立、或ハ事頭ハシ流布為致人心を惑ハセ候事ニ長し居候間、爰ニ因州・備前も遂ニ其奸謀ニ<sup>惑</sup>長州ニ加担仕候事と相見へ候、此度廻状ニテ差越候書面杯モ矢張其謀ニテ則檄文とも可申姿ニ相見へ候無礼千萬之事ニ御座候、当時ノ処ニテハ総而公辺江御敵対申候者ハ怨敵と被思召、飽迄御拒絶可被為在可然奉存候、且御懸念之通御家中市郷如何様心得違之者有之候も難斗候ニ付、御意或ハ御筆を以人心を一致させ被為置可然節御座候半歟、左候へハ凡左之通り

近頃次第不容易御時勢ニ押移候段、重々恐入申上も無之候得共、  
当家之儀者格別之別柄<sup>詠</sup>ニ而  
公辺之御為ニハ粉骨碎身

<sup>死力を尽し</sup>町致筆候數百年之御高恩ニ奉報候外他事無之候間、其方共ニ於而も外夷ハ勿論、仮令皇国内<sup>之者たり共、方</sup>も皇国之姦賊一家之公辺江奉敵対候者ハ怨敵ニと相心得一統致一和<sup>死</sup>死力を以相拒可申候、但し緩急ハ慎機之取斗ニ可有之候、

右緩急ト申ハ<sup>緩</sup>キルヤカナル<sup>緩</sup>ハ或ハナヤミ、或ハタハカリ置候類、急ハ有無ヲイハズ横ヒラ見ズニ拒候心ニ御座候、

又市郷之方へハ近頃<sup>不容易御時勢相成候間、何時如何</sup>皇国御為ニ唱<sup>不</sup>小義を奉<sup>不</sup>輕<sup>不</sup>衷<sup>不</sup>候議論も様之変事有之とも難斗候間、以前末々之者ニ至候迄兼而心得罷在致一和、指図を

得而相働候様可致候、<sup>申</sup>も無之候得共、京都方萬事關東へ御委託<sup>と相成居候</sup>被為在候事故、公辺御為ニ命を棄候ハ、即皇国之御為ニ候間心得違無<sup>致間敷候</sup>之異国人ハ勿論之事、御国内之者たり共、公辺御法度ニ触

候者ハ矢張皇国之賊ニ候間怨敵と<sup>相心得候事、地頭之</sup>相心得可申候之忠義ニ候事、

右之処を御主意ニ而能々御論し置被遊候而ハ如何ニ御座候哉、尚彦左衛門初へも篤と相談被為在候様奉願候間、

一兼而急場御備候御人數被立置、交番を以昼夜之別無之咄嗟ニ<sup>奉</sup>候様線出候事出来候様、御用心第十之事被為在、御城廻り御備向其外只今

二も事之起り候様之御覚悟二而、兼而御手配被 仰付置候様仕度奉願  
候、此度筑波山之戦争事二歩兵之功第一二御座候、

○承問

一長州人数多勢之所、御人数少二而御手当御行届兼 御心配被遊候趣、  
重々御尤御儀如何斗敷と奉恐察候、乍去<sup>御</sup>家中致一致、死を極、力を  
尽し御防戦候半事二者如何二長州賊共も強暴二候共、御手軽二ハ勝得  
申間敷候、其内<sup>主</sup>者大坂初<sup>亦</sup>援<sup>■</sup>■<sup>■</sup>■<sup>■</sup>奉存條、尤兼而大坂初明  
石・三田其外隣領之方々江応援之事被仰談置、勿論形勢次第大坂御人  
数ハ御引上二成可然奉存候、此儀者昨年私在勤中板倉周防守様へ御瀆  
土相成、時宜次第二而ハ大坂出勢不仕、在所海岸弥縫仕度趣二申上、  
伺濟二相成居候間、模様次第二而ハ御勝手次第と奉存候、但し昨年伺  
候節ハ異船渡来之事を主として伺候間、海岸の手配と申候得共是ハ内  
地之賊二而も、且尼崎ハ要地之同様之儀と奉存候事故、尼崎城十分二  
踏こたへ不申候而ハ京坂之御為二不相成趣と御城代へ被仰置、応援之  
儀被仰立置可然奉存候、此儀も昨年申見込書二能々認差出候間、町御  
奉行二ハ小笠原図書頭殿へ達候筈二候、尤此節之御城代ハ乍恐如何二

も<sup>疑</sup>拔之様二奉察候間、其所意如何御座候哉不奉存候へ共、よもや尼  
崎之危急を見捨<sup>疑</sup>二被致間敷候、扨尼崎二事有之候時ハ右申上候通御家  
中上下一死<sup>疑</sup>二相成賊を手痛く御防被成候半二者不義之長賊如何二  
強暴二候共、容易二ハ<sup>疑</sup>勝得<sup>疑</sup>申間敷候、又一統死地二陥候而却而先々事  
有之候間、必御成功<sup>大</sup>相立候事と奉察候、実ハ当時之所二而ハ大坂以<sup>東</sup>  
ハ御味方多御座候間、御進退被成能御座候、昨春時分之形勢二而ハ甚  
六ヶ敷、長門益猖獗京都ハ勿論長二惑乱被致 公辺御威光有も如無、  
御城代杯も見識無之、既二京都二被押候様二成事故朝暮甚心配仕、自  
然事起り候ハ、尼崎ハ 関ヶ原御陣前之伏見城之心得二而罷在可申と、  
庄左衛門を以呉々も其事申合セ置候事二御座候、然<sup>疑</sup>其後二至り京都  
方 不待幕府之示命異船打払候様被仰出候を、御城代方も御触達二相  
成候様成始末、扨々苦々敷御城代二御座候、然<sup>疑</sup> 皇国此之御運目  
出度追々長之奸計相頭候、去年八月十八日之變動後<sup>■</sup>肥後・薩等上京、  
御上洛之者大分御模様も相変候<sup>■</sup>■<sup>得</sup>■<sup>共</sup>長州御処置付不申、寛大にてと申  
様二而 天子も未長二者 御遠念被為在候<sup>疑</sup>、末<sup>伊</sup>照<sup>勢</sup>皇神之皇国を守  
らせ給ふ所と相見へ、此度終二長方手を出し、奸謀全二発露仕候事二



可然奉存候、

一御城内其外口々御手配り等之儀ハ兼而御定も可有之、且庄左衛門・六

郎左衛門等之見込も可有之奉存候間、兼而能々御相談置被遊可然奉存

候、尤兩惣門を始、辰巳・東西・庄下・本興寺様等ハ御城下之御固メ、

是ハ兼々一統其御心得も可有之奉存候、一躰之処を論候へハ、尼崎ハ

四達之地ニ御座候而、敵を御城下ニ引付候而ハ甚守悪キ所敷と奉存候、

此度長賊之御防禦ハ西ノ宮方内ニ入サセ不申様肝要と奉存候、陸地方

播州路を押来候ハ、兵庫・西ノ宮ノ間ニ而是非とも喰留申度、又船

ニ而上り候ハ、兵庫ニ而も西ノ宮ニ而も着岸致し、■■■未ダ上陸

不致内ニ焼討ニ仕候事上策と奉存候、是ハ元来大坂御城代之策略ニ無

之而ハ不相成事ニ候処、福原・国司杯をまんまと通し候様成御城代故、

此場ハ迎も御出来被成間敷、歎ケ敷事ニ御座候、乍去御一藩丈之御心

得ニハ能々探索ノ者を御用ヒ、未発ニ御聞込、賊ノ先ヲ取候事肝要と

奉存候、西ノ宮方着岸仕候ハ、時宜次第ニテ御手ニテ焼討候事出来

候事も可有之歟と奉存候、

一御家中御手宛候処ハ右御拊循之処ニ而<sup>大抵ハ</sup>一統一致可仕哉と奉存候、且又

在中農兵をも能々御用ニ被在候様仕度奉存候、時々取候而ハ未熟之農

兵も御用立可申与奉存候、

一物見方も篤と申上候、此度筑波ニ而実験仕候処を承候て、賊之集屯之

所へ者モルチール砲殊之外用立候由、又峯立ヲ押方へ者カラナート杯

宜敷由ニ御座候、此度京師鷹司殿亭江長賊を引入発砲致候ニ付、会津・

越前・彦根方築地を打破鐘を入、且モルチールニ而焼討いたし候由ニ

御座候、モルチール者軽便ニ而存外用立候趣ニ御座候、且築波賊方発

候ハ皆和砲ニ而不残頭上を越へ官兵一人も怪我無之、官兵方ハ西洋ミ

ニ―ヘルニ而遠てもキ、越候患無之由、香山氏被咄候

一長評判宜、会津・薩等評判悪敷候

次第也、其筈ノ事と奉存候、愚案ニハ、元方京師萬散ノ地ニ御座候所、

長州 叡慮ニ媚ヒ攘夷を唱、関東を押付ケ堂上方ハ俄ニ富貴ニ成天下

之諸侯京江入込候ニ付而ハ、町家者商売繁昌いたし候方利欲ニ迷ひ候

者ハ皆長を慕ひ候、<sup>案上方</sup>上南之所ニ而ハ関東を倒し、古昔之王政ニ復し候

得者、天下之威權堂上方ニ帰候故、夫を互之煩ニ長を援候事と被察候

故、いつれも長を褒候筈ニ御座候、会津ハ極々皇国之為関東之為御忠



誠ニ御座候故、奸賊之為メニハ此上も長ヲ邪摩物ニ御座候故、評判悪敷筈ニ御座候、先年中方水戸烈公之説ニ御惑ひ被遊、天子終ニ攘夷之叡念被為起候と見込、堂上方ハ其 叡念を奉鼓動、己之榮利を謀り、長を上も無力却と振し長ハ右之 叡念ニ媚ひ、専ら攘夷を名目ニ致し時勢難行攘夷之事と関東へしひ付ケ関東之罪とし、関東を倒し候上者又開国を唱候主意と被察候、昨年中大和行幸等全ク其心之外無之候、三条已下も長賊内意ハを欺ハ札候事土木■矢張長を欺キ関東を倒し置候上、王政ニ復し長ニ權威を与へ申問敷と之底意ニ有之候半、矢張長ニ欺かれ居り候事ハ存不申、いづれも内ニ奸を貯へ三条以下中ニ在而 叡慮を鼓動し奉り、長外ニ在而関東を壓候等は迄切齒歎息罷在候事ニ御座候、然処昨年八月已来三条已下長ニ至迄御疎少勅賜を蒙り相成候事敢奸謀を遂候事不相成処方頻ニ輕々之奸謀計を以千変万化之流言をいたさせ、当春迄 公辺御模様伺居候処因・備杯之御座候も救ニ而長州征伐御止メニ相成、寛大之御所置と申所を篤と奉窺被濟候、悔悟之心ハ少しも無之、益 公辺を奉輕蔑己之議論を通可申と遂ニ兵威を以京師を動し候事ニ相運候事ニ候、左も無之候へハ一手ハヲロカニ察候事、二手ニ

而も三手ニ而も慎罷在、殊勝ニ哀訴して御憐愍之御沙汰可相待候処、畢竟ハ攘夷ハ名斗ニ而奸謀有之証拠歴然と相分り候、右故長賊ハ流言ニ長し、聊ニ而も関東ニ不利成事ハ張大ニ申触させ、己之無罪を張大ニ申飾り人氣を取候故、元卜奉 勅と之所方遠慮無之者ハ皆長ヲ褒候事ニ御座候、乍去察候処宰相殿心底方起り候事ニハ有之間敷、又長門守殿ニも元来其心底ニも有之間敷候処、増田弾正当時右馬介、国を売己之奸を遂可申所方乱をなし、悪少年共へ入説を悦ひ、遂ニ宰相殿父子を同意為致候事と被察候、先年以来無礼之悪少年国禿をなし、浪士輩関東を倒し候一念方口ニハ攘夷を唱、恐多も 朝廷を奉対、惑方遂ニ御国夷と及候、右故長賊申立ニ戦之勝敗ハ不問、 皇国固有之、正氣立と不立とニ有と申事を重々論し、中ニハ皇国は焦土ニ成候而も不苦様言説も相見へ候、畢竟ハ匹夫之持論ニ而実意之攘夷ニ無之、只々当時難被行、攘夷を関東へ強候而其出来ざるを知り、其を罪にして天子を挾て関東を討可申と之奸計ニ御座候、一昨年春日之神鏡破裂候も夷狄猖獗之故と一統事ニ寄申成候得共、外夷渡来之時ニ破不申、京師ニて暴論兵士ニ起り候時ニ当り破候得者、畢竟暴論家御取用之為ニ凶を御示

し被成候 神慮歟と奉恐察候、扱々恐口敷事ニ御座候、右故長賊ハ勢  
テ人氣を取種々流言致させ、又己ノ説ニ合不申物ハ一概ニ奸物と唱へ、  
及切害候ハ胸中ニ奸アル故ニ御座候、先日回達之檄文、或ハ此度拜見  
候歎願書等、皆人心を惑ハし己ノ手ニ附候致方ニ而、甚以可惡事ニ御  
座候

一築波辺之取沙汰、其表ニ而ハ大造ニ取沙汰仕候様子、是又彼長賊之張  
大ニ流言為致候事ニ御座候、委細ハ別紙可申上候、兼も水府之武田伊  
賀守杯ハ又長と<sup>底惡ハ</sup>替り、幕府を奉倒、一橋公或水府を御立可申上心  
底と相見へ候、水府公をも今以而ハ幽閉奉り餘七麿殿を立候心底と相  
見へ候、いづれも名目ハ攘夷を申立候得共、何方之賊も真之攘夷家有  
之間敷、皆己之奸を挟ミ居者天子叡慮ニ媚ひ表ハ攘夷を唱候事ニ御座  
候、真之攘夷家ハ會津侯と奉存候、乍去會津ハ 公辺御差図無之内ハ  
會津攘夷ハ仕間敷、是真之柱石之臣と申者ニ御座候、当時右故処々金  
錢を掠奪致候盜賊迄皆攘夷を唱居候、

一川越侯已下御老若御免候次第、廟堂之御内意奉伺候事出来不申候得共、  
風聞ニ而ハ川越侯ハ京都ニ而横濱鎖港御受合帰府ニ付、是非共鎖港可

被成、乍去立廻り中々出来兼候事故、野州大平山楯籠居候賊共を先鋒  
ニ被成、横濱鎖港可被成と之御議論之由、是ハ川越侯周旋方之儀ニ御  
座候、誠ニ私共ニハ分り不申御論歟と奉存候、是ハ全無謀之攘夷奉  
存候、右を板倉様御不承知ニ御座候故、川越方殿敷被仰置、板倉勤居  
候而ハ迎も御為メ不相成与申事ニ而、終ニ板倉侯御免と申事、然所何  
分川越見込通ニ候而ハ第一 公辺御法憲を犯候賊徒共を御遣被成候  
も御不都合、且無謀之妄味ハ 勅錠ニも御戒有之候事故ニ哉、是又迎  
も行フ間敷事ニ付川越御免ニ相成候事と奉存候、諏訪侯・松縫殿侯等  
ハ板倉同説ニ而御免ニ相成候半、然処板倉侯ニハ一橋ニハ心有之とも  
風評仕候へハ、諏訪・松縫殿御再勤ニ候而も板倉ハ御再勤不相成歟と  
奉存候、井上様ハ京都御使一条と申事ニ御座候、先月五日以來京師物  
騒敷も被為伺 天職井上閣老へ上京被 仰付候処、私共參候ニ及申  
間敷と被仰上候ニ付、 公方様御立腹ニ而直 上意ニ而御免被仰出候  
事と承候、是等実否如何不奉存候得共風評共承候俣申上候、

一外国之方六ヶ敷相成候之由、是ハ未夕篤と承不申候、但し内々承候所  
ニ而ハ去月十九日英船二艘長州へ參書翰往復仕候、長州方ハいつれ開

国之見込之由返答有之与申事、又英人申居候ハ、当時横濱鎖港之談判及も無キ事と申居由、此方方懸合候所ハいつも人心不折合物価騰貴之廉を以御談し有之候所、英人いつもノ答ニ人心不折合ハいつ方ニ而も有之事、右不折合ハ政府被成方ニ寄候而折合候事御手伝申候而宜敷処ハいつノ迄も御手伝申上折合候様可致、物価騰貴ハ御商法不相立故ニ候、御商法相立候へハ騰貴ハ不致筈、其証拠ハ綿・油等交易之品騰貴候ハ尤候事ニ候へ共、交易ニ不成品迄騰貴候ハ皆奸商之所為ニ御座候而、此所御取調御商法相立候へハ決而騰貴候害ハ有之間敷、又無益之品を以有益之品々易候様ニハ申候へ共、カナキン木綿・ゴロフイレ等諸人用候品と見候へハ、極而便利ニ相成候事と見へ候之返答之由ニ而いつも談し届不申候由、且此節ニ至候而ハ横濱鎖港<sup>ハ</sup>■<sup>扱</sup>■<sup>置</sup>無<sup>キ</sup>兵庫開港致し見セ可申、其次第ハ京都へ直懸合ニすれば兵庫開港相成候ハ容易ニ候、乍去撰海ニ入京都へ直懸合と申候而ハ政府を蔑ニ致候仕方ニ而、政府へ氣之毒其上少しハ骨折候事故其内ニハ政府之英断も可有之と氣長ニ扣居候所、兎角政府ニ而分り不申故、最早此上ハ直様撰海へ行、京都へ直懸合ニ可致、左候へハ兵庫開港ハ直出来可申と申居

候由、是ハ大鳥圭介懇意之者へ英人方咄候由ニ御座候、去ル十九日英佛氣ノ船<sup>十八艘</sup>多出帆致候処、折節外国使池田筑後守初帰朝ニ相成、右ニ而何そ事有之候哉、右ノ十八艘漕戻候処、又廿五日ニ敷出帆致候と申事ニ御座候、右ハ長州へ行と申候由真偽如何、撰海へ乗入不申様祈居候事ニ御座候、外国使池田筑後守ハ御役被召放、隠居塾居知行六百被召上、養子へ六百石被下置候、河津伊豆守ハ御役御免、小普請入閉門、河内相模守も同断ニ御座候、余程是ハ委細ハ探索方方申上候事と奉存候、  
一 松伯耆守様、去ル十四日夜連名御奉書御渡相成候、御用召と申事、京都御国先キへ遣候様ニと之事之由、どふか御老中と申事ニ御座候、  
一 江戸長州屋敷被召上候間、大坂表之屋敷も定而御取潰しニ相成候事と奉察候付而者、昨今其表ニ而も少々御心配、御用心被為在候御事と奉察候、京都伏見屋敷ハ不残焼拂候、  
一 増田右衛門介於鷹司殿亭切腹と申尊御座候、弥実々候ハ、以後長州之降も知れ候物と奉存候、右益田ハ天下国賊之張本人故、首を六條河原ニ曝し不申ハ此上も無キ残念ニ御座候、右者誠ニ愚存候俥狂言を咄候

事ニ御座候、宜御覽分ケ被成下候様奉願候、長賊敗走之路を遮撃等申事ハ誠ニ残念之至奉存候、

別段 別封ニシテ上ル

別紙御請条ニ愚存之俣奉申上候、是ハ御大事之儀ニ御座候間、御覽之上 御隠居様ニも被奉<sub>木</sub> 御覽御入被遊、尚又思召之趣をも御伺被遊可然歟と奉存候、

一野田小軍太事、軍師ニハ御座候得共、一舛粗暴之男ニ而兎角そばへ候性質有之故、毎々人和を失ひ候、当時軍学御指南奉申上候ニ付而ハ、別而そばへ之性出不申様、御鞭策被遊可然奉存候、是ハ兼而 御承知ニ而可被為在候得共、存付候俣奉申上候

七月晦日

○八月六日

君侯江呈

別紙ノ方

此度 公方様為征長御進発被遊候所、御職掌も相立、乍恐御尤御儀奉存候、右者定而京都歟大坂ニ而御遙制被遊候御儀与奉奉<sub>木</sub>恐察候、只々御案

申上候処者御留守水府激論家之者共ニ御座候、右京坂之内ニ暫御逗留被遊候ニ付而者其表嘸々御心配被為在候御儀奉恐察候、何分ニもケ様一大変事之節御座候間、屹度御奉公筋御工風被為在度奉存候、狡猾之長州ニ御座候間、如何様之策ニ而奉襲候程も難斗、且因・備二俣も只今ニ而ハ致方も有之間敷候得共、元來長州ニ惑居候事ニ御座候間、如何様之変可有之も難斗奉存候、旁急変之節之御用意被成置、兼而申上候通御家來をハ能々御拊循被遊、緩急之節屹度御奉公筋被為立候様奉願候事ニ御座候、一異人共去月廿六日・廿七日兩日ニ横濱出帆、式拾艘程之軍艦只今ニ而ハ一艘も横濱ニ居不申、外国方調役之衆ニ承候処、書置致し出帆之由、其趣意ハ長州御処置、是迄我々御沙汰相待候処無其儀御留被成候所と押而罷向候も如何ニ候得共、無余儀此度罷向候与申趣意之由、依之追手之船被差出候得共、多分間ニ合申間敷と申事、外国方ニ而一統之察候ニハ、此度之京師之變を聞最早引候而も可宜与見込、引候哉と被察候と申事ニ御座候、右軍艦之内フランス艦八艘・ヲランタ二艘、其余ハイキリスと申事、アメリカ者只一艘参候、是ハ何となく様子を見ニ参候と申事ニ御座候、且又先便も略申上候異人共横濱鎖港之事、大不

承知ニ而横濱鎖港どころニ而ハ無之、兵庫開港いたし見セ可申と申居

有之候哉も難斗、甚以心配罷在候、

候由ニ候得者、若長州之方相濟候ハ、其勢ニ乘し撰海ニ込入、京師江

直心接可致心懸も難斗と奉存候、此辺ハ右外国方調役之方ニ而もまん

残暑甚敷御座候得共、台候益御萬祉被為渡奉拜賀候、扱別紙 御覽

ざら其懸念無之とも無之様子与被存候、万一左様之左様之事ニ及候得

之上、御隠居様御覽ニも御入被遊被下候奉願候、且庄左衛門等江も心

ハ、其表甚以御心配之御儀与奉存候、是ハ見留事ニ無御座候得共、御

得迄ニ 仰聞被置被下候様伏而奉願候、

心得迄ニ申上置候、

八月六日

一右異船所存如何様ニ可有御座哉、愈征長之心ニ候ハ、此度之御征伐

○八月廿五日 十二日出、廿三日着ノ拜復

之御邪魔ニ相成候半ねハ宜敷と懸念仕候、四国・九州・中国とも出陣

老侯江呈

ニ少々手間取候御内ニ異人手ニ而撃取候ハ、鼻之明キたる事ニ而異

先便榮左衛門一条、愚存奉申上候処、尤ニ而 思召候由以御書下被仰下、

成物ニ御座候、又万々一長州ニ而異人と和談致し、異人を語らひ共ニ

難有仕合奉存候、乍併其表御家老始一統是非共其表江為引越可申意氣込

撰海ニ入候ハ、是ハ 皇国之御一大事ニ御座候、是ハ多分有之間敷

ニ付、庄左衛門方江私方只管申遣候方可然被 思召候旨奉蒙 御教例、

と奉存候、

難有仕合奉存候、即今便庄左衛門方へ愚案之委細申遣候、右ニ而承引仕

一此度京都ニ而郡山様ハ大不出来ニ而山崎御固御免ニ相成候、又常州土

候得者宜、自然左も無御座候ハ、乍恐兩殿様之御内方何与敷 御沙汰

浦様ニ而も御手振りニ而 公辺方御索度有之候、扱々恐口敷事ニ御座

被成下候様仕度、伏而奉願上候

候、

一当月初方外国船長州へ罷越、戦争下ノ関台場を撃破り、大砲八十七挺

一此表水戸之様子甚以心配仕候、武田等今以小金辺引払不申、何時暴発

奪取、尚陸戦ニ打勝長州勢二千<sup>余</sup>人<sup>傷</sup>死<sup>傷</sup>、外国人死傷<sup>者</sup>六人・手負<sup>三</sup>十

人も有之趣、依之長州方和を頼ミ込、大膳大夫方書翰をアメリカ水師提督へ贈候趣、去ル十八日右之内軍艦一艘横濱へ帰来話候由ニ御座候、尤<sup>横濱</sup>当<sup>濱</sup>去<sup>濱</sup>ニ而去十二日外国奉行方達而御談判ニ而、此程御征伐ニ御取懸ニ相成候ニ付、承知いたし呉不申様御談候処、漸承知致し今迄之処ハ致方無之候間、早々止メニ遣し可申と之■及返答候由、依之長方大和を走候得共、長之心底も不被凶攻取候下関台場ハ、公辺へ引渡可申、夫迄長州方台場ニ手を入不申為メ番船四艘附置可申候様、水師提督へ可申遣と在留候、ミニストル申居候由ニ御座候、右承候得者、撰海へ夷船乗込候<sup>思</sup>襲ハ有御座間敷と奉存候、

一御書下奉返上候

八月廿<sup>四</sup>日

○九月十六日 御留守居方御便差出ニ付差上

君侯江呈 去月六日上書之儀同廿八日附ニテ 御答書被成下候、又ノ拜復也

御書下被成下難有奉拜見候、先便聊愚存奉申上候処、逐一 御領承被遊被下候由、誠以難有仕合奉存候、長州江赴候異船十一艘、去月廿六日撰

海碇泊仕候由ニ而、一時 御心配被為在候段萬々奉察上候、

乍去早速退帆仕候段奉恐悦候、水府激論家之事、先便奉申上候処後ニ承候得者、八月初ニ武田伊賀守初小金引払候由ニ御座候、是ハ七月末水戸様方被仰立、御末家之内松平大炊頭様水戸様為御名代御領分鎮靜之為彼地江下向被 仰付候、然処右大炊頭様ハ御隱居主税頭様同様ニ頗ル暴論家之御聞へ有之候間、御鎮靜方如何可有之与案居候処、果して激論家を御引率被成、此時武田初一同小金を引払、大炊頭様ト共ニ水戸へ參候由ニ御座候、水戸へ被為入候処、右激論家御引率之事故水戸城ニ而御入レ不申、御<sup>城方之大特ハ</sup>東<sup>ハ</sup>合<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>朝比奈弥三郎と申御家老二御座候、是ハ弘道館諸生党之頭<sup>ニ御座候、</sup>正論家之様子ニ御座候、弘道館諸生ハ沈論家ト唱へ先ツ正論家ト相見へ申候、右御城方之論ニ而大炊頭様御一人ニ候へハ、御入レ可申候、天狗派之激論家御同道ニ而ハ御入レ申事不被成候与拒ミ候由、只今ニ而者激論家浪士輩之頭之様成物ニ而御城外<sup>後ニ申所へ</sup> 御出被成候由、既ニ去月十六日御城兵方湊館を焼打候節杯も館ハ焼候得共、大炊様之御居所ハ先別条無之と申位之事ニ御座候、右以来激論家も追々勢焰変候哉、其内筑波之方片付、官兵も追々水戸へ入込松平周防守様御人数拵粉骨ニ

而、弥激論家<sup>天</sup>之鼻をひしき候様子<sup>土</sup>而只今二而八水戸之方も先御安心ニ  
赴候事と愚察仕候事ニ御座候、激論家と申候八天狗派之者共之事ニ御座  
候、

一先達者 御筆を以御家中江御諭示相成候由、難有仕合奉存候、  
右再応之拝復迄奉申上候、

老侯江呈 八月廿八日ノ御筆去ル十一日拜受ニ付奉復

御書下被成下難有奉拜見候、栄左衛門一条当地出立前ニ罪状色々有之、

第一本間へ取拵候一条重々不相済与者乍申、御側御用人御免差扣ニ而、  
右之御咎ハ相済可申与鄙意同様ニも被<sup>思</sup>殿様殿様<sup>思</sup>ニも此表江可被差置、

思召ニ而、庄左衛門始江被 仰出、 御隠居様ニも御同趣意之由ニ御

沙汰被為在候ニ付一同奉畏候由拜聴仕、重々難有仕合安心仕候、然処尚

又渡方之上ニ彼是異論有之、或ハ尼崎通て御渡方ニ可致与も申、或ハ御

役料を拾石ニ仕、都合百二十石と可被 仰付与も申候等兎角ねつ過候ニ

付 御歎息被遊候由、乍恐難有 思召与奉存候、一統之存意も定而御為

と奉存候而之議論ニ可有御座候得共、同人而行苛刻ニ涉候而者、不宜与

心附候と相見へ、弥通例百四十石之処ニ論定相成候事与被見、此度右之

所ニ申參候ニ付、難有安心仕候事ニ御座候、全不一方 御洪恩<sup>之</sup>深<sup>之</sup>候<sup>之</sup>故<sup>之</sup>与  
於私共ニ而も重々難有奉存候、

○十月六日

君侯江呈 九月五日御認御答書ノ再復

先達中 御尋ニ付愚存之趣一・二奉申上候処 御承知被遊被下候由、猶

又委細御書下被成下、重々難有仕合奉存候、横山辺帰府ニ付御意之趣奉

伺難有奉畏候、

一御人数取締方之儀平生頭支配与定り不申時ニ取而一組ニ相成候儀故取

締甚六ヶ敷御座候段も御承知被遊、猶能存附も御座候而、可奉申上旨

奉畏、尚又篤と勘考仕候得<sup>魁</sup>某平日ニ支配不仕者を俄ニ引率致し、我指

揮之促ニ遣ヒ候ハ法方外ニ無御座候、法ハ軍法ニ而法令を嚴重ニ<sup>立</sup>、

カリソメニも法を犯し候者ハ軍律ニ寄テ死罪以下ニ即座ニ行ヒ候方

外ニハ有之間敷候、是ハ孫子カ美人を斬<sup>侍</sup>豹<sup>侍</sup>蟬<sup>侍</sup>可莊賈を斬候致方ニ御座

候、乍併是ハ将略ニテ<sup>侍</sup>隊<sup>侍</sup>長<sup>侍</sup>タル者之略ニ有之候事ニ御座候間、他方彼

是申候儀ニハ無御座候、兎も角も威恩<sup>■</sup>威を以テ畏服し恩を以勸奨

仕候儀故本體を申候儀威恩ノ二ツと奉存候、威恩ト申ハ無量之意味致

方も有之附荒増之所ハ威と申ハ武威嚴重ニ刑罰モ能ク行ハレ一寸モ人ニ指を指サレ不申事、恩ト申ハ士卒を子の如クニ愛し、甘苦を士卒と共に敷し士卒ニ先タチて骨を折、士卒方後ニて休息しも恩賞も猥りならずして必信有ル様ニ仕事御政候外其外も威恩之義理不無御座候得共、荒増惣而軍中之賞罰ハ時を移さぬ事ニ御座候而大切成物ニ御座候、賞罰ハ即チ威恩之本ニ御座候、右之所を御会得被遊候ハ、御人数御取締之本ハ相立可申、其上ハ前文奉申上候将略と申物ニ有之間、御大將、勿論御大將 際兼たる者之了簡次第ニ御座候、侍大將 際兼たる者ハ右様六ヶ敷大役なる物ニ御座候間、平生大祿をも被下置候事ニ御座候、

一 探索方之儀、兎角 思召候様ニ不相成由、是ハ多分浦廻旧來之仕クセニ泥ミ候事ニ哉と奉存候、浦廻之仕來ハ風聞聞込等念ニ念を入、容易ニハ埒明不申事ニ御座候、是ハ御家中之者之浮沈ニ拘り候義を申上候役ニ御座候故、如何ニも念を入候半而ハ相成不申候間、左も可有之事ニ御座候、当時世上之風聞ニ込ハ即チ物聞之役ニ御座候間、御家中之人々是非善惡を申上候とハ少々品替り可申敷、乍然只博ク聞出し候迪も却而疑惑之種ニ相成、且ミたりニ申不申等仕候ハ流言と申ニ相成、

軍中之乗物ニ御座候間、聞込候事ハ窃ニ上へ申上ケ、決而他言不為致様仕度奉存候、扱其聞出し方ハ筋正しき所ニたより実説聞出し度事ニ御座候、先ツ京都之御模様・大坂之模様、其外御隣領明石・姫路・高槻・三田・岸和田等御隣領、或ハ阿州等迄も御手廻り候ハ、諸方ニ代々ニ細作ニ而候、被遣候間十分ニ候へ共、左様ニハ御手廻り相成申間敷候、愚案ニハ当時右諸侯ニ而ハ探索殊之外行届候様子御座候、其内會津・肥後等筋目正敷所ニたより聞出し候ハ、京都一方ニ而、諸国之正説相しれ可申敷と奉存候間何と敷御手を被廻、右兩藩之中、探索方之者へ懇意を給ひ候ハ、秘密之事迄も聞出候事出来可申奉存候、何卒人物御撰選ミ被遊、右之御手段罷在候ハ、可然敷と奉存候、尤当節之事故こま／＼与附合セ候而ハ敷不可然候間、此方ニしかとふまへを取、御家の御不為ニも相成候儀ハ勿論、聊も大義ニ闕ケ事ニ相成乘不申様ニふまへ候而附合候様ニ篤と御内命被為在、人物御選ヒ御遣ヒ被遊候ハ、急度御用ニ立可申奉存候、且又例之浅井将監なるとも尤御用ニ立可申と奉存候、右等之処も庄左衛門抔とも篤と御相談被遊口實思召ニも扱為人候ハ、 可然敷と奉存候、御隠居様江も御伺被遊可然奉存候、江戸表探索方ハ



仕合ニ會津等へ入込候事出来候故聞込も中々能行届申候、

一此度御固御場所替、広キ御場所ニ而別而御心配被為在候御儀与奉恐察候、

一御馬御献上ニ付、御鞍・鎧御着被遊奉悦候、殊之外立派成物ニ而驚目候、末永ク御家之御重宝ニ相成候儀、是又奉恐悦候

十月六日

# 大坂湾海防

# 豊後岡藩の大坂湾海防関係史料について

添田 仁

## 一 豊後岡藩による大坂湾沿岸の警備

文久三年（一八六三）三月晦日、豊後岡藩（以下、岡藩）第十二代当主中川久昭は、津山藩（松平慶倫）・津和野藩（亀井茲藍）とともに、「摂州湊川辺ヨリ武庫川迄」の警備を命じられた<sup>1</sup>。岡藩が担当したのは、東は味泥川から西は湊川まで、東西約五キロメートルにわたる地域である<sup>2</sup>。同五月十七日、第一陣の総勢三二〇人が竹田を出陣し、六月五日には花熊村・中宮村（ともに神戸市中央区）に着陣している<sup>3</sup>。その後、慶応二年（一八六五）四月二十九日に自ら解任を願い出て、同六月十三日に信濃飯田藩（堀親義）への交代が認められるまで、約三年間を勤めた。

岡藩は、豊後竹田（大分県竹田市）に拠点を置く、七万石の外様小藩である。大坂湾警備を担当した大名の変遷を分析した針谷武志氏によると<sup>4</sup>、安政五年（一八五八）六月、それまで高松・松江藩などの家門大名が担っていた大坂湾の警備は、大坂の国防的位置の上昇、朝廷の希望、大名役務の飽和状態などを背景に、萩・岡山・鳥取・土佐藩などの外様の国持大名によるものへと移るも、文久三年三月から六月の間に、それらの多くが高松・彦根・姫路・津山などの家門譜代藩に交代したという。背景には、將軍家茂の上洛を受けて攘夷決行が朝廷より命じられ、外様諸藩が国許に帰国したことが指摘されている。このような全体の傾向をふまえたとき、当該期に、外様小藩である岡藩が大坂湾の警備を命じられたこと自体、特殊な事

例であったことがうかがえる。

その背景として見逃せないのは、岡藩と朝廷との関係である。文久二年五月、勤王派の藩士小河一敏が、島津久光・岩倉具視を介して提出した「朝廷への建白書」<sup>5</sup>が朝廷内で高く評価されて以降、同十一月に同藩は朝廷に対して比叡山掘割新溝の普請を提案、また同十二月には伝奏御用番野宮宰相中将の屋敷において八幡山崎台場の新築（後に中止）についての書付を受取っている。さらに、同三年一月には当主久昭が京都御所に参内し、同三月には大坂湾沿岸、そして同七月には京都猿ヶ辻の警備まで命じられるなど、朝廷に対して京都周辺の環境整備の必要性を説くとともに、それを実践している様子がうかがえるのである。

## 二 熊田藤助・清六父子

今回、豊後岡藩の大坂湾海防関係史料として紹介するのは、藩士熊田家に伝来し、現在、竹田市蔵（竹田市立図書館旧蔵）の「熊田家文書」の一部である。

熊田家は、本称が熊野田、もとは摂津国豊嶋郡熊野田村の領主であったとされる<sup>6</sup>。永禄年中（一五五八〜一五六九）に、熊野田隠岐守小野資利の息女梢姫が藩祖中川清秀の室となり、熊田家も中川家の御家人となったという。当初は、二七四〇石もの知行高を与えられ、中川姓を名乗ることも許されていた。

「熊田家文書」の総点数は、三三〇点。慶応二年から三年にかけて、当主清六（資直）による整理を経て、私製封筒に丁寧に保存されていたという。しかし、昭和八年（一九三八）に郷土史家に貸し出して後、貴重文書の大半が逸書してしまい、平成三年（一九九一）、熊田家にあつた残余を竹田市立図書館が調査・整理したものが現存している。

熊田家に注目するのは、冒頭で述べた岡藩による大坂湾沿岸の警備、すなわち「摂州湊川御固場出役」において、同家が重要な役割を果たしたからである。

熊田藤助（資俊、幼名総之助）は、中川平右衛門長発の次男として生まれ、文政五年（一八二二）五月に熊田家二〇〇石の家督を継いだ。同十年に組頭格、同十四年に近習物頭、天保十三年（一八四二）二月に御用人、嘉永元年（一八四八）五月に中小姓番頭、安政五年には大小姓番頭を歴任。同六月には、軍制の改革に伴って西洋法軍備取調御用掛、同十一月には武者奉行に任じられている。そして、文久三年四月十七日、出張先の大坂で「摂州湊川御固場出役」を命じられ、士大将として統括の任にあたり、同十二月二日、井上右門らに交替するまでの約半年間を勤めた。同四年二月には、城代格を命じられ、第一次長州征討でも指揮をとった。慶応二年正月には、再度「摂州湊川御固場出役」を命じられ、士大将として出張している。弘化四年（一八四七）八月に三十石、嘉永元年五月には七〇石を増加されるなど、藩主久昭からの信任も厚く、特別に「家老共席へ罷出」ることも許されていた。

一方、熊田清六（資直）は、天保十二年九月、熊田藤助の長男として生まれた。文久二年九月には、金五両二人扶持で、藩校由学館

定雇の句読師となる。そして、同三年五月、父藤助とともに「摂州湊川御固場出役」を命じられ、御旗宰判（御旗奉行）として旗足軽・手捕など七人を率いて出張した。この間の記録として「日課心覚」を残している（後述）。同年十二月、父藤助とともに持ち場を離れ、その後竹田に引き揚げている。

### 三 史料の概要

熊田家文書に含まれる大坂湾海防関係史料のうち、主要なものについて概要を紹介する。

（一）「條々（摂州固場出役心得書）」（熊田家文書四・（二）・一六）  
文久三年五月、藩主中川久昭から現地の熊田藤助に宛てて発給された判物。同六月六日、持ち場のうち摂津国花熊村（神戸市中央区）の福德寺において、御備頭から藤助へ渡されている（「日課心覚」）。持ち場での心構えをまとめたもの。藤助の許可なく、他藩士との交流を持つことが禁止されている点は、幕末の混迷した政治状況をうかがわせる。

#### （二）「演説書」（熊田家文書四・（二）・三）

藩主中川久昭から出役の面々に宛てて示された心得書。文久三年六月二九日、熊田万人を介して熊田藤助に伝えられたものと思われる（「日課心覚」）。異国船の襲来への備えを怠らないよう指示をしている点は、海防の現場の緊張感をうかがわせる。一方で、持ち場に陣屋が無く、民家や寺院を借り上げて宿泊していることに対し

て慰勞している点、持ち場を巡検する折に町家で飲酒することを禁止している点など、出役の面々の生活の実態が垣間見えて興味深い。

(三) 「日課心覚」(熊田家文書四・(二)・二四)

「撰州湊川御固役」に御旗宰判として参加した熊田清六の手記。記述は、文久三年四月十一日、御旗宰判に任じられるところから始まり、役目を果たして持ち場を離れ、翌四年一月三日に三佐(大分市三佐)に到着するところで終わる。表紙には「他見無用」とあり、本来は、自身の備忘のためだけに作成したものである。そのため「撰州湊川御固役」として派遣された藩士たちの行動や現地の様子が詳しく記録しており、大坂湾の沿岸警備を支えた人びとの動向を復元しうる好史料と言える。

詳細な分析は今後の課題としたいが、以下「日課心覚」からうかがえる、岡藩による大坂湾の沿岸警備の特徴について簡潔にまとめしておく。

まず、岡藩では、警備のために必要な人員や物資の調達、環境の整備に苦勞しているという点である。武器や道具はもちろん、警備に向かうための船も不足していた。また、現地では花熊村・中宮村の民家の小屋や蔵、付近の寺院に分宿していたが、飽和状態だったようである。

次に、京都猿ヶ辻の守衛担当者や大坂留守居だけでなく、兵庫の御出入船宿である伊勢屋源之助とも連絡をとり、政治・軍事情報の収集に余念がない点である。熊田清六は、自らも持ち場を離れて舞子や西宮などまで巡回・見学し、海防の現場の様子を記録している。

六月十五日には、伊勢屋の仲介で薩摩藩の蒸気船内を見学し、その威容に驚嘆している。

最後に、海防という重大な任務に従事しながら、観光や地元住民との交際に関わる記述が多く見られるということである。往路・復路ともに金比羅神社に参詣し、持ち場に着陣した後も、摩耶山天上寺、再度山、楠公社、須磨寺などを度々参詣している。もちろん高所から大坂湾沿岸部一帯の地理・地形を把握する意味もあったであろうが、それは大抵、食事や飲酒を伴うものであった。また、地元住民に誘われて、松茸狩りや宴会を重ねていることも注目できよう。たとえば、八月十六日、松茸狩りの際には、日が暮れそうになり戻ろうとする清六を引き止める者に対して「御固出張二而隠れ参り」と漏らしている。清六にとって住民との交際は、「撰州湊川御固役」の任務の合間に「隠れ」てでも行うべきものであったのか。彼のなかでは、任務を円滑に遂行するための潤滑油として必要なものと認識していたのかもしれない。それでは、一方の住民にとって、海防に従事する武士と付き合うことのメリットはどこにあったのか、今後の課題としたい。

#### 四 その他の史料について

「熊田家文書」には、以上の史料のほかに、現地での藩士間のやり取りを示す熊田藤助・清六宛ての書簡・通達類(「撰州御固出張一件」・二二・一三)や、現地の住民らから寄せられた贈答品等を記録した書付(「錢別到来覚(撰州御固出役)」・十一・九)なども含まれる。また、諏訪神社(神戸市中央区)の前にあったという遠

見所から見下ろして、持場の一部(生田川と湊川)を描いた絵図(「撰州御固持場之図」、四・(二)・一)もあり注目される。これについては、「日課心覚」の文久三年八月九日条に、田能村直入の養子順之助(田能村小斎)が、大坂から「図面」を持参する旨が記されており、このとき熊田清六のもとへもたらされた可能性もある。さらに、和田岬砲台の図面(「撰州兵庫津 和田崎御台場図」、四・(二)・二)も含まれている。これは、慶応元年十一月「和田岬石堡塔外甕壁之図」(神戸市立博物館所蔵)とよく似ているが、外郭部の出入口の場所など構造が若干異なっている。

なお、豊後岡藩の大坂湾海防関係史料としては、「熊田家文書」以外にも「伊藤家文書」(竹田市立歴史資料館所蔵)の「京都大坂其余風聞書并手紙之写張紙之写」が知られている<sup>10</sup>。これは、熊田と同じく「撰州湊川御固役」として出陣した戸伏宗親が、現地で見聞きしたことをまとめたものである。情報源は、やはり御出入船宿の伊勢屋源之助と推測されている。これらを今回紹介した史料と組み合わせることで、幕末大坂湾の岡藩による警備の実態について、海防を支えた地域社会との関わりもふまえて解明することができるのではないだろうか。

<sup>1</sup> 竹田市教育委員会編『中川氏御年譜』(竹田市、二〇〇七年)、文久三年三月晦日条。

<sup>2</sup> 沿岸警備の担当地域の変遷については、原剛『幕末海防史の研究』(名著出版、一九八八年)所収の表「大坂湾内防備の変遷」(一七九頁)、新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世』(神戸市、一九九二年)による。

<sup>3</sup> 岡藩の要員は、その後、文久三年十二月、慶応元年(一八六五)三月と八月、同二年正月と、少なくとも四度交代している。

<sup>4</sup> 針谷武志「安政・文久期の京都・大坂湾警備問題について」(『明治維新と西洋国際社会』、吉川弘文館、一九九九年)。

<sup>5</sup> 後藤重巳「外様小藩における勤皇動向・豊後岡藩と小河一敏」(『日本歴史』四四三、一九八五年)。

<sup>6</sup> 熊田家の由緒、ならびに「熊田家文書」の来歴については、竹田市立図書館『熊田家文書目録』の「はじめに」、竹田市史刊行会編『竹田市史 中巻』(一九八四年)による。

<sup>7</sup> 熊田藤助・清六の経歴については、「諸士系譜 五之一 熊田氏」(中川家文書一六一、竹田市立歴史資料館所蔵)による。

<sup>8</sup> 高久智広「慶応三・四年「御上洛御供中日記」にみる使番京極要之助とその家臣の動向」(『品川歴史館紀要』二五、二〇一〇年)でも、大政奉還直前の時期、京都詰め幕臣による交際の事例が取り上げられている。

<sup>9</sup> 兵庫県教育委員会編『兵庫県の台場・砲台』(兵庫県教育委員会、二〇一三年)。

<sup>10</sup> 『伊藤家文書Ⅳ京都大坂其余共風聞書并手紙之写張紙之写』(竹田市教育委員会、二〇〇一年)。

# 史料編

## 凡例

- 一 漢字は原則として常用漢字を用いたが、固有名詞など、一部原文のまま使用した。
- 一 かなは現行のひらがな、カタカナを用いたが、江(へ)・方(より)などの一部の助詞は原文のままとした。
- 一 朱書は、(朱書)と傍注し、「」で示した。
- 一 読解上、疑問は残るものの原文通りとする部分には(ママ)、推定判読した部分には(カ)を右傍に付した。
- 一 漢字で示した方がわかりやすい語については( )で右傍に示した。
- 一 解読が困難な文字は■、虫損・染損による不明の文字は□で示した。
- 一 文字が抹消されている場合は、二重線を重ねて示し、訂正された文字を行間等に示した。
- 一 翻刻については加藤明恵(神戸大学大学院人文学研究科博士後期課程)と添田仁が、編集は添田仁が担当した。

### (一) 「條々(撰州固場出役心得書)」(熊田家文書四・(二)・一六)

#### 條々

- 一 此度撰州固場出役之面々、万事不作法之儀無之様相嗜、末々迄堅可申付候事
  - 一 喧嘩口論致し候者は双方可為曲事条、末々迄屹度可申示候、譬傍輩之内意趣遺恨有之候共令堪忍、追而及其沙汰候、将又傍輩之内難事有之候節ハ互ニ相救可申候、勿論他所之事ニ候は一切立交り申間敷事
  - 一 公儀衆は不及申、諸家通行等之砌、無礼之筋無之様可致候、惣而礼讓厚相心得、往来之妨無之様可致候事
  - 一 於先元所之者ニ対し不謂儀不申懸、田島并竹本、野菜等ニ至迄一切取荒し申間敷事
  - 一 在番中、猥ニ徘徊禁之、他邦之参会一円致間敷候、若無抛参会候ハ、其旨熊田藤助江相達可申事
  - 一 攘夷拒絶期限之儀御達も有之候得共、別而昼夜無油断申合相守可申事
- 附、火之元用心、忽之筋無之様可相心得事

一 惣而進退周旋之儀公儀 御下知次第、熊田藤助受差図可励精忠候、若一己之才覚ヲ以猥ニ相働候共可為不忠事

右之條々堅可相守者也

久昭(花押)

文久三年五月

熊田藤助との

(二) 「演説書」(熊田家文書四・(二)・三)

演説書

一 此度御固場出役蒙仰候義、各同様武門之面目難有仕合ニ存候、就而は別而一和いたし、厚く信義を守り、諸事謹慎ニ有之度事

一 御陣屋之義は追々勝地ニ御造営可相成候得共、差寄中宮村并花隈村之内ニ而御借上相成候処、彼是故障之筋有之刺紙無理なる之通宿割出来致し候処、何れも手狭之義ニ候得共、誠ニ無余義次第厚可被致勘弁候、乍併大暑之時分、且荷物等委敷相分兼候旁以差支之程難計候間、不得止訳柄も候ハ、可被申聞候、此上咄合ニも可及候事

一 外夷之義は軍艦を以、昼夜・晴雨ニ不拘襲来可致も難計ニ付、兵器等取揃置、急変之節不覚語無之様互ニ無覆藏申談怠之筋無之様致し度候事

一 御固場専衛之ためニ候得は遠方江罷越候義は勿論、遠慮可致義ニは候得共地理不案内ニ而は自然之節不覚ニ候間、繰合可被致候巡見可被致置候、尤何方辺ニ罷越候段同宿之人江申置候様有之度事

但、着服ハ当時之形勢も有之事ニ付、陣笠・網代笠之類、割羽織并襦高袴・小袴立付之類着用可被致候事

一 右巡見之節町家江立寄、酒相用候義は堅無用可被致候、尤鋭氣を養ひ候為銘々旅宿ニ而質素ニ独酌ハ不苦候事

一 公儀御役人中は勿論、諸藩士并百姓・町人等ニ対し、我雜之義無之様、尚又宿亭主并家内之者へ心を用ひ、庭木并菜園之品等荒し申間敷、且買物代・茶代等不束之義無之様、従者等へは別而厚申示置度事

但、銘々従者用事無之ニ猥ニ徘徊いたし候義并他之旅宿ニ罷越、長座致間敷候事

(三) 「日課心覚」(熊田家文書四・(二)・二四)

文久三年夏五月蒙 命撰州御固場出張

他見無用

日課心覚

文久三年夏 撰州御固場出張被  
仰付候節



一 四月十一日朝早天、辻平馬殿方面談致し度義候間、拙宅江罷越候様申參候、則參り候処、平馬殿口上

昨夜月番面談ニ而 御上ニも撰州湊川方武庫川迄之間御警衛被蒙仰、右ニ付御人数御指出之儀、年番藤四郎殿長張之筈なれとも奉行職も今朝出立、旁御勝手方、且政府心配之条も有之候間、（正由）静衛殿御歸り被仰進候間、更代ニは静衛殿・藤四郎殿名代ニ御遣し可被（由）口、夫迄之処藤助在京之事ニ付、番下御指登可相遊、左候ハ、番下名代として番下引纏出張可仕御内達也

一 同日、惣出仕也、右之節大小姓ニ御内達有  
一 同夕、平馬殿方左之通申參る

今朝御内達申置候之儀、先元ニ而は御旗才判被蒙仰ニ而可有御座候、此段御内達申候、返書遣す

同日

一 御旗小頭多田左右衛門參る、御内達御座候由、粟生組也  
一 右ニ付用意事致す  
一 同日、右馬允殿御武器拝借之相談致し候処、表向不被仰付而は不相成と答有  
一 物頭野殿弾藏ニ御内達有之候由  
一 追々ニ火術役御内達有之  
一 五郎太・新太郎・彦太郎等やとひ少々宛細工物致す  
一 大小引はた、水主増吉ニ頼出来す

同日不覚

一 御備帳草稿、御月番御下ケニ付、御廻し申候と和田庫之助方廻り来る、写別ニ有、略す  
一 廿八日、御小姓人数揃いたし度、暇願出候ニ付、月番藤四郎殿ニ申置

一 五月四日、月番静馬殿、別紙之通申參る

先月月番へ被申聞候御固出役人数揃之儀、当分人役留中ニは候得共、此節之義は承届候、尤日限は前以可被聞候、以上、返書遣す、大小姓ニ伝る、十二日ニ出会いたし、日取極候筈

○ 一 同月八日、御用召ニ而左之通被仰付

五月八日

中次

熊田清六

一 其方儀撰州御固御旗宰判士出張被仰付候、日限之義ハ追而可仰付候

一 右ニ付、月番ニ御礼ニ行

一 同九日、別紙之通古田小膳を以指出ス

口上之覚

一 撰州御固場御旗宰判出張被 仰付難有仕合奉存候、右出張之節何卒纏槍為持申度、御旗指揮仕候ハ、第一進退引廻等之目印・諸軍引廻等之目印とも相成候事二付為持申度、依而老<sub>下</sub>人持人<sub>上</sub>御渡被成下候様重々奉願候、此段御賢慮被下候様奉願上候、以上  
 「纏槍為持候二不及候」

五月九日

熊田清六

同日、月番へ出ス

口上之覚

一 出立之節何時二何方へ相揃候や  
 「付札<sub>(朱筆)</sub> 当朝七時七里馬場へ相揃候様可被相心得候」  
 一 出立之節撰人御貸人銘々宅二出候や  
 「銘々宅江罷出候筈二候」<sub>(朱筆)</sub>  
 「銘々宅へ罷出候筈二候」<sub>(朱筆)</sub>  
 「元々役可被承合候」<sub>(朱筆)</sub>  
 一 小荷駄ハ於揃場二相渡候や  
 一 用心金何方御渡二相成候や  
 一 御旗蒔は御武具方二而出来、私手二而蒔候や  
 「御武具方二而蒔、同処方小荷駄付立之筈二候」<sub>(朱筆)</sub>

一 御旗持人如何や

一 御旗・具足・小荷駄何方へ御渡や

「御武具方二而蒔、同処方小荷駄付立之筈二候」<sub>(朱筆)</sub>

一 貝太鼓ハ私受取相渡候や、又次郎・半蔵請取候や

「又次郎・半蔵手前方御武具方へ掛合請取可申候」<sub>(朱筆)</sub>

一番指物何格之を用候や

「其身役之番指物可被相用候」<sub>(朱筆)</sub>

一 藤助乗馬於先元御渡二相成候ハ、口捕も於先元御渡二相成候や、是表方召連候や、是表方召連候ハ、何某と申事前以御沙汰被下候様奉願候  
 「元々役可被承合候」<sub>(朱筆)</sub>  
 「不及用意候」<sub>(朱筆)</sub>

一 上下袴火事支配持参仕候や

右之段奉伺候、尚追々心付候儀奉伺候、以上

五月九日

熊田清吉

一 御旗組今朝被仰付候旨二而朝参る、盃出す

御旗組

伊藤廣左衛門 三田代寶十郎 小頭  
 羽田野徳人 後藤忠左衛門  
 矢野武治太 高森菊之助

同日

一月番二出ス

口上之覚

一 私儀此節撰州御固場御旗宰判出張被 仰付難有仕合奉存候、然る処未武器類用意出来不仕候二付、何卒左之品々御武器拝借仕度奉願候、此段宜敷御賢慮被付被下候様奉願候

「聞届二成、御武具方へ掛合候様被仰渡」<sub>(朱筆)</sub>

六刃玉鉄砲 老挺

但、雨袋共

一 従者刀 壹本

一 同 笠 御貸人分

一 同 脇指 同断

一 天幕 御定程

一 陣幕 御定程

一 六口

五月九日

熊田清六

口上書

一 此節湊川辺出張罷出候様被仰付候処、私始メ小荷駄口付迄拾人

二 相成申候処、右人数へ小荷駄壹疋御渡被成下候へとも、壹疋

二 而は甚当懋難渋仕候間、此上壹疋御増御渡し被成下候様候ハ

、難有仕合奉存候、此段奉願上候、以上

五月 一聞届(朱笔)二成

小頭 多田奎右衛門

覚

一 御旗 式流

一 御旗竿 式本 三本ニ被成下度

一 同 横手 同 同断

一 くるめき 式

一 納繩 式筋

一 手捕縄 式筋

一 扣繩 同

一 矢木杖 式本

一 小まくら 拾

一 大太刀からみ 六 ○丸四口之分は御旗組手捕共ニ候所、人

一 上帯 六 罷出申候間、御渡し不被成下而は御用

一 陣笠 六 弁ニ懋敷差支申候

一 御旗具足 六兩 ○印四口之分は先達而御旗奉行方願候趣

二 付、有無之御沙汰御旗奉行可被成下

候 一〇印四口不相成(朱笔)

一 御旗具足櫃 壹 候 一此は薙(朱笔)

但、泥台共、尤当所ニ而行軍習式之節ハ持人受取申候

一 御旗わく

但、れん(通)しやく(策)共、是ハ御渡被成下候方御用弁宜敷御座候

五月

二三通り宛御武具方ニ而用意ニ成との返答也(朱笔)

口上之覚

一 別紙之通申出候間、宜敷御賢慮被付被下候様奉願候、以上

十一月九日

熊田清六

一 十日朝六時前、大坂方差込飛脚達ス、去ル二日夜、御留守居御呼

出ニ而早々御人数御指出厳重相守候様御沙汰之趣申参候由、尊大人

様方右之趣御手紙参る

一 右二付、外川静之允を呼御番下極内分伝ル、外々へも極内分為心

組伝候様申聞置

一 渡邊五郎太、同氏彦太郎雇武器類集る

一 昼頃出殿、月番月番尋置候儀如何や尋る、返答有、前願書之処朱書二而書込置

一 森本弥次兵衛出殿二付、御武器拝借之義相尋候処、未御沙汰無之候二付今日は出来可致と也

一 大岩吉右衛門出殿二付、用心金之処相尋候処、此節は於役所相渡旨返答也、渡方出来いたし候ハ、通達可致間、番下之方二も相伝候様話也、又組合小荷駄は何某宅二出候様申出候様と也

一 御旗組方願御返答之趣御伝る、小頭杢右衛門呼二遣候処、不快二而名代高森菊之助来る、申伝る、又矢野武治太様子聞二来る二付、話し置、且又持参物等篤と相談致し候様申置

一 出立廿五・六・七日之内様子也、右は願成院日相撰候様御沙汰之由

一 十一日、辻氏方別紙之通申参る、返書遣ス、尚又小嶋彦左衛門へ手紙遣ス

熊田藤助并組士、此節出張二付用心金来ル、十三日於御銀方相渡申候、尚又式お方大坂払代金格別二操越、右同日土相渡渡二相極候間、一同請取候様可被仰渡候、以上

五月十日

尚々本文之趣熊田清六へも可被仰伝候、以上

辻平馬殿

安西勝馬

別紙之通申参候間御伝申候、且又御番下へは小嶋彦左衛門江別紙之趣相心得、御番下一統へも相伝候様被仰遣可被下候奉願

候、以上

五月十日

熊田清六様

辻平馬

一月番方別紙之通申参る、返書遣ス

其元撰州御固場出張、来る十七日暁七時、七里馬場へ相揃出立可有之候、尤父藤助番下引纏可被罷越候、以上

五月十一日

熊田清六殿

中川静馬

一 右二付小嶋彦左衛門へ右之手紙を添、別紙<sup>左</sup>て申遣ス

別紙之通被仰付難有奉存候、右二付万端御世話等二可相成以参可申上候得共、不取敢愚札を以申上候、早々、以上

一 学館は故障二断

一 辻氏方呼二参候二付<sup>以候宛</sup>、大小姓方拝借状指出候二付、元方当番安西江持参いたし頼呉候様沙汰、自身不快二付相頼と也、且又代銀上納馬四疋相渡願候二付、右も一同二出し呉候様、拝借状は取計用二付、添状無之而は相成不申候へとも、一応御評議被下出来いたし候得は、早速可差出と話候様沙汰也、其俣安西へ参話置、御勝手二而評儀難出来候へは月番へ御相談被下候様申置

一 加澄仁右衛門・宍七郎へ留守中銀札等之事御頼被遣候二付来る、相談ス

一 小頭左右衛門来る、御旗・手捕具足之儀再応願呉候様上伊織様・粟生九郎兵衛様方も御願之筈ニ御座候間、再応願被下候様申聞る、右は古昔は仲津御城取ニ相用、且近年は河内谷ニ而藤四郎様甲冑調練之節、揚り屋敷ニ而平右衛門様御調練之節、中野ニ而但見様御調練之節相用候事ニ付、何卒相用申度、調練よりハ此節重き事も有之、急成之時之御用弁第一ニ付、是非共願呉候様申聞承知致置

○印之処ニ入

一 〇〇市万田方御雇人来り候由ニ而学館ニ澄之丞連来る

具足箱太右衛門、槍文太、雨具持龜太郎、草履取福五郎、口付熊

太郎、十六・七日頃調練致候間、其節委細申聞と申、書返ス

一 撰人追々ニ来る

十一日

一 澄之丞参りたかるニ付、望取は六ヶ敷可有と申候処、やり持文太村之者ニ付帰り話合度と申、右話合出来致候ハ、連可仕と申昨日返ス、今日出勤相談出来いたし候旨申出る

一 十二日朝、雨具持龜太郎不快ニ付、同組丈助と申者を雇候間、御召列被下候様願出る、相對振替之儀ニ付、即刻ニは返答不出来と対する

丈助曰、私は近戸近藤様御出入ニ付、御願<sup>御座敷を以</sup>〇〇杉村白仙様へ御願申上、江戸へ御供仕候由申、別条は有間敷候得とも相對振替ニ付、杉村様へ御尋申、返答可致旨答置

同日

一 杉村白仙、おらく療治ニ来る、尋候処、同氏君今参り相對振替ニ付、御沙汰御尤ニ候間、宜敷御頼被下候様頼ニ参候間、宜敷御頼申

と也、右人物は至極実躰、しんぼう宜敷、江戸ニ而在番仲間一番と被言候位、且一扁も遊所等ニも不参、仕末宜敷者ニ付、白仙人物之所ハ請合と也

同日

一 市万田方雨具持 不快ニ付、私替りニ当り候間、柄納ニ参候旨申参る、尋候処 不快ニ付人役方<sup>も</sup>替り出候様ニ而御供難出来旨申上候処、代り之者出し候様御沙汰ニ付、門取候処、私当り候ニ付、人役方へ罷出候処、此方様ニ罷出候様沙汰ニ付罷出候旨申出る、承知いたし置

一 学館出勤、昼前引取、前件之義頼置

一 別紙之通、出殿月番江出ス

口上之覚

先達而纏槍為持申度旨奉願候処、不及為持との御付札被成下奉畏候、右は全奉願<sup>何</sup>候儀ニ無御座奉願候義ニ御座候、先達而も奉願候通、進退且諸軍入交候<sup>前</sup>段之目印とも相成、且人数集候節之目印とも相成候義<sup>二</sup>ニ付、何卒為持申度、持人御渡難相成候ハ、草履取ニ為持可申、尤候ハ、持人御渡ニ不相成候而相濟申候間、何卒為持申度、此段奉願候、右之段宜敷御賢慮被付被下候様奉願候、以<sup>(末)</sup>上 自分家来ニ為持候義勝手次第口達

五月

熊田清六

口上之覚

一 郷夫

四人

右は藤助武器持人として御渡被下度、右は藤助従者先元ニ五人

参り候二付、右人不足仕候二付、何卒御渡被下候様奉願候、此段宜敷御賢慮被付被下候様奉願候、以上

五月

(朱筆)  
「此節御聞届口達」

名

右者不相成候ハ、代銀上納ニ而も宜敷、夫も不相成候ハ、馬御渡被下候様口上ニ而申置、評議之上返答可致と也

一 今朝方番下之面々段々入来

一 牧達助居残被 仰付、悴槌藏名代として被仰付

一番下方井上俊藏・馬淵小源次外御用ニ而居残被 仰付候段、如何成訳ニ御座候而御軍役方重き者無之と相心得居候処、此節兩人外御用ニ而居残被仰付、外方方彼是申候事も有之候二付、辻様へも申上候、御引纏之事二付、右之段御尋申と也、小子返答ニ~~不出~~来何事も不承候二付、月番へ尋之上返答可致旨答置、月番江右之段成程尤ニ被存候間、御尋、且兩人共外御用と計ニ而何之御沙汰も不畏候二付、何分返答も難出来、右等之処何も不承知・不気伏之様ニ見受申候、成程尤ニ存候、且右不気伏ニ御座候而は重き此節之御役不束之、私先元迄引纏候儀無覚束、藤助と違、私~~引纏~~は引纏無之、不心得之事多有之、存寄通申候而も気受如何やと心配仕候、此節は自分之面目計ニ無之御上之御外聞ニかゝわり候儀ニ付、其段深心配仕候段申上候処、御尤ニ被存候と也、俊藏義は外御用之儀は明而難申、小源次は郡奉行之御役所差支ニ付御免ニ相成申候、右は藤八郎居残可申候、是ハ藤四郎殿頭組ニ付、此方は難指出、外役場と違、郡奉行役所は介ニ而飛込ニ而は当時も久々ニ而、在中御軍役人夫出之混雑中~~中~~も難相勤可有之、左候ハ、兩人之内ニ而は小源次居残之方順々可有之、官事

無撰筈ニハ候得とも、太平之余幣<sup>幣</sup>御人は無之、御軍役不勤と申ニも無之ニ付、右之通被 仰付候旨被申聞、且藤助様之処ニは右之所委敷可致文通と也、右ニ付又曰、藤助ニ候へは宜敷候得共、私申候而は必定小源次は郡奉行ニ昇進被 仰付可然と可申、其節私ニ而は強申候而も氣請如何と乍心外心配仕候間、御月番様方十五日出仕之節御直之御沙汰被下候とか、御手紙被下候とか被成下度願候処、評議之上返答可致と也

一 御旗組方願出之趣申候処、右は九郎兵衛ニ申聞置候、御旗・手捕と申ハ元役之者、近年中澤致、右様ニ相成、一昨年之頃御長柄と同期二相成候へとも、御長柄組之方ハ古くも有之候、乍去一昨年同席と相成候事ニ付、御長柄組同様之品相渡候様指図致置候、此儀所々へ御人数御指出之節、此度相渡候へは必例ニ可相成、尤候ハ、御武器足り不申、先日九郎兵衛方不相成候得は御長柄同様之品ニ而も御渡被下度との義申出ニ付、夫を以考候得ハ御弁用計とも不被考、戦争之時は始終旗さし候而計りも有之間敷、戦乱等之節其品を取着用致し候様と~~之~~其位之御不弁沙汰也利は宜敷可有之也<sup>也</sup>の沙汰也

一 左右衛門来るニ付、右之段話置

(朱筆)  
「口葉入」

一 静馬殿話ニ御番下之面々惣人数、鉄砲、胴乱等拝借願出ニ相成、聞届置ハ候へとも如何やと話也

一 右ニ付、御面談申度儀候間、明朝五時迄ニ拙宅へ御来駕被下候様御願申候と廻文出し置

(朱筆)  
一 辻氏方別紙之通申参る、返書遣ス

別紙之通御伝申ス、且又御番下一統へも相伝候様小嶋彦左衛門

へ御伝達可被下、以上

五月十二日

清六殿

平馬

五月十二日

安西勝馬

別紙之趣熊田藤助番下へ被仰渡候様、且熊田清六へ御伝可被成候、以上

五月十六日

辻平馬殿

安西勝馬

此度御固出張之面々御貸人并撰人、出立前日夕七半時過迄銘々宅へ相揃候様人役方方掛込申渡候事

但、留守居仲間、小荷駄も同断之事

一 小荷駄并雨具持等組合之分は何某宅出と申義人役方へ申出候様、尚又御筒持人何方出と申義申出候事

一 自他共諸入用運送方方大払之事

一 御側物頭方以下御家人迄、出立当朝并昼弁当迄自分用意之事

但、自分家来も同断之事

一 撰人・御貸人・郷夫等之分は出立前夕方翌日昼弁当迄焚出被

下、七里馬場二而相渡候間、前夕七半時、同所二而食事相仕廻、

銘々宅へ罷越、翌朝又々七里馬場二而食事相仕廻、弁当請取出

立之事

一 乗馬并小荷駄飼料、出立朝并昼迄之分七里馬場二而相渡候事

一 出張之面々出立、出夕方元々役碧雲寺へ相詰、諸事差計候事

但、人役方も同断之事

右之趣御心得可被成候、以上

一月番方別紙之通申参る、返書遣ス

面談之儀御座候間明朝六半時 御殿へ可被罷上候、以上

五月十二日

熊田清六殿

中川静馬

十三日

一 五時頃揃、昨日静馬殿咄之趣伝る、大小姓一統何も口薬入・胴乱等は拝借不致、鉄砲十二挺拝借、兔二角間違二可有之、鉄砲之両袋は拝借、乍去右様不評伴等有之候ハ、甚不宜、先達而之御酒頂戴も有之候事、拝借止之方ニ話合ニ成

一 五半時、出殿、静馬殿二面会ス、先日願置候両条聞届ニ成、前願書之処ニ認置通

一 御旗手捕着具は御長柄組同様之品相渡ス、右之趣御旗奉行ニ相伝置候間、心得候様と也

一 俊蔵・小源次外御用之義、俊蔵は外御用之条は

御上二伺候処、外御用と計ニ而御沙汰無之、十五騎之御定二候ハ、宍人式人は少々而も宜可有之、小源次先日老話候通、其段相伝候様、夫二而も不承知二候ハ、其段申聞候様拙者存寄有之と也、乍去俊蔵之義は先日之話とはちかう也

一 役所二行、用心金大人之を五両、自分のを老兩三步請取、又大坂弘式歩方之切手請取

一 昼後、御武具方二行、自分用鉄砲壱挺兩袋共、刀壱本、脇指四本、

幕片々天幕八枚、唐人笠四ツ拝借、受取手形出し置

一 御旗組用手形出ス、戸伏織左衛門組糸水友之助を雇出ス、兩人改  
る、手形は左右衛門名前二而拙者二当る、拙者名前奥書ニ御武具方  
二当る、別紙扣奎右衛門処二有、七時過引取」拙者処ニも扣置、

別帳有

一 数馬殿ニ暇乞二行、雨乞二行、酒出る、夜二入引取、下木二行、

九時過帰宅

十四日

一 武器入組致ス、別紙品付有

一 昼後、井上・阿坂・上中崎・吉田・朽木・佐藤・高井・菅・赤野・  
衣笠ニ暇乞二行、高山二行、酒出る、夜二入帰宅

右は野殿宗之助を離盃ニ呼候間、一同ニ参り呉候様沙汰有る也」

一 今日御武具方へ小頭呼出し、入組致し封印付置候由、少々手形間  
違之処有、切継書込候由

十五日

一 出仕当日御礼申上

若殿様御名代也

一 昨日、旗具は一式、織左衛門出入組候由

一 陣鍋は大坂渡之由

一 御達之儀候間、今夕七半時出仕いたし候様、佐藤三郎左衛門方申  
参る、何れも也

一 市万田組役人御貸人弥助大病ニ付、代り愛五郎と申者召連来る」

是者御旗組雨具持也

一 槍印十八人分御武具方二而請取、壱人前二枚宛、大人様・小子

兩人分留置、御番下へ廻ス」

一 夕七時二出殿、御目付へ届

一 静馬殿ニ参弊、壱拜伺致置、又十七日人老人借用致置

一 夕、御習書書院へ何レ茂相揃候様御目付嶋之丞申聞る、弾藏始、  
士中不残揃、以下はたまりの間ニ揃

一 若殿様御入二而

御意 御父様被仰候筈之処、御不揃ニ付、是方申付る、此節は何  
も大義と之御意有、又出張ニ付御懸之御意有、御意之趣別紙ニ写ス、  
心得跡ニ而月番左之通申聞有

是節出之張、急劇之場合、御手当且下々御世話不被為行届、深々  
被遊 御心勞候、乍去衆心いたし、忠心相勤候様、留守中老人・病  
人可有之難渋之而も可有之候へとも、同番親類共方筋々へ申出候得  
は御世話可被為有候間、懸念無之様と也

一 御意之写拜見被 仰付 若殿様御代筆也

一 御用人達し 此節出張被 仰付候ニ付、格別之思召を以御酒頂戴  
被 仰付

一 士中は御居間書院二而一席、以下は溜の間二而一席、御吸物・御  
台・肴・御さしみ也

一 若殿様御入有而 御意ニ弾藏始何レ茂麓末之酒遣ス間、くつろぎ、  
ゆるりと之 仰也、兩御用人御間ニ出る

一 御肴以下迄一様之由 若殿様 御間被成下  
一 夜五時半頃、引取帰宅



十六日 晴

- 一 御目付の御達二付、四時出仕いたし候様申参る
- 一 荷仕舞致ス
- 一 四揃出仕、九ツ時過二月番方達し、左之通

(空白)

- 一 下り二藤四郎殿、秋次郎殿、左門殿、鶴次郎殿、純順法二暇乞二行、八過帰宅
- 一 八時半頃方高上町学館、碧雲寺、御墓方八圓福寺、赤松・熊田・伊藤・古田二行、七半前帰宅、小膳二留守世話頼置
- 一 届は仁右衛門二頼、御目付届は小膳二頼
- 一 御旗・雨具持参る、此内罷出候折、脇指持参之義御尋申上候処、持参二不及と御沙汰二付持参不仕、左右衛門様御宅二罷出申上候処、此方方渡品無之と御沙汰御座候、如何仕候や申出る、最早夜四時頃之事二付、帰り而都合も出来難仕御尋申上候と申出る、右は清六御貸人と申二付、左様対置候、御旗と初方申候へは持参致候様申聞候心得之処、何故左様申候や、定而間違可有之、最早夜二入候事二付、此方方可相渡と申、拝借之品壺本渡ス、拙者御貸人定助持参二付、あまり出来二付而也
- 一 加澄仁右衛門へ諸事頼
- 一 段々入来有酒飲
- 一 十七日 晴、風有
- 一 朝八時過出立、七里馬場二行、一番也、追々御目付見廻有

- 一 人役且運送方之都合出来いたし候旨申出有て、一番拍子木打人数揃、二番二而行列立、三番二而押出ス、挟田庄屋前二崩ス、但貝之筈に約束いたし置候得共、静馬殿拍子木可然沙汰二付、右之通
- 一 秋次郎殿、静馬殿、藤四郎殿、右馬允殿行るゝ也
- 一 見物人多し
- 一 御備帳之通り二押、小荷駄は銘々あとに為行候
- 一 挟田庄屋前二而法被・唐人笠ぬかせ馬二付る、又長持二も付る、拙者大股行同断、自是勝手次第二行
- 一 田中二九時前着、御番下一同と酒飲、宿方勝三郎家来を連、弁当持参る、手紙遣し帰す
- 一 八時前田中出立、三木圓八宅二より砂糖水飲
- 一 犬飼二七時半頃着、富田や浦助方へ着、此処熊田藤助着、上下拾式人と宿札有、荷物等此処二有
- 一 御槍・具足・小荷駄、急二持人二相成八人持、右人数宿無之二付、右を御屋敷と申宿都合ス
- 一 右途中二而熊田清六宿、上下六人と有之二付、御屋敷二而右尋候処、熊田藤助十九人、清六六人と書廻し二付、故人人数を友カを二ツ二分、清六一宿二都合いたし置候旨二付、荷物等も富田やへ積込候二付、同やへ泊り度旨申候処、十式人二候ハ、人数も同し事二付、右二而可然、右之都合二可致旨対る
- 一 此事間違、三佐二而思付、十三人也、依而運送方二相談し、壺人前小子手前方之手紙を送る、右送り方林蔵二頼置
- 一 宿方酒肴出ス、汲物も、肴、さし身、井等也、丁寧也、めしなとも丁寧也
- 一 大小姓段々入来有

一 御旗具御屋敷ニ預る

一 御医師之処ニ而藥煎し候間、取ニ參候様申聞、うつゝに聞、其俣眠る、依而は不遣

十八日晴

一 朝、野殿氏ニ行、話合致す、組船野殿と同船、屋形付、荷物舟は別也、船頭昨夜参り申聞る、船組<sup>クミ</sup>彈藏從者不殘荷物は別、清六下人藤助荷物物船老艘、藤助從者不殘、御旗組<sup>クミ</sup>御旗具一式、清六從者并荷物と有、乍去藤助從者少く有之ニ付、清六從者一同乗船ニ而は如何や尋候処、不指支趣ニ付、左様ニ致す

一 槍・具足・手道具は自分之処ニ乗る

一 酒は野殿取計、肴は小子取計、跡ニ而割合之筈、酒飲ム、船頭ニ兩人方酒価として五匁遣ス

一 九時過頃、三佐ニ着、伊与や へ宿、是元ニ而は宿一軒、下宿

二 軒有之ニ付、伊与やは広々も有之ニ付、野殿へ申一軒ニ致ス

一 熊田藤作見物ニ行

一 井上右門・田近周之助・草刈敬輔下りニ而、是<sup>上</sup>上<sup>下</sup>返宿屋ニ居分れ候ニ付、尋ニ行、今夕乗船ニ而帰り之由

一 右門殿、誠ニ藤助杯ニは十日頃帰竹、御同道ニ而兵庫へ御出之由ニ付、定而御出ニ而可有之、攘夷も跡十日ニ江戸表ニ而被仰渡之筈、諸家様御人数悉登り候、此方杯御人数は何故ニ不登や、日々相待候由、定日十二・三日之内ニは出立可被仰付と何も存居候ニ案外之事、今回京師杯ニ而は陣笠計かふり居候由、今日ニ茂戦争相始候様子之由

一 周之助話ニ長州様ニ而夷船御打払之由、只今承り候由

一 右門殿ニ手紙頼

一 松本平学殿ニは川舟ニ而出合、行違

一 林蔵来る、小松屋方酒肴到来、段々入来有、御番下尚皆御出、外も大かい入来、火役<sup>レ</sup>術手伝も入来、火術役は入来なし

一 嘉永丸と云船ニ乗船之由、船組は小子并從者、大城道一從者富田篤弥・野口軍八・高浪九郎次・東平八、雨具持兩人、<sup>大砲持人</sup>雨具持七人、都合三十七人 雨具持之筈之処、乗船之上大砲持人ニ替間違と見由

一 船頭来る、明朝荷物積込御都合ニ被成下候由申

一 御筒持人不參心得之舟組ニ付、船不足致し候ニ付、急ニ一艘増方ニ相成、右ニ付明日昼食迄宿方焚出し、夕飯は船方焚出しニ付、左様相心得候様武助申聞る

一 御旗具は奉行ニ頼、御役所ニ預、家来加勢として遣ス、左右衛門才判ニ遣ス

一 此節乗船する嘉永丸船頭来る、荷物之事等話し置、龜や金左衛門と申者之舟之由

一 夕、林蔵来る、一盃飲、川濤ニ納涼出る、林蔵茶をもらひ来る、飲、九郎次・軍八・作介・九郎次納涼ニ出る、話し致し、初更過帰宿、休息ス

一 御品入替等致ス

一 御品入替等致ス

十九日晴

一 朝五時頃、船之者来る、荷物遣ス

一 調物致ス

一 御旗具は御役所方取下ケ、船ニ積込、昨日之通家来遣ス、左右衛

門二才判申付

- 一番下之面々入来有、野殿氏二行、又小嶋氏二行、熊田藤作入来
- 今日同逸船之面、今日沖二出、御造酒上ケ可致旨相談す
- 一 昼後出立、御屋敷二届、御目付藤作二暇乞二行、八坂山権現参詣、此処二而家来源次郎腹痛病二付、大城道一参詣致居候二付診察頼、富田篤弥針立る、薬服用ス、大分宜敷二付家来丈助と澄之允付置、先二行

- 一堂見堂少シ手前二而同船々面々一同二御造酒上る、家来も上る、店二而風呂呂借、湯をわかし入湯ス

此節同船之面々左之通

- 熊田清六・藤助下共十三人、大城道一上下三人、富田篤弥、高浪九郎次、東平八、野口軍八、雨具持兩人△大砲持人七人、合三十七人也 △御旗組小頭雨具持共八人
- 一 船は嘉永丸と申て三百四十石積也、此節天恵丸・寿福丸・瑜伽丸・徳寿丸・三栄丸・来寶丸・嘉永丸、都合七艘也
- 一夕日入頃乗船ス、船中二而御造酒上る

廿日夕立

- 一朝四ツ時頃、東平八之次男舟二来る二付、宿へ之言伝致
- 一同時出船、老の洲之辺二而洲二乗掛る、乍去都合宜敷追風有、行
- 一 八時頃と思頃、雨少々降、風立追<sup>候</sup>大雨と相成、船中もる
- 一 野口等ハ悉くねる也、舟二よわき物は犬悦する物も有
- 一夜二入、逆風と成、八時過いかりを下ス、芸州カムロノ沖二繁船

廿一日 行程三十六里程

- 一朝五半頃出帆、逆風二付まき<sup>(間切る)</sup>る、予州之方二行、五々嶋沖二繁<sup>(興居島)</sup>船行程八里程

- 一 此節乗組之面々一同二朝中夕酒飲有、毎々は不記、毎日也
- 一 乗組之面々相談之上、船頭并船方之者酒三升程遣ス
- 一夜四時頃、逆風<sup>二付</sup>二而北泊と申所へ繁船<sup>(船)</sup>・下<sup>△此処二人入る</sup>り宜敷見ゆ、下り舟多く見る

廿二日 薄曇、晴交り、夜雨

- 一 逆風二付、北泊二滞船、度々酒飲有
- 一 船中枕引、或ハ脚押・手打等色々遊す
- 一 昨日船方へ遣し候酒、小子之調置候酒遣し候二付、今日富田・大城・高浪・東・野口・足軽七人方九分宛出札有、又大城と兩人、富田等之酒五升之組合二入、三匁四分宛出ス
- 一 昼後、四国地方江蒸氣船一艘達見ス
- 一 富田・高浪・東・野口・大城申合、老朱宛酒肴調用として出置

△

廿三日 晴曇、夕小雨、逆風

- 一朝四時頃、北泊出船、高濱へ繫船、昼前也、此処瑜伽丸・寿福丸・来宝丸三艘、此処二繫船也、熊本之舟も有
- 一 髪月代致、宝十郎二頼ム
- 一 八時後、揚陸、四国八十八ヶ所札所大山寺<sup>(山)</sup>ニ参詣、高濱方十式丁也、又大山寺方延明寺と云ニ参詣、大山寺方十八丁有、○軍八・道一・杵右衛門・武弥太、其外段々従者行也 ○途中山ヲ越、田有、道路鴻多シ、延明寺門前之松ニは巢ヲ掛、子ヲ生し居ル

一 帰り二三津濱云町二行、途中兩所塩濱有、又松山侯之船庫有、三津濱町は竹田町方（船分）廣し、調物致二鳥目一錢もなしと対札通用之由申ス、依調物甚致しにくし、松山嶋多し、道一松山嶋を調る、夫方高濱町二来、入湯し寿福丸二行、野殿・浦邊と話し致し、一盃取替し、来宝丸二小嶋始乗組居候二物申、日暮前帰船

一 此処二而三佐舟之下り一艘を見、声を揚尋候処、嶋田重藏・佐藤兵右衛門と對、テンマニ乗船押行候処、右兩人ニ法華津嘉五郎三人乗也、大坂之模様尋候処、静衛殿一同、十八日ニ乗船、同夜二出帆之由、十三日ニ着坂、其節士人杯は兵庫見分方御歸り之由、当分在家御詰上掛合ニ清澄忠兵衛参り居候処、同人歸り候ハ、又々士人杯御出之御模様二付、当分は定而御出二而可有之由咄也、大岩小五郎一同ニ着坂之由

廿四日 曇晴

一 四時頃出帆、逆風二付真切、よ州鹿嶋明神之嶋、北條之鼻ニ繫船、行程六里程

一 八時頃、碇を揚、追手始て少々吹出ス、夜五時過風止、大濱ニ塩懸、行程九里計

一 申合段々たこ調る、小子二疋調る、一疋従者へ遣ス

廿七日 晴、暑氣強

一 夜月の出八時頃、出帆、逆風間切、斎宮灘を行

廿五日 曇晴半天、雨も交る

一 暁八時頃出帆、日出頃火打灘ニ入開ニ而通船、昼頃風止、金嶋と云嶋有、此処ニ而塩出合処也、自是引塩ニ乗し、廿八日暁七時頃、高見嶋沖ニ塩懸、此処方四国富士遙ニ見る

一朝六半時頃、斎宮灘中ニ繫船

一 九半頃出帆、東風間切、七半頃御手洗湊左二見、久留嶋瀬戸（瀬戸内）を通船、芸州大崎嶋弘法下ニ繫船、行程十里程

廿八日 晴

一 四時過出帆、九時前多渡津ニ繫船、行程

一 大崎嶋弘法下ニ清水有、舟之者汲、篤弥・柰右衛門一同てんまニ乗船、弁四郎（船）二ろを押せ、水吞二行、誠ニ明水也、獵船等多く汲を見

一 此処ニ瑜伽丸繫船、何も金比羅参詣之由、甲斐圓平残り也  
一 同船一同、金比羅参詣、御旗組四人、従者之内道一下一人兵四郎、悦次郎残、平兵衛ハ途中方

一 今日鯛を調る、連中申合也

一 多渡津湊は波戸有、大船数艘繫船也、町屋随分繁華也

廿六日 雨天、無風

一 暁天、解艦出帆、櫓こいて通船、朝五時頃（水江）のへ〇めばる崎之間ニ塩掛、此処迄式里半計

一 金比羅参詣道路、水茶菓子等を売店有、老里半と申処ニ而休憩、茶ヲ飲、果子を食、夫方老里半有、都合三里也、八時頃参着、入湯ス、町繁華也、宿屋・茶屋随分大造成家造也、遊女屋も有之、琴鼓之声処々ニ有

一 御宮大造也、石之玉垣、石灯笼立波也、石灯笼之數不知、御宮之脇方一望景色宜し、瑜伽丸連中はとらやと云茶店ニ而宴之由

一 參拜後大夕立来る、絵馬堂ニ休ス、小雨ニ成、町<sup>本坊</sup>下り行御守受る、町二下り候処、又大雨降、雷鳴有、町家ニ而雨を除、小雨を待、小店ニ腰ヲ掛、連中御造酒を上る、雨止、七半時頃出立、夜ニ入、初更前帰船

一 金比羅絵馬大造成有、山号を象頭山と云、山形象頭ニ似たる故名付る由

一 道路ニ堤多し、百姓宜敷有付、宜く見る、家は小也

廿九日晴

一 早天迄瑜伽丸連中は未夕帰りなし、昨日嘉永丸舟子共参り候処、舟子之咄ニ遊女を呼、鼓琴<sup>を</sup>を<sup>奏</sup>し候由也、朝五時頃帰り候を見る

一 五時頃、解艦出帆、逆風間切、八半頃大槌嶋之下ニ塩懸、行程

一 夜四時頃出帆、逆風間切

晦日晴

一 朝六半頃、八嶋之沖ニ塩懸、此処ニ瑜伽丸・寿福丸・来寶丸塩懸、寿福丸ニ病人有由ニ而大城を呼ニ来る、同道ニ而参り、野殿氏ニ先日嶋田氏方承候由を話置

一 四半頃出帆、逆風間切、七時頃讚州逆手<sup>(坂出)</sup>ニ塩懸

六月朔日晴、昼後雨

一 暁八時頃出帆、播磨灘入口ニ塩懸、行程

一 四時過出帆之、夕立降来り、東風強ニ付讚州引田と申処ニ繫船、

此処は滅多ニ繫船不致処之由、随分町も広き湊也、酒屋も四・五軒有之由、来宝丸・瑜伽丸・寿福丸、此処繫船也

一 七半時頃揚陸、町家ニ行入湯し、両三人同道、酒・醬油其外少々品物調、入湯し、誉田八幡宮と云宮有、参詣し帰船、火術役其外段々揚陸致し居候に出合

一 此処之役人御見舞と申来候由、何レ之船ニも参候由、富田御念ニ入候義ニ対候由

二日雨天、狂風、暴雨

一 朝、風立候処、追々大風雨と相成、波高く舟ゆるる、依而滞船

一 誉田八幡宮之坊<sup>二</sup>之御固人数出張之由、大小姓番頭之由、大砲車台ニ仕懸候を見懸る、蘆かふせ有之、委敷ハ不分

一 昼頃、野殿氏を尋る、小嶋始大小姓来る、瑜伽丸之従者并鉄砲持人、去ル廿八日朝方食事ニ合払相成候旨、右は空腹にて鉄砲連も運送出来不致旨申出候<sup>二</sup>内相渡候旨、右ニ付来宝丸も今朝方相渡候旨相談也、右は今日野殿氏相談致し置候、嘉永丸従者鉄砲持人等も右様尋出候得とも、御定有之事ニ付不相成と申聞置候、拙者従者へハ相渡申間敷と尋対置、鉄砲持人は富田方ニ合相渡旨申聞有

三日曇

一 早天、碇を揚、六半時過頃出帆、開ニ而通船、淡路松ヶ鼻ニ而風止、明石湊ニ繫船之心得ニ而湊口迄参り候処、風直り追風ニ相成、七半頃兵庫ニ入船、追々瑜伽丸・寿福丸・来寶丸入船

一 此処ニ而大人様御模様御尋申候心得之処、御出入船宿伊勢屋と申者船ニ入来、大人様之御模様、先達而以来委敷話有、尚又先達而方

話相成居候由、入船ニ相成候ハ、神戸方揚陸仕候様御沙汰之処伝話也、依而野殿と相談之上、只今方神戸迄罷越候様申聞候へとも、迎も只今方は出来難仕旨申出る、依而伊勢屋へ頼、飛脚ニ而書状差上る

一 昨日明石港へ運送方乗合之船、大小姓半分乗合之船入船、武助・作介、同処方揚陸相成居候趣話也

一 夜今井金兵衛・辰次郎・重五郎御遣し候而、早く御承知被遊度趣被為有候間、只今方罷出候様御沙汰也

一 右ニ付揚陸、家来千太郎召連発足、四半頃中宮村へ参着、大人様御宿へ同宿之割なり

一 御持揚之中程、中宮村と花隈村、両村御借上ニ而宿割荒増出来居候也、其後少々替る

一 大人様と一盃傾ケ、休息ス

四日晴

一 早天ニ神戸浜辺へ参候約束致居候処、昼前ニは入船有間敷由ニ付見合置候処、四時前篤弥始道一・左右衛門入来、余程穿鑿致し候得共見付、依而此処迄参候由申出る、其俣浜辺ニ出る、荷物上る、  
~~本四船入船~~

一 荷物持運は自分仲間ニ為持、且人夫も出る、花隈・中宮両庄屋、伊勢やも出る

一 追々外船も入船、荷物上る

一 焚出御普請等之事ハ大坂方横目高橋弥七郎・<sup>元</sup>代<sup>手</sup>定<sup>坂</sup>洪屋章平罷出都合也

一 夕刻明石ニ繫船相成居候兩艘入船也

一 追々大人様二色々用事有、入来数多有之

一夕総七郎・章平、酒肴持来、馳走ニ成

五日晴

一朝方段々入来有、小屋ニて廻勤ス

小屋割

中宮村一軒

一軒

熊田藤助

浦邊木之助

下共

下共

大城道一

熊田清木

下共

下共

蔵 甲斐又次郎

淵野半蔵、貝太コ持人

花熊

福徳寺

ヲキ火術役

五右衛門宅

平尾火役<sup>レ</sup>術

利三郎宅

熊田藤助

同 清六

下共

増右衛門宅

大小性給人

しも宅 下共

同無足

下共

なや二雨具持

伊左衛門宅

六之助

道一

下とも

庫々

又次郎

半蔵

貝太コ持人

しけ宅

弾蔵

組共

小屋二下人

一 午睡ス、且認物有

一 上ニ諏訪明神之社有、野殿同道、此处ニ行、一望ス、御持場一眼

二見ゆる

一 大岩小五郎・吉田肇、大坂方着

一 運送方方十日、豊州へ之飛脚差立候間、同日七時迄差出候様廻文

来る、御旗組ニも伝る

六日晴

一 今日嘉永丸、大坂表へ罷越候間、帆破候二付、拝借被仰付候様被仰遣被下候様、船頭方願出候二付、手代遣ス、且又嘉永丸へ阿坂左司馬へ之手紙も頼ム

一 飯後、花隈村福徳寺へ行、御備頭方御條目・達し拝見有、且又心得方達し有、御旗組ニも伝る、写別ニ有

一 畢而生田川辺迄見分ニ行、生田大神宮有、其辺海岸ニ火術役同道ニ而大砲置場等相談有

一 今日総七郎・章平帰坂、出立

一 夕、野殿同道、楠方之墓参詣、湊川辺見分シ、日暮帰宅

七日 格別之事なし

八日 晴

一 朝、定吉ニ家来召連、且御旗組三人召連、味泥川迄見分ニ行、参

り懸は中道と申て田ノ中ニ小道有、是を行、帰は海道を帰る、敏馬

村と云村有、参詣、且生田大神宮ニ参詣、籠の梅・梶原竹・敦盛萩

等有之、九時前帰宅

一 午睡ス

一 筆墨や参る、調る

一 夜、急ニ明朝摩耶山ニ登る催立ス、依而宗之助、大小姓之内誘引

致し置

七日 晴

一 六時前、大小姓小屋ニ行、新之助・帟太・龍三郎・肇・仁兵衛・

専右衛門・庫太・松次郎・槌蔵・光之助・宍の助同道、六時頃発足、

摩耶山登行、近道を行、八町下ニ而休ム、此処ニ仏有、此処方樹木森ニ坊五軒有、本堂は先月焼失ニ而なし、伽藍摩耶夫人堂、其外小き社有、參詣し、水有飲、皆々空腹ニ及休坊、乞一飯、僧不居、家來老人居承知ス、式升炊呉候様頼、無程茶出ス、又飯出ス、式椀宛食ス、残を従者ニ遣ス、菜は果子椀ニ椎茸・氷豆腐・ゆは三品、香物也、仕舞茶代百五十疋遣ス

一 帰りニ布引瀧ニ行催立ス、段々昨日似たる人有、依而行たる人は本道を帰る人有、肇・瀧三郎・仁兵衛・槌藏再遊、小子・帛太・宗之助・松次郎は初而也

一 布引瀧ニ行、茶屋有、此処方一見ス、伴十郎見物スニ行而也、瀧ニ背打すれ、百病を治すると云、男女瀧ニ入打する物有、肇・松次郎・仁兵衛・槌藏同道、瀧ニ入打ス、又茶屋之処ニ上リ、一盃傾け引取、松次郎・槌藏同道、河原兄弟墓ニ行、余は生田通行帰り也、三名同道昼帰宅

一 午睡ス

一 大人様、御眼氣ニ而御不揃

一 衣笠氏、大坂方着、御馬も着、又野殿御馬舟も兵庫ニ着、船同処方御馬は揚陸

一 明日御場所御引渡之由也

八日 晴、夕立有

一 朝、衣笠氏入來、御場所御引渡之笠有、大人様不揃ニ付、御名代として野殿氏出る、御目付出る、大石村ニ而出会、味泥川端ニ而小休、湊川迄同道ニ而參候形ニ而引渡濟候由

一 馬手入ニ行、書見、且又武器類出ス

十一日 晴、夕立有

一 今日仕舞、豊州へ差込飛脚立候ニ付、宿状認、且又十三日仕舞飛脚状認置

一 武器類取出ス、昼後衣笠氏宿、又福德寺、且平尾流旅宿ニ行  
一 源之助方一樽到來、外々ニも送候由

十二日 曇雨

一 書状認、又北条五代記書見、夕、湊川之出鼻沖ニ而砲発有之

十三日 曇雨、夕止

一 書状認、夕、運送方へ遣ス、今日仕舞也

十四日 朝雨後止曇、日時々出る

一 早朝、千田鷗次郎同道、生田大神宮前ニ而乗馬、一鞍乗、千田一鞍口へ致し、五時前帰宅

一 北條五代記素読

一 吉田肇、今朝発足、兵庫公儀役人・名主・惣代并讚州侯へ御使者江罷越候処、昼前急飛脚を以、ヲロシヤ船老艘入津之旨申越、早速本陣方遠眼鏡を以一見致し候処、成程日本印ニ無之蒸氣船老艘碇泊ニ付、乍本陣方見を立人数集る、追々集る、未応接も有之事故、陣笠・陣羽織也、武器類取揃も不揃内、混雜いたし候得共、早速ニ揃、御目付浦辺六之助、乗馬ニ而兵庫迄問合ニ參る、其内大坂差て出帆、又々肇方飛脚參ル、ヲロシヤと申上候得共英吉利ニ候、車船、石炭払底ニ所望ニ參候由、何様帰之上可申上、一寸讚州侯へ御使者罷歸



可申上候、右二付皆々引取、六之助乗帰、右之至申聞る、右二付遠見所ニ上り度々見分、大坂川口辺ニ碇泊之様子ニ見請、乍去遠方ニ而しかと不相分、八半頃泉州地近く、紀州地をさして退帆  
一 吉田肇罷帰、応接役人榎並直五郎江応対いたし候処、別紙之通申聞由、別紙遣し候由申聞る、別紙写左之通

口上覚

一 今巳刻比、三本檣蒸氣異船壹艘、和田外海方当浦へ入港、新<sup>⑤</sup>三家町方十丁計沖合ニ碇泊仕候二付、罷出承候処、英国軍艦ニ而、去ル五日横濱出帆、外海方長州下ノ関へ入津之処、長州家方何朝応接有之候二付、瀬戸内方横濱江引返し候儀之処、石炭払底ニ相成候間、当浦ニ而買調、直様横濱へ出帆可仕旨、乗込水先之者方承り候処、暫時碇泊之上、上筋へ向ヶ出帆仕候二付、此段御届申上候、以上

文久三亥年

浦方惣代

六月十四日

榎並直五郎 印判

中川様御内

吉田様

水先之者と申へ、横濱ニ而乗組候日本人之由、右之趣大坂へ大人様方御文通有

一 今日方飯ノ菜汁ハ代渡ニ成、右は諸向方願ニ付而也、一日六十文宛  
一 一夜、右二付海辺を順見ス、大小姓と順見ス

十五日 朝曇雨交、夕晴

一 生田ニ野殿乗馬ニ行るゝニ付参候、野殿へ壹鞍乗、昼前帰宅一髪月代

一 伊せや源之助参、薩州蒸氣船見物ニ火術役参り度由ニ而、都合ニ相成居候由、右二付参り不申やと申聞候二付、早速参る、催立致す、野殿宗之助参り度由ニ付、同道之約束致し置

一 昼後、辰次郎召連、宗之助同道発足、又亭主利三郎も参り趣ニ付、同道致し、兵庫町伊勢屋ニ行、源之助は留守、右之段話し頼、手代嘉介と申者薩摩やと申薩州之舟之間屋致し候者ニ引合候処、明朝出船ニ付、今日皆々乗船ニ付六ヶ敷可有之、余りて之模様致し候様申聞候由、又外之者ニ引合候処、昨日ニ候得は都合安く出来仕候得共、明朝出船ニ付、船中世話敷有之、又明石ニ而乗、沈候舟之役人も一同乗船ニ付、多人敷乗組候ニ付出来難仕、残念成事之由申聞る、大小姓之内仁右衛門・帟太・専右衛門・庫太も参候由、是は船之外廻り見物致し候由、乍去若者出来可仕模様ニ依而は出来可仕間、白衣ニ相成、無刀ニ而てんまニ乗船致し、一艘乗廻り、一見し、又一艘乗廻り、一見致し居候処、始引合候薩摩屋船ニ乗り居、乗り候様手よ<sup>新井</sup>ふ致し候間、早速乗船し見る、蒸氣之仕懸場・ビイトロノ屋根有、夫を聞きて有之、一見致し候間、総而鉄ニ而作り、石疊致し有之、目を驚し候計ニ而逆も筆紙ニ尽し難し、階子段なども惣鉄ニ唐草之すかし等有之、又土分之居所を見候処、違ひだな推込等、誠ニ美々敷、難尽筆紙、作り方ニ大造成事美々事難尽言語、且一見致し候計ニ而は訳も不相分、とも之方ニ参り見候処、梶を廻す車有、さし渡し四尺余可有之、美々敷事也、又磁石式ツ有、是亦美也、大砲ハ舶

用較砲四挺、台ニ乗有之、外ニ舶用臼砲台有之、飯を炊き候処は石炭煙出し候鉄之筒弐ツ有、かまと五ツ有之石也、船之長四十八間之間、外ハ惣鉄張也、惣而唐の土を以塗有之

一 右之船は昨年五月方滞船之蒸気也、竈損し候由、右崎陽ニ而直し出来之由、最早出来致し候得共木被仕懸、長崎迄参候事難出来、依而老艘参り引出帆之由

一 引取、伊勢や湯をわかす、入湯ス、酒出一盃飲、引取、其節平尾流方四人見ニ参る

一 帰之節、源之助参り居る、一盃出ス、又利三郎も出呼

十六日 曇晴れ

一 北條五代記素読、又午睡

一 諏訪明神之祭祀之由ニ而、亭主利三郎方酒肴賣出ス、右祭祀之由ニ付参詣、山上ニ登り一見す、松永弾正之城跡也

十七日 暁大雨、朝方晴

一 去る十三日仕舞之飛脚は大人様御貸人今井金兵衛・阿南丈吉殿有、御帰し兼る由、又大砲持人四十四人御帰し、京都ニ居候御馬屋目代

老人、高浪九郎次大病ニ而御暇願帰国、右之船来寶丸・天恵丸ニ乗組之都合之由、乍去大坂迄参り度願ニ而罷越候ニ付、早速罷越候様

御沙汰之処、逆風之由ニ而漸々今朝参る、今日乗船也、右ニ付、先日之異船一条、仁右衛門迄申遣ス、又宿状遣ス、金兵衛ニ頼

一 作州様方御使者榊原平次郎と云人来る、福徳寺ニ而小嶋彦右衛門  
応対

一 昨夜、豊州五日仕舞之差込達ス、先達而京都ニ而姉小路大納言様

御参内、御引取、何者か殺害致し候一条ニ付、藤四郎殿一手人数、去ル八日出立ニ而上京之由、又此表ニ御用向有之、熊田万八出立之由、日限は不分由

一 経済問答と云書物、大坂ニ而大人様御持下りニ付折々見る

十八日 晴

一 經濟問答見

一 夕、金子出雲と云人、京都方下り候趣ニ而一樽携入来、右之人は奥州出生ニ而諸国を廻り、当分出京ニ而有之由、筮竹并墨記を見る人之由、一盃傾、夜ニ入帰りニ成

十九日 晴風有

一 朝、伊勢屋方只今御座舟主艘人

十八日 晴

一 運送方方触来る

一 触之者、口上覚

一月並飛脚立、定日左之通

毎月

三日 十七日

一 汁・茶代、壱人ニ付六拾文宛渡り 毎月 十日 廿日 晦日

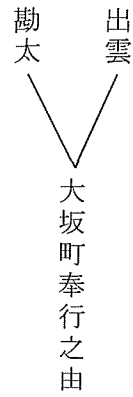
一 重役錢、毎月晦日渡り、右は家来共運送方へ日雇ニ出候日雇銀也

一 伊せや源之助来り、長州表ニ而愈々取合有之候話有、長州大敗北之由、色々説有

兵庫へ御触之写

一 去る十四日、太田備中守殿事、内願之趣、無抛筋二付、願之通御役御免被仰付候条、此旨兵庫津中可触知也

亥五月



小笠原凶書頭殿事、明九日思召有之、御役御免之旨被仰出候間、此旨兵<sup>へ</sup>兵庫津中可触知者也

亥六月

出雲

勘太郎

大隅

監察使正親町家、長州へ下向被致、今十六日発途、明後十八日西ノ宮昼休、兵庫泊二付、左之通

- 一 道筋町々掃除致し、手桶・箒等差出、無礼無之様町役人共心付可申、尤表店先罷在作法無之様可致候
- 一 火ノ元無油断入念、旅館近辺ハ重々入念火廻り等可致事
- 一 道筋通行之砌、葬礼送其外不浄之輩通り申間敷事
- 一 牛間<sup>馬</sup>往来致間敷事

右之趣不洩様可相触者也

一 書見

十九日晴

一朝、伊勢や方只今御座舟三艘入津之旨申越ス、早速野殿宗之助同道、乗馬ニ而兵庫ニ参る、家来御馬取ハ先ニ遣ス

一 伊勢屋ニ参り、馬之口洗、夫方藤四郎殿舟二行、武助も参る、大人様方之御口上伸る、暫時御繫船ニ候ハ、御揚陸ニ而場所御覽被下候様申上る、御答ニ急キニ付揚陸致し難し、併作左衛門・平蔵呼相談可致とて兩人御呼ニ而御相談有、且又日有、御用向伺度義も有之趣ニ付、御揚陸難被遊候ハ、此表へ罷出候様罷帰可申旨申上候処、船頭御呼、御尋之処、此逆風ニ而は逆も出船難仕旨申、依而御揚陸ニ極る、右ニ付早速乗帰

一 無程平蔵・作左衛門御同道ニ而御出、大人様、野殿も出、一同生田川辺迄御出、大筒仕懸場御一覽ニ而神戸町店ニ休、茶を飲、別れ九時過帰宅

一 書見

一 七時頃方六之助・道一・半蔵・宗之助、御旗組三人同道ニ而、生田宮宝物見二行、十人迄見料五文也、畢而茶店ニ休シ帰宅  
宝物左之通

神叩 御鏡 同御劔

(空白)

一 今日此屋亭主利三郎弟、先日方不快之処、今日病死也、右ニ付人老<sup>人</sup>御供

一 今日藤四郎殿話ニ、京都へは藤四郎一手出張、舟御開舟三艘外は廻船、合十三艘之由、又十三日出立ニ而章藏・隼太出京之由、又稽古人出京之由、小倉万八殿も同日出之由、又武衛・繁之丞・野尻半之允、小倉迄参りたきと三佐ニ而聞たると話也

一 井上俊藏来る、是ハ急御用ニ而、兼松貞人一同六日出立、上京之由

廿日 晴時々曇、昼後夕立ふりし

一 今日、家来老人、此屋へ中置貸、大人様も御貸

一 今日、吉田肇、有馬様へ御使ニ行、馬上也、西宮町屋ニ当時止宿之由、明後日打出御陣屋ニ出遷候由咄之趣、茶屋ニ而応対、酒等出候よし

一 十四日方今日迄、汁・菜之代六十文ならし、四百三十六文請取  
一 書見

廿一日 晴

一 朝、野殿父子同道、再度山ニ登山 勅願所と見へ、下馬之札有、四国八十八ヶ所御国神通、寺めぐり廻り、本堂行見る、到而小也、門前ニ茶店有、野殿一同一盃を傾ケ、昼頃帰宅

一 午睡は日々之事故不記、書見も少々宛日々読る故不記

一 夕、宗之助同道、神戸辺見分ス

廿二日

一 格別記事なし

廿三日

一 昨日之通

廿四日 晴

一 先月廿八日之飛脚延引、当月五日仕舞、今朝達

一 疝邪氣ニ付、大城道一二薬取飲 ○讚州様方大石平内と云人御使者

二 入来、於福徳寺肇応対

一 宗之助同道、夕刻生田ニ而乗馬ス

廿五日 晴

一 写物少々、格別之事なし

一 夕、御旗具取出し改、且取立置

廿六日 晴

一 北條五代記、今日二扁読畢

一 日中、甲冑着用致し試る、龍三郎・松次郎も着用ス

廿七日 晴

一 昼後、熊田万八、兵庫迄着船之由申参る

一 別格之事なし

廿八日 晴

一 早天、二ツ茶屋海岸ニ出、一見す

一 飯後、萬八着船上陸致し候由、依家来召連、加勢ニ出る、宿は中

宮源

十宿仕 右衛門宅、從者之場畦介召連也、組之者ハ花隈村也、組十人召連也、幾次郎・新三郎一同着、兩人ハ十二日出立、万八八十三日出立之由、小原・武藤十二日出立、同船之処、昨夜兵庫方早舟二而出坂之由

一 明日、熊田藤助殿方達し之義有之ニ付、福德寺ニ出候様御目付方触来る

廿九日晴

一 飯後、福德寺ニ出る

御意之趣伝有 此度出張之面々厚 思召を以御寺

頂戴被 仰付候、難有奉存候旨御請申上

一 熊田万八方伝ニ、出立前、別紙之通被 仰付候、尚右之趣何れへも相伝候様との御沙汰ニ付相心得候様と也

別紙写

熊田万八

此度固場江人数差出候処、初而之儀、殊ニ役人共も不揃、旁心配教彼是心配慮致し候間、都而之儀藤助へ可申談候、尚又出役之面々善悪見聞之次第折々可申越候

一 右ニ付、御旗組召寄厚 思召を以御寺頂戴被 仰付候旨伝る、何も難有奉存候旨申出る、右之段大人様へ申上る、早速御寺渡す、大清寺、木宗願成院へ被 仰付候処、万八人数増方ニ相成候事故不足ニ相成、依而小頭迄式枚宛組方、老枚宛之割ニ相成候ニ付、右之段申渡ス、且又万八方伝之趣申渡し、別而入念候様、右ニ付而は折々見

廻も可有之、別而相慎罷在候様も渡、且万八組も參着ニ付右之組とも万事相談致し候様申渡ス、又萬八組・小頭組へも頼入段申置、万八ニは勿論頼置

一 御旗組へ御祭ニ付遣ス、酒壺升

一 昨日大坂方中嶋左次右衛門着、右は楠公江 御寄附之金灯笼持參也

右殿ニ三百目筒式挺持參、且陣桶老荷、劔術稽古道具持參、右陣桶鍋共請取、組へ渡ス

一 大人様、鎖御製作御手宛申上る

七月朔日晴、夕立

一 記事無之、今日運送方御用向有之、大坂へ五郡作介出立、左次右衛門帰坂出立

同二日晴、昼後、雨、夕立止

一朝、幾次郎・新三郎二行

一 昼後、宗之助同道、北野天神參詣ス、雨ニ逢、坊舎ニ休、帰宅

同三日晴曇、昼後、雨

一朝、作助、大坂方帰る

一 飯後、万八殿、生田ニ而乗馬ニ付參り、一鞍借乘

一 飛脚仕舞

同四日曇

一 飯後、大人様御同道、生田ニ而乗馬、夫方万八殿同道、味泥川迄

巡見し、昼後帰宅

一 夕、武介・作助、木刀作り候ニ付借用、小教遣

同五日 昨夜方雨、今朝小雨、追々止

一 書見、記事なし

一 夕、武輔・作助方木刀借用し、大人様と手数遣

同六日 晴

一 朝、野殿同道、生田ニ而乗馬

一 夕、万人・畦介・作介来り、手数遣、仕合も致ス

同七日 晴

一 記事なし

一 夕、上伊織入来、御用向ニ而去る、十六日御在所出立、出京、是

元へも立寄候様 御意ニ付罷越候由、逆風ニ付、室方揚陸之

由、夜ニ入引取ニ成、鉄屋ニ止宿

同八日 晴

一 早天、宗之助・畦介同道、乗馬ニ而撰播界川迄行、一ノ谷敦盛之

墓有、此処敦盛蕎麦と云て商店有、休ミ食し須磨寺之前<sup>中</sup>引取、昼前

前  
帰宅

一 記事なし

九日 西風強

一 記事なし、触有、組へも触る

十日 曇、雨

一 記事なし

十一日 曇

一 今日北條太平記貸本屋方借

十二日 晴曇半天

一 朝、飯後方大人様、野殿御同道ニ而、和田御崎へ御乗馬ニ而御出

ニ付、宗之助同道参る、和田明神之社有、浜辺ニ出、新御台場御築

立を一見す、未地結、石こしらえ等也、御筒も有之

一 帰り懸ニ作介ニ出合、大坂方飛脚到来、兵庫港ニ江戸表方御廻し

之大砲を積候舟着之趣申参り、且大人等江御状参り候ニ付、源之助

御立寄、御状御一見、乍一盃之酒出す、飲引取、宗之助一同築嶋寺

と云ニ参詣す、此処ニも讃州御人数居也、昼後帰宅

一 江府御廻し之御筒舟、神戸港ニ着之由、濱上を見ニ参る、段々御

筒参る、浜蔵御貸上ニ而入る也

十三日 曇時々雨、且又日出る

一 記事なし

十四日 雨

一 記事なし

十五日 雨

一 記事なし

十六日 雨天

一 豊州へ之書状認

十七日 晴天

一 飯後、宗之助・畦介同道、乗馬ニ而新田辺迄行、住吉町ニ而休ミ、

昼後帰宅

一 豊州へ之飛脚仕舞

十八日 晴

一 早天、大人様御一同、濱川崎新田辺金比羅候処ニ、江戸方御廻之

三貫目蛟砲・六貫目長忽砲置付ニ相成候ニ付、見ニ参る

一 野殿氏方某盤借、辰二郎二三面打

十九日 晴

一 昼後、仲山・鷹巢・熊介・野宗・大道同道、熊内村中西徳次郎と

申者之宅ニ木村長門守所持之太刀有を見ニ行、右は先日仲山・鷹巢

等見ニ行たるニ付、同道を頼也、徳次郎ニ応対し太刀を見る、来国

俊作、式尺八寸也、又文有、右太刀ハ布引山瀧勝寺ニ有之候所、僧

不仕末之事有之たるニ付、右之家ニ当分所持之由、物語也、見料ニ

尅朱置

一 布引瀧を畦介・道一見ニ参りたき由ニ参り、一見し、一盃を傾ケ、

又雌龍をも一見し、日入前帰宅

廿日 曇、雨

一 記事なし、明石監察使四條侍従様御通行、軍艦練練場をも御覧有

之趣ニ付出る、昼後方左之面々出る

出役之面々

熊田藤助

野殿源蔵

熊田万八

番下五人

組子十人

組五人

古田武輔

浦邊重助

熊田清六

手代吉人

火役術

右之通、生田川辺ニ出居る御筒仕懸ニ来る、然る処今日ハ軍艦練

練場御覧無之、依而七時前頃帰宅

一 汁菜代、四百式十文請取

一 今日、借本屋方出定笑語と云本借

廿一日

一 記事なし

廿二日

一 記事なし

廿三日 晴

一 記事なし

廿四日

一朝、宗之助同道、兵庫清盛墓所辺迄乗廻しニ行、四時過帰宅

廿四日曇、夕立有

一 夕、熊田万八宅ニ而從者等揃<sub>レ</sub>仕度揃へ急速ニ本陣迄参り候、稽古有之候由

一 吉田肇方松次郎を以胄甲着用致候趣、尤両三人申合、早着之由、依而拙者も其用意致ス、無程相図有之候ニ付着用いたし候処、未夕何も支度出来致し不申由、又從者之用意も有之ニ付、拙者も從者へ用意致し罷出候様申歸ス

一 無程松次郎・龍三郎・槌藏・肇仕度出来、從者も揃候処、大人様方折角支度も致し出来候事ニ付、諏訪明神へ致参詣候様御沙汰ニ付、挑燈用意致し参詣ス、暫休息、其内浦邊六之助、小道具陣羽織ニ而参着、追々跡方参候様話ニ付、待居候処、野殿父子組之者七人、從者・雨具持・玉薬箱持等迄参着、又大城道一・熊田万八参着、何も甲胄也、乍去指物は大人様相止候様御沙汰ニ付休也

一 右之所ニ付、明神ニ参詣し、勝鬨を上ケ、引取候処、堤ニ大小姓大岩・小嶋・杉村・鷹巢・外川・松原・佐藤・葛巻不残人数揃甲胄ニ而出廻也、夜四時頃帰宅、中々勇々敷事也

廿五日晴、夕立有

一 記事なし

廿六日晴

一 昼後、上伊織、京都引取方着、御用向話、大人様并万八と有之、七時前乗船、右見送ニ海岸迄行、帰りニ買物致し、日暮帰宅

廿七日曇、晴

一 昨夜、京都飛脚達し、有馬様御持場、武庫川方横川迄御免、御代酒井様・脇坂様被仰付候得共、御人数出候迄御家ニ御持候様、於京都飛鳥井殿方御留守居井上宗三郎御呼出ニ而被仰付候由、乍去御人数少ニ付、一応覚左衛門殿出張之事ニ付呼合之上、隔地ニも有之、旁御断被申上候処、暫時之間松平三河守様と御咄合ニ而、御氣を被付候様御沙汰之趣申参る、右ニ付今朝熊田万八、三河様へ被参候也

一 昼頃、万八帰りニ而、三河様は今日少々御人数被指出候趣也  
右ニ付、早速飛脚大坂迄立、右は暫と申共、異船之事は只今来舶も難計、右之節如何や相成可致や、此御人数を双方に分候而は、双方ともニ参届申間敷、幸京都ニ御人数出居候事故、右之内火術役・物頭一人、組士少々なりとも御遣し相成候ハ、右を西宮ニ可差置、左候ハ、迎も実備ニ懸り候わけニは参り間敷ハ候へとも、御氣を付候廉も立可申、何と申も此表方武庫川迄ハ六里余も有之、横川迄も四里計も有之事ニ付致方無之、来舶之模様相分而方参候而ハ迎も間ニ合不申、右ニ而は迎も御請難申段、京都ニ文通ニ成

廿八日

一 今日吉田肇、三河様ニ御頼として参る  
一 堀志摩助、今朝西宮迄外聞として参る

廿九日雨曇

一 記事なし、今日西宮志摩助帰り、酒井様御人数、昨日段々着、今日も着之趣申



晦日雨

一 記事なし、生田大神宮祭礼有、今朝方志摩助、又々西宮へ参る

八朔晴雨時々晴 今夜京都飛脚達ス

一 記事なし

同二日 曇晴、神戸辺夕立有、西宮辺ハなし

一 朝方野殿・熊田同道、乗馬ニ而西宮へ参る、参り懸、住吉ニ而少々雨降、已ニ帰シと催し候得共、折角此迄参り、帰るも残念ニ付、是非と相立参り候処雨止、四時後と思頃参り付

一 志摩助参り候処ニ着、馬を繋ぎ飼を付休む、皆一同ニ酒を取寄、少々飲食事仕舞

一 九時半頃出立、町はつれ迄出、夫方浜ニ出、一見し、又海道ニ出、帰る、神戸町迄帰りたる時、樋口三次郎・栗生村三郎・吉田兵衛着之由ニ付、浜ニ出、夫方帰宅、七時過頃也

一 西宮ハ酒井様御人数追々出張、未夕有馬様御陣屋西宮辺寺院悉ク御借上ニ相成、残ハ町家ニ居候よし、店口ニ幕打廻し有之家段々有之、脇坂様方も右之通御人数出、右之通也

一 志摩助咄ニ、酒井様御馬役と同宿ニ候処、日々夜々遊女呼候由、又料理屋などハ朝夕夜共不抱遊行ニ参候よし、御人数ハ六百人と申事ニ候得共、三百人少シ余位、若年五人計、御馬九疋参居由

一 有馬様も当時御氣を付候様御沙汰ニ而、御人数出居候処、昨日引取候よし

一 三次郎・村三郎参り候ハ、是許軍ハ御人操ニ付御返しニ相成候様、右代り、又、兵衛ハ九郎次代り也

三日晴

一 記事なし、源之助方時々書物を借写ス、当時聞書・禁書等也

一 飛脚仕舞

一 今曉方大坂出火、昼後迄煙見ゆる、焼失之所ハ別ニ写スニ付略ス

四日晴

一 生田ニ而大砲試内有之ニ付参る、壹貫目五放、三百目玉五放、忽砲披烈玉五放、散玉壹砲、三百目野戦筒五放、合式十一放、目印ハ古テンマ御買上ニ而十町位ニ懸る、壹貫目壹放中る、三百目ハ四町位之目印也

披烈丸壹放ハ発し方可也、余は海中ニ入、見物人大勢参る

五日晴

一 今朝、砲弾聞ゆる、何方や不詳

一 記事なし

同六日曇

一 昼後、宗之助・畦介同道、乗馬ニ而須磨ニ磯剩味噲買ニ行、又、

一 乃谷ニ行、そば食やすむ、是処ニ而、宗之助是非ノ舞子之浜迄参り度よし申ニ付参る、家有之処ニ而茶を飲、馬の口を洗、夫方御台場を一見す、先達而田嶋仁左衛門参り、荻野六兵衛先生出役ニ相成居候ニ出合候趣ニ付、尋候処、出役之よしニ付、士ニ頼候処、先生浜辺被出居候間可申聞旨致返答待合候処、被参候ニ付、荻野流古田佐右衛門門人、入門致し候計ニ候ハハ一とも御門弟之事ニ付、御

見知置被下候様奉願旨申、向方も挨拶有、其俥行取、門弟之よしニ而、士若年之人数十人見懸る、御台場築立ニ相成、御普請最中、巻ツハ出来上り、鉄砲置付有

一 帰りニ兵庫之先ニ而馬を休ム、是処ニ而一盃飲、日暮前帰宅

同七日晴

一 朝、町家迄御用之絵具を買ニ行、昼頃帰宅

一 夕、辰次郎を連、魚釣ニ浜ニ行、日暮帰宅

同八日

一 朝五時過、源之助参り、昨夜方讃州様御騒ぎ之よし、右は明石ニ而砲発有之、右ニ付早馬を被立候得共、兎ニ角人数用意可致との事ニ而大騒動之よし、右ニ付、早速吉田肇乗馬ニ而兵庫迄参り候処、其内源之助手代嘉介参り居候よし、讃州之物見之人帰り、明石ニ而

長州之異船作り之船、夜中故印も不分ニ付打候よし、右分り候ニ付、為知ニ源之助手代参り居候よし、右ニ出合早速帰る

一 今朝方安威・古田頼干而荻野六兵衛参会致し度旨願ニ而舞子迄被参候処、夕帰りニ成、歳次郎殿話ニ、明石方出役之六兵衛先生も昨夜之砲発一条ニ而、明石被引取候由、参り候而も出殿可有之旨申聞候由、右ニ付、門弟之人ニ話致し候由、昨夜之砲発ハ、夜中淡路嶋之御台場方頻ニ砲発ニ付、出見候へとも一向不見、其内帆影見へ候へとも、日本船や何や見分出来不申、能々すかし見候処、帆柱二本見へ候ニ付、式貫目と七百目之筒式挺ニ而六発打候処、テンマ打付、長州之舟ニ而、兵庫迄急用有之参候ニ付、通し候様申聞候趣、六町位も可有之と存、夜中故矢倉之目も不知ニ付、小柄をぬき、此ニ而

氣之曲尺を以矢倉とし打候処、六発共皆中致し候趣話し之由

一 又咄ニ、去る五日、紀州異船式艘来舶、打払候処、早速退帆之由

九日雨

一 記事なし

十日晴

一 飯後、従者、大人様とも十人召連、生田迄茸取ニ行、昼帰宅、式百三ツ有

一 近日、江戸方御目付御固場見分として御出之旨、御達し有之、依而函面出来として田能村伝太養子順之助、大坂方今日来る、大城氏処ニ同宿

一 今日源之助参り、話しニ兵庫畑中ニ士老人切腹いたし居候由

十一日晴

十二日曇

一 富田とくや・野口軍八、御暇ニ而下岡、又野殿氏組兩人、外方墓参り居候処、手組兩人参り候ニ付、兩人近々ニ成、今日乗船ニ付、手紙認遣ス

十三日曇

一 記事なし

十四日曇、少々時雨有

一 記事なし、左右衛門方上之山迄茸取ニ参吳候様申聞るニ付参る、

瓢酒携へ組之者参る、一盃傾ケ、日暮帰宅

十四日雨

一 記事なし（黒舟在之）

十五日曇

一朝、野殿同道、生田迄茸取二行、家来五人連、五十取、野殿八四人二而四ツ取、先ニ参り而取候跡ニ付止、帰りニ海辺を一見し、四時過頃帰宅

一去る十一日、兵庫ニ浪士十人余り人参り止宿之処、昨夜高札場張紙書候よし、写別ニ有

一 昼後、乗廻ニ出、湊川迄参り、帰る

十六日曇、夕雨

一朝五頃方亭主利三郎案内ニ而松茸取に行、辰次郎・兵四郎・千次郎・源郎召連而再度山ニ登り候処ニ花熊福德寺和尚千田松太郎を連来る、是も松茸取之由、夫方同道致し参候、山道の道をしかとなき処を行、午の背申処之よし、馬の背を見たる如き峠あり、実ニ山中也、右馬の背を行、谷ニ下り、村有所ニ行、東大部村と申て御料之よし、神有てし（之屋カ）はい有よし、参り候処明日方相始るとて小道かけなり、夫方西小部村と申所ニ行、中宮村方式里計有よし、仙洞御料之由、此処ニ極楽寺と申寺有、福德和尚と右寺ニ行、右寺ニ福德和尚（此）作秋迄居住ニ而作秋福德寺遷り候よし也、直様利三郎親類の方へ参る

一 利三郎所持之酒肴出ス、一盃傾、昼食仕舞、亭主方飲、又菓子椀

出ス、菓子椀ハ氷豆腐・松茸詰ゆは也、飯は持参致し候を仕舞

一 食事仕舞、亭主の山ニ松茸取二行、昨日ぬすまれ候よし二而しかとなきよし申候へ共、随分あり、十斤計もあり、尤利三郎殿同道、家来共召連る、畢而帰る、煙草飲、極楽寺ニ参り候処、福德和尚、極楽和尚・松太郎同道、寺之山ニ参り候よし、只今出足之様子也、福德和尚・小子参り候処、利三郎親類も福德和尚知己之由ニ而被参、自分山ニ参らうと被携（此）、寺方ハ酒肴持参之様子ニ候へとも、小子ハ持参不致段申候へとも、是非ノ参候様被申聞候故、如何致し候や、利三郎ニ申候処、親類之亭主も和尚ニ被携参るとの事故、同道致し参り、松茸取、寺之山も昨日盗ニ逢候て少々有、取畢而酒飲初む、利三郎親類方も酒持参、肴は松茸みそあへそふめん也、寺方ハ少し二重、みしめ壺重持参、取候松茸を其俣煮る、又焼風味ス、風味格別よし、酒關なる時、雨頻ニ降出し候ニ付、其俣引取、小子ハ利三郎親類宅ニ引取、和尚ハ寺ニ引取、其内兩車軸を流し候宿方食事を出ス、賞味ス、宿隠居夫婦、是非ノ泊り候様申聞候へとも、御固出張ニ而隠れ参り候事故と申引取、利三郎も案内故引取、か本（此）是非持候様申、みの有之二付、断候得共、是非ノ持候様申ニ付三本、并遅くも相成候事故灯燈壺振借用ス

一 寺之山ニ参りたる時、兵四郎を宿ニ置也、隠居酒出し候様、隠居ハ大人様是元へ御出之節、利三郎不居合故、御あん内ニ出候者のよし

一 日暮前引取、寺へ誘ひニ行候処、極楽和尚松茸指上候筈之処、福德寺も御大勢有之、旁何分今日御覽之通り之事故指上候程無之、誠ニ少しなから持帰り候様壺す（此）ほくれる、断候へとも福德和尚も持候様申聞ニ付持帰る、福德和尚ハ一夜止宿之由、帰らねハならず候へ

とも、利三郎帰り御案内も之有事故一宿仕、明日帰り可申間、御暇  
乞申候旨申、依而松太郎同道帰る、利三郎親類も灯燈借用したも  
一 帰りニは参り候道と違へ、大還を帰る、無程暮れ候故火を灯し帰  
る、鳥原と申所通り也、兵庫の奥の方と思処出、夫方山付を帰り、  
四時頃と思頃帰宅

十七日 雨

一 昨日借用之灯燈、雨ニ而損し候故、神戸町ニ張替ニ遣ス、又先元  
ニ而もらい候松茸、半分程利三郎ニ遣候処、爰元隠居も明日方同処  
用事有、二・三日之逗留ニ参り候故不入旨申候へとも、強而遣し候  
処少々取、帰す、依而もらい、万八殿・弾藏殿ニ遣ス  
一 飛脚仕舞

十八日 晴

一 昼、安西勝馬入来、去る四日出立之由、豊州変事なきよし、夕刻  
又乗船ニ付、海辺迄見送り、松茸遣ス、定府之人段々同船之由

十九日 晴曇雨

一 安西氏も天气相ニ付、昨日揚陸ニ而細野同道、今日登坂之よし  
一 今夜八時頃、大坂方早飛脚到来、京師方之書状写し、其俣送り来  
る、十七日夜半頃方御所内騒々敷、依而御家御人数追々出  
張、御屋敷ニ而も覺左衛門殿初皆々出張相成候、市中は不及申、大騒動、何之故  
や色々風聞ハ候へとも実説更ニ不相成、十九日ニも御人数候様無  
之、未夕何故や不相分、昨夜以来之騒動実大變之次第之よし申参る、  
風説書ハ別卷ニ写

廿日 雨曇半天

一 生田祭礼なり、町家ニ店出る、人数数多出るなり  
一 夕、長州御人数京師方引取候よしニ而、何れも乱髪ニ白の鉢巻、  
留袖之衣服、具足下着木下之俣、常服は白のたすきを掛、小袴・まち(襦)  
高袴之類着用し、間ニ者くさり帷子、陣羽織等着用いたしたるも有、  
自身ニ槍・鉄砲を持、劍筒数多有、劍計持たるも有、何之故や不相  
分、兵庫ニ着之分清末人数三百人程、岩国人数三百人程之よし  
一 去る廿七日仕舞、飛脚今夜達ス

廿一日 晴

一 今曉、飛脚到着、京都方之書状参る、京師ニ而騒動未夕穩ニ不相  
成、雨天旁大混雑、未御人数引取候様無之、右之中ニ長州者御固御  
免など、何之故や未不相分、半十郎、右為住進住罷下り候よし申参る  
一 今朝、萩人数千人計、神戸町通行、何れも昨日之通り之支度なり  
一 兵庫ニ而之風説は、薩長大論判之処、長州負ニ付、大弘ニ会ス、  
其内御固御免ニ付、大弘方直ニ引取候よし、兵庫ニ而舟四十余艘借  
用之趣、又大坂ニ而も借用之由、長州御家老ハ榎田段正(前寄親)と申人のよ  
し、今日楠公ニ参り、中川宮様方御寄特之弓箱引落し、又御寄附札  
引落し、土足ニ掛候処を脇方断を申止候よし

廿二日 晴

一 大坂方那須長藏下向、当所着、大坂ニ先日注文し候矢又、大小柄  
革参る  
一 大坂方渋屋章平参る、先日方為見聞京師へ参り居候よし、右次第

を申ニ参る、廿日ニ京師引取候よし、半十郎も同日出立、昨夜押切ニ乗船のよし、京師之模様ハ大變之次第、迎も難筆紙、十七日ニ御所司代・中川宮様・会津侯・備前侯、御参内ニ相成候処、長州御固御免引取候様叡慮（御意）之処、不引取旨申出候由、其内上杉様（上杉齊憲）方勅意を叛候は不宜、早々引取候様御沙汰之由、右ニ而騒動発し候由、諸家之御人数御門ニ々ニ出張、老人も不通、依而議奏・伝奏衆も参内不相成、十八日ニ到り、関白殿始議奏・伝奏御参内在之候よし、九門之内ニ大砲引込、武士内裏を取巻、充備致し居候よし、乍併甲冑は脱し候よし、廿日夜迄中川宮様・会津侯等御出殿無之由、右趣一条は残念なから是処ニ文略ス

一 兵庫之風説ニハ、中川宮様関東方ニ相成、長州をざんし候よし、右は長州人之話しなるへし、公家衆段々長州人ニ交り居候よし、章平話ニも京師ニ而も公家衆出奔之人も有之よし、京師ニ而之説（ハ殿方）と申、兵庫ニ而ハ殿方と申、何れや不分、何れ交り居候ニは相違なし  
一 今日迄長州兵庫ニ滞留、何レも下着計ニ付、昨来日以来古着調候由

一 朝四時前方宗之助同道、生田ニ而乗馬し、夫方馬上ニ而兵庫ニ席之みせ物有之よしニ付見ニ参り、又鳥有、蘭方舶来のよし、めつらしき鳥十羽有、鸚鵡一羽、黄インコ、白インコ、五色インコ、達磨インコ、猩々インコ、青インコ、紫インコ、緋インコ、大花（大花）インコ、黄（黄）インコ、残一羽ハ名をわするインコ鳥也、インコ鳥四十八種有と申事也、席見する、六年前天笠ニ而子を取候を蘭人調、昨年横濱ニ持渡候を調候よし申、芸致ス、芸ハねる・座する・手を出す・鳴也、終りニ食を与る也、九時帰宅

一 先日以来、従者笠張候処、今日迄五ツ張拔

一 安威幾次郎父左門不快、看病願、豊州ニ而相濟候間下し候様、先日急飛ニ而申参り候処、舟無之、長藏舟ニ同船ニ而引取候下し帰国、今日乗船、依而宿手紙頼む

一 今夜四時頃、小河弥右衛門・廣瀬友之允・渡辺彦左衛門・矢野勘三郎四人入来、悌三郎を若党ニ連候由ニ而都合五人、源之助案内ニ而入来、有志之面々出京、十人被仰付候処、不快旁四人出京との話なり

一 今夜長州人、乗船ニ而出帆之由

廿三日 晴曇

一 洪屋章平、今日出立、帰坂

一 記事なし

一 夕、万八殿宿前ニ而射行す

廿四日 晴

一 大坂方元ノ手代老入、川御座之者老入、京都方大坂迄甲斐休兵衛持参之書翰を持参す、昼後出立、帰坂、機密之事之よし

一 夕、射行す

廿五日 晴

一 記事なし

廿六日 晴

一 朝、野殿・熊田一同、生田ニ而乗馬す

廿七日曇、夜雨

一 去る十三日仕舞、豊州之飛脚、今朝到来

廿七日曇時々日出る

一朝、花熊福德寺ニ罷出候様触有、出候処、先便藤助殿ニ御書被成下候ニ付、其趣伝有之、尚長き事ニ付、御書拝見仕其敬承仕候様達也、奉畏、写ハ別ニ有、組之者、其趣伝る

一 今日以来、従者笠張掛置候処、今日五日張揚出来ス

廿八日晴

一 生田ニ而乗馬

晦日廿九日晴

一 庭の木ニ雀取ニはごを打置候処、一昨日雀十三・四卜百舌一羽取る、依而今日辰次郎を連、飯後方参る、宗之助同道ス、兵庫之先迄行也、小子四羽取、昼後帰宅、辰次郎は七羽取、七ツ時過帰る

晦日晴

一 今朝方辰次郎百舌取ニ行、八羽取、昼後帰る  
一 万八鉢後・弾藏一同、一谷迄行、敦盛蕎麦の所ニ而麦を食、又一盃取替し、七時過帰宅

九月朔日晴

一 記事なし、夕時射行

二日晴曇時々雨有

一朝辰次郎を連れ、小部村辺百舌取ニ行、其内雨天と成故、農家ニ休息シ、又店ニ息シ、一盃を傾ケ、天王越と云処通り、日暮前帰宅、三羽取、辰次郎を九羽取、日暮帰宅

三日晴

一 飛脚仕舞、例之通

四日晴

一 飯後方味泥辺迄百舌取ニ行候処、ヲトリ死候間、昼前帰宅  
一 夕、熊田宅ニ而射行

五日雨晴

一 今日太平年表、見畢る  
一 宗助・次郎エ之若党ニ願出京之处、楯磨病死ニ付、帰る由ニ而取  
下る

六日雨天

一 昨日御在所へ申遣置候鎗術稽古道具来る由ニ而、今日松原方槍届参る

七日晴

一 記事なし

八日晴

一 今朝方隔朝ニ是元庭ニ而稽古する約束出来方初る、段々出席有、六組仕合有

一 昼後、熊田庭ニ而射行、二十五立る  
一 夕、六之助来る、手数遣ふ

九日晴

一 当日之礼ニ組之者参る、又熊田氏ニ当日礼ニ行

一 昼後、大人様御見分ニ御出ニ付行、城ヶ口村方北野へ行、天神ニ参詣し、小野新田ニ出須磨浦迄下り、日斜之時、帰宅

十日晴、朝稽古

一 昼後、宗之助・畦介同道、住吉迄行、先元ニ而少々鋭気用ひ、日

暮帰宅

一 記事なし

十一日晴

一 暁七ツ時頃、均介殿・平十郎入来、半十郎は先達而京師方急御用ニ而下向之處、又々帰京之由、均介殿ハ御用向ニ而出去京之由、御用談取、又宿状来る

一 均介殿、六時過帰りニ付、見送り海辺迄行

一 飯後、武藤章蔵入来、是ハ先達而京師出立、帰岡懸之由なり、日暮帰りニ成

一 八時頃、柏原孫左衛門入来、是ハ出坂之由也、豊州申遣し置候冬支度来る

十二日晴

一 朝、福徳寺ニ罷出候様触ニ付参る、御備頭方此度熊田陽介御指立ニ付、御意被成下候、追々長詰ニ相成、何れ太儀ニ御察し被遊之旨之御意也、難有奉存候旨申上る、尚又右之趣組之者へも伝る  
一 うつし物かく

十三日曇晴

一 朝、稽古、仕合三組

一 庭ニベリ出来ニ付、出致ス

十四日曇

一 記事なし

十五日曇晴

一 朝、稽古仕合三、手数弐

一 大城道一、御手医師並被仰付候、右ニ付、心祝いたし候間参り呉候様申聞る、依而参る、野殿・浦部参る、一盃を傾く、又作介・又次郎・半蔵参る、夜ニ入、帰宅

十六日朝曇、昼後雨

一 朝方野殿・浦邊・又八郎・半蔵、野殿組一同、源右衛門宅前方運送方迄有を付る、昼前出来ス

十八日曇

一 朝、稽古

一 昼後、生田乗馬、殿野一同、明日養生致スニ付乗立  
十九日 晴

一 朝、野殿一同、生田ニ乗馬、其後千田式疋を連、兵庫ニ行るゝ也、  
尤先日方馬医ニ頼置候也

一 万八殿、今日木坂御人操ニ而帰国致し候様、豊州方御沙汰有之、  
右之船今日参る

一 雨具持返しニ成、右は大人様雨具持一人・浦部一人・小子一人・  
貝太鼓持人二人也、右一同乗船之筈、夕、乗船、熊田を見立、浜辺  
迄行

一 組之者、雨具持市万田組愛五郎と申者、先日以不取アリニ付、今  
便は願差返し之筈、尤瘡病ニ而相勝不申ニ付、右口申立願返し度候  
様、組之者願出、小子添書ニ而聞届、昨日申渡置処、昨日方外出致  
し、行方相分不申、穿鑿致し候へとも手懸りも無之、依而今便ハ不  
快之形上而強く、何分乗船無覺束、依而暫養生仕、少々ニ而も快気  
次第下し可申旨ニ而延引

一 右代之者登り方之義、粟生ニ文通、昨日手紙認置候処、出奔一条  
ニ付、又々手紙認、万八組原田十作ニ頼、尚又万八殿ニもヒ書ニ而  
意味合の事、且役所ニ而内談之都合有之度旨頼置

廿九日 晴

一 朝、稽古四組、劍、手数巻

一 万八、馬残し置ニ付、今日兩三案内同道、生田ニ而乗馬

廿一日 雨

一 記事なし

一 昼後、福徳寺ニ宗之助同道、碁打ニ行

廿二日 晴

一 朝、稽古有之候筈之処、地相悪敷ニ付、延引

一 四時後方宗之助同道、福徳寺迄行、昨日之通、昼帰宅

一 正親町小将様、監察使として長州且九州迄御出之処、帝都方御呼  
帰ニ而御帰、今日御通行、兵庫御昼之処、急ニ京都方御迎之御人数  
御遣しニ付、御行逢次第、其処ニ御逗留有之候様御沙汰、兵庫上而  
御行逢御到来、依而御滞座、右ニ付、御機嫌窺として七時後方大人  
様御出口、夜ニ入御帰り、今日御出之処、今日ハ御取込ニ而御逢  
御出来兼ニ付、遠くも無之序も候ハ、明朝罷出候ハ、久々ニ而御逢  
も可被遊との御沙汰之由

廿二日 雨、尤朝曇

△

一 朝、大人様兵庫ニ御機嫌伺ニ御出、尤昨日御菓子御献上也、今日  
ハ御逢ニ而、色々御話も有之候由、又肇も今朝罷出候様御沙汰ニ付  
罷出候処、御逢有之、御自手拝領物有

大人様江 御煙草道具 御扇子五本

金式百疋

肇江 御煙草道具 御盃式

昼前御帰り

朝、稽古有る

一 痛少々有之候時ニ雨天ニ相成候間、其俣早止、小子ハ昨



日以来齒痛ニ而何分相勝不申、今日ハ別而痛強難渋ニ付、稽古不為

廿三日曇

一 記事なし、齒痛快無之、今日組之者、雨具持出奔届出ス

廿四日曇

一 朝、稽古有之、痛ニ付稽古不為

廿五日曇

一 痛少々宜敷

一夕、丸山氏到着、源右衛門宅ニ宿、組之者ハ先日万八組之者を置  
とて作候小屋ニ指置、瓦林重蔵<sup>御旗</sup>出京<sup>御判</sup>ニ而、丸山同家ニ付、当所ニ立  
寄ニ成、面会ス

一 正親町様、兵庫ニ御滞留之處、何之御様子も不分ニ、去る廿二日  
夕方雜掌北村雅樂、御様子聞として早追ニ而上京之處、今日帰り候  
趣、尤肇度々御機嫌伺ニ罷出る、雅樂話ニ、自分召連御迎ニ罷出候  
御親兵、御暇被仰出候様御沙汰有之、御迎とし土州様方十人、其方  
様方五人、御遣し候而、今晚西の宮止宿ニ付、明朝五ツニ是方へ参  
着之筈、右ニ付明九時 御発興之筈とのはなしのよし

廿六日曇

一 朝、俊藏来、正親町様御迎ニ罷出候様御沙汰ニ付、罷出掛ニ一寸  
罷出候との事也、誰々や尋候処、茂太郎・貞人・左義太・百人、自  
身五人との事也

一 飯後方大人様御機嫌伺として兵庫ニ御出、昼前御帰り

一 野殿彈藏組之者式十人召連、御持場内御警衛ニ出る、湊川ニ而御

待申上、味泥川辺ニ而落る、右之都合申上等ハ大人様御出之節、雜  
掌を以て被 仰上、御差支無御座候ハ、幸出合居候間、差出可申と  
被 仰上候処、右ニハ不申候得共差出候義、彼方様ニは御指支は勿  
論無之、御念之入候義ニ思召との御沙汰之由、野殿氏組二十人、鉄  
砲、切火繩持参、野殿ハ乘馬

一 宗之助同道、御通行拝見ニ行、楠方ニ御参詣有之

一 今明日、神戸浜ニ而角力有之ニ付、見物ニ不参様との触有之、組  
之者へ伝る

廿七日晴

一 記事なし、朝、稽古、不快ニ付不為

一 昼後、丸山同道、味泥川迄行、夕刻帰宅

廿八日曇

一 記事なし

廿九日曇

一 朝、稽古、逸も之通

一夕、宗之助同道、丸山氏庭ニ而射行三十立、丸山組之者も同射

十月朔日曇、昼後雨、夕方止日出

一 嶋津三郎殿<sup>(島津久光)</sup>、兵庫止宿、今日発足之趣ニ付、神戸迄見ニ行、行列  
見る也、七千人之同勢之由

同二日晴

一 稽古有之

一 昼後、兵庫辺乗廻しニ宗之助同道行

同三日晴

一 飛脚仕舞

一 昼後、鶴次郎殿并友之允・彦左衛門・勘三郎入来、京師方下り懸のよし

同四日晴

一 朝、稽古、例之通

同五日晴

一 昼後、宗之助同道、住吉迄乗切ニ行、先元ニ而一盃飲、夕、帰宅

同六日 大風雨、四時昼後雨

一 大風ニ付、稽古止

同七日曇

一 ~~記事なし~~、今日太平記読畢、昼後、生田ニ而乗馬

同八日曇

一 大人様御馬取幾次郎代之者参り、今日出立、帰国ニ付宿状認、安

野迄頼

一 稽古、例之通

同九日晴

一 朝、生田ニ而乗馬、夕、安威幾次郎代り火術役亀治来る、依而海辺迄行、右到着ニ付、豊州方御筒之義申来る、依而昨日御筒下し方として乗せ置候、舟留メニ成

同十日

一 朝、稽古、例之通

同十日晴

一 朝、稽古、例之通

一 幾次郎乗組之舟留メニ付、又々手紙認遣ス

同十一日曇

一 宗之助同道、兵庫迄乗廻しニ行

同十二日曇

一 朝、稽古、例之通

一 昼後、宗之助・肇・龍三郎・槌蔵・光之助同道、具足差用、諏訪明神山ニ登り、水筒之一盃を傾ケ、帰宅

同十三日晴

一 朝、宗之助同道、生田ニ而乗馬、此時因州(池田)侯御帰国を見る

先ニ乗馬之人老人、鉄砲三十挺、弓式拾挺 天盃 駕脇百人余 鉄砲を持、切棒の駕十計乗る、五人引、馬式疋、供押、長持駕也、

朝方数多通行之由、馬も式十四疋先ニ引而行たるなり、又鉄砲車台も引行たるよし

- 一 昼後、丸山・外川同道、安養寺二行、濃州青山侯御菩提等之よし、先尼崎城主之節御提所之由、御墓弐有、宝永何年・貞享何年と御墓二有、先年八八十石御寄附之處、近年金十五兩と成、又一昨年方拾兩と成候よし、夫方廣嚴寺二行、宝箱を見度由申候處、僧謹中ニ付斷、夫方千鳥瀧を一見し、平野村牛頭天王社ニ參詣し、又祥福寺禪寺・東福寺浄土を一見し、日斜時帰宅
- 一 東福寺二而ハ僧茶出ス、一盃飲、祥福寺ハ近年普請ニ而新し、大寺、掃除万端奇麗なり

同十四日曇

一朝、稽古、例之通

一 今日かし本や草茅危言持參る、留置写

同十五日曇、昨夜雨

一 写は日々ニ付不記

一夜初夜頃、五郡作介、町方ニ狼藉物と申候ニ付、其俣支度し、兼而御手宛之通、丸山・野殿一同出る、神戸浜手柳屋新八と申者之宅之由、案内之者同道參り候處、最早退散ニ付、引取

一 右一条ハ、兼而右様之節ニは取押候様御沙汰ニ付、町家へも案内出し候様申置有之候へとも、其辺ニ而有之候處、四・五日前町家へ浪士參り、廿兩余貪取候由、右ニ而驚、申出有之候ニ付、右ハ案内之者出し候ハ、早速出張可致旨對有之候處、愈右之通相談仕候間、宜敷奉願旨、今昼後申出有之、尤人数集候為ニ早鐘打候者也

一 今晩ハ柳屋新八宅主人ハ留守、下人一人、小供兩人計ニ而候處ニ外方ちよいと／＼と戸を打候俣、下男之内入湯ニ出候か歸りたると心得、明候處、小袴着、頭ニ白鉢巻致し候もの三人来り、自分共ハ水戸浪人ニ而候處、路銀払底ニ付借用致し度旨申聞候よし、下男對ニ自分共は是の者ニ而無之、亭主ハ先日方登坂致し、番頭も入湯ニ出、私は船之者ニ而買用ニ參り、一宿致し候者ニ付、一切相分不申と申候由、其時ニ小供恐れ奥へ隠れ候よし、夫ニ付、何方行かと声を懸、表へ出、裏戸方出、会所へ申候よし、夫方段々人数出、穿鑿致し候へとも不相分よし

一 歸之上、出張之者ニはかゆを被下ニなる

十六日晴

一朝、稽古、例之通

一 状書き

一 昨日之礼として神戸庄屋生嶋四郎太夫入来、榎屋新八・同親類之者兩人入来、御礼として酒四斗樽・肴ぶり壺本、たこ五つ、大人様へ献上ス、右を大人様方出張之者江御配分ニ成、壺人前五合宛なり、残ハ大小姓・貝太鼓役等へ被下也

十七日晴

一 生田ニ而宗之助一同乗馬

一 飛脚仕舞

十八日晴

一朝、稽古、例之通

一 海岸御見分、御目付酒井録四郎様、西宮ニ御出ニ付、大人様方吉田肇御用向有、今日行

十九日曇

一 記事なし

廿日晴曇

一 朝、稽古、例之通

廿一日晴

一 生田ニ而宗之助一同乗馬

廿二日晴

一 朝、稽古、例之通、風邪ニ付稽古不為

廿三日晴

一 海岸御見分、御目付様兵庫ニ御着ニ付、吉田肇御使者ニ参る

廿三日晴

一 御持場内、御見付様御見分ニ付、吉田肇・古田武助出る、尚又砲台之之<sup>(マ)</sup>処ニは火術役老人宛出る、福德寺ニ御出ニ而、小銃御覽有之ニ付、小銃皆福德寺ニ廻ス、大人様・野殿・浦邊同寺迄出る、九時過福德寺ニ御出有、夫方生田辺迄御見分有之、畢而布引御見物有之、生田方舟ニ而兵庫ニ罷帰り、夕、吉田肇、御目付様江御果子、御徒士目付五百疋、御小人目付兩人江式百疋之持参ニなる、御果子ハ御受納ニ不成、尤昨日参り、伊勢屋を以榎並直五郎江相談致し、

御目付様下役迄内問合致し置候由

廿四日晴

一 稽古、例之通、一昨日之通

廿五日晴

一 宗之助同道、生田ニ而乗馬

一 佐藤三郎右衛門御用向ニ而、先達而出京之処、今日下向懸立寄ニ成、出立前宿頼候、状持参し来、同人話ニ安西六太郎療瘡ニ而相揃不申、追々腫氣ニ相成、御暇願候而、同船ニ而下るとの話なり、今日直ニ乗船之趣ニ付、手紙認、宿頼遣ス

一 伊勢屋源之助方今日橋本三太夫別荘庭見物ニ参り候様大人様江申上、又小子へも参り候様申聞、野殿・浦邊等江も申候趣、大人様ハ御断、小子ハ佐藤氏、又左衛門宅臨時休憩ニ付、暇乞ニ行、夫方参る、右荘ハ花熊とニツ茶屋町の間也、野殿父子、六之助・道一・小五郎・肇・新之助・龍三郎・武助・鷗次郎・志摩助参る、荘氣麗なり、茶室も有、庭又同、築山地等有、樹木植込有、石所々方集候よし、楓樹之間ニ又茶室有、海へ出る、皆傾杯、明る移時、夜六時過帰宅、大人様御出なきニ付色々送り来る

廿六日晴、今晚時雨有

一 朝、稽古

一 今日、草茅危<sup>(草茅危)</sup>壺冊写書る

廿七日晴

一夜、初更頃、里見莊二郎・那須長蔵入来、里見氏は過去る四日組頭格京師御留守居見習被仰付、十四日出立之由、長蔵義八大坂當時定詰被仰付、家内一同引越之由、忰團八も参る  
一 今夜飛脚達ス

廿八日晴

一 稽古、四組致ス  
一 佐藤孫右衛門、御用向ニ而出坂之处、今日帰る乘馬乗、袴地一卷頼置候処持帰る

廿九日曇、飯後雨

一 記事なし

晦晴

一 稽古日之处、地相悪敷ニ付、稽古止  
一 昼後、宗之助同道、須磨寺迄乗切ニ行、兵四郎先遣し置、馬を引せ置、一見す、青葉笛等開帳を見る、宝物附調江、夫方前店ニ而一盃傾、夕帰宅

十一月朔晴

一 今朝も地相悪敷ニ付、稽古止  
一 昼後 兵庫築島之辺を一見す

二日晴

一 稽古、例之通

一 書状書き

三日晴

一 飛脚仕舞

四日晴

一 稽古弍組、今日草茅危言老冊畢しをわむ

五日晴

一 昼後、宗助一同、生田ニ乗馬、今日草茅危言老冊畢しをわむ

六日晴

一 朝、稽古弍組

一 昼後、丸山一同、組之者状見分ス、大人様御見分を請る、野殿・浦邊始大小姓両三人見ニ参る

七日晴

一 記事なし

八日曇、時雨

一 稽古、例之通五組

九日晴

一 朝、生田ニ而乗馬

十日 晴

一朝、稽古三組

十一日 晴

一 五時頃方兵庫迄筆紙調二行、昼過帰宅

十二日 晴、昼頃時雨、風立

一 八幡宮祭礼なり、依而稽古止

十三日 晴、風立

一 今日、草茅危言一冊写畢る

十四日 晴

一 今日方寒威、殊の外強く覺、昨朝薄氷を見候處、今日ハ氷も強し

一朝、稽古

十五日 晴

一朝、宗之助同道、生田ニ而乗馬

十六日 晴

一朝、稽古三組

十七日 晴

一 記事なし、飛脚内証延之よし

一 今日、伊せや源之助話ニ、一昨日来之寒気は近年無之由、自身覺生而立

方一昨来之様なる氷はなしとの話なり

十八日 晴

一朝、稽古

十九日

一 生田ニ而乗馬、豊州十二月廿八日仕舞、飛脚達ス、六之助・道一  
同道、廣巖寺参詣

廿日 晴

一 (二橋殿)橋殿、兵庫御揚陸ニ而御登坂ニ付、野殿・浦邊・道・三次郎・

かめや同道、赤壁店借用、御通行拝見、昼頃御通り也、御待申候内  
ニ酒出し候ニ付飲

一 豊州へも飛脚、今日仕舞なり

廿一日 晴

一 稽古、昨日之筈なれとも御通行ニ付、延引今日ニ成

廿二日 晴、風立

一 生田ニ而乗馬、今曉方大坂出火

一 宗泰輔来る、家督覺左衛門殿、番下被仰付候ニ付、上京之よし、  
且又京師在番足輕も来る

廿三日 晴

一朝、稽古老組、今曉迄大坂出火、鎮火なり、別ニ出火之書付あり

廿四日晴

一 記事なし

廿五日晴

一 稽古有之、痛二付稽古不為

廿六日晴

一 朝、宗之助同道、長田宮迄馬上ニ而行、四時過歸宅

廿七日晴

一 朝、稽古有之 一昨日之通

廿八日晴

一 野殿父子・六之助・彦左衛門・肇一同、池之内ニ而奉納的射行

廿九日晴

一 稽古有之、痛付稽古不為

十二月朔日晴

一 朝、生田ニ而乘馬

一 合銀壺兩壺歩と錢七十七文請取

同二日晴

一 朝、稽古、痛二付休

一夕、小原氏入来有、十三日ニ大坂乗船ニ而、久々川口ニ滞、漸今

日は元迄参り候へとも、迎も出船難致由船頭申聞候間、御用向等ゆる緒々話し度、依而今夜一泊致し候事出来候ハ、左様致し度咄し候ニ付、是元ニ一泊之都合ニ致、又食事ハ運送方ニ頼、茶定方取寄る、右ニ付一盃出ス

同三日

一 朝、小原氏、陣屋之廻りニ付案内ニ参る、五ツ時過出立、乗船

一 東平八、御人操ニ而帰国、又万八馬残シニ成候を一同差帰し、今日乗船なり

一 飛脚仕舞

一夕、東八ニ暇乞ニ行

同四日

一 今曉、豊州去月十三日仕舞飛脚達ス、両八船仕舞、差操有也、今朝乗船、返事状認頼む

一 朝、稽古、今朝迄ニ而稽古休業、右は交代之者、当月十一日、豊州出立之由申参候ニ付而なり

五日晴

一 記事なし、組之者、夜稽古も今日迄止候様申渡ス

六日晴、昼後

一生田ニ而乘馬

七日雪、兩度一寸日出る

一 記事なし、夕方雪止、式寸計積なり

八日晴

一 草茅危言<sup>うご</sup>畢終る

九日晴

一 記事なし、福徳寺ニ用事有て一寸行也

十日晴

一 記事なし

十一日

一 荷物取調致<sup>ス</sup>、夕刻楠公ニ參詣<sup>ス</sup>

今日御備頭方別紙写之通被申聞、則組之者江伝る、野殿氏も同様なり

十二月十日

当所出張追々長詰ニ相成、寒大之折柄、別而難渋之者も有之趣  
二付、御旗具手捕小頭并足輕手捕之者迄金老歩式朱宛被下申付候

十一日晴

一 荷物調致、且又御武器改る

十二日晴

一 今曉、大坂差込来る、其節高山左膳方之手紙達ス、御旗具・御武器類引継候様申来る

十三日晴

一 記事なし、楠公ニ參詣ス、今日、伊勢屋源之助、於鉄屋御振舞有之、御備頭も一寸御出、運送方行也

十四日晴

一 今日、大坂へ之便あり、右ニ手紙頼ミ出ス、右は先達而大坂方組之者渡陣桶・鍋来り候二付、手形紙面致<sup>出</sup>し候筈之処、不心得ニ而差出打過二付、今便手形認、手紙添衣笠遣<sup>を</sup>遣ス

手形扣

覚

一 陣桶

老荷

但、鍋式ツ入、組棒共

右は此度撰州御固場御用御座候二付、紙面之通相渡候様有之

文久三癸亥年六月廿日

熊田清六印

衣笠文蔵殿

十四日晴

一 記事 昼後仁兵衛<sup>孫左衛門</sup>・松次郎・槌蔵同道、廣嚴寺ニ參詣し、西山公<sup>(徳川光圀)</sup>

・景山公御筆写し、日暮帰宅

一直蔵・拾平、御暇乞として一盃携来る

一夜、豊州方之飛脚達ス、十五日曉なり



十五日晴

- 一 今朝、浦邊六之助入来、咄二昨夜、兵庫二而運送方之者一人、大岩小五郎従者者人、少々切れ候よし、委敷義ハ不存と之咄なり
- 一 大人様方古田武輔を呼、御尋之処、運送方之者之話御調之<sup>由</sup>又小五郎二も相咄、一同内分取調申出候様御沙汰なり
- 一 古田氏方申出之趣、運送方付郷夫庄次郎、働人栄五郎、小五郎従者者人、内分忍出、兵庫津二参り、柳原町遊女を見候処、内二而何か口論有之、白刃を以ふり居候処、外二出、小五郎従者も切懸候得共、大酔二付、小五郎従者もよけ居候、終二顔を少々切れ、其俣弊れ申候、其内二女出、庄次郎も出、両方二引分居候へハ、又々小五郎従者悪口致し候へは立返り切懸り、終二刀を取落候よし、右を庄次郎、足二而脇二除け候心得二而<sup>感</sup>け候処、返而向之足下二参り候よし、右を又取、なけ候処、庄次郎之肩二当り候旨、夫方兩人逃掛参り候処、家内二立入、夫方戸を<sup>メ</sup>候二付、亭主二出し候様申、乍去此迄追懸参り候事二付、相違無二付出し候様申合候内二脇之者参り、右は亭主申募り候共、間違ハ有間敷と申候得共、亭主申募る事止候よし右二付、預置と申て、宿老宿二参り、医師を呼、療治致し帰り候敷申出る、又今朝、右を渕野半蔵二咄し、半蔵・三代宝十郎を誘行、昨日参り引合、療養金を相聞、又衣服二血を付候二付、新二作、右代相聞二致し候旨、宿老立合二相談し、又不都合之断一札取候段申置旨なり
- 一 右二付、丸山氏二相談し、寶十郎二一己慎申付置
- 一 右一条二付、伊勢や、古田方頼二而、兵庫之処を問合頼二成候処、向も内濟相聞取調之処二相違なし

十六日晴

- 一 記事なし、五郡作介御用向二付出坂、大岩松二郎、実父衣笠文蔵不快二付、同勤方之願二而出坂

十七日晴

- 一 記事なし、飛脚仕舞

十八日曇

- 一 記事なし

十九日雨雪交る

- 一 記事なし

廿日曇雨

- 一 記事なし

廿一日雨時々吹雪

- 一 記事なし、夜、植山半兵衛・合澤兔毛・志賀文平入来、交代船三艘着船なり

廿二日晴、吹雪、時々日も出る

- 一 昼前、右門殿入来、船着揃候よし、昼後、高山左膳船へ行、御武器之事を相談ス、皆引継之筈なり、日暮帰宅

廿三日 晴、雪吹

一 明日昼迄善福寺ニ引移候様触来る、又明昼後ニ交代、揚陸之筈なり

一 色々荷仕舞致す、右門殿入来有

一 今朝舟着揃之よし

廿四日 晴

一 早朝方荷仕舞致し、善福寺二行、荷物請取

一 早昼仕舞、善福寺ニ移る、本堂ニ野殿組・御旗組・貝太鼓役、庫裡座敷之間玄関迄大人様登る、太鼓堂ニ野殿、鉄屋弥兵衛宅ニ御目付・医師・大小姓、同人御宅ニ火術役、町会所ニ運送役宿（衆）なり、旅籠仕御両方分ハ茶屋定五郎請なり

一 昼後二右門殿手揚陸、善福寺大人様へ届二而、中宮・花熊ニ着込、即ニ引渡、夕、中宮ニ参り、御武器類一通り引継置

廿五日 晴

一 朝、中宮二行、御武器類頭左膳ニ引継、手形請取置、尤灯燈・雨具は持帰り也、夫方右門殿始、何も之方廻勤し、昼後帰宅

一 昼後、野殿・菅・高山同道、生田ニ参詣し、小野新田ニ出、味泥川迄之処申置、神戸浦弁天之処迄参り、湊川迄之地所引渡、八時過帰宅

一 夕、寺院家方茶一盃振舞申度間、一寸参り候様沙汰ニ成、依而日暮方御一同茶室二行、薄茶一盃出る、尤も院家自分ニ立候得共、上方武者小路之宗順と申者参り居候間、右ニ為立可申あいさつなり、薄茶一服畢而あまりさき二付、寒て吸物御酒出る、さしみと肴少々

出る、寺肝煎植田屋左兵衛と申者出る、又謡師荒川又右衛門と云人出る、又吸者（衆）・煮も出る、止而、和尚手前ニ薄茶一盃飲、八時過引取

廿六日 晴、風立

一 今日乗船之筈之処、風強ニ而、乗船難出来旨船頭方来二付、延引致し候様触来る

一 荷仕舞ス、又昔も野殿入来、昨日和尚方御重詰到来二付、今夕、持参致し、一盃同扱（衆）致し度と大人様へ咄しニなり、支無き様二付、入来致し呉候様御酒なり、依而野殿三令朝御送物ニ成を令夕持参

一 院寺并昨夜面会致し候荒川氏入来、荒川果子一折到来、院家方申聞へ、今日御乗船延引之由、左候ハ、荒川鼓を打、茶や太右衛門謡を謡ひ可申、御差支無之候ハ、御慰如何哉と之咄二付、今朝、野殿氏ニ申送物被成下候二付、右を今夕御院家様ニも御出奉願相聞可申相談仕候間、右之節二候ハ、指支ハ無之と申置、野殿へも右之事申置、今朝吉田肇方右（衆）驚一羽到来二付、右を茶定ニ申付持参可致候咄候処、野殿氏ニも玉子到来二付、右を一同ニ少々頼二付申付置

一 七時頃、茶室ニ参り候様申聞、大人様・野殿御出、小子并宗之助も御支無之ハ拜聴致し度段申候処、参り候様申聞二付則参る、昨夜之宗順、薄茶を立出ス、一盃宛畢而酒一盃出ス、野殿氏ニ被送候重詰、勝手ニ宜敷時分出し呉候様頼置

一 一通酒飲、荒川之謡有、無程茶太入来ニ而、松風湯屋之謡有、荒川之謡鼓なり、謡ハ觀世鼓幸流の咄なり、又御寺之肝煎木屋平兵衛と云者入来、同人忰も入来、是ハ荒川門人之よし、一同ニ弱法師・蟬丸、其外段々謡有、小子も少々謡也、畢而、又一遍酒肴を徴し、

茶太方とて重式重指出、たらの煮しめ、梅のかすつけ等也、酒を指出二成、夫方又一盃飲、畢而茶屋之手前を頼、薄茶一盃飲、引取、四時頃なり

廿七日晴

一 今日八時後、乗船致し候様触来る、依而荷物遣ス、四時前方中宮・花熊暇乞二行、諏防并楠公ニ参拜也、昼後帰宅

一 乗船前二一寸茶室ニ参候様沙汰二付、最早段々入来も候旁一応断候処、再応之沙汰二付、供揃申付置、一寸大人様御一同参り、重而四・五盃飲、其促引取、直ニ出宅、浜ニ揃、乗船、皆々暇乞ニ出る処役人も出る、寿寶丸ニ乗船、乗組之面々、小五郎・彦左衛門・厩太・龍三郎・専右衛門・道一なり、此節右門手出張ニハ従者減ニ相成候二付、帰陣之人数多く、船不足二付、兵庫ニ而伊勢やを以一艘御雇ニ相成候得共、時節柄旁数艘ハ出来兼候得、右ニ付御定之通ニハ迎も不参、何れを跡ニ残し可申哉、残之者難渋二付、何れやせまくとも帰り可申や、過日相談之処、何れもせまきことこらへ可申と申出二付、成程せまし、大人様も御一同、脇の間居る、番頭屋形も此節ハ不参なり

一 日暮前乗船、一通り形付候二付、直ニ出帆、夜四時前頃、舞子之浜前辺ニ塩懸、九時頃方出帆、追風軽く候へとも追風也

廿八日晴

一 夜、小豆嶋下ニ塩懸、塩直りて方出帆

廿九日晴

一 今日ハ西風となる、間切候処通航、昼前讃州大槌の下ニ塩懸  
一 昨夜方風邪之氣ニ付、道一方薬もらいのむ  
一 塩直り方出帆、夜讃州牛嶋ニ繫船

晦日晴

塩直り方出帆、多度津ニ塩懸、八幡丸・明栄丸・天神丸追々入船、此船方小五郎・辰三郎・彦右衛門・専右衛門・厩太・道一、金比羅参詣、従者も段々参詣、八幡丸・天神丸方も段々参詣を見る、夜ニ入帰宅、舟

甲子元旦晴

一 曉七時頃方船子共元旦之祝事有、此処ニ繫船之三佐舟、天神丸・八幡丸・明栄丸、夫々廻る、西風強ニ付、滞船

二日晴

一 滞船、船子共金比羅参詣、野殿氏舟ニ付行

三日晴、夕曇

一 昼後、出帆、火打灘終り方二日暮る、鼻クリ瀬戸瀬船、豊後灘半二而夜明る、四時前三佐ニ着船、萬歳丸今早朝ニ着船之由ニ而達、右則参る

## 大坂湾防備と絵図史料

高久 智広

はじめに

大坂湾海防研究班では、幕府および諸藩による大坂湾の海防構想や実態を解明する上で、面的な把握が不可欠であるとの認識から、関連する絵図史料のデータの収集を進めてきた。

表1は、今回、データを収集した【海防図・御固図】八点、【海図・測量図】八点、【台場配置図・設計図】五十三点、【その他】四点、計七十三点の絵図について一覧にまとめたものである。多数を占める台場配置図・設計図については、さらに地域ごとに再分類した。ここに示した一覧は、大坂湾岸の海防に関する絵図を網羅したものではないが、これらの絵図の分析を重ねることで、上記の目的に迫ることは可能であろう。本稿の目的は、そのための素材を提供することにある。

### 一 海防図・御固図

嘉永六年（一八五三）に発生したペリー率いるアメリカ艦隊の浦賀来航、プチャーチン率いるロシア艦隊の長崎来航を契機として、大坂湾の海防体制についても強化する必要性が認識されるようになり、大坂湾の

入り口にあたる紀淡海峡、明石海峡に所領を持つ和歌山、徳島、明石の三藩では台場築造をはじめとする諸施策が実施されている。また翌七年九月に発生したロシア軍艦の侵入事件は、重大な対外的危機として捉えられ、それまで大坂湾の海防強化には消極的だった幕府にも海防政策の大幅な見直しを迫ることとなった。

ここに分類したのは、嘉永期から文久期の対外的脅威に対する幕府・諸藩による対応のあり様を示す図である。嘉永七年のロシア軍艦侵入事件については、「御代静謐凱陣鑑 天保山海陸御固付」<sup>2</sup>や「大坂湊口江異国船舶来之図」<sup>3</sup>、「摂州大坂異國船御固」<sup>4</sup>、「大坂御固真図」<sup>5</sup>をはじめ、数多くの摺物が流布しているが、本稿においては記載情報の豊かさや精緻さを念頭に特に手書き絵図に注目することとした。

1 「嘉永七年寅九月魯西亜舶浪花渡来ニ付諸家御固之図」は、平成二七年（二〇一五）にその所在が明らかになった絵図で、これまでほとんど検討が加えられていないものである。目印山（天保山）を中心に、大和郡山藩及び土佐藩・久留米藩が陣取る木津川口南から、神崎川の西に位置する尼崎藩の陣営までを描く。本図では、大坂城代土屋寅直の

軍勢以下、八十七藩・四旗本が布陣する状況を絵画的描写とあわせて記すが、特に目印山の描写が詳しく、ロシア側との交渉を担当した大坂町奉行が詰める「目印山会所」（当初は市岡新田会所、九月二六日に目印山会所に移転）もみえる。これに対し、天保山より凡そ一里半の沖合に投錨したロシア軍艦については画面左上に小さく線描するのみである。これは小さな和船との対比で異国船の大きさを際立たせて描く「天保山魯船図」<sup>8</sup>とは対照的であり、本図の目的が異国船の脅威ではなく、それへの対応としての幕府・諸藩による派兵状況を描くことにあることがわかる。

この事件に関して、「天保山魯船図」は絵画的な記録とともに、大坂町奉行らによるロシア側との交渉過程や派兵状況に関する詞書も併せて載せる。また当時、大坂西町奉行の地位にあった川村修就が残した応接記録も現存しており、本図とあわせて分析することで、幕府や諸藩がロシア側とどのように対峙したのかを知ることができる。

安政五年（一八五八）六月二一日、幕府は大坂湾の防備体制を強化するために担当藩の大幅な入れ替えを行っている。この変更によって、前年四月に安治川口と木津川口に配された松江藩、高松藩に替わり、摂津国の西端・境川から武庫川までを長州藩、神崎川から安治川北までを岡山藩、安治川から尻無川南までを鳥取藩、木津川口北より大和川北までを土佐藩、大和川北より堺までを柳川藩が警備することになる。「摂州海岸御固場所絵図」と題される図6・7の二図は、その新たな海防担当藩の配置を图示したものである。

これらの図では、各藩の担当区域を色分けして示すほか、各大名が拠

点とした陣屋地を朱書する。また安政二年に台場の築造が検討された安治川口・木津川口の河口両岸には「御台場元見込之場所」と記すなど、幕府による大坂湾防備の経緯に関する情報も含んでいる。

6図と7図は、書式・形態・記載内容ともほぼ一致するが、6図は大坂町奉行を務めた川村修就の文書群の一つとして伝えられたもの、7図は兵庫北浜惣会所に由来するものと、伝来の経緯が異なる。文久三年（一八六三）以前においては、この地を守衛する長州藩が兵庫南浜の浜本陣絵屋右近右衛門家を本陣としたことで、兵庫町方は長州藩士らと密接なつながりを持った。また文久三年以降には、台場築造の目的で出役した大坂町奉行所与力八田五郎左衛門が、当時の兵庫は「三都并諸国共一体」の「御変革」の中にあるとして、幕府への協力を町方に強く要請しているように<sup>10</sup>、兵庫町方は和田岬・湊川崎台場の築造や軍艦方による大坂湾内の測量、兵庫港の港湾機能の整備、長州征討へむかう幕府軍の輸送など、幕府が兵庫及び周辺地域で展開する諸施策に深く関与している<sup>11</sup>。軍事情報ともいえる御固図が兵庫北浜惣会所にどのような形に作られたのかは注目されるが、その可能性があるルートはこのように複数存在する。

また、この二図に関連する絵図として、岡山藩池田文庫に「摂海御警衛場所并御台場御絵図」等の一群が残されている<sup>12</sup>。参考までに、該当する絵図十八点について表2にまとめ、各図の記載内容についても概略を記したので参照いただきたい。

8 「文久年間摂州海岸辺神戸村附近海防御固之図」<sup>13</sup>は、尼崎城下か

ら須磨にいたる西摂地域の海防状況を描いた図である。本図では、当該地域の守衛を担当した姫路・津・岡・郡山の四藩の守衛区域が示されるが、海防担当藩として上記四藩が揃うのは元治元年（一八六四）九月二日から一二月七日までの二ヵ月余りである。タイトルには「文久年間」とあるが、情報としてはこうした元治元年頃のものも含んでいる。また幕府が兵庫・西宮で工事を進める和田岬、湊川崎、西宮、今津の四台場も描かれ、それらの周辺には八基の土塁台場も見える。これらは仮台場掛として出役した大坂町奉行所与力八田五郎左衛門の指示の下、兵庫・西宮の町方によって整備された仮台場（土塁台場）だと思われる。

本図は表現技法が稚拙であり、上記八基の仮台場には本図以外では未だ確認できていないものもある。また蛸取山（高取山）、青黄村（青木村）、といった聞き間違いによると思われる地名の誤記も散見されるなど史料批判が必要な点もあるが、海岸部の距離や面積、各台場に設置された大砲数など海防に関する情報は細かく、「御台場築立御用掛」や軍艦方など、大坂湾の防備体制整備のために江戸から出役した幕府役人の関与も想定される。管見の限り、類例はないことから、今後、分析が進むことを期待したい絵図の一つである。

## 二 海岸深淺図・海図・測量図

近年、幕末期から明治初頭にかけて作成された海図への注目が高まっているが<sup>14</sup>、次に取り上げるのは、未だ近代的な測量術を持たない段階での大坂湾海岸部の深淺図と、近代的な測量術を身につけた幕府軍艦方の関与が想定される海図および測量図で、両者の比較を試みたい。

嘉永二年九月、老中首座阿部正弘は、海防強化を目的として日本沿岸の地理的状况を把握するために、海岸付所領を持つ大名に対して、領主名・村名、左右の隣接地の領主名、海岸線の長さ、そして村ごとに沖にむかつて三十間・一丁・五丁・十丁・二十丁・三十丁の六地点での水深を明記した海岸深淺図の提出を指示している<sup>15</sup>。

全国的には約十藩の海岸深淺図が確認されているが<sup>16</sup>、大坂湾周辺では徳島藩の「淡州灘之図」<sup>17</sup>が知られている。沖に向かって線を引き、その線上の六地点に水深を落とし込むような描き方（串型）をしているのがこれらの海岸深淺図の特徴である。

10 「大坂近海面深淺絵図」は、隣接所領との関係、村名を記し、五十カ所上で上記六地点での水深を計測している。海岸線の長さの記載がない以外は、嘉永二年の幕命に従った記載内容となっており、また描き方の特徴も他藩の事例と共通する。特に嘉永期においては優先度が低かったとされる大坂湾岸の海防だが、尼崎藩が幕命に従い、こうした絵図を作成・提出していたとすれば、政権中枢の議論とは別の、現地大名の海防に対する意識を考える上で興味深い素材といえる。また、台場の配置を描いた図であることから【台場配置図・設計図】の項に分類したが、<sup>24</sup> 「尼崎藩台場配置図」も海岸の深淺については10図と同様の描画法をとる。尼崎藩では文久三年に台場の整備をはじめが、この段階においても旧藩では旧来の方法を用いて領内海岸の地理的情報を把握していたことになる。

11 「大坂御船手目論見之図」は、嘉永七年のロシア軍艦来航後、大坂

船手方が次の異国船来航に備えて見直しを加えた防備体制をまとめたものである。本図においても、恩加島、千歳、福崎、池田、八幡屋、南、島屋、葭島、西島、中島の十カ所の新田海岸から沖合に向かつて線を引き、上記六地点の水深を落とし込む。ロシア軍艦来航時、大坂町奉行らがそれまでに蓄積した対外的知識や経験をもとにロシア側との交渉に取組んだのに対し、大坂船手が次の非常時に向けて立案した海防策は、川口に杭を打ったり、民間から徴用する廻船や上荷船を連結して川口を封鎖するという程度で、配備を検討する船も戦国期に由来する小早船であるなど旧態依然のものであった<sup>18</sup>。嘉永六年のペリー来航以降、長崎での海軍伝習をはじめ、幕府は海軍力の強化と近代化を図っていくが、そのなかで大坂船手が神戸海軍操練所の開所とともに解消される理由も旧来の水軍的性格を色濃く残す組織の性格にあるう。

近代的な測量に基づいて作成された海図として、大坂湾に関する最も古いものは、嘉永七年に來航したロシア海軍によって作成された12「大阪湾海図（『ロシア海軍雑誌 (Morskoi sbornik)』掲載）」である。ただし、この時のロシア側の主目的は通商条約の締結交渉にあり、また日本側が厳重な海防体制を敷いたことで、十分な測量を行ないえなかったという<sup>19</sup>。

より精度の高いものとして、幕府軍艦方の測量に基づいて作成されたと考えられる13「大阪湾之図」、14「大坂・兵庫・友ヶ島海図」がある<sup>20</sup>。幕府軍艦方は、摂海御台場築立御用を奉じる老中格小笠原長行に従って、文久二年一二月末に大坂入りし、兵庫港を拠点として大坂湾内および周辺海域の測量を精力的に進めていく。翌三年一月、老中格小笠

原長行は「大坂内海摂播泉紀淡海岸之測量」を軍艦方に指示、軍艦方はこれを受けて一〇日より「播州明石表并最寄海岸測量御用」に着手している。また、三月には軍艦方は「大坂近海測量」御用のため、「摂津和泉并播磨之内明石浦辺海岸付村々新田等」に小船の手配を指示している<sup>21</sup>。

この二図のうち13図については、すでに今井健三氏や鈴木純子氏による研究があり、磁針偏差、天文測量に基づく経緯度目盛、水深基準面の設定、海図図式（凡例）が備わっていることから、測量された水深の数は少ないものの、近代的な海図としての技術水準を満たしていると評されている<sup>22</sup>。13図が大坂湾の全体図であるのに対し、14図は大坂、兵庫、紀淡海峡の部分図を一図にまとめたものという違いはあるが、両図とも測定時期を「文久三歳次癸亥五月測定」とし、凡例（海図図式）もほぼ共通することから、「海軍関係之部第七号」と記載のある14図にも同様の評価を与えてよいであろう。

こうした近代的な海図のほかに、近世的な描画法を用いた測量図も存在する。それが15「岩屋浦明石近海測量之図」と16「津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図」である。いずれも分間一寸一丁、すなわち一／三六〇〇の縮尺である。

15図は瀬戸内海側からの大坂湾への入口となる明石海峡を描く測量図で、明石側に西から若宮神社浜、明石川口西側、大蔵谷八幡神社浜、舞子浜の各台場を図示し、そのうち若宮神社浜台場を除く三台場から対岸の淡路島岩屋浦松帆崎にいたる距離を記す<sup>23</sup>。文久三年四月二一日、明石藩は幕府から既存の四台場のいずれかの台場を、徳島藩が淡路島北

岸に築く松帆台場と挟撃しうる堅牢な台場に改築するように、との指示を受けている<sup>24</sup>。この指示は文久三年一月一〇日はじまる軍艦方の「播州明石表并最寄海岸測量御用」に基づいていると考えられ、また幕府からの指示と本図の記載内容は一致する。この指示を受けて同藩では西洋の築城術に基づいた稜堡式の舞子台場（二〇〇七年、国指定史跡）を築造しており、本図はその関連資料としても貴重なものである。

16図は先述の1図と同様、平成二七年（二〇一五）にその所在が明らかになった図で、淡路島津名郡由良浦から紀伊国沖友ヶ嶋にいたる紀淡海峡を描く。船路、大坂湾内各港への里程、潮の干満、海底の深浅に関する情報が細かく記載される。また徳島藩が築いた高崎台場を凡例に「肉色 御炮台」と示すとおりに描き、その北側の海底の出洲について「此所如图海低ニ出洲有、地方ヨリ十町斗ヲ沖迄出テ大船ハ不通、尤干潮ニ不見深浅相記ス通り」と記すなど、海防や大型艦船の通行にかかる情報も載せる。水深の表示法は嘉永期の海岸深淺図のような串型の形態はとらず、「此処深五間程」というように測量したポイントごとに朱書している。作成時期については「文久三亥年五月廿五日誌之」とあり、軍艦方がこの海域で測量にあたった時期に該当する。近世的な描画法をとるが、記載内容をみると、大型艦船の航行を意識した海図的性格が強い絵図といえる。

文久三年五月一日、軍艦奉行並勝海舟は姉小路公知に拝謁し、「友ヶ島近傍測量の図」を呈して海軍創設や砲台の築造について議論を交わしており<sup>25</sup>、また本図の袋書には「撰河和紀播阿淡海岸図」と記されている。先に見たように軍艦方は「大坂内海撰播泉紀淡海岸之測量」に携わっており、明石海峡や紀淡海峡だけでなく太平洋側の紀伊・徳島の灘目

から大坂湾にいたる広い海域において同様の測量図が作成された可能性が想定されよう。

### 三 台場配置図・設計図

当時の主要な海防策は、海岸部に設けた台場群によって防備体制を構築することにあつた。そのため幕府や海防担当諸藩、および沿岸に所領を持つ諸藩によつて築かれた台場に関する絵図は数多く存在する。

史料の残存状況には厚薄があり、大坂湾においては特に幕府が兵庫及び西宮に築造した台場群に関するものが数多く残されている。その理由として、大正期以降、『神戸市史』や『西宮町誌』といった自治体史編纂事業において取り上げられ<sup>26</sup>、和田岬・西宮両砲台については、それぞれ大正一〇・一一年（一九二一・二二）に国の史跡に指定されるなど古くからその文化財的価値が評価されてきたことがあげられよう。一九九〇年代には『西宮市史』<sup>27</sup>の編纂に携わった梅溪昇氏が未紹介史料の発掘とその紹介を精力的に行われ<sup>28</sup>、また平成一三年（二〇〇一）には「和田岬・湊川砲台関係史料」の存在が明らかになるなど、新史料の発見と紹介が積み重ねられてきた<sup>29</sup>。特に後者については、幕府が兵庫に築造した和田岬・湊川砲台の見積書や完成後の出来形帳等の文書とともに、両台場（一部、西宮砲台に関連するものも含む）の構造を示す九件一〇点の設計図（26頁31、33頁35）も含んでいる。これらの設計図と、すでに知られていた国会図書館所蔵の「陸軍歴史」浄書稿本に含まれる24「石堡塔外郭砲墩図」・25「和田岬汀千方之図」・32「西宮石



堡塔外郭縮図」などの比較により、築造段階において数度にわたる設計変更が加えられていたことも明らかになっている。また、平成一九年一月から二六年三月まで七カ年をかけて実施された国指定史跡和田岬砲台の修理工事業（「平成の大修理」事業）では、これらの設計図や文書類が修理・復元のための基礎文献として用いられている。

24 「尼崎藩台場配置図」は文久三年に尼崎藩が整備を進めた台場の配置図で、同藩が整備した五台場のうち大高洲新田、未新田、丸島新田の三台場を描く。本図の海岸深浅の描法については【海岸深浅図・海図・測量図】の項でも触れたが、ほかにも河川や各新田の海岸部の幅及び深浅、各台場から尼崎城までの距離を注記する。また「一 尼崎ヨリ今津村石堡塔迄凡一里二十町、一 西新田村ヨリ今津村石堡塔迄凡三拾四町余」という但し書がみえ、台場の整備にあたり、幕府が今津村で工事を進める今津台場との位置関係が意識されていたことが伺える<sup>30</sup>。

徳島藩によって淡路島に築造された台場に関しては、築造当時の絵図ではないが、明治九年（一八七六）、陸軍省によって作成された「淡路国旧砲台ノ図」等（46〜68）の一群の絵図がある<sup>31</sup>。淡路島は明治三年（一八七〇）に兵庫県と徳島県に分割され、その後、名東県を経て、明治九年（一八七六）に全島が兵庫県に編入されている。角田誠氏によれば、同年二月には、名東県廃止と淡路国の兵庫県編入（八月二一日実施）にあわせ、官有地引継ぎのための調査資料として「名東縣下淡路國旧砲臺取調帳」<sup>32</sup>が作成されたという<sup>33</sup>。陸軍省による絵図群も、「」の動きに連動して作成されたものと思われる。

また堺台場についても、近年シンポジウムが継続的に行われるなど、関心の高まりを見せており、後世の写しが多いが堺台場に関する絵図が紹介される機会が増えている（18〜22）。

69 「河州交野郡楠葉村関門絵図一分計」については、楠葉台場跡の保存活動から国史跡指定にいたるきっかけとなった史料として重要な意味をもった。本図については、馬部隆弘氏による一連の研究<sup>34</sup>、そして史跡指定にむけてまとめられた『枚方市文化財調査報告』第六〇集「楠葉台場跡」（本編）（史料編）に詳述されているので、そちらを参照されたい。

#### 四 その他

その他の海防関連絵図として、二点の「神戸海軍操練所絵図」（70図）と72 「撰州矢部郡車村妙法寺村石炭礦之図（海軍関係之部第六号）」、73 「大石村より西須磨村まで西撰海岸図（仮）」をあげた。軍艦奉行並勝海舟の建言によって設置が決まった神戸海軍操練所は、撰津国八部郡二ツ茶屋村の網屋吉兵衛が造成した船たて場をもとに建設された。元治元年（一八六四）五月一四日に開所した同操練所は惣坪数一万七千三百七坪、約五・七ヘクタールの敷地を有し、艦船の繋留所、艦船修復のためのドックを備え、観光丸、黒龍丸が練習艦として配備されている。幕府は、あわせて神戸村での造船所建設も計画しており、五月には長崎製鉄所が同操練所の付属施設とされ、六月には神戸での造船所建設を実施に移すべく、造船学や蒸気機関に詳しい人材の選定にも取り掛かっている<sup>35</sup>。

残念ながらこの計画は、同操練所が一年足らずで閉鎖されたこともあり実現しなかったが、それまで大坂の河川・海上支配を担ってきた大坂船手を廃止し、これに属した人員・設備を同操練所に移管している点に鑑みても、幕府が同操練所を中心として大型蒸気艦船時代に見合った海

軍の構築と港湾整備を構想していたことが伺える。また、二図ともに明治期の写しではあるが、同操練所の関連史料は他にはほとんど残っており、数少ない貴重な資料といえる。

文久三年、將軍徳川家茂の蒸氣艦隊での上洛が検討されるにあたり、畿内において幕府海軍の拠点港と位置づける兵庫港において、燃料となる石炭の供給体制を築くことが急務となった。72 「摂州矢部郡車村妙法寺村石炭礦之図」は、兵庫港の後背地に位置する摂津国八部郡車村・妙法寺村での炭鉱開発に関する絵図である。この地域では安政四年に生野銀山の人々によって石炭採掘が始められ、その後、神戸海軍操練所の閉鎖などで一時中断されるが、曲折を経て慶応二年（一八六六）八月二六日の再許可を得て、再び採掘が始められている。「慶応二丙寅年九月」と記載される本図は、この再許可にあわせて作成されたものと考えられる。炭鉱の調査には外国奉行方や歩兵方が関わり、京都詰の勘定奉行服部常純の指揮下で運搬路と石炭会所の建設が進められていく<sup>36</sup>。また本図外題には「海軍関係之部第六号」との記載もあり、14図とともに幕府海軍（軍艦方）の関与も想定される。

73 「大石村より西須磨村まで西摂海岸絵図（仮）」は、兵庫を中心に東は摂津国菟原郡大石村から摂津国八部郡西須磨村までの海岸部を描く図である。兵庫部分に多くの付箋を付すのが本図の特徴で、新在家町浜先の付箋には「公石炭会所」と記されている。幕府が同町に石炭会所を完成させるのは慶応三年三月であり、他の付箋情報もこれに近い時期のものと考えられる。このほかにも幕府は同町に土蔵十二カ所、川崎町に縄張り地三百坪、東出町に石炭蔵を多数取得していたことが付箋情報から読み取れる。

幕府以外にも、会津、彦根、徳島、松山、薩摩、紀州、津の各藩が、

兵庫において土地や建物を取得し、石炭蔵や国産会所、本草会所を設けていたことが知られる。また、今出在家町の空地は徳島藩が人家七軒を立退かせて購入した土地であるとの情報や、佐賀・福岡・岡山の三藩が和田崎町で土地取得に向けて接触中であるという噂、和歌山藩が和田崎町に材木荷揚場とする土地の取得にむけて交渉中であるといった風聞もあわせて記載する。表1には載せなかったが、兵庫船大工町の「水帳絵図」<sup>37</sup>には「長州持名代 北風荘右衛門」、「土州蔵屋敷 名代 西川富次郎」、「土州持の名代 堺屋吉兵衛」などの記載が見え、長州藩や土佐藩も兵庫の町人を名代として、この地に土地・建物を取得していた様子が伺える。これらの絵図は特に海防や幕末の政局に関する情報を記録するために作成された絵図ではない。だが、付箋や貼紙として情報が追加されることで、政治的対立を深める幕府方と討幕方双方の諸勢力が、数カ月後に開港を控える兵庫において競い合うように拠点形成を進めていた事実を現在に伝えるにいたった。ここで紹介したような絵図に内包される情報は、京・大坂のみならず、畿内・近国の直轄都市を諸勢力がどのように評価し、関係性を築こうとしていたのかをはかる手がかりにもなる。幕末維新期において、兵庫・大津・堺・奈良・伏見といった畿内・近国の直轄都市の動向に、幕藩領主権力が少なからざる関心を示していたことはすでに指摘されていることでもあるが、これらの絵図がその有効な分析素材と成り得ることをここでは紹介しておきたい<sup>38</sup>。

#### まとめ

ここまで、個別の史料紹介に終始してきた感があるが、最後に、幕府および諸藩による大坂湾の海防構想や実態を解明するうえで、これらの

絵図史料を素材とする意義について私見を述べ、まとめたい。

まず、これらの絵図を分析素材とすることで、海防担当藩や台場などの海防施設の空間的な位置関係、海岸の深浅をはじめとする地理的環境を視覚的に把握することが可能になるのは勿論のことだが、個々の絵図をよくみてみると、隣接する区域の警衛状況との関係にも意識が向けられている場合が多いことに気づく。例えば24「尼崎藩台場配置図」で紹介したように、尼崎藩では台場の整備にあたり、隣接する今津村で幕府が築造を進める台場との位置関係を強く意識していた。また神崎川から安治川までの範囲の守備についた岡山藩では、自藩の担当区域と東側で接する安治川口台場や西側で接する尼崎藩の各台場、さらに西側の西宮台場の縄張りに関する絵図を作成しており、個々の台場の構造や「仮小屋」「土階」(T12-104-27-1)、「鐘」「番所」(T12-104-28-1)などの付属施設、「古流大砲」「西洋流」(T12-104-26-1)など備砲の情報についても記載する(表2参照)。また「尼ヶ崎東方ノ台場」については、「布屋新田対岸ノ処」と自藩の警衛地との位置関係を示す。これらは視察した際などに覚書として線描し、その傍らに情報を走り書きした程度の簡易な絵図である。他方、岡山藩池田文庫には、徳島藩が淡路由良浦に築いた高崎台場の詳細図「由良浦高崎砲台之図」(T12-67)も含まれる。大坂湾の広域的な海防は、幕府および諸藩によって分担されていたわけだが、こうしてみると分担諸藩の間においては、備え場や台場を視察しあい、情報を提供しあうことで、それぞれの警衛状況を共有し、自藩の担当区域の警衛策に反映させていたようだ。現時点では推論の域を出ないのだが、こうした絵図情報を蓄積し、相互に関連付けて検討することで、各藩の現場レベルでの海防がどのように実現されていたのかを浮かび上げることができよう。

また本稿では軍艦方の関与が想定される海図や測量図についても、四点を紹介したが、文久三年に軍艦方が実施した大坂湾内の測量により、多くの海図や測量図が生み出され、当時、大坂湾内の地理的環境に関する理解は飛躍的に進んだものと思われる。岡山藩池田文庫にも大坂湾全体を環状に描き、町在、川筋、里程、宿場に関する情報や、各港・岬等の距離、海岸部の深浅(串型)等の情報を記載する絵図(T12-104-17)が残されているが、大坂湾全域を範囲とする測量図である13図の精度は前者とは比較にならない。

先にも述べたように、13図、14図のような幕末期から明治初頭にかけて作成された海図への注目が近年高まりを見せているが、そこでの議論の焦点は近代的な測量術に基づく科学的成果としての海図という点に集中する。しかし文久三年にはじまる軍艦方の測量目的が、大坂湾防備の強化と将軍徳川家茂の上洛のための艦隊の安全な航行の確保であったことに立ち戻って考えてみると、これらの海図や測量図の軍事的意味や政治的意味をもう一度考えて見る必要があるように思う。13・14図の凡例には洲・隠洲・暗礁といった地理的情報や灯明台・碇泊所など航行に要する情報とともに、砲台に関する記載もある。特に14図のうち「兵庫海図」には、文久三年五月に工事が始まる、つまり作図時点では未だ存在しない和田岬・湊川崎両台場が描かれている。しかも湊川崎台場については、実際の円形外郭とは異なる、和田岬台場と同じ五稜郭型の外郭を描く。また16図では由良浦の高崎台場が精緻に描かれ、15図が明石側での近代的な台場の整備と関連することは先述のとおりである。

また、当時軍艦方を指揮した軍艦奉行並勝海舟の日記には、文久三年五月七日の夕刻に二条城に登城して「大坂内海の測量図」を献上したところや、五月二三日に尊攘派の公卿姉小路公知に献上する予定の「内海測

量の図」が手許に届いたこと、ただし後者については、姉小路が五月二〇日に朔平門外で暗殺されたため、老中を通じて御所へ進呈してもらえよう勘定奉行の川勝広運に依頼したことが記されている<sup>3)</sup>。勝海舟のこうした一連の行動をみると、海図は機密情報を含む政治的道具としての性格も併せ持っていたと評価することもできる<sup>4)</sup>。

本稿で掲げたような海防関係絵図は、これまで歴史研究の俎上に載せられることは決して多くはなかった。史料批判が必要な点も少なくないが、関連する史料と突合せて分析・検討し、その成果を蓄積することで新しい事実の発見に寄与することは十分可能であり、幕末期の大坂湾における海防構想や実態を探る上での良質な資料群たりうると考える。今後、こうした絵図を用いた研究も大いに進展することを期待したい。

<sup>1</sup> 大坂湾における海防体制の面的な把握を試みた研究としては、原剛『幕末海防史の研究』(名著出版、一九八九年)や、針谷武志「安政・文久期の京都・大坂湾警衛問題について」(明治維新史学会編『明治維新と西洋国際社会』、吉川弘文館、一九九九年)、大阪歴史学会企画委員会「大阪湾岸の台場跡」『ヒストリア』二二七、二〇〇九年)などがあるが、これらの先行研究は絵図史料の分析を伴っていない。ただし平成二二年度から二四年度にかけて兵庫県教育委員会が実施した「兵庫県における台場・砲台跡等調査研究検討会」は兵庫県域という限定はあるが、遺構、文献史料、絵図史料をもとに、できる限りその分布を網羅し、面的な把握を目指している点で貴重な取り組みであった(『兵庫県の台場・砲台』(兵庫県教育委員会、二〇一三年)および『幕末・明治の海防関連文化財群の調査研究―広域に所在する文化財群の調査と活用―』(兵庫県歴史文化遺産活用活性化実行委員会、二〇一五年))。

<sup>2</sup> 「御代静謐凱陣鑑 天保山海陸御固付」(年不詳)、大阪府立中之島図書

館所蔵。

<sup>3</sup> 「大坂湊口江異船舶来之図」(嘉永七年(一八五四))、大阪府立中之島図書館所蔵。

<sup>4</sup> 「摂州大坂異國船御固」(嘉永七年頃)、神戸市立博物館所蔵。

<sup>5</sup> 「大坂御固真図」(嘉永七年頃)、神戸市立博物館所蔵。

<sup>6</sup> 本図は平成二七年(二〇一五)に古書店からの購入により、神戸市立博物館に収蔵されている。

<sup>7</sup> 本図画像については、神戸開港一五〇年記念特別展図録『開国への潮流』(神戸市立博物館、二〇一七年)を参照されたい。

<sup>8</sup> 「天保山魯船図」、嘉永七年頃、神戸市立博物館所蔵。

<sup>9</sup> 高久智広「ロシア船来航時における応接と大坂町奉行の役割」(品川区立品川歴史館編『江戸湾防備と品川御台場』、岩田書院、二〇一四年)。

<sup>10</sup> 「文久二・三年北浜会所日記」(『兵庫岡方文書』第三輯第二卷、神戸市教育委員会、一九八五年)。

<sup>1</sup> 高久智広「幕末期の幕府の艦船運用と兵庫津―「御軍艦御碇泊」御用をめぐって―」(『日本史研究』六〇三、二〇一二年)。

<sup>2</sup> 岡山大学池田文庫絵図公開データベースシステム  
(<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/iketake/aru>)。

<sup>3</sup> 高久智広「文久年間摂州海岸辺神戸村付近近海海防御固之図」について(『維新の道』一三三、霊山顕彰会、二〇〇九年)。

<sup>4</sup> 二〇一三年三月一日には公開研究集会「海図と歴史」が開催され、その成果が『東京大学史料編纂所研究紀要』第二四号で報告されている(杉本史子「近世から近代へ―海図が語る歴史―」、今井健三「明治初期海図の製図法について―西洋地図学との出会いとその導入をめぐって―」、鈴木純子「幕府海軍から海軍水路部へ赤門書庫久蔵地図に残る初期海図の航跡」、鈴木純子「日本の近代地図測量前史とオランダ」(日蘭交流四〇〇年記念シンポジウム『江戸時代の日本とオランダ』、洋学史学会、二〇〇一年)、北澤法隆「幕末来航プッチャーチン艦隊の日本沿岸水路調査 その1〜4」(『水路』一三一〜一三四、日本水路協会、二〇〇四〜二〇〇五年)、横山伊徳「幕末維新期の日本沿海測量と海図作成」(『地図中心』三九五「特集 海の地図」、日本地図センター、二〇〇五年)、菊池眞一「幕

末から明治初年にかけての日本近海英国海図」(『海洋情報部研究報告』四三、海上保安庁、二〇〇七年)、今井健三「日本海図誕生に果たした英国測量艦の技術支援―「鹽飽諸島實測原圖」の作成をめぐる―」(『外邦図研究ニューズレター』八、外邦図研究グループ、二〇一一年)、後藤敦史「アメリカ北太平洋測量艦隊(一八五三―一八五六)による海図とその目録」(『外邦図研究ニューズレター』一〇、外邦図研究グループ、二〇一三年)、同『忘れられた黒船 アメリカ北太平洋戦略と日本開国』(講談社、二〇一七年)。

<sup>15</sup> 川村博忠「幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深絵図」(『地図』三七、一九九九年)。

<sup>16</sup> 前掲注14 川村「幕府命令で作成された嘉永年間の沿岸浅深絵図」。

<sup>17</sup> 「淡州灘之図」(徳島大学附属図書館所蔵)。

<sup>18</sup> 高久智広「嘉永七年(一八五四)のロシア船来航と大坂船手頭の役割―「大坂御船手目論見之図」にみる大坂船手頭の機能的限界―」(『研究紀要』二八、神戸市立博物館、二〇一二年)。

<sup>19</sup> 後藤敦史氏のご教示による。

<sup>20</sup> 13図には「陸軍文庫」の印、また14図外題には「海軍関係之部第七号」の記載があり、両図とも幕府あるいはそれ以降の軍部の管理下にあった海図であった可能性が高い。

<sup>21</sup> 前掲注10 「文久二・三年北浜会所日記」。

<sup>22</sup> 前掲注14 今井「明治初期海図の製図法について―西洋地図学との出会いとその導入をめぐる―」、鈴木「日本の近代地図測量前史とオランダ」。

<sup>23</sup> 『舞子砲台跡―第1〜4次発掘調査報告書―』(神戸市教育委員会、二〇〇六年)。

<sup>24</sup> 文久三年四月二一日「幕府、明石藩主松平慶憲「兵部大輔」に領内所在の砲台改築を命じ、特に一万両を貸与す」(『明石藩江戸日記』、東京大学史料編纂所維新史料綱要データベース BU094-0035)。

<sup>25</sup> 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集』一八(勁草書房、一九七二年)。

<sup>26</sup> 『神戸市史』資料三(神戸市役所、一九二四年)、『西宮町誌』(西宮町、一九二六年)。

<sup>27</sup> 『西宮市史』第二巻(西宮市役所、一九六〇年)、同『第六巻資料編』(同、一九六四年)。

<sup>28</sup> 梅溪昇「西宮・今津砲台築造関係史料について(一)〜(三)」(『研究報告』第一〜三集、西宮市立郷土資料館、一九九〇・一九九三・一九九六年)。

<sup>29</sup> 高久智広「和田岬・湊川崎砲台関係史料 一〜三」(『研究紀要』二〇・二二・二五、神戸市立博物館、二〇〇四・二〇〇六・二〇〇九年)。

<sup>30</sup> 高久智広「幕末期台場の研究状況と兵庫県の台場」(『兵庫県の台場・砲台』、兵庫県教育委員会、二〇一三年)。

<sup>31</sup> 前掲注1『兵庫県の台場・砲台』および『史跡徳島藩松帆台場跡保存管理計画書』(淡路市、二〇〇九年)。あわせて洲本市教育委員会の金田匡史氏よりご教示を賜った。

<sup>32</sup> 「明治九年二月名東縣下淡路國旧砲臺取調帳」(洲本市立淡路文化資料館)。

<sup>33</sup> 角田誠「明治初年における大坂湾の防備と和田岬砲台」(『明治期における和田岬砲台』、神戸市教育委員会・神戸市兵庫区役所、二〇一一年)。

<sup>34</sup> 馬部隆弘「京都守護職会津藩の京都防衛構想と楠葉台場」(『ヒストリア』二〇六、二〇〇七年)、同「京都守護職会津藩の京都防衛構想とその実現過程」『城館史料学』第六号、二〇〇八年)、同「淀川警衛体制と京都守護職会津藩の関門構想」(『ヒストリア』二一七、二〇〇九年)、および「枚方市文化財調査報告」第六〇集「楠葉台場跡」(史料編)(枚方市教育委員会、枚方市文化財研究調査会、二〇一〇年)掲載の諸論文。

<sup>35</sup> 勝部真長・松本三之介・大口勇次郎編『勝海舟全集』一三(勁草書房、一九七四年)。

<sup>36</sup> 『新修神戸市史』歴史編III近世(神戸市、一九九二年)。

<sup>37</sup> 「船大工町水帳絵図」(個人蔵・神戸市立博物館寄託)。

<sup>38</sup> 畿内・近国の直轄都市から、幕末維新期の社会を問う意義については、日本史研究会が開催した二〇一二年七月例会において議論され、その成果は「特集 畿内から見た幕末維新期の社会―直轄都市を中心に―」(『日本史研究』六〇三、二〇一二年)にまとめられている。

<sup>39</sup> 前掲注三四。

高久智広「北浜惣会所日記」にみる開港前夜（神戸開港一五〇年記念特別展図録『開国への潮流―開港前夜の兵庫と神戸―』、神戸市立博物館・開国への潮流展実行委員会、二〇一七年）。

表1 大阪湾岸における海防関係図

資料名	年代	作成者	所蔵	備考
<b>1 【海防図・御国図】</b>				
2 嘉永七年寅九月魯西亜船浪花渡来ニ付諸家御国之図	嘉永7年(1854)頃カ		神戸市立博物館	
3 尼崎地先へフロシア船渡来につき尼崎藩その他海岸警備の図	嘉永7年(1854)頃		尼崎市立地域研究史料館	内田繁氏文書(1)
4 海防図	(嘉永7年(1854)10月～安政2年(1855)9月)		和歌山市立博物館	和中家文書、「従加多浦至由良御藩政中砲術家受持記名」の朱裏書
5 紀藩海防図	(嘉永7年(1854)10月～安政2年(1855)9月)		和歌山市立博物館	巽家文書
6 摂州海岸御国場所絵図	安政期		神戸市立博物館	川村家文書
7 摂州海岸御国場所絵図	安政期		個人蔵・神戸市立博物館寄託	鷺尾家文書
8 文久年間摂州海岸辺神戸村附近海防御国之図	文久3年(1863)頃カ		霊山歴史館	
9 友ヶ島海防図	嘉永7年(1854)カ		和歌山市立博物館	
<b>【海岸深淺図・海図・測量図】</b>				
10 大坂近海面深淺絵図	嘉永期以降カ		尼崎市立地域研究史料館	
11 大坂御船手目論見之図	安政元年(1854)頃カ		神戸市立博物館	川村家文書
12 大阪湾海図(『ロシア海軍雑誌(Morskoj sbornik)』掲載)	1854年	ロシア海軍	国立国会図書館	請求番号YAM-F1
13 大阪湾之図	文久3年(1863)5月測定	(陸軍文庫)	国立国会図書館	請求番号YG4-Z-L-6174
14 大坂・兵庫・友ヶ島海図(海軍関係之部第七号)	文久3年(1863)5月測定	石瓢齋調製	神戸市立博物館	
15 岩屋浦明石近海測量之図	文久3年(1863)頃		神戸市立博物館	
16 津名郡由良浦ヨリ紀州友ヶ島迄海程御仮図	文久3年(1863)5月		神戸市立博物館	
<b>【台場配置図・設計図】</b>				
<b>■和歌山</b>				
17 御城下近海御台場之図	万延元年(1860)7月頃		和歌山市立博物館	
<b>■堺</b>				
18 堺新御台場図	安政2年(1855)9月			請求記号シ74、大正14年5月1日写
19 堺御台場之図(写)			堺市立中央図書館	請求記号シ100、宿院大通鹿島門次郎所蔵、大正15年4月30日写
20 元治元年堺浦海岸砲台築造図絵(写)	(原図は元治元年(1864)カ)		堺市立中央図書館	請求記号シ73、少林寺大道 平野利兵衛旧蔵・大正13年7月10日写
21 元治元年堺浦海岸砲台築造図絵(写)			堺市立中央図書館	請求記号シ151、少林寺町大道 平野利兵衛旧蔵・宿院大通鹿島門次郎所蔵、大正13年6月25日写
22 堺台場設計図	(慶応元年(1865))乙丑4月26日		堺市立中央図書館	奈良県磯城郡三宅村 藤本虎雄旧蔵
<b>■尼崎</b>				
23 摂州尼ヶ崎大高洲新田砲台図	幕末期		桜井神社所蔵・尼信博物館寄託	
24 尼崎藩台場配置図	幕末期		桜井神社所蔵・尼信博物館寄託	
<b>■兵庫・西宮</b>				
25 石堡塔外郭砲墩図	(文久3年(1863)以降)		国立国会図書館	浄書稿本「陸軍歴史」
26 和田岬汀干方之図	(文久3年(1863)以降)		国立国会図書館	浄書稿本「陸軍歴史」
27 石堡塔外観及び内構造絵図(2点)	(文久3年(1863)以降)		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
28 石堡塔五十分一之図	(文久3年(1863)以降)		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
29 石堡塔立面図	(文久3年(1863)以降)		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
30 石堡塔内構架部分図	(文久3年(1863)以降)		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
31 石堡塔火薬室之図	(文久3年(1863)以降)		神戸市立博物館	神戸市指定文化財

32	(石堡塔敷盤)築壘五十歩一之図	(文久3年(1863)以降)		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
33	西宮石堡塔外郭縮図	(文久3年(1863)以降)		国立国会図書館	浄書稿本「陸軍歴史」
34	西宮・川崎石堡塔外郭縮図	元治2年(1865)3月		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
35	西宮・川崎石堡塔外郭縮図	慶応元年(1865)12月		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
36	和田岬石堡塔外郭壁之図	慶応元年(1865)12月再改		神戸市立博物館	神戸市指定文化財
37	見取図(西宮砲台石堡塔)	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
38	(砲台石堡塔見取図)	(明治八年三月廿六日区会議所、出張先へ出す)とあり		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
39	石堡塔御成功図	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
40	石堡塔および外部・門口平面図(「摂州武庫郡西宮濱方字築洲西手元御台場」)	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
41	西宮石堡塔外郭胸壁上クルミ土切断之図	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
42	西宮石堡塔外郭門口横塘上面ヨリ見タル図	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
43	西宮石堡塔外郭柵門之図	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
44	石堡塔外郭砲墩二百分之一図	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
45	石堡塔建設地予定付近図	(明治以降カ)		西宮市立郷土資料館	「武庫郡郷土史料展覧会」出品資料
■淡路					
46	名東県下淡路国第十二大区第一小区津名郡洲本海岸見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
47	名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦海岸見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
48	名東県下淡路国第十二大区第八小区津名郡岩屋浦海岸見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
49	慶応2丑年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第八小区津名郡岩屋浦字古城下旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
50	文久3亥年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第八小区津名郡岩屋浦字松尾旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
51	慶応2丑年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第八小区津名郡岩屋浦字拂川旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
52	慶応元子年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第八小区津名郡岩屋浦字松西旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
53	慶応元子年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第八小区津名郡岩屋浦字松東旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
54	文久元酉年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第一小区津名郡炬口浦字中濱旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
55	文久元酉年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第一小区津名郡津田村字波戸旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
56	明治元辰年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦字丸山旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
57	文久元酉年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦字高崎旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
58	淡路国津名郡由良浦千七百廿三番字高崎砲台ノ図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
59	文久元酉年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦字高崎旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
60	由良浦高崎御砲台之図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	菊川兼男旧蔵・洲本市立図書館受人、史料館に移管カ
61	明治元辰年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦字四町目旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
62	明治元辰年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦字小山旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	



63	文久元酉年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦宇生石旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	欠損あり
64	淡路国津名郡由良浦式千六百九番宇生石砲台ノ図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
65	文久元酉年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦宇生石旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
66	安政五午年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦宇六本松旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
67	淡路国津名郡由良浦千七百十三番宇六本松砲台ノ図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
68	安政五午年築造官有地第3種名東県下淡路国第十二大区第二小区津名郡由良浦宇六本松旧砲台ノ図、其他見取図	明治9年(1876)		洲本市立淡路文化史料館	
<b>■補葉</b>					
69	河州交野郡補葉村関門絵図一分計			京都府立総合資料館	「川々御普請定法書」(請求記号 和581-1)巻末付図
<b>【その他】</b>					
70	神戸海軍操練所絵図	(明治43年(1910)写、原図は元治元年(1864)頃か)		神戸市立博物館	桃木文庫旧蔵。
71	神戸海軍操練所絵図	(明治期の写しか、原図は元治元年(1864)頃か)		神戸市立中央図書館	桃木文庫旧蔵。
72	摂州矢部郡車村妙法寺村石炭礦之図(海軍関係之部第六号)	慶応2年(1866)9月		神戸市立博物館	
73	大石村より西須磨村まで西摂海岸絵図(仮)	慶応3年(1867)頃		神戸市立博物館	

※『和歌山市文書調査目録』第2集(和歌山市史編纂委員会、1973)、武内善信『海防図を読む―幕末和歌山藩の御台場と海防―』(『研究紀要』3、和歌山市立博物館、1988年)、同『文献批判・史料批判についての一省察』(『同』27、同、2013年)、高橋克伸『御台場普請に関する史料について―女ヶ崎の御台場を中心に―』(『同』26、同、2011年)、「特集 幕末京都口の関門一枚方・補葉台場跡」(『ヒストリア』217、大阪歴史学会、2009年)、梅溪昇『西宮・今津砲台築造関係史料について』(1)～(3) (『研究報告』1～3、西宮市立郷土資料館、1991・1993・1996年)、品川歴史館特別展図録『品川御台場―幕末期江戸湾防備の拠点―』(品川区立品川歴史館、2011年)、神戸市立中央図書館「貴重資料デジタルアーカイブズ」(<http://www.city.kobe.lg.jp/information/institution/institution/library/arc/index.html>)、高久智広「和田岬・湊川砲台関係史料」について」1～3 (『研究紀要』20・22・25、神戸市立博物館、2004・2006・2009年)、同「文久年間摂州海岸辺神戸村付近近海海防御台之図」について」(『雑新の道』133、霊山顕彰会、2009年4月)、同「嘉永七年(一八五四)のロシア船来航と大坂船手頭の役割―「大坂御船手目論見之図」にみる大坂船手頭の機能的限界―」(『研究紀要』28、神戸市立博物館、2012年)、神戸開港150年記念特別展図録『開国への潮流』(神戸市立博物館、2017年)、『舞子砲台跡』(神戸市教育委員会、2006年)、『史跡徳島藩松帆台場跡保存管理計画書』(淡路市、2009年)、『兵庫県の台場・砲台』(兵庫県教育委員会、2013年)、『枚方市文化財調査報告』60「補葉台場跡」(枚方市教育委員会、2010年)など参照。あわせて淡路の各台場については洲本市教育委員会金田匡史氏よりご教示を賜った。

表2 岡山大学附属図書館 池田文庫 戦略絵図

資料番号	資料名	内容
戦略絵図 T12-65	安治川口台場側面之図	安治川口台場の断面図。1間6歩の積り。
戦略絵図 T12-66	安治川口台場之図	往来は幅2間、砲壇は幅4間、高さ往来より4尺。護胸壁は幅4間、高さ砲壇より6尺。砲壇は8間、16間、8間の台形状。4間に1基の大砲を据える(計8門)。
戦略絵図 T12-67	由良浦高崎砲台之図	徳島藩が由良浦に築造した高崎台場の絵図。最大で大砲40門の設置が可能。本図において朱丸で示された備砲数は15門。
戦略絵図 T12-104-1	摂海御警衛場所并御台場御絵図	天保山から神崎川まで、岡山藩が安政5年(1858)6月に守備についた範囲を描く絵図で、この区域に設置された砲台場、新砲台を描く。既存の砲台場には備砲の大きさ・数、新砲台には「新砲台出来」「普請中」の貼り紙を付す。
戦略絵図 T12-104-2	摂海御警衛場所并御台場御絵図	天保山から神崎川まで、岡山藩が安政5年(1858)6月に守備についた範囲に設置された砲台場、新砲台を描く図。既存砲台からの射出方向を朱線で、新砲台からの射出方向を黒線で示す。
戦略絵図 T12-104-3	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「嶋屋新田新道」)	嶋屋新田内の新道を朱線で示し、各地点間の距離を示す。
戦略絵図 T12-104-4	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「嶋屋新田新道」)	嶋屋新田内の台場、各地点間の道の長さ、台場からの距離などを記した貼り紙を付す。
戦略絵図 T12-104-5	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「嶋屋新田新道」)	文字の記載はなし。砲台場の位置を示す。
戦略絵図 T12-104-6	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「布屋新田砲台之図」)	布屋新田に設置された砲台の図。土塁や犬走等の規模等を記す。
戦略絵図 T12-104-7	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「矢倉新田砲台之図」)	矢倉新田に設置された砲台の図。火薬庫、人溜、矢倉新田面海土堤を記す。「八十斤迦農煩」が配備されていたことを記す。
戦略絵図 T12-104-9	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「常吉新田新道」)	常吉新田の砲台場の記、および「武者屯」2カ所、「火薬蔵」を記す。
戦略絵図 T12-104-10	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (端裏書「布屋新田新道」)	布屋新田に設置された砲台場3カ所を示す図。犬走の規模等を記す。欄外に「橋拾二ヶ所」「樋拾六間宛二カ所」「武者屯所」2カ所の規模、「中嶋砲台」の略図を示す。また山田弥太郎、藍川源五左衛門、成瀬九右衛門の名記載あり。
戦略絵図 T12-104-11	摂海御警衛場所并御台場御絵図	矢倉新田の砲台場新設予定図カ。「新砲台印」とあり。新田の規模に関する記載もあり。
戦略絵図 T12-104-17	摂海御警衛場所并御台場御絵図	大坂湾を環状に描き、町在、川筋、里程、宿場に関する情報や、各港・岬等間の距離、海岸部の深浅(串型)などの情報を記載する。
戦略絵図 T12-104-25	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (「西ノ宮御台場縄張之大略」)	西宮台場の縄張り図。
戦略絵図 T12-104-26-1	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (「尼ヶ崎台場西方ノ領分界」)	備砲の情報記載あり(「古流大砲」「西洋流」「土俵斗」「西洋流」)。
戦略絵図 T12-104-27-1	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (「尼ヶ崎中ノ台場」)	尼崎藩中ノ台場の略図。土塁を方形に築く簡易な構造。砲座は「二間四方」で「底ニ板ヲシク」「深サ二尺ヲ堀下ゲ中央ニ土俵五六ヲ置ク」構造のものが4カ所。他に「仮小や」「土階」あり。
戦略絵図 T12-104-28-1	摂海御警衛場所并御台場御絵図 (「尼ヶ崎東方ノ台場布屋新田対岸ノ処」)	布屋新田の対岸に設置された尼崎藩の東方の台場の略図。砲座は3カ所か。他に「鐘」「番所」を描く。また設置されている大砲は絵画的に表現する。

※岡山大学池田文庫絵図公開データベースシステム(<http://ousar.lib.okayama-u.ac.jp/ikedake/ezu/>)より作成。

# 高取山石炭関係史料について・生野銀山「石川家文書」の紹介

添田 仁

## 一 大坂湾海防と石炭

幕末の大坂湾海防について考える際、幕府軍艦や外国船など、蒸気船の燃料となる石炭の問題は重要な論点になる。とりわけ軍艦に使用する良質な石炭の確保は、海防の実効性に関わるだけでなく、政治動向を左右しかねない重要な課題であった。大坂湾内の港のなかでも、兵庫は、将軍の上洛艦隊の駐留や西国諸藩との戦争を支える拠点港であり、さらに安政五カ国条約で指定された開港場（予定地）でもあったことから、非常時・日常時のどちらにおいても石炭を安定的に供給しうるしくみの整備が急がれた。

幕末兵庫の石炭供給については、高久智広氏が廻送による調達を指摘している<sup>1)</sup>。文久三年（一八六三）二月には、神崎屋仁兵衛・大文字屋由兵衛が「御軍艦へ御遣用相成ル石炭買集方」に任じられ、大坂や長州元山産・筑前三池産の石炭を調達していたこと、また翌四月には、大坂町奉行所地方役が「蒸気御軍艦御遣用」の石炭を大坂で購入して兵庫津へ廻していること、廻送した石炭は兵庫島上町山田屋與三左衛門の城米蔵を仮石炭困蔵として保管し、兵庫町方で管理していたことが明らかになっている。

一方で、政治的局面の悪化を背景に、幕府が石炭を安定的に供給する方法、すなわち海上輸送に頼らない自前の石炭山開発を模索し、兵庫北部の高取山（神戸市須磨区）周辺で採掘に着手したことも明らかになっている<sup>2)</sup>。平成二八年（二〇一六）に開催された神戸市立博

物館特別展「須磨の歴史と文化展」では、慶応二年（一八六六）九月の石炭山を描いた絵図で、幕府海軍（軍艦方）によるものと思しき「撰州八部郡車村妙法寺村石炭礦之図」や、明治十八年（一八八五）八月の開坑願を含む「車村石炭借区関係文書」（ともに神戸市立博物館所蔵）などが示され、『神戸市史』では「長続きしなかつた」と断じられた高取山での石炭山開発が、実は、幕府による大坂湾海防との関わりで重視されていたと推測できること、さらに神戸開港以降も採掘が続けられていたことなどが明らかにされた。

以上のような研究状況をふまえ、本稿では、幕末兵庫への石炭供給を支えた高取山（神戸市須磨区）で、石炭採掘に従事した、生野銀山石川家に伝わる史料を紹介したい。

## 二 石川家文書の概要

石川家は、生野銀山に隣接する播磨国神西郡森垣村（朝来市生野町）で、大地主として主に農業、酒造業、林業で財をなした。当主は代々伊兵衛を名乗り、屋号は龍野屋。清和源氏を祖とし、戦国期は播磨国龍野（たつの市）にあったという。初代石川庄左衛門布堯の記録によると、一八世紀半ばには森垣村にあり、商売を始めていたようである。その後、亀山（京都府亀岡市）に家屋敷を購入するも、安永八年（一七七九）には姫路俵町（姫路市西二階町・福中町）に移っている。姫路から菓種商として生野に出入りし、そのうちに生野の有力

者と親交を結び、森垣村に定住したと推測される。

銀山開発との関わりも深く、採掘と精錬を手がける山師や地役人のパトロン、産出された金属の大坂への輸送業、町に出入りする要人を泊める宿泊業（本陣）、鉱害対策のための薬種業（龍榮堂）など、多彩な家業を持っていた。とくに、銀山町内の掛屋津田家、太盛山の山師足立家、森垣村の庄屋市橋家（亀屋）とは縁戚関係にあった。また、豊富な資金を元手にして、美術品や蔵書を揃えるなど文化的な素養も備え、それらを利用して幕府役人や都市部の商人・文人とも関係を取り結び、政治・文化の両面で活躍していたことがうかがえる。

石川家文書は、平成二〇年（二〇〇八）三月、大学・地元住民・自治体が協力した地域史研究のなかで発見された。一万点を超える巨大な文書群である。個人所蔵ではあるが、発見当初から所蔵者による保存・管理が難しい状態にあったため、緊急避難的に生野書院に移管し、朝来市教育委員会や地元住民とも協力して概要調査を始めた。同二三年三月には、生野書院で企画展「再発見 銀山の遺産・森垣村石川家に受け継がれてきたもの」を開催するなど、地域の貴重な歴史遺産の存在と重要性を地元にも広く知ってもらうための取り組みを進めてきた<sup>3</sup>。同二七年三月には、地元の有志が集まって「生野銀山石川家文書の魅力を語る会」を組織し、現在も整理と研究を続けている<sup>4</sup>。

### 三 石川八左衛門魚連

石川家文書は、これまでも同家の縁者である石川準吉が進めた生野代官研究や、自治体史『生野史』の編纂のなかで活用されてきた<sup>5</sup>。しかし、近年の調査によって、高取山での石炭採掘に関わる史料（四

八七点）が含まれることが明らかになった<sup>6</sup>。

石川家文書に高取山の石炭関係史料が含まれる理由は、石川家四代当主の石川八左衛門魚連（以下、八左衛門）が、幕末に高取山での石炭採掘に携わったからにほかならない。

八左衛門は、石川家二代当主の石川庄左衛門長英と生野銀山の山師・足立嘉右衛門綿胤の長女マツとの間に生まれた（生年は不明）。伯父で二代当主の石川（津田）甚九郎両中を挟んで家督を継ぎ、安政・明治初期には村役人も務めている。明治三年（一八七〇）八月十七日に没した。嘉永六年（一八五三）には、当時の生野代官・白石忠太夫を菖蒲沢（朝来市生野町栃原）に迎え、山師や地役人など生野の名家を集めて遊興しており、その交際の広さは注目に値する。また、文人としての活躍も見逃せない。とくに竹の画の名手として知られ、その名声は江戸にまで届いていたようである。彼の墓石にも竹の絵が刻まれている。ちなみに、彼の肖像画の賛は、日田（大分県日田市）の儒学者・漢詩人としても著名な廣瀬旭荘によるものである。

### 四 石炭事業に着手した経緯

石川家の石炭事業は、安政四年（一八五七）五月、八左衛門が大坂谷町代官白石忠太夫に対して、高取山での石炭の試掘を願い出たところから始まっている。次の史料は、その際の願書である<sup>7</sup>。

乍恐以書付奉願上候

当御支配所

播州八部郡

車村

奥妙法寺村 地内

北條平次郎御代官所

播州神西郡

森垣村

龍野屋

願人 伊兵衛

一 石炭問堀式ヶ所 但日数二百日

此御冥加銀百式拾目

右伊兵衛奉申上候、石炭之義ニ付而は兼々御触も有之、当時御  
国用之御品物ニ付稼方試御用途ニ相備度兼々志願ニ御座候処、当  
御支配所車村外壱カ村地内山添ニ石炭之氣有之趣承り候ニ付、早  
速罷越見届候処、当時薄氣ニは候得共、往々丹誠仕堀込候ハ、出  
進可申哉之見込も御座候ニ付、地元村々江及掛合候処、何分ニも  
故障無御座候ニ付、書面之通御冥加銀上納仕候間、日数式百日之  
間問堀被仰付候様奉願上候、尤試堀中ニ而も出盛御用途相成候義  
ニ候ハ、被仰付次第違背仕間敷候間、何卒右願之通御聞濟被成下  
候ハ、難有仕合奉存候、依之乍恐此段以書付奉願上候、以上  
安政四巳年五月

北條平次郎御支配所

播州神西郡

森垣村

百姓

伊兵衛 印

同人煩ニ付代

元次郎 印

差添

庄屋

重助 印

谷町御役所

この願書によると、石炭山の開発については、それ以前から幕府  
による働きかけがあり、八左衛門は「御国用之御品物」の確保のた  
めに採掘を「志願」したという。彼は、車村・妙法寺村（ともに  
神戸市須磨区）に「石炭之氣」があることを知り、現地を調査した。  
その結果、石炭の埋蔵状況は「薄氣」ではあるものの、丹念に採掘  
すれば問題ないと判断して、地元の了承も取り付けた。その上で、  
幕府に対して冥加銀一二〇目を納め、まずは二〇〇日間の試掘を願  
い出たのである。ほぼ同じ時期に、勘定奉行兼長崎奉行の水野忠徳  
が石炭山を視察し、試みに幕府が一〇万斤（約六〇トン）を購入す  
ることが伝えられており、これを受けての「志願」であったものと  
推測される。

直後の六月、八左衛門は、住吉村（神戸市東灘区）の民五郎との  
間で、次の規定書を取り交わしている<sup>10</sup>。

為取為替規定書

御入組

白石忠太夫様御支配所摂州八部郡東尻池村・西尻池村、土井大炊  
頭様御領分長田村、蒔田驚介様御知行池田村入会字壱里山ニ而石

炭之氣配候ニ付、試掘仕之段谷町御役所江願書候処、御地頭江夫々御掛合之上、今般場所御見分、問堀御聞濟被成下難有仕合奉存候、然ル上ハ稼方都而相師之義ニ付、互ニ氣尽之取計無之様可仕左之ケ條双方堅相守、永続致候様可仕事

一 稼所之義は立会之上見定、問堀稼可仕、入用之義、都而忒ツ割ニ而時々勘定出銀致、正路ニ可致事

一 追々新見立稼所出来候共、相師之義ニ付、不依何事一己之存寄を以稼所相立不申、談之上相稼可申事

一 石炭御買上并塩竈濱出し之分共、談之上売捌、不取締之義無之様可仕事

一 明り取締差配人、双方方老人ツ、付置、万事山師江談之上取計可申事

前書堅相守、石炭追々出盛候様出精相稼可申、依規定為取替置処如件

安政四丁巳六月

白石忠太夫様御支配所

摂州八部郡住吉村

石炭師

民五郎

北條平次郎様御支配所

播州神西郡森垣村

石炭師

伊兵衛

この規定書にある通り、高取山での石炭採掘は、当初、住吉村の

民五郎と伊兵衛（八左衛門）の二人に許されたものと思われる。二人の「石炭師」という肩書きが注目されよう。ただ、文中に「相師」とあるように、採掘に際しては、何事も両者が協力・分担して進めることが確認されている。とくに、①今回の採掘場所については両者で確認して決め、費用も半分ずつ負担すること、②他所を採掘する際には、相手に相談なく勝手に進めないこと、③産出した石炭の幕府への上納や塩釜燃料としての販売については、両者が相談した上で行うことなどが申し合わされている。

住吉村民五郎については、これ以降、史料上で確認できていない。詳細は不明だが、当初二人に任された採掘は、その後、八左衛門が単独で担うものへと変わったのではないか。仮にそうだとすると、なぜ八左衛門が生き残ったのか、史料的な制約もあり、現段階で確たる答えはない。ここでは、近世を通して生野銀山で培われた鉱山技術や資金力と、燃料という対象の性格上、幕府の政策を実現しうる者としての信用、そして、それを担保する人脈が重視されたものと考えておきたい。

## 五 採掘の風景

石炭は、どのようにして掘り出されていたのか。石川家文書を用いながら、その概要だけでも示しておきたい。慶応三年六月七日、イギリス公使館書記ローコックの商業報告書には、高取石炭山の概況について次のようなことが記されている<sup>11</sup>。

発見は一〇〇二〇年前、場所は兵庫から四マイル（六・四キロメートル）の山の中、坑道は水平で、長さは二五フィート（七・六二メー

トル)以内で、大半は一〇〇〜二二フィート、二〇三人の男が地面にしゃがみこんで尖ったハンマーで掘る作業をしていた。坑道の入り口付近では、裸同然の数人が、石炭を手で選別し、積み出し場まで運んでいた。そこから兵庫の市場まで、三輪車か、牛か、背中にかついで運ぶ。石炭の品質は、大半が劣っていたが、中には無煙炭のような良い種類の物が含まれていた、等々である。

坑道の長さや掘り子の人数については、時期ごとに変化もあって正確さを欠くが、坑道や間歩付近の様子については、おおよその通りであったと思われる。

当時の石炭採掘は、「ためき掘り」と呼ばれる水平掘りが一般的であった。『兼葭堂雑録』にも「石炭掘之図」として、木枠が組まれた坑道から石炭を曳きながら出てくる堀子(手子)の様子が描かれている。掘り出された石炭は、一六貫目(六〇キログラム)〜一〇〇斤の俵に詰められ、二俵ずつ牛馬の背に乗せて駒ヶ林村(神戸市長田区)まで運送、船で兵庫に廻送され、兵庫島上町の山国屋與三左衛門の城米蔵に保管されていた。その後、幕府からの買上げがあれば、その代金を受け取ることができしくみであった。

【表】は、八左衛門が谷町代官に宛てて提出した、安政四年六月と文久三年(一八六三)二月の見積書をもとに作成したものである。この見積書は、石炭一〇〇斤あたりに要する経費を費目ごとに計算したもので、八左衛門は、これらを根拠にして石炭の買い取り額を上げるよう大坂代官に働きかけている。そのため、この金額をもって、実際の必要経費と捉えることは難しいかもしれない。

そこで、ここでは費目に注目したい。まず、「石炭掘立入用」として給銀を支給されている、支配人、山留(落盤を防ぐための普請

担当者)、下財(堀子)、手子(堀子の下働き)、飯炊きといった人びとの存在と、おおよその人数を知ることが出来る。車村から駒ヶ林村までの運賃や、駒ヶ林村で石炭を船に積み替える際の一時保管場所の料金も必要であった。注目すべきは、給銀と比較しても少ないとは言えない額が、「村方益分」「掘立場所入用」という名目で、石炭山を擁する地元の村々に渡されていたことがうかがえる点である。石炭山の開発を受け入れる地域の側も、石炭が生み出す富の恩恵に預かっていたと考えるべきであろう。

【表】では、安政四年六月と文久三年(一八六三)二月のものを並べて示しておいた。両者を比べると、油代に顕著なように、わずか五年半の間に経費が高騰していることがわかる。八左衛門の石炭山開発は、苦難の船出であった。

以上、石川家文書に含まれる高取山石炭関係史料の一端を紹介してきた。ただ、大坂湾海防のなかで高取山の石炭が果たした役割の問題にまで言及できなかった。今後の課題としたい。

<sup>1</sup> 高久智広「幕末期の幕府の艦船運用と兵庫津、「御軍艦御碇泊」御用をめぐって」(『日本史研究』六〇三、二〇一二年)。

<sup>2</sup> 新修神戸市史編集委員会『新修神戸市史 産業経済編Ⅰ 第一次産業』(神戸市、一九九〇年)、同『新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世』(神戸市、一九九二年)。

<sup>3</sup> 『生野書院企画展 再発見 銀山の遺産 森垣村石川家に受け継がれてきたもの』(神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター、二〇一一年)。

<sup>4</sup> この間の詳細な経緯については、添田仁「郷土史の裾野を広げるために、朝来市との連携事業をふりかえって」(『LINK』地域・大学・文化)五、二〇一三年)、三菱財団法人科学研究助成「鉾山地域社会史確立のための基礎的研究」(二〇一〇・二〇一二年度、代表・奥村弘)の報告書『鉾山地域社会史確立のための基礎的研究』(二〇一四年)を参照のこと。

<sup>5</sup> 石川準吉『生野銀山と生野代官』(日本工業新聞社、一九五九年)、太田虎一『生野史』(生野町、一九六二・七四年)。

<sup>6</sup> そのうち一部は、すでに前掲『生野書院企画展 再発見 銀山の遺産』や報告書『鉾山地域社会史確立のための基礎的研究』で報告した。また、平成二九年(二〇一七)に神戸市立博物館で開催された、神戸開港一五〇年記念特別展『開国への潮流・開港前夜の兵庫と神戸』で展示され、同図録でも紹介されている。

<sup>7</sup> 石川家文書四六・二四・七。

<sup>8</sup> これ以前、安政三年六月段階で、兵庫宮内村の筏屋平次郎と大坂南堀江の升屋喜助が、奥妙法寺村の山本茂右衛門から石炭採掘のための田地(三畝)を借用していたことを示す文書が残されている。石川家文書四六・二〇・三・一。

<sup>9</sup> 石川家文書四六・三九・五。

<sup>10</sup> 石川家文書四六・三九・一・二。

<sup>11</sup> 前掲『新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世』、七八七頁。



【表】石炭(100斤)値段見積り額の推移

安政4年(1857)6月	(匁.分厘毛)	文久3年(1863)2月	(匁.分厘毛)
陸付運賃(車村～駒ヶ林村)	0.8	陸付運賃(車村～駒ヶ林村)	1.547
縄・俵代	0.3	縄・俵代	0.387
石炭荷扱方 浜置場出入外敷入用	0.2	縄・俵扱方 出入取扱入用	0.317
村方益分(1駄5厘)	0.02	村方益分	0.026
掘立場所入用(土屑捨場田地 借用中年貢・地直し入用)	0.095	掘立場所入用(土屑捨場田地 借用中年貢・地直し入用)	0.516
石炭掘立入用	2.265	石炭掘立入用	9.203
支配人給銀(2人)	0.095	差配人給銀(2人)	0.412
山留給銀(2人)	0.15	山留給銀(2人)	
下財給銀(10人)	0.68	掘手給銀(32人)	3.442
手子給銀(5人)	0.16	手伝給銀(11人)	0.773
飯炊き給銀(2人)	0.08	飯炊き給銀(2人)	0.155
飯料(25人分)	0.4	飯米菜類(49人分)	1.895
油代	0.081	油代	0.851
道具直し賃	0.18	道具直し賃	0.144
舗内普請、留木代	0.439	舗内普請、松木入用	0.277
		居小家(49人賄入用)	1.263
合計	3.68		* 12.000

【典拠】「石炭直段書上ヶ」(石川46-3)、「覚」(石川46-48)より作成。

【註1】費目については、史料中の記載を参照してまとめた。

【註2】文久3年2月の見積りは概数。150斤の額の2/3に、銭と銀の換算比率をかけて算出。

換算比率は、史料末尾の「銭壹貫三百九拾六文、此銀十八匁也」を参照し、  
銀1匁=銭77.5文で換算。ただし、\*は史料中の金額を記載。

二〇一四年度～二〇一八年度  
科学研究費補助金・基盤研究B(課題番号26284095)  
研究成果報告書

幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩

研究代表者 岩城 卓二(京都大学人文科学研究所)

発行 二〇一九年三月一日

発行者 京都大学人文科学研究所

〒六〇六―八五〇一 京都市左京区吉田本町

印刷

株式会社図書印刷同朋舎

〒六〇〇―八八〇五 京都市下京区中堂寺鍵田町2番地

